金沢城史料叢書17

金沢城普請作事史料1

石川県金沢城調査研究所

平成二十五年三月

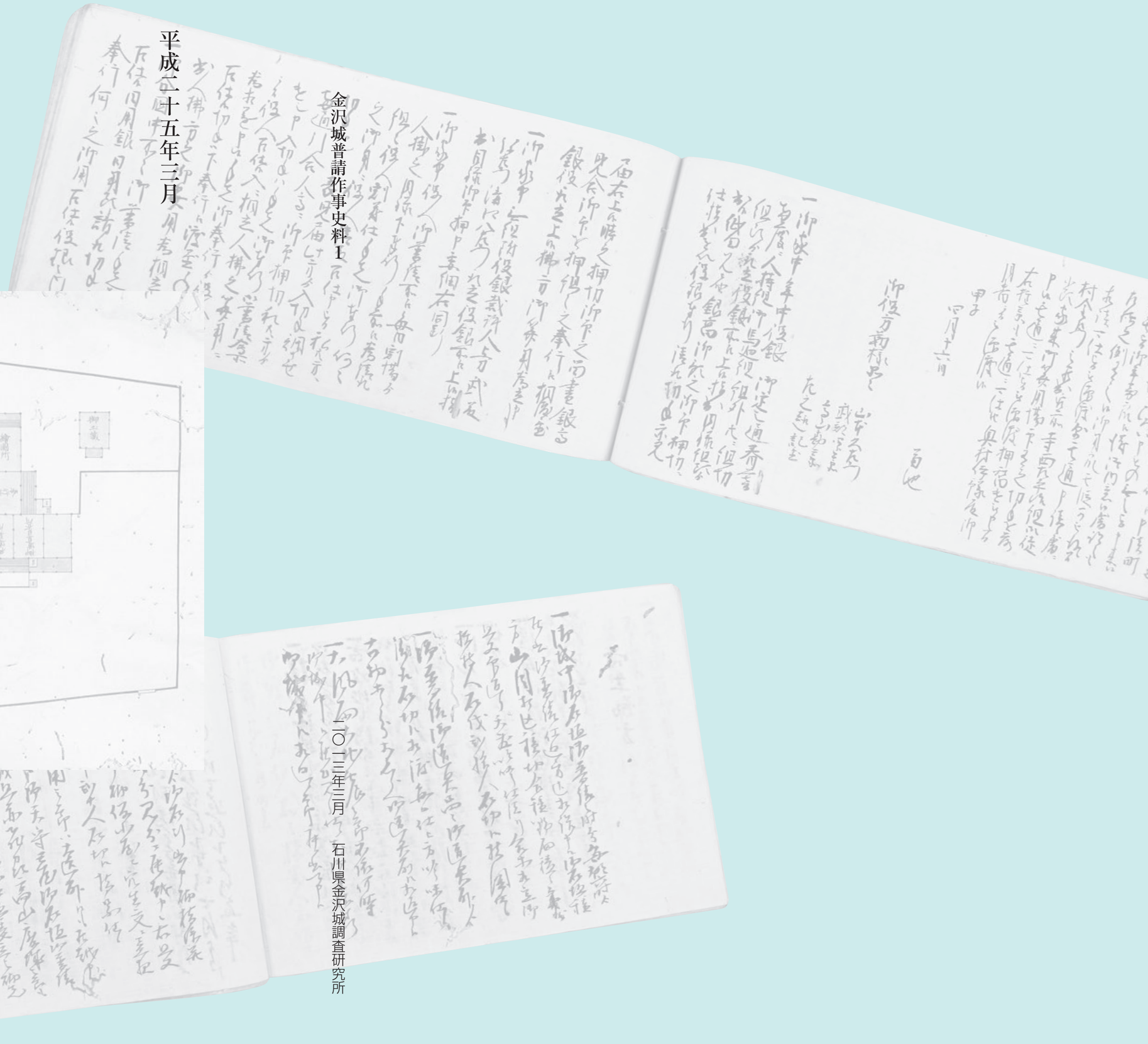

金沢城普請作事史料1

二〇一三年三月　石川県金沢城調査研究所

普請会所の見取図と位置

御城外所役所絵図（石川県立歴史博物館蔵）
「穴生役所之図」（金沢市立玉川図書館後藤文庫）とともに普請会所の見取図として貴重である。

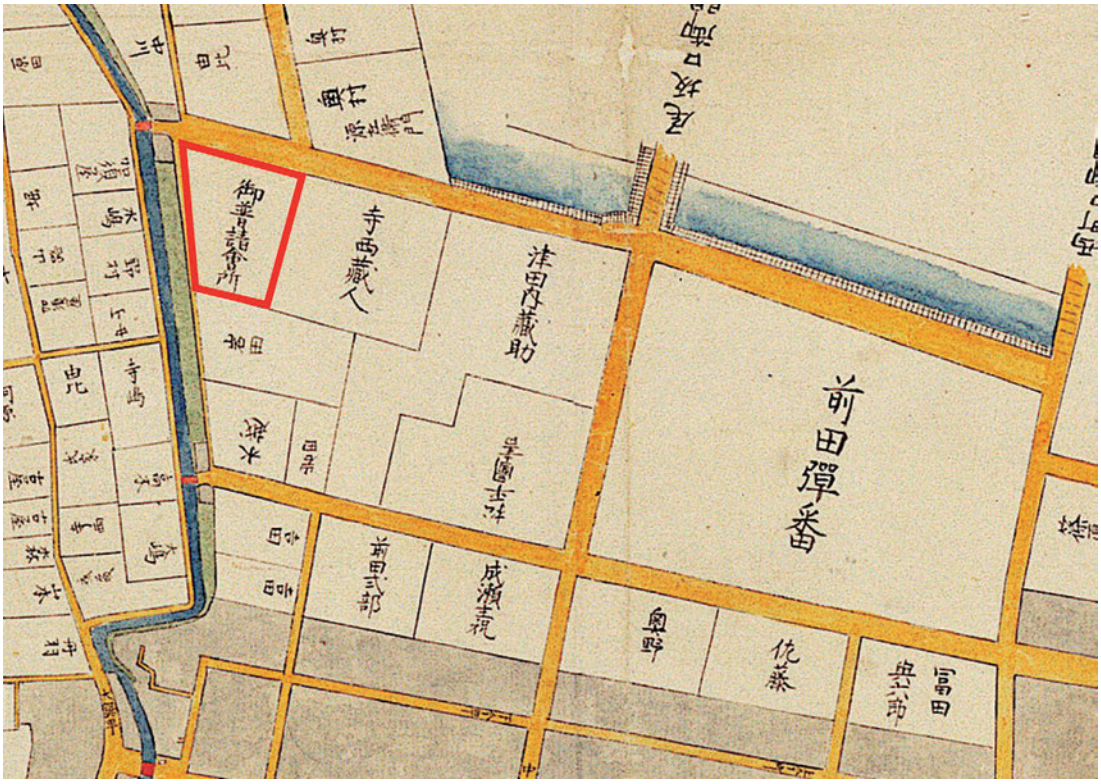

江戸後期の普請会所（金沢市立玉川図書館蔵「金沢大絵図」の一部に加筆）
加賀藩の普請会所は、城の北、現在の大手町病院付近に位置した。

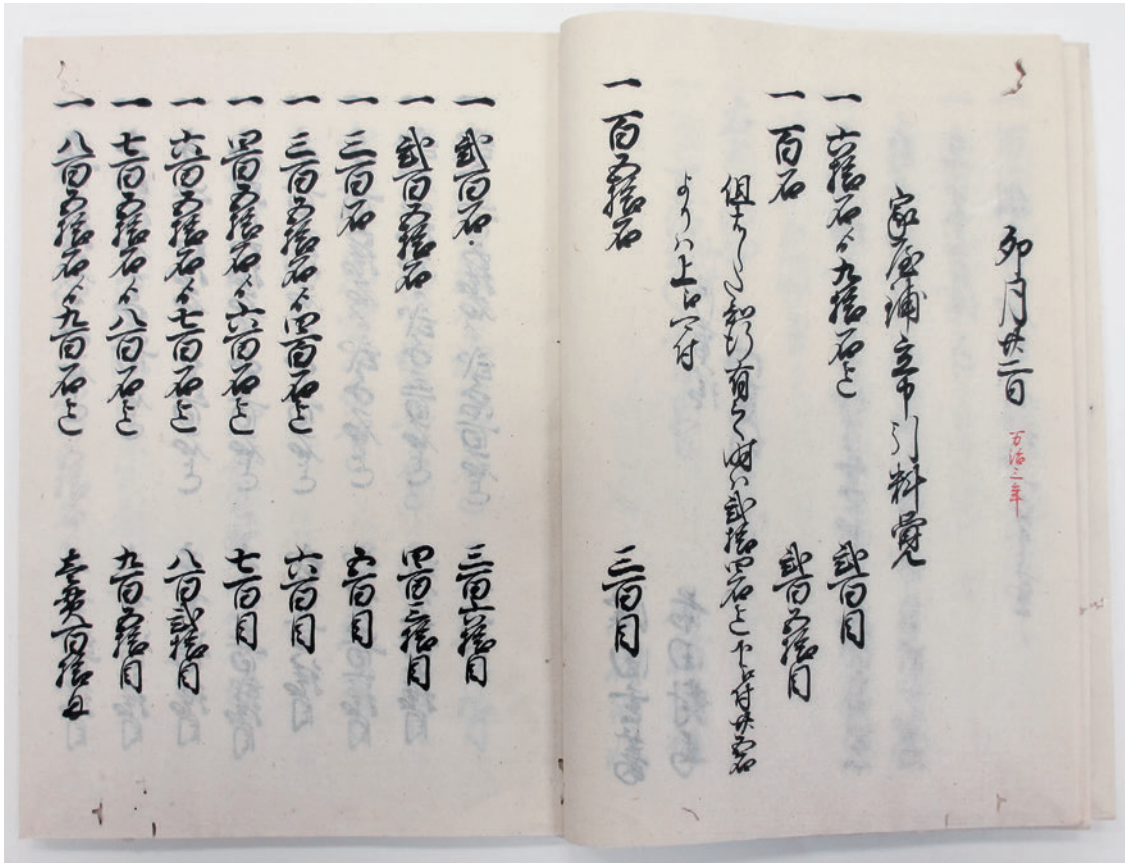

右之通相違無之候 以上

寛政三年 卯 七月十三日

今村民部
奥村周橘
前田對馬

覚

一親跡目之儀 兄半之丞願之通 御定之歩数
別村之内ニ而弐百俵之高 自分取ニ仕 地方ニ而
也地之儀ハ半右衛門

一屋敷之儀ハ兄半之丞居住ニ付 屋敷より差除
兄分ニ而弐百俵之地方ニ而半右衛門江
分ケ屋敷別ニ而ハ無之候ニ付

一御扶持米之内ニ而相渡候ニ付
親類行司ニ而ハ無之候間死去之節

一役人共普請中ニ而仕舞ニ相成候日数
多ニ而ハ無之候事

一官舎弐百俵之高ニ而ハ無体ニ周旋之役人
在住ニ而ハ無之候間

一御扶持人数減候ニ而ハ無之候得共
別場ニ而普請之儀ハ無之候ニ付人数減ニ而ハ
不申候ニ付御扶持人数減候ニ而ハ無之候

一普請之儀ハ別段日人掛ニ而ハ無之候ニ付
御扶持人数之内ニ而ハ無之候

一普請無用一ケ年ニ弐度ニ而ハ無之候事

一金沢ニ而ハ御扶持方ニ而ハ無之候ニ付
壱人扶持ニ付銀弐匁ニ而ハ無之候

一御扶持方

二　御普請会所役付等覚書（河内山勲氏所蔵）

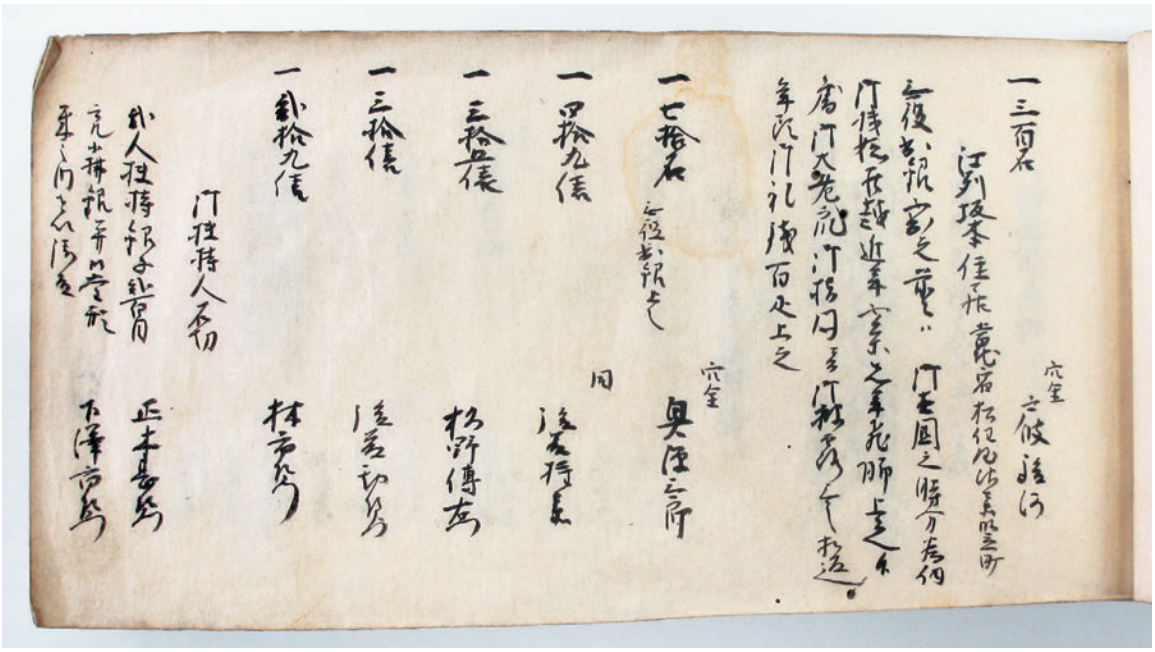

一三百石　穴全　六彼　[illegible]

江州坂本住[illegible]　[illegible]

[illegible]

一七拾石　穴全　奥[illegible]

一四拾九俵　同　[illegible]

一三拾五俵　[illegible]

一三拾俵　[illegible]

一弐拾九俵　[illegible]

[illegible]

一弐拾三六朔

一役高加刀知三ツ六分越中能列四ツ

[illegible]

一人持御馬廻共平均高千石以上弐分

銀役[illegible]

[illegible]

一弐拾三年六月朔日　[illegible]

一弐親[illegible]

[illegible]

一自他國共御使[illegible]

[illegible]

一死[illegible]

[illegible]

一[illegible]

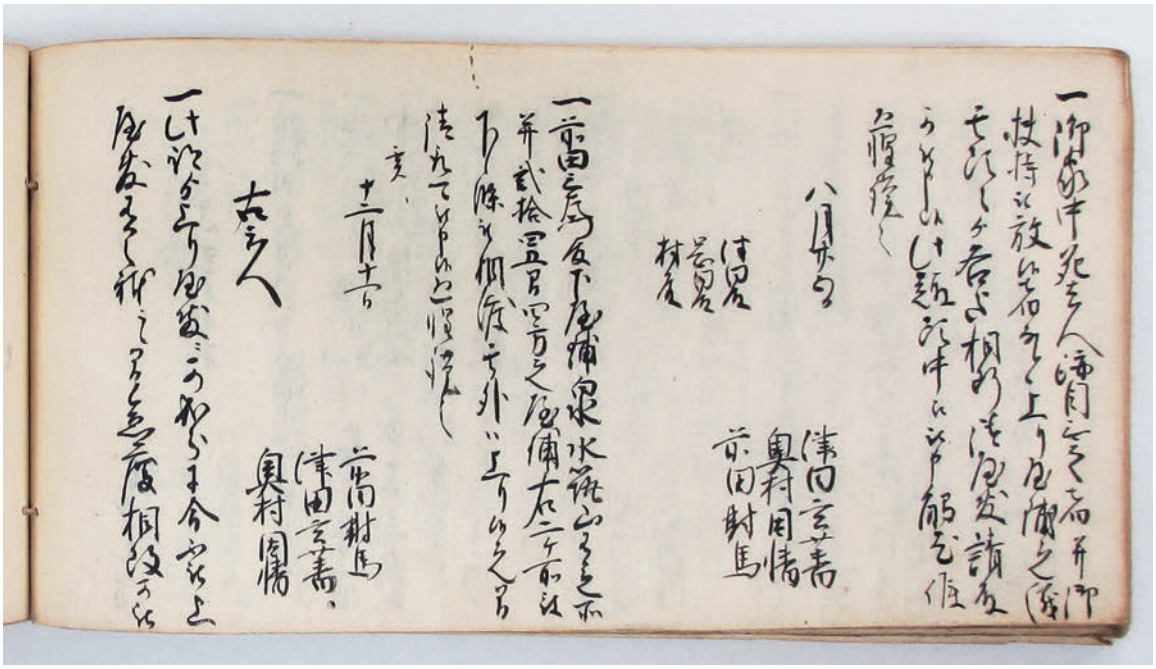

一御家中死去之節届出候儀ハ従前々之通可相心得候事

一当年御年貢米之儀ハ来ル十一月中ニ相納候様可被申渡候事

八月朔日

津田宗壽
奥村周備
前田對馬

一当春御領分之内温泉水湧出候ニ付而ハ其筋之役人差遣候節ハ御馳走ニ及候儀ハ勿論ニ候得共其外ニ而ハ一切之儀無用ニ可被致候事

十二月十日

前田對馬
津田宗壽
奥村周備

古文

一近年御家中ニ而喧嘩口論之儀ニ付而ハ双方之内理非ニ不拘喧嘩ニ及候者ハ勿論ニ候得共喧嘩ニ及候者ハ勿論ニ候得共喧嘩ニ及候者ハ勿論ニ候得共

三　御普請奉行諸事留（金沢市立玉川図書館加越能文庫）

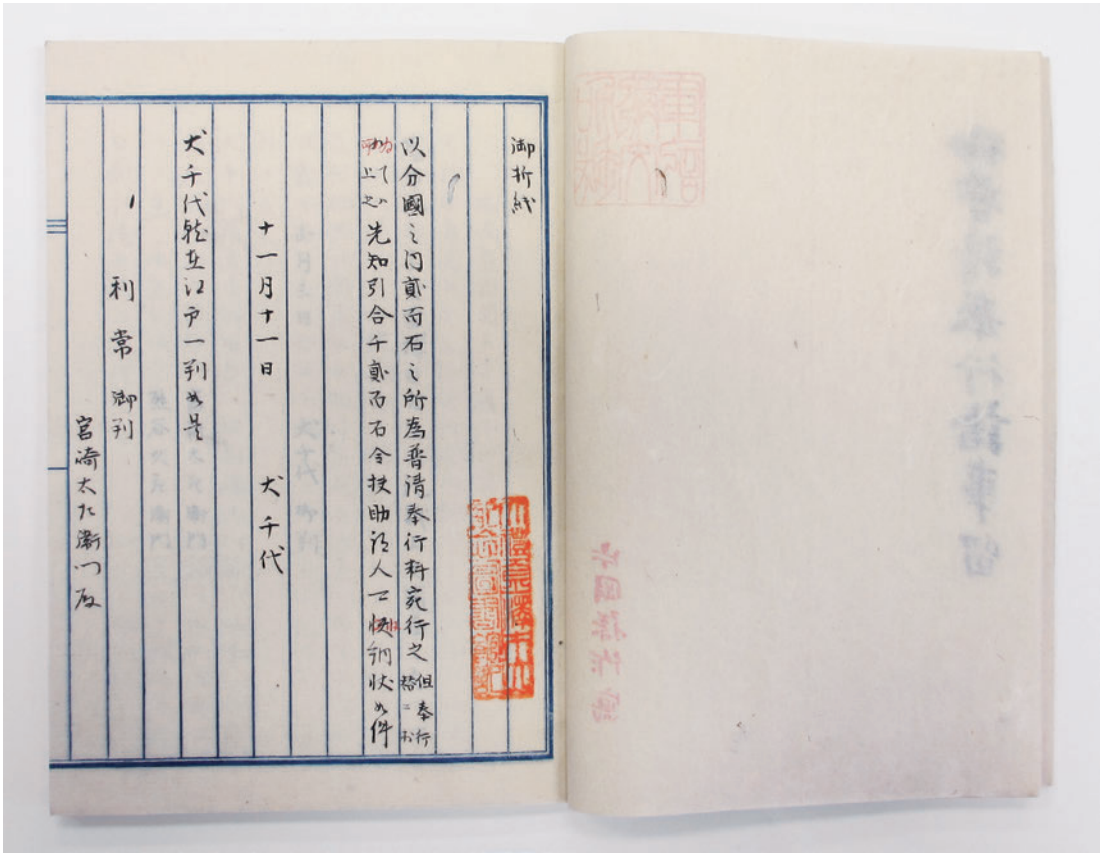

御折紙

以分國之内貳百石之所為普請奉行料宛行之（但奉行替ニ於）

（助ヲ以上之）先知引合千貳百石令扶助諸人ニ恢復例状如件

十一月十一日　犬千代

犬千代能在江戸一判如是

利常　御判

宮崎太左衛門殿

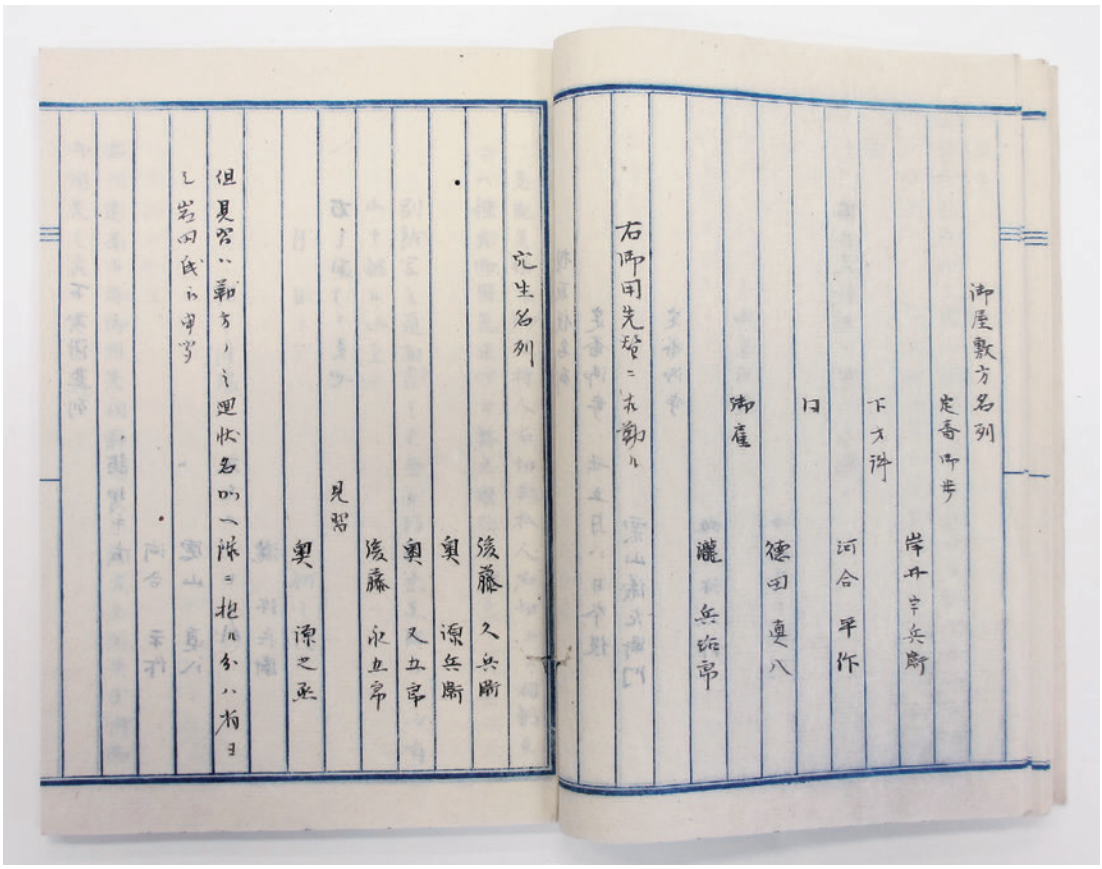

御屋敷方名列

定番御歩

岸井宇兵衛

下方洋

河合平作

日

徳田真八

御雇

瀧兵治帛

右御用先聲ニ於勤ル

完生名列

後藤久兵衛

奥源兵衛

奥又五帛

後藤永五帛

見習

奥源之丞

但見習ハ勤方ノ之理状名ハ一隊ニ抱ル分ハ有ヨ

之岩田氏ハ申学

四　才川・浅野川々除御普請之様子并私共勤方之帳

（金沢市立玉川図書館加越能文庫）

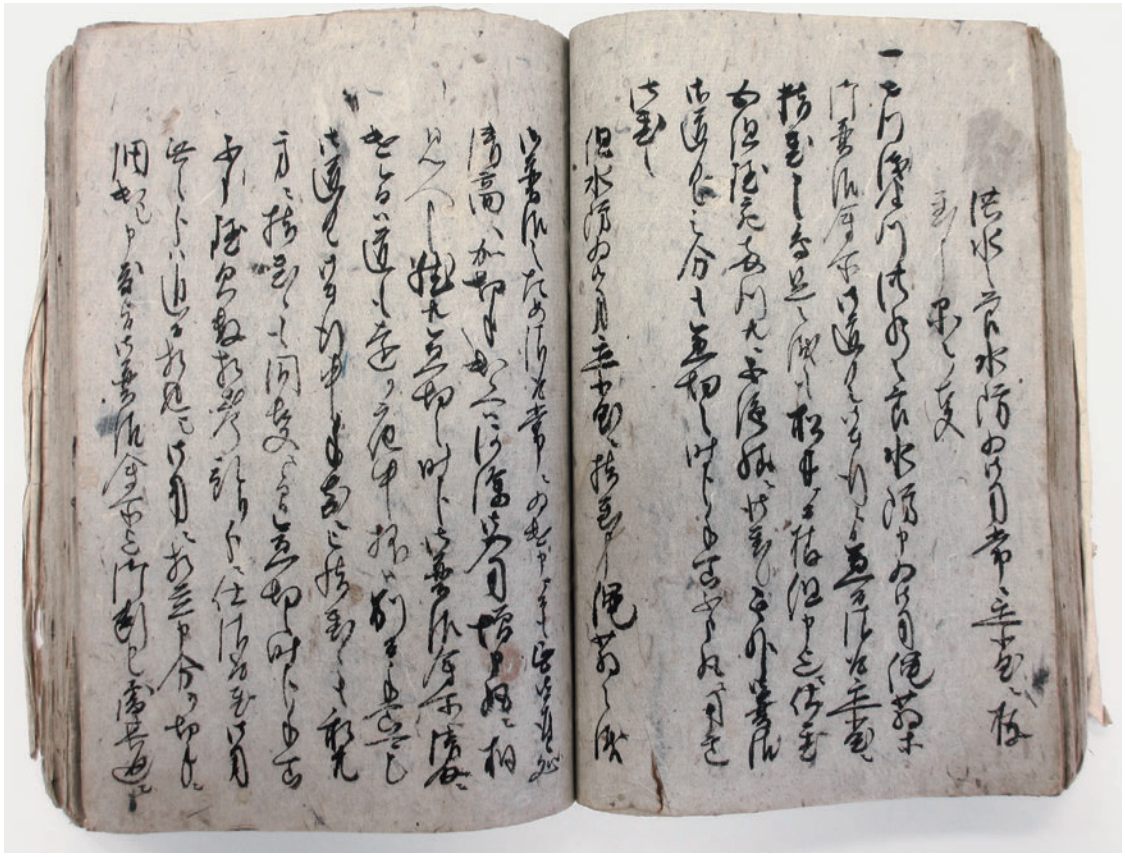

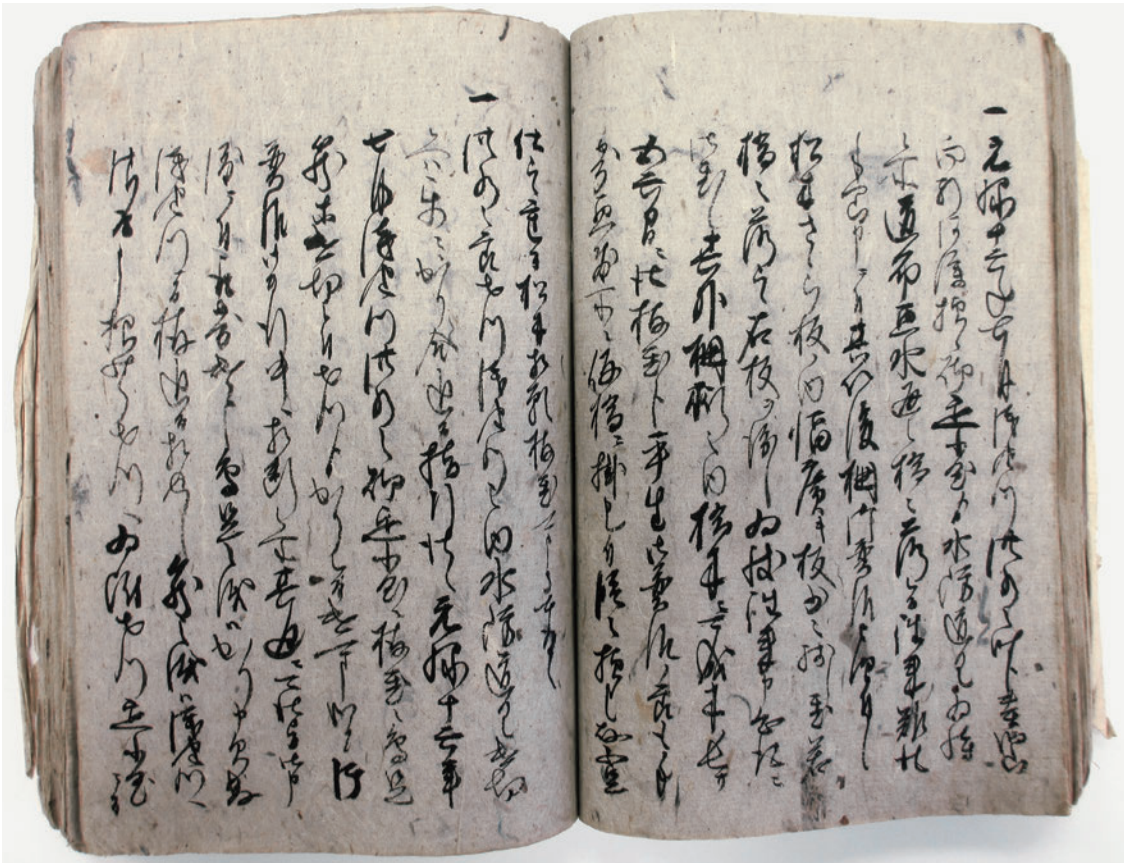

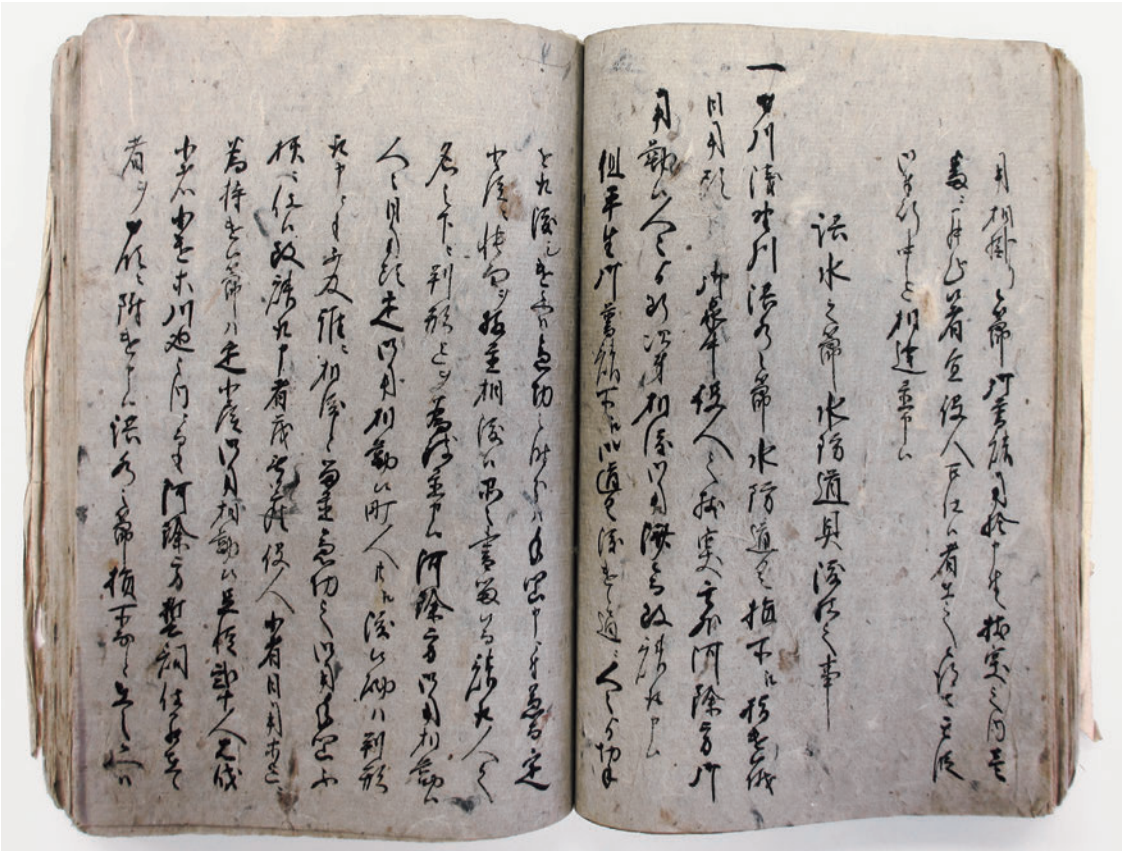

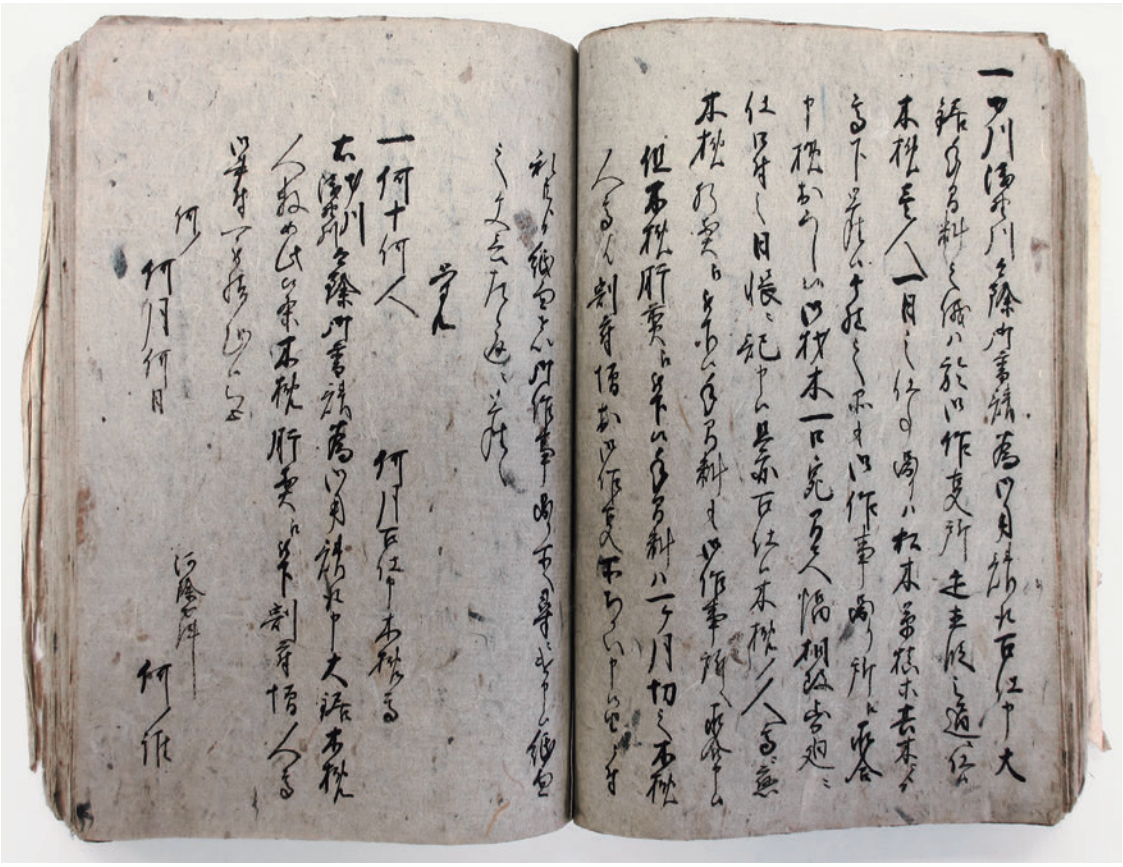

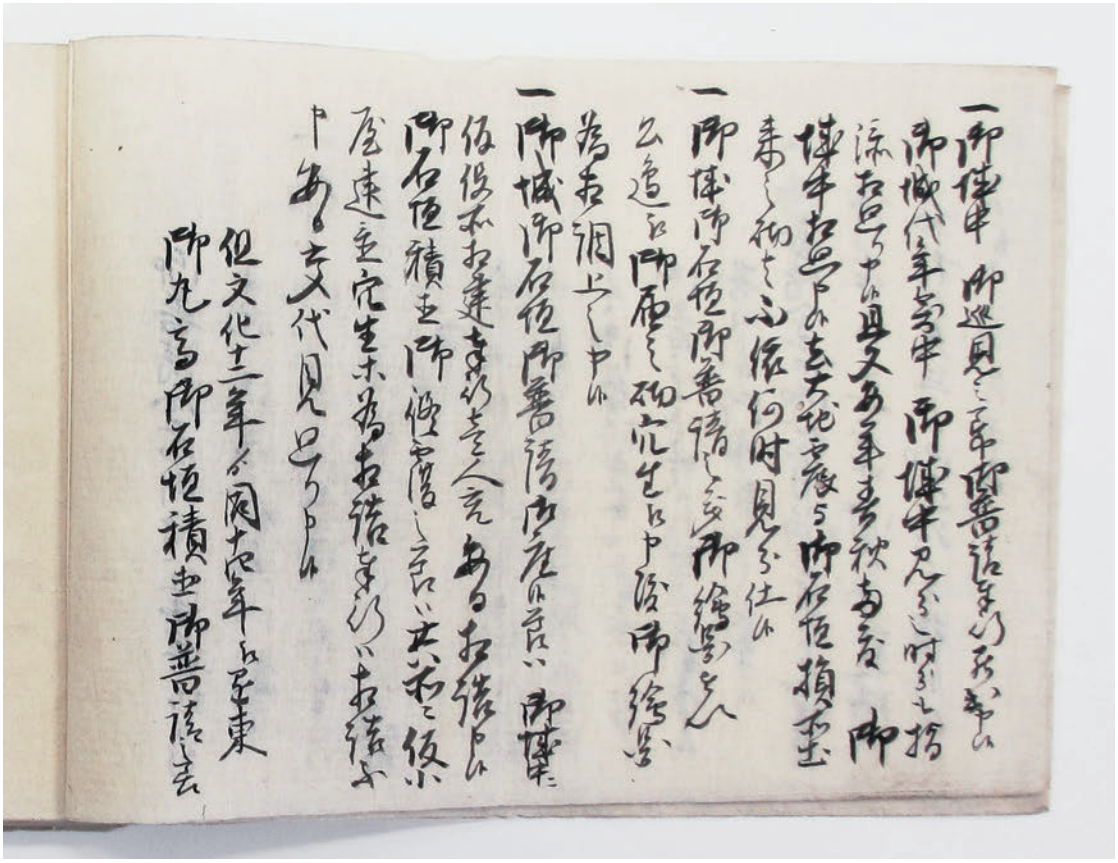

一御作事　御巡見之節御普請奉行
御城代年寄中　御作事奉行之内
御作事方御普請方之内
御作事奉行御普請方
之内御作事奉行
御作事方御普請方
御作事奉行
御普請方
御作事奉行
御普請方
御作事奉行

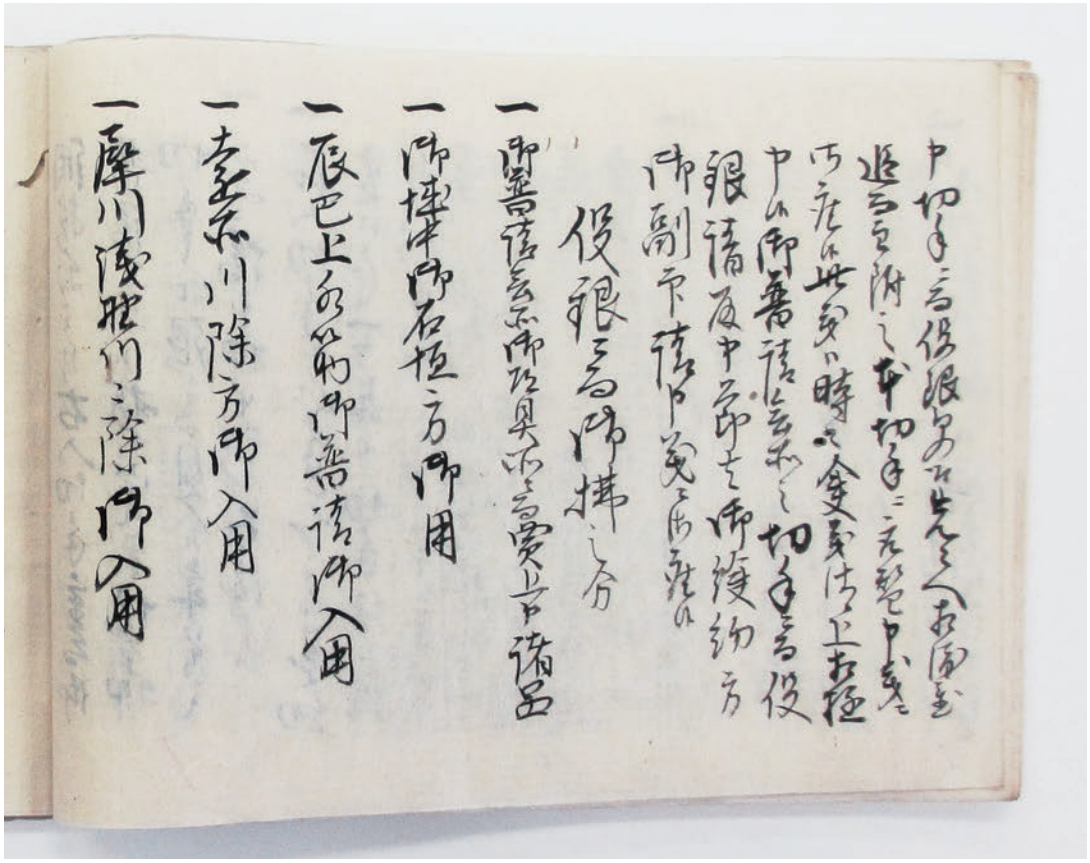

中切手ニ為役銀ヲ以テ先ニ人ニ御座
追ニ至附ニ本切手ニ元髪中ニ成
可ニ在ニ此ニ成ニ時ニ金ニ成ニ付上ニ御座
中ニ御普請ニ云ニ切手ニ為役
銀請ニ度中ニ節ニ御復紛方
御副市請ニ成ニ可ニ在ニ

役銀ニ為御拂ニ分

一御普請ニ云ニ御所具ニ為賞上ニ諸品
一御坤中御石垣方御用
一辰巳上ニ御前御普請御入用
一堂ニ元川除方御入用
一摩川淺地川ニ除御入用

一御紙ニ為ニ手合日用貸銀
一御坤中定掃除割場掃除日用貸銀
一堂元本ニ御手合日用貸銀
一御張施玉ニ元方日用貸銀ニ元玉銀
[illegible]
一元ニ射場角場[illegible]
日用貸銀
一御普請ニ云ニ居番人ニ並ニ本人
石垣ニ川淺の川川ニ至ニ組ニ付
ニ御役ニ不ニ也ニ小ニ為御給銀
御扶持方代
一御普請ニ云ニ御用ニ御
人ニ下銀

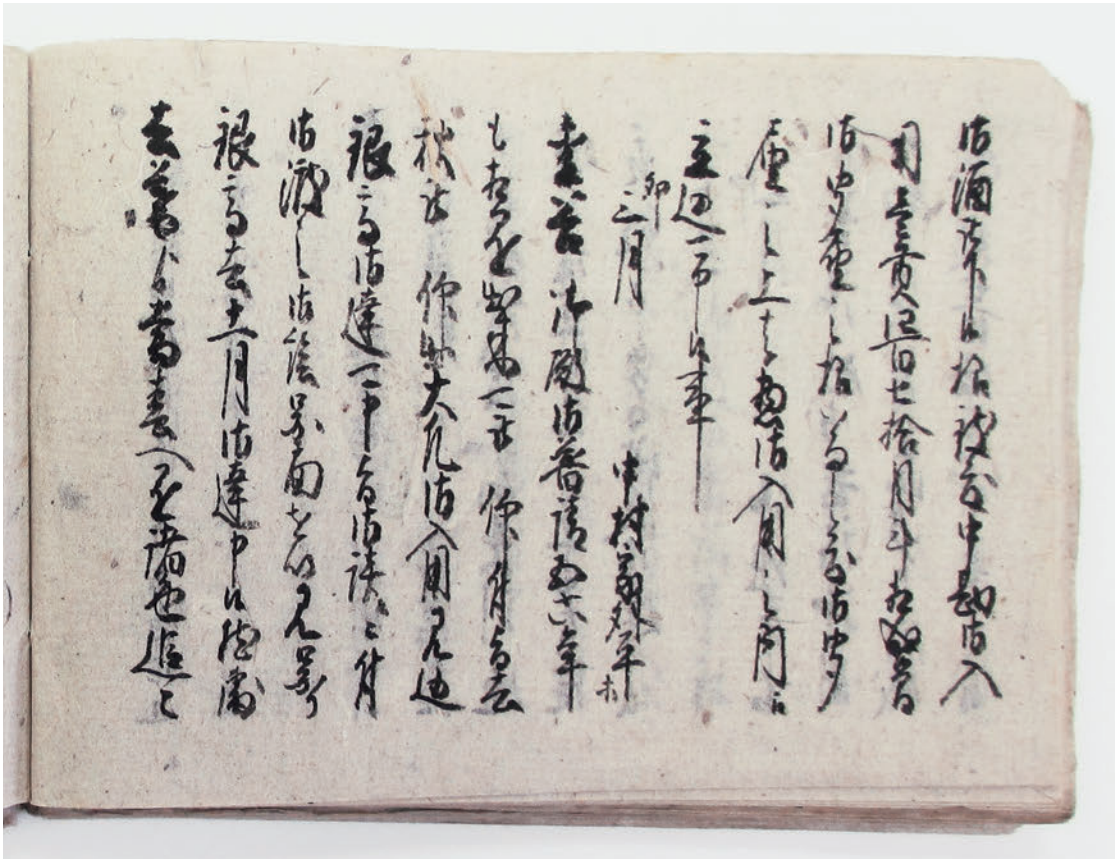

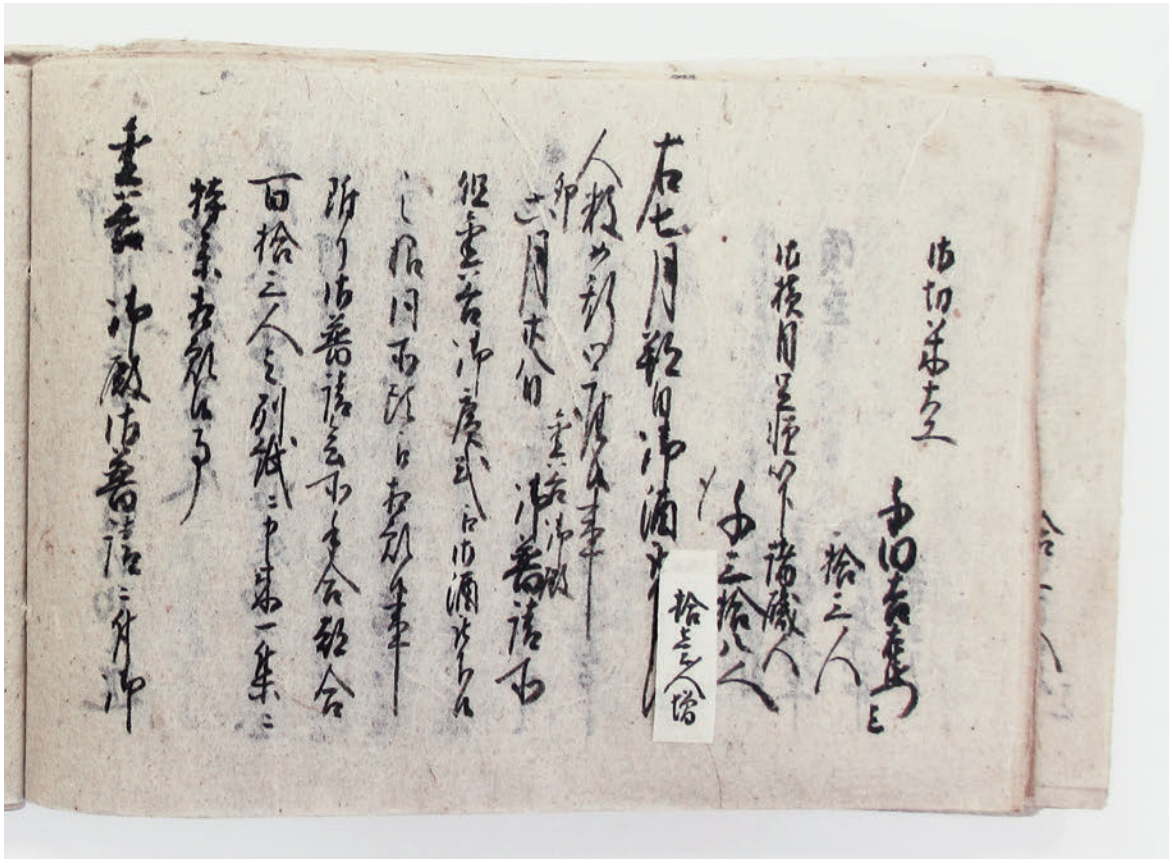

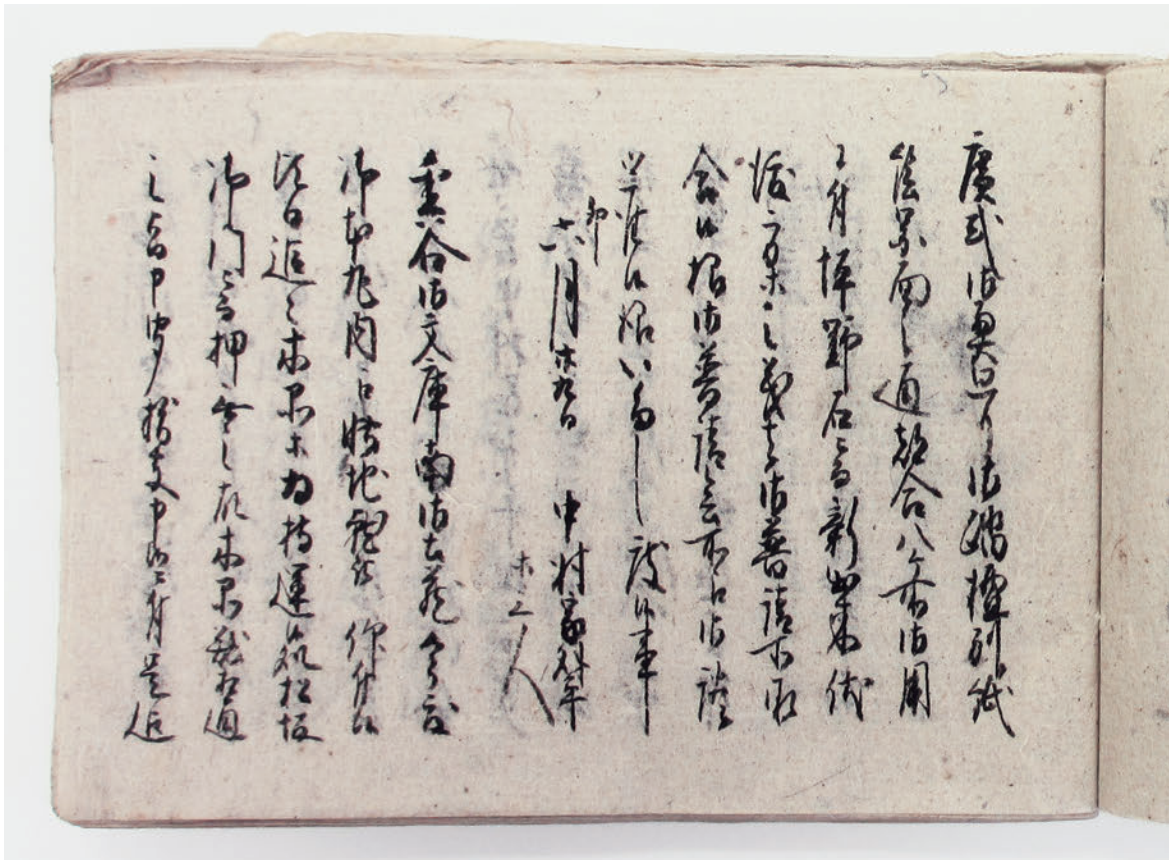

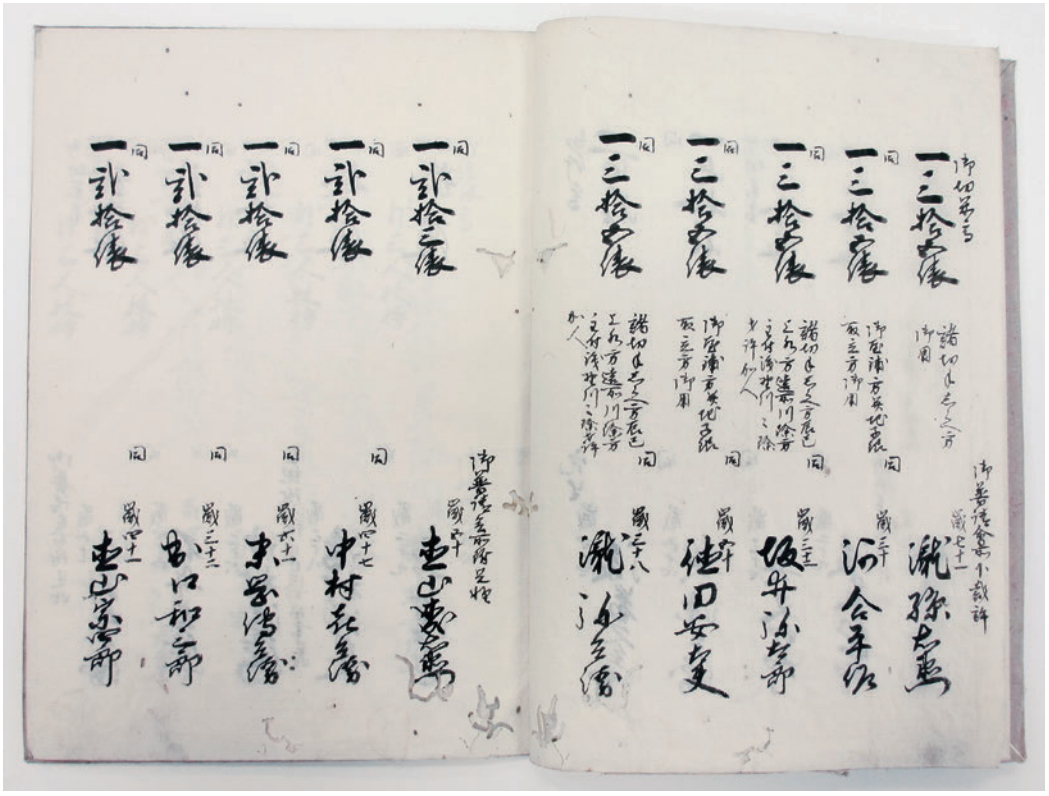

御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳

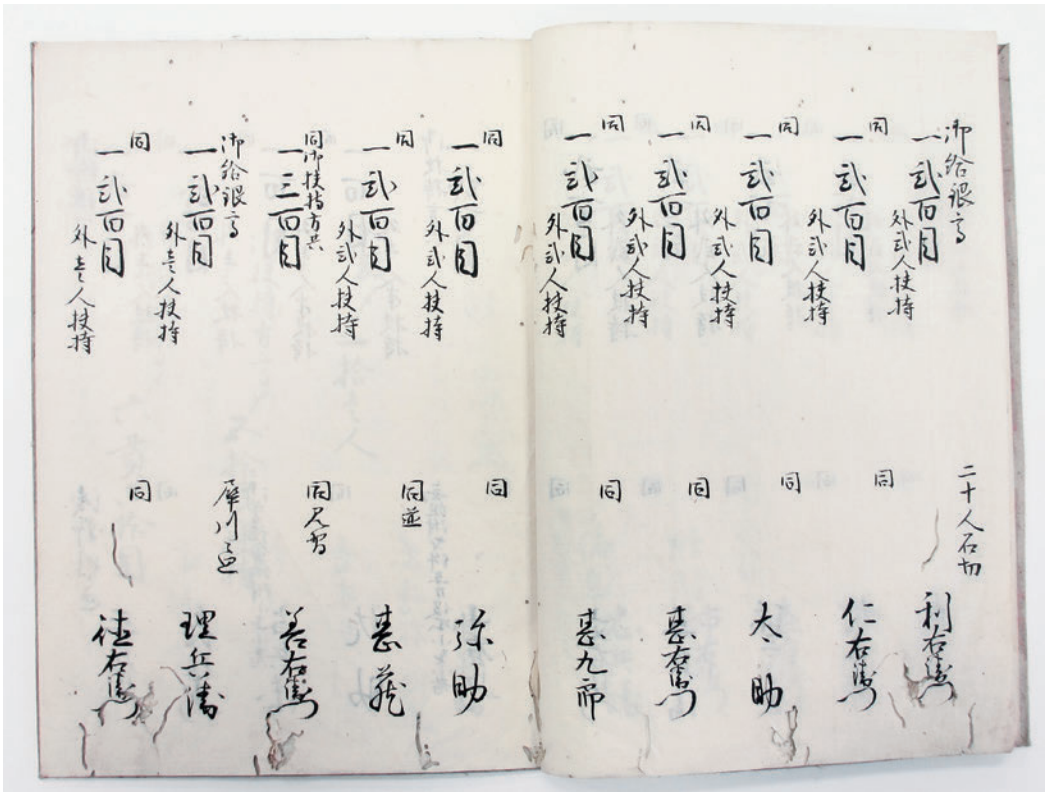

御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳

普請奉行の在職期間一覧（1）

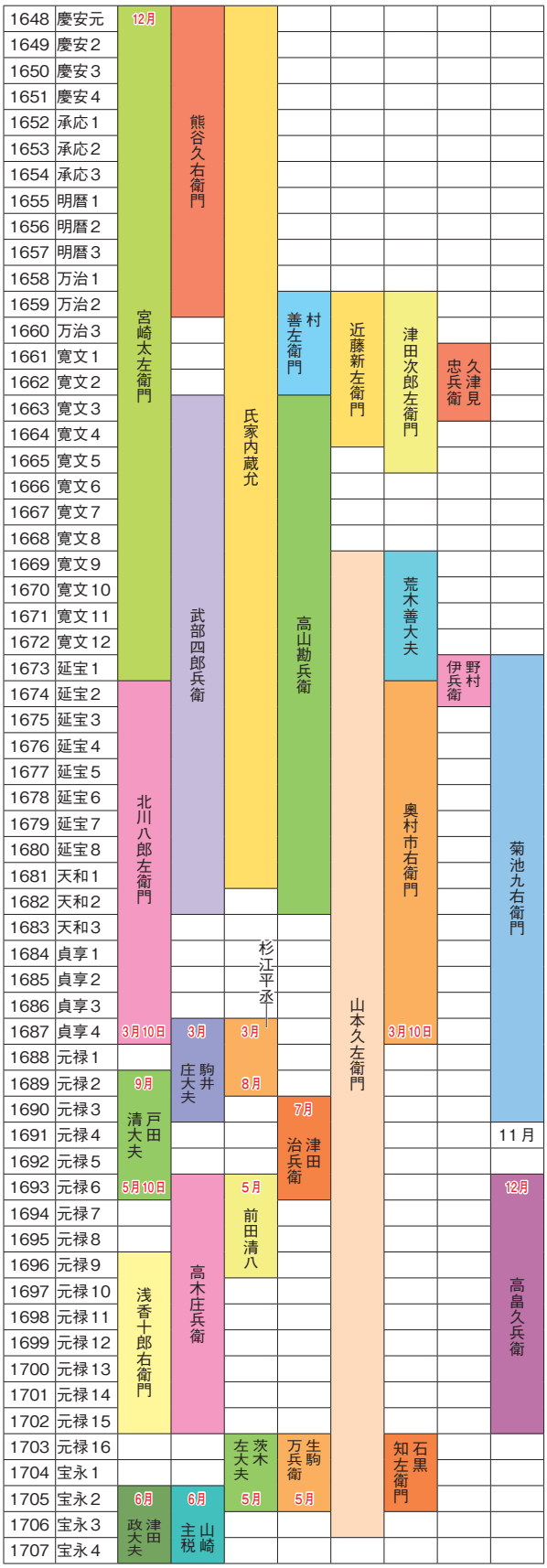

普請奉行の在職期間一覧（2）

1761	宝暦11	菊池弥四郎 8月4日	山崎小右衛門 8月4日	羽田伝大夫 10月28日	成田宇左衛門 2月23日						
1762	宝暦12										
1763	宝暦13										
1764	明和1										
1765	明和2					井上判五右衛門					
1766	明和3										
1767	明和4						正月 古屋孫市 3月	正月11日 土方勘左衛門 10月6日			
1768	明和5		藤田八郎兵衛								
1769	明和6										
1770	明和7					正月 2月24日					
1771	明和8										
1772	安永1	浅加隼人 4月4日	2月								
1773	安永2			3月28日 岡田八兵衛（加人） 6月4日							
1774	安永3										
1775	安永4		篠原佐次右衛門		11月 金森猪之助 4月4日						
1776	安永5										
1777	安永6										
1778	安永7										
1779	安永8		6月12日								
1780	安永9		6月25日			高木伊織（加人）	4月27日 沢田五郎左衛門（加人） 9月25日	10月9日 氏家八郎兵衛 9月			
1781	天明1										
1782	天明2										
1783	天明3		千秋喜蔵								
1784	天明4										
1785	天明5	9月25日	10月25日	10月25日	11月13日	5月13日					
1786	天明6		～11月13日		金森猪之助（再任） 2月22日	～9月25日					
1787	天明7										
1788	天明8										
1789	寛政1		三宅平太左衛門								
1790	寛政2										
1791	寛政3										
1792	寛政4										
1793	寛政5		4月17日 ～4月20日								
1794	寛政6					6月24日					
1795	寛政7										
1796	寛政8										
1797	寛政9						小幡右膳				
1798	寛政10										
1799	寛政11	阿部昌左衛門 8月25日		村八郎左衛門 10月25日	9月13日 有賀清右衛門 2月18日	冨田左門 正月16日		11月18日 津田善助 7月28日			
1800	寛政12						6月11日（加人） 3月28日（本役） 4月26日				
1801	享和1			神尾孫九郎							
1802	享和2	2月28日（加）									
1803	享和3	2月29日	2月29日（加人）								
1804	文化1	（本役）	5月29日（本役）	5月28日（加人）		9月21日（加）					
1805	文化2			～8月21日	5月1日（加）						
1806	文化3					10月24日（本）					
1807	文化4						加藤三四郎				
1808	文化5			3月8日（加）							
1809	文化6			～7月							
1810	文化7	石川兵勝 3月10日		寺島蔵人			7月13日（普請会所御用）（定検地兼） 7月13日				
1811	文化8		上木金左衛門 5月28日		三輪仙大夫 6月11日（本） 12月28日	中村求之助 4月22日		7月14日（普請会所御用） 堀三郎左衛門 9月11日			
1812	文化9			神尾孫九郎							
1813	文化10						遠藤数馬				
1814	文化11		有賀甚六郎								
1815	文化12	正月24日（当分加）		5月（加・再）							
1816	文化13										
1817	文化14	4月16日本役	2月10日（加）・4月晦日（本） 9月24日	正月14日（本） 8月16日			4月10日（加） 9月1日	9月15日（当分加） 関4月28日	10月7日 村田九郎右衛門		
1818	文政1	奥村弥左衛門 12月28日			9月15日（加）、9月15日（本） 横山義六郎	8月16日（普請会所御用） 神田一平 11月19日					
1819	文政2										5月10日（加） 津田木工 正月20日（本）
1820	文政3		2月4日（当分加人）	水越三右衛門				玉井権作			
1821	文政4		大久保覚兵衛								
1822	文政5										
1823	文政6										
1824	文政7										
1825	文政8		10月1日（本役）	9月6日（当分加）							

普請奉行の在職期間一覧（３）

1826	文政９		大久保覚兵衛	5月4日	横山義六郎	7月14日（当分加）			村田九郎右衛門	12月13日
1827	文政10			水越三右衛門		12月23日（本）				津田木工
1828	文政11					正月28日	2月12日	2月12日（加）	正月28日	
1829	文政12					土肥三左衛門				
1830	天保元									
1831	天保２									
1832	天保３							10月8日（本）		10月8日（加）
1833	天保４						青木多門	2月6日		4月20日（本）
1834	天保５			脇田平之丞				前田伴四郎		岡島右近
1835	天保６					堀左大夫				1月10日
1836	天保７									3月11日
1837	天保８									
1838	天保９	4月29日（当役）	閏4月21日	閏4月21日		8月20日	閏4月21日			
1839	天保10		井上井之助	～8月11日						
1840	天保11					7月19日		8月22日		
1841	天保12			佐藤久右衛門						
1842	天保13		10月8日				11月11日	神尾主殿		
1843	天保14									
1844	弘化元									
1845	弘化２			2月13日						
1846	弘化３			正月11日	正月11日					
1847	弘化４				永原長之助	2月22日	岡田与一	2月3日		2月22日（当分加）
1848	嘉永元		土肥吉之丞			団七大夫				大藪織部
1849	嘉永２			和田権五郎						
1850	嘉永３								中村庫太	
1851	嘉永４									
1852	嘉永５		6月29日		5月26日	7月1日	8月16日（兼）			7月1日（本）
1853	嘉永６			7月17日～？						
1854	安政元		9月15日		10月26日（兼）		10月18日	関7月22日（当分加）		
1855	安政２	9月24日		4月27日（当分加人）	8月28日	野村伝兵衛			4月27日（当分加）	9月28日
1856	安政３		9月29日	5月21日	池田喜左衛門	6月13日（当分加）		5月11日（本）	5月21日	
1857	安政４	5月22日（当分加）		中村庫太		～9月29日	3月24日			3月18日
1858	安政５	6月21日			6月21日（兼）	6月21日		伊藤喜久馬		
1859	安政６	岡島伝蔵	12月21日	森田虎左衛門			5月19日		3月9日（当分加）・7月26日（本役）	8月1日（当分加）
1860	万延元	6月7日（加）、11月5日（本）	8月22日（当分加）		9月25日か	浅香嘉門		6月11日		2月1日（本）
1861	文久元			本保孫八郎	原七郎左衛門		津田宇右衛門		水越善右衛門	野村左近
1862	文久２		6月15日（本役）			山崎縫殿				
1863	文久３	山森数馬	江守貞勝							
1864	元治元									
1865	慶応元			閏5月11日（加）、8月12日（本役）	9月25日（加）、12月28日（本）	冨田九兵衛			9月10日	5月24日
1866	慶応２					9月1日				
1867	慶応３					10月26日				

・本表は、「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館蔵）をもとに作成したものである。

・「諸頭系譜」は、文化６年（1809）に藩士木村信尹が著わしたもので、著述後増補されて、現在遺される形となった。

・寛文期以前などの記述には脱漏や齟齬等があるが、図化にあたっては。それらの訂正は行わなかった。

刊行にあたって

石川県金沢城調査研究所では、平成十四年度より、金沢城の歴史的な価値を探るため、絵図・文献、埋蔵文化財、建造物、伝統技術（石垣）の四つの分野から総合的な調査研究事業に努めてきました。このうち絵図・文献の分野では、金沢城の変遷と構造の解明をめざし、金沢城絵図の調査や普請・作事を中心とした文献史料の調査と解読に取り組んできました。それらの成果は、『御造営方日並記』上・下巻、『金沢城代と横山家文書の研究』、『絵図でみる金沢城』等にまとめられ、平成十九年度から進めてきました石垣構築技術等比較研究では、『金沢城石垣構築技術史料』Ⅰ・Ⅱ、『城郭石垣の技術と組織』などの刊行物を世に送ることができました。

金沢城の調査研究事業も十年が経ち、これまでの継続的な事業に加え、平成二十四年度からの十年間では、「城郭庭園等の総合研究」、「石垣保存管理技術等の総合研究」、「金沢城関連城郭等との連携」、「金沢城編年史料（仮称）等の編纂」の四つの事業に取り組む事になりました。

「金沢城編年史料（仮称）等編纂」事業については、平成二十九年度より年表編と編年史料集本編を刊行する予定にしておりますが、その前段階として、今年度より五年間は、金沢城の普請や作事史料のうち、いまだ紹介していない重要史料をテーマごとに、史料全文を翻刻する『金沢城普請作事史料』（全五冊）としてとりまとめることとしております。

本書はその最初の一冊であり、ここに無事刊行にいたったことは誠に慶ばしい限りです。

本史料集が、金沢城はじめ近世城郭や加賀藩の藩制に関する基本的な史料として活用されていくことを願ってやみません。

平成二十五年三月

石川県金沢城調査研究所長　北垣　聰一郎

目　次

口絵
刊行にあたって
目次
例言
細目次

一　年不詳　普請会所割場御定書之写（六冊之御定書）（金沢市立玉川図書館加越能文庫）……1
二　年不詳　御普請会所役付等覚書（河内山勲家文書）……20
三　慶安元年十一月～安政五年二月　御普請奉行諸事留（加越能文庫）……70
四　年不詳　才川・浅野川々除御普請之様子并私共勤方之帳（加越能文庫）……90
五　文政七年　御普請奉行勤方留（加越能文庫）……155
六　慶応二年九月～三年十二月　金谷御殿御普請諸事留（金沢市立玉川図書館清水文庫）……173

〔参考〕
1　天保四年　御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳（金沢市立玉川図書館郷土資料）……242
2　天保四年　御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳（金沢市立玉川図書館郷土資料）……244

［解題］……246

例　言

本書は、平成二十四年度にスタートした「金沢城編年史料（仮称）」の編纂事業の一環として刊行するものである。これまでの調査研究事業で調査・解読を進めてきた重要な文献史料のなかから、とくに金沢城の普請や作事に関する史料を選び、「金沢城普請作事史料」として五巻構成で刊行する予定であるが、本書はその第一冊目である。

本書では、加賀藩の普請会所に焦点をあて、組織・勤方・例規、普請の具体的な例として犀川・浅野川の川除普請、慶応二年（一八六六）の金谷御殿の普請に関する留帳（冊子）六点と普請会所配下の人名記録を参考史料として収載した。

1　史料の収載にあたっては、利用者の便宜をはかるため、細目次を付した。細目次は、各冊子の記述内容に基づき編者が区分したもので、本文欄外の番号と対応している。また、巻末に掲載史料の解題を付した。

2　慶安以降の普請奉行の就任・離任については、「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館蔵）の記述に基づき表にして口絵に収載したので、参照されたい。

3　原史料の翻刻にあたっては、原文を尊重したが、趣旨を損なわない範囲において、次のような原則で表記を統一した。

（1）字体は常用漢字を原則としたが、「躰」「扣」「并」などは原文どおりに表記した。

（2）変体仮名や合わせ字のゟは仮名に改めた。ただし、茂・而・者・江・与などはそのまま表記した。

（3）本文中は、適宜読点（、）と並列点（・）とを加えた。

（4）文意の通らない文字には右傍らに（ママ）と注し、明かな誤字・脱字は右傍らで適宜補訂した。また、重複した文字がある場合には右傍らに（〻）などと表記した。

（5）抹消部分には文字の左側に〳〵〳〵〳〵を付け、原文に修正・書き加えがある場合には、右側に示した。

（6）虫損・破損などにより判読できない文字は□□□、もしくは、「　」で示した。

（7）表敬の欠字や台頭・平出がある場合には、一字分あけて、台頭の場合には（台頭）、平出の場合には（平出）と注記するよう留意した。ただし、表敬の欠字については、特に注記はしなかった。

（8）編者の付した傍注には（　）を付した。

（9）原本部分に空白がある場合には、（原本空白）と注記した。

4　本文中、現在に照らし合わせて職業・身分や身体などに関する卑称・賤称と思われる箇所があるが、本書では原史料の通り掲載している。

それは、歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

5　本書の編集・執筆に際し、史料を提供していただいた河内山勲氏はじめ、金沢市立玉川図書館や石川県立歴史博物館の職員の方々のお世話になった。また、金沢城調査研究絵図・文献専門委員会の脇田修委員長はじめ専門委員の方々等からは適切な助言を得た。厚く御礼申し上げたい。

（本報告書の編集・執筆には、石野友康・木越隆三があたった。また、池田仁子氏には、校正・校訂などの労をとっていただいた。厚く感謝申し上げたい）

金沢城調査研究絵図・文献専門委員会委員

脇田　修	金沢城調査研究委員会委員 大阪歴史博物館長
中野節子	金沢大学教授
宮崎勝美	元　東京大学史料編纂所教授
袖吉正樹	金沢市立玉川図書館担当館長補佐
竹松幸香	前田土佐守家資料館学芸員

史料提供

河内山勲
金沢市立玉川図書館
石川県立歴史博物館

金沢城編年史料編纂協力員

池田仁子	加能地域史研究会委員
清水　聡	狛江市企画財政部市史編さん室 徳川林政史研究所非常勤研究員
長屋隆幸	愛知県立大学非常勤講師
長山直治	元　金沢市史専門委員
萩原大輔	富山市郷土博物館学芸員
室山　孝	元　石川県立図書館史料編さん室次長

細目次

一　普請会所割場御定書之写（六冊之御定書）

1　万治2・11・25　屋敷拝領の規定（前田対馬・津田玄蕃・奥村因幡・今枝民部→普請奉行）……1
2　（万治3）4・22　下屋敷の付与原則……2
3　万治3・7・13　家屋敷立申引料の覚（前田対馬・奥村因幡・今枝民部→屋敷奉行）……2
4　（万治3）正・25　親の屋敷を兄弟で分ける場合の規定（今枝民部・前田対馬・奥村因幡・津田玄蕃→普請奉行衆中）……3
5　（年不詳）　屋敷の収公に関する規定……4
6　酉（寛文9）2・11　親の跡目を兄弟に仰せつけられた際の規定……4
7　寅・12・23　寺庵屋敷・与力屋敷・請込地に関する規定（→普請奉行中）……5
8　辰・9・12　御馬方御用屋敷の拝領に関する規定（本多安房・前田対馬・奥村因幡・横山左衛門→普請奉行中）……5
9　己未（延宝7）2・26　下され屋敷取り上げ原則緩和（本多安房・横山左衛門・前田対馬・奥村因幡→普請奉行中）……6
10　万治3・6・1　普請役賦課・役引の原則（前田対馬・奥村因幡・今枝民部→金沢普請奉行）……6
11　万治3・6・10　役引に関する追加規定（→普請奉行・割場奉行）……9
12　万治3・11・11　所々引越役引の原則……10
13　万治3・12・16　普請役役引摘要期日の規定……10
14　寛文元・2・9　普請役銀利息取立の原則……10
15　寛文2・12・5　当分御用掛・死去人の役負担規定……10
16　寛文3・正・4　普請役運用に関する覚（→普請奉行中）……11
17　子6月8日　普請役引に関する規定……11
18　癸酉（元禄6）正・25　普請役引の規定（本多安房守・前田駿河守・村井出雲・横山筑後・奥村因幡→高畠久兵衛・津田治兵衛・戸田清大夫）……12
19　癸酉（元禄6）2・19　勝次郎御付人々普請役引、無役の規定（本多安房守・奥村因幡・村井出雲・横山筑後・前田駿河守→高畠久兵衛・津田治兵衛・戸田清大夫）……13
20　卯7・9　普請道具の書上覚（→普請会所）……13
21　承応4・3・25　町夫に申しつける作業書上（前田対馬・津田玄蕃・奥村因幡→割場奉行中）……14
22　万治2・6・晦　足軽勤務に関する規定（前田対馬・奥村因幡・津田玄蕃・今枝民部→金沢割場）……14
23　未3・16　早飛脚褒美御定（脇田九兵衛・岡嶋甚七・奥村内匠・横山外記・青山織部→算用場）……16
24　卯8月16日　本参足軽入れ替え規定（横山左衛門→）……16
25　丑2・22　新参足軽の規定等……16
26　庚申（延宝8）12・21　人々群集時の警固に関するもの（→割場奉行中）……17
27　天和2・11・　割場附足軽に関する規定（→割場奉行中）……17
28　寅3・28　金沢・小松日用賃金の原則（伊藤内膳・篠田助左衛門・前田七郎兵衛→割場奉行中）……17
29　未3・6　早飛脚褒美に関する内容……17
30　亥正・16　江戸割場に関する御定書（今枝民部・津田玄蕃・奥村因幡・前田対馬→江戸割場）……18

二　御普請会所役付等覚書

1　（元禄9～15）　普請会所役付（1）……20
2　（天正～正保）　利家公～光高公の略譜……25
3　元禄4・正・22　普請役銀取立基準につき言上（普請奉行三人→）……25
4　（年不詳）　普請役銀算定基準の覚……27
5　万治3・6・1　御家中引役御定（2）……27
6　子（万治3）6・　普請役引衆・無役衆につき申渡（年寄衆四人→普請奉行三人）……28
7　子（万治3）3・13　金創治療につき普請役赦免の申渡（年寄衆四人→

8　子（万治3）11・9　普請奉行三人）……28
9　子（万治3）11・11　江戸藩邸御広式番・御次番は普請役無役の申渡（年寄・用人六人→普請奉行三人）……29
10　子（万治3）12・16　奥村河内御用につき役引の連署奉書（年寄衆五人→普請奉行三人）……29
11　（寛文）正・16　無役衆五名につき役引申渡（年寄衆四人→普請奉行三人）……29
12　午（寛文6）5・6　組外藩士の役高等につき申渡（年寄等六人→普請奉行三人）……29
13　子（万治3）12・5　定検地奉行は皆役引につき申渡（年寄等六人→普請奉行三人）……30
14　卯（寛文3）3・3　普請役の役引・無役・銀役負担等につき連署奉書（年寄衆四人→普請奉行二人）……30
15　（延宝4）　今枝民部の普請役引につき連署奉書（年寄衆三人→普請奉行三人）……30
16　壬戌（天和2）10・8　普請役、無役・引役の御定……30
17　（年不詳）　家中普請役御定印帳之外追々仰出候役引之覚（普請奉行三人→年寄衆四人）……31
18　（貞享年間）　御印帳以外の追加役引等覚……31
19　（貞享年間）　横山筑後ら三人の無役安堵の仰渡……32
20　丁卯（貞享4）3・27　前田備前ら三人の無役安堵……32
21　貞享4・10・10　横山筑後ら三人并前田備前ら三人の無役安堵につき伺（普請奉行三人→年寄衆四人）……32
22　丁卯（貞享4）10・22　奥村壱岐死去、因幡跡目相続につき普請役の通知（普請会所→無組付裁許二人）……32
23　（貞享4）　奥村壱岐跡目相続因幡の普請役につき達（普請奉行菊池九右衛門→）……33
24　（貞享年間）4・22　奥村壱岐跡目因幡の普請役指引につき達（普請奉行駒井庄大夫→）……33
25　貞享4・6・24　土肥氏の普請役三百石引詮議につき達（普請奉行奥村市右衛門→）……33
26　元禄2・正・24　野村氏公事場奉行就任につき普請役引詮議の達（普請奉行杉江→）……34
27　巳（元禄2）閏正・8　公事場役野村氏の普請役引詮議の達（普請奉行菊池→）……34
28　万治3・6・10　永井氏・藤田氏の役引の仰出なきにつき達（普請奉行駒井→）……34
29　子（万治3）12・16　普請役負担につき五ヶ条追加の内抜書……34
30　丑（寛文元）2・9　御用役引は仰付当日、役入は赦免翌日から施行につき申渡（年寄・用人六人→普請奉行三人）……34
31　万治3・6・1　役引・役入日数等の細則覚（寄合→普請奉行三人）……35
32　（年不詳）　他国御供使役引につき奉書（年寄衆三人→金沢普請奉行）……36
33　（年不詳）　他所詰御使者の役引日数、帰休日数等の覚……37
34　（年不詳）　死去人丸役負担のとき相続人役軽減の覚……37
35　（年不詳）　自害人の役不足取立等の対応の覚……37
36　子（万治3）11・11　所々より金沢江引越休日数等役引の覚……38
37　（万治元）　所々引越につき役引日数等仰付の奉書（年寄・用人六人→普請奉行三人）……38
38　延宝5・11・22　江戸城天守台公儀普請の普請役高の覚……38
39　（年不詳）　他国詰人病気帰休時の役引の覚……38
40　（年不詳）　領内御用につき役引願案文（手続書類雛形）……38
41　辛酉（天和元）3・28　他国出張等の役引願案文（手続書類雛形）……39
42　（年不詳）　加須屋氏の役職免除と役入につき申渡（年寄衆→普請奉行三人）……39
43　万治3・6・10　役料宛行状雛形（手続書類雛形）……39
44　寛文3・正・4　役人諸事御定（3）……39
　　杖突食番配置、石切休日等定并寄合所尋合二四ヵ条……40

45 甲子（貞享元）4・16 普請会所役人入切手紛失届につき達（菊池九右衛門↓）……41
46 （寛文9～天和元）（年不詳）御役方勤様品々（3）（普請奉行勤方六ヵ条）……42
47 （年不詳）御馬廻六組役人出人着到裁許の覚（下奉行による役小者出欠把握）……42
48 （年不詳）御家中無組附御普請与力役銀裁許の覚……43
49 （年不詳）御家中役銀請取請払裁許の覚（馬廻組・小姓組の請払奉行の職務）……43
50 （年不詳）御領国中御普請之品々（4）（加賀・能登・越中の御普請箇所三二ヵ所）……43
51 （年不詳）御普請為致様之品々（4）（川除・辰巳用水・城中石垣・戸室石切など勤方要項七ヵ条）……44
52 寛文9・正・16 才川浅野川河除御普請裁許の覚（奉行人裁許の品々書き上げ）……45
53 （寛文年間）御城中石垣御普請之所々（5）（寛文2～12年まで出来八ヵ所、不出来二ヵ所）……45
54 壬戌（天和2）9・24 近年所々崩申御石垣の覚（石川門外蓮池堀水敲など四ヵ所、普請奉行三人↓年寄四人）……46
55 元禄5・11・4 蓮池通の石垣崩の覚……46
56 己未（延宝7）2・26 万治二年屋敷方御定改訂の年寄連署奉書（御家中被下屋鋪之御定（6）年寄衆四人↓普請奉行三人）……46
57 （寛文元～2）8・25 武家屋敷、兄弟分割相続の定書につき申渡（年寄衆三人↓普請奉行三人）……47
58 亥（万治2）12・11 前田三左衛門下屋敷下賜につき申渡（年寄衆三人↓普請奉行三人）……48
59 （寛文元か）12・16 拝領屋敷の収公改めにつき触書（年寄衆・用人六人↓普請奉行三人）……48
60 （寛文）5・3 足軽屋敷、預人屋敷への手寄につき達書……（御寄合↓）……48
61 （寛文元）閏8・17 町医者拝領地、本人死去後収公につき申渡（年寄衆四人↓普請奉行三人）……48
62 卯（寛文3）12・9 家中拝領地は今後帳面に登録毎年正月提出につき申渡（年寄衆四人↓普請奉行三人）……48
63 （寛文元～2）正・16 大原伝兵衛に望みの屋敷下賜につき申渡（年寄衆・用人六人↓普請奉行三人）……48
64 巳（寛文5）3・18 与力拝領地は直臣の10歩劣と改定につき申渡（年寄衆四人↓普請奉行三人）……49
65 （寛文9・2・11）親屋敷、兄弟一所相続の手続につき定書……49
66 万治2・11・25 「被下屋敷御定」の知行高・身分別拝領歩数定（年寄衆四人↓普請奉行）……49
67 （年不詳）博労・伯楽などの屋敷拝領歩数を定める（竹屋宗林格の拝領地歩数）……50
68 寛文10・7・28 掃除坊主頭・御小人頭の拝領屋敷歩数を新たに定める（年寄衆↓）……50
69 甲子（貞享元）8・18 百人扶持への拝領屋敷歩数は時々の個別裁定につき年寄連署奉書（年寄衆四人↓普請奉行三人）……50
70 甲子（貞享元）8・27 御鷹匠伊藤五助の拝領屋敷請地につき申渡（年寄衆四人↓普請奉行三人）……50
71 亥（天和3）2・20 御持弓小泉勘十郎足軽屋敷につき達書……51
72 亥（天和3）3・12 明屋敷の家売却につき普請奉行達書……51
73 亥（天和3）5・10 親死去跡屋敷にて請地公認等につき達書……51
74 貞享元・5・20 親死去につき親屋敷返上につき普請奉行達書……51
75 子（貞享元）6・26 新知加増藩士への屋敷地増歩願出につき達書（普請奉行↓）……51
76 子（貞享元）8・2 三十人組屋敷の拝領願等につき普請奉行達書……51
77 子（貞享元）8・3 江戸勤務者の居屋敷収公につき普請奉行達書……52
78 子（貞享元）8・26 定番馬廻福田長太郎、幼少につき屋敷収公の達（普請奉行↓）……52
79 甲子（貞享元）10・22 組外書物役人への屋敷拝領歩数につき達書（普請奉行↓）……52

80 丑（貞享2）正・24 御茶堂山家宗朴への拝領屋敷詮議につき伺書（普請奉行三人→年寄衆四人）……52
81 丑（貞享2）8・4 五十川剛伯屋敷につき達書（火除地の柿木畠で屋敷拝領を許可）……52
82 丑（貞享2）12・22 火除地柿木畠での屋敷拝領は格別につき達書（奥村市右衛門→）……53
83 寅（貞享3）4・16 青木孫十郎替屋敷渡につき普請奉行達書（御用屋敷相渡る替屋敷の下げ渡し）……53
84 寅（貞享3）7・22 神戸半九郎父子の屋敷地入替につき普請奉行達書（入替による余歩収公と余歩請地を指示）……53
85 寅（貞享3）8・21 御台所役懸者・定番足軽の拝領屋敷につき普請奉行達書（御城から月番奥村壱岐からの下達）……53
86 寅（貞享3）10・10 松山匂当の拝領屋敷は町医師並等につき普請奉行達書……53
87 丁卯（貞享4）正・22 前田八兵衛屋敷召上と替屋敷下賜につき達書……53
88 丁卯（貞享4）5・16 収公予定屋敷の拝領願につき普請奉行達書（小身藩士用地として分割活用案流れる）……53
89 卯（貞享4）7・4 収公屋敷余歩の再下賜案却下につき普請奉行達書……54
90 戊辰（元禄元）3・23 林氏収公屋敷の捨子介抱につき普請奉行達書（前田佐渡から近所の衆へ対応依頼通知）……54
91 辰（元禄元）5・21 青山将監屋敷返上願出につき先例詮議につき普請奉行達書（寄合所で詮議）……54
92 辰（元禄元）8・3 青山将監屋敷返上願につき番人派遣の達書（普請奉行→）……55
93 辰（元禄元）8・28 本組与力の拝領屋敷地願出につき普請奉行達書……55
94 辰（元禄元）9・晦 鷹匠へ収公屋敷下賜につき普請奉行達書（年寄衆より鷹匠の「境目立」打渡しを差止め）……55
95 辰（元禄元）10・12 御鷹匠清水与兵衛へ拝領地下賜につき普請奉行達書（鷹師の屋敷替を認め当り歩以外は請地とする）……55
96 辰（元禄元）12・12 収公屋敷下賜につき普請奉行達書（月番奥村因幡から堺目打分無用と通達）……55
97 辰（元禄元）10・23 御鷹匠からの収公屋敷拝領願手続につき普請奉行達書（鷹匠は「所伺の書付」は不要と通知）……55
98 巳（元禄2）3・6 与力屋敷の下賜伝達につき普請奉行達書（年寄衆紙面通知か口頭通知か先例調査したが不明）……56
99 元禄2・3・ 寛文三年より延宝二年迄御屋敷方裁許の仕様（屋敷方支配仕様三八ヵ条、普請奉行三人→年寄等五人）……56
100 寛文元年 寛文元年より町会所裁許に所管替えの事……60
101 延宝5・2・2 地子銀取立出来・退転吟味帳面記載につき細則（万治三年　町会所へ裁許替えの地子銀取立の細則）……60
102 （延宝5年か） 地子銀取立、免除等の細則（地子裁許之品々（7））……61
103 寛文11・12・6 請地の地子月別取立の細則……61
104 （年不詳）正・29 立家の覚（建物建設数の記録）……61
105 万治3・7・13 家屋敷立申引料覚につき寄合所御定（城下町での建物建造、引越者に引料下付）……62
106 万治3・7・13 金沢引越者等への引料下賜につき申渡（年寄衆三人→屋敷奉行）……62
107 （年不詳） 承応三年以来寺庵の屋敷并承応三年以前請地の事……63
108 午（寛文6）8・8 家中による百姓地相対請制限令（相対請地での茶園・作事禁止、家来差し置きは届出の上許可）……63
109 （年不詳） 普請道具拵奉行・同渡奉行手前御定（御普請道具調様品々（8））……64
110 （年不詳） 普請道具手先江相渡申裁許の覚……64
111 （寛文5～延宝9） 寛文五年より延宝九年迄与力明知銀并納戸銀借用高の覚（御納戸銀（9）、家中役銀年々払方不足につき借用覚）……65
112 辰（元禄元）正・16 天和元年より家中普請役銀算用につき達書（年々

113（年不詳）　御役銀高（10）　普請奉行三人→）……65
自分覚品々（11）（大老衆・年寄衆・若年寄衆などへの取次人の覚）……66
114（元禄3～5）　普請奉行式日服装・礼法・勤務要諦等の覚……66
115 癸亥（天和3）10・19　今後穴生・石切等の帯刀禁止につき奉書覚……67
116 壬戌（天和2）11・2　前田左京下屋敷地、田井村との相対請許可につき申渡（奥村壱岐→本多安房）……67
117 辛未（元禄4）正・22　普請奉行支配の穴生の病状・年令等につき書状（普請奉行三人→年寄衆）……68
118（年不詳）　穴生方、石切道具等の覚……68
119（元禄4）　元禄四年普請役銀取立等につき覚書……68
120 元禄2・9・22　戸田清大夫、普請奉行就任につき起請文前書……69

三　御普請奉行諸事留

1（年不詳）11・11　前田利常・犬千代連署判物（普請奉行料宛行、利常・犬千代→宮崎太左衛門）……70
2（年不詳）正・3　穴生共より礼銭聞届案内（犬千代→宮崎太右衛門・熊谷久左衛門）……70
3（慶安元）12・5　普請奉行料拝領につき一札（中村惣右衛門→宮崎太左衛門）……70
4（年不詳）　普請奉行人々書上……70
5（寛文3年以前か）　服忌方御定写……70
6（年不詳）　普請所見分の際の服覚……71
7（年不詳）　火事一件覚書……71
8（年不詳）　出水一件覚書……71
9（年不詳）　遠所御用出役一件……71
10（年不詳）　会所銀・御扶持請取案文……71
11（年不詳）　御用番の時分心得……72
12 天保7・9・　縁組養子一件……77
13 天保7・9・　屋敷方仰出留……77
14（年不詳）　諸役銀・入用銀方覚書……79
15（年不詳）　能美郡阿手村関所川除普請所見分一件……80
16（年不詳）　小松城外構川除普請所見分願案文……80
17（天保初か）　普請入用銀指遣方案文（前田源五左衛門→同役連名・同役中）……81
18（年不詳）9・26　前田才記、産物方御用仰付につき覚書……81
19（年不詳）　一季居に召置奉公人の触到来の節の返書仕方……81
20 文政5・9・10　馬廻頭下奉行指出方紙面に関する覚書……81
21 未（文政6）正・　津田木工普請奉行本役願（普請奉行→奥村内膳）……82
22 未（文政6）2・　後藤彦三郎養子方につき達書……82
23 戌2・28　役銀切手紙面方につき一札（才所又七郎・才田与八郎→普請会所）……82
24（年不詳）　堂形前入りたき旨につき覚……83
25（年不詳）　御親翰・御請の認方覚……83
26（年不詳）　言上物指上方一件……85
27（年不詳）　新物置御修復物道具員数の書上……86
28（年不詳）　御城中見分ケ所の書上……86
29 丙申（天保7）2・20　家中春出銀指出方一札（生駒勘右衛門→岡嶋右近・青木多門・岩田嘉久平）……87
30（天保8）　家中一統春秋出銀方覚……87
31 4・20　本多図書家老役就任承知の旨認方覚……87
32 文政12・6・　湯治暇願方覚……88
33 戊戌（天保9）・5・　石切、先祖回忌欠席方覚書……88
34 午（安政5）2・　地震の節心得につき覚書……88

四　才川・浅野川々除御普請之様子并私共勤方之帳

1（年不詳）　河除損所御座候砌修理仕候節之事……92
2（年不詳）　定御用相勤申候町人共江河除御普請被仰付候節之事……92
3（年不詳）　定御用相勤申候町人共江被仰付候柵定直段之事……93

4 （年不詳）定御用相勤申候町人共跡々勤来り候柵人足図り并為滅候人足図り之事……93
5 （年不詳）定御用相勤申候町人共より人足図り之書付出し置候得共、跡々不被仰付候柵、人足図り、重而被仰付候節之ため、為滅置候事……93
6 （年不詳）定御用相勤申候町人共、前々より勤来り候柵之内、請合之人足図り被仰付候而茂、御損と相見へ不申分ハ元禄十六年滅不申候事……94
7 （年不詳）定御用相勤候町人共江被仰付候柵掘申内、古涌鳥足御座候節、柵之深サニより請合之人足図りニ増、人足相渡候事……94
8 （年不詳）定御用相勤申候町人共江柵被仰付候節川堰之事…95
9 （年不詳）定御用相勤申候町人共江柵被仰付候節、請合之人足図りニ而出来いたさセ様極之事……95
10 （年不詳）河除御普請為御用為遣申持籠之事……95
11 （年不詳）御普請為御用請取申持籠棒之事……96
12 （年不詳）河除御普請為御用請取申根苧之事……96
13 （年不詳）河除御普請為御用請取申根苧直段之事……96
14 （年不詳）根苧杪善悪之事……97
15 （年不詳）河除御普請為御用根苧籠為組申儀并組手間之事…97
16 （年不詳）根苧籠長短并大サ之事……98
17 （年不詳）根苧籠伏替候節、古籠屑并切木斧屑之事……98
18 （年不詳）夜中洪水之節灯申松明之事……101
19 （年不詳）従跡々定小屋ニ請取置申提灯之事……101
20 （年不詳）河除為御用請取申蠟燭之事……101
21 （年不詳）火事之節為御用、従跡々定小屋ニ請取置申道具之事……101
22 （年不詳）川除人足廻并御算用為御用請取申足軽之事……102
23 （年不詳）川除御普請為御用請取申小者之事……102
24 （年不詳）河除御普請為御用割場附小者掛り候節、人数しらへ請取様之事……103
25 （年不詳）割場附小者ニ申付候仕事之事……103
26 （年不詳）割場附小者被引揚候儀并遠方へ遣候御用指除候事……104
27 （年不詳）河除御普請為御用相掛り候御家中役人之内過仕候節之事……104
28 （年不詳）河除御普請為御用掛り候役人之内俄煩出シ、又ハ不参之者御座候之事……105
29 （年不詳）河除御普請為御用掛り申候役人之内、致死去候者之事……106
30 （年不詳）河除御普請為御用掛り申御家中役人ニ相添出申杖突之事……107
31 （年不詳）河除御普請為御用、相掛候弐拾人石伐之事……108
32 （年不詳）川除御普請為御用掛り申足軽之事……108
33 （年不詳）河除御普請為御用掛り申候足軽小頭之事……108
34 （年不詳）河除御普請為御用相掛り申御家中役人之事……109
35 （年不詳）定小屋番人并御道具出入為御用請取申者共之事…109
36 （年不詳）定小屋番人勤方之事……110
37 （年不詳）河除為御用請取置候御普請御道具之内、洪水之砌、川へ流レ、又ハ於丁場紛失仕候節之事……110
38 （年不詳）河除御普請為御用相掛り候人々并定小屋番人川廻等私共より出候請取切手之事……111
39 （年不詳）川除為御用請取人々御普請会所并割場より入切手請取御算用帳ニ記候事……113
40 （年不詳）才川・浅野川々廻為御用請取申御家中役人之事…114
41 （年不詳）才川・浅野川々廻勤方之事……114
42 （年不詳）河除御普請人足廻并御算用為御用請取置申足軽朔望嘉節ニ割場より御雇之事……115
43 （年不詳）定小屋近辺火事之砌之事……115
44 （年不詳）才河・浅野河洪水之節事……116

45 （年不詳）洪水之節、罷出申大工棟梁手間料之事……117
46 （年不詳）洪水之節、水防為御用常々定小屋ニ指置候品々ノ事……118
47 （年不詳）洪水之筋、そたニ入候木ノ枝、其近辺之人家より為伐取寄事……119
48 （年不詳）洪水之節、河除裁許より案内不仕候而茂罷出候人々之事……119
49 （年不詳）才川・浅野河々除、河原・川中ニ死人川流等御座候節之事……120
50 （年不詳）洪水之節、水防道具渡様之事……120
51 （年不詳）河除御普請為御用大工・木挽召仕之節之事……121
52 （年不詳）河除御普請御用として請取召仕申棟梁大工之事…121
53 （年不詳）河除為御用召仕候大工手間料之事……121
54 （年不詳）河除御普請為御用請取申大鋸・木挽手間料之事…121
55 （年不詳）河除御普請為御用召仕申大工・木挽ニ手間料為請取申切手之事……122
56 （年不詳）河除御普請為御用召仕申大工・木挽手間料為請取候、以後帳面ニ人々判印為致候事……123
57 （年不詳）河除御普請為御用召仕申大工木挽手間料為請取候以後、小払御奉行より入帳請取置候事……124
58 （年不詳）河除御普請御用之松木請取申節之事……126
59 （年不詳）河除御普請御用之松木定御用相勤申候町人共ニ為伐候節、伐手間并小屋迄持人足之事……129
60 （年不詳）河除御普請御用之松木御家中役人ニ為伐候節、并定小屋迄為持申人図り之事……129
61 （年不詳）定御用相勤申候町人共ニ御普請被仰付候節御普請道具并御材木・釘・鉸等渡様之事……130
62 （年不詳）川除御普請御用之砂利請合之町人へ被仰付候節、御普請御道具借渡不申候事……130
63 （年不詳）川除御普請之品々御用相勤申町人共、前銀并申勘銀相渡置、御用相済候而、本勘為相遂申事……131
64 （年不詳）才川・浅野河々掘之事……134
65 （年不詳）河除御用之栗石定御用相勤申町人共江被仰付候請合人足図り之事……135
66 （年不詳）河除御用之栗石、日用人足ニ為持申候事……135
67 （年不詳）定御用相勤申町人共江籠伏御普請被仰付候節并人足図り之事……135
68 （年不詳）定御用相勤申町人共より川除御普請之儀願上置、定直段相極り、在之品々之内先年被仰付、近年不被仰付候品、且亦先年より不被仰付候品之事……136
69 （年不詳）河除石垣定御用相勤申町人共江被仰付候節并定御用相勤不申者ニ被仰付候節之事……136
70 （年不詳）草槇御材木を以、先年被仰付置候河除之事……136
71 （年不詳）河除松木柵被仰付候節并仕立様之事……137
72 （年不詳）松木ニ而鳥足被仰付候儀并仕立様之事……138
73 （年不詳）小者役人を以為築申河除石垣之事……138
74 （年不詳）河除御普請為御用日用人足召仕候事……139
75 （年不詳）河除為御用日用召仕候得者、割場より入切手請取候事……141
76 （年不詳）河除御普請御用之品々役銀を以、為請取候分右御奉行より入切手請取候事……141
77 （年不詳）河除御普請御用相勤申町人共ニ本切手を以、銀子為請取候以後、其者共より見合之切手取置候事…141
78 （年不詳）河除方御用相勤申足軽・小者・役人等代候時分并被引揚候儀、割場・御普請会所より案内之事……142
79 （年不詳）才川・浅野川々除之内切抜候而、御田地江取申用水之事……142
80 （年不詳）町中より出候悪水、才川・浅野川々除之内、切抜候而通シ候事……143
81 （年不詳）河除御普請御道具并縄・蒋・持籠・釘・鋏等之

品々請取様之事……144
82　（年不詳）　才川・浅野川々除定小屋為御用、請取申品々ノ事……146
83　（年不詳）　才川・浅野川々除之内ニ在之制札ノ事……148
84　（年不詳）　才川・浅野川々原より所々為御用相渡候栗石之事……148
85　（年不詳）　河除御普請御入用御算用毎歳相遂候節之事……148
86　（年不詳）　河除為御用御家中役人を以取寄申藤・茨貫目之事……149
87　（年不詳）　河除ニ伏置申候根苧籠并石垣之上ニ役人透々茨為持置候事……149
88　（年不詳）　川除御用之夫石、御家中役人ニ為持候事……149
89　（年不詳）　河除御用之栗石、御家中役人ニ為持申節、坪掛ニ不仕、よミ石ニ申付、数ニ而請取申候事……150
90　（年不詳）　河除御用之栗石、役人ニ為持候節之事……151
91　（年不詳）　河除籠伏之御普請、役人ニ申付候品并人掛図り之事……151
92　（年不詳）　才川・浅野川、土居河除之事……152
93　壬子（享保17）6・　河除才許勤方之事……153

五　御普請奉行勤方留

1　文政7・　御普請会所例格に仕御普請奉行取捌申御用（一四ヵ条書、但書つき）……155
2　文政7・　御普請奉行支配の人々（穴生・下裁許・場付足軽など）……156
3　文政7・　御普請奉行より役筋申詮人々（道具調奉行・道具渡奉行・川除裁許与力、下奉行など）……156
4　文政7・　普請役引・役入証文等人持組・馬廻組等下奉行認証につき下奉行勤方覚（九ヵ条書、但書つき）……157
5　文政7・　壱歩人役の品（普請役一歩人役の細則、二〇ヵ条書、但書つき）……158
6　文政7・　普請役銀にて御払の分……160
7　文政7・　道具調奉行・道具渡奉行の勤方等……163
8　文政7・　遠所川除・波除御普請勤方……164
9　文政7・　辰巳水口筋御用勤方……166
10　文政7・　才川・浅野川川除裁許勤方……166
11　文政7・　切手方御用勤方……168
12　文政7・　御屋敷方御用勤方……169
13　文政7・　穴生勤方……169
14　文政7・9・　人持組頭・馬廻組頭下奉行相勤申品等……170
15　（年不詳）　無組附才許与力の普請役銀取立算用の覚……171
16　（年不詳）　寺社奉行支配御普請役の品……171

六　金谷御殿御普請諸事留

1　（慶応2）9・10～21　普請御用主付任命……173
2　（慶応2）9・　絵図面で建替場所を提示……174
3　（慶応2）9・21　大工小屋建設、松原屋敷内の竹木伐採依頼……174
4　（慶応2）9・21　金谷御門新物置とりたたみ、そのあとに文庫土蔵を移す……174
5　（慶応2）9・22　普請用材木取り寄せにつき七十間長屋門を開くよう求める……174
6　（慶応2）9・22　文庫通土蔵、金谷御門続へ転地……174
7　（慶応2）9・　清水多四郎ら普請御用……174
8　寅（慶応2）9・　大工小屋等掛け渡し、金谷外庭内馬見所取りたたむ……175
9　寅（慶応2）9・　金谷御殿普請用板類等を七十間長屋外腰掛横空地におく……175
10　寅（慶応2）9・　新浜引等普請会所より借用……175
11　寅（慶応2）9・　金谷外庭普請中作事所へ引き受け……175
12　寅（慶応2）9・　文庫通にある土蔵四筋、転地・修復等見込み銀高

13 （慶応2）9・27 ……176
諸職人に普請勤めさす……176
14 寅（慶応2）9・ 金谷外庭馬見所の取りたたみ、9月25日に取りかかる……176
15 寅（慶応2）9・27 金谷文庫通りの土蔵金谷御門続に引き移しのため土蔵内の品物移し替え……176
16 （慶応2）9・25 二ノ丸広式渡物置、作事所より七十間長屋内へ引送……177
17 寅（慶応2）9・26 御文庫通の土蔵引移につき、金谷外庭内の立木伐採……177
18 （慶応2）9・27 金谷御殿絵図達す……177
19 寅（慶応2）9・29 松原屋敷内の川石、普請に使用……177
20 寅（慶応2）9・ 御文庫通土蔵引移、松木根返し・枝切……177
21 寅（慶応2）10・ 木品運搬差支につき、七十間長屋内の熨斗立除く……177
22 寅（慶応2）10・ 金谷外庭・文庫通に大工小屋掛け渡す……177
23 寅（慶応2）10・ 金谷外庭囲土塀取払、板囲とする……177
24 寅（慶応2）10・ 明土蔵番人不要……177
25 寅（慶応2）10・ 七十間長屋熨斗立内物置、作事方に引き渡す……178
26 寅（慶応2）10・2 金谷御殿普請御用に石川郡村方松木請取方依頼……178
27 （慶応2） 普請方吉凶……178
28 寅（慶応2） 普請中縮垣出来……179
29 寅（慶応2） 普請入口番人書上……179
30 寅（慶応2）10・ 高石垣下土蔵前に水路を通す……179
31 寅（慶応2）10・ 釜小屋番人懸渡の依頼……180
32 寅（慶応2）10・ 文庫通の土蔵二筋は、金谷門続物置跡に移す……180
33 寅（慶応2）10・6 入隅二枚開の鎖……180
34 （慶応2）10・7 文庫土蔵は書物奉行引き受け……181
35 寅（慶応2）10・ 諸職人雨天時の板打草履使用を認める……181
36 寅（慶応2）10・ 普請主附家来・若党等金谷門往来許可を依頼……181
37 寅（慶応2）10・ 神戸直次郎ら家来金谷門往来許可……181
38 寅（慶応2）10・ 作事所留書二人普請主付申渡……181
39 寅（慶応2）10・ 横目足軽懸渡依頼……181
40 寅（慶応2）10・ 松原屋敷に存する仮役所番人勤方等……182
41 寅（慶応2）10・ 金谷門諸品出入につき依頼……182
42 寅（慶応2）10・ 木鋤板の借用……182
43 寅（慶応2）10・ 松原屋敷内の土取る……182
44 （慶応2）10・14 文庫内書物所渡土蔵引請……182
45 寅（慶応2）10・ 金谷普請御用目付申渡……183
46 寅（慶応2）10・ 御用の戸室石概数……183
47 寅（慶応2）10・ 材木等取寄のため金谷門七十間長屋大扉開閉……184
48 寅（慶応2）10・19 木遣・地搗・胴突に取りかかる……184
49 寅（慶応2）10・ 普請道具の請取……184
50 寅（慶応2）10・ 材木等諸品詮議……184
51 寅（慶応2）10・20 小遣・釜小屋火炊増員……185
52 寅（慶応2）10・20 仮役所内縮方通知……185
53 寅（慶応2）10・22 怪我人療治の仕方……185
54 寅（慶応2）10・24 御用主附仰付……185
55 寅（慶応2）10・24 囲廻取り払い……185
56 寅（慶応2）10・ 文庫土蔵転地……186
57 寅（慶応2）10・21 金谷門内通の道作……186
58 （慶応2）10・27 普請入用銀高御達方……186
59 （慶応2）10・28 日懸小者の懸渡依頼……186
60 寅（慶応2）11・ 松木・栂木根返し依頼……187
61 寅（慶応2）11・ 普請道具追加借用……187
62 （慶応2）11・3 神戸直次郎、材木買上御用より帰着を報告……187
63 （慶応2）11・3 金谷広式御居間先の松木・栂木根返願……187
64 寅（慶応2）11・4 七十間長屋続物置、金谷御次御用のため引渡……187
65 寅（慶応2）11・ 玉泉院丸御門前橋辺から七十間長屋門までの芝刈の連絡依頼……187

66 寅（慶応2）11・住居替補理方御用の横目足軽等諸職人に酒振舞の意向……188
67 寅（慶応2）11・金谷御殿等建替入用概算……188
68 寅（慶応2）11・運搬材木の番人差置方依頼……188
69 寅（慶応2）11・7 普請御用縮方……188
70 （慶応2）11・10 金谷広式より酒振舞……188
71 寅（慶応2）11・11 金谷広式奥廻等、取り壊しにかかる……188
72 （慶応2）11・12 御用戸室石古石引足、惣石数再度御達……189
73 寅（慶応2）11・舟後屋敷内へ大工小屋懸渡……189
74 寅（慶応2）11・金谷外庭水樋掘あげ方を命ず……189
75 寅（慶応2）11・20～21 金谷門・玉泉院丸往来留解除案内……190
76 寅（慶応2）11・御用材木差し置く場所について御達……190
77 寅（慶応2）11・外庭境等縮仮垣仰出……190
78 寅（慶応2）11・外庭縮のため番所築造……190
79 寅（慶応2）11・横目足軽以下諸職人に酒振舞……190
80 寅（慶応2）11・御用材木指置場所につき御達……190
81 （慶応2）庭内立木植替・泉水縁臥木・臥石取除取懸方相談……191
82 （慶応2）12・21 広式より諸役人・諸職人等へ酒頂戴……191
83 寅（慶応2）12・大工小屋、堂形・馬場・帯佩場内で築造……191
84 寅（慶応2）12・年末年始の丁場……191
85 （慶応2）12・28 拝領物……191
86 （慶応2）12・29 金谷御次より下され物……191
87 （慶応3）正・3 孝明天皇崩御につき普請・鳴物停止の案内……193
88 （慶応3）正・8 普請・作事の開始につき指示……193
89 卯（慶応3）正・9 南部等より買受木材の積廻……194
90 卯（慶応3）正・10 文庫・南土蔵転地仰出……195
91 卯（慶応3）正・金谷普請壁土捏方御用のため水汲方達……195
92 （慶応3）正・18 普請等遠慮期間案内……195
93 卯（慶応3）正・堂形等の大工小屋懸渡につき、立木枝下し……195
94 （慶応3）普請御用土砂・栗石持運方は、小前者妻子とも入交持たすこととする……195
95 卯（慶応3）2・作事方御仕法につき転役・組替等……195
96 卯（慶応3）2 金谷土蔵残らず転地につき、入口番所転地すべきか伺い……196
97 卯（慶応3）2・横目足軽等に酒振舞……196
98 卯（慶応3）2・胎内積石に戸室石活用につき申談方依頼……196
99 卯（慶応3）2・文庫土蔵転地、詮議方につき依頼……197
100 卯（慶応3）2・長屋腰石の戸室石臥渡間数増加につき相談依頼……197
101 卯（慶応3）2・金谷外庭境土塀取払、出口門相建……197
102 （慶応3）2・11 金谷広式土蔵転地につき金谷門・玉泉院丸門往来指留……197
103 卯（慶応3）2・二ノ丸・金谷御殿雪留・仮雪垣仕抹物置相建……198
104 卯（慶応3）2・金谷広式土蔵転地のため金谷門・玉泉院丸門往来指留解除を案内……198
105 卯（慶応3）2・金谷門続懸塀、土塀とする件願……198
106 卯（慶応3）2・金谷御殿普請御用のため竹沢御庭の積石竹林門より取り出し……198
107 卯（慶応3）2・金谷門続懸塀、土塀とする件仰出……198
108 （慶応3）2・2月23日より胴突初……198
109 （慶応3）2・23 3月2日より建揚……199
110 卯（慶応3）2・晦 3月4日より対面所建揚に取り掛かる……200
111 卯（慶応3）2・南土蔵、本丸内への転地詮議依頼……200
112 卯（慶応3）3・5 木挽、坂下門脇馬場入口門へ向かうにつき達……200
113 卯（慶応3）3・金谷御殿建物胎内柱下惣盤に戸室石臥渡等相談方案内……201
114 卯（慶応3）3・金谷御殿御用のための木捏につき大工入口・番所番人置たきにつき達……201
115 卯（慶応3）3・金谷御殿普請御用のため竹沢御庭より川石を運ぶ……201

116 （慶応3）3・19 普請御用松木伐出人々金銀拝領……201
117 卯（慶応3）3・ 玉泉院丸の松木伐採願……202
118 卯（慶応3）3・24 金谷御殿普請中の日照笠使用……202
119 卯（慶応3）3・ 金谷外庭境土塀模様替につき土塀取壊方達……202
120 卯（慶応3）3・ 金谷御殿普請横目足軽以下酒振舞……202
121 卯（慶応3）4・ 諸色物価高につき普請年内の出来を目指すべきを上申……202
122 卯（慶応3）4・ 竹沢御庭の石等運搬のため往来方依頼……203
123 卯（慶応3）4 杉板等材木新川郡より廻送方……203
124 卯（慶応3）4・ 金谷御殿普請所胎内の柱惣盤下石は古石で臥渡……203
125 卯（慶応3）4・ 普請御用擬石臥渡方相談依頼……203
126 卯（慶応3）4・ 仮番所所替・出来につき達……204
127 卯（慶応3）4・ 金谷御殿御庭入口門続長屋腰石出来方普請奉行へ申談方依頼……204
128 卯（慶応3）4・ 古土台石等にて臥渡等出来方普請奉行へ申談することを依頼……204
129 卯（慶応3）4・ 竹沢屋敷内より花畑・稲荷屋敷通取水掛樋出来……204
130 卯（慶応3）4・ 金谷御殿普請横目足軽以下酒振舞……204
131 卯（慶応3）4・ 土蔵置屋根釣石出来……205
132 卯（慶応3）4・ 建物差障松木伐採方依頼……205
133 卯（慶応3）4・ 4月28日酒振舞人々人数書上……205
134 卯（慶応3）4・ 御殿追々建揚につき建物差障松木等伐採依頼……205
135 卯（慶応3）4・ 普請御用新出来・臥渡の石材方普請会所相談依頼……205
136 卯（慶応3）4・27 鵜川村出来石筒代銀・安宅までの賃金本勘銀渡方依頼……206
137 卯（慶応3）5・朔 玉泉院丸堀より金谷御庭内取水につき御鳥部屋下掘抜方達……207
138 卯（慶応3）5・5 金箔渡方依頼……207
139 卯（慶応3）5・6 竹沢御庭内の積石等取寄往来……207
140 卯（慶応3）5・ 大工作料等三等とす……207
141 卯（慶応3）・5 内作事奉行水野平八郎忌御免……208
142 卯（慶応3）・5・8 作事所大工等諸職人出刻限改……208
143 卯（慶応3）5・14 金谷御殿普請横目足軽以下酒振舞……208
144 卯（慶応3）5・18 金谷広式内庭の松木根返方依頼……208
145 卯（慶応3）5・19 諸組足軽弓術指止につき、索矢・篦竹使用願……209
146 卯（慶応3）5・ 古流筒廃止につき普請方へ用方願……209
147 卯（慶応3）・5 金谷外庭囲廻模様替につき南土蔵足軽番所移替……209
148 卯（慶応3）・5・ 巽御殿脇山崎山の物置築造銀高書上……209
149 卯（慶応3）5・ 竹沢御庭よりの取水につき、熨斗立・稲荷屋敷入口門戸前付替……210
150 卯（慶応3）5・ 山崎山に腰掛一ケ所築造……210
151 卯（慶応3）5・25 中村家外平らに酒振舞……210
152 卯（慶応3）5・ 金谷文庫南土蔵、本丸転地につき松木根返等に取り掛かる……210
153 卯（慶応3）5・ 南土蔵転地につき釜小屋に無断にて相詰方許可願……210
154 卯（慶応3）5・ 神棚の金箔請取……211
155 卯（慶応3）6・ 厩囲内の榎木伐採依頼……211
156 卯（慶応3）6・ 枇杷葉湯の支給……211
157 卯（慶応3）6・ 金谷御用閑所下流の樋石、戸室石で出来……211
158 卯（慶応3）6・11 松原屋敷の松木伐採方依頼……211
159 卯（慶応3）6・12 金谷御殿普請横目足軽以下酒振舞……212
160 （慶応3）・6・13 細工者・絵画の者に御用仰付の方針……212
161 卯（慶応3）6・16 晒奨麩渡方依頼……212
162 卯（慶応3）6・16 奥廻建揚出来、屋根葺等銭拝領につき請書……212
163 卯（慶応3）6・28 7月1日に酒下される人数書上……212
164 卯（慶応3）6・29 広式奥廻踏壇出来……213
165 卯（慶応3）6・29 南土蔵木品、松坂門不通につき依頼……213
166 慶応3・7・ 晒奨麩請取……213

167 卯（慶応3）7・南土蔵木品、松坂門不通につき依頼……213
168 卯（慶応3）7・金谷広式御居間先等内御庭境懸塀腰石出来……213
169 （慶応3）（欠）南土蔵前の明番所取壊……213
170 卯（慶応3）7・7 南土蔵番所脇松木根返……213
171 卯（慶応3）7・日用怪我……214
172 卯（慶応3）7・金谷御殿普請横目足軽以下酒振舞……215
173 卯（慶応3）7・晒奨麩追加渡方依頼……215
174 卯（慶応3）7・16 仕舞時間延長……215
175 卯（慶応3）7・佐々木泉玄門人手伝……215
176 卯（慶応3）・7・23 中村家外平らに酒振舞……215
177 卯（慶応3）7・24 晒奨麩追加渡方依頼……216
178 卯（慶応3）7・普請入用見込銀高書上……216
179 卯（慶応3）8・2 建揚箇所成就……217
180 （慶応3）8・6 広式奥廻成就……217
181 卯（慶応3）8・金谷広式長屋門等、チアン塗とす……217
182 （慶応3）8・11 金谷広式部屋方一ノ側、二ノ側、三ノ側出来……217
183 卯（慶応3）8・12 石川郡大額村等松木伐採願……217
184 卯（慶応3）8・礎盤石等臥渡方につき相談依頼……217
185 （慶応3）8・16 奥廻普請一先済むにつき御用これなき旨届……219
186 卯（慶応3）・8・16 普請御用主付任命……219
187 卯（慶応3）8・金谷御殿入用増銀等取調理……219
188 卯（慶応3）8・文庫通松木伐採方依頼……219
189 卯（慶応3）8・20 内作事奉行、普請中の往来許可方依頼……220
190 卯（慶応3）8・21 金谷広式口廻建替につき、方々様往来方依頼……220
191 卯（慶応3）8・22 金谷広式口廻建替につき、板塀取払……220
192 卯（慶応3）8・22 金谷広式口廻建替につき、切手門築造……220
193 卯（慶応3）8・24 近火への対応……220
194 （慶応3）8・26 水野平八郎等金銀拝領……221
195 （慶応3）8・27 金谷表廻建替当分指留……222
196 慶応3・8・渡辺初之進、麻上下拝領……222

197 卯（慶応3）8・28 文庫土蔵修復出来……222
198 卯（慶応3）8・28 近火手配方につき依頼……222
199 （慶応3）9・2 土橋門横の捨井戸胴掘揚……222
200 卯（慶応3）9・2 中村家外平らに酒振舞……222
201 卯（慶応3）9・6 奥廻成就、囲門出来につき、鎖鍵方案内……223
202 卯（慶応3）9・大工小屋等御用部屋へ引渡方達書……223
203 卯（慶応3）9・金谷外庭腰掛出来につき双盤石等臥渡方依頼……223
204 卯（慶応3）9・8 金谷御殿普請の松木増方につき依頼……224
205 卯（慶応3）9・9 金谷御殿御用の礎盤石等臥渡方依頼……224
206 （慶応3）9・10 南土蔵本丸内移替につき、棚仕様方相談……226
207 卯（慶応3）9・金谷広式移替につき、城内松木伐立方相談……226
208 卯（慶応3）9・山崎山の腰掛・閑所出来につき本勘請取……227
209 卯（慶応3）9・13 竹沢役人往来用水口より巽御殿迄取水口樋入用請取……227
210 （慶応3）9・13 金谷御殿普請横目足軽以下酒振舞……227
211 （慶応3）9・15 中村家外平ら金銀等拝領……227
212 （慶応3）9・17～20 金谷広式建替につき槻等御用方願……229
213 慶応3・9・21 小嶋兵蔵ら金銀等拝領……230
214 卯（慶応3）9・22 金谷広式御用のため、弓弦・篦竹請取依頼……231
215 卯（慶応3）9・25 金谷広式口廻に仮腰掛築造……231
216 卯（慶応3）9・27 29日、中村家外平らに酒振舞……231
217 慶応3・10・金谷広式御用のための篦竹請取……231
218 （慶応3）10・4 不用の門養生所へ遣わす……232
219 卯（慶応3）10・5 金谷御殿普請御用に市原村役中折紙渡り方依頼……232
220 慶応3・10・金谷広式御用のため、石弦請取……232
221 卯（慶応3）10・9 金谷広式御用横目足軽以下酒振舞……232
222 卯（慶応3）10 車橋門より花畑迄取水埋樋修復に近々取り掛かる……232
223 （慶応3）10・11 金谷文庫の井戸、金谷広式御庭内に取入……232
224 卯（慶応3）10・19 金谷広式御膳所出来……232

225 卯（慶応３）10・25 金谷広式部屋方唐戸石積石出来につき申談方依頼……232
226 卯（慶応３）10・29 来月朔日、中村家外平らに酒振舞……233
227 卯（慶応３）11・11 金谷広式建替につき惣構の槻請取依頼……234
228 卯（慶応３）11・11 金谷広式建替につき花畑の杉木請取依頼……234
229 卯（慶応３）11・12 蓮池堀より物見脇懸塀下まで取水につき、堀立橋等出来入用銀請取……234
230 卯（慶応３）11・16 金谷広式末井戸覆下川石積の臥渡等相談依頼……234
231 卯（慶応３）11・16 金谷広式御用の横目足軽以下酒振舞……235
232 卯（慶応３）11・19 棟梁怪我……235
233 （慶応３）11・27 朔金谷広式御居間廻・部屋方は普請見合……235
234 卯（慶応３）12・朔 普請会所指止につき建物等作事所に引渡……235
235 卯（慶応３）12・ 普請会所指止につき城中石垣方・辰巳上水方は作事所打込……235
236 （慶応３） 穴生、定番御歩となる……236
237 （慶応３） 御扶持人石切・二十人石切、町奉行支配となる……236
238 （慶応３） 辰巳上水江筋水門番は作事所御用申付……236
239 卯（慶応３）12・6 金谷広式普請進捗につき伺……236
240 卯（慶応３）12・10 金谷広式普請につき石弦請取方依頼……237
241 卯（慶応３）12・12 12月13日、中村家外平らに酒振舞……237
242 （慶応３）12・16 引渡後の後片付けに関し相談……237
243 （慶応３）12・17 御用これなしにつき療治医師方相談……238
244 （慶応３）12・17 広式三の間普請出来……238
245 （慶応３） 堂形帯佩場入口の番人相返方達……238
246 （慶応３）12・20 普請道具相損につき返納……238
247 卯（慶応３）12・26 文庫土蔵本丸内転地、出来……238
248 卯（慶応３）12・28 日用怪我……239
249 卯（慶応３）12・28 金谷御殿普請会所仮役所の仮小屋縮付置方達……239
250 卯（慶応３）12・29 中村家外平等金銀等拝領……239
251 （慶応３） 普請本勘書上……240

一　年不詳　普請会所割場御定書之写（六冊之御定書）

（1）

（表紙）
「普請会所割場　御定書之写
共七冊」

一、被下屋敷歩数　御定之通無相違様、念を入打渡可申事、
一、三千石以上之面々江ハ下屋鋪被下候、居屋敷手寄能所ニ而可相渡、但、御昵近之屋敷ニ不交遠所ニ而可相渡事、
一、居屋敷・下屋鋪共、与力知無構自分知之当り被下与力屋敷ハ別ニ可被下候事、
一、御加増被下候面々下屋敷不足分、対馬・因幡・玄蕃・民部指図次第可相渡事、
一、高知之跡目、小身ニ成候者、下屋敷知行当り之外、可取上事、
一、地子家数多所ニ而拝領屋敷望申者、以相対引料とらせ候ハヽ、何方ニ而も可相渡事、
一、親子兄弟第一所望屋敷被下者欠人候ハヽ、其当り取上候ハ地子ニ可申付事、
一、親跡目減、或兄弟ニわかり候者、居屋敷知行当分より広候共、其侭可被下候、若従　公義御立候ハヽ、自分ニ替屋敷仕候者、其節ハ知行当り之外、余分可取上事、
一、死去人跡目不被　仰付候ハヽ、居屋鋪共可取上事、
一、上り屋敷家、其外植木等あらさせ申間敷候、替屋鋪被下者ハ、勝手次第とらせ可申事、
一、居屋鋪之内、地子ニ而貸置候者、其屋敷不残可取上、下屋敷之内、地子ニ而かし置候者、貸申分可取上事、
一、地子銀如　御定出来退転、毎年遂吟味帳面記、浅野屋次郎兵衛・菊屋八左衛門ニ可相渡事、
朱ニ　浅野屋・菊屋御用御取上、以後ハ帳面記、会所へ相渡申候、
一、金沢中道橋切々見廻り、往還さハりなき様修理可申付事、
朱ニ　寛文元年より町会所支配ニ罷成申候、
一、侍町屋、其外屋敷主より道悪所作らせ可申候、度々申渡候而も作り不申候者、対馬・因幡・玄蕃・民部江可相断、但、屋敷主自分ニ難成所、堀端土居なとハ、四人江断、割場より役人請取修理可申付事、
朱ニ　寛文元年より町会所支配ニ罷成候、
一、惣構之竹笋切あらし不申候様ニ切々人を廻し、念を入可申付候、竹巻之事ハ如跡々町夫可申付事、
朱ニ　寛文元年より町会所支配ニ罷成申候、
一、惣構之竹御作事奉行、切手次第為伐可申候、
朱ニ　寛文元年より町会所支配ニ罷成申候、
一、与力侍并足軽御弓之者被下屋敷、寄親組頭江打渡、頭より其組中江致割符可相渡事、
被下屋敷歩数之覚
壱万石より三千石迄之内、はした知行有之者、五百石ハ上江付、四百九拾石迄ハ下江可付事、

一、千六百歩　壱万石より九千石迄
一、千四百歩　八千石より七千石迄
一、千弐百歩　六千石より五千石迄
一、九百歩　四千石より三千石迄
弐千九百石より百石迄、はした知行有之ハ、五拾石ハ上江付へし、四拾九石迄ハ下江付へし、
一、八百歩　弐千九百石より弐千六百石迄
一、七百五拾歩　弐千五百石より弐千石迄
一、六百歩　千九百石より千五百石迄
一、五百五拾歩　千四百石より千百石迄
一、五百歩　千石より八百石迄
一、四百歩　七百石より五百迄
一、三百歩　四百石より三百石迄
一、弐百歩　弐百石
一、百七拾歩　百石
一、百弐拾歩　九拾石より六拾石御切米百俵迄
一、七拾歩　五拾石より御切米五十俵迄、御歩行者・母衣者・御算用者、五十俵より内ニ而も此歩数
一、五拾石　御鉄炮之者、其外掃除坊主・御餌指
一、三拾歩　御小人
一、七拾五歩　人持下屋鋪百石当り
一、百七拾歩　町医師並
一、千百五拾歩　与力千石之当り
右之外、御切米・御合力銀被下者歩数、知行ニ図り人々之様子ニ随ひ、対馬・因幡・玄蕃・民部指図次第可相渡事、

(2)

右、被　仰出之通、相違有間敷者也、

御印
万治弐年十一月廿五日

今枝民部(近義)
奥村因幡(庸礼)
津田玄蕃(正忠)
前田対馬(孝貞)

御普請
御奉行

一、下屋鋪之儀、与力知共三千石迄之知行高ニ候者、自分屋敷ハ三千石之当り歩高被下、下屋敷者被下間鋪事、
但、与力屋敷、寄親江可被下事、
卯月廿二日「万治三年」(朱書)

(3)

家屋鋪立申引料覚

一、六拾石より九拾石迄　弐百目
一、百石　弐百五拾目
但、はした知行有之時ハ、弐拾四石迄下江付、廿五石よりハ上江可付、
一、百五拾石　三百目
一、弐百石　三百六拾目
一、弐百五拾石　四百三拾目
一、三百石　五百目
一、三百五拾石より四百石迄　六百目
一、四百五拾石より六百石迄　七百目

一、六百五拾石より七百石迄　八百弐拾目
一、七百五拾石より八百石迄　九百五拾目
一、八百五拾石より九百石迄　壱貫百拾匁
一、九百五拾石より千石迄　壱貫弐百八拾目
一、千五拾石より千三百石迄　壱貫四百七拾目
一、千三百五拾石より千五百石迄　壱貫六百八拾目
一、千五百五拾石より千七百石迄　壱貫九百弐拾目
一、千七百五拾石より千九百石迄　弐貫百八拾目
一、千九百五拾石より弐千石迄　弐貫四百六拾目
一、弐千五拾石より弐千三百石迄　弐貫七百七拾目
一、弐千三百五拾石より弐千四百石迄　三貫百目
一、弐千四百五拾石より弐千七百石迄　三貫四百六拾目
一、弐千七百五拾石より弐千九百石迄　三貫八百四拾目
一、弐千九百五拾石より三千石迄　四貫弐百四拾目

御切米取

一、九拾俵より八拾俵迄并御茶堂・医師給金銀取　弐百五拾目
一、七拾俵より六拾俵迄　弐百目
一、五拾俵より三拾俵迄、知行五拾石より下歩行並　百五拾目
一、足軽才許者・餌指・御台所役掛、板前・御大工・掃除坊主　百目
一、本座御小人・御草履取御馬捕　七拾目
一、能登・越中・小松より引越申者ハ、右当りニ三割半増銀可被下事、
一、金沢ニ家屋敷持、能登・越中・小松より引越申者者、右当ニ三ケ一可被下事、
一、金沢ニ屋敷持、番小屋迄有之者ハ、右当りニ三ケ二可被下事、
一、与力并又家中ニ而も、右之当りニ可被下事、
一、金沢より能登・越中・小松江引越申者ハ、三割半増銀可被下事、

町人

一、役家前口壱間ニ　四拾目充
一、同　壱間ニ　六拾目充二階作

右、図之通引料被下候条、被得其意可有才許候、以上、

御印
万治三年七月十三日　今枝民部
奥村因幡
前田対馬

屋敷御奉行

覚

一、親跡目被　仰付、知行兄弟ニ分候面々儀、親屋敷之歩高を以、兄弟応知行高　御定之歩数割符候而可被相渡候、自然余り地於有之ハ、請込地子ニ可被申付事、
一、一屋鋪ニ而兄弟居住難成屋敷候ハヽ、被遂吟味、兄当り分被打渡、余地請込地子ニ可被申付候、弟へハ分際之屋敷別所ニ而被下候条、可被打渡事、

一、御加増被下候面々下屋鋪、不足分可被相渡候、并親知行兄弟江分候仁之内、死去人跡目無之手前之儀、下屋敷取上可被申事、

正月廿五日　「万治三年」（朱書）　津田玄蕃
奥村因幡
前田対馬
今枝民部

御普請御奉行衆中

（5）

覚

一、御家中死去人跡目無之者、并被放御扶持候者なと屋敷之儀、従其頭々普請会所江相断、屋鋪可上之事、

一、町医者之内、御屋敷被下者致死去候ハヽ、屋敷為上可被申候、其せかれ親不劣、療治能仕候者、其通申上、重而其屋敷可被下候、若其せかれ不心懸にて、療治然与不仕候ハヽ、勿論御屋敷被下間鋪候之条、町奉行相談切々改可被申事、

一、御家中死去人男子無之、跡目不被　仰付もの親女娘有之候ハヽ、家ハ可被下旨、重而不及窺申被下由可被申渡事、

一、兄弟・伯父・甥・伯母・姪厄介仕置候者、致僉議可被下子細候者、窺可被申事、

一、御鷹師居屋鋪　御定歩数之外、為鷹部屋并外架屋敷拾歩充、向後増被下候間、可被相渡事、

一、跡目被　仰付者之内、親知行分兄弟ニ御配分被成者親居屋敷相応ニ而、兄弟致拝領候ハヽ、証文可被取置事、

一、惣与力屋敷之儀、向後人々江被下候条、御昵近屋敷　御定歩数拾歩劣ニ与力屋敷可被相渡事、

一、七拾歩　坊主小頭・御馬捕小頭

一、五拾歩　御小人小頭・御扶持方大工・町大工　「五拾歩　町大工可尋」（付札）

右之通、可被得其意候、以上、

朱ニ　右年寄中より度々ニ紙面を以、申渡候寄書

（6）

覚

一、親跡目兄弟ニ被　仰付、知行高より居屋鋪歩数不足仕候共、両年不致収納候以前、屋敷拝領仕度旨書付取次被申間敷候、然共何とそ兄弟一所ニ罷在儀難成断候ハヽ、其趣組頭奥書ニ記、取次可被上事、

朱ニ　只今両年収納不仕候而も、書付取次上申候、

一、親兄弟ニ懸り罷在候もの、被　召出候ハヽ、右同断之事、

一、射手・異風・与力・御鷹飼・御歩行・小算用者、右同断之事、

一、新参被　召出候面々、他国者ハ勿論、御国之者に而も、親兄弟ニ懸り居不申ものハ被　召出、其身勝手次第居屋敷可被下事、

一、親兄弟有之候而も、其屋敷一所ニ罷在候儀難成、浪人之内より別家ニ罷在候ハヽ、其身断次第御屋鋪可被下之事、

酉
二月十一日　「寛文九年」（朱書）

覚

一、新地之寺庵、従跡々雖為御停止、重而承応三年弥可相守之旨被　仰出候上ハ、地子地ニ有之候寺庵御用地ニ被　召上候欤、又ハ居屋敷等ニ被下候共、向後承応三年より已来之寺庵者、地子屋鋪ニも指置申間敷事、

一、承応三年以前出来之寺庵之屋敷、御用地ニ被　召上候欤、又ハ被下屋敷ニ相渡候者、其替地町端之地子明地之内を以、請させ可被申候、向後百姓地ハ為請被申間鋪事、

一、古来より金沢ニ罷在、中頃御領国之内、又ハ他国江罷越、其以後、金沢江立帰、先規を申上、寺屋敷望候共、為請被申間鋪事、

一、御領国之内、所々ニ罷在、其所勝手悪敷旨ニ而金沢江罷出、請地望候共、是又為請被申間敷事、

一、与力知有之面々無其構本高を以、三千石以上、上屋鋪・下屋敷当り歩数可被相渡候、但、三千石以下与力有之人々ハ、自分知之高を以、居屋敷可渡候、其与力屋敷別所ニ而可被下事、

一、拝領屋鋪之外、請込ニ家作り置、此度被取上候へ者、家を毀申様成者所替り候共、其屋敷之内ニ而、右請込之歩数可指上断有之候者、其通ニ可仕事、

一、御直之者地子屋敷ニ有之内、本屋敷由緒候而被取上、重而御屋鋪不被下様成者、相応之屋敷ニ有之分者、先除置可申事、

一、被下屋敷余地多御座候共、悪所之分ハ為請込可申事、

一、地子町被取上候分者、地子替地相渡可申候、但、上屋敷ニ有之地子人共ハ可為各別事、

一、取上候地子屋敷之内ニ、其主仕置候かこひ并樹木等、右地子人ニ相渡可申候、但、先規より明屋鋪ニ付、有之かこひ樹木等ハ唯今屋敷拝領人請取候様ニ可申付事、

一、本願寺宗旨寺請込屋敷ニ有之分ハ取上可申候、但、町並ニ有之候ハヽ、地子屋敷たりとも可差除事、

一、御鷹匠御屋鋪被下者共、小立野先鷹匠町並ニ而一所ニ可相渡事

一、江戸ニ相詰候人々之内、追而御屋鋪可被下候条、御城下ニ而屋敷残置可申事、

一、被下屋敷人々望所之儀、向後寄合江被申聞、指図次第以其上可被相渡事、

右被　仰出之通被得其意、可有支配候、以上、

寅
十二月廿三日
御普請奉行中

御馬方之内、人ニより御馬御預被成候付而、居屋敷知行当之外、御馬方為御用屋敷、百五拾歩充可渡旨被　仰出候条、可被得其意候、向後御馬方之者共、屋鋪拝領仕候刻、奥村伊予(時成)・横山志摩(正房)方江可被及案内候、為其如此候、以上、

辰
九月十二日

横山左衛門
奥村因幡
前田対馬
本多安房

⑨

御普請奉行中

万治弐年　御定書御ケ条之内、被下屋敷之儀請取、三年作事不仕明置候もの候ハヽ、可取上旨被　仰出候得共、自今以後、不可及其沙汰之旨、延宝五年三月被　仰出候条、向後可被得其意候、以上、

（延宝七年）
己未
二月廿六日

奥村因幡
前田対馬
横山左衛門
本多安房

御普請奉行中

⑩

一、御家中普請役年中可為三歩事

一、役高加州知三ツ六歩、越中・能州四ツ壱歩、毎年二月中ニ可相窮与力知平均同前、但、寄親江被下壱歩免可為無役事、

一、人持・御馬廻共、平均高千石以上弐歩銀役、壱歩役人を以可出之、同九百石以下并遠所ニ有之者、千石にても銀役可申付事、

一、役人入不申節ハ出人掛候、平均ニ指継不足分ハ銀役並小入用銀指除可取立事、

一、寄親無役并寄親千石より内之与力ハ、皆可為銀役事、

一、普請場ニ而過仕果候役人ハ、十日出人江相立、其以後家中惣かふりたるへし、但、銀役にて可出之、若其主人令死去ハ惣かふりの分引可申事、

一、病死之役人ハ、其日より銀役之図を以可取立、并他国にて果申役人替人不及遣事、

一、他国詰役人為替候ハて不叶儀候ハヽ、往来之日数、割場掛ニ載可申事、

一、御国之内、遠所逗留之役人内輪ニ而、十五日替往来之日数、是又割場掛載可申事、

一、石切ハ壱人五歩可相立事、

一、過仕役人在之者、手先之奉行より普請会所江断足軽ニ而も遣之、見計次第、三日之内ハ出人ニ相立、以後ハ、割場奉行以相談未進差引可仕候、但、遠所ニ而過仕役人、手先之奉行見計、御定之通可申付事、

一、所々普請役出人之切手、一ケ月切ニ奉行人より割場懸と引合、可遂算用事、

一、自他国共御供使、其外当分之御用掛、如　御定時々以証文役引可申付事、

一、死去人ハ其日より役引可申候、若妻子無之役銀取立之儀、不罷成候ハヽ、与頭より断之書付を取遂吟味、前田対馬・今枝民部・奥村因幡江申聞可指除之、取過有之共、勿論可為其分事、

一、跡目被　仰付、当分組入無之内ハ、先与頭より可致裁許候、組入被　仰付候日より当組頭可為裁許事、

一、死去人跡目無相違被　仰付者ハ、前年之役可相勤事、

一、跡目減候者ハ被　仰付候前日迄、親知行高役相勤、御一行之日より御折紙高之役可仕事、

一、自分知取候者ハ被　仰出候前日迄、親知行分・自分知共役相勤、御一行之日付より応御折紙高役可仕事、

一、百石以下役、御赦免之事、
　但、与力ハ百石以下ニ而茂役可相勤事、
一、御折檻人・欠落人役銀過不足共可為其分事、
一、役銀春打取立候以後、引役在之候ハヽ、秋打銀之内を以、組切ニ過上致指引可相返之、秋打差引ハ明春打銀を以可申付事、
一、定杖着到付共ニ人持一組ニ二人充切手取、弐人六組ニ三人割場懸載可申事、
一、御馬廻六組ニ定杖四人、着到付二人、切手取二人、割場懸載可申事、
一、町場杖役人二十人之外一人充、但、普請所より役人五人・十人出候共、杖突可遣事、
一、食番十五人之内、壱人宛之事、
一、於石山割出石歩付、下奉行図可為目録之通、但、石ニより手先之奉行并下奉行裁許相談を以、歩懸増減見図候様ニ可申付事、
一、土坪等もたせ申、遠近往来吟味之儀、下奉行并手先之奉行人相談を以可申付事、
一、早朝より大雨并洪水、其外普請難成節ハ、其断割場迄手先之奉行人より指紙を添、役人可相返少雨降多降出候ハヽ、普請難成候半と存程之時ハ、先罷出不成時に至而、其断差紙を添可相返事、
一、手先之奉行人より役人相返日はしたニなり、余之所江役人相渡候刻ハ、其奉行人請取切手之奥ニ、右之断割場奉行添書を以、一日之出人ニ可相立事、
一、役人於普請場申事仕出候ハヽ、其品ニより日数多少不参可申付事、
一、正月三日、盆三日、五節句可為惣休、御用候而、役人召仕候ハヽ、本掛ニ立用可仕事、
一、所々奉行人毎日懸之人数相改、不参歩有之者割場并普請会所江相断埋人請取、不参無之様ニ可仕附、普請奉行より手先之奉行江度々申渡、不参無之様可仕事、
一、普請所仕廻候刻、翌日人懸請過無之様、所々奉行人江普請奉行より念を入可申渡事、
一、普請算用一ヶ年ニ弐度充、可遂勘定事、
一、金沢より江戸江御荷物貫目三月より八月迄、一人七貫目道中日数十二日、九月より二月迄五貫目、日数十四日たるへし、若才料人より不叶断有之ハ、定之外ニも日数可相立、御荷物無之時者、右日数之内二日充引可申事、
一、金沢より京都江御荷物貫目、三月より八月迄、一人七貫目道中日数六日、九月より二月迄五貫目、日数可為七日、御荷物無之時ハ、右日数之内一日充引可申事、
一、銀役奉行佐垣九右衛門・小幡七郎兵衛・中川平右衛門方江毎年役銀高目録調可遣事、
一、役銀毎年四月三ケ一、十二月三ケ二両度ニ上させ可申候、自然於相滞、壱ヶ月ニ二歩充、加利足上候様可申付事、
一、諸事小入用銀、斉藤市左衛門・遠田清助方より可請取事、
一、普請道具拵奉行、斉藤市左衛門・遠田清助、同渡奉行神保源助并人持組頭より下奉行壱人充手替ニ可出事、
　朱ニ
　此ケ条之内、道具渡奉行二人被　仰付、人持下奉行ハ寛文五年

より被指除候、

一、所々手先之奉行召仕候出人切手滞候ハヽ、普請奉行より急度申渡無滞様ニ可仕事、

引役之御定

千石　人持組頭

公事場奉行

寺社奉行

金沢町奉行

小松町奉行

高岡町奉行

宮腰町奉行

火消番

御馬廻組頭

定番組頭

与力裁許

組外頭

歩行頭

算用場奉行

諸方算用場奉行

会所奉行

御扶持方割奉行

御代官

朱ニ　小松　高岡　宮腰町奉行

寛文二年より五百石引ニ被仰付

五百石引

御国之内御使、但、逗留之内日数可引

三百石引

金銀土蔵奉行

金銀小払奉行

朱ニ　近年ハ御算用場江加役ニ罷成候

同断

只今ハ小松御馬廻番頭支配仕候

諸方より上金銀請取奉行

出銀奉行

与力明知銀奉行

御納戸奉行

御武具馬具奉行

与力武具奉行

御弓矢鉄炮道具奉行

御鉄炮玉薬奉行

割場奉行

普請道具奉行

作事下奉行

同帳付与力

材木奉行

御城中破損奉行

外構破損奉行

割場普請道具奉行

堂形奉行

宮腰・本吉・吉久・草嶋　蔵奉行

同下裁許

かち米并雑穀奉行

小松奉行詰米・詰塩・材木

同下裁許

賄奉行

御馬奉行

山奉行

書物奉行
公事場土蔵奉行并取次
細工奉行
斗舛奉行
御小将頭
射手頭
異風頭
女中
御小々将
御小将
寺社方
隠居領
御横目
郡奉行
普請奉行
射手
異風
作事奉行
御鷹奉行
御医師
御茶堂
金沢町同心
奥郡小代官
七尾罷在小代官
算用之者

無役

御鷹匠
料理人
歩行之者
御小人頭
十村肝煎
穴生

他国御供使役引

一、大身・小身によらす皆引之事、
一、他国逗留十一ケ月迄ハ五十日引之図、十二ケ月より弐拾三ケ月迄ハ、弐百日引之図を以、役引可申事、
一、立帰之御使并半年詰ハ罷帰、五十日引之事、
一、壱ケ年詰ハ弐百日引之事、
一、二ケ年より上ハ罷帰、十二ケ月引之事、
右、条々被　仰出之通、無相違可有裁許者也、
万治三年六月朔日　御印　今枝民部
奥村因幡
前田対馬

金沢御普請奉行

追加

覚

(11)

一、自他国共当分之御使等被　仰付者、役人難引分、其侭相勤御用仕廻、罷帰日数如　御定、三歩共ニ役銀之内にて引可申事、
一、御蔵返米被下面々、夫銀代米引申間敷事、

一、死去役人ハ壱人一日付、五分四厘壱毛八味四払、銀役日算用を以可出之、但、役人ニ而も勝手次第之事、
一、御国之内、御使一夜泊ニ而も如　御定役引可申事、
一、寄親無役之与力ハ、寄親之組頭江付役可相勤事、
一、寄親無与付、無役人之与力并遠所有之無与付者、役銀引役等裁許之儀、武藤弥左衛門・生熊仁右衛門被　仰付事、
一、壱歩人役を以出候分、壱人一日ニ付、壱分五厘八毛壱味六払充、弐歩役銀之内江加可出事、
一、銀役小入用共、壱人ニ付七歩充之事、
一、不参銀、壱人一日ニ付壱匁充之事、
一、役人御国之内、宿賃一夜一人銀七厘充之事、
一、下奉行石歩付等ニ参候刻、間竿・大かね、其外持参之役人相見之奉行、切手ニ下奉行可加判相見無之時ハ、割場江断、役人可請取事、
右、被　仰出之通、無相違可有裁許者也、

万治三年六月十日

御普請奉行
割場奉行

(12)

所々引越役引之覚

一、御国之内、遠所より金沢江引越、新屋敷被下者、十二ケ月役引之事、
一、同金沢江引越、元来家屋敷有之者、五十日役引之事、
一、金沢より御国之内、遠所江引越、新屋敷被下者、六ケ月役引之事、
一、同遠所江引越、末にて家屋敷被下者、役引間敷事、
一、御国之内、遠所ニ在之所を替、他所江越、新屋敷被下者、六ケ月役引之事、

右之通、被　仰出者也、

万治三年十一月十一日

(13)

覚

一、御普請役勤面々御用被　仰付者、其日より役引可被仕事、
一、御用被　仰付面々被成　御赦免候ハヽ、其翌日役入可為致事、

右之通、可被得其意候、以上、

万治三年十二月十六日

(14)

一、御普請役銀利足之儀、縦年越候而も、如　御定一ヶ月越弐歩充、取立可被申候、以上、

寛文元年二月九日

(15)

覚

一、当分御用掛、十日より上ハ仮引可仕事、
朱ニ
御城下当分御用懸、千石以下ハ三百石引、千石以上ハ引申間敷旨、年寄中附札有之、
一、死去人半納被下分ハ、死去前日迄役相勤、せかれ三ケ一被下候ハヽ、御一行御日付之翌日より役可仕事、

右之通被　仰出候条、可被得其意候、以上、

寛文弐年十二月五日

定

一、役引之面々、残知千石より内ハ可為銀役之事、
一、御馬廻組頭、在江戸相頭より増下奉行出シ候ハヽ、如　御定可為五百石引、若引高無之候ハヽ、五百石之図銀役之内を以、可被下事、
一、役引・役入　御定之日限より十五日過、書付出候ハヽ、仕過候分ハ致損ニ、役入日限延引之分、御定之未進銀、並ニ役銀可取立、但、十五日より内ニ断有之候欤、遠所ニ罷在者ハ、其品ニより可有用捨事、
一、無役之面々、江戸より罷帰役人ニ被　仰付候者、御定之通帰休可為役引事、
一、江戸道中三月より八月迄ハ、日数片道十日、九月より明ル二月迄、片道十二日之事、
一、京都道中三月より八月迄ハ、片道五日、九月より明ル二月迄、片道六日之事、
一、肩下役人・杖突共、出人ニ可罷成分、自他国共ニ食番人可相立事、
一、定杖着到付切手取并増歩ニ者、食番立間敷事、
一、不依何事休被下、役人出人ニ可相立事、
一、御普請不成刻、払余り役人出人ニ可相立事、
一、割場懸之内、不足役人於有之者、翌年ニ成共、埋人出シ未進無之様可仕、但、壱歩役之内、年中指引懸之外、不足分銀役、並に小入用銀除可取立事、
一、正月三日、盆三日、五節句道中江参懸休不申役人ハ、追而出人ニ可有立用事、
一、当分御用懸十日より外相勤候面々者、御用ニ懸候日より役引可申事、

寛文三年正月四日

御普請奉行中

覚

一、五千石引　前田対馬
一、同　奥村因幡
一、同　津田玄蕃
一、半役引　篠嶋豊前与力共
一、千石引　本保儀右衛門
一、同　津田宇右衛門
一、三百石引　今村助大夫
一、弐百石引　不破八郎兵衛
一、百石引　根来善左衛門
一、半役引　前田刑部与力

無役

小幡宮内
前田丹後
前田主殿
堀七郎兵衛
伊藤内膳
菊池大学
長谷川惣兵衛与力共

長谷川伊左衛門
長谷川惣左衛門
前田刑部
前田平左衛門
原与三右衛門
田伏久米助
田伏弥右衛門

右之通、面々御普請役引被　仰付候間、可被得其意候、以上、

子
六月八日

前田対馬
今枝民部
奥村因幡
津田玄蕃

⑱

覚

無役

御次番
御広式番
奏者番
足軽頭
新番組御徒頭
御徒頭
改作奉行

奥御小将
御奥小将御横目
御近習番
葛巻新蔵
（小松御城番二人
在留中）

五百石引

定番頭
小松町奉行
宮腰町奉行
七尾奉行
高岡奉行
魚津奉行
定番御馬廻御番頭
組外御番頭
拝借銀請取奉行
御普請道具調奉行
長棟亀谷鉛奉行
里子奉行

三百石引

右之通、御普請役引可申候、以上、

朱
右、年寄中より度々ニ紙面を以、申渡候寄書

御馬廻組御番頭并御使役被　仰付、人々御普請役引之儀、定番御馬廻、組外両御番頭並之通、三百石引被　仰付候条、可被得其意候、以上、

奥村因幡（惠輝）
横山筑後（正房）
村井出雲（親長）
前田駿河守（孝貞）
本多安房守（政長）

（元禄六）癸酉正月廿五日

高畠久兵衛殿
津田治兵衛殿
戸田清大夫殿

(19)

勝次郎（前田吉徳）殿江御附被成候人々、御普請役引之儀、各書付入　御覧候、江戸御広式御番人並之通、無役可被申渡候、

癸酉二月十九日

前田駿河守
横山筑後
村井出雲
奥村因幡
本多安房守

高畠久兵衛殿
津田治兵衛殿
戸田清大夫殿

(20)

覚

一、石切・鉄道具品々
一、くわ
一、なた
一、かま
一、よき
一、鶴のはし
一、まさかり
一、かなつき
一、かなてこ
一、木手こ
一、てんひん
一、棒品々
一、をつな品々
一、もつかう
一、ひゝら
一、すなふるい
一、土俵こもなわ
一、御普請会所下奉行着到付入用之紙・筆・墨・石歩付之たんあふら
一、御普請会所ニ而、役人湯水被下候、鍋釜・柄杓・手桶、
一、日用銀、
一、運賃銀之儀ハ役銀ニ而、可被相渡候、
　但、能図候者、其節可及断候、

右、跡々より如此之由候条、役銀小入用銀之内を以、可被相調候、此外之儀者、度々可被及断候、以上、

卯七月九日
御普請会所

㉑

覚

一、惣構竹巻、同とき候夫之事、
一、金沢廻所々雪垣并御木畑垣結候夫之事、
一、津幡・野々市江継夫之事、
一、御荷物認夫之事、
一、斗舛ためし候者并堂形御蔵米手返仕夫之事、
一、浅野川・犀川并町之内ニ有之橋普請之刻、出シ候夫之事、
一、於　御城御振舞有之刻、小遣之夫之事、

右、御用之分町夫を以、可申付旨、被　仰出候、以上、

承応四年三月廿五日　　奥村因幡（庸礼）
　　津田玄蕃（正忠）
　　前田対馬（孝貞）

割場奉行中

㉒

覚

一、足軽本参長柄御供廻、御台所小者、家中役人可有裁許事、
朱　御供廻ハ三十人組之頭支配ニ被　仰付、唯今ハ此外小使小者裁許仕候、
一、足軽之儀さしむかひの担持ハ申付、壱人としてかた遣荷、かつき荷ハ可有用捨事、
一、足軽御小人・家中役人、共ニ休日一ヶ月ニ三日たるへし、其外盆三日、正月三日、五節句、御一門様方御年忌、御法事有之刻、為休可申候、但シ、急々御用有之刻者各別之事、
一、飯番之儀者、様子ニ随ひ見計、会所江相談を以可申付事、
朱　飯番小者百人ニ八人充之飯番　御定ニ御座候故、会所江不及相談候、足軽ニハ飯番無御座候、
一、遠路御使ニ遣候もの、前二日罷帰、三日為休可申候、俄之儀ニ而、前日休息無之ものハ罷帰、四日為休可申事、
一、京・越後高田迄之御使ハ、前日一日罷帰、二日為休可申候、前日休無之候者罷帰、三日為休可申候、京・高田より内之御使者様子ニ随ひ為休可申事、
一、殺害被　仰付候もの請取候、御給米不残被下候、被放御扶持候もの、御給米春取切候ハヽ、六月迄ハ日算用を以取返、七月より末ハ皆可被下事、
朱　被放御扶持候ものハ、御給米八月晦日迄ハ日算用を以為致返上、九月朔日よりハ皆被下候、
一、其身より御暇申上ル者ハ、御給米日算用を以、可為致返上事、
一、病死仕候もの并此方より暇を遣候もの、御扶持方ハ、其日より取上、御給米請取候分ハ、皆可被下事、
一、籠舎人ハ其日より御扶持方御給米おさへ、籠賄ハ公義より可被　仰付候、御赦免被成如前々於被　召遣、籠舎仕内之飯米引残ル分可被下事、
一、火事有之刻、足軽・小者割場ニ集置、五拾人・三十人充組を分、火消道具を為持、対馬・因幡・玄蕃・民部指図次第、無滞渡可遣事、
一、風吹之刻ハ足軽・人足召連、　御城江罷出、所々屋ねへあけふせき可申事、
朱　風吹之時分、割場奉行罷出申儀無御座候、
一、江戸へ早飛脚、夏五日、冬六日二時、此刻限よりはやく参着

候ハヽ、品ニより御褒美被下、をそき者ハ路銀之内、をさへ可申事、
朱 はやく参着仕もの、別紙　御定之通、刻限ニ応シ、御褒美銀被下候、

一、同中飛脚夏七日、冬九日此日限より遅参候ハヽ、路銀之内をさへ可申候、

一、同常之飛脚、夏十日、冬十二日、此日限より遅参候ハヽ、路銀之内をさへ可申候、不叶断有之候ハヽ、格別之事、

一、京江早飛脚、夏二日三時、冬三日、此刻限よりはやく参着候者、品ニより御褒美被下、をそき者ハ路銀之内、をさへ可申候、
朱 はやく参着仕もの、別紙　御定之通、刻限ニ応シ、御褒美銀被下候、

一、同常之飛脚、夏五日、冬六日、此日限より遅参候ハヽ、路銀之内をさへ可申事、

一、越中境へ早飛脚、夏一日三時、冬一日五時たるへき事、

一、足軽不参銀一日ニ三分五厘充可取立候、過上仕者候ハヽ、一日ニ七分充可被下事、
朱 不参銀ハ取立申候、過上銀ハ不被下候、

一、足軽・病人三日迄ハ、一日三分五厘充不参銀取立、遂吟味煩無紛候者、三日以後不参銀可有赦免事、
朱 病人之儀、遂吟味紛無御座分ハ、不参銀取立不申候、

一、長柄御小人者定休日之外、不参銀一日六分充取立過上有之者ニハ、為御褒美一日ニ壱匁二分充可被下事、
朱 不参銀ハ取立申候、過上銀ハ不被下事、

一、不参銀月切ニ取立、千秋太郎左衛門・原八郎右衛門可相渡、若月を越候にをゐてハ、一ヶ月ニ壱歩七充（厘脱カ）之利足を加、取立可上事、

一、新参ニ被召置者并闕人籠舎人指引有之者、早速御下行所江断之書付可出事、

一、御扶持を被放候もの、死去人家ハ妻子ニ被下、屋敷ハ御普請奉行迄早速可上之、殺害被　仰付候もの、或ハ不届之儀有之、放御扶持候もの家之儀ハ、申渡候方迄相尋可受指図事、

一、金沢町夫御用ニ召仕候刻、奉行人指出ニ裏書を加、町会所江可遣事、

一、諸方江人懸遂吟味、諸奉行江相渡、御用相済候ハヽ、翌日より人足取上可申事、

一、御普請ニ懸余人有之ハ、会所江申談以来、御普請之御用ニ可立と存寄儀、可申付候事、
朱 御普請無之払余り有之刻ハ、両川除歩石為持申ニ付、唯今ハ会所へ申談之儀、無御座候、

一、御普請無之、三日之外為休候刻ハ、人数書付会所江断押切を取置可申事、
朱 唯今ハ会所ニ而押切仕事無御座候、

一、遠所江御普請ニ参候刻ハ、品ニより日数見計、内輪ニ而為休可申事、
朱 内輪ニ而為休申儀無御座候、

一、父母忌日三七日、女子七日、兄弟五日之事、
朱 足軽之忌日此通ニ御座候、小者ハ父母七日、妻子・兄弟五日忌引申付候、

一、雪降候刻者　御城中所々雪除させ可申事、
一、江戸へ遣候刻、越中堺過書調可相渡事、
右、被　仰出之趣相違有間敷者也、

万治弐年六月晦日

今枝民部
津田玄蕃
奥村因幡
前田対馬

金沢割場

㉓

早飛脚御褒美被下御定

壱時　拾匁
弐時　拾五匁
三時　弐拾目
四時　三拾目
五時　五拾目
六時　五拾目
七時　六拾目
八時　七拾目
九時　八拾目
十時　八拾六匁

但、十時より上にても十時之御褒美被下候、江戸より坂本、其外近キ所、早飛脚御褒美　御定無之候、

右、早飛脚ニ被遣もの御褒美、江戸・京同事ニ被下来候得共、向後此定金沢より江戸積にして、御国・他国ともに応道程、致割符御褒美可被相渡候、以上、

未
三月十六日

青山織部
横山外記
奥村内匠
岡嶋甚七
脇田九兵衛

御算用場

右之通、被　仰渡候条、可被得其意候、以上、

御算用場　印

御割場

㉔

覚

一、本参足軽年寄・病人入替余之四石被下番人之事、

付札ニ

本座足軽二十九俵被下者、年寄代人被　召出刻、惣足軽並二十一俵代人ニ被下、残米四石ハ最前之者ニ被下、御番相勤申候、只今ハ新参足軽二十俵被下ニ付、残米四石五斗有之候条、向後ハ最前之者ニ相渡、御番為勤可被申候、以上、

卯八月十六日

横山左衛門

㉕

一、新参者毎年改御用ニ立間敷者置替可申事、
一、足軽召置候時分、きりやうかんちやうえらひ可召置、縦少々けいのう有之候共、ひかいす成ものハ無用ニ候、但、品ニより可相談事、

丑
二月廿二日

割場

(26)

御家中人持組等之面々婚礼之刻、且亦祭并神仏開帳なと、かやうの人群集所々見物人申事等無之ため、向後ハ町奉行より町足軽出之、警固可申付旨、被　仰出候間、割場よりハ足軽出被申間敷候、去共町足軽不足之刻、其段町御奉行より割場江可相達候条、断次第足軽町奉行迄可被相渡候、以上、

庚申（延宝八年）
十二月十一日
割場奉行中

(27)

覚

一、於割場支配仕候足軽之儀、御持筒・御持弓、此外所附之足軽によらす、其手先江最前割場より相渡候分故、有之相返候者、割場江請候而、御用勤間敷者ハ、御暇遣御用も可勤ものハ、明組之内ニ而欠人有之組へ相加可申事、

一、物頭中自分被下人并御郡奉行・改作奉行、京・大坂江被遣人々御貸、足軽并其手先々ニ而召置候分者、割場奉行不及支配候間、自今以後御切米・御扶持米等之書付取次仕間敷候、御役替等之刻、勿論、割場へ請申間敷候、但、所附足軽之内、若其所ニ御用無御座刻者、割場江請候而、裁許可仕候、到其時年寄共より可申渡事、

一、割場支配惣足軽数、先只今之分ニ相心得、物頭預り足軽之分ハ、欠人有之刻、新参可召置候、又者置替申度旨、其頭及断候者、是以替人召置可申候、頭御免除人有之刻者、其組前々のことく割場江請取、可有裁許事、

右之通、被　仰出候間、可被得其意候、以上、

天和二年十一月　日
割場
奉行中

(28)

覚

一、金沢・小松日用直段壱人ニ付而、七分五厘、但、冨（戸）室より石釣候日用者、九分充之事、

一、石川・河北・能美郡村々にて遣候日用、壱人ニ付而、七分之事、

一、能州・越中日用、壱人ニ付而、六分五厘充之事、

右之通、可被申付候以来、米直段高下有之刻ハ、日用直段も可有指引者也、

寅
三月廿八日
前田七郎兵衛
篠田助左衛門
伊藤内膳

割場奉行中

(29)

早飛脚之儀、御褒美飛脚と申渡ニハ　御定日数より早参候時分、御褒美被下置、（ココニ付札アリ、便宜左ニ移ス）参候時分常之飛脚ニ被仕儀、最前　御定とハ相違候、向後ハ先規より之ことく御褒美とハ、申渡無之候共、早飛脚分ハ　御定之刻限より早参候者、御褒美被下、遅参候者ハ、常之飛脚可被仕事、

未
三月六日

（付札）「御褒美被下置参候時分云々此所□遅参ニ而ハ無之哉」

江戸割場御定書

一、当地に寄親無之足軽、本座長柄・御小人御供廻家中役人可致裁許事、

一、足軽之分さしむかひの担持者可申付候、壱人してかたけ荷、かつき荷ハ可致用捨事、

一、足軽・御小人・家中役人共ニ休日壱ヶ月ニ可為三日、其外盆三日・正月三日・五節句　御一門様方御年忌、於江戸御法事有之刻、為休可申事、

一、御普請無之三日之外、為休候刻者人数書付、会所江断押切を取置可申事、

一、飯番・小屋番之儀者、様子ニしたかひ見計、会所江以相談可申付事、

一、病人者三日、御扶持方押可申候、三日より上の病人ハ遂吟味、煩於無紛ハ皆可被下候、但、早速本復仕間敷ものハ見計、御国江相返、或暇を可遣事、

一、足軽・御小人未進於有之者、為過料一日ニ弐升充可取立、過上仕ものにハ、為御褒美一日ニ四升宛可被下事、

一、遠路御使ニ遣候もの、前二日罷帰三日為休可申候、俄之使ニ而、前日休息無之者ハ罷帰、四日為休可申事、

一、碓氷・箱根より内之御使者、前日一日罷帰、一日為休可申候、但、前日休息無之候ハヽ、罷帰、二日為休可申事、

一、御国・京都江早飛脚夏五日、冬六日二時、此刻限より早参候者、所により御褒美被下、遅きものハ、路銀之内押へ可申事、

一、中飛脚、夏七日、冬九日、此日限より遅ク参候者、路銀之内押へ可申事、

一、常之飛脚、夏十日、冬十二日、此日限より遅参仕候者、路銀之内、押へ可申候、但、不叶断有之者、各別之事、

一、殺害被　仰付者、請取御給米者不残可被下候、御扶持方を被放候もの、御給米春取切候者、六月迄ハ日算用を以とり返し、七月末ハ皆可被下事、

一、其身より御暇申上者ハ、御給米、日算用を以可為返上事、

一、病死仕候者并此方より暇遣候もの、御扶持方ハ其日より取上、御給米者請取候分皆可被下事、

一、酒宴・博奕并傾城町見物場江不参様ニ、堅可被申付候、若相背者於有之者、殺害御扶持方を放、或品に上り過銀可申付事、

一、火事有之刻者足軽・御小人一所ニ集、火消道具それ〳〵ニ為持置、御使ニ参候者共、断次第無滞可渡遣事、

一、自然御屋敷之内、火事之刻ハ、火消道具を為持風下江参防可申事、

一、同火事之刻、自分之道具を除、火本江不出ものハ過怠可申付候、火を防、自分之道具を焼候ものハ、致吟味代銀を以可被下事、

一、風吹候刻者、足軽・人足召連罷出、所々屋ね江あけ防可申事、

一、籠舎人者、其日より御扶持方押可申候、御赦免被成、如前々

於被召仕者、籠舎仕内之御扶持方不残可被下事、

一、又者之儀、主人より賄可申候、但、主人御国に有之候者、会所より賄可申事、

一、籠舎人之出入、民部・織部手形を以、鑰可相渡事、

右、御定之通、相違有間鋪者也、

亥正月十六日

前田対馬
奥村因幡
津田玄蕃
今枝民部

江戸割場

二　年不詳　御普請会所役付等覚書

御普請会所役付　（印）
御家中引役　御定
役人諸事　御定　附御役方勤様品々
御領国中御普請之所々　附御普請為致様之品々調物直段
御城中石垣御普請之所々
御家中被下屋鋪之御定
地子裁許之品々
御普請道具調様品々
御納戸銀
年々御役銀高
自分覚之品々

〔1〕

御普請御奉行
元禄三年十二月十日高畠久兵衛
元禄六年五月十四日高木庄兵衛
元禄九年八月廿二日浅加十郎右衛門

御普請道具拵奉行
定番御馬廻組大野伊右衛門
同　断田部佐次右衛門

御普請道具渡奉行
城戸伝右衛門
湯原仲右衛門
才川河除御普請奉行
浅野川河除御普請奉行

御普請銀渡方諸事帳切手 算用当り吟味役
三拾五俵　坂井伝兵衛
御屋鋪方并地子出来退転算用
三十五俵　山木勘七
川除破損修理見積役
三拾俵　時目伝内
御領国中川廻川除破損修理見積役
弐拾俵　河合半四郎
同　橋本仁兵衛
石垣御普請之時分手木遺〔遣〕役 御屋敷方兼役
弐拾俵　小畠　弥助
石垣御普請之時分手木遺〔遣〕役 紙裁許兼役
同　林　徳右衛門
物書役并御家中定杖突
御給銀弐百九十目　山本源右衛門
穴生
一、三百石　戸波駿河
江州坂本住居、当地宿松任屋次兵衛、竪町、

無役、出銀不出之、前々ハ　御在国之時分、為伺御機嫌罷越、近年不参、先年飛脚上之候処、御大老衆御指図ニ而御披露無之相返、年頭御礼銭百疋上之、

一、七拾石　　穴生　奥　源三郎
　　無役、出銀上之
一、四拾九俵　　同　後藤権兵衛
一、三拾五俵　　杉野伝右衛門
一、三拾俵　　後藤勘左衛門
一、弐拾九俵　　林　市左衛門

御扶持人石切

弐人扶持、銀子弐百目充、小払銀并御堂形米之内を以請取　　正木甚左衛門
　　下沢市左衛門

石切

御扶持方御給銀
右同断、但役銀之内
を以請取

六左衛門
七右衛門
覚右衛門
仁右衛門
伊左衛門
八兵衛
治兵衛
佐左衛門
甚兵衛
十兵衛
又兵衛
小兵衛

人持組下奉行詰所番人

御給銀百七拾目　　米原六左衛門

御馬廻組下奉行詰所番人

同　断　　岸井太右衛門

石裁許并弐拾人之石切才許
割場附足軽
御普請方帳切手跡書
割場附

弐十人石切懸取役外御扶持方石切一人充加り勤之

割場附　　吉田絞兵衛

竿取并諸方使役

割場附　　早川七郎兵衛

辰巳水道裁許
定番足軽

七手頭下奉行

定番頭

御馬廻組下奉行

定番御馬廻下奉行

組外下奉行

役銀御奉行

御馬廻組　原九郎三良
組外　福田市左衛門

御用相勤候町人

当地日用頭

田町西方寺向越中屋　三郎右衛門
浅野川懸作り柚木や　茂左衛門
安江町戸水屋　八右衛門
小立野小原屋　仁兵衛
小立野小津や　吉兵衛
筋違橋千木や　利兵衛
田町若松や　孫右衛門
転馬町沢田屋　覚右衛門
森本町松や　与三兵衛

法船寺町橋本や　市右衛門
筋違橋丸や　与兵衛
東御坊町鶴来や　市兵衛

遠所日用頭

浅野亀渕町木綿や　次郎兵衛
博労町紙屋　八郎兵衛
同町八百屋　次兵衛
塩屋町猪屋　三右衛門
同町福居や　左平次
公儀町吉岡屋　弥兵衛
野町組屋　亦右衛門

御算用場附日用頭

浅野川懸作若狭屋　治助

同町会津や
又四郎

同町大場や
吉右衛門

小立野八百や
太兵衛

新町浅野や
太郎兵衛

同町中尾や
七兵衛

川原町鶴来や
武兵衛

同町押野や
安兵衛

伝馬町木や
文左衛門

新立町高柳や
伝右衛門

苧売上人

堤町鶴来や
次兵衛

南町畳や
九郎兵衛

川原町徳光や
茂右衛門

両川籠組

浅野川四丁木町末
長兵衛

高道町田中や
次郎兵衛

荒物御用

十間町能登や
八兵衛

柄木品々売上人

小人町荒木や
市左衛門

砂土御用

木野新保冨田や
利右衛門

芝御用

森本町八田や
亦兵衛

蒋御用

野町能登や
吉兵衛

扣切石売上人

千日町石や
権右衛門

筆売上人

墨売上人

筆や　作兵衛

すミや　源　五

鍛　冶

助左衛門
彦四郎
助三郎
四郎右衛門
新　助
四兵衛
八兵衛
市兵衛
武兵衛
四郎兵衛

地子肝煎

浅野川水車　作右衛門

同二番町　作兵衛

荒町府中や　彦四郎

役銀奉行

筋違下　長右衛門

小立野　権兵衛

牛右衛門橋　七郎兵衛

百姓町　彦兵衛

伝馬町　太郎兵衛

石坂町　伝助

小人町　伝右衛門

大衆免町　藤右衛門

鍛冶町　六右衛門

法舟寺町　加右衛門

才川竪町　清右衛門

泉野寺町　九郎兵衛

出銀奉行　一、百拾石

割場奉行

会所奉行

小払奉行

(2)

利家公

御若年之時、尾州荒子ヲ領、天正三年越前府中七年目、同九年能州七尾、同十一年加州金沢御居城、慶長四年閏三月三日御逝去、行年六拾二歳、　一、弐百石

天正九年より越前府中、同十一年より加州松任、同十三年より越中森山、拾三年目慶長弐年越中富山、三年目同四年加州金沢御移、七年メ同十年越中富山江御隠居、五年メ同十四年同国高岡、此時新城御移城、同拾九年六年メ五月廿日御卒去、行年五十三歳、　一、三百石

利長公

慶長拾年拾三歳ニシテ御家督、加州金沢御居城三十三年、寛永十五年同国小松江御隠居、弐拾一年メ万治元年十二月十二日御逝去、六拾五歳、　一、四百石

利常公

寛永拾五年廿四歳ニシテ御家督、金沢御居城八年メ、正保二年四月五日御逝去、　一、五百石

光高公

正保二年より御家督、寛文元年御入国、　一、六百石

一、七百石

一、八百石

一、九百石

(3)

役銀取立之員数左之通、筑後殿・信濃殿手合江出之

笠原理左衛門迄伝之、

覚

一、百石迄無役　一、千石

（但与力知之分ハ、百石より内ニ而も三歩役相勤申候、

三歩替銀役ニシテ拾弐ヶ月銀役高八拾壱匁七分七厘四毛、但百石ニ付七拾四匁三分四厘、年中日数三百五拾四日、人ニシテ百六人弐歩、但、壱人ニ七分宛之算用、

同銀役高百四拾八匁六分八厘

同銀役高弐百弐拾三匁弐厘

同銀役高弐百九拾七匁三分六厘

同銀役高三百七拾壱匁七分

同銀役高四百四拾六匁四厘

同銀役高五百弐拾目三分八厘

同銀役高五百九拾四匁七分弐厘

同銀役高六百六拾九匁六厘

弐歩銀役当り拾弐ヶ月役銀高四百九拾五匁六分、但一日ニ付壱匁四分宛、壱歩人役小入用銀五拾五匁九分八厘八毛六昧四払、但壱人ニ付壱分五厘八毛壱昧六払宛、壱歩役人数三百四拾三人、正月三ヶ日、盆三ヶ日、五節句休日除、

同銀役高五百弐拾目三分八厘、但、壱日ニ壱匁四分七リン宛、壱歩人役小入用銀五拾八匁七分八厘八毛、壱歩役人数三百六拾人休日除、

同銀役高五百四拾五匁壱分六厘、但一日壱匁五分四厘宛、壱歩人役小入用銀六拾壱匁五分八厘七毛五昧、壱歩人役数三百七拾七人、休日除、

一、千弐百石

（同銀役高五百九拾四匁七分弐厘、但、一日壱匁六分八厘宛、壱歩人数小入用銀六拾七匁壱分八厘六毛三昧七払、壱歩役人数四百拾弐人、休日除、）

一、千三百石

（同銀役高六百四拾四匁弐分八厘、一日ニ壱匁八分弐厘宛、壱歩人数小入用銀七拾弐匁七分八毛五昧弐払、壱歩役人数四百四拾六人、休日除、）

一、千四百石

（同銀役高六百九拾三匁八分四厘、一日ニ壱匁九分六厘宛、壱歩人役小入用銀七拾八匁三分八厘四毛、壱歩役人数四百八拾人、休日除、）

一、千五百石

（同銀役高七百四拾三匁四分、一日弐匁壱分宛、壱歩役人小入用銀八拾三匁九分八厘弐毛九昧六払、壱歩役人五百拾五人、休日除、）

一、千六百石

（同銀役高七百九拾弐匁九分六厘、一日弐匁弐分四厘、壱歩人役小入用銀八拾九匁五分八厘壱毛八昧弐払、壱歩役人数五百四拾九人、休日除、）

一、千七百石

（同銀役高八百四拾弐匁五分弐厘、一日弐匁三分八厘、壱歩人役小入用銀九拾五匁壱分八厘六昧九払、壱歩役人数五百八拾三人、休日除、）

一、千八百石

（同銀役高八百九拾弐匁八厘、一日弐匁五分弐厘、壱歩人役小入用銀百目七分七厘九毛五昧五払、壱歩役人数六百拾七人、休日除、）

一、千九百石

（同銀役高九百四拾壱匁六分四厘、一日弐匁六分六厘、壱歩人役小入用銀百六匁三分七厘八毛四昧弐払、壱歩役人数六百五拾弐人、休日除、）

一、弐千石

（同銀役高九百九拾壱匁弐分、一日弐匁八分、壱歩人役小入用銀百拾壱匁九分七厘七毛弐昧八払、壱歩役人数六百八拾六人、休日除、）

一、三千石

（同銀役高壱貫四百八拾六匁八分、一日四匁弐分、壱歩人役小入用銀百六拾七匁九分六厘五毛九昧弐払、壱歩役人数千弐拾九人、休日余(除)、）

一、四千石

（同銀役高壱貫九百八拾弐匁四分、一日五匁六分、壱歩人役小入用銀弐百弐拾三匁九分五厘四毛五昧六払、壱歩役人数千三百七拾弐人、休日除、）

一、五千石

（同銀役高弐貫四百七拾八匁、一日七匁、壱歩人役小入用銀弐百七拾九匁九分四厘三毛弐昧、壱歩役人数千七百拾五人、休日除、）

一、六千石

（同弐貫九百七拾三匁六分、一日八匁四分、小入用銀三百三拾五匁九分三厘壱毛八昧四払、役人数弐千五拾八人、）

一、七千石

（同三貫四百六拾九匁弐分、一日九匁八分、壱歩人役小入用銀三百九拾壱匁九分弐厘四昧八払、役人数弐千四百壱人、）

一、八千石

（同三貫九百六拾四匁八分、一日拾壱匁弐分、小入用銀四百四拾七匁九分九毛一昧弐払、役人数弐千七百四拾四人、
同四貫四百六拾目四分、一日拾弐匁六分、小入用銀五百三匁八分九厘七毛、）

一、九千石

（同四貫四百六拾目四分、一日拾弐匁六分、小入用五百三匁八分九厘七毛七昧六払、役人数三千八拾七人）

一、壱万石

（同四貫九百五拾六匁、一日拾四匁、小入用五百五拾九匁八分八厘六毛四昧、役人数三千四百三拾人）

〆

右百拾石より壱万石迄御普請役相勤申積り、如斯ニ御座候、以上、

辛未正月廿二日　　戸田（清大夫）
　　津田（治兵衛）
　　高畠（久兵衛）

元禄四年也

（4）一、三歩皆銀役百石ニ付、七拾四匁三分四厘
日数三百五十四日、但壱人ニ付五分四厘壱毛八昧四払、壱分五リン八毛三昧六払メ、
一、弐歩銀役百石ニ付、四拾九匁五分六厘、
一、壱歩役人百石ニ付、三拾四人三歩、休日除、
一、壱分役人小入用銀百石ニ付、五匁五分九厘八毛（八昧六払）
弐歩銀役小入用、合五拾五匁壱分五厘八毛（八昧六払）

（5）　引役　御定

千石引

人持組頭　公事場奉行
寺社奉行　金沢町奉行
野曰、当時八五百石引、御定左ニ見タり、
小松町奉行　同断高岡町奉行
宮腰町奉行　火消番

五百石引

御馬廻組頭　定番々頭（野曰、是ハ以前寺西主馬相勤候時分之義、）
与力裁許　組外頭
歩行頭　算用場奉行
諸方算用場奉行　会所奉行
御扶持方割奉行　御代官
御国之内御使、但、逗留之内日数可引之、

三百石引

定番々頭　組外番頭
小松御馬廻御番頭
金銀土蔵奉行　金銀小払奉行
諸方より上金銀請取奉行　出銀奉行
明知銀奉行　御納戸奉行
御武具馬具奉行　与力御武具奉行
御弓矢鉄炮道具奉行　御鉄炮玉薬奉行
普請道具奉行　割場奉行
作事帳付与力　作事下奉行
御城中破損奉行　材木奉行
割場普請道具奉行　堂形奉行
同調奉行　外構破損奉行
宮腰・本吉　蔵奉行
吉久・草嶋　同下裁許
小松詰米詰材木　賄奉行
搗米并雑穀奉行　山奉行
御馬奉行　公事場土蔵奉行并取次
書物奉行　許外奉行
細工奉行　長棟亀谷鉛奉行
拝借銀請取奉行

組附無之分才許人　小川権左衛門方ニ而調申御鉄炮御用并日帳付、
里子奉行　津田宇右衛門
無役
御小将頭　御小将　今村助太夫
射手頭　異風頭　不破八郎兵衛
女中　御小々将　根来善左衛門
寺社方　隠居領　前田刑部与力
御横目　郡奉行
普請奉行　作事奉行
射手　異風
御鷹奉行　御医師
御茶党　金沢町同心
奥郡小代官　七尾罷有小代官
料理人　算用之者
御小人頭　御鷹匠
穴生　歩行之者
十村肝煎
右者万治三年六月朔日之御定也、御本紙ニハ　御印有之由、

(6)
覚
一、五千石引　前田対馬(孝貞)
一、同　奥村因幡(庸礼)
一、同　津田玄蕃(正忠)
一、半引役　篠嶋豊前与力共
一、千石引　本保儀右衛門
一、同
一、三百石引
一、弐百石引
一、百石引
一、半役引
無役
小幡宮内(長次)　前田丹後(長時)
前田主殿(季明)　堀七郎兵衛
御用人伊藤内膳(重正)　同于上菊池大学
境御関所御奉行長谷川宗兵衛与力共
同断同伊左衛門　同断同宗左衛門
別宮前田形(刑)部　木滑前田平左衛門
河原山原与三左衛門　能州逼塞之内田伏久米之助
同断田伏弥左衛門
右之通、面々御普請役引被仰付候間、可被得其意候、以上、
子六月(万治三年)　前田対馬
今枝民(近義)部
奥村因幡
煩津田玄蕃
津田治郎左衛門殿
岡田十右衛門殿
村　善右衛門殿

(7)
青山織部組小林豊右衛門金瘡療治仕ニ付、御普請役　御赦免被成候間、可被得其意候、恐惶謹言、

子（万治三年）三月十三日

奥村因幡
津田玄蕃
前田対馬
在江戸今枝民部

岡田十右衛門殿
津田治郎左衛門殿
村　善右衛門殿

(8) 江戸御広式番御次番御普請役之儀、如前々無役被　仰付候条、向後可被得其意候、恐惶謹言、

子（万治三年）十一月九日

笹田助左衛門
伊藤内膳（重正）
前田七郎兵衛（直玄）
前田対馬
奥村因幡
奥村河内（栄清）

津田次郎左衛門殿
村　善右衛門殿
近藤新左衛門殿

(9) 奥村河内御用御頼被成候付、如並之御普請役、五千石御赦免被成候間可申渡旨　御意、当朔日之書状横山左衛門・今枝民部方より到来候条、右役引之儀可被得其意候、恐惶謹言、

子（万治三年）十一月十一日

本多安房（政長）
前田対馬

奥村因幡
小幡宮内
長九郎左衛門

充所右三人

(10) 覚

無役　渡辺八右衛門
前田七郎兵衛
笹田助左衛門
黒坂吉左衛門
岡田十右衛門

右之通役引候之条、可被得其意候、恐惶謹言、

子（万治三年）十二月十六日

伊藤内膳
奥村河内
奥村因幡
前田対馬

宛所右三人

(11) 覚

一、佐々木道求父子知行分之儀、当年より千石左兵衛可為致収納旨　被　仰出候間、可被得其意事、

一、山崎半左衛門・岩田内蔵助・湯原八之丞組無之付而、銀役可被仕事、

正月十六日

右六人

宛所右三人

(12)

覚

当正月朔日より皆役引

御馬廻組林十左衛門　与力中村弥兵衛

与力加藤又右衛門　与力中村勘左衛門

右、定検地御奉行就被　仰付、御普請役引可被申候、以上、

午五月六日　右六人

宛所右三人

(13)

覚

一、江守是屑、最前之隠居知ハ無役、加兵衛知行之内返被下分ハ役可仕事、

一、湯原左平太、来年正月迄銀役可申付事、

一、山森吉兵衛役儀、生熊仁右衛門・武藤弥左衛門裁許ニ被申付、可為銀役事、

一、野村治兵衛、公事場御奉行役引並ニ引可申事、

一、進物奉行并奏者所之留書与力定御用懸之並ニ役引可被申事、

一、小松・宮腰・七尾・高岡・小(魚)津町奉行、向後役儀五百石引之事、

一、脇田九兵衛、御用人並ニ役引之事、

右之通被　仰出候条、可被得其意候、以上、

野曰、寛文弐年午(万治三年)子十二月五日

奥村因幡(庸礼)

今枝民部(近義)

奥村河内(栄清)

前田対馬(孝貞)

近藤新左衛門殿

久津見忠兵衛殿

(14)

今枝民部知行高之内、五百石御普請役　御赦免被成候旨被　仰出候、其外者如　御定、江戸帰之日数を引役入、向後銀役を以、取立可被申候、以上、

卯(寛文三年)三月三日

奥村河内

奥村因幡

前田対馬

近藤新左衛門殿

高山勘兵衛殿

武部四郎兵衛殿

(15)

覚

一、改作奉行、定検地奉行無役事、

一、江戸御広式番、御次番無役事、

延宝四、十月五、

一、新番御徒頭無役之事、

一、御次相詰御膳之儀、裁許仕物頭無役之事、

延宝四

一、御徒頭無役之事、

一、定番御馬廻御番頭三百石引之事、

一、進物奉行并奏者所之留書与力、定御用懸之並ニ役引可被申事、

右何茂被　仰出候旨、御年寄衆御紙面在之、

(16)
御家中御普請役　御定　御印帳之外、追々被　仰出候役引之覚

一、五千石　外千石組頭役引御印帳之内　前田佐渡（孝貞）
一、五千石　右同断　奥村壱岐（庸礼）
一、五千石　右同断　奥村伊予（時成）
一、無役　横山筑後（正房）
一、同　奥村兵部（憲輝）
一、同　御奏者番江戸御供二番ニ相勤候ニ付無役
一、同　堀　右京
一、同　新番徒頭
一、同　御徒頭
一、同　御次ニ相詰候御膳之儀裁許仕物頭之面々
一、同　足軽頭
一、同　御次番
一、同　江戸御広式番
一、同　所々御関所御奉行
一、同　野曰、寛文三年正月四日之御定
一、同　改作御奉行　同断
一、同　定検地御奉行
一、小松　御城番彼地在留中皆役引
一、三百石　拝借御奉行
但、御役儀相勤候内役引

右者　御定書之外、追々被　仰渡候役引之儀、致吟味書上申候、以上、

（天和二年）壬戌十月八日

菊池九右衛門
北川八郎左衛門
奥村市右衛門

本多安房殿
前田佐渡殿
奥村壱岐殿
奥村伊予殿

津田宇右衛門

(17)
一、千石引　内五百石御馬廻組頭役引、五百石御算用場役引　野曰、右役引　御印帳候得者、追而被仰渡趣也
一、小松・宮腰・七尾・高岡・魚津町奉行、五百石引、野曰御印帳ニハ千石引ト候得共、重而被　仰渡趣也、
一、三百石引　定番御馬廻御番頭・拝借奉行
一、御城下役懸千石以上無役引　千石以下三百石引
一、定番足軽支配御進物奉行与力、御奏者番所留書、何モ三百石引
一、組外御番頭三百石引、吉田逸角・前田瀬兵衛御番頭被　仰付候時分之押御状有之、
一、菊池弥八郎御用人相勤候内、自分知皆役引癸亥年被　仰渡候、
一、津田玄蕃皆役引、

⑱

覚

横山筑後（正房）
津田玄蕃（孟昭）
奥村因幡（恵輝）

右三人御普請役之儀、如何可申渡哉之旨奉窺候処、跡々より無役之条、当分如前々、無役可申渡之由被　仰渡候、

⑲

前田備前（貞親）
前田対馬（孝貞）
多賀信濃（直方）

右三人御普請役之儀奉伺候処、多賀信濃跡々より無役ニ候条、備前・対馬両人之儀も無役ニ可申渡旨被　仰渡候、右両人寅十一月十三日若御年寄衆被　仰付候故、其日より役引之筈可有御座処、卯三月廿九日被　仰出候日より役引可申渡哉之由、卯四月四日御寄合江九右衛門罷出、御用番奥村因幡殿江伺候処、若年寄衆ニ被　仰付候日より役引可申渡旨、被　仰渡候、

⑳

覚

付札、先当分
如前々継目御印、

横山筑後
津田玄蕃
奥村因幡

此分跡々より無役ニ御座候、御普請役之儀、如何可仕候哉、

附札、継目佐渡殿印、多賀信濃如前々、前田備前、前田対馬・信濃同事、

前田備前
前田対馬
多賀信濃

前田備前・前田対馬唯今迄役知御座候、多賀信濃跡々より無役御座候、

右御普請役之儀、如何可申渡候哉、奉伺候、以上、

丁卯（貞享四年）三月廿七日

菊池（九右衛門）
駒井（庄大夫）
在江戸杉江（平丞）

本多殿（政長）
前田殿（孝貞）
奥村殿（時成）
奥村殿（庸礼）

㉑

覚

一、壱万弐千四百五拾石　壱岐（奥村庸礼）遺知
　内百五拾石与力知
一、五千石　因幡（奥村恵輝）領知
　内千石与力知
　此内今般与力知千八百五拾石御増
　都合壱万七千四百五拾石
　内三千石与力知

右者同氏故壱岐、当六月八日令死去候ニ付、遺知并拙子自分知暨与力知等、如此被仰付候旨、今月九日年寄衆中被申渡候間、御普

請役之儀、可被得其意候、以上、

貞享四年十月十日　　奥村因幡(憙輝)

菊池殿
駒井殿
杉江殿

右奥村故壱岐殿跡役、卯六月八日より七月四日迄、触役引除壱万弐千五百五拾弐石四計、七月五日より十月八迄壱万三千五百五拾弐石四計、弐歩銀之内取立不足共只今取立、貞享三年、同四年出人過上、百弐十六人五歩指次、残銀可被上之、以上、

御普請会所

溝口八左衛門殿
井口十丞殿

(22)

奥村故壱岐(庸礼)殿遺知壱万弐千四百五拾石、因幡(奥村憙輝)殿分知五千石、都合壱万七千四百五十石、卯十月九日被　仰付候旨、因幡殿より御案内書付御出候ニ付、只今迄因幡殿無役御座候、遺知・分知不残無役ニ而可有御座候哉、難心得候ニ付、此趣今月十六日御寄合所江罷出、御月番ハ因幡殿ニ候得共、御自分之事故、佐渡(前田孝貞)殿へ伺候処ニ、因幡殿御手前未何共不被　仰付候間、御普請役之儀、私共方より可奉窺旨被仰渡候、於役所弥致詮議候得共、先年奥村伊予殿奥詰之節、無役ニ而御座候処、故伊予殿遺知不残拝領、組をも御預ケ被成候得共、奥詰御勤之内ハ跡々之通無役ニ而、其後御老衆ニ被　仰付候刻役知被　仰付候、其節役人之押之御状、伊与殿案内書付、人持下奉行中手前有之ニ付、此格ニ而可有御座哉と、重而同月廿二日御寄合江罷出、右之趣佐渡殿ニ伺申候処ニ、先例も有之候条、因幡殿茂無役ニ而可有之儀ニ候間、左様ニ可心得旨、佐渡殿被仰渡候、且又壱岐殿立帰り役取立候儀、無組付裁許溝口八左衛門・井口十丞可申渡旨ニ付、則因幡殿案内書付両人江相渡申渡ス、

丁卯(貞享四年)十月廿二日　　奉　菊池九右衛門

(23)

奥村因幡殿御普請之儀、去春奉伺候処、毎之通当分無役仕置可申旨被仰渡候、然所去夏壱岐殿死去、其以後故壱岐殿御知行并御自分知共打重、因幡殿御拝領候ニ付、役入之儀、如何可仕哉之由伺候処、無役仕置候様ニ佐渡殿被仰渡候、今度因幡殿之儀、人持組頭被　仰付候間、頭役引如　御定、御年寄役御勤之内、五千石引可得其意之由押被下候、弥去冬被仰渡候通、七月廿八日迄ハ無役ニ而、御折紙之通、六千石役引之外、御役御勤候様ニ下奉行中江可申渡ニて奉存候旨、伺候処ニ其通可申渡旨、御月番被仰渡候、且又押御状何日人持与頭被仰付と御調替可被下哉、但各様御連判ニ而被仰下儀ニ候へハ、右御紙面日付御書加付紙被成、御月番御判迄被遊可被下候哉と申上候処、押御状ニハ日付無之候而も不苦候、則自因幡殿御案内書付ニ、御年寄役人持組頭何日被　仰付と可有之候間、其ニ而御役指引ハ成申儀と被仰候、右之段々八月廿二日　御城江罷出、御月番玄蕃殿へ伺候処、右之通被仰渡候、則下奉行御月番之者、因幡殿御役之儀申渡候、以上、

奉　駒井勝(庄)太夫

(24)

土肥四郎左衛門儀、旧冬金銀入立御奉行被　仰付候、唯今迄御小将組より相勤、御馬廻組より此御用相勤候儀無之由、詮儀有

之候処、御城下廻役引並ニ三百石引ニ而可有之儀と下奉行申談置候処、御算用之刻、算用場より紙面を以、断可申旨申来ニ付、三百石引候様ニ申談儀候へハ、押遣候而も苦ヶ間敷義と、紙面遣候事、

四月廿二日　　奥村市右衛門

(25)

拙者儀野村与三兵衛在江戸中、当分公事場御奉行ニ被為成、御加候旨、卯六月廿六日被仰渡候条、御普請役引之儀、御申渡可有之候、以上、

貞享四年六月廿四日　　里見七左衛門(元茂)

御普請御奉行衆中

右之通書付就出、六月廿八日御寄合所江致持参、当分当分御用千石以上、役引無之と　御定有之候へ共、馬市御奉行と違、公事場御奉行之儀ハ役引茂極リ有之候間、七左衛門義も役引可仕儀と奉存候旨、御月番伺申候処、尤ニ候間、役引致させ可申旨被仰渡、七左衛門下奉行へ申渡ス、

奉杉江平丞

(26)

野村与三兵衛儀、子ノ(貞享元年)五月　御帰城致御供罷帰、帰休指引仕、丑正月(貞享二年)十三日より役人之筈ニ候へ共、当年も御供就被　仰付候、御普請役之儀、如何可仕候哉と、御年寄衆へ伺候処、江戸前通引可仕旨被仰渡候、就夫今年も江戸御供被　仰出候、右之通道引可仕哉とて窺候処、其節ハ御次詰ニ懸リ通引、唯今ハ公事場役被　仰付候間、卯年江戸へ被　召寄格ニ相心得、金沢発足前日迄御普請役可相勤儀と御月番伊与殿就　仰渡、則残知弐百石之分迄、役相勤候様ニ下奉行へ申渡候、以上、

元禄二正月廿四日　　奉菊池(九右衛門)

(27)

永井伝七郎・藤田平兵衛御普請役之儀、去冬各より被伺候処、兎角之儀、未被　仰出茂無之哉与御尋ニ付、未何之儀も被　仰出無御座旨、申上候処、左様ニ候ハヽ、跡々通御普請役相勤候様ニ可仕旨、御月番因幡殿被仰渡候付、則伝七郎、平兵衛方へ右之通案内申達、両人下奉行へも申渡候、以上、

巳閏正月八日　　奉駒井(庄大夫)

(28)

覚

一、自他国共、当分之御使等被　仰付者役人引かたき分其侭相勤、御用仕廻罷帰、月数如　御定、三歩共役銀之内ニ而引可申事、
一、御蔵返米被下面々、夫銀代米引申間敷事、
一、御国之内御使、一夜泊リニ而も如　御定、役引可申事、
一、寄親無組之与力ハ寄親之組頭江付役可相勤事、
一、寄親無組付無役人之与力并遠所有之無組付者、役銀引等才許之儀、武藤弥左衛門、生熊仁右衛門ニ被　仰付事、

右五ヶ条追加之内抜書、年号月日、万治三年六月十日、

(29)

覚

一、御普請役勤面々御用被　仰付候ハヽ、其日より役引可仕事、
一、御用被仰付面々、御赦免被成候ハヽ、其翌日より可為致役入事、

右之通可被得其意候、以上、

（万治三年）
子十二月十六日

前田七郎兵衛
笹田助左衛門
伊藤内膳
前田対馬（孝貞）
奥村因幡（庸礼）
奥村河内（栄清）

（普請奉行）
津田治郎左衛門殿
村善右衛門殿（同右）
近藤新左衛門殿（同右）

(30)
一、当分御用掛り十日より上ハ役引可仕事、

寛文三、正月四日今枝・奥村、（奥村栄清）同河、前田対、
一、役引・役入　御定之日限より十五日過書付出候ハ、役仕過之分ハ損ニいたし、役入日限延引之分　御定之未進銀並役銀可取立、但十五日より内ニ断有之か、遠所罷有者ハ其品ニより可有用捨事、

同日、
一、江戸道中日数、三月より八月迄片道十日、九月より明二月迄ハ片道十二日之事、

同断
一、京都道中三月より八月迄ハ片道五日、九月より明二月迄片道六日之事、

同断
一、無役之面々江戸より罷帰、役人被　仰付候ハ、、御定之通帰休可為役引事、

同日
一、役引之面々残知千石より内ハ可為役銀事、

同断
一、御馬廻組頭、在江戸相頭より増下奉行出候者、如　御定、可為五百石引、差引高無之候ハ、、五百石之図銀役之内を以可被下候事、

同日
一、当分御用掛リ十日より外相勤候面々ハ、御用掛リ候日より役引之事、

御城下当分御用掛千石以下御普請
役三百石引可申候、千石以上引申
附札　間敷事、

同日
一、百石以下役御赦免、但百石之外残知高拾石より内、百石ニ付可為引役并御用掛リ定引高残知、是又同断之事、

万治三、六月朔
一、御家中普請役、年中可為三歩役事、
私曰、御家中定、三歩役ニ相極候事ハ、慶安三年之　御定、其覚書役所有之、其前之役　御定覚申もの無之、承応三年弐歩役人壱歩銀役、明暦三年より弐歩銀役壱歩人役、

万治三、六、朔
一、役高加州知三ツ六歩、越中、能州四ツ壱歩、毎年二月中可相究、与力知平均同前、但寄親江被下壱歩免可為無役事、

万治三年六月朔日　御印之内
一、人持・御馬廻共平均高千石以上、弐歩銀役壱歩役人を以可出之、同九百石以下并遠所有之ものハ千石ニ而も銀役ニ可申付事、

年号同日同断
一、寄親無役并寄親千石より内之与力ハ皆可為銀役事、

同断
一、自他国共御使、其外当分之御用掛、如　御定時々以証文役引可申付事、

同断
一、死去人ハ其日より役引可申候、若妻子無之銀役取立候儀不罷成候ハヽ、組頭より断之書付を取遂吟味、前田対馬・今枝民部・奥村因幡江申聞可指除之、取過有之候共、勿論可為其分事、

同断
一、跡目被　仰付、当分組入無之内、先組頭より可為裁許候、組入被　仰付候日より当頭可為裁許事、

同断
一、死去人跡目無相違被　仰付者ハ、前年之役可相勤事、
一、跡目減候ものハ、被　仰付候前日迄親知行高役相勤、　御一行之日付ニヨリ御折紙高之役可仕事、

同断
一、自分知取候ものハ、被　仰付候前日迄親知行分、自分知共役相勤、　御一行之日より応折紙高役可仕事、
一、百石以下役　御赦免之事、但与力ハ百石以下ニ而も役可相勤事、
一、御折檻人、欠落人役銀過不足共可為其分事、
一、役銀春打取立候以後引役有之候ハヽ、秋打銀之内を以、組切ニ過上致指引可相返之、秋打銀指引ハ明ル打銀を以、指引可申付事、
一、銀役奉行佐垣九右衛門、小幡七郎兵衛、中川平右衛門方江毎年役銀高目録調可遣之事、
一、銀役毎年四月三ヶ一、十二月三ヶ弐、両度ニ上させ可申候、自然相滞ハ壱ヶ月弐歩宛、加利足上候様可申付事、
一、諸事小入用銀斎藤市左衛門、遠田清助方より可請取事、
一、普請道具拵奉行斎藤市左衛門、遠田清助、同渡奉行神保源助并人持与頭より之奉行壱人宛年替可出事、
野曰、近代定番御馬廻并組外より渡御奉行被　仰付、七手之頭下奉行人不勤、
一、所々手先之奉行召仕候出人切手滞候ハヽ、普請奉行より急度申渡、無滞様ニ可仕事、
一、御普請役銀利足之儀、縦年越候而も如　御定、壱ヶ月越弐歩宛取立可申候、以上、
丑（寛文元年）十一月九日　　寄合
近藤新左衛門殿
津田次郎左衛門殿
久津見忠兵衛殿

(31)
他国御供使役引
一、不依大身・小身皆役引之事、
一、他国逗留十一ヶ月迄ハ五十日引之積、十三ヶ月より弐拾三ヶ月迄ハ弐百日引之積りを以役引可申事、
立帰之御使并半年詰ハ
附札　罷帰、五十日引之事
壱ヶ年詰ハ弐百日引之事
前田対馬

奥村因幡
奥村河内

一、弐ヶ年より上ハ罷帰、十二ヶ月引之事、
右条々被　仰出通、無相違可有裁許者也、
　　御印
万治三年六月朔日　　今枝民部
　　奥村因幡
　　前田対馬

金沢御普請奉行

(32)
一、立帰御使并六ヶ月詰迄五十日、七ヶ月より十一ヶ月迄ハ五十日引之図を以、増日可引事、
一、十三ヶ月詰より弐十三ヶ月詰迄ハ弐百日之上ニ、壱ヶ月十三日宛増可引事、
一、二ヶ年詰より上之者、罷帰候翌月より、十二ヶ月休引たるへき事、
一、江戸帰道中罷帰候面々、御暇被下翌日より　御定之日数を以、役引たるへき事、
一、江戸、京都　御定之道中日数、夏冬両月へ懸リ罷帰候ハヽ、日数多分之方江付可相定、但当分ニ掛リ候ハヽ、罷出方之月江付可引事、

(33)
死去人丸納仕者、せかれ三ヶ一被　仰付者之手前之事
一、死去人皆納・半納仕候共、跡目三ヶ一ニ成候ハヽ、跡納無構
三ヶ壱之　御一行高日付之翌日より役可仕旨、村善右衛門跡目之節、相究候事、
御馬廻組下奉行紙面之写
一、四百五拾石　永原孫七郎殿延宝八年十一月十日死去、同九年三月十八日御日付ニ而三ヶ一、百五拾石之御判物御息小十郎殿頂載ニ付、孫七郎殿死去之前日迄ハ四百五拾石分御役銀取立之、死去之日より当　御一行之日迄立帰、役銀取立不申候、
一、三百五拾石　松田五郎左衛門殿延宝六年十一月三日病死、同七年三月八日之御日付ニ而三之壱、百拾石之　御判物御息牧之助殿頂戴、立帰役右孫七郎殿同前、
一、死去人半納被下分ハ、死去前日迄役相勤、せかれ三之壱被下候ハヽ、御一行御日付之翌日より役可仕事、

(34)
自害人役不足之事
一、加藤左兵衛能州皆月ニ而元禄二年之夏自殺仕、役不足在之旨ニ而取立可申候哉否哉之由、平岡五左衛門より被相尋ニ付僉議仕処、御馬廻下奉行共申ハ、跡々も取立候旨、且又財妻子被下上ハ、取立可申筈と僉議仕、取立可被申旨申談候、
一、元禄弐年山崎庄兵衛殿鷹師御法度場ニ而雁羽合申ニ付、籠舎被仰付候、就夫庄兵衛頭前田佐渡殿江被相達、自分遠慮引籠在之被申候処、最早遠慮及間敷候之条、罷出跡之通火消役被勤候様ニと被　仰渡候、遠慮之内役引之儀、如何可仕旨、則佐渡殿へ下奉行尋被申ニ付、跡々ケ様之格も候哉と、下奉行中僉議仕候得ハ、格無之ニ付、庄兵衛殿より佐渡殿江被及相談様申達候処ニ、佐渡殿御聞ニ而、自分遠慮之儀ニ候へハ、役入有之間敷儀と思召候

旨ニ而、其侭役引之筈ニ申談候、則庄兵衛殿家来方より之紙面、
佐渡殿下奉行児玉九郎兵衛・吉川作左衛門方ニ有之候、

(35)
所々ヨリ金沢江引越休役引之事

一、所々より金沢江引越人休役引之儀、引越ニ被　仰付候日より引
可申候、但最前之御用仕廻候翌日より休引たるへき事、
一、金沢より所々江引越人并金沢之外、御国之内他所ニ有之面々、
所替候ハヽ、役引同前之事、
一、引越休月之儀、翌月末江引可申事、
一、御国之内所々引越人、数年彼地相詰、病気罷成御断申上、当地
へ引越罷帰候面々　御定之通休役、引越料銀不相渡候事、

(36)
所々引越役引覚

一、御国之内遠所より金沢江引越、新屋敷被下者、十二ヶ月役引之
事、
一、同金沢江引越、元来家屋敷有之者、五十日役引之事、
一、金沢より御国之内遠所江引越、新屋敷被下者、六ヶ月引之事、
一、同遠所より引越末ニ而家屋敷被下者ハ役引申間敷事、
一、御国之内遠所ニ有之者、所を替、他国江越、新屋敷被下者、
六ヶ月役引之事、
右之通、被　仰出者也、
(万治三年)子十一月十一日

前田七郎兵衛
笹田助左衛門
伊藤内膳
前田対馬

奥村因幡
奥村河内

津田治郎左衛門殿
村　善右衛門殿
近藤新左衛門殿

(37)
殿守台御普請之刻定書之内抜書

御知行高百万石
内
拾三万六千五百六拾弐石三計　御蔵入
四拾九万三千百五拾弐石九斗
御家中役知
三拾七万弐百八拾四石八斗
無役知

右之銀子割符平均免
加州免三ツ六歩、越中・能州四ツ壱歩、
六拾弐万九千七百拾五石弐計
百石ニ付弐百九拾六匁壱分三厘当り

(38)
他国詰面々煩御断申上罷帰候時分之事

一、他国詰人煩、御断申上罷帰候面々役引之儀、延宝五年十一月
廿二日御寄合所江野村伊兵衛窺候処　御定之通役引可申旨、安房
殿・因幡殿被仰渡候、

(39)
御国之内役引書付

私儀越中或能州何方何御用被　仰付、何之何月何日、当地罷立被申

候条、御普請役引之儀、御奉行衆江被仰入可被下候、罷帰次第早速御案内可申上候、以上、

年号月日　　名判

宛所組頭

(40)

役入書付

私儀何州何方江何之御用被　仰付、御普請会所江御案内之書付出置、何之何月何日当地罷立、右御用仕舞、何之何月何日罷帰候条、御普請役引役入之儀、御奉行衆江被仰入可被下候、以上、

年号月日

他国江御使役引書付

私儀何方為御使何の何月何日、当地罷立申候条、御普請役引之儀、御奉行衆へ被　仰入可被下候、以上、

年号月日

役入書付

私儀何方為御使何、何月何日当地罷立、何の何月何日、彼地御用仕廻、同何月何日当着仕候条、御普請役入之儀、御奉行衆へ被仰入可被下候、以上、

年号月日

右何も宛所組頭

右役引役入書付、組頭奥書有之、継目場印押、

(41)

野曰

一、加須屋伝兵衛跡々御横目相勤、足軽頭ニ而候処、元禄三年十二月晦日両役共御指除、一色瀬兵衛並被　仰付候ニ付、瀬兵衛格見申候処ニ、一色瀬兵衛今月廿二日、足軽頭御赦免被成候条、御普請役入無組付並ニ可被申渡候、恐々謹言、

(天和元年)辛酉三月廿八日　　御年寄衆判

(高山)高・野村・菊池殿

右之通御押有之ニ付、伝兵衛へも書付被出候様ニ申入、則伝兵衛より御月番迄書付被出之、御奥書被成被遣、無組附並ニ役入申渡候、

(42)

覚

一、何百石　　御折紙高

外何百石、料知

右、今般御先筒足軽御預ケ、未ノ何月何日御組被　仰付候条、御普請之儀、御奉行衆へ被仰遣可被下候、以上、

年号

頭宛所

(43)

役人諸事　御定

万治三年六月十日　　前田対馬

今枝民部

奥村因幡

一、死去役人ハ、壱人一日ニ付、五分四厘壱毛八昧四払、銀役日算用を以可出之、但役人ニ而も勝手次第之事、

一、壱歩人役を以出候分、壱人一日ニ付、壱分五厘八毛壱昧六払宛、弐歩役銀之内へ加江可出事、

私曰、此銀小入用ト云、御普請道具成ル也、

一、銀役小入用共ニ一日ニ付、七分宛之事、
一、不参銀壱人一日ニ付、壱匁宛之事、
一、役人御国之内宿賃、一夜壱人ニ付銀七里宛之事、
一、下奉行石歩付等ニ参候刻、間棹大かね、其外持参之役人相見、奉行切手ニ下奉行可加判、相見無之時ハ割場へ断、役人可請取事、

(44) 寛文三年正月四日、今枝・奥村・前田・奥村
一、肩下役人杖突共出人可成分、地他国共食番人可相立事、

同断
一、定杖着到付、切手取并増歩ニハ食番立間敷事、

同断
一、何事ニよらす休被下候役人、出人ニ可相立事、

同断
一、御普請不成刻、払余り役人出人ニ可相立事、
一、割場かけの内不足役人於有之ハ、翌年ニ成共埋人出シ、未進無之様ニ可仕候、但壱歩役之内年中指引掛之外、不足分銀役並小入用銀除可取立事、

同断
一、正月三日、盆三日、五節句、道中江参懸リ休不申役人ハ、追而出人ニ可有立用事、
一、御自分石切三十日之内、三日之休并正月三日、盆三日、五節句、御先祖様御年忌御法事有之刻可為格別、附煩あやまち不参以下、割場申談可相立事、

同断
一、弐拾人石切三十日之内休日三日、正月三日、盆三日、五節句共、御先祖様方御年忌御法事有之刻、為休可申候、但急事之御用有之刻可為各別　公儀御用無之時分ハ、割場掛之面を以、算用ニ可相立、未進有之候ハヽ、一日銀子六分宛、役銀所江可上之、過上仕候ハヽ、六分宛役銀之内を以可相渡事、

同断
一、右石切忌日、父母七日、妻子五日可相立、あやまち并家作り日、割場申談可相立事、
一、役人入不申節ハ、出人掛之平均指継、不足分ハ銀役並小入用銀指除可取立事、
一、普請場ニ而過仕果候役人ハ十日出人ニ相立、其以後家中惣かぶりたるへし、但銀役ニ而可出之、若其主人於死去仕ハ、惣かぶりの分引可申事、
一、病死之役人ハ、其日より銀役之図を以、可取立并他国ニ而果申役人、替り人不及遣事、
一、他国詰役人為替とて不叶儀候ハヽ、往来之日数割場掛載可申事、
一、御国之内遠所逗留之役人、内輪ニ而十五日替往来之日数、是又割場掛ニ載可申事、
一、石切ハ壱人五歩可相立事、
一、過仕役人有之ハ、手先奉行より普請会所江断、足軽ニ而も遣之、見計次第三日之内ハ出人ニ相立、割場奉行相詰を以、未進指引可仕、但遠所ニ而過仕役人、手先奉行見計　御定之通可申付事、
一、所々普請役出人切手、壱ヶ月切ニ奉行人より請取、割場掛と引

合可遂算用事、
一、定杖・着到付共ニ人持一組弐人宛切手取、六組ニ三人割場掛ニ載可申事、
一、御馬廻六組ニ定杖四人、着到付弐人、切手取弐人割場掛ニ載可申事、
一、町場杖役人弐拾人之外壱人宛、但普請場所ニより役人五人、拾人出候共、定杖可遣事、
一、食番拾五人之内、壱人宛之事、
一、於石山割出石歩付、下奉行見図り目録之通たるへし、但、石より手先之奉行并下奉行相談を以、歩掛増減見図り候様可申付事、
一、土坪等為持申、遠近往来吟味之儀、下奉行并手先の奉行人相談を以、可申付事、
一、早朝より大雨并洪水、其外普請難成ハ其断割場迄手先之奉行人より指紙を添、役人可相返、少雨降多降出候ハヽ、普請難成候半と存躰之時ハ、先罷出不成時ニ至て、其断指紙を添役人可相返事、
一、手先之奉行人より役人相返シ日ばくだニ成、余所江役人相渡候刻ハ、其奉行人請取切手之奥ニ、右之断割場奉行之添書を以、一日之出人ニ可相立事、
一、役人於普請場申事仕出候ハヽ、其品ニより日数多少不参ニ可申付事、
一、正月三日、盆三日、五節句可為惣休、但急御用候而役人召仕候ハヽ、本掛立用可仕事、
一、所々奉行人毎日懸之人数相改、不参有之ニおゐてハ、割場并普請会所江相断、埋人請取不参無之様ニ可仕候、附普請奉行より手先之奉行江度々申渡、不参無之様可仕事、
一、普請所仕廻候刻、翌日人掛ニ請取過無之様ニ所々奉行人江普請奉行より念を入可申渡事、
一、普請算用壱ヶ年ニ弐度宛可遂勘定事、
一、金沢より江戸江御荷物貫目、三月より八月迄壱人七貫目、道中日数十二日、九月より二月迄五貫目、日数可為十四日、若才許人より不叶断有之ハ、定之外ニも日数可相立、御荷物無之時ハ右日数之内、二日宛引可申事、
一、金沢より京都江御荷物貫目、三月ヨリ八月迄壱人七貫目、道中日数六日、九月より二月迄五貫目、日数七日たるへし、御荷物無之時ハ、右日数之内一日宛引可申事、
一、江戸参着役人休之儀、相立　御耳候処、参着翌日より二日宛休被下旨、江戸割場より申来候事、

右弐拾四条、寛文三年御寄合所江相尋、如斯相究申旨覚書有之、

(45)
一、辰巳水道才許小村七左衛門・宮北久右衛門請取置候小遣小者権兵衛御普請会所印有之役人入切手落申ニ付、町奉行江申談、町中江相触候得共、ひろい申もの無之旨申来候間、其旨御年寄衆江得御内意候処、跡々も左様之例有之候、御用衆其段可被得候間、相談可仕旨被仰渡、則其通申談候処ニ村金左衛門被罷出、最前寺西左平治組御徒小頭家来御算用場印有之切手を落申候、其通ニ可仕旨被仰渡、押替遣被申候間、右権兵衛も其通ニ可仕由、奥村伊予殿御用番ニ而被仰渡候、

甲子（貞享元年）四月十六日　　菊池（九右衛門）

御役方勤様品々

山本久左衛門
武部四郎兵衛
高山勘兵衛
左之趣記置

一、御家中年中役銀　御定之通、春暮両度ニ人持組・御馬廻組・組外共ニ組切組頭より取立、役銀所江上候指出目録、組頭より出候紙面見届、銀高御預之御印押切ニ仕、指出を以、役銀奉行請取切手亦見届、右上候時之押切御印之留書、銀高見合御印を押、組々之奉行江相渡置、銀役取立上候払方御算用為立申事、

一、御家中無組附役銀裁許人、与力武藤弥左衛門・溝口八左衛門取立、役銀所江上候指出目録御印押申、委細右同断、

一、御家中役人、御普請所江毎日割場より人掛之目録、下奉行手前江為請取、組々役人割符仕、手先御奉行何々之御用ニ役人請取召仕申旨、私共方へ切手出シ申候、表見届、此方より入切手調させ、両通引合、人高ニ御印押切、私共方より遣シ申入切手ハ、手先御奉行・御普請会所ニ而、役人召仕候入ニ相立、人払之算用ニ為相遂申候、手先御奉行より役人請取召仕候切手ハ、下奉行江渡置、年中役人出人払方之御算用為相立申事、

一、御分国中所々御普請手先奉行召仕候日用銀、日用頭請取切手、手先奉行、何々之御用召仕候、役銀之内を以為請取申旨、奥書仕候切手之面、算用当り遂吟味、御印押切仕、御用所へ出シ添印を取、其切手を以、役銀奉行手前より銀請取申候、則銀奉行より日用銀、役銀之内を以相渡候旨奥書仕、手先奉行江送り切手を遣候を又見届、右日用銀請取候時分之押切御印留書之銀高と見合、御印を押、手先奉行へ相渡候、日用銀請取申、御算用入為相立申候、但手先御普請奉行人者、何も御作事所より紙面を請、其上日用銀并御普請道具等為請取申候事、

一、御分国中御普請所御用御材木品々并藤竹、其外御普請道具等、舟馬ニ而着届、手廻能分之運賃銀、役銀之内を以為請取申候御印押候、委細右同断、

一、才川・浅野川河除年中度々罷出、破損之所々見届、歩行奉行申渡川除仕、時目伝内并御作事より御扶持方大工壱人宛請取、修理之所々わく・鳥足・やらひ材木見図り之上を以申付候、草槙材木之儀ハ、歩行奉行請取切手ニ奥書仕、御印を押、御用所江添印を取、手寄山ニ而、則右木数之通相渡候旨、御郡奉行より入切手出候表、右御印見合、御印押、払之御算用入ニ為相立申事、

御馬廻六組役人出人着到裁許之覚

組頭相談を以、御馬廻六組より
余荷ニ而出置申候、

山本左門
中村八丞

一、御普請会所江毎日罷出、下奉行中相談を以、割場掛之表、役人・出人引合見届帳面記置、未進等有之刻、遂吟味下奉行中申談、未進無之様ニ相触、才許仕候事、

一、壱ヶ月切ニ役人出人未進過上之表、人役相勤候面々下着到付方より月払之切手出シ申ニ付、下奉行と遂吟味、私共印判仕、人役出候面々へ遣申候、并下着到付方江墨筆紙跡々より御究之通、時々ニ道具御奉行中川藤右衛門・堀田新右衛門方より私共切手を以、請取相渡申候、

一、壱ヶ年ニ両度宛、役人・出人未進過上之儀、下奉行中申談、内輪算用仕、組頭中江組切帳面一冊宛調出シ申候、

右之通裁許仕候事、

野曰、着到裁許無之、

(48)

御家中無組附御普請与力役銀裁許之覚

私曰、左趣書上候節ハ、　与力溝江八左衛門

溝江相役武藤弥左衛門　同　井口十丞

一、無組附御役銀如　御定、春暮両度取立、私共切手仕、御普請会所御印を取、其切手を以、役銀御奉行へ銀子相渡申候、則銀御奉行請取切手を取、其切手ニ御普請会所見合、御印を請、御役銀上候払方御算用相立□事

一、当地并小松・小津(魚津)、所之御馬廻、別宮ニ有之与力共、収納を以御役高毎年相究、地他国共御用掛面々御役引、御役入証介ニ御普請会所御印を取、其切手を以御算用仕候事、

一、私共儀御普請会所江罷出、御役銀之儀、引役入役指引致算用触状廻、則銀子取立、右之通役銀所江上ヶ、翌年於御算用場、勘定相遂申候、

(49)

御家中役銀請取請払才許之覚

御馬廻組定奉行　松原市右衛門

御小将組年替り　改田平左衛門

同　断　高畠　又八

一、御家中役銀組々より上申指出シ、御普請会所御印を以請取、則請取切手出申候、払方ハ請取人切手ニ手先奉行奥書、御普請会所御印、御用所添印を以、銀子相渡申候、駄賃銭ハ役銀之内を以、会所・町奉行相談を以直立買置、払方切手右同断、但払方ハ何茂送切手遣不申事、

右之通裁許仕候、

(50)

加賀廻御普請所

一、津幡御旅屋後川除

一、森下橋台続川除

一、野々市道窪川宮塚川道筋川除

一、小松梯川筋、久龍橋川筋、土居原川除

一、辰巳用水河口川除并用水筋川除

能州御普請所

一、輪嶋橋台続川除并輪嶋崎波除

御普請御入用、七貫目より上ハ御馬廻・定番御馬廻・組外

一、鈴屋村道筋川除

一、大谷村道筋川除

五貫目以下　与力　御徒

一、延武村道筋川除

一、火宮村道筋川除

壱貫目以下　足軽

一、出田村道筋川除

一、宇出津御蔵前波除石垣

一、飯田町屋後川除新出来

越中御普請所

一、今石動橋台筋御蔵後川除
一、城ヶ端御蔵後并町屋後川除
一、赤丸村右道筋川除
一、須田村右道筋川除
一、高岡橋台之上下町屋後川除
一、能生町橋台続之川除
一、伏木町屋前川除
一、放生津町続川除
一、大門橋台続川除
一、小杉町屋後川除
一、東岩瀬御旅屋并町屋後川除
一、水橋町屋後川除
一、三日市村氷見道筋川除、当地ヨリ九里、
一、滑川御蔵前波除
一、新広橋台続川除
一、常願寺橋台続川除
一、魚津橋台続川除
一、横山御蔵前波除
一、泊道筋川除

(51)

御普請為致様之品々

一、川除御普請在之刻ハ、私共并石黒小右衛門罷出見届、手廻能所ハ、人掛根図り之上を以請取切手、日用頭、其外人々入札ニ申付、根図り之日用、人足掛より下直段之者江為請取、御普請日切を究、出来仕候様可申付事、
一、遠所川除并往還通・橋台等御普請有之刻ハ、場所より石黒小右衛門罷越見図り、手先奉行并穴生共川除之所、時目伝内遣之、相談為仕、御普請為仕申事、
私曰、右御普請有之刻ハ、郡奉行より破損所之絵図等罷越を請取、御簡略御奉行津田宇右衛門、井上勘左衛門致相談候上ニ而、時目伝内、河合半四郎、橋本仁兵衛見積りニ遣之、御入用高中勘積り之目録を以、右両人江申談、御用番之御家老衆江両人衆より伺被申候而、御奉行人を請御普請之儀申談候、御普請ハ或ハ御自分、或ハ入札ニ申付、御普請致させ申候、御奉行ニハ或御馬廻、或ハ組外、軽御普請ニハ御徒、或ハ与力被参也、御普請仕廻帰被申候時分、御案内私共罷出、御馬廻・組外ハ御用番御逢御挨拶有之退出、与力・御徒ハ御用番之前へ出席無之、骨折被申之旨、被仰由申伝退去、
一、御城中江掛り申辰巳用水川除破損之刻、水道廻定役掛り之足軽弐人見届、案内仕刻ハ歩行奉行被　仰付、御扶持方大工壱人御作事所より請取相添遣、木図り未承届、御普請申付候松材木為請取申切手御印押申様子、右記ト同断、
一、戸室山石為伐御奉行諸事相談仕候事、野曰、戸室石御用之時分之儀ニ而、常ニハ無之、
一、御城中詰石垣御普請之刻ハ、築前御奉行申談、穴生并下奉行召連罷出、丁場日数相改、石図り寸方為相究□上を以、戸室山石為伐奉行へ、石数目録(録)ニ記遣之、石切并石裁許之者共為登、伐立、出来之石追々下奉行ニ相見、為奉行定番御馬廻弐人被掛置、相添遣、御定之通夫付為致石釣遣シ、当地石請取奉行へ為渡申事、
一、御作事方御用之鷹巣石并小原石直段為究置、石裁許之者共ニ申付、所々石切ニ為伐立、買上ニ申付候、馬ニ不付大石之儀ハ、手

先御奉行より石寸法品々書付を以、下奉行江申付、夫石為相究、人足ニ而為取寄申候、馬ニ付申石之分ハ所之者ニ着届、買上ニ申付候事、

一、所々御普請道具品々、手先奉行より断次第承届、道具渡奉行へ申渡、為相渡申事、

一、御普請所より請取切ニ仕手廻能分ハ、日用人足掛根図り下奉行江申渡、相談之上を以、日用頭共、請取ニ可仕と申者共手前より入札数通為出、根図り日用人足掛より下直段之者申付候、落札人直段目録ニ相調御印押、手先之奉行へ渡、御普請出来致させ申候、則右落札直段目録を以、手先奉行人御算用為遂申候、落札之者代銀請取申切手、御印押候様子右同断、

一、御普請所々手先御奉行申談、日用并石垣有之所ハ穴生・石切、其外御普請道具等手つかへなき様ニ申渡遣申候、越中・能州、遠所之儀ハ日用役銀之内を以、中勘ニ渡遣、御普請仕廻候而、遂本勘申刻、手先奉行於彼地、小払之品々令吟味候而、算用当り為致切手御印押、御算用所添印を以、役銀之内為請取申候、則銀奉行方より送り切手見合、御印押手先奉行へ遣之、御算用相究様子右同断、

御普請古道具御用不立分ハ、道具奉行・同調奉行相見ニ而改、書出候帳面之表入札を以、払代銀買主上ケ切手ニ奥書仕、役銀之内江為上、則銀奉行請取切手取置申事、

(52)

才川・浅野川河除御普請才許之覚

一川ニ御徒奉行弐人宛

一、川除破損修理之刻罷出、日用人足并足軽・長柄小者請取、土川除・やらい川除共出来為致申候、御材木品々御普請会所指引を以相調申候、松材木之儀ハ、御普請会所御印、御用所添印を以、郡御奉行より請取、山江罷越、木之大小見届為伐、夫付仕人足ニ為持、川除御用遣申候、わくの草槙材木ハ、町会所よりニ而相究、代銀御普請会所御印、御用所添印を以、役銀御奉行送切手請取、御普請会所見合之御印を請、銀払之御算用ニ相立申候、

一、御普請所ニ而召仕候日用銀ハ、日用頭請取切手奥書仕、御普請会所押切御印、御用所添印を以、役銀奉行より銀子為請取、則銀奉行より送切手取、御普請会所見合御印を請取置、日用銀為請取候、御算用之入相立申事、

一、大工木引御作事所より請取手間銀、御作事所より相究、会所御印、御用所添印を以、小払銀々奉行より為請取、則銀奉行送切手ニ会所見合御印を取、手間銀為請取申候而、御算用之入相立申事、

右帳面之通、御普請会所諸事御用相勤、奉行人之裁許、品々委細書記申通御座候、

寛文九年正月十六日

野曰、右之趣、御徒其外之奉行下裁許、一例ニ調上ケ候と見江申候、但、御奉行此時山本・高山・武部、

(53)

覚

寛文二年

一、玉泉院様御丸北之方御石垣

同三年

一、松原屋鋪之角御石垣

同四年
一、辰巳御櫓崩丁場御石垣

同五年
一、土橋御門左右御石垣

同六年
一、薪御丸御石垣

同八年
一、二之御丸舞台下御石垣

同十二年
一、蓮池繕御石垣

同年
一、鐘撞所下御石垣　私ニ曰、甚右衛門坂（甚右衛門坂）上御門之脇
寛文二年ヨリ同拾弐年迄右八ヶ所出来、

一、薪御丸大松下
一、御本丸大石垣鏑角
右弐ヶ所出来不仕、

(54)　近年所々崩申御石垣之覚

一、石川御門之外、左柵下崩御石垣
一、石川御門之内、与力御番所之下崩御石垣
一、蓮池水タヽき崩御石垣
一、薪御丸、玉泉院様御丸之間カシ（ヲ）堀之高崩御石垣
右、修理御普請相済所モ、未御普請被　仰付所々も絵図之分、何モ寺岡与兵衛手前有之候、以上、

（天和二年）壬戌九月廿四日

高山（勘兵衛）
野村（伊兵衛）
菊池（九右衛門）

前田佐渡殿（孝貞）
奥村壱岐殿（庸礼）
奥村伊予殿（時成）
本多安房殿（政長）

(55) 元禄五年十一月四日夜
一、蓮池通御石垣、幅六間四尺五寸、高サ弐間崩申候、
右崩申儀、十一月五日昼御作事より被申聞候ニ付、退（即）刻御作事へ罷越、御作事奉行申談見分仕、両人共登　城仕、前田駿河守（孝貞）殿へ崩申段申上候処ニ、絵図書付出之可申由被仰渡、翌六日絵図書付上之、御作事奉行連判書付、御宛所駿河守殿御壱人、早速土留可申付由被仰渡候、土留之儀ハ五日被仰渡候、

(56)　屋鋪方　御定

一、被下屋敷歩数　御定之通、無相違様ニ念を入可打渡事、
一、三千石以上之面々江下屋敷被下候居屋敷、手寄能所ニ而可相渡、但御昵近之屋敷不交遠所ニ而可渡事、
一、居屋敷・下屋敷共、与力知無構自分知之当り被下、与力屋敷ハ別ニ可被下候事、
一、御加増被下面々下屋敷不足之分、対馬・因幡・玄蕃・民部指引次第可相渡事、
一、高知之跡目小身成之者下屋敷、知行当り之外可被上事、
一、地子家数多所ニ而拝領屋敷望申者、相対を以引料とらせ候ハ、何方ニ而も可相渡事、

私曰、右御定相違、地子屋敷家数多所望人有之候而も渡不申候、足軽増人其与つゝきニ而、延宝弐年之秋迄渡申候得共、唯今地子屋敷少も渡不申候、

一、拝領屋敷作事不仕明置候ハヽ、三ヶ年目之正月可被上、但対馬(前田孝貞)・因幡(奥村庸礼)・玄蕃(津田孟昭)・民部(今枝直方)聞届候分ハ各別之事、

私曰、唯今ハ幾年明置候而も屋敷取上不申候、

一、親子兄弟一所ニ望屋敷被下者、欠人候者其当り取上候欤、地子ニ可申付事、

一、親跡目減、或ハ兄弟ニ分候者、居屋敷知行当りより広候共、其侭可被下候、若従　公儀御立候か、自分替屋敷仕候者、其節者知行当り之外、余分可被上事、

私曰、跡目減、親屋舗ニ其侭罷有分、屋敷当り之外多御座候而も、其地子取不申候、

一、兄弟知行分り候而茂親屋敷、其侭罷有候者之当り之外、屋敷多御座候へとも、地子銀取不申候、

一、兄弟知行分屋敷之際仕分度旨断申候者、相渡余地御座候得共、地子銀取不申候、

一、死去人跡目不被　仰付候ハヽ、居屋敷共可被上事、

一、上り屋敷、家其外植木等あらさせ申間敷候、替屋敷被下者勝手次第とらせ可申事、

一、御家中死去人男子無之、跡目不被　仰付者、親女娘有之候ハヽ、家ハ可被下旨、重而窺申ニ不及被下由、可被申渡之旨　御意ニ候、

一、兄弟・伯父・甥・伯母・姪やつかいニ仕候ハヽ、致僉議可被下候、子細候ハヽ、伺可申事、

右二ヶ条御年寄衆御紙面有、

一、御鷹師居屋敷御定歩数之外、鷹部屋并架屋敷拾歩宛向後増被下候間、被得其意可被相渡候、

一、居屋敷之内、地子ニ而貸置候者、其屋敷不残可被上、下屋敷之内地子ニ而貸置候者、貸申分可被上事、

一、与力侍并足軽・御弓者被下屋舗、寄親・頭江打渡、頭より其組中江致割符可相渡事、

一、被下屋舗之儀、請取三ヶ年作事不仕明置候ハヽ、可取上旨被仰出候得共、自今以後不可及其沙汰之旨、延宝五年三月被　仰出候之条、向後可被得其意候、恐惶謹言、

(延宝七年)己未二月廿六日　　奥村因幡
　　前田対馬
　　横山左衛門
　　本多安房

(勘兵衛)高山・(四郎兵衛)武部・(伊兵衛)野村

(57)

一、親跡目兄弟江分り候者居屋敷之事、

一、親跡目被　仰付、知行兄弟江分り候面々之儀、親屋敷之歩高を以、応知行高　御定之歩数割符候而可被打渡候、自然余り地於有之候者、請込地子ニ可申付事、

一、屋敷ニ而兄弟居住難成屋敷ニハ被遂吟味、兄当分被打渡、余り地請込地子可被申付候、弟江ハ分際之屋舗、別所ニ而被下候之条可被打渡事、

一、御加増被下候面々、下屋敷不足歩之事、并親知行兄弟江分り候者之内、跡目無之下屋敷之事、御加増被下面々へハ、不足歩足可被相渡候、親知行兄弟江分り候仁之内、死去人跡目無之手前之儀

ハ、下屋敷取上可被申事、

一、御家中死去人跡目無之者、并御扶持被放候者なと上り屋鋪之儀、其頭々より各迄相断、御屋敷請取可被申候、此趣頭中江被申触尤候、恐惶謹言、

（寛文一～二年）八月廿五日　津田玄蕃
奥村因幡
前田対馬

津田殿（次郎左衛門）
岡田殿（十右衛門）
村殿（善左衛門）

(58) 一、前田三左衛門（正之）殿下屋鋪、泉水・筑山有之所并弐拾四五間四方之屋鋪、右二ヶ所被下候条被相渡、其外ハ上り候之間、請取可被申候、恐惶謹言、

（万治二年）亥十二月十一日　前田対馬
津田玄蕃
奥村因幡

右三人（村・岡田・津田）

(59) 一、此跡より上り屋敷ニ可成分、に今不被上屋敷有之躰ニ候間、急度相改可被上候、御家中江重而各より被相触尤ニ候、恐惶謹言、

（寛文元年カ）十二月十六日　奥村（河内）・前田（対馬）・伊藤（内膳）・奥村（因幡）・前田（七郎兵衛）・笹田（助左衛門）煩

村　善右衛門殿
津田次郎左衛門殿
近藤新左衛門殿

(60) 覚

一、足軽居屋鋪預候衆之屋鋪江手寄悪敷者ハ、明組又ハ組付ニ而も互相談を以、勝手宜様ニ、足軽之者ニ可申付候、

（寛文年間カ）五月三日　御寄合手紙

(61) 一、町医者之内御屋敷被下者致死去候者、屋敷上ヶさせ可被申候、其せかれ親不劣療治能仕候ハヽ、其通申上、重而其屋鋪可被下候、若せかれ不心懸ニ而療治聢不仕候ハヽ、勿論御屋敷被下間敷候条、可被得其意候、町奉行相談を以、切々改可被申候、恐惶謹言、

（寛文元年）閏八月十七日　今枝・奥村因・奥村河・前田対
津田殿（次郎左衛門）
近藤殿（新左衛門）
久津見忠兵衛殿

(62) 一、御家中被下屋敷、向後一年切帳面調、翌年正月中寄合所江被上、印判取可被申候、恐惶謹言、

（寛文三年）卯十二月九日　奥村河・今枝・前田・奥村因
近藤殿
高山殿（勘兵衛）
武部殿（四郎兵衛）

(63) 一、定番御馬廻之内大原伝兵衛望屋敷之儀、被下屋敷ニ成共請地ニ

成共、勝手次第可被相渡事、
正月十六日（寛文元～二年）　伊藤（内膳）・笹田・前田七郎・奥村河・奥村因・前田対

近藤殿
津田殿
村　殿

(64) 一、惣与力屋鋪之儀、向後人々江被下候条、御昵近屋敷御定歩数拾歩劣、与力屋敷可被相渡候、恐惶謹言、
巳三月十八日（寛文五年）　奥村・今枝・奥村・前田

山本殿（久左衛門）・高山殿（勘兵衛）・武部殿（四郎兵衛）

(65) 〔末尾にあった「（寛文九年）酉二月十一日」の日付を欠く〕
一、親跡目兄弟ニ被　仰付、知行高より居屋敷歩数不足仕候共、両年不致収納候以前、屋敷拝領仕度旨書付、取次被申間鋪候、然とも何とそ兄弟一所罷有儀難成断ニ候ハヽ、其趣組頭奥書ニ記、取次可被上事、
一、親兄弟懸り罷有候者被召出候共、右同断之事、
一、射手・異風・与力・御鷹飼・御歩行・小算用之者、右同断之事、
一、新参ニ被　召出候面々、他国者ハ勿論、御国之者ニ而も親兄弟ニ懸り居不申者ハ被　召出、其身勝手次第居屋敷可被下候事、
一、親兄弟有之候而も、其屋敷一所ニ罷有儀難成牢人之内より別家ニ罷有候ハヽ、其身断次第御屋敷可被下事、

(66) 被下屋鋪歩数御定

壱万石より三千石迄ニ、ハした知行有之者、五百石ハ上江可附、四百九拾石迄下江可附事、

一、千六百歩　壱万石より九千石迄
一、千四百歩　八千石より七千石迄
一、千弐百歩　六千石より五千石迄
一、九百歩　四千石より三千石迄

弐千九百石より百石迄、ハした知行有之者、五拾石ハ上江附へし、四拾石迄下江可附事、

一、八百歩　弐千九百石より弐千六百石迄
一、七百五拾歩　弐千五百石より弐千石迄
一、六百歩　千九百石より千五百石迄
一、五百五十歩　千四百石より千百石迄
一、五百歩　千石より八百石迄
一、四百歩　七百石より五百石迄
一、三百歩　四百石より三百石迄
一、弐百歩　弐百石
一、百七十歩　百　石
一、百弐拾歩　九拾石より六拾石、御切米百俵迄、
一、七拾歩　五拾石より御切米五十俵迄、御歩行之者、母袋者、御算用者、五拾俵より内ニ而者此歩数可相渡、

御大工伊兵衛（渡辺）御加増被下、九拾俵就被下、百俵之歩数ニ御屋敷可被下哉と相談仕ニ付、御寄合江窺申候処、因幡殿被仰候者、最前御吟味之上を以、知行九拾石より六十石、御切米百俵迄、百弐拾歩、百俵より内者九拾俵被下候而も、七拾歩之当りニ御究被成候旨被仰候、午正月廿二日御寄合日窺究申候、

一、五拾歩　御鉄炮者・其外掃除坊主・御餌指
一、三拾歩　御小人
一、七拾五歩　人持下屋敷百石当り
一、百七拾歩　町医者並
一、千百五十歩　与力千石当り

私曰、百石ニ付百拾五歩宛、但寄親本屋敷江附渡候時分之事乎、唯今ハ御昵近ニ十歩劣りニ被下、寛文五年三月十八日究、

右之外、御切米御合力銀被下者、歩数知行当り人々様子随、対馬・因幡・玄蕃・民部指引次第可相渡事
右被仰出之通、相違有間鋪者也、

御印
万治弐年十一月廿五日　今枝（民部近義）
奥村因（因幡庸礼）
津田（玄蕃正忠）
前田（対馬孝貞）

御普請奉行

(67)
一、八拾歩博労・伯楽渡屋敷、最前伯楽権兵衛ニ被下刻、御寄合所相談ニ而相究旨、権兵衛願書付之留之奥書・覚書、御寄合所有之由、
一、竹屋宗林、屋鋪百歩拝領之格を以、木屋勘右衛門百歩拝領、

(68)
覚

一、七拾歩　掃除坊主頭
一、五拾歩　御小人小頭

右被下屋敷歩数、先年御定書載就不申候、令僉議相究候条、跡々より如被下来候、弥紙面之通可被相渡候、已上

寛文十年七月廿八日　御年寄衆

(69)
一、百人扶持被下候者屋敷歩数之儀、各以書付窺之候処、伊勢監物儀ハ知行高五百石、馬をも持申図りを以、百人扶持被下候へハ、例不相成候間、五百石之歩数可被相渡候、向後百人扶持ニ而被召出者候ハヽ、其時々可相窺旨被　仰出候条、可被得其意候、恐惶謹言、

（貞享元年）甲子八月十八日　前田佐渡（孝貞）判
奥村伊与（時成）判
奥村因幡（悳輝）判
本多安房（政長）判

菊池九右衛門殿
北川八郎左衛門殿
奥村市右衛門殿

(70)
御鷹匠伊藤五助儀、先年御屋敷拝領仕候得共、親弥右衛門一所ニ罷有、未家作不仕候処、弥右衛門相果候付、五助屋敷指上ヶ、親屋敷拝領余分五拾九歩余ハ請込申度旨奉願候、前々此格無之候得共、弥右衛門家こほち作事仕義、軽もの可致迷惑候間、親屋敷被下之、余歩ハ勿論請込候様ニ可申付哉之旨、奉伺候処可被下候、向後も此格宜被思召候旨被　仰出候条、可被得其意候、請込九拾歩より多分ハ御定ニ違候間、被下間敷候、恐々謹言、

（貞享元年）甲子八月廿七日　前田佐渡（孝貞）判

奥村伊与(時成)判
奥村壱岐(庸礼)判
本多安房(政長)判

菊池殿
北川殿
奥村殿

(71) 一、御持弓小泉勘十郎足軽居屋敷者、勘十郎方より窺候処、御年寄中江も弥吟味仕相渡可申旨、　御前より被　仰渡ニ付、御年寄衆より前廉御普請奉行へ御申渡、両方より絵図上り候首尾罷成候、半田惣兵衛・吉田左太夫足軽屋敷ハ、射場・角場之儀者両人より直ニ奉伺候処、此所相渡候様ニ御年寄衆江可申渡旨被　仰出候ニ付、絵図等御普請奉行より不及上、押表を以可相渡首尾候之条、此旨御普請会所覚書仕置可申旨、御月番奥村壱岐(庸礼)殿・菊池九右衛(普請奉行)門ニ被仰渡候、
亥(天和三年)二月廿日

(72) 一、定番御徒市橋三郎左衛門屋敷、所悪敷、請取人無之、家番人附置候得ハ、番人費ニ罷成候条、御払家ニ可仕哉と御月番申上候得ハ、いかにも早速払可申由被　仰渡候、
亥(天和三年)三月十二日　奥村市右衛門(普請奉行)

(73) 一、三月四日北川八郎左衛門(普請奉行)御寄合江罷出、大住道朴死去仕跡屋敷指上申候、道朴息道仙居成地子請仕度旨、両町奉行方より紙面を以被申越ニ付、御月番迄相達候処、跡々此格候間、借置可申候、併御老中御指引ニてハ無之候条、其旨可相心得旨被仰聞候、

一、伴七兵衛被下足軽五人附渡候条、屋敷も其通仕度旨、此場江七兵衛罷出被及断候、則服部宇右衛門並ニ其侭指置候様ニ申談候、
亥(天和三年)五月十日

(74) 一、岡嶋(兵庫一宗)以心死去、屋敷同氏少大夫(岡嶋以心嫡男)より被上候ニ付、奥書之事奉伺候処、少太夫組頭奥書を取、請取可申由、御月番佐渡(前田佐渡)殿被仰渡候、
貞享元年五月廿日　北川(八郎左衛門)

(75) 一、組外之内和田伝八郎最前御屋敷拝領相済、いまた受取不申候内、新知百五拾石被為下、御小将組ニ被　仰付候、就夫増歩之儀奉窺候処、重而願書付為出可申旨、御月番伊与(奥村時成)殿被仰渡、則永井伝七郎江申遣候、以上、
子(貞享元年)六月廿六日　奥村市右衛門

(76) 一、三拾人組御屋敷願書付之事、向後一紙を以、組頭書付ニ而可上之由事、

一、定番足軽掃除坊主書付継立可上之由事、此二ヶ条、七月十八日壱岐殿御月番之刻、奥村市右衛門被仰渡候、

一、松平玄蕃与力水野十郎兵衛御屋敷願書付上之申処、可被下旨、被　仰出候付、可相渡由被仰渡候、御裏書小立野・泉野両所与力町ニ而、当リ歩数相渡可申旨御座候、就夫田井口与力屋敷之儀、向後如何可仕哉と伺申候処、与力町之儀ハ、右両所相究候間、田

井口屋敷是以後、与力へハ相渡申間鋪之由、佐渡殿御月番之節被仰渡候、

子八月二日（貞享元年）　菊池（九右衛門）

(77)
一、御徒斉藤弥右衛門　仙渓院様江被為附、江戸引越ニ付、居屋敷指上ヶ以来罷帰候刻、御屋敷拝領仕度之旨、書付去冬御年寄衆迄相達候処、御帰城以後可上之旨被仰渡、昨三日御城江致持参候処、則御預り置被成候、以来屋敷可相渡ものと心得可罷有由、御月番佐渡殿（前田孝貞）被仰渡候故、跡々幼少之甥弟介抱之ため、自分屋敷上ヶ候ハヽ、先年多羅尾宇右衛門、裕（ママ）高田作右衛門方へ引取候刻、老中江伺、作右衛門書付ハ上之置、私共方より与頭迄紙面遣候筈之旨、野村伊兵衛申聞、則伯父伝内引越候刻も窺申候而、伝内書付上ケ置、私共方より書状遣置候旨申上候得ハ、両人ハ自分願ニ候故、書状可遣義ニ候、弥右衛門公用ニ候へハ、罷帰候刻ハ御屋敷可被下事ニ候、紙面遣候ニも不及候、向後自分願ニ而屋敷指上ケ、以来御屋敷請取候者、紙面遣可申候、公用ニ引越候而、右之品ニハ紙面遣ニ不及儀と被仰候、

子八月三日（貞享元年）　北川

(78)
一、定番御馬廻福田長太郎儀、亡父金右衛門遺知三ケ一被下、幼少ニ付、伯父福田孫丞方江引取、長太郎屋敷上之、以後御屋敷拝領仕度旨、書付出之候故、右書付上之候処ニ、御受取置被成候与頭江書状遣し置可申旨、御月番佐渡殿被仰候、

子八月廿六日（貞享元年）　菊池

(79)
一、組外ニ而御書物役人々六人扶持、御切米三拾俵被下候居屋敷歩数、跡々百七拾歩相渡候処、井出松翠屋敷歩数之儀ニ付、御年寄衆色々御僉議之上、跡々百七十歩相渡候儀誤候人々被下もの高御算用場江申談、米詰を以、如　御定歩数可相渡由、被仰渡候ニ付、三拾俵六人扶持并詰之儀御算用場江相尋申候処、五拾壱俵余之旨、申来候ニ付、重而御年寄衆へ申達候処、弥　御定無相違様可心得旨、御月番壱岐殿被仰渡、百弐拾歩宛相渡筈相究候、

甲子十月廿二日（貞享元年）　菊　池

(80)
一、御茶堂山家宗朴儀、居屋敷可被下旨被　仰出候、就夫宗朴儀、御合力金十両被下候、此並之者　御定之歩数無御座候ニ付、僉議仕候処、七拾歩可相渡儀之様ニ奉存候、然共私共意得を以、歩数難相究奉伺候、以上、

丑正月廿四日（貞享二年）　菊池・奥村・北川

本多殿
前田殿
奥村殿
奥村殿

右書付を以窺候処、御合力金拾両ニ而も七拾歩可相渡儀と御中間（仲間）御僉議之間、可被得其意旨、御月番佐渡殿被仰渡候、

丑正月廿五日（貞享二年）　菊池

(81)
一、五十川剛伯居屋敷所之儀、沢野団右衛門隣、柿木畠之内請取申度旨申候由、御年寄衆被仰渡候、然共此所火除屋敷之儀御座候得ハ、私共方より伺申儀難仕旨申上候得者、不苦候所ニ候間、剛伯

願之旨伺可申旨、御月番壱岐殿被仰渡候、向後も此所望人有之候ハヽ、其段可申上旨被仰渡候、

（貞享二年）丑八月四日

(82) 一、今度各被相伺候被下屋敷所之書付、入　御覧候処、右之内五十川剛伯へ才川柿木畠之内を以、可相渡由、剛伯儀者御城江茂切々罷出候儀ニ候間、此並之者ニハ可相渡候、今般足軽共へも柿木畠之内、可相渡哉之旨被窺候得共、御徒以下之者へハ、彼所相渡候儀、無用之由被　仰出候事、

一、御城近屋敷、今程大切ニ候間、御徒以下之者へハ、むさと相渡申間敷候、跡々より散屋敷渡来候分ハ可為格別哉之事、此儀ハ前田佐渡殿（孝貞）より当地御老中江御内意申来候間、為心得被仰聞候旨之事、

（貞享二年）丑十二月廿二日　　御月番壱岐殿奥村市右衛門

(83) 一、御用屋敷ニ相渡り替屋敷之儀、向後日付前後之構なく可相渡候旨、青木孫十郎屋敷之儀ニ付御月番伊与殿（奥村時成）被仰渡候、

（貞享三年）寅四月十六日　　北　川（八郎左衛門）

(84) 一、神戸半九郎儀、息権八郎一屋敷有之候処、半九郎死去、半九郎屋敷権八郎移申ニ付、権八郎屋敷弐百歩可上之候処、権八郎屋敷ニ半九郎家作り掛ケ置ニ付、弐百歩上分ニ仕、此内四拾歩権八郎請申度旨、木梨助三郎相談ニ候へ共、可被上屋敷之内を、此方共心得ニ而永代請地仕儀難意得旨申入候へハ、此願御年寄衆江相達候処尤ニ候、御老中御聞届成候間、先弐百歩為上之、其上ニ而四拾歩請地為致、御用次第可指上由書付を取置可申候、則権八郎御番頭へも此旨被仰渡候由、佐渡殿被仰渡候、

（貞享三年）寅七月廿二日　　北　川

(85) 一、御台所役懸之者九拾人分、割場附如足軽之野村四郎左衛門才許罷成、則願書付御老中御裏書調候事、

一、定番足軽五拾人揃有之石坂屋敷、是又才許衆勝手次第ニ才許候筈罷成候事、

右寅八月廿一日　御城ニ而御月番奥村壱岐（庸礼）殿被仰渡候、

奥　村（市右衛門）

(86) 一、松山勾当居屋敷之儀、得　御内意候処、御年寄中詮議を以、宜様ニ可相渡旨被　仰出候条、町医師並百七十歩可相渡筈之事、

一、定番足軽掃除坊主屋敷願書付取次候刻、早速拝領仕、勝手宜子細不承届候ハヽ、当分取次申間敷候、此旨被　仰出ニてハ無之候、御年寄衆以御心得被仰聞候間、可得其意旨、佐渡殿被仰渡候、

（貞享三年）寅十月十日　　菊　池

(87) 一、前田八兵衛屋鋪為御用被　召上候間、代屋鋪之事、病人之儀ニ候間、遠方ニ而可相渡旨、伊与殿被仰渡、則組頭近藤新左衛門方へ申遣候、

（貞享四年）丁卯正月廿二日

(88) 一、野村仲右衛門上ケ屋敷、五百歩当り稲垣三郎兵衛壱人有之申遣

候処、望無之由申越候所ニ、御城より遠所ニ候、何も小身之面々へ割屋敷可仕哉之旨、御月番佐渡殿（前田孝貞）江伺申候処、其通可仕旨被仰渡候処、坂井幽閑（直往・貞享四年隠居）屋敷無之、忠右衛門家買請、御留主中屋敷借り罷有、御帰城被遊、拝領仕度由願候旨御月番江幽閑より被申上候処、幽閑儀ハ及八十歳、屋敷願之儀、前後構候而ハ難成儀ニ候、前後無構拝領可成儀之様被思召候間、先々屋敷望人へ不及相触旨、佐渡殿被仰渡候、此以後も幽閑並之者有之刻ハ相伺可申事、

（貞享四年）丁卯五月十六日　　駒井（庄大夫）

(89) 一、堀健八郎上屋敷、前口拾九間、後江三拾四間、歩数六百三拾歩有之候、此歩数相応之拝領人唯今無之付、五百歩当御屋敷拝領人相渡、残ル百三拾歩、外へ相渡可申と存候得共、屋敷前口せはく、請取人有之間敷と奉存候間、五百歩取百三拾歩請込御座候故、御断申旨御月番佐渡殿へ申上候処、御心得難被成候、健八郎屋敷不限、ケ様之屋敷明置、追而不叶品有之時分者、手前共心得ニ而難申渡候条、伺相渡候様ニ可仕旨被仰渡候、

（貞享四年）卯七月四日　　菊池

(90) 一、林市郎右衛門家屋敷上り、此場より番人附置候所、御小将組和田伝八郎右屋敷願、家買請、火之用心等縮り可申付旨、伝八郎書付出、番人入置候故、此場番人引取置候処、昨夜捨子仕候旨、三月廿三日伝八郎方より及案内候、終此格無之候故、御月番佐渡殿（前田孝貞）へ杉江平丞罷越、段々伺候処、伝八郎儀家買請、番人入置候而も、未御屋敷可被下旨被　仰出も無之、打渡不申以前之儀ニ候へハ、支配可仕儀ニ而無之候、勿論御普請会所よりハ上地ニ候而も、支配可仕儀ニ而無之候、捨置候近隣之面々、支配可仕儀と佐渡殿被仰渡候、向後も此格相心得可申哉と、重而御尋申上候処ニ、左様可相心得旨被仰渡候、伝八郎方へ右捨子近隣之面々支配仕候様、私共方より可申遣由佐渡殿被仰渡、其段申遣候、

（元禄元年）戊辰三月廿三日　　杉江（平丞）

(91) 一、五月十八日朝、御月番佐渡殿より御用之儀候条、罷出候様ニと申来、御家江罷越候処、青山将監殿先屋敷家共上之申度旨、御老中迄書付被上候、右書付為御見、如何存候哉と御尋候、家屋敷上申人々之儀ハ被　仰付候か、又ハ跡目断絶家拝領可仕もの無御座分上リ申候得共、ケ様結構ニ被　仰付候跡目家屋敷上申格不奉存候、家之儀ハ上り申間敷儀と奉存候旨申上候得ハ、左様可有之儀と被思召候、兎角役所へ罷帰、ケ様成人々家屋敷上申格も候哉、相役衆議仕、重而可申上旨被仰渡ニ付、跡々之儀吟味仕候処、先年山森伊左衛門亡父吉兵衛跡目、寛文五年ニ被　仰付、其身拝領仕置候屋敷上申候、其後延宝五年より貞享五年迄之内、杉山清左衛門・今井源五兵衛・藤懸八郎兵衛屋敷計上之、家ハ上不申候ニ付、此旨段々書付、同廿二日御寄合所ニ而佐渡殿へ相渡候処御聞届、御中間御衆議被成、家共将監殿口上ニ而ハ、末々之つかへニも可成候間、書付ハ　御帰城迄佐渡殿御預り置被成候、御帰城以後、御相談被成可被仰渡候間、左様可心得旨被仰渡候、将監殿屋敷当分番人将監殿より被指置候様、半田権佐まて被仰渡候旨、則権佐申聞候、

（元禄元年）辰五月廿一日　　駒井

(92) 一、青山将監殿本屋鋪家共被上候間、此場より請取、番人附置可申旨、今三日前田佐渡殿被仰渡候、
(元禄元年)辰八月三日　杉江

(93) 一、本組与力大嶋浅右衛門儀、岩野兵左衛門上ケ屋敷拝領仕度ニ家作不仕内、斉田武右衛門死去、屋敷上り、家作も有之ニ付、是を拝領仕度旨願申ニ付、与力裁許衆より右之通申来、御月番へ伺候処、前田孫丞与力多田紋兵衛も最前拝領屋敷上候而、冨田吉蔵与力小池喜右衛門上地家有之、拝領仕格も有之ニ付、其通ニ可仕候、与力一綱之屋敷故、願之通ニ成候、且又与力才許衆奥書、紋兵衛時分無之ニ付、浅右衛門時分も奥書無之候、御月番玄蕃殿也、
(元禄元年)辰八月廿八日　駒井

(94) 一、大平故源右衛門上屋敷、黒田弥兵衛・甚介被下ニ付、父子屋敷堺目立打渡可申哉之旨、御鷹方之事故、因幡殿へ伺候処、堺目を立渡ニハ及間敷旨被仰渡候、両人当り歩之外、如何可仕哉と申上候へハ、請地可申付旨被仰渡候、
(元禄元年)辰九月晦日　杉江

(95) 一、御鷹師清水与兵衛、只今迄之屋敷前口四間、奥江拾八間余有之、御鷹外梨(架カ)可仕様無御座候、其上鶴し、被　仰付候刻、三居し、仕故、二居ハ外ニ指置申候而難儀仕候間、黒田弥兵衛・甚介上屋敷、幸御鷹部屋も三軒御座候、此屋敷拝領仕、唯今屋敷上申度旨書付、若年寄衆迄上之候、御鷹師町之儀ハ与力屋敷同事、一綱ニ而相渡、外之者、拝領難仕所ニ候へハ、与力大嶋浅右衛門格ニ而不及立　御耳、御年寄衆御了簡ニ而押御状被下候へハ、事済可申儀と思召候、つかへ申事無之候哉と前田備前殿、奥村因幡殿御尋ニ而、被　仰聞候通、御尤奉存候、滞義無御座候、乍然先年御鷹匠伊藤五助死去仕候刻、親屋敷家作も有之、其身屋敷ニハ家作も無之ニ付、上申候而、父屋敷拝領仕度旨奉願候時分ハ、達　御聴可被下旨被　仰出候由、御年寄衆裏書相調事済申候、且又役所張紙ニ軽もの共も、向後替屋敷之儀不罷成候、但惣綱之足軽、又ハ御鷹師なとハ、屋敷ハ各別と有之ニ付両様写、右御両人へ懸御目候処、　御内意を得候処、願之通可被下旨被　仰出候、与兵衛当り七拾歩、御鷹部屋三十歩以上百歩拝領ノ外、五拾歩請地ニ可申付旨、被仰渡候、且又向後達　御聴ニ不及候間、此度被得　御内意候段、押御状ニハ御調被成間敷候旨、被仰渡候、押被下之候、
(元禄元年)辰十月十二日　杉江

(96) 一、清瀬覚太夫上屋敷之儀、女中登賀并加藤権兵衛両人被下ニ付、打分堺目立渡可申哉と伺申候処、打分不及申相渡可申旨、御月番因幡殿被仰渡候、
(元禄元年)辰十二月十二日　菊池

(97) 一、清水与兵衛上ケ屋敷、御鷹匠伊藤助三郎奉願候、跡々より所伺書付上ケ申候、然所先頃清水与兵衛屋敷替之時分、御鷹匠屋鋪之

儀、明地ニ而も他組之もの拝領仕儀不罷成候へハ、与力屋敷同事ニ候、達　御聴不及候、御年寄衆御聞届事済申候旨因幡殿被仰、押御状被下屋敷替被仰付候、左候へハ、助三郎屋敷之儀ハ、所伺書上申間敷儀と奉存候、如何可仕哉と御月番因幡殿江伺候処、御鷹匠屋敷之儀も与力屋鋪之格、向後所窺ニハ不及儀と被仰渡候、

（元禄元年）辰十月廿三日　　菊　池

(98)
一、先年与力屋敷ニ可相渡所、被　仰出究、拙子共より御普請奉行中江紙面遣候かと覚申候、無左候ハ、口上なとニて被仰渡候哉、両様吟味仕可申上旨御月番佐渡殿より就被仰下、役所色々相尋候得共一円見へ不申候ニ付、高山・武部・浅野三郎兵衛なと覚申候哉相尋候処、高山・武部歳寄、曽而覚不申候由申越候、三郎兵衛儀ハ、此場へ不罷出候以前之事故、覚不申由ニ候、右之通、御月番玄蕃殿へ申上候処、左候ハヽ、御算用場へ御尋可被成との儀ニ候、以上

（元禄二年）巳三月六日　　菊　池

(99)
寛文三年より延宝二年迄御屋鋪方裁許之仕様、先奉行野村伊兵衛・武部四郎兵衛・高山勘兵衛書上申品并段々被　仰出ニ而、私共裁許仕様書上申帳

菊　池（九右衛門）
駒　井（庄大夫）
杉　江（平丞）

一、御屋敷拝領仕人々書付、其組頭奥書仕、私共方迄請取、各迄取次上之、屋敷可被下旨被　仰出候趣、御裏書調、御渡次第　御定之通、人々当り歩数打渡申事、

一、新知被下候人々、御屋敷拝領書付取次申品、一両年も致納収、小屋掛仕用意銀御座候段、其組頭吟味之上、書付取次可上之旨、寛文十一年被仰渡ニ付、其通ニ念を入、書付取次上之申候、但、親兄弟当分ニ而も、一居居住難仕者并親兄弟無之者ニ而も、借家仕罷有、勝手費之断、其組頭相談之上を以、収納不仕候而も書付取次上申候、併近年ハ収納不仕、貯銀無之、親兄弟一所ニ罷有者、其組頭致吟味、奥書仕出ニ付、取次上之申候、

一、親跡目兄弟二人三人ニ御配分人々、親屋敷歩数相改、兄弟当り歩数ニ不足仕候か、又ハ兄弟之知行当り歩数御座候而も、御屋敷なり悪敷門を明申儀難成所ハ、弟書付ニ絵図相添、取次上之申候、弟別所ニ御屋敷被下候へハ、あまり地之分ハ兄手前より地子銀取立上申候、併近年ハ親屋敷歩数相改、兄弟之当り不足仕候へハ、弟別所ニ而御屋敷拝領仕度旨願書付上申候節ハ、絵図上不申、書付迄上之申候、兄弟当り歩数御座候得共、屋敷なり悪敷家なと、人懸リ一方口ニ而、門ヲ明申儀難成屋敷ハ、其組頭見届、弟書付ニ兄屋敷の絵図相添上申候、弟別所ニ而御屋敷拝領仕候へハ、余地之分ハ勿論請地ニ申渡、地子銀上させ申候、

一、明屋敷出来申候節、御屋敷拝領人歩数相応之人々江及案内、御屋敷拝領書付日付之通、段々渡来申候、併相応之明屋敷御座候而、拝領仕度と申もの御座候節ハ、所之儀可奉伺旨、延宝弐年各被仰渡ニ付、其以後人々望申旨所を伺、奉可相渡旨被　仰出次第、屋敷打渡申候事、

一、御加増被下人々、増歩拝領書付取次上之刻、跡々より被下来候

事、

一、祖父或親之代御加増被下、終増歩之御断不申上、親屋敷有之者、せかれ代増歩之御断申上被下並も御座候、若又親之代、御加増拝領仕候而も、不足歩すこしニ而も有之候へハ、不被下並も御座候、附引足之御断申上者之先祖ニ、一度拝領之大屋敷なと売、其以後小屋ニ罷有、只今ニ至、御断申族ハ、書付取次不申候事、

一、渡屋敷打渡申刻、御普請奉行并御普請会所へ相詰候御横目、其外頭取役御算用者大橋惣左衛門、御普請会所附足軽并竿取足軽、割場付小者召連罷出、願屋敷際目を改、当り歩数打渡、際株を打帳面記、則御屋鋪請取人為致判形置申候、附渡屋鋪之刻、最前ハ場附横目不罷出、歩行御横目度々罷出候得共、寛文四年以来場之御横目神保源助罷出申候、但源助死去仕候以後ハ、御普請会所江相詰候御小将横目罷出候、大屋敷なと相渡申節、御作事所江申遣、御扶持方大工壱人召連申候事、

一、渡屋敷歩数之外除歩有之手前ハ、拾歩より内ハ其屋敷ニ付被下、拾歩より上ハ帳面ニ記置、地子銀為取立申候事、

一、悪地ニ有之、居住難成者、替屋敷御断申上刻、其組頭并御横目・御普請奉行其屋鋪へ罷出、居住難仕躰遂見、組頭添書之奥ニ御普請会所奉行加判仕、取次上之、替地被下候儀、寛文十一年より御例立、左様仕候処、延宝七年前田六丞・堀半右衛門両人替屋敷願有之、御小将頭并御普請奉行・御横目、右六丞・半右衛門屋敷へ罷出、井水悪敷、又ハ濃水之節水のまへ候儀見届、書付取次上申候処、跡々悪屋敷、或井水悪敷とて替屋敷仕者之跡屋敷、一ヶ年共明屋敷ニ成有之所ハなく候、左候得ハ、僉議も不縮成可申候、井水之悪敷か、又ハ少水付候とて、屋敷替仕候而も、行々も替屋敷之訴訟申上筈ニ而、弥御屋敷も逼迫可仕候間、向後替屋敷仕人々跡屋敷捨、以来も請取人有之間敷段奉行中談合候者、書付御取次可被成由、各被仰渡候、以来迄之御請難成付、先替屋敷不相調格ニ罷成申候処、其以後同年八月、御馬廻与石川三丞居屋敷之後崩、居住難仕候間、屋鋪仕度(替脱カ)旨書付絵図相添出候ニ付、三丞・組頭・御普請奉行并横目神保源助罷出様子見届、書付取次上申候処、則可被下由被　仰出、屋敷替仕候、且又天和二年御徒竹中伊兵衛居屋敷井水無御座、遠方より汲水仕候ニ付、居住難仕候間、屋鋪替仕度奉存候間、御訴訟申上候処、毎日　御城へ相詰、其上毎年江戸御供ニ罷越候留主中、取分迷惑可仕候間、ケ様のものハ格別ニ候条、書付取次上可申旨各被仰渡、書付取次上申候処、則可被下旨被　仰出、屋敷替仕候事、

一、悪地之屋鋪御断申上、替屋敷仕跡、屋鋪ニ而も望人御座候得ハ、相渡申並も御座候事、

一、同進退同歩数之屋敷ニ罷有者、才川口、或ハ浅野川辺ニ互之親兄弟有之候而他国詰仕刻、何かに勝手能御座候条、替屋敷仕度旨断之書付取次上之申候、但能家と悪敷家と届、詫を取替申儀ハ吟味仕、取次上不申儀、先規ハ御座候得共、近年ヶ様之趣無御座候事、

一、拝領屋敷相渡申刻、歩数不足仕候得ハ、両隣請歩御座候か、相改不足程請歩取上、御屋敷請人江引足相渡申候、但最前より請歩仕罷有方ニ家なと、請地之内へ作懸、難儀仕躰御座候得ハ、別所ニ而望申例も、先規ハ御座候処、近年ハ所窺上不申以前、歩数之過不足吟味仕、不足屋鋪之隣自然請地御座候得ハ、拝領人方より請地主方江断納得候へハ、其段承届請地引足相渡申候、勿論家

作なと御座候而、難義仕ニ付而取上不申候事、

一、御屋鋪請取人納得ニ御座候へハ、歩数不足有之候而も相渡申並も、先規ハ御座候得共、屋敷請取人納得仕候共、大不足之屋敷ハ相渡申間敷由、延宝七年ニ各被仰渡、其以後ハ大屋鋪ニ而拾歩計之不足、小屋敷之儀ハ、六七歩程之不足相渡申候事、

一、拝領屋鋪相渡申節、余歩百歩より内ニ候得ハ請歩申渡、百歩上ハ請地ニ為致申間敷旨、寛文十年ニ各より被仰渡、只今迄其分ニ仕来候、并小身者・御徒・御算用者並ハ五拾歩余迄、請地為致申候事、

一、拝領屋敷打渡申刻、百歩より内ハ、望次第請地為致申候、若隣当歩之屋敷拝領仕罷有者歟、又不足屋敷なとニ居住仕者御座候而、際雪除も無之躰之断申候得ハ、様子御普請奉行見届、御屋敷拝領人之余歩少、隣之者請込為致申儀も御座候、雪除無構余歩之分ハ、新屋敷請取人と隣之者と当(等)分ニ為請申儀も、先規御座候得共、近年ハ雪除無之屋敷なとハ様子見届、少請込ニ為致申候、其外燐家之者と当(等)分為請申儀ハ無御座候、両人共新屋敷拝領人ニ御座候へハ、当(等)分ニ為請申候事、

一、死去人跡目無之、忌中過家屋鋪上申刻、家之儀ハ死去仕者之母、或近親類等死去仕節迄手前ニ育置候者被下候、其節委細其人々組頭より各迄被得御内意、家之儀ハ被下候旨、其頭より御普請奉行江任断、御屋鋪迄取上申候、御足軽以下之者も同前ニ御座候、附、右之家其身構申節、若御屋鋪拝領書付上置人有之、未御裏書相調不申内ニ而も、其屋敷望ニ而互之勝手能と双方より断候へハ、家を為買、当分地子申渡、拝領書付御裏書相済次第、歩数改相渡申候、御屋鋪不被下候へハ為致取家ニ、屋敷ハ上申儀、先規御座候処ニ、近年ハ当分地子銀取立申儀仕間敷旨、各被仰渡ニ付、取立不申候、且又御裏書不相調以前、屋鋪之儀可相渡候旨、相談仕儀無御座候事、

一、被仰付候者か御追放人、又ハ跡目無之家屋敷上申刻ハ、家指図并植木等迄、帳面記出候上を以、下才許人并御作事所へ申遣、御扶持人大工壱人相添、家立具以下相改為請取候而、割場申達、足軽請取番人付置、追而各迄窺払申刻、町会所へ申遣、入札数通為出、高札之ものニ為買、代銀上候切手ニ奥書仕、御普請印を押、買主ニ会所へ為致持参、則会所御預ケ之印を取、切手を以過料銀之奉行江相渡申候、銀奉行請取切手ニ会所印を取、買主持参仕候を請取置、家渡申候、但、家有之屋敷拝領人望、家買居仕度と申分ハ、御作事所へ申達、御扶持人大工取家直段ニ為見図、其通代銀為上申候、且又此屋敷　御仁指を以、誰ニ可被下旨被　仰出由、各より被仰渡候、屋鋪有之家ハ屋鋪拝領人買請申度由、申断候得ハ、御作事所大工見図直段ニ弐割増を懸、代銀為上申候事、

一、屋敷打渡申刻、歩数不足仕候へハ、続地子地小屋御屋敷請取人と納得を以、並之売買より直段宜買取候へハ、屋敷ハ相渡申候、附大屋敷打渡申節、地子地之小家立申例、先規御座候所、其以後屋敷請取人と致納得、売買不仕候ハヽ、地子地小家相立申間敷旨、各被仰渡、相立不申候事、

一、明屋敷之歩数、金沢大絵図之上を以、請取人当之歩数、若又八九拾歩迄之過分ハ先相渡、以後竿を入改申儀、先規ハ御座候処ニ、近年ハ明屋敷之歩数、金沢大絵図之上以、請取人之歩数ニ百歩より内余歩有之分ハ可相渡旨、申聞置、所之儀奉窺可被下旨

被　仰出候、以後、打渡当り歩之外ハ請地ニ申渡候事、

一、親跡目せかれ幼少ニ而三ヶ一被下置候人々、御城下近ニ罷有、又ハ御城遠罷有候而も、為火之用心、或家内介抱仕者無之者ハ、近キ親類之内へ引取、当分御屋敷指上度旨、書付各迄上置、成長仕御屋敷拝領仕並も御座候事、

一、親跡目三ヶ一被下置候者、居屋敷御用地被　召上候か、又自分何とそ子細御座候而、屋敷替仕候得者、替地被下候時分、只今之知行当リニ無構、親知行当り之歩数相渡申候並も御座候事、

一、御屋敷致拝領作事等仕、其以後勝手不罷成家を売、御屋敷之儀与頭添書を以、重而御屋敷拝領仕間敷旨及断、御屋敷上之者、又ハ先祖代ニ家屋敷売候面々、子孫代ニ屋敷不被下者、自然請地仕度由、其組頭より及断ニ候へハ、悪屋敷ニ而数年捨有之屋敷、御用次第、指上可申旨書付取置、当分請地申渡候並も御座候事、

一、御屋敷拝領仕置候得とも、切々他国詰なと仕、勝手行詰申ニ付、当分右之屋敷指上、追而手前取続御断申屋敷拝領可仕と申者、御座候へハ、屋敷請取重而断書付取次上申儀、先規御座候処ニ、近年ケ様之儀無御座候、但、御用ニ付遠所へ引越申者、当分御屋敷指上、罷帰重而御屋敷拝領仕度由、書付取次上申並も御座候事、

一、与力屋敷小立野・泉野両所ニ相究打渡申候、右之屋敷打渡、未小屋懸をも不仕内、両所之内、与力屋敷明地出来、家買居仕度と申者有之節、同歩数御座候へハ、為替地ニ申候並も御座候事、

一、与力　御定之所江屋敷替仕候跡屋敷、最前寄親下屋敷と一所ニ請取罷有、寄親自分之給人と与力屋敷入組、切出申儀不罷成所ハ遂見分、其寄親請込地子ニ申談候所ニより与力屋敷之並を揃罷有分ハ取上候而、御昵近之拝領屋敷仕所も御座候事、

一、与力屋敷之儀、泉野・小立野両所ニ而可相渡旨、延宝三年各被仰渡ニ付、左様ニ仕申候事、

一、御屋敷拝領仕、家作不仕三年明置候へハ取上申格、先規ハ被仰渡候得共、延宝五年三月其沙汰及間敷由重而被仰渡、其以後取上不申事、

一、持屋敷井水無御座悪地、町屋続申所ハ絵図を以窺、町屋仕儀御座候、且又地子小家之中ニ御座候上屋敷悪敷地ニ而、数年拝領人も無御座候ハ、品ニより御普請奉行心得を以、何時ニても御用次第、指上可申旨書付取置、地子屋敷仕並も御座候事、

一、遠所自分ハ　御城近ニ而も久敷明地ニ罷成、望人無之屋敷其侭置申候へハ、地形之土方々より取、屋敷を荒、其上塵芥を捨、見苦躰ニ御座候ニ付、其屋敷之隣又ハ近所より畠請仕度と申者御座候へハ、侍或町人ニ而も当分畠請申付、以後其屋敷望人御座候節ハ上可申候、勿論家作等仕間敷旨書付ヲ取置、御屋敷望人御座候得ハ、右之屋敷共記置帳面、見分望次第相渡申候事、

一、行詰ニ而道を付、可然所ハ絵図を以各江伺、町御奉行・御横目并御普請奉行罷出、弥遂見分、屋敷を切、新道を付申儀も御座候事、

一、百性地、御用屋敷歟又拝領屋敷ニ請取候刻ハ、御算用場江申談、滞申儀も無御座候へハ、十村并村肝煎罷出、相見を以、歩数請取、拝領仕人々打渡申候、替歩之儀ハ、右請取候歩高目録記、御算用場へ遣、其上を以、百姓地跡々より渡来候地子銀詰之通、百姓手寄之地子肝煎方江書出シ仕、御普請会所印を押渡置、取立候地子銀之内、毎年為相渡申候事、

一、自然御用地、地子小家相立申候へハ、替地儀御算用場へ申遣、町はつれニ而百性地相渡申候事、

一、惣而一縄相渡申屋敷之内欠人御座候而、御普請会所江断不申、入替仕申事、

一、御鷹匠屋敷之儀ハ、毎々所を奉窺候得共、明屋敷無之候而も、御鷹匠町之分ハ、外之組江相渡不申ニ付、与力屋敷同事相心得、所を窺及間敷由、去年各被仰渡、其以後所ヲ窺不申候事、

一、屋鋪相渡申刻、道筋并水道之儀ハ御普請奉行見計、道筋を直ニ水道之歩数ヲ引、際株を打相渡申候、所ニより水道之歩数引不申儀も御座候事、

一、大屋敷ニ而も、所ニより又井水なと無御座、悪地之分ハ各迄伺、小身者共割屋敷仕、相渡申儀も御座候事、

一、御扶持人大工并大鋸小引、親死去以後、居屋敷せかれニ相渡申儀ハ、親ニ不劣其職相勤申、委細町御奉行・御作事奉行両所より吟味之上添書ヲ取、委曲御普請奉行申談、屋敷相渡可申旨、先年被　仰渡ニ付其分ニ仕、親御扶持人大工ニ而、せかれ御扶持方大工か、御帳面御大工ニ御座候へハ、弐十歩過仕候得共、其分請地ニ為致相渡申候事、

一、被下屋敷、御裏書を以、年中相渡帳面記、翌年正月十六日各迄上申候事、

右屋鋪方支配仕様、寛文十三年(二カ)より延宝弐年迄、先奉行野村伊兵衛・武部四郎兵衛・高山勘兵衛上申通、其以後段々被　仰渡、只今迄先格を以、私共相勤申品如斯ニ御座候、万治二年より寛文二年迄之勤之様子、留書無御座候ニ付書上不申候、

元禄弐年三月　　菊　池(九右衛門)

本多殿(安房政長)
前田殿(佐渡孝貞)
奥村殿(伊予時成カ)
横山殿(筑後正房カ)
津田殿(玄蕃孟昭)

駒　井(庄大夫)
杉　江(平丞)

寛文元年より町奉行裁許

(100) 一、金沢中道橋切々見廻り、往還さハリなきやうニ修理可申付事、

寛文元年より町会所才許

一、侍・町屋、其外屋鋪主より道悪敷所為作可申候、度々申渡候而も作り不申候ハヽ、対馬(前田孝貞)・因幡(奥村)・玄蕃(津田)・民部(今枝近義)江可相断、但、屋敷主自分難成所、堀端土居なとハ四人江断、割場より役人受取修理可申付事、

寛文元年より町会所裁許

一、惣構竹笋剪荒シ不申候様ニ折々人を廻シ、念を入可申付候、竹巻折ハ如跡々町夫可申付事、

野曰、惣構土居之儀ハ御普請奉行支配タルヘキ由、元禄三年火事以後、御大老衆・御年寄衆被仰渡候、右之時分迄ハ、惣構一統町奉行之才許と跡々之奉行より申送、心得違有之候、惣構肝煎ニ申渡、土居等無沙汰無之様ニ可申付事、

(101) 万治三年より町会所江裁許被　仰付、銀子取立申候、出来退転毎年遂吟味、帳面ニ記相渡申候、

一、地子銀如　御定出来退転毎年遂吟味帳面記、浅野や治郎兵衛、菊屋八右衛門ニ可相渡事、

一、家有之地子銀壱歩ニ付弐分弐厘宛、但、所ニより地子銀高下有之候、

一、畑地子銀壱分ニ付壱分弐厘宛、但、所ニより地子銀高下有之候、

野曰、畑ト云トキハ家作不為致候、尤望人有之候へハ取上候也、本請ハ御用之外、取上候儀無之、

一、地子銀之儀、正月より六月晦日迄御用地相渡候へハ無地子、七月朔日より十一月越候へハ、半地子取立申候、七月朔日より請地仕、十一月迄之内御用地ニ相渡候へハ無地子、十二月越候へハ、半地子取立申候、但、正月より六月迄請地仕候而、其身より六月晦日迄之内ニ上候者ハ、半地子取立申候、七月より末へ越候へハ、丸地子取立申候、七月晦日より請地仕、十二月迄之内上候へハ、半地子取立申候、

延宝五年二月二日

(102)

跡々地子取立之覚

一、六月以前ニ屋敷上候者ハ地子銀取立不申候、

一、七月以後屋敷上候ものハ半地子取立申候、

一、六月より内ニ屋敷請候者ハ丸地子取立申候、

一、七月以後屋敷請候者ハ半地子取立申候、

町並立家丸地子被下者

一、六月以前ニ立候者、先ノ請地丸地子御赦免之事、

一、七月以後立候者、跡先之地子　御赦免之事、

散地半地子被下者

一、六月以前ニ立、六月中請地仕者、半地子御赦免之事、

一、六月以前ニ立、七月已後請地仕者、先ノ請地地子　御赦免可被成哉之事、

一、七月以後立候者、跡地子御赦免可被成哉之事、

右之通被　仰付候へハ、半地子被下候者も、丸地子立申様ニ相見江申候事、

一、先帳引合候而ハ相違仕事、

右立家地子銀御用捨、此目録并付紙之通可申付旨、万治三年正月廿九日対馬殿・因幡殿(奥村庸礼)・前田七郎兵衛(直玄)殿御談合之上を以、相極被　仰渡候、

(103)

覚

一、十二月請候者無地子、

一、請地仕候者之方より上申由、六月より内ニ而も半地子取立可申事、但、七月以後上候者、丸地子取立可申事、

一、六月より先ニ御用地ニ立申者ハ、末之地子　御赦免、但、自分引料取申者、末之地子取立申事、

寛文十一年十二月六日

(104)

立家之覚

一、千五九(百脱)拾間　野曰、軒乎

内

千弐拾五間　六月以前散地

百三拾六間　同断町並

三百拾八間　七月以後散地

弐拾八間　同断町並

八拾三間

正月廿九日

(105)

家屋鋪立申引料覚

野曰、此　御定ハ万治三年七月十三日之日付、其前之御定有之哉与、元禄三年十二月尋候へとも無之、

一、六拾石より九拾石迄　弐百目
一、百石　弐百五拾目
　但、ハした知行有之時ハ、弐拾四石迄下へ付、二十五石より上へ付、
一、百五拾石　三百目
一、弐百石　三百六拾目
一、弐百五十石　四百三拾目
一、三百石　五百目
一、三百五十石より四百石迄　六百目
一、四百五十石より六百石迄　七百目
一、六百五拾石より七百石迄　八百弐拾目
一、七百五十石より八百石迄　九百五拾目
一、八百五十石より九百石迄　壱貫百拾匁
一、九百五十石より千石迄　壱貫弐百八拾目
一、千五十石より千三百石迄　壱貫四百七拾目
一、千三百五十石より千五百石迄　壱貫六百八拾目
一、千五百五十石より千七百石迄　壱貫九百弐十目
一、千七百五十石より千九百石迄　弐貫百八拾目
一、千九百五拾石より弐千石迄　弐貫四百六拾目
一、弐千五十石より弐千三百石迄　弐貫七百七拾目
一、弐千三百五十石より弐千四百石迄　三貫目
一、弐千四百五十石より弐千七百石迄　三貫四百六十目
一、弐千七百五十石より弐千九百石迄　三貫八百四拾目
一、弐千九百五拾石より三千石迄　四貫弐百四拾目

御切米取

一、九拾俵より八拾俵迄并御茶堂、医師給金銀取　弐百目
一、七拾俵より六拾俵迄　弐百目
一、五拾俵より三拾俵迄、知行五拾石より下奉行並　百五拾目
一、足軽才許・餌指・御台所役懸り
　板前・御大工・掃除坊主　百　目
一、本座御小人・御草履取・御馬捕　七拾目

付札

一、平足軽より小頭ニ被　仰付、屋敷替仕候もの、手前引料被下間敷候、
一、御長柄小頭より平足軽ニ罷成候ハ右同断、
一、何者ニよらす、御切米取候分御加増被下、屋鋪替仕人々も右同断、
　右、寛文十年戌九月廿日御寄合衆被　仰渡候、

付札

宝円寺塔頭永昌寺引料之儀、達　御聴候処、右図之通、銀子拾枚可被下旨、被仰出候間、寺社奉行衆迄可被相渡候、恐惶謹言、
（万治三年）子十二月十六日　前田対馬
奥村因幡
横山左衛門
本多安房

荒木善大夫殿
武部四郎兵衛殿
高山勘兵衛殿

(106)

一、能登・越中・小松より引越申者ハ、右当りニ三割半増銀可被下事、

一、金沢ニ家屋敷持、能登・越中・小松より引越申者ハ、右当り三ヶ一可被下事、
一、金沢ニ屋敷持、番小屋迄有之者ハ、右当り三ヶ二可被下事、
一、与力并又家中ニ而も右之当り可被下事、
一、金沢より能登、越中、小松江引越申者ハ、三割半増可被下事、
町　人
一、役家前口壱間ニ四拾目宛、
一、同壱間六拾目二階作り、
右之図り引料被下候条、被得其意可有御裁許候、以上、

御印
万治三年七月十三日　　今枝民部
　　奥村因幡
　　前田対馬

屋敷御奉行

付札

地子家立料　御定

一、五歩より壱歩ニ付　三匁充
一、拾歩より内壱歩ニ付　弐匁五分充
一、弐拾歩迄壱歩ニ付　弐匁充
一、弐拾歩上壱歩ニ付　壱匁五分充
右者先年相究申候、
辰二月十一日

(107)
承応三年以来寺庵之屋敷并承応三年以前請地之事
一、新地之寺庵跡々より雖為御停正(止)、重而承応三年弥可相守旨被仰出候上ハ、地子地ニ有之候寺庵、御用地ニ被　召上候か、又ハ居屋敷等ニ被下候共、向後承応三年以来之寺庵ハ、地子屋敷ニも指置申間敷候旨被　仰出候、可被得其意候、
一、先年被　仰出候ことく、承応三年以前出来之寺庵屋敷御用地ニ被　召上候か、又被下屋敷ニ相渡候者、其替地町端之地子、明地之内を以、請させ可被申候、向後百姓地ハ為請申間敷事、
一、古来より金沢ニ罷有、中頃御領国之内、又他国江罷越、其以後金沢へ立帰、先規を申立寺屋鋪望候共、為請申間敷事、
一、御家中面々居屋敷何とも居住難仕断有之、指上申度旨申者於有之、其断承届、尤品候ハヽ、其節替屋敷可被下候、但私之儀ニ而断難立事ハ、向後取次被申間敷事、
一、御領国之内所々罷有、其所勝手悪敷旨ニ而金沢江罷越、請地望候共、是又為請申間敷事、
右之条々御年寄衆御紙面有之、向後御家中面々居屋敷何とも居住難仕断有之、指上申度旨申もの於有之者、其断承届尤之品ニ候者、其節替屋敷可被下候、但、私之儀ニ而断難立事ハ勿論、取次被申間敷候、以上、

(108)
寛文十一年三月十六日御寄合所紙面有之、
覚
一、向後御家中之面々百姓地を請、茶園又者作事等仕候儀御停正(止)被仰出事、
一、百姓地を請、面々家礼指置候ハて不叶候ハヽ、人数以下、様子与頭承届、添書を以、御算用場相断、百姓地相対之上請地可仕事、

一、三千石以上之下屋敷被下置候面々ハ、請地有間敷事、

午（寛文六年）八月八日

(109)

御普請道具拵奉行・同渡奉行手前御定

一、諸事御普請新道具、其外品々板奉行手前より請取可被申候、鉄道具・苧綱ハ貫目以下改請取置、手先へハ惣小数を以被相渡、古道具ニ成返申刻、又小数ニ而請取可被申事、

一、鉄道具之儀ハ極印為打被取置、手先より返申刻、極印改請取可被申候、并損シ道具ハ板奉行と被申談、仕置重而可被相渡事、

一、手先ニ而矢道具之儀、新道具ニ而為弁、請取可被申事、

一、綱・蒋・持籠者、つり木ハ手先御普請所ニ而遣捨ニ成申候条、払捨之切手取可被申事、

一、万古柄木之儀ハ集被置、重而御用ニ可立分、板御奉行と被申談、仕込ニして可被相渡候、御用ニ不立分ハ払ものたるへき事、

一、万古道具御用不立分念を入、板御奉行と相見ニ而被申上、払道具相極、目録添、小数を以板御奉行請取切手を以、則板御奉行請取切手を以、算用可被相立事、

一、新道具手先御奉行江初而相渡、切手壱通之面を以、算用可被相極候、古道具ニ成、度々往来仕候而ハ算用成間敷候条、小数合数計引合可遂算用事、

一、諸事御普請道具上候儀、町会所へ申談、相調申候品々請取切手町会所へ遣、其上ニ而売上人代銀請取申切手ニ町同心直段付、遂吟味奥書仕出シ、御普請会所押切御印、御用所添印を以、役銀奉行より銀子相渡候、送り切手請取、御普請会所見合御印を取置、調物代銀相渡候、御算用之入ニ相立申事、

一、諸事御普請道具并御普請方入用之品々年中相調、道具奉行江相渡、右両人請取候帳面ニ、御普請会所御印を取、払方御算用ニ相立申事、

一、苧綱之儀ハ、苧買上人足を懸為打相渡申候、御普請所ニ而遣き れ綱、道具奉行より請取、とき綱ニ申付為打直、重而道具奉行へ渡置、御用ニ相立申候、其外鉄道具品々損シ申分是又相改、先懸り并為焼直、度々御普請所ニ而為遣申様ニ仕候事、

一、御城中并戸室山御用之石切のミ焼直シ品々欠数、手先奉行より鍛冶方へ切手を出候表見届、手間銀かち請取切手ニ私共致奥書、町会所へ遣、町同心代付奥書仕、御普請会所押切御印、御算用場添印を以、役銀奉行より手間銀為請取申候、請払之儀ハ、右調物代銀と同断、右裁許品々壱ヶ年切払、於御算用場勘定相遂申事、

(110)

御普請道具手先江相渡申裁許之覚

一、諸事御普請道具品々、調奉行手前より請取申候、手先御普請所江ハ御普請御奉行指紙を以道具相渡、御普請仕舞、右為渡申道具返上之時、相改請取申候、新道具之儀手先御奉行江相渡、御普請所ニ而遣、古道具ニ成返上之時、其御奉行より古道具ニ成返上之旨切手を取、御普請会所御印を請、新道具古成申御算用相立申事、

一、度々御普請所ニ而遣、御用ニ不立古道具、調奉行と私共相見を以小数相改、払物ニ可成分集置帳面記、御普請会所へ出シ、則御普請会所より帳面之通、払物ニ申付候条、手前御算用有之時、指除可申旨帳請取、払方ニ相立申事、

右之通御普請会所道具小屋江毎日壱人宛罷出裁許仕、壱ヶ年切ニ請

払之、御算用於御算用場遂勘定、翌年ニ越申道具ハ御算用場より入帳請取、重而御算用仕候事、

(111)

年々御家中役銀払方不足仕ニ付与力明知銀
并御納戸銀借用仕高之覚

一、弐百七拾壱貫三百三拾七匁七厘
　寛文五年十一月廿二日
一、弐百弐拾貫弐百五拾七匁四厘
　寛文六年十二月廿二日
〆四百九拾壱貫五百九拾四匁壱分壱厘

一、八百貫目　寛文七年正月十八日より同十一月六日迄
　八ヶ度ニ借用、
一、六百貫目　同八年六月二日より同十一月廿六日迄、
　六ヶ度ニ借用、
一、九百五拾貫目　同九年六月四日より閏十月四日迄
　十ヶ度借用、
一、六百貫目　同十年五月十八日より同九月廿日迄
　六ヶ度借用、
一、三百貫目　同十一年八月四日より同十月十八日迄
　三ヶ度借用、
一、百貫目　同十二年十月十八日借用、
一、弐百五拾貫目　延宝元年六月廿八日より同十一月十八日迄
　三ヶ度借用、
一、弐百三拾貫目　同二年七月六日より同十一月廿四日迄
　三ヶ度借用、
一、百貫目　同四年十月六日借用、
一、百貫目　同五年三月廿六日借用、
一、七拾貫目　同八年三月・十月両度百五十貫目借用之内、
　八拾貫目返上残銀、
一、弐百貫目　同九年三月四日より同十月六日迄両度借用、

十二口〆　御納戸銀
四千三百貫目

二口
合四千七百九拾壱貫五百九拾四匁壱分壱厘

右寛文五年より延宝九年迄、与力明知銀并御納戸銀借用銀高、如斯御座候、

(112)

覚

天和元御家中役銀春暮両度上り高
一、三百弐貫九百三拾壱匁
　私ニ曰、年々増減差而、不可替、

一、三百五拾五貫弐百四拾五匁　内払物代少々加ル
　天和弐年分先奉行正月十六日一紙目録中勘之表
　私ニ曰、分厘ハ余之、
一、五拾六貫七百七拾弐匁　天和三年分
一、六拾貫八百三拾目　貞享元年分
一、六拾八貫六百五拾目　同弐年分
一、九拾九貫五百六拾五匁　同三年分
一、百八拾三貫四百七十八匁　同四年分
一、千三百拾弐貫六百八十目　同暮払残元禄元年越銀高
一、三百壱貫六百八拾目　元禄元年役銀上り高
〆千六百拾四貫三百六拾目
一、千弐百四拾八貫七百九拾弐匁内　九百廿弐貫百九十弐匁、元禄二

年へ越銀三百弐十六貫六百目役
銀

元禄二
百九拾八貫八百四拾七匁

一、千三百五拾壱貫四百五十三匁内　千四拾九貫三百九十一匁、同三年越銀、三百弐貫六十弐匁役
弐百拾三貫三拾五匁御入用　千百三十八貫四百拾八匁、同四年越銀高
貞享四年分御国中所々御普請御入用目六、同五年正月十六日御寄合所江三人共罷出上之申候節、役銀残高千三百拾二貫目余有之候、先(セン)年御普請方御入用多、段々御納戸銀并与力明知銀借用仕候間、右銀高之内、百貫目程返上可仕旨被仰渡候、然共大分御普請有之節、役銀不足候共、以来御納戸銀御貸被成間敷之旨、最前被仰候ニ付、左候ハヽ、御普請有之刻、悶罷成可申哉と奉存、返上不仕候由、申上候処ニ役銀不足仕候而、何方よりも可出方無之候へハ、其節ハ御土蔵より御貸可被成義候条、先今般返上可仕候旨、御月番佐渡殿被仰渡ニ付、残銀之内、五百貫目返上可仕由申上候、

(元禄元年)辰正月十六日　菊池・駒井・杉江

右銀子五百貫目辰正月廿六日返上仕候、坂井伝兵衛申渡為上申候、委細ハ借帳之扣ニ返上之品、覚書帳面指添置、

(113)
自分覚品々

御大老衆・御年寄衆御手合
長井清四郎　山川助丞
諏訪勘七　伴　所左衛門
斉藤善助　山田覚丞
若御年寄衆御手合
大村半七　大菅新七
市川平右衛門　柴原理左衛門
御用人衆手合
竹中伊兵衛　山田源七郎
金岩八丞　平井七右衛門
大柳新四郎　西沢十郎右衛門
礒野七郎右衛門　長谷川津右衛門
添印取次

(114)
一、正月四日御役所出初ふくさ、小袖、麻上下着用、但、元禄三年出初御寄合へ罷出事ニ候間、熨斗目着用可然カトテ、ノシメ着用仕候、諸役熨斗目着シテ出座、但、御在国之砌ハ、年頭御礼済候以後之儀ニ候間、ふくさ、小袖ニ而可有之か、役所へ罷出、直ニ御城罷出ル、御参勤之年ハ、御寄合江罷出、両人役所へ帰、御用番残裁許之者共御切米付、役付、歳付之帳上之也、右帳二冊上之候ナリ、ふくさ、小袖、布上下四日以後不時御用無之候へハ、十六日迄不罷出、元禄五年正月四日二冊之帳御月番御宅へ持参也、

一、正月十六日相役中不残　御城、或ハ御寄合江罷出、謁御大老衆江、前年渡屋敷帳面、且又御役銀請払之中勘目録上之也、羽織袴ニ而罷出、元禄三年ヨリ帳ニ可仕候旨、御月番ニ而因幡殿被仰渡、何ノ何年御普請方御入用帳トナル、
一、十二月廿日煤払、役所不参、大の月ハ晦日ニも罷出、
一、四月二日祭礼ニ而、跡々ハ不罷出旨、近年罷出候事、
一、五月中ニ役所附之者共、宗門改帳切死丹才許衆へ遣之候、
一、七月ハ十四日・十六日不参仕候、

一、江戸　御発駕　御帰城之節ハ、河北御門之外江罷出、御門より出ル、右之方ニ蹲居仕、羽織袴着用、但、朔望なれハ裏付上下
御通之刻頂、余り下ハ不宜由（御供ニ而御帰之御年寄衆、若御年寄衆へ罷越、
一、江戸御上下前、浅野川橋近辺掃除之事、川除才許江申談事、
一、才川水出之時分、捨株定水より八尺有之、是を以積ル、但株之外地形ト同、
一、浅野川捨株、土際より六尺七寸計中勘、
一、才川河除間数三千弐百七拾八間、上ハ郡川除銀、下ハ油車後迄、
一、浅野川ハ、河上田井村領より堀川町端迄千三百九拾六間、
一、才川・浅野川共、河除間数絵図御普請会所有之、
一、両川水出之刻、御用番并御横目浅野川罷出、残両人才川江罷出、時目・河合・橋本三人之内、両人才川へ罷出、
一、川廻之刻ハ無袴召連候、若党ハ袴着用、但シ元禄四年申合、若党袴着用不致、長（カ）キヤハン、
一、屋鋪渡罷出候刻ハ袴着用、
一、急人入候刻ハ、日用雇被申様、両川河除才許江申談置候、
一、当地日用頭、遠所日用頭共ニ水出之刻ハ早速罷出、川除奉行指図次第、日用入可申由申付置候、

（115）

覚

時目伝内　　奥　源三郎
後藤権兵衛　　杉野伝右衛門
後藤勘左衛門　　林　市左衛門

石伐　甚左衛門　半兵衛　市左衛門　新兵衛

右人々向後刀帯候儀可指止旨、被　仰出候事、
（天和三年）癸亥十月十九日

（116）

一、二月二日之日付ニ而、則二日支配中御下行帳壱冊并目録四通御算用場へも□□、但印計押帳之張目御用番印、
一、前年御入用帳十六日上り之通ニシテ、先所御算用場へ遣之、但、宛所ハ御簡略奉行衆也、渡奉行・調奉行御入用帳も一所ニ遣候、帳ハ判御用番張目印、
一、御屋鋪所伺之目録継目裏印・御用番印、
一、御屋敷願書付御裏書調候時分、請取切手ハ誰々と交名書付、右書ニスル、屋敷願書付モ交名計書壱通々トハ不書、三人之判也、
百姓地請地ニ被致候ハ、此方より之貪着ハ無之候、御算用場より聞届申首尾之格ニ候、
私家礼拾人指置申度奉存候間、田井村之内百姓以相対、千歩請地仕度奉存候、御算用場へ被仰達可被下候、以上、
（天和二年）壬戌十月廿四日　　前田左京

本多安房殿

右私組之内、前田左京召仕候者請地ニ指置申度旨、如斯書付出申候条、上之申候、以上、
奥村壱岐殿　　本多安房
奥村伊与殿
前田佐渡殿

御手前御組前田左京家礼拾人指置申度候間、田井村之内千歩請地仕

度旨、左京書付入　御覧候処、百姓相対を以、請地可申付旨被　仰出候間、被得其意、左京江可有申渡候、則御算用場へも申渡候、恐惶謹言、

（天和二年）壬戌十一月二日　　奥村壱岐

本多安房殿

(117) 一、野曰、蓮池之上ニ先規役所有之由、併御算用ハ此時分宅ニ而相勤上曰、寛文元、岡田十右衛門、村善右衛門、津田次郎左衛門相勤候半より役所へ罷出、唯今役所ハ堀越屋　上屋敷也、。棟小屋ハ役所より修理候、下小屋六軒ハ組々より修理致候外ハ御作事より仕候、

一、松木之事、能州ハ宇出津代官江此方之仮切手遣之候、其後御普請済候而、其御奉行切手場奥書仕、御用番裏書有、御用番へ持参仕御裏書取候也、。才川・浅野川河除御奉行指出、場奥書仕、加賀郡奉行へ遣之候、追而本切手取替申候、御用番御裏書無之事、

一、両川之破損入用等ハ、時々御用衆へも不及相談候事、

一、私共支配之内穴生奥源三郎、四五年以前ヨリ病気ニ罷成、御用相勤申儀難儀仕、其上今年七拾一歳ニ罷成申候、穴生之内、後藤権兵衛近年中風相煩、村市左衛門儀も病者ニ罷成、御普請御用之時分、後藤勘左衛門・杉野伝右衛門両人ニ而相勤申候故、手間被申候間、右源三郎せかれ源八郎、当年三拾一歳ニ罷成候、御普請御座候時分、指遣候様ニ可仕と尋候、以上、

（元禄四年）辛未正月廿二日　　高（高畠久兵衛）・津（津田治兵衛）・戸（戸田清大夫）

御年寄衆充所

此書付入　御覧候処、衆議次第之旨被　仰出候、御普請手つかへ候時分ハ、源八郎相勤候様仕、其身裁許之様子見届可被申候、以上、

（元禄四年）辛未二月廿九日　　前田佐渡（孝貞）　印

(118) 一、新丸鑿柄ナシ　羽釣鑿四角ハツリ木ニハサム、

羽釣玄能鉄鎚ナリ　タ、キノミ　先平

羽玄能　直ニ石ウチカク羽金入タルツチ

小鎚　鉄ノ小キツチ也　。羽釣輪ハツリノミ柄縮タル

。大玄能　大石ノ矢ヲワルモノ也、五貫目より十貫目迄有之、

。石鏟リ　シユラ　アクル石ニカクルクサリ也、

。カナツキ　土ニフカキ石ヲトルモノ也、長三尺計有之、丸ク先ホリナルモノ也

。石マワシ

。天秤四本入、五本入トテ天秤ノ切カキヨコホウヲ入所也、

。定尺カネナリ　南蛮金

。大鋸　是ハ跡石垣御用ニ付、木切之トキ入タル由

(119) 一、正月十六日上り帳ニ御入用銀、前年ノ中勘銀ヲ有銀ニ入候ニ付衆議仕候処ニ、有銀ニ不仕候得ハ成不申筋ニて候、役銀御奉行衆より御算用之時分も有銀ニ立候由、元禄四年十二月晦日御尋ニ遣返事有之事、

一、元禄四年十二月廿九日ニ跡目数多被　仰付、内溝口十郎左衛門跡息十郎兵衛被下、山崎源左衛門組ニ付、下奉行横川半兵衛罷

出、役銀取立ハ御蔵米被下、取立申旨申ニ付、十六日上り以後上リ銀、前年指引ニ而ハ不都合可有之哉、僉議仕候所ニ伊与殿下奉行木村八右衛門申候ハ、跡々より御蔵返被下候間、取立申筈ニ而候旨申ニ付、其通仕候様ニ半兵衛申談候事、

(120)

天罰霊社起請文前書

一、奉対　御為、聊疎略存間敷候、勿論被　仰出之趣、違背仕間敷事、

一、御家中御普請役之儀并被下屋敷・地子屋敷・上り屋敷等、雖為親子兄弟・縁者・知音、依怙贔屓なく　御定之通、有様ニ沙汰可仕事、

一、御普請役儀等、屋敷・道・橋・惣構等之儀ニ付、存寄御座候ハ、心底不残置令相談可申上事、

一、御隠密ヶ間敷儀、毛頭他言・他見仕間鋪事、

一、自分之儀ハ申上ニ不及、召仕候下々迄、礼儀・礼物下奉行方より請申間敷候、御用所罷出、不作法無之様ニ申渡、承引不仕者御座候者早速可申上事、

右之条々於令違背者、右ニ申件、所々神罰冥罰各可罷蒙者也、

元禄二年九月廿二日　　戸田(清大夫)

三　慶安元年十一月～安政五年二月　御普請奉行諸事留

（表紙）「御普請奉行諸事留」
（中表紙）「
御普請奉行諸事留
片岡孫作写
」

（1）
御折紙
以分国之内、弐百石之所為普請奉行料、宛行之、但、奉行替ニおゐてハ可上之、（朱）（朱）
先知引合、千弐百石令扶助、給人可扶納（収（朱ニテ訂正））状如件、

十一月十一日　　犬千代（前田綱紀）

犬千代就在江戸一判如是
利常　御判

宮崎太左衛門殿

（2）
為年始之嘉義、金沢自穴生共、礼銭上之、聞届之旨可申、

正月三日　　犬千代　御判

宮崎太左衛門
熊谷久左衛門

（3）
折紙
尚以、遠路思召寄、鱈子一箱被懸御意、忝存候、
貴札令拝見候、今度御普請奉行料として、御知行二百石御拝領之旨、就夫　犬千代（平出）（前田綱紀）様江為御礼、飛脚并桜鱈一箱被上之候、則今枝民部（直恒）相談仕、披露仕候処、首尾能被為成、御書候条、御頂戴可有候、御仕合能御満足ニ被思召候段、御尤ニ奉存候、爰元弥犬千代（平出）様追日御成長　万菊（綱紀弟）様御同前之御事ニ御座、将又石川郡御検地御座候ニ付而、各様も御加被成候ハヽ、在ニ御座候由、寒気之時分、御大義可申様無御座候、猶期後音時候、恐惶謹言、

十二月五日（慶安元年）　　中村惣右衛門　判

宮崎太左衛門様

（4）
笹原出羽
青山織部
神尾数馬
小幡宮内
冨田治郎（部）左衛門
永井織部

右之人々御普請奉行相勤候由、

（5）
御定之写
御扶持人石切　足軽茂同断

一、父母養実共　三七日
一、妻子　足軽　七日

同

一、兄弟　五日

但シ、実方ハ半減、外ハ忌無シ、五日之半減以かく、叔伯之分以かく、

二十石切（人脱カ）

一、父母　小者　七日

一、妻子　小者兄弟も同断　五日

但、外忌ナシ、

右之趣、寛文三年　御定格帳之内ニ有之、

但、兄弟も五日之忌引いたし候由、　御定ニハ無之候得共、　後例ニテ右之振りナリ、

割場足軽御定

一、親　三七日

一、妻子　七日

一、兄弟　五日

覚

一、弐分弐厘　請地壱歩料

一、弐分弐厘　畠請壱歩料

(6)

御普請所見分等罷出候節服之事

一、御城中御普請之節ハ常羽織・細袴着用之事、

一、戸宝（室）山并浅野川・犀川見分殺生羽織、股引・脚半之事、

一、出水之節、股引・脚半・蓑、或合羽着用之事、

(7)

火事一件

一、火事両橋之内ニ候者、役所江罷出事、

但シ、小屋近辺之節ハ定小屋江罷出可申候事、

一、供之義ハ、身代相応ニ召連可申候事、

(8)

出水一件

一、両川出水之節、浅野川江御用番同役場附横目罷出、其外ハ向寄次第、兼テ相極可罷出候事、

但シ、股引・脚半・殺生羽織着用之事、

(9)

遠所御用出役一件

一、服道中装束、雨天之節ハ、股引・脚半、雨具、合羽・蓑可致心得事、

一、山駕籠一　壱

一、若党　弐人、或三人

一、鑓持　壱人

一、草履取　壱人

一、駕籠人足　三人

一、荷挾箱　壱人

一、竹馬　壱人

(10)

一、会所銀并御扶持方請取、左ノ通、

私儀、越中小矢川川（部脱カ）筋川除御普請為御用、追付発足仕候ニ付、地廻会所才許御貸銀知行当之通、借用仕度奉願候、前借無御座候、此段被仰達可被下候、以上、

エト　　月　日　　何之誰　判

頭様

覚

一、何百目　　文銀

右、（原本空白）

一、御扶持方代等ハ、当時役所ニテ夫々埒明申候事、

御用番之時分心得

一、諸向ヨリ奉行等、印鑑等指越候者、彼方紙面を請、印鑑等請取候段、印章之可及返事候事、

一、砂利願者、諸向聞届可申事、

但シ、栗石ハ年寄衆迄、其外ハ聞届不申候、其越（趣）意ハ、栗石・藤籠等ニ、御用砂ハ諸角場、両馬場吉田三家入用故之事、

一、年寄衆家来ヨリ申来分、左之小紙遣（遣、以下同）ス事、

但、返事応テ答、左之小紙封込可遣、

砂利取候義承届候、川除五間計并張出之裏ヲ除取候様可被申渡事、

御普請会所

但、其外砂利取寄度旨、紙面至来（到、以下同）之節ハ、不指急分、翌日役所ニテ棟取江相渡承届候段、及返書、即日指急候分ハ、承届候段、及返書、小札相渡可遣、其上両川川除才許之内江可申談事、

御近習者頭引請ニテ紙面指越候、是ヨリモ及返書、文段之内江取方之義、申遣事、

小紙調様前ニ同シ、

一、浅野川ハ棟取役ヨリ兼帯ニ付、多分棟取江可申談事、

一、御用之砂利等宅ヨ申来候者左之通返書遣、

上書封切

何之誰　様　　何之誰

場附ニ而申来候ハヽ、場附ニ而返書、尤殿付ナリ、

与力より申来分ハ、名宛　殿付、下場附ニ而返書之事、

覚

一、何拾何荷計トカ、砂利何方〳〵ニ而、

右、何方之往来トカ、道作トカ、為御用、当何日より何日迄之内、為掘取度旨、其段可申渡候、尤前々之通、川除五間計并張出之裏ヲ除取候様、可被申渡候、以上、

何月何日

右、御用之砂利之義、及返書段并川廻江茂可被申渡様、棟取御用先江可申遣、至来之紙面茂可遣、但、不急分ハ役所江持参、棟取江持参、棟取江相渡、及返書事、

一、左之文面モ有之、

御城中為御用砂、当何日より何方ニテ被取候段、御紙面之趣致承知候、川除五間計除并張出之裏ヲ除取候様、御申渡可被成候、以上、

月　日　　同役御用番名　何之誰

割場

右ニ准シ、

覚

一、御用之栗石・砂土
一、諸角場入用砂一ツ（朱ニテ抹消）
一、豊嶋両家砂
一、両馬場砂
一、吉田三家砂
一、御家中一統川砂利
一、年寄衆砂

此分、文政七年五月五日、御用番豊後守（村井長世・年寄）殿御座ニテ被仰渡事、

一、場附御横目役引等之節ハ、早速二ノ御丸御横目所江罷出、今何日場附御横目誰義、役引致シ候間、各様之内御出座有之候様、追付御用番方江及御達候間、御内意仕候旨申述、直ニ御番方御席江罷出、右引出之訳合、及御届候事、

但シ、御用番御退出後ニ候ハヽ、夜中タリトモ、御用番御宅江罷出、御用方役人ヲ以、及御届可申事、

本文寄日役引等之節ハ、同役廻状并棟取御用先江申談候事、

一、年寄衆より御触状来候節、左之通致返書候事、

御触紙面壱結何通被成　御渡奉請取候、以上、

月　日　　何之誰

切封シ端タツ

何之何之守様

一、御次御用之義、御近習頭衆より紙面至来之節、文面ニ応シ可及返書事、

但シ、上書彼方よりハ御普請奉行衆中、或ハ殿付ニ而至来、此方よりハ様附調遣ス、

一、支配之人々等役引、或ハ勤番引等之義、寄日ニ申来候ハヽ、同役廻状之事、

但、場附御横目江ハ紙面ニテ申遣事、

一、三御席ヨリ御呼立、多分二　御丸小遣小札持参いたし候、請取候段申遣、早速可罷出事、

一、都テ同役廻状等、御普請会所居番人迄、左之通調遣候得ハ、小遣江申付、夫々為持遣事、

覚

一、何通トカ

右、早速為指可遣事、

何之誰

普請会所
居番人中

一、御道具奉行中江申談義有之節、殿付ニテ、下ニ御普請会所より相調遣候得ハ、彼方よりハ様付ニ調、当時棟取役兼帯、

一、犀川川除才許江申談義有之節、以前ハ様付ニテ指遣候得共、詮義之趣有之、殿付ニテ、御普請会所与調遣候得ハ、彼方より

ハ様付ニ調、返書指越候事、

一、浅野川々除才許、当時棟取所より兼帯ニ付、御用先江申談事、

一、堂形前明地より芝土取寄度旨、御露地方割場御作事所より申来候ハヽ、紙面請取置、御屋敷方御用先江可相渡事、

棟取役名列

定番御歩　丑五月八日本役
栗山儀左衛門

定番御歩
坂井弥太郎

御算用者
丹羽清右衛門

右、三人御用ハ替ニ相勤ル、

屋敷方名列
定番御歩
岸井宇兵衛

下才許
河合平作

同
徳田真八

御雇
瀧　兵治郎

右、御用先替ニ相勤ル、

穴生名列

後藤久兵衛

奥　源兵衛

奥　又五郎

後藤永五郎

見習
奥　源之丞

但、見習ハ勤方ノミ廻状名加へ、録ニ抱ル分ハ省ヨシ、岩田氏江申聞、

下才許惣列

諸切手方
河合平作

同
徳山真八

孫左衛門セかれ
瀧　弥兵衛

右之通りニ候也、

支配足軽并御扶持人石切、弐拾人石切等江相触候ハ、棟取御用先迄可申談文段、左之通、

別紙写之通、相違（達）之候条（朱ニテ訂正）、被得其意、支配方江可有御申触候、以上、

月　日　何之誰

何之誰殿

右ハ定番御歩御用先相勤候節之調方ナリ、下才許御（衍）御用先之節ハ左之通、

別紙写之何通相違（達）之候条、被得其意、支配方江可被申触候、以上、

月　日　何之誰

何之誰殿

丶丶丶丶殿
丶丶丶丶殿
穴生殿同断

右ハ支配迄指出文面ナリ、下才許御用先之節、承知有之、足軽共等江可申談義、左之通、

別紙写、何通相達シ候条、可被得其意候、以上、

月　日　何之誰

何之誰殿
丶丶丶丶殿
丶丶丶丶殿

追而誰殿江申達候、支配方江茂可被申触候、已上、

右ハ棟取御屋敷方討込触出候ニ付、棟取御用先ヲ指テ、誰殿支配方江茂可被申触与調候事、

但シ、穴生ハ前段触出ス、

右、触（触）紙面、折掛包ニテ上書、各中与調、誰殿等之小札付可然、（シ）

一、支配之面々、遠所御用等罷越、御用相済次第罷帰候節、為承知、同役廻状場附御横目江ハ案内紙之事、

但、留書図り役等同様之事、

一、身当頭衆より触状来り候ハヽ、其品支配江相当分ハ、尤触出可申事、

但シ、能々入念可申事、

一、見合役所引之節左之通、

私儀気分悪敷（痛所難義）、今日役所難罷出、見合申候、此段御横目江被仰達可被下候、以上、

月　日　何之誰

切封シ
同役連名様

一、役引・忌引ハ同役廻状、尤頭衆江モ書附指出、御横目案内紙面之事

一、御用番請取渡紙面、左之通、

覚

一、御用文庫　壱ツ

但シ、風呂敷共封付、

右、引送申候、御請取可被成候、以上、

月　日（ヱト）　何之誰

何之誰様

覚

一、御用文庫　壱ツ

但シ、風呂敷共封印、

右、御引送請取申候、入目録等夫々落手仕候、以上、

月　日（ヱト）　何之誰

何之誰様

右之外安否調候、別紙相添、御用番引送候旨調遣事、

覚

一、何坪或何舛　　川砂利

右、拙者居屋敷地盛為入用番月中（当（朱ニテ訂正））、又ハ何日より何日迄之内、浅野川等何方ニ而為取申度、此段御聞届之様致度候、以上、

月　日　　何之誰　印

御普請会所

一、年寄衆より御触状至来之節、御印章有之分ハ、役名之下、奉得其意候与調、何之誰与調、判形致シ、順達之事、

但シ、印章無之分ハ、本文之通ニテ無判之事、

一、下才許中穴生方、無組附与力、留書、石切、図り役等即日、翌日ニテモ逢申人々モ有之事、

一、右逢申人々ニ火鉢出、追付家来誘引対面之事、

一、下才許、穴生ハ同間ニテ帯刀取候事、

一、棟取衆モ同様之事、

右、何茂返礼勤ニ及引捨ナリ、

来年頃よりハ二月末、三月ニ而茂可勤、其節返礼可申述事、

棟取役之人々

算用役（者（朱ニテ訂正））　丹羽清右衛門

右之通りニ候也、

諸切手調理方

右之人々ニ候ナリ、

御屋敷方

定番御歩　岸井太右衛門
同　栗山儀左衛門

定番御歩　石橋栄左衛門
同　坂井弥太郎
下才許　瀧　弥兵衛

定番御歩　岸井宇兵衛
下才許　河合平作
同　徳山真八
同弥兵衛伜　瀧　兵次郎

右之人々ニ候ナリ、

穴生方

後藤久兵衛
奥　源兵衛
奥　又五郎

後藤永五郎
源兵衛倅見習御用
奥源之丞

右之人々ニ候ナリ、

一、支配方等名替有之候得者、同役中廻状、御横目江ハ以紙面申遺、

一、毎日廿四日、御屋敷願等御直達之事、

但、坊主江御直達有之段、申入候得ハ、御座江罷出候様申聞候ニ付罷出、御屋敷願申上候段、口達幾通ニテモ有之分、目録トモ御達申候事、

一、御屋敷所願目録、尤同役判形御屋敷所願ハ、其月御用番一名ナリ、

「(朱書)右、御屋敷願等御在国ハ、十二月十四日并御発駕前月モ十四日ニ指上可申候、御留守年十二月ハ、月次之通、廿四日ニ指上可申事、

但シ、頭在江戸等ニテ、願書附月越ニ相成候ハヽ、奥書ニ指上候節モ、月日調有之哉、可心付者ナリ、」

(12)

縁組養子一件

一、岸井太助養子願書、同役一統奥書、判形、筆頭、継目印章ナリ、尤書附御用番江御直達之事、前々之振ナリ、御印帳ハ斉藤丹左衛門江相渡事御用番方ナリ、

一、徳田真八指次弟、養子願書附、同役一統奥書判形、継手筆頭印章、御用番江御直達御印帳ハ執筆相渡事、

但、末之頭与相同シ書附、御達申事、

「(朱書)右、縁組養子願等、御達申節、同役忌引いたし居候トモ、判形請御達可申事、」

一、天保七年九月廿二日、御呼立ニ付、罷出候処、徳田真八指次弟宇八郎義、御細工者高林弥次郎娘江聟養子願之通、御聞届之段、御用番播磨守(本多政和・年寄)殿御座ニテ御印帳御渡シ之事、

一、右、御聞届之段御細工奉行江可申遣処、於　御殿面談示合、紙面不遣事、

一、真八義、役席江呼立、右之趣申談候事、

一、年寄衆、御用番江布上下着用、為御礼可相勤、暨拙者共不残場附、御横目江茂可相勤旨申談事、

一、拵付不取立身分、分ニ応シ相調候様申談事、

一、引移之節、拙者共御用番江以紙面、可致案内様申談事、

一、縁組・養子ニハ御請不上之様ニ付、棟取役不結合事、

一、寄日御聞届之旨、被仰渡候ハヽ、早速宅江呼立申談事、

一、御屋敷御次拝領　仰付候節、御用部屋中より以紙面申来候節、御屋敷方下役江相渡、応テ及即答、夫々申談候事、

但シ、寄日宅江申来候ハヽ、応テ及即答、早速御屋敷方下役宅江呼立可申談事、

(13)

天保七年九月　仰出留、左之通、

音地太郎兵衛

右、太郎兵衛居屋補(鋪)之内、知行当り之外、六拾三歩除之分被下之、

森　辰之助

右、御用相勤候町医師白井信斎居屋敷、指上候地面之内、百弐拾歩被下之、外三歩除請地被　仰付、地子銀御用捨被成候、

右之通、被　仰付候条、可被得其意候、以上、

九月廿四日　　坂井小左衛門　印
　　高田善右衛門　印
　　竹田市三郎　印

岡田右近殿
青木多門殿
岩田嘉久平殿

音地太郎兵衛

右、太郎兵衛居屋補(鋪)之内、知行当り之外、六拾三歩余返歩之分、被下之、

森　辰之助

右、御用相勤候町医師白井信斎居屋敷、指上候地面之内、百弐拾歩被下之、外三歩余請地被　仰付、地子銀御用捨被成候、

右之通、被　仰出候旨、御紙面之趣、奉得其意候、以上、

丙申(天保七年)九月　　岩田嘉久平　判

本列
竹田市三郎様
高田善右衛門様
坂井小左衛門様

音地太郎兵衛

右、太郎兵衛居屋敷之内、知行当り之外、六拾三歩余過歩之分被下候、

右之通、被　仰出候段、竹田市三郎等今日以紙面、申渡候条、此段御申渡可被成候、以上、

丙申
九月廿四日　　岩田嘉久平　判

奥村五郎左衛門殿

追テ請地拝領之判形見届可申候条、当晦日、来月二日之内、四時過御普請会所江罷出候様御申渡、且在江戸等ニ候ハヽ、代判人罷出候様、是又御申渡可被成候、以上、

森　辰之助

右、御用相勤候町医師白井信斎居屋補(鋪)、指上候地面之内、百弐拾歩被下之、外三拾歩余請地被　仰付、地子銀御用捨被成候、

右之通、被　仰出候段、竹田市三郎等、以紙面申渡候条、被得其意、此段御申渡可被成候、以以(上二朱ニテ訂正)ゝ、

右判形ニテ返書有之事、

丙申
九月廿四日　　岩田嘉久平　判

津田平左衛門様

追而辰之助、右居屋敷拝領之判形見届可申候条、当晦日、来月二日之内、四ツ時過御普請会所江罷出候、是又御申渡可被成候、以

以、（朱ニテ訂正）

右判形ニテ返書有之事、

覚

一、弐歩宛　毎歳七月、棟取中江被下方、壱人壱歩宛、
一、三枚宛　毎歳十二月、棟取中江被下方、壱人三枚宛、
　都而被下方有之候得共、追而承合調置可申事、
一、正月四日、帳判迄筆頭口張印、尤名之下判印
一、来月分／当月分　御馬廻役請高、小紙ニ調、才許番何之誰等ヨリ出シ、
　請取棟取、誰江相渡置事、
一、来月朔日人持組役人高同月才許番何之誰等より小紙相調、当
　月才許番頭より指出、請取置、且三郎殿・内膳殿身介役人高小
　紙、来ル八月朔日分、右同人より一集ニ指出、棟取誰江相渡置
　事、
一、御馬廻組役高、其月才許番誰等より小紙指出事、
一、左之通、御吹等江指上候帳面数之覚
一、役銀御算用帳壱冊、口張ニテ同役判印御次江出ス、
一、扣壱冊無判ニテ、御勝手方江出ス、
一、揚家代帳壱冊、右同断、同所江毎年二月より三月迄之内、指
　出ス、
　　但、是ハ棟取所ニテ調出分ナリ、
一、左之通、御勝手方迄江別紙相添指出事、
　何之何年分役銀御算用帳之表、定銀等之分指引書、
一、（原本ママ）　加越能所々川除波除御普請御入用余り銀
一、　辰巳上水方御普請御入用銀余り銀
一、　犀川々除御普請御入用銀余り銀
一、　浅野川々除御普請御入用銀余り銀
一、　御城中定掃除等日用貸銀渡余り銀
　御入用銀
　〆
　〆指引
　　惣残銀高
右、何之何年分役銀入払御算用帳、御次江指上候、別冊御達申
上候ニ付、定銀等指引書相添、上申候、以上、

月　日

覚

一、弐分弐厘　請地壱歩料
一、壱分弐厘　畠請壱歩料
　右ハ定之事
一、右之銀高御普請奉行連名判印相添、御用番江可指出事、
一、跡組根高帳ハ御用番御見届之上、奥書年寄中印章相済候上ニ
　テ、当地御印年号之処、口張ニ可押事、
一、同追役高目録者継手御用番印章御奥書相添、年号御印之事、
一、寺社奉行根高目録之分継手年号共、御印之事、
一、御馬廻組根高帳十二冊、并御用番持帳外壱冊有之事、
　御印・年号、口張共可押事、
一、七組根高帳ハ、口張年号共、御印之事、
　能美郡等所々川除御普請為見分、何之誰罷越候ニ付、当月何日
　阿手村致止宿候間、不指支様御申付可被成候人数、別紙之通、

御座候、以上、

月　日　　同役御用番名

御郡奉行
何之誰様

⑮

覚

一、何人　　何之誰上下宿一軒
一、何人　　川除主附役人等宿一軒、

但、指支候ハヽ、宿二軒ニテモ、

能美郡阿手村御関所外川除御普請所為見分、当月何日何之誰等罷越候ニ付、別紙人数書三通指進申候、通書御渡可被成候、以上、

何月日　　何之誰

何之誰様

覚

一、上下何人　　何之誰

右、能美郡阿手村御関処外往還道拘川除御普請所、為見分、当月何日罷越候条、無異義可有御通候、以上、

何月　日　　同役御番(用)番名

口留奉行
何之誰

覚

一、壱人　　留書足軽
一、弐人　　川除図役町人
一、壱人　　小遣

右、前文同見分為御用、何月何日罷越、

何月　日　　何之誰

何之誰

覚

一、上下五人　　横山義六郎

右、能美郡阿手村御関所外往還道拘川除御普請所、為見分、当月廿六日罷越候条、御関所無異義可相通候、以上

辰四月廿二日　　黒坂吉左衛門　印

御関所番
足軽中

覚

一、上下弐人　　定番御歩
南部与一右衛門

右、能美郡ヽヽヽヽ文段前ニ同シ、

四月廿二日　　黒坂吉左衛門　印

御関所番
足軽中

⑯

一、左之通、小松御城番江申遣、

私義、当何日小松　御城外構川除御普請所為見分、役人召連、指向候条、其養（節（朱ニテ訂正））不指支様、御申渡可被成候、右、得御意度、如斯御座候、以上、

月　日　　何之誰

小松御城番
何之誰様

(17)

折掛包

廻状　　前田源五左衛門

図役誰、何方迄御かね才領御用無異義相仕舞、只今致帰着候段、相届候条、為御承知如此御座候、以上、

月　日　　前田源五左衛門

同役連名様

右、御普請処遠所等へ罷出、同役両人之時ハ、常紙面ニテ申遣事、

何之誰手合何方御普請御入用銀当、何日指遣候ニ付、其時指添遣候留書、何之誰義、唯今罷帰、且図り役誰々直ニ何方迄指添罷越候段相届候ニ付、為御承知如斯御座候、以上、

月　日　　前田源五左衛門

同役中様

(18)

御横目江ハ以紙面申遣ス事、

御算用場奉行
前田才記

右、才記義、去ル十月産物方御用主附就被　仰付、御普請役之義、其節御用番江相達候処、可為三百石引旨被仰渡、其段下奉行衆江申渡置候条、左様御心得可被成候、以上、

九月廿六日　　御普請会所

御算用場

前々下奉行江相渡候押紙面を以、御算用場江下奉行共より相達、右押紙面ヲ御算用場江指出置候得共、今般下奉行共申聞候趣モ有之ニ付承届、以後親跡目役引有之節ハ、御算用場江当場印之入紙面遣候事ニ相極メ候事、

但、下奉行右申聞候趣、紙面ニ相整指出候様申渡置、未タ指出不申、依テ請取置候事、

(19)

一、公事場奉行より一季居成ニ召置候奉公人之義ニ付、触致来候ハヽ、同役御用番一名ニテ可及返書事、

(20)

文政五午九月十日之事、

一、御馬廻頭ヨリ下奉行指出候節、是以後案内紙面、左之通、相改候之間、下奉行方江南部与一右衛門ヲ以、申入置候処、重テ之義ハ急度相心得居申旨、下奉行辻市右衛門申聞候事、

拙者下奉行何之誰義召抱指出候条、御用之義可有、御申渡候、以上、

月　日　　頭誰印

御普奉（請脱）行衆中

(21)

文政六年正月六日、津田氏本役願左之通、

奥村弥左衛門義、旧臘転役就被　仰付候、御普請奉行加人津田杢義、本役被　仰付候様仕度奉願候、杢義文政二年五月五日より加人相勤、役向勤馴罷在候間、右之通被　仰付候様仕度奉願候、以上、

未
正月　　横山義六郎
　　村田九郎右衛門
奥村内膳様（惇叙・年寄）

一、大久保氏当分加人ニ候得共、津田氏本役就被　仰付、当分之字相省、加人与被　仰渡候様、左之通御用番方江相達事、

大久保覚兵衛御普請奉行当分加人、文政三年二月被　仰渡相勤罷在候、然所津田杢一昨日廿日、本役被　仰付、右覚兵衛改而加人被　仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

未
正月廿二日　　村田九郎右衛門

奥村内膳様

(22)

付札

後藤彦三郎殿江

御自分セかれ徴之丞（徴、以下同）方、文政四年十二月、定番御歩被仰付、去三月小頭並被　仰付、新知茂被下置、其上同十二月、竹沢御殿付寄組棟取被　仰付、無程組替、段々結構被　仰付候ニ付、御自分名跡之義、如何相心得可申哉、自然御自分方名跡、徴之丞方江被　仰付、当時之組柄ニ被　仰付置候義ニ而ハ、弥増穴生家数相減申義、其上御自分義ハ数年来心懸茂宜敷、家業執心之義とて被奉蒙　御高恩候義、家業相続不致テハ残念成義、名跡之覚語（悟）モ如何相心得候哉与、内意之趣、拙者共了以承（簡ニ指）モ図モ致兼候品、其上前々之通、徴之丞方結構被　仰付候、養子相願候茂、甚恐入申候義候得共、御自分義、被及老年申義可相成義ニ候ハヽ、早速養子為仕、家業之義モ追々相譲、御用立候様、為仕度旨、前月御用番内膳殿江及御達置候処、本文之趣承届候間、養子相願候義為勝手次第旨、昨廿二日（十（朱ニテ訂正））御用番又兵衛殿（村井長世・年寄）御付札ヲ以、被仰渡候条、可被得其意候、以上、

未
二月

(23)

役銀所より左之通申来事

役銀仮切手抜替之節、御紙面無印ニ而罷遣候ニ付、私共詮義之上、無印ニテハ指支之趣有之候間、去冬より御達ニテ、御役所留書ヲ以、得其意候処、去十二月廿六日抜替有之、其節直山多四郎ヲ以、被仰遣候ハヽ、最早日詰ニモ相成候族、今年之義ハ何分是迄之通被成度、尤春ニ致（到）候ハヽ、幾重ニモ当役所より得御意候通、可被成旨、無拠趣、訳テ被仰遣、承知仕候、依テ自今以後ハ、御場印、又ハ御印章之御紙面ニテ被遣候様仕度、口達ニテハ相違等御座候而相混候ニ付、紙面ヲ以得其意置候、以上、

戌
二月廿八日　　才所又七郎　印
　　斉田与八郎　印

御普請会所

(24)

一、堂形前　入度段、木林勘六（村（朱ニテ訂正））より申聞、承届、此度木村弥十郎申聞、右例ヲ以承届候テ、御屋敷方江申入置候事、

(25)

御親翰并御請認方

一、御親翰被成下候節、役名ニテ被下時ハ罷帰、同役立合奉拝載与御近習頭迄相達、罷帰り、右石野主殿助江相尋候へハ、御指急候御用之旨相渡、御近習頭申聞候ハヽ、役名ニテ被下候ハ、私迄ニテ可奉拝載哉之旨、奉伺、被仰出次第ニ仕可然旨、右同人申聞候、

一、御親翰被成下一名之御宛所ニ候ハヽ、於　御殿、拝載可仕事、

但、御横目所江相達、御屏風囲出来之上、其内ニテ可奉拝戴、急ニ御請難申上義ハ、追而　御請可申上旨、御近習頭ヲ以、可申上事、

一、役名或ハ同役連名ニテ　御親翰被成下候ハヽ、罷帰拝戴可仕旨、御近習頭ヲ以申上、罷帰可申事、

但、急々御請難申上義ハ、拝戴之上、御次江罷出、暫或ハ二三日御請、延引可仕旨、可申上、此義モ石野承合ス、

御請認方

御親翰　与力

中折半枚ニテ折掛包図之如可認事、

御封印認様

右折掛包之内、御筆之物上ニシテ、御封印ヲ少シ下ケ、折掛包ニテ、下ニ御指札ヲ置、右図之如包ナリ、指上候御請ハ、左ノ通相認、折掛包ニ不及、其侭折掛包之下ニ置テ、御状箱之内江入、御箱之上ハ被成下候通ニ相認、封印仕、御箱之上、左之通、指札仕、御近習頭江相渡可申事、

同役連名ニテ上時ハ、役名上相認ナリ、御箱之上、指札之図

指札仕、名前相調上候様、寛政二年戌六月被　仰出有之旨、高畠五郎兵衛覚書之内有之段申聞候ナリ、

此巻之上ニ月日調ルハ、近ク被仰出有之、御覧被遊安タメナリ、

右、御請折掛包ニスルアレトモ不宜、右ニ認候通、御筆物等之折掛包之下ニ其侭入テ可上ナリ、

但、御封印不被下御箱之内江被下候御義候ハヽ、御筆物等三ツ折掛包ニ仕、御請ハ其侭右之下置テ可上ナリ、

御請調方

何々、、、、、、、奉申上候様　御親翰被成下、謹テ

一、奉拝戴候、被　仰出之趣奉畏候、何々、、、、、御請上之申候、以上、

一、御筆之物并御指札奉返上候、以上、

何
何月　日

名判上

但、名壱寸計ニ調可然事、

一、御親翰被成下、謹テ奉拝戴候、何、、、、被　仰出之趣、奉畏候、

一、御親翰御指札御封印、奉返上候、

右、御請上之申候、以上、

ヱト
月　日

名判　上

御尋之品事長、急ニ御請難仕時、当座之御請調様、御親親(衍)翰被成下、謹テ奉拝戴候、何々之趣詮義仕、追テ可奉達　御聴候、

依テ当座之御請上之申候与可調事、

一、即封シニテ被成下候時ハへらニ而茂、キレイニ披、又ハ小刀ニテ茂切、御封印之損不申様仕、御上紙ヲタヽノ　御親翰之下ニ置、御封紙共ト調、是ハ被成下候通、又包候テ茂可然、自分上申分与混スル事、恐多故、右之通仕ナリ、御請ニ

御親翰御上包共、上之申候与調候事、

一、惣テ御請ニハ　御親翰ニ御調被下候義、其侭ニテ奉請候テ、其末ニ御請之義ヲ調申ナリ、則前段ニ調置候通ニ可心得、併シ、長キ　御親翰ニハ調兼申時ハ要文之取(所(朱ニテ訂正))ヲ有増調テ可然事、

一、御親翰并御請与申義、調申節、両様共欠字ニ不致様、当時ハ被　仰出候事封シ、御書ニテ被成下候時ハ、御請之末ニ一ツ書之処、左之通、

一、御親翰御上包并御封印上之申候、以上

何
月　日

名判　上

惣テ何ニ不寄、奉返上時ハ、此一ツ書之所江書加可然ナリ、

一、御封印ハ解候ハ、切申候ハヽ、片々江結之侭、能々披可申事、

御封シニテ被下候ハヽ、奇麗ニ聞キ申歟、又ハ小刀ニテ御封印ニ障不申様ニ仕、御上紙切畳テ、御親翰等之折掛包之内入上書　御親翰并御上封紙・御封印・御指札等調候ナリ、

又御封紙ハ如元、御書ヲ包候テ茂可然候事、

前田氏咄ニ御封之横、小刀ニテ切、奉返上時ハ、如元御封目御印糊付之侭ニテ上候テ宜、

御筆物　壱通
御封印　壱包
御指札　壱枚

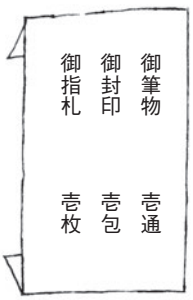

如ク認上ルモ有之也、

一、御親翰被成下候節、御箱之上江被成下候者之名前、御指札ニテ被成下候ハヽ、御請指上候節、右之御指札ヲ被成下候通、御箱之上江指候テ、上ル者有之、不心得之致(到)り候、右之通認上候テハ、御用多之時分ハ未被成下候御箱与紛敷候ニ付、又其侭ニテ被成下候様成、御麁相茂不計御出来可有之ハ、上被成下候、御付札ニ殿(殿)之字有之節ハ、如何可仕哉、何レニ茂御請ニハ相改候而、御請 何ノ誰 上 如斯相調、指札上義定法極之事ニ候、被成下候節之御指札ハ、御箱之上江入奉返上候事ニ候、此段夫々為心得、為申聞置候様、被仰出候条、諸頭・諸奉行等、不相洩可被申談候事、

天明六年六月　　本多玄蕃助

一、江戸表より　御親翰被成下候節、御請上方之事、

一、御請ハ右ニ調候通ニ認、尤封シ候而、白木状箱江入、別ニ御近習頭添紙面、左之通、

御親翰御請　　壱封

月　日　　名　判

御近習頭中様

但シ、最初　御親翰被成下候節之御近習頭、名前調候へハ、猶更可然事、

(26)

此方より言上物指上方一巻

何々、、、、右之趣、奉達　御聴候、以上、

月　日　　名　判

右封シ、上書ハ何之誰、上下ニ調、御在国ニハ御次江持参、御近習頭中江相達、指上候節、箱ニ入不申、封シ之侭言上仕候間、御上可被下与申達可相渡事、

江戸表江指上申節ハ白木之箱江入、御近習頭中江別紙相添、不封箱之内江一集ニ入、箱之上書ハ、

御近習頭中様　　何ノ誰

右之通調、飛脚出日御用番方御席江致持参、執筆ヲ以言上紙面ニ御座候間、今便御出シ可被下旨申候而宜キナリ、

御近習頭江之添紙面、左之通、

一、言上紙面　　壱通、

右、指上申候間、御上可被下候、以上、

月　日　　名　判

御近習頭中様

右、言上紙面を上ニ掛、箱之上ニ(衍)ニ茂宛所等同様、観世より(結(朱ニテ訂正))ニ而、認繕目封印之事、

御近習頭中様

一、高沢平次右衛門御郡奉行之時分、言上仕度義有之、一通言上紙面ニ調申義モ仕兼候所故、内分冨田外記江相尋候所、拙者名前殿付ニ致、封目封印致、相渡候得共、不致披封、其侭指上候段外記申聞候、則右之通ニ致、言上之段、平次右衛門咄承り候事、

(27)

新物御修覆物御道具員数

一、六百挺　鍬
一、四百弐拾六挺　鶴觜
一、百九拾五挺　長鶴觜
一、九拾弐挺　鎌
一、百三拾四挺　石廻
一、百拾三挺　並鉸
一、三百二拾八本　丸ノミ
一、百四拾九挺　山刀
一、弐百六拾三挺　羽釣ノミ
一、四拾五挺　鉄手子
一、三拾八挺　マサカリ
一、百三拾三挺　斧
一、弐拾弐挺　小槌
一、百八拾八挺　タヽキノミ
一、九拾四挺　一
一、百九拾三挺　玄能
一、七百五拾挺
一、四拾四挺　刃ノミ
一、拾四本　柄抜金
一、百九拾九

右之通候ナリ、

(28)

御城中見分ケ所

一、尾坂御門
一、桐木御門
一、河北御門
一、御弓矢所并稽古所
一、南御門
一、水手御門
一、高御石垣立戻り附段御門
一、東御丸立戻り新埋御門
一、薪御丸
一、極楽橋
一、二ノ御丸御台所御門
一、二ノ御丸御式台脇唐御門内立戻り　橋爪御門
一、御楽屋下通り
一、土橋御門
一、御宮立戻り切手御門
一、御数奇屋唐御門
一、玉泉院様丸
一、丹後屋敷
一、金谷御文庫
一、金谷御門

一、堂形御馬場立戻り御厩御門
〃
以上、

㉙
御家中一統春出銀如　御定、三月朔日より晦日迄之内、御支配之分可被上之候、且又当出銀之義モ、例年之通、十月朔ヨリ晦日迄之内、可被指出候、御披見後御判形候而、可被越候、以上、
丙申
二月廿日　生駒勘右衛門判
岡田右近殿
青木多門殿
岩田嘉久平殿

㉚
追而春出銀之分、帳面ハ三月之月附ニ而、四月十日迄之内可被指出候、且又右出銀之義、毎歳触付来候得共、去三月御用番江御達申置、御家中一統春秋出銀、来年より毎年触付不申候間、其心得ニテ可被指出候、以上、

一、御家中一統春秋出銀之義、已来毎年不申談、其心得ニ而如例可指出旨、去ル申年二月、生駒勘右衛門より申越、向後後藤久兵衛・奥源兵衛江宜時分可触出事、

㉛
御普請奉行
御普請会所御横目
御道具奉行
犀川・浅野川々除才許
無組付才許并元組跡組裁許
棟取役并御普請会所下才許
穴生
水道才許
御普請会所附留書足軽等、御屋具（道（朱ニテ訂正））所留書
御扶持人石切
弐拾人切（石脱カ）
犀川・浅野川々廻
御普請会所小遣
無組所小遣
上水簀草取
御普請鍛冶
川除図役

長　又三郎様
村井又兵衛殿跡組本多図書殿、一昨十八日、御家老役被仰付候旨、御紙面（朱）上之趣、奉承知候、以上、
四月廿日

但、中折壱枚ニ而本封
箱上書、御普請奉行中より（与（朱ニテ訂正））有之文字フキ取、又三郎殿御名前ハ其侭ニ而相返可申事、尤封紙面之事故、箱之封ハ、切不申候事、（事（朱ニテ訂正））
御次拝領之分、奉得其意候与御用部屋様之宛所ニ而書

振ナリ、

(32)

一、湯治御暇相願候節、中幾廻り相願候処、往来日数之義、是マテ極モ無之ニ付、ケ所ニ奇(寄)、心得方区々候義モ有之躰候、今般遂詮義、新川郡立山下・同郡小川ハ片道三日、能州和倉ハ片道二日、其外能美郡粟津・江沼郡山代・石川郡湯涌ハ道程遠近茂有之候得共、片道一日之趣ニ相極候条、此段頭支配人江奇(寄)ニ可被申談候事、

文政十二年六月

(33)

石切　御城代江及御達事、

一、同役先祖年回有之節、闕席之振、是迄不見当ニ付、御席執筆和田左兵衛ヲ以、如何可相心得哉与、天保九年五月十八日、及御達候処、左之通御指図之旨、執筆役より申来候ニ付、後来為心得、張出置候事、

戊戌
五月

御年寄衆席
執筆役

切封シ
井上井之助様

岩田氏先祖年回ニ付、闕席方之義、先刻被仰聞之趣御用番江御達申候処、場附御横目へ相達、闕席有之(座ニ朱ニテ訂正)可然旨、被仰渡候間、左様御承知可被成候、為其如此御座候、以上、

五月十八日

(34)

地震之節心得

一、若地震有之善(節)、日之内ニ候ハヽ、早速同役一統役席江揃直ニ御城中江罷出(ゞ)、御石垣等致見分、尤兼而穴生江モ申談有之ニ付　御扶持人石切等召連、御城中内外見分取調理可申筈ニ付、夫々承り、崩所等有無共　御城方并　御次江罷出、先口達ニテ及御達、追テ巨細之義ハ書取ヲ以、御達可申上段可申述、是夜中(且ニ朱ニテ訂正)ニ候ハヽ、先御用番之者迄早速役席江罷出、穴生より夫々遂見分、相達可申筈ニ付、其趣承、前段之通、及御達、猶更夜明候得ハ、同役一統役席江相揃、直ニ致見分、巨細取調書取(ゞ)を以、御達可申上之旨及御達置可申、尤右之趣御横目所江茂口達ニ而相達可申事、

但、地震之大小ニ寄可申、其義ハ見義ハ見計ナリ、安政五年二月廿六日暁、地震之節、及御達候趣、後鑑之タメ、左調置者ナリ、

今廿六日暁、地震ニテ　御城中御石垣并土居破損仕候ケ所ハ、無御座候得共、是迄孕居申候ケ所ニ孕増申候、尤強地震之義ニ御座候間、右之外ゆるき候鉢(躰)ニ相見へ申候ケ所モ御座候、東御丸高御石垣并薪之御丸高辺、其外所々石垣上、少々宛地割仕候、蓮池御堀緑地割甚敷、其侭難指置御座候ニ付、当時請取置申候、役小者ヲ以、突堅メ申付置申候、御居間先柵下御石垣孕所ハ、格別孕増申候ニ付、御普請方之義ハ遂銓(詮ニ朱ニテ訂正)義(ゞ)、御達可申上候、以上、

午
二月

森田虎左衛門　判

横山遠江守様（隆章・年寄）
奥村河内守様（栄通・年寄）

当廿六日暁、地震ニテ戸室山御石引道之内、新保村領字大わたしニテ壱ケ所、并下田上村領字ねは坂ニテ弐ケ所、都合三ケ所、高サ・幅平均五六間計宛、山崩仕道江押出申候ニ付、此段御達申上候、取除方之義ハ、追テ御達可申上候、以上、

午二月　　森田虎左衛門　判

横山遠江守様
奥村河内守様

四　年不詳　才川・浅野川々除御普請之様子并私共勤方之帳

（表紙）「下帳

才川・浅野川々除御普請所之様子并私共勤方之帳」

(1)一、河除損所御座候砌修理仕候節之事、

(2)一、定御用相勤申候町人共江河除御普請被仰付候節之事、

(3)一、定御用相勤候町人共江被仰付候柵定直段之事、

(4)一、定御用相勤申候町人共、跡々勤来り候柵人足図り并為減候人足図り之事、

(5)一、定御用相勤申候町人共より人足図り之書付出置候得共、跡々不被仰付候柵人足図り、重而被仰付候節之ため、為減置候事、

(6)一、定御用相勤申候町人共、前々より勤来り候柵之内、請合之人足図りニ被仰付候而茂、御損与相見之不申分ハ元禄十六年減不申候事、

(7)一、定御用相勤候町人共江被仰付候柵掘申内、古涌鳥足御座候節、柵之深サニより請合之人足図りニ増人足相渡候事、

(8)一、定御用相勤候町人共へ柵被仰付候節、川樋之事、

(9)一、定御用相勤候町人共江柵被仰付候節、請合之人足図りニ而出来いたさせ様極之事

(10)一、河除御普請為御用為遣申持籠之事、

(11)一、河除御普請為御用請取申持籠・棒之事、

(12)一、河除御普請為御用請取申根苧之事、

(13)一、河除御普請為御用請取申根苧直段之事、

(14)一、根苧杪善悪之事、

(15)一、河除御普請為御用根苧籠為組申儀并組手間之事、

(16)一、根苧籠長短并大サ之事、

(17)一、根草籠伏替候節、古籠屑并切木斧屑之事、

(18)一、夜中洪水之節灯申松明之事、

(19)一、従跡々定小屋ニ請取置申提灯之事、

(20)一、河除為御用請取申蝋燭之事、

(21)一、火事之節為御用、従跡々定小屋ニ請取置申道具之事、

(23)一、河除御普請為御用請取申小者之事、〔(22)脱〕

(24)一、河除御普請為御用割場附小者掛り候節、人数しらへ請取様之事、

(25)一、割場附小者ニ申付候仕事之事、

(26)一、割場附小者被引揚候儀并遠方江遣候御用指除候事、

(27)一、河除御普請為御用掛り候御家中役人之内ニ過仕候節之事、

(28)一、河除御普請為御用掛り候役人之内俄煩出し、又者不参之者御座候節之事、

(29)一、河除為御用相掛り候役人之内、致死去候者之事、

(30)一、河除御普請為御用掛り申御家中役人ニ相添出申杖突之事、

(31)一、河除御普請為御用掛り申、弐十人石伐之事、

(32)一、河除御普請為御用掛り申足軽之事、

(33)一、河除御普請為御用掛り申足軽小頭之事、

(34)一、河除御普請為御用相掛り申御家中役人之事、

(35) 一、定小屋番人并御道具出入為御用、請取申小者共之事、
(36) 一、定小屋番人勤方之事、
(37) 一、河除為御用請取置候御普請御道具之内、洪水之砌、川江流、又ハ於丁場紛失仕候節之事、
(38) 一、河除御普請為御用相掛り候人々并定小屋番人川廻等、私共より出候請取切手之事、
(39) 一、河除為御用請取候人々御普請会所并割場より入切手請取御算用帳ニ記候事、
(40) 一、才川・浅野川々廻為御用請取申御家中役人之事、
(41) 一、才川・浅野川々廻勤方之事、
(42) 一、河除御普請人足廻并御算用為御用請取置申足軽、朔望・嘉節ニハ割場より御雇之事、
(43) 一、定小屋近辺火事之砌之事、
(44) 一、才川・浅野川洪水之節之事、
(45) 一、洪水之節、罷出申大工棟梁之事、
(46) 一、洪水之節、水防為御用、常ニ定小屋ニ拵置申品々ノ事、〔47脱〕
(48) 一、洪水之節、河除裁許より案内不仕候而も罷出候人々之事、
(49) 一、才川・浅野川々除、川原・川中ニ死人川流等御座候節之事、
(50) 一、洪水之節、水防道具渡様之事、
(51) 一、河除御普請為御用大工・木挽召仕候節之事、
(52) 一、河除御普請為御用請取召仕申棟梁大工之事、
(53) 一、河除為御用召仕候大工手間料之事、
(54) 一、河除御普請為御用請取申大鋸・木挽手間料之事、
(55) 一、河除御普請為御用召仕申大工・木挽ニ手間料為請取様之事、
(56) 一、河除御普請為御用召仕申大工・木挽手間料為請取候以後、帳面ニ人々為致判印候事、
(57) 一、河除御普請為御用召仕申大工・木挽手間料為請取候以後、小払御奉行より入帳請取置候事、
(58) 一、河除御用之松木請取申節之事、
(59) 一、河除御普請御用之松木定御用相勤申候町人共ニ為伐候節、伐手間并定小屋迄持人足之事、
(60) 一、河除御普請御用松木御家中役人ニ為伐候節并定小屋迄為持申候人図り之事、
(61) 一、定御用相勤申候町人共江御普請被仰付候節、御普請道具并御材木・釘・鉸等渡様之事、
(62) 一、河除御普請御用之砂利請合之町人江被仰付候節、御普請道具借渡不申候事、
(63) 一、河除御普請之品々御用相勤申候町人共ニ、前銀并中勘銀相渡置御用済候而、本勘為相遂申候事、
(64) 一、才川・浅野川々堀之事、
(65) 一、河除御用之栗石、定御用相勤申候町人共江被仰付候請合人足図り之事、
(66) 一、河除御用之栗石、日傭人足ニ為持候事、
(67) 一、定御用相勤申候町人共江籠伏御普請被仰付候節、并人足図りの事、
(68) 一、定御用相勤申候町人共より河除御普請之儀願上置、定直段相極り、在之品々ノ内、先年被仰付、近年不仰付候品、且亦先年より不被仰付候品之事、
(69) 一、河除石垣定御用相勤申候町人共江被仰付候節、并定御用相勤不申候者ニ被仰付候節之事、

(70) 一、草楾・御伐木を以、先年ニ被　仰付置候河除之事、
(71) 一、河除松木柵被仰付候節并仕立様之事、
(72) 一、松木ニ而鳥足被仰付候義并仕立様之事、
(73) 一、小者役人を以、為築申候河除石垣之事、
(74) 一、河除御普請為御用日用人足召仕候事、
(75) 一、河除為御用日用召仕候節、割場より入切手請取置候事、
(76) 一、河除御普請御用之品々役銀を以、為請取候分、右御奉行より入切手請取之事、
(77) 一、河除御普請御用相勤申候町人共ニ本切手を以、銀子為請取候以後、其者共より見合之切手取置候事、
(78) 一、河除方御用相勤申候足軽・小者・役人等代り之時分、并被引揚候儀、割場より御普請会所(江)より案内之事、
(79) 一、才川・浅野川之内切抜候而、御田地へ取申用水之事、
(80) 一、町中より出候悪水、才川・浅野川々除之内、切抜候而返し候事、
(81) 一、河除御普請御道具并縄・蒋・持籠・釘・鉸等之品々請取様之事、
(82) 一、才川・浅野川定小屋為御用、請取申品々之事、
(83) 一、才川・浅野川々除之内ニ在之制札之事、
(84) 一、才川・浅野川々原より為御用相渡栗石之事、
(85) 一、河除御普請御入用御普(算カ)用毎歳相懸候節之事、
(86) 一、河除為御用御家中役人を以取寄申藤・茨貫目之事、
(87) 一、河除へ伏置申根苧・藤(カ)并石垣之上ニ役人を被通之(事脱カ)、
(88) 一、河除御用之夫石、御家中役人へ為持之事
(89) 一、河除御用之栗石、御家中役人ニ為持申節、坪掛ニ不仕、よミ石ニ申付、数ニ而請取申候事、
(90) 一、河除御用栗石、役人へ不持候節之事、
(91) 一、河除籠伏之御普請、役人へ申付候品并人掛図り之事、
(92) 一、才川・浅野川、土居川除之事、
(93) 一、川除才許勤方之事、

(1)

河除損所御座候砌修理仕候節之事

一、才川・浅野川々除御普請会所御支配分之内ニ、損候所御座候得者、河除裁許見分仕、損候所々紙面ニ調、御普請会所迄御断申置候、其以後御場より見分人罷越様子見届、其上ニ而修理被仰付候、御普請之仕様ハ、御奉行中并見図人指図之通申付候、但、御普請之仕様、私共致勘弁御入用減申様ニ可仕旨、御普請御奉行中御申渡ニ付、前々ハ所々一度ニ御普請御座候故、役人迄ニ而不足仕候付、定御用相勤申候町人共江被仰付候、依之日傭銀等之御入用茂増申候、第一修理遅成候而ハ少破之所茂次第ニ大破ニ罷成、弥御費茂在之候条、向後軽キ品之儀ハ私共見図を以、毎日河除江掛り申御家中役人等ニ而早速繕候者御入用茂減、河除茂丈夫ニ可罷成与奉存、其段御断申候処、其通ニ可仕旨元禄十六年三月廿七日、御普請御奉行中御申渡候付、其以後河除繕御普請私共見分之上連々ニ申付候、

(2)

定御用相勤申候町人共江河除御普請被仰付候節之事

一、才川・浅野川々除修理御普請、定御用相勤申候町人共江被仰付候節ハ、御普請之場所柵之深サ、間数并籠伏等之様子委細、書立之紙面・絵図等御普請会所ニ而相極り、町人共江御場より直ニ御

渡候、又ハ河除裁許江御渡之儀も在之由ニ御座候、御材木・籠等之品々ハ河除才許より町人共江改相渡申候、

但、唯今者小者役人等ニ而連々ニ御普請申付候故、町人共ニハ御普請不被仰付候、乍然元禄十六年七月、浅野川洪水ニ而損所多役人迄ニ而ハ手間申ニ付、其段御普請会所江御断申候処、段々御詮儀在之、定御用相勤申候町人共江茂可被仰付候間、何方之御普請申付、宜在御座候哉、詮義可仕旨、御普請奉行中御申渡候、御普請場所ニより日傭召仕候得者、町人共請合直段よりハ、下直ニ出来之儀も御座候付、其品相考御普請会所江茂御断申、町人共江ハ私共より申渡候、御普請会所におゐて絵図等相極候而茂、私共請取申候、尤御普請相勤候内、御普請御奉行中、同所御横目見図人等被召連、度々御見分在之候、

③

定御用相勤申候町人共江被仰付候柵定直段之事

一、才川・浅野川々除柵、定御用相勤候町人共江被仰付候直段之儀ハ、人足図りを以相極、向後御普請相勤申度旨、先年町人共より相願候由ニ而、御普請会所ニおゐて定直段相極り居申、其通ニ数年相勤来り申候、

但、柵人足図り町人共請合之通ニ被仰付御損徳之儀、相知不申候、然処元禄十六年七月浅野川洪水ニ而、茶臼山向新河除浅野町後河除、右両所之柵損候跡、重而柵ニ可被仰付旨御詮儀相極候付、右両所之内壱ケ所ハ日傭ニ而申付、跡々町人共江被仰付柵御損徳之品相考申度旨、御普請会所江私共相願候所、其通ニ可仕旨御申渡候故、両所之内、新河除柵日用ニ申付候得者、町人共請合人足図りよりハ、減申品御座候付、其段御普請会所江御断申、町人共手前遂詮儀、跡々より之請合定直段為減、則浅野町後之柵、減直段ニ而申付候、向後減直段ニ而相勤申筈ニ相極、証文取候而御普請会所江出し置申候、

④

定御用相勤申候町人共、跡々勤来り候柵人足図り
并為減候人足図り之事

一、深サ弐間之柵、幅壱間出来人足三拾人七歩弐厘ニ、前々より相勤来り候、

但、此柵日傭召仕、元禄十六年私共ためし候処、人足多掛り不申候付、町人共手前遂詮儀候而、拾四人七歩弐厘為減、十六人ニ相極置申候、

一、深サ弐間三尺之柵、幅壱間出来人足五拾七人八歩五厘ニ前々より相勤来り候、

但、此柵私共ためし申人足図を以、三拾人三歩五厘為減、弐十三人五歩ニ相極置申候、

右両品之柵、私共ためし申候ハ、八月より五月迄之内ニ御座候付、短日之時分ハ町人共難儀可仕与奉存、十月より二月三之内、右之柵被仰付候者、減申人足図りニ壱割之増人足可相渡旨申渡置候、三月より九月迄ハ、右之人足ニ而出来候筈ニ御座候、

⑤

定御用相勤申候町人共より人足図り之書付出し置候得共、跡々不被仰付候柵、人足図り重而被仰付候節之ため、為減置候事

一、深サ弐間壱尺之柵、幅壱間出来人足三拾六人五歩可仕旨、書付出シ置申候、

但、此柵日傭召仕、私共ためし申人足図りを以、拾八人五歩為減、十八人ニ相極置申候、

一、深サ弐間弐尺之柵、幅壱間出来人足四拾五人五歩ニ可仕旨、書付出シ置申候、

但、此柵ためし申人足図りを以、弐十五人五歩為減弐十壱人ニ相極置申候、

一、深サ弐間四尺之柵幅壱間出来、人足七拾五人五歩ニ可仕旨、書付出シ置申候、

但、此柵ためし申人足図りを以、四拾七人為減弐十八人五歩ニ相極置申候、

右三品之柵私共ためし申候ハ、八月より九月迄之内ニ而御座候付、短日之時分ハ町人共難儀可仕与奉存、十月より二月迄之内被仰付候者、減申人足図りニ壱割之増人足可相渡旨、申渡置候、三月より五月迄ハ右之人足ニ而出来仕筈御座候、

⑹

定御用相勤申候町人共、前々より勤来り候柵之内、請合之人足図り被仰付候而茂御損と相見へ不申分ハ元録(録、以下同)十六年減不申候事

一、深サ六尺より七尺迄之柵幅壱間出来、人足弐人七歩ニ前々より相勤来り候、

一、深サ八尺之柵幅壱間出来、人足三人七歩ニ前々より相勤来り候、

一、深サ九尺之柵、幅壱間出来、人足五人弐歩ニ前々より相勤来り候、

一、深サ壱丈之柵幅壱間出来、人足七人弐歩ニ前々より相勤来り候、

一、深サ壱丈壱尺之柵幅壱間出来、人足九人四歩ニ前々より相勤来り候、

右、五品之柵ハ元録十六年私共ためし不申候、乍然町人共請合之人足図りニ被仰付候而も御損之儀ハ御座有間鋪と奉存候付、直段為減不申、前々之通ニ仕置候、

⑺

定御用相勤候町人共江被仰付候柵堀(掘、以下同)申内、古涌鳥足御座候節、柵之深サニより請合之人足図りニ増人足相渡候事、

一、深サ六尺より七尺迄之柵堀申内、古涌鳥足夫石御座候得者、見図り之上を以、増人足相渡来り候由御座候、

一、深サ八尺より壱丈壱尺迄ノ柵堀申内、古涌鳥足夫石御座候而も増人足相渡不申候、

但、右弐品之柵深サニ依テ、前々より増歩相渡候儀、難心得奉存、町人共手寄私共遂詮儀候所、六尺より七尺迄之柵ハ堀候所残り御座候付、古涌敷木夫石等御座候迄ハ堀付不申候付、請合直段下直ニ図り置申候故、若右之品御座候得者、請合人足図りニ而ハ出来不仕候付、増人足被下候様ニと最初より願上置候帳面ニも調置候而、増歩請取来り候、壱丈計も堀申候へハ、古涌敷木・夫石等御座候所迄、堀付申ニ付、取上候而も損無之程ニ人足図り仕置候故、増歩願候儀不仕候由、町人共申候、左候へハ八尺より壱丈壱尺迄之柵ニハ人足図り、余分も在之町人共ニ被仰付、御損之筋も可在御座候哉

と、元禄十六年日用を以、私共ため し申人足入用高を以、相考候処、余分も多無之躰ニ奉存候付、其通ニ仕置申候、

一、深サ弐間より弐間四尺迄之柵掘申内、古涌敷木・夫石御座候得者増人足相渡申候、

但、此柵増歩之儀、跡々之詮儀ハ不奉存候得共、元禄十六年、右間尺之柵私共ため し候而人数減さセ申候、其節ハ古涌鳥足等も無御座候付、重而被仰付候時分、右之品御座候而人力多入増申候者、見分次第増人足可相渡旨申渡置候、

⑧

定御用相勤申候町人共江柵被仰付候節川堰之事

一、柵堀立申所川堰仕候節、軽キ儀ハ請合直段之内ニ而町人共より仕、人力多掛り候へハ前々より増歩相渡申候由ニ御座候、

但、元禄十六年浅野町後柵、町人共江被仰付候節、水深キ所□□候間、増人足請取申度旨、私共迄相断申候、乍然柵直段極候節、過分ニ川堰仕候者、増歩可被下段書付出置候、左候得者少分之儀ニハ増歩遣申間鋪候、去共土俵ハ跡々より此方より詰渡之由承候間、役人を以可為詰旨申渡、則役人ニ為詰相渡申堰候人力ハ、町人共より出申候人力多掛り、請合直段ニ而、町人共損も可在之躰ニ候得者、私共見分之上を以、増歩相渡申筈ニ御座候、

⑨

定御用相勤申候町人共江柵被仰付候節、請合之人足図りニ而、出来いたさセ様極之事

一、定御用相勤申候町人共江被仰付候柵仕様、御普請会所ニおゐて極候儀ハ、最前之古柵堀立、新柵堀埋後詰栗石等入候迄請合、人足手間ニ而出来仕候、裏詰栗石不足仕候得者、引足相渡ためなら し候ハ、町人共より仕候柵仕立申大工手間之儀ハ、町人共構不申候柵柱根入之儀ハ、其所之様子水当（アタリ）相考丈尺之内、私共望次第、何程ニ而茂堀為込申候、

但、町人共より先年御普請会所江出置候帳面ニハ、人足図り迄有之柵仕立様、柱根入等之儀書載無之候付、元禄十六年四月於普請会所、町人共手前詮議仕帳面改候而、御普請会所へも為出、私共方江茂取置申候、

⑩

河除御普請為御用為遣申持籠之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、毎日遣申持籠之儀、御普請御道具渡奉行より御買上之持籠請取、損候得者、遣捨ニ仕候、

但、御買上之持籠ハちいさく、其上縄ほそく候而よわく御座候付、御普請もはか取不申、御入用茂多掛り申候故、俵・縄を請取、定小屋ニおゐて為編候者宜在御座と奉存、直段図り等紙面を以、御普請会所迄私共より御断申候処、御詮議之上、俵・縄御買上相渡り候付、元禄拾六年以来ハ於定小屋為編申候、あミ手間之儀ハ、雨中又ハ川水等増、御普請難成日役人共透々申付候、損候へハ幾度茂繕候而遣申候、繕候而茂御用ニ不相立程ニ損候、古持籠不残集置、何枚も閉合候而栗石を詰、仮橋等懸候節橋台、并当分川堰土俵之代りニ用、或大水出候節そた扣縄等結付申候、右御用ニも不相立分ハ、壁すたニ為伐、定小屋修理之時分用申候ニ付、只今遣捨候儀無御座候、且又栗石為持申持籠、藤ニ而申付候処、強御座候而弥御入用茂懸り不申候付、只今藤持籠為遣申候、去共藤遣切

候節ハ、俵・縄・持籠為遣申候儀も御座候、砂利為持申ニハ藤ハ不宜候故、俵・縄を編候而、持籠ニ仕候栗石為持申、持籠ハ編不申、かうしに 組候而縄・藤多入不申様ニ仕候、御普請之様子ニより持籠大小等段々ニ拵置、見合為遣申候、持籠編様等品々ノ見本、定小屋ニ拵指置申候、

(11)

御普請為御用請取申持籠棒之事

一、才川・浅野川御普請為御用、従跡々遣申持籠棒之義ハ、長六尺計之杉棒、御道具渡奉行より請取申候、

但、杉持籠棒ハ、両人ニ而荷候而砂利・栗石等持申候、御普請場ニより(ニより)仮橋等を掛、人足共為致往来候故、細キ橋之上重荷両人ニてハ、難持儀茂御座候ニ付、ふり持籠・棒請取申度旨、元禄拾七年八月、私共より御普請会所江御断申候処、ふり持籠・棒御買上ニ而相渡申候、仮橋之上為持申迄ニも不限、惣而御普請茂はか取候付、常ニ茂大形ふり持籠ニ而為持申候、乍然品ニより杉棒ニ而、為荷重儀も御座候ニ付、前々より遣来候杉棒茂請取置、御普請所之様子ニ随イ両品之内、見合為遣申候、且又ふり持籠・棒損候へハ、御普請会所江相断、御道具渡奉行より取替可申旨、御普請会所江御断申置候、

(12)

河除御普請為御用請取申根苧之事

一、才川・浅野川河除御普請御用之根苧杪御用之時分、員数相考紙面ニ調、御普請会所江御断申候へハ、定御用相勤申候、町人共江御場より御申渡候以後、定小屋迄根苧付越候ニ付、河除才許見分之上、上中下位付仕、請取申候、

但、上中下位付様之義ハ、先年町人共より上中下三段之見本之根苧出之置候由ニ而、定小屋ニ御座候故、見合申候、右見本数年拵候而木細ク罷成候ニ付、元禄拾六年見本之根苧相改置申候、上中下三段之位ニ合不申、悪根苧在之候へハ、町人共より定小屋迄持届候而も相返し候、根苧位付仕、私共請取申以後惣束数之内、壱束小数相改、百本より不足仕候へハ、残ル根苧何百束ニ而も其廻シニ仕、束高減申候、百本より多御座候分ハ見捨ニ仕、惣束数増申儀ハ無御座候、且又惣根苧ヲ中江包込上通迄ヲ宜仕、結立申候様成後、闇キ仕形在之候へハ、束ヲとき候而悪分ヲ撰捨、残ル根苧ノ数を以、廻シニ仕儀茂御座候、

(13)

河除御普請為御用請取申根苧直段之事

一、才川・浅野河々除為御用、町人共より売上申根苧直段之儀ハ、於御普請会所、上中下三段左之通、定直段相極前々より売上申候、

七分　上根苧壱連代　但、百本結
六分弐厘　中根苧壱連代　同断
五分七厘　下根苧壱連代　同断

右之通ニ数年売上来り候、然所御郡方江外之町人より売上申(申)根苧之籠等ハ、下直之由承申ニ付、才川・浅野川河除御用ニ売上申根苧過分ニ利潤茂在之儀ニ候ハヽ、為減可申と奉存、元禄拾七年三月町人共手前遂詮儀候所、難減旨私共迄書付出置申候、其以後様子相考候処ニ両川江売上申根苧ハ雑木も無之、拵等もちかい、第一木ふとく御座候旨(故)籠も又強ク御座候(ゝ)

ニ付、其通ニ仕置候、

(14)

根苧杪善悪之事

一、才川・浅野川々除為御用請取申根苧之内、雑木相交り候へハ、組申時分おれ候而河除ニ伏候而も、よわく御座候付、入念売上申候様、定御用相勤候町人共へ急与申渡置候、

但、根苧杪と名目在之候へ共、太分ノ連数之儀ニ御座候へ者、根苧計ニ而無之、外之木も相交り候、乍然私共木見覚不申故、元禄拾六年籠組共へ申渡、籠ニ(カ)組候而善悪之儀為相考、上中下三段ニ分候而書付置申候、其以後根苧之様子并白根苧花之儀、御普請会所より御尋ニ御座候、其砌籠ニ組申木何々ニ候哉、書付可上之旨、御普請御奉行中御申渡候故、町人共江根苧売申山形之者共呼寄、弥致詮儀木与名承置申候分、左之通ニ御座候、此外ニも雑木多御座候へ共、名相知不申木ハ書上不申候、且又書上候木之所々も、私共常ニ手ふれ不申ニ付、見覚不申候故、籠組共ニ申渡、悪き雑木ニ而おれ申木ハ為撰出、売上申町人共手前致詮儀候、

上ノ分

白根苧　但、まんさくとも申候　黒根苧　いつき　山はり　但、めふかとも申候　なくかまと　ほうほう　□らほう

中ノ分

まゆミ　とねりこ　ぶな木　いた木

下ノ分

黒もし　かいて　こふし　かうくるミ　して　はせはミ　ぬまはり　めつら　さくら

(15)

河除御普請為御用根苧籠為組申儀并組手間之事

一、才川・浅野川々除為御用、根苧籠為組候節、御普請会所江御断申、御場より籠組棟梁江御申渡候、以後於定小屋為組申候、但、手間之儀ハ長六尺籠壱ツニ付、壱分五厘宛於御普請会所定直段相極、九尺并弐間籠茂右之割ニ而数年相勤来候、

但、籠為組申段御普請会所江御断申、籠組江ハ私共より直ニ申渡候義茂御座候、籠組人数之義ハ、定小屋ニ請取置申、根苧之員数并御普請之様子相考、前月より翌日之人懸申渡候、春秋ハ籠数為組置間在之、河除ニ伏候而も、指而相等義無御座候得共、夏時(中)(さ)暑気之砌為組候籠、久敷間在之候へハ、籠ノ目孕(カ)ミ、又ハ根苧おれ候而伏申時分取扱不宜候故、入用之員数相考、段々ニ為組申候、洪水之節、水防用意ニ為組候籠之儀も先ニ組候ヲ河除御用ニ遣、跡ニ組候ヲいり(くり)〳〵(さゝ)ニ残し置申候、且又跡々より相勤来り候籠、組棟梁箕屋長兵衛・田中屋次郎兵衛両人之内、次郎兵衛不調法之義在之由ニ而、元禄十六年町御奉行より役儀被取上候、為代米屋紋左衛門相勤候砌、籠組手間相改り、同年七月より下直ニ罷成候直段、左之通ニ御座候、

弐分壱厘　長弐間籠壱ツ組手間

跡々三分ニ而御座候所九厘減申候、

壱分七厘　長九尺籠壱つ組手間

跡々弐分弐厘五毛ニ而御座候所、七厘弐毛減申候、

壱分弐厘　　長六尺籠壱つ組手間

跡々壱分五厘ニ而御座候所、三厘減申候、

(16)

根苧籠長短并大サ之事

一、才川・浅野川々除為御用為組申根苧籠長サ之儀ハ六尺・九尺・弐間三段ニ為組、大サハ口ニて指渡し弐尺ニ仕、底ニ目十一立組上可申旨、籠組棟梁於御普請会所請合躰(罷在候)御座候、

但、籠長サ従跡々御普請会所定之通、六尺九尺弐間と三段迄ニ為組候而ハ弐間より内ノ河除ニも九尺より深キ所ニハ、弐間籠ヲ伏申候、左候へハ、根苧ノ御費在之ニ付、元禄十六年以来ニハ河除之深サ私共相考、其所ニ応シ、中程ニ為組申候、組手間料銀之儀ハ三段之定直段を以、尺廻シニ仕候、

壱丈五寸より弐間余迄、弐間之直段を以、其長サニ割申候、

壱丈四寸より七尺五寸迄、九尺の直段を以、其長さニ割申候、

七尺四寸より内、或ハ弐尺三尺迄、六尺ノ直段を以、其長サニ割申候、

右之通、籠組共手前私共相極申候銀子為請取候節ハ長短ノ籠何茂六尺九尺弐間三段ニ直し、銀高図り立申候、且又張出之角并河道際(キハ)等所ニより、すく籠伏候而よわツ(ミ)ニ成候へハ、口広口セはの籠ヲ為組、立ならへの間すかさ(ゝ)る様ニ為伏申候形在之、籠之儀ハ組手間茂懸候へとも、折節之儀候間、籠数多為組不申ニ付、直段常々籠同事ニ仕候、惣而籠立ならへ候所、伏面高ひく(低)

御座候へハ、水当り悪敷御座候、籠大サ之儀茂口指渡シ弐尺と極り在之候へとも、御普請所之様子ニより大小も申付候、且又貯用籠等為組置、雪下ニ指置候分、常之通ニ仕籠之目もふとく御座候而ハ損申ニ付、根苧も常よりハ少々入増、丈夫ニ仕、目もしめさせ申候、目ふため籠小ふりに御座候而も、底ノ目ハ減不申、十一為立申水当り強ク、河除節之痛申所ニ伏申籠ハ根苧ノ内、宜分ヲ撰(撰分)候而為組申儀茂御座候ニより出候、悪敷根苧ニ而組候籠ハ水当りも強無御座候、所々根籠ニ伏申候根苧計と申儀ハ定小屋ニ罷在候者共、又ハ籠組手伝等透々申付候、

(17)

根苧籠伏替候節、古籠屑并切木斧屑之事

一、才川・浅野河々除根苧籠伏置候河除損候所、重而新敷根苧籠伏替申候砌、最前之古籠屑并柵鳥足等之御普請在之節、斧屑何茂定小屋江集置、大工・木挽籠組日用人足等昼飯たへ候時分、湯沸申焼木、又たはこ火ニ仕候、

但、元禄十六年以来ハ大キ成いつミ持籠ヲ拵置、御普請場へ遣置、伏替ハ古籠屑つりねかた他短キ分迄もひらわせ、右いつミニ入候而、定小屋江取寄湯沸たはこ火等ニ仕候、長キ分ハ束ニ仕置、定小屋番人ニ改相渡、入払算用、私共承届申候、毎日之入用相考為焼候而、冬中火いけニ成申程よけ置、残り分ハ御払ニ仕候、切木斧屑之義ハ、近年柵鳥足之御普請不被仰付候故、無御座候、乍然元禄十六年浅野川洪水ニ而河除損候砌、柵鳥足被仰付候、此節ハ切木何茂私共致見分、柵松木留杭かせき又ハせんくさひ等切木之長サニ応、拵置御用ニ不相立斧屑迄ヲたかせ申候、尤麁抹ニ無之様ニ定小屋番人

へ申付候、且又古柵朽木并切木之内、ふし木ニ而御用ニ不相置分、何茂御払ニ仕候、右御払物御座候節ハ員数紙面ニ調、私共より御普請会所江出し、御普請会所より町会所江御申遣、其上ニ而望人町人共、定小屋迄罷越、見分仕致入札候、入札之儀ハ於御普請会所御披、落札之者相極、私共へ御申渡候、以後、右御払物品々落札之町人江改、相渡申候、代銀之儀ハ役銀之内江為上可申旨、御普請御奉行御申渡候付、町人共銀子上ケ切手ニ私共奥書仕候、切手之文言、左之通ニ御座候、

御払之儀、私共御断申候紙面

覚

一、何拾本　松古木長何尺より何間計迄

右、浅野川々除柵古朽木如此御座候条、御払ニ可被仰付候、以上、

何月何日

河除才許
何ノ誰　判

同
何ノ誰　判

御普請御奉行
何ノ誰殿

何ノ誰殿

何ノ誰殿

根苧屑御払之儀、私共より御断申紙面

覚

一、何百何拾連　古根苧籠屑

右、才川
浅野川河除伏替申古籠屑如此御座候間、御払ニ可被仰付候、以上、

何月何日

河除才許
何ノ誰　判

何ノ誰　判

御普請御奉行
何ノ誰殿

何ノ誰殿

何ノ誰殿

御払物町人共へ可為見請候義申由申来紙面

先日被書出候両川々除御用ニ不立古木并根苧屑入札之儀町会所江申遣候刻、其元御払物見届、則致入札候様ニ申遣候間、様子為御見可在之候、以上、

何月何日　御普請会所

河除才許
何ノ誰殿

何ノ誰殿

御払物落札ノ町人相極候儀申来紙面

覚

一、何拾何匁　丁銀

根苧古籠屑何百何十連代

右、入札ニ申付候所、何屋誰、高札ニ候故、売渡申筈ニ申

渡候、右切手出次第可被加奥書候、古籠屑相渡候義ハ、追而可申入候、以上、

何月何日　　御普請御奉行　何ノ誰
　　何ノ誰
　　何ノ誰

河除才許　何ノ誰殿
何ノ誰殿

町人共銀子上ケ切手

覚

一、何拾何匁　丁銀

根苧古籠屑何百何拾連代

右、才川浅野川々除定小屋ニ御座候、根苧古籠屑御用ニ相立不申分御払入札ニ被仰付、私共高札ニ付買銀（請）、代銀、之内江指上申所如件、

年号月日　　何屋　誰印
　　何や　誰印

役銀御奉行　何ノ誰殿
何ノ誰殿

右、才川浅野川々除御用根苧古籠屑何百何拾連売渡、代銀何拾何匁役銀之内江為上申候、以上、

河除才許　何ノ誰　判
　　何ノ誰　判

御払物可相渡旨申来紙面

其許根苧古籠屑代上之、則役銀御奉行より銀返（送）入切手被指越候間、右屑何百何拾何連、何屋誰ニ御渡可在之候、以上、

何月何日　　御普請御奉行　何ノ誰
　　何ノ誰
　　何ノ誰

川除才許　何ノ誰殿
何ノ誰殿

一、御払物代銀町人共より指上候以後、銀返（送）入切手之儀、役銀御奉行中より御（ハ）河除才許宛所ニ而、被指越候へとも、右切手御普請会所ニ御留置、私共方へハ相渡り不申ニ付、御算用帳ニハ記不申候、

一、元禄十六年御払物之儀、御普請会所江書上申砌、私共相願候ハ、朽木・古籠屑等御払之儀ハ、跡々無御座候由承及申候間、代銀之義ハ、御普請会所ニ御預り置、河除御普請御用之御道具等御調渡、御道具渡御奉行より私共受取申員数減申様ニ仕度旨、御断申候所、此義追而可被遂御詮義候間、先役銀之内へ為上可申旨、

御申渡候、其以後於両川根苧屑御払ニ仕候節、右之格を以、役銀之内江為上申候、

(18)

夜中洪水之節、灯申松明之事

一、才川・浅野川夜中洪水之節、河除廻り申砌、提灯之火ニ而川水之様子、見分難仕御座候ニ付、御道具御奉行より松明請取置候而とほし申候、

但、御道具御奉行より請取申松明之儀ハ、灯口不宜候間、松明かは請取、於定小屋為繕申候者、灯口茂宜御入用茂減可申段、御普請会所迄御断申候処、御詮議之上かは御調上相渡り候付、只今ハ於定小屋役人共、透々為繕申候、中ばんニハ、根苧古籠屑之内、小枝在之ヲ撰出候旨仕候、押竹ニハ古ひゝら之柄ヲ於普請会所より請取申候、結申縄ハ俵縄ニ而仕候、

一、松明指渡跡々定小屋ニ無御座ニ付、短ク成候得者、手本江火参候付、不残とほし切候事難成故、たいさし請取申度旨、御普請会所へ御断申置候得共、未相渡り不申候付、松明為結申砌、本之方壱尺計ハ、根苧屑等迄ニて結置かはノ費無之様ニ仕候、去共たいまつふり出し、川中ノ様子見分仕候事難成候ニ付、たいさしノ儀、今以相願置申候、

(19)

従跡々定小屋ニ請取置申提灯之事

一、才川・浅野川共ニ無紋高提灯弐張宛、同箱提灯弐張宛、請取置申高提灯之儀ハ、定小屋近辺火事之砌、或夜中洪水之節、人数多入廻申時分、定小屋ニ灯申候、箱提灯ハ洪水之節、河除相廻り候砌、又ハ御普請御奉行中江水之様子案内仕候節、為灯申候、

但、提灯紙古ク罷成損候而難灯御座候付、其段私共より御普請会所江御断申、御奉行中御見届之上、張替可申旨御申渡ニ付、御道具調御奉行へ相渡、張替申候、張出来請取申砌ハ、渡御奉行より請取、尤切手茂御道具御奉行江遣申候、向後も損候節ハ張替可申旨御断申置候、

(20)

川除為御用請取申蠟燭之事

一、才川・浅野川定小屋近辺火事并洪水之砌、灯申為御用弐拾目掛蝋燭御普請会所より請取、灯切候へ者、御断申、又請取申候、

但、拾五匁掛蠟燭灯可申旨、御普請会所より御申渡、只今拾五匁懸相渡り申候、且又灯切之残燭指上、替之蠟燭請取可申旨、御普請御奉行中御申渡ニ付、先其通ニ相心得罷在、灯替申砌、残燭麁抹ニ仕間敷旨、川廻之者江兼而申渡置候、乍然川除御用候ニハ、急切之外ハ灯申儀無御座候ニ付、品ニより残燭之しまつ(しまつ)難仕儀茂可在御座候条、決而残燭指上申候之格ニ仕度候事ハ難成旨、其節御断申置候(置候)、請取置申蝋燭員数之義ハ、提灯壱張ニ三丁宛用意仕置申心得ニ付、才川・浅野河共提灯四張御座候故、拾弐挺宛不張様ニ仕申候、

(21)

火事之節、為御用従跡々定小屋ニ請取置申道具之事

一、火事之節、為御用才川ニハ火消桶拾ヲ、長鎌弐本、熊手三本、鳶口壱本、浅野川ニハ火消桶拾ヲ、鳶口三本請取置、定小屋ニ指置申候、

但、先年請取置申迄ニ而、修理無之躰ニ而損居申候処、急切時分も、御用ニ難相立御座候故、修復仕度旨、御普請会所迄

御断申候所、御見届之上火消桶之儀ハ、御道具調御奉行江相渡シ、修覆仕候、出来請取申砌ハ御道具御奉行より請取、尤切手茂御道具御奉行江遣申候、長鎌・熊手之儀ハ軽キ損ニ候条、御普請会所ニおいて、修理御申付可在之旨ニ而、御場迄出し置、修覆出来受取申候、其節切手ハ出不申候、向後も桶之輪等朽損候時分ハ、度々修覆仕度旨御断申候処、御聞届之由御普請御奉行中御申渡候、長鎌・熊手之儀者、火事節ニ不限、洪水之砌も遣申義御座候、猶以丈夫ニ仕置度旨、御断申置候、

(22)

川除人足廻并御算用為御用請取申足軽之事

一、才川・浅野川々除御普請之節、人足廻并留書為御用足軽弐人宛、才川・浅野河共ニ請取申候、誓詞之儀ハ於御普請会所仕候、但、前々より足軽請取来り候所、河除御用ニハ足軽相渡り不申筈之由ニ而、元禄十七年割場より申来り被引揚候、其節私共より御普請会所迄御断申候ハ、河除御入用御算用、一年切ニ勘定相立申候付、毎歳帳面等仕立申候、私共之儀ハ御普請場ニ附罷在候ヲ第一ニ仕候故、両人共ニ揃候而定小屋ニ罷在儀ハ難仕候ニ付、帳面校合算用相手等無御座候、御普請之儀も一ケ所ニ片付申付候而ハ、人数込合はか取不申故、何ケ所へも分候而御普請申付候、ケ様之節、足軽御座候へハ、私共不罷有丁場ニ附置申候条、御普請多御座候砌、并御算用仕立申時分ハ、足軽相渡り申様ニ仕度旨、元禄十七年十月私共より書付を以、御普請会所迄相願候処、願之通向後相渡り申筈之由、同年十一月晦日御普請御奉行中御申渡、同十二月朔日より足軽両人宛才川・浅野川共ニ相渡り申候、其以後も御普請多御座候か、又ハ御算用仕立申砌ハ割場へ相断、請取申候、私共より申遣相渡り不申候へハ、御普請会所へ御断申、御普請会所より割場へ御申遣候、割場ニ足軽無之節ハ、壱人宛相渡り申義も御座候、且又誓詞仕候時分、私共之内壱人御普請会所江召連、罷出申候、去共川除御用多御座候節ハ、私共より紙面相添足軽迄遣申候、

一、元禄十六年浅野川洪水ニて御普請多御座候節、割場ニ足軽無之由ニて相渡り不申候、御用手間申候付、御普請会所江御断申、同所石才許足軽雇ニ而川除御用、私共申渡候、誓詞之儀ハ石才許之誓詞ヲ用申候、然所御普請会所御用多、石才許足軽も被引揚候ニ付、重而御断申候所、御普請御奉行より御年寄衆へ被相達、御弓土蔵之足軽雇申候刻、御年寄衆より割場御奉行江被仰渡候由ニて、右足軽、割場より私共方へ被相渡候、誓紙之儀ハ、割場付（より相渡候）足軽之通、私共御普請会所へ召連、川除方之誓詞為致申候、御弓土蔵足軽之義ハ、十日程宛ニ代り申候、其度々割場より紙面を以、私共方へ案内在之候、

一、誓詞之義、元禄十六年正月より以来相勤候者ハ、最前之誓詞ヲ用、重而不相改候、

(23)

川除御普請為御用、請取申小者之事

一、才川々除御普請為御用、割場附小者相懸り申候、乍然、河除才許より願候而請取申ニ而ハ無御座候、割場より被相渡次第請取申候、依之人数も不相定、尤相渡り不申日茂御座候、浅野河へハ割場附小者従前々相掛不申候、

但、浅野川江ハ従前々、割場附小者相懸り不申由ニ御座候所、元禄十六年七月三日浅野川洪水暫之砌、日用人足等召仕申候、其節才川ニハ浅野川程ニハ水出不申ニ付、人多入用之儀も無之候間、才川江懸り候小物、浅野川被呼寄召仕可申旨御普請御奉行中御申渡、則御奉行中より御申遣候所、小者五拾人参候ニ付、水防御用申渡候、其以後茂少々掛り申儀御座候、左候へハ、浅野川江決而小者懸り不申候ニてハ無御座候、

(24)

河除御普請為御用、割場附小者掛り候節、人数しらへ請取様之事

一、割場附小者朝掛り申時分、小者才許足軽又ハ小者小頭之内、何レニ而も壱人定小屋迄罷出、弐人ノ員数相改、帳面ニ調、河除才許江相渡申候、且又小者之内、病人等ニ而、朝定小屋江不罷出候者茂小者才許相改候へハ、河除才許之請取申分ニ仕、其人数程夫石請取申儀も御座候由承及申候、尤出人ニハ仕事申付候、且又各中より春江至候而も雪在之内ハ小者掛り不申候、

但、割場附小者之内、病人等ニて定小屋へ不罷出候者ヲ、私共請取申分ニ仕候而も、其人数程夫石請取候へハ、其日之御役ハ相済申候、左候へハ私共不召仕と申候ニても無御座候得共、夫者出候へハ、事済申候ハヽ、小者共相心得罷有候へハ、出人之員数減申儀も可在御座哉、此儀相改候儀紛敷御座候、其上病人と名目在之者、川除才許支配仕候而ハ、筋違之様ニ奉存候付、只今ハ定小屋へ罷出申者共迄ニ請取召仕、不罷出者より夫石請申儀者不仕候、且又小者掛り候人高小者才許足軽、又ハ小者小頭より朝之紙面ニ調、私共へ相渡置候へ共、右紙面若致紛失、以後ニ至、紛敷儀も在之候へハ、如何之間通ニ仕置度旨、割場御奉行江相断候所、割場より通ヲ被極、御場印ヲ被押、小者才許足軽、又ハ小者小頭等ニ為持、被指越ニ付、出高之内引揚人等増減相改、翌日通ニ記、人高之所ニ私共之内印判押、相渡候而、壱ケ月切之出高通を以改申候、

(25)

割場附小者ニ申付候仕事之事

一、川除御普請為御用、相掛り申小者仕事之儀ハ、先ハ夫石・栗石持、川板ニ等茂堀、前々申付来候由御座候、

但、川除御入用減申様ニと御普請御奉行中御申渡ニ付、元禄十六年以来ハ急切之外ハ日用人足等召仕不申候故、小者掛り候へハ、河除御普請如何様之品ニて茂申付候、依之御家中役人と打交候而も召仕候儀御座候所、従跡々不仕来仕事之儀ハ致用捨役人と入込不申様ニ仕度旨、小者才許足軽度々私共迄相断候付、宝永弐年閏四月廿一日割場江罷出、同所御奉行斉藤八大夫・高田覚右衛門江相尋候所、役人と入込候而者不苦候、如何様之御普請ニても可申付旨被申聞候ニ付、向後其通ニ相心得罷在候、乍然、老人ニ而達者仕事難仕躰之者ハ、朝掛り候時分、私共見計於定小屋、其者ニ応し候仕事為致申候、丁場江向候而も道具番等之軽キ品申付候、功者成小者をハ見覚置、丁場之様子御普請之仕様等、其者共ニ申含、残ル者江為教申候、仕付不申義、申渡候節ハ、其丁場江功者成役人ヲ交置、素々ニ仕習申様ニ仕候、役人之仕事と軽重之義ハ

役人十人ニ而仕所ヲ小者拾弐、三人相懸申候、致付さる丁場ハ石図り之外、御普請之様子ニ随イ、軽クも申付候、夫石等為致申儀茂此格を以請取申候、且又渡仕事申付置仕廻候、以後無拠義出来候而、外之儀なと品ニより申付候か、又ハ余人ニ抜出、情を出シ相勤候者在之候へハ、弐歩・三歩若ハ五歩・七歩、或ハ壱人ニ而も働ニ応候程、小札ニ記、相渡置、其者重而川除江懸り候節、御普請も不指急砌ニ候へハ、右札之刻限程仕事用捨申付候、渡シ仕事等無謂出来不仕、或ハ後闇キ仕形之者在之候へハ撰出シ、其日不参ニ申付候、

(26)

割場附小者被引揚候儀、并遠方へ遣候御用指除候事

一、河除御普請為御用、割場附小者掛り候而も割場御用御座候節、何時よりニ而も被引揚候付、被申越候人数相返申候、且又急御用ニて被引揚候時分、手間候条、小者之儀、遠方江指遣申間敷旨、割場より断之由ニて藤伐・茨伐、其外遠方へ遣候品ハ、従前々指除候由ニ御座候、

但、小者遠方へ指遣申間敷旨、割場より断申儀、何時分申来哉相知不申、小者才許足軽等申付(聞)候ヲ川除之格ニ立置候事、難心得奉存候ニ付、宝永弐年閏四月廿一日割場江罷出、同所御奉行斉藤八大夫・高田覚右衛門江相尋候所、向後茂遠方江ハ遣シ申間敷旨、被申聞候ニ付、其通ニ相心得罷有候、川上なとより夫石為釣候義并私共支配仕候、河除之内、覚源寺之上大豆田等ハ手寄遠候間、是以指除可申哉と相尋候所、此儀ハ何茂不苦候由被申聞候ニ付、夫石持之儀ハ申付候、河除御普請被仰付候義も、私共方より(ニ而)問ニも罷成不申節ハ五七丁、十丁計之内ニ配候間指置、急御用之時分、不残被引揚候而も、手間不申様ニ成次第ハ仕候、且又被引揚候節、小者仲間闘取等仕候而罷帰候ニ付、御普請之品ニより手間申儀茂在之候条、急御用、又ハ其場々々江向候人を撰被抜出候ハ格別不指急、御用之節ハ私共承届、御普請所之内見計、人数減候而茂不苦、丁場より引揚申度旨相断候処、右之通ニ可仕旨被申聞候付、只今其通ニ仕候、

(27)

河除御普請為御用、相掛り候御家中役人之内過仕候節之事

一、河除御普請為御用、相掛り候御家中役人之内、河除裁許支配仕候河除之内ニ而過仕候節、河除裁許不罷在候得者、其場ニ在合候杖突より案内仕候付、早速罷出候而見届、急ニ御普請所江茂難罷出程ニ、強痛申躰ニ候得者、過切手出し申候、且亦藤伐・茨伐夫石釣等ニ遠所江遣し、先々ニ而過仕候節、私共其所江罷出見分仕義ハ、跡々より無御座、同道仕候役人之内致介抱、召連罷帰、其上ニ而河除裁許致見分候由承及候、

但、過之躰、当座ニ見分難仕候へハ、其通ニ仕置、追而強痛申旨及断候節、其品承届杖突より口上書を取、過切手出申候、且亦元禄十六年七月、浅野川より若松山江松木持ニ役人遣候節、道ニ而過仕候ニ付、私共支配仕候河除之内迄召連、案内仕候付、先ニ而過之様子、杖突ニ口上書いたさせ、私共見届切手出申候、切手之文言、左之通御座候、

過仕候節当座ニ出候切手

一、壱人　　覚

右、六月何日　才川 浅野川 々除、於御普請所過仕、私共見届相違無御座候、以上

年号月日

御普請御奉行　何ノ誰殿
何ノ誰殿
何ノ誰殿
何ノ誰殿

何組何ノ誰役人　たれ

河除裁許　何ノ誰
何ノ誰

近日御痛申段断之節

覚

一、壱人

右、六月何日才川浅野川々除於御普請所過仕候得共、指而強痛躰無之ニ付、其通ニ仕置候所、頃日強痛申旨相断申候、過仕候砌、私共見届相違無御座候、以上、

年号月日

何組何ノ誰役人　誰

河除才許　何ノ誰
何ノ誰

御普請御奉行　何ノ誰殿
何ノ誰殿
何ノ誰殿

何ノ誰殿

御年寄衆并組無之候面々ニ役人過御座候節

覚

一、壱人

奥書前同断

何ノ誰役人　誰

過人多御座候節、

覚

一、壱人

何組何ノ誰役人　誰

同何ノ誰役人　誰

一、壱人

奥書前同断、但、組切ニ出申候、

河除御普請為御用掛り候役人之内、俄煩出シ、又ハ不参之者御座候之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用相掛り候御家中役人之内、俄煩出候、又ハ不参之者御座候得者、其品杖突致吟味、河除才許江相断候付、承届置、追而代り人為出申候、

但、定小屋ニ帳面を拵置、病人又ハ不参之者在之候得者、何組何ノ誰、役人誰与申儀并致吟味候、杖突之名、右帳ニ為相調置、代り人其月切ニ為出申候、不参之者之儀、掛ケ等承違脇之御普請所へ罷出、先より相帰り候者なと、朝之内暫時遅ク罷出時分ハ其通ニ仕儀も御座候へ共、無謂遅成候者ハ、遅参之刻限程追而為埋申候、病人之儀、朝より煩出し之者ハ、尤追而壱人為出申候、御普請相勤申内ニ煩出し候へハ、日之

刻限ニハ不構、御普請何歩通り出来と申儀、私共相考、仮令五歩通り残申と致見分候へハ、追而半日為埋申候、去共煩出し不申前ニ余人ニ抜出、情を出し相勤候者、又ハ十人掛ケ置候丁場之内、壱人御普請済寄ニ煩出し、残ル九人ニ而、其日之御普請仕廻可申与請合候へハ、右之病人追而埋申、貪着ニ不及、相返し申儀も御座候、且亦掛り候役人之内三人御使等被　仰渡、役引之儀、前角相知不申、割場より相掛り候人高之内、其日ニ至、俄ニ引候者ハ追而埋不申候付、掛高と相違不足仕候、此節ハ毎月出候切手・人高書記候、肩書ニ其趣記申候、

割場掛ニ不足仕候節切手

覚

割場掛之面何ノ何月何日より同何日迄何十何人之内

一、何十何人　何組役人

内

何人　杖突

右、才川
浅野川々除御普請為御用、請取召仕申所如件、

年号月日　河除裁許　何ノ誰

何ノ誰

御普請御奉行

何ノ誰殿

何ノ誰殿

何ノ誰殿

何ノ誰殿

(29)

河除御普請為御用掛り申候役人之内、致死去候者之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用相掛り候、役人ノ内過仕候而当座ニ相果、又ハ異死之者前々無御座候由承及申候、定小屋留帳等茂無御座候、

但、元禄十七年四月、才川より茨伐ニ遣候役人之内、人持組深美縫殿役人与兵衛と申者、茨伐候而、昼八時分定小屋へ致持参、私共へ相渡罷帰、其者宿ニ而首をしめ相果候付、私共より御普請御奉行江相達候所、尤請取候日之内ニ而ハ御座候へ共、御役仕廻候而罷帰り、其者宿ニて異死之儀ニ候へハ、河除才許より貪着可仕筋ニ而無之由、御詮議ニて、私共より構不申候、向後も此通と相心得罷有候、且亦宝永四年十月廿八日、才川より藤伐ニ遣候役人之内、人持組奥村弥四郎役人加助と申者、夜ニ入申迄不罷帰候付、藤伐役人共ニ相添遣候杖突、則奥村弥四郎より被出候山岸武兵衛と申者相尋之処、牛首村領谷ニ相果罷有候ニ付、牛首村之百姓番ニ附置候由、私共へ武兵衛相断候付、其趣委細御普請御奉行中へ相達候所ニ御詮義在之、加助相果候所迄、私共罷越過ニ而、相果候躰ニ候哉、若異死ニ候哉、死骸見届過ニ而相果候者、為　御定切手出可申旨御申渡候付、彼所へ罷越、様子見届候所、藤伐申砌山より落候而、右之耳を強打、当座ニ相果候躰相違無御座候付、其段重ク御普請御奉行中へ相達、私共より切手出申、切手之文言左之通ニ御座候、其節公事場より検使ハ無御座、十村上野村十右衛門・田井村喜兵衛罷出、見届、加助死

骸并同人衣類等弥四郎家来へ弥相渡、則弥四郎方へ引取被申候、且亦加助尋出し候砌より翌日、死骸弥四郎方へ引取被申候迄之番人之儀者、所之百姓并弥四郎家来被附置、河除方よりハ構不申、御郡奉行中へ之案内并死骸検使ニ衣類等相改候品、惣而私共より少も貪着不仕候、過之躰相違無御座候哉、此儀見届申ため迄ニ罷越候、加助藤伐ニ遣候砌、定小屋より鎌相渡申、右之鎌相尋候所ニ御座候付、其段弥四郎家来へ相断置、追而定小屋へ取寄申候、

私共より出候切手

覚

一、壱人　　人持組奥村弥四郎役人　　加助

右、前月廿八日才川々除御普請為御用、藤伐ニ遣候処、牛首村領ニおゐて過仕、当座ニ相果候由、杖突山岸武兵衛相断候付、罷越致見分候所、藤伐申砌、山より落申躰ニ而相果候儀見届、相違無御座候、以上、

宝永四年十一月三日　　行山清八郎
　　南丹右衛門

津田政大夫殿
山崎主税殿
生駒万兵衛殿
茨木左大夫殿

㉚

河除御普請為御用、掛り申御家中役人ニ相添出申杖突之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、掛り申御家中役人ニ相添候而、罷出申杖突之儀、役人弐十人ニ壱人宛相添申筈之由ニ候へとも、河除へ掛り申役人之儀ハ、割場より方々へ被相渡払余り人之儀ニ付、杖突之員数も右之図りより先ハ多御座候、勤方之儀ハ、其日掛り候役人高并杖突之員数等書記候、紙面御普請会所より請取、朝定小屋迄致持参、河除才許へ相渡、肩下之役人持候儀、右紙面之人数ニ引合致吟味候、若杖突不相添候へハ役人之内、紙面致持参候、御普請之様子申含、於丁場肩下之役人不作法ニ無之様ニ申付候、杖突食事之儀、丁場へハ為持不申、宿々へたへニ罷帰候、

但、河除御用ニ召仕候役人高切手ニ調、私共より毎月御普請会所へ出し、御算用帳ニも記候所、杖突多御座候付、紙面之人高も多相見へ申候間、弐十人ニ壱人之外ハ相掛り不申様ニ仕度旨、御普請会所へ御断申候、同所下奉行所中へも致詮儀候処、近年ハ諸場小遣小者之代り等ニ弐人・三人宛役人肩下迄相掛り候付、掛余り之杖突当分多様ニ候へとも、只下杖突被減候へハ、一ケ所へ役人集候而被召仕候時分致不足候、左候へハ、畢竟入申候条、如前々相心得掛り之通ニ請取可申旨ニ付、追而相願出申候、且亦杖突食事之儀、丁場へ為持不申、宿々へたへニ罷帰候事、難心得御座候へとも、人数多相掛り候付、指問申儀も無御座候故、是以先其通ニ仕置候、去とも御普請丁場数御座候而、杖突不足仕候日ハ、食代り不仕候様ニ申付候、食代り不仕候而も杖突不足候日ハ、肩下多方へ附筈申、乍然御普請之品ニより人数すくなく候而も附置不申候而不叶所ハ、私共見計申渡候、藤伐・茨伐等も御用ニ遠

方へ役人指遣候時分、若先ニ而不持成儀出来仕候へハ、如何ニ候間、杖突候内壱人宛相添罷越候様ニ丁場へ罷出候、杖突中へ兼而申渡置候、且亦杖突之内、勤方宜肩下之者も縮り作法能召仕、御普請も為墓取申者在之候ニ付、宝永四年六月御普請御奉行迄相達、右之者共御普請会所へ召連候処、其組之下奉行中へ御普請御奉行より被相達候、

(31)

川除御普請為御用、相掛候弐拾人石伐之事

一、才川々除御普請為御用、弐拾人石伐相掛り申候、浅野川へハ前々掛り不申由ニ御座候、弐拾人石伐之儀ハ、浮人之員数相知居申候、増減も節々ハ無御座候付、割場御普請会所より茂毎朝紙面等ハ、参不申通ヲ極掛り人高書記、川除才許印判押、弐拾人石伐之内江渡置通之表ヲ〆候而、其人数ニ応し候程之夫石為出請取、川除御普請ハ不申付候由御座候、且亦冬中より春江至候而も雪有之内ハ、弐拾人石伐掛り不申候、

但、元禄十六年浅野川洪水ニ而、御普請も多御座候節、弐拾人石伐茂二、三日之内掛り候付召仕申候、左候へハ、浅野川江決而掛り不申ニ而者無御座候、且又弐拾人石伐ニハ夫石迄為持申格之様ニ罷成候へハ、如何敷御座候付、只今ハ河除御普請ニも出シ申候、去共何茂老人共ニ而達者仕事申付候而ハ難相勤躰ニ御座候ニ付、先ハ定小屋ニ指置大工飛組之手伝、持籠編極縄ない等品見繕申付候、夫石為持候砌も其者之力量相考、請取申候、

(32)

川除御普請為御用、掛り申足軽之事

一、才川々除御普請為御用、足軽相掛り申候、浅野川江者前々より足軽掛り不申由ニ御座候、足軽之儀、人々定小屋へ罷出、御普請相勤申ニ而ハ無御座候、何人相掛り申由、足軽小頭之内壱人定小屋江罷越、案内仕候通を極、相記置人高重り申、以後夫石出し候ニ付、川除才許見分之上、歩付仕、請取来候、右歩石之儀、人々持参仕ニ候ニてハ無御座、足軽之内ニ石才許ヲ極置、石才許より夫石出申候、掛り候人高案内仕候儀茂小頭不罷出日ハ、石才許仕候者より相断申候、且又冬中より春ニ至候而も雪有之内ハ足軽掛り不申候、

但、先年ハ足軽之儀ハ川除御普請所へ罷出、川除等も仕候由ニ御座候へとも、近年諸場ニ而足軽ニハ、御普請不被仰付候由及承候故、私共心得を以御普請申付候儀も難仕、近年勤来候通ニ先仕置申候、右夫石之儀者、割場付小者拾人持と見分仕候、石ヲ拾七、八人程江図り請取申、且又浅野川へハ足軽掛り不申、才川迄江掛り候儀、如何之子細ニ候哉、其品不奉存候、

(33)

河除御普請為御用掛り申候足軽小頭之事

一、河除御普請為御用、足軽相掛り候日より足軽小頭之内、弐人又ハ壱人才川掛りと割場ニ而相極居申由ニ而、川除才許江案内仕置壱人宛定小屋迄相廻り、足軽掛り高人数等之儀、私共江申聞候、洪水等之砌茂罷出申筈之由御座候、浅野川江ハ御普請足軽掛り不申ニ付、小頭も参不参候、

但、小頭之儀、誰相掛り候段、割場より私共へ紙面等ニ候て被申越ニ而ハ無御座候、才川之御用無相勤旨、割場より御申

渡候由ニ而、其小頭定小屋江罷出、案内仕迄ニ御座候、代り候時分も其通ニ御座候、且又小頭之儀ハ私共より請取、切手等出不申、御算用帳ニも書記不申候、

(34)

河除御普請為御用、相掛り申御家中役人之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、御家中役人相掛り申候、毎日人数増減之儀ハ、割場より所々江被相渡払、残り之分両川江被相掛候、依之、雨中等ニ而脇之御普請も難成節ハ人数多参申候、朝、脇之御普請所へ掛り候而も天気相等替、先々御用ニ無御座候者をハ、何時よりニ而も被指越候ニ付、ケ様之節ハ刻限も不相定候、河除御普請申付置候内ニ而も、脇之御用之時分ハ不依何時、割場より被引揚候故、相返し申候、且又刻限何時ニ被引揚候而も始終召仕不申候へハ、其日河除方請取人之内ニハ不仕付候付、尤切手茂出不申候、依之朝遅ク掛り候而も其儀ニ不構、一日之請取高ニ仕候、朝遅ク掛り候役人之儀ハ、何方へ掛り候所、先より相返り候付、河除御用ニ指越、何時ニ割場ヲ出候段、紙面ニ調、割場より被相越候付、右紙面之刻限ヲ見届請取申候、

但、元禄十六年以来ハ急切之外、日用人足等召仕不申小者役人等ニ而、御普請申付候故、割場より方々江被相渡、払余人迄ニ而ハ、御普請之品ニより不足仕儀御座候付、其節ハ御普請会所江相断、御用之人数図り候而請取申候、去共脇々御普請多御座候節、私共図り之人数、割場より相掛り不申候へハ、御普請御奉行より御年寄衆江被相達、御詮儀之上相掛り申儀も御座候、且又御普請之品より毎日人代り候而ハ、難成儀も御座候、ケ様之砌ハ御普請会所江相断、下奉行中江申達、其仕事仕付候者之名、私共より書付出し、五日・七日ニ不限、其者続候而請取申候、一日・二日之儀ニ御座候へハ、才川・浅野川申談、縦合(合ヤ)才川ニ仕懸申御普請在之、其役人翌日浅野川江掛り候儀、前日相知候へハ尤申談、又ハ其朝ニ至而も呼寄、別人とふり替、追而指引仕候後、仕事等申渡無謂、出来不仕不情ニ相見候者ハ、遂吟味候而弐歩三歩、又ハ壱人其品ニよりけつり候而、重而為埋申候図、栗石籠詰なと之内江岩土等持入候様(可為成)其外後闇仕形候者在之候へハ、其日けつり候外ニ弐人三人も追而為出申義、品ニより御座候後仕事、仕廻申役人ニ急切成儀御座候而、重而御普請申付、或ハ人数すくなく候而も、其日之内仕廻不申候而不叶、御普請為勤、仕廻も遅成候か、又ハ諸人ニ抜出、働念を入候者在之候へハ、其品相考、弐歩三歩若ハ五歩七歩壱人ニ而も其働ニ応シ候程、小札ニ記相渡置、其者重而罷出候節、御普請茂指急不申節并雨天之砌ニ候へハ、右刻限ほと用捨申付候、且又御普請仕廻候以後、俄川水増様子無心許存候節ハ、定小屋ニ留置相返シ不申儀も御座候、水引申躰ニ候へハ、先相返し、水増申儀承候ハヽ、罷出候様ニ申渡、重而罷出候者、或ハ定小屋近辺火事之砌、早速欠付候者、又ハ御普請之節も水深キ所へ終日入候而罷在働候者、ケ様之類之者江保養遣シ、札ニハ心覚仕、相渡置、雨天等を相待申ニかきらす、早速御普請之用捨申付候義も御座候、

(35)

定小屋番人并御道具出入為御用、請取申者共之事

一、定小屋番人并御普請御道具、毎日出入いたさせ候、為御用才川

へハ弐拾人石伐之内、弐人割場附小者・小遣小者之内弐人以上四人請取、弐拾人石切壱人、小者壱人組合、昼夜弐人宛、為相勤申候、浅野川へハ割場附小者・小遣小者之内弐人御家中役人之内弐人、以上四人請取、小者壱人、役人壱人組合、昼夜弐人宛為相勤、両川共ニ定小屋不明様ニ申付候、浅野川へ請取申候、右役人之名目増川廻と唱、切手ニも右名目調申候、御留主中ハ割場附小者・小遣小者、割場ニ不足之由ニ而、為代才川・浅野川共ニ御家中役人相渡り申儀も御座候、且又増川廻誓詞之義ハ、於御普請会所相調、其外者定小屋ニて為致、河除才許見届申候、

但、御家中役人之儀ハ三十日切ニ代申候、御普請多御座候節ハ、御道具数茂増申ニ付、暫時之内引渡茂難成、御道具有所も急ニハ覚不申候付、御普請手間ニも罷成候条、壱度ニ代り不申、毎月上旬・中旬両度ニ代り候様ニ仕度旨、元禄十六年御普請会所迄御断申、只今両度ニ為代申候、同年浅野川洪水ニ而御普請多御座候節、割場ニ御人無之由ニて、小者相渡り不申、役人相勤申、其砌御材木・釘・鉸等之品も定小屋ニ指置候ニ付、三十日切ニ代り申役人ニ為相勤候而ハ、代り之時分度々相かへ候義も難成御座候故、小者請取申度旨、御普請御奉行中へ御断申候所、御普請会所より割場へ御申遣、小者相渡り申、御普請済ニ而、右小者割場へ相返し、最前之通役人ニも引替申候、且又浅野川御道具出入仕候役人之名目増、川廻と唱之義、如何之子細ニて候哉不奉存、前々より申来候付、今以其通ニ唱、切手ニも相調申候、

一、誓詞之儀、元禄十六年正月より以来相勤候者ハ、最前之誓詞ヲ用、重而不相改候、御道具番人之儀ハ、従前々於定小屋誓詞申付候故、牛王無之候へ者、御普請会所江御断申、且亦河除御用相勤候足軽、川廻并増河廻之儀ハ、於御普請会所誓詞相調、御道具番人迄於定小屋誓詞為致候、其子細不奉存候、

(36)

定小屋番人勤方之事

一、才川・浅野川共定小屋番人勤方之儀ハ、朝々丁場へ御普請御道具相渡候節、杖突・日用頭仮切手を以、御普請仕廻上之申砌、渡方之通、一々しらへ受取、仮切手相返申、於定小屋小者役人日用等ニ仕事申付置候時分、河除才許并人足廻足軽共ニ丁場へ罷出候跡、縮申付仕事之品をも申含置候、御普請御道具・縄・蒋・持籠等、其外品々定小屋ニ有物不残為致支配候、壱ケ月両度程宛為相改候、

但、御道具之儀ハ、壱ケ月両度程宛為相改、私共茂尤見分仕候、其外之諸色ハ品多儀度々改候得ハ、人力も掛り候付、帳面ニ記、私共より相渡置遣、減候砌、勘定承届、不足分拵候か、又ハ請取置申候、且亦御普請会所より御道具請取候時分、定小屋番人之内壱人遣し改為請取、道中茂附罷越候、返上之時分も同事ニ御座候、

(37)

河除為御用請取置候御普請御道具内洪水之砌、川へ流レ、又ハ於丁場紛失仕候節之事

一、洪水之節、水為防申時分、御道具流申儀御座候へとも、高水之砌ハ難取上候ニ付、河除才許より請取切之切手、御道具奉行中へ出申候、於丁場若御道具致紛失候へハ、御普請仕候者共より為相弁、請取申候、

但、御普請申付候砌、御道具之内、若渕なとノ中、又ハ流早キ所江取落難尋出儀、私共在合見届候ハヽ、為相弁可申筋とハ不奉存候、去ル近キ側無御座候、洪水之節流レ申御道具之義者、元禄十六年以来も一両度御座候旨、私共其品見届候ニ付、請取切ニ仕候切手之文言、左之通御座候、且又紛失之御道具為弁様之儀、跡々之格御道具奉行中へ承合候所、御普請会所へ相改、御道具調奉行より御用承候、鍛冶江被申渡、出来指上候以後代銀弁主より取立、私共より右御奉行江相渡申筈之由御座候、

請取切ニ仕切手

覚

一、何程　何

右才川
浅野川々除御普請為御用請取置候御道具之内、何ノ何月何日洪水之節、水防申砌、流レ申候ニ付、請取切ニ此所如件、

年号月日

川除才許　何ノ誰

何ノ誰

御道具御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

河除御普請為御用、相掛り候人々并定小屋番人川廻等、私共より出候請取切手之事

一、河除為御用相掛り候人々并定小屋番人川廻等、何茂壱ケ月切ニ致算用、毎月晦日之日附ニ而出申候、右之内弐拾人石伐、御家中役人ハ、御普請会所江出し、割場より相渡候足軽、割場附小者、小遣小者ハ割場江出申候、

但、元禄十六年浅野川洪水ニ而御普請多御座候節、人足廻足軽割場より相渡り不申砌、御弓土蔵足軽并御普請会所石才許足軽雇候へとも、私共より請取切手ハ何方江も出不申、其外常々請取申人々ハ、前々より格之通ニ切手出申文言、左之通御座候、且亦私共より出シ候、右請取切手、其場々江為持出候儀無御座候、足軽小者小頭并杖突等、定小屋迄請取ニ罷越候付、私共方ニ拵置申帳面ニ判形為致相渡申候、

人足廻并御普請足軽両品ニ相渡候節出候切手

覚

何ノ何月何日より同何日迄
一、何十何人　足軽　人足廻并御算用御用
何ノ何月何日より同何日迄
一、何十何人　同　御普請人

右、才川々除御普請為御用、請取申所如件、

年号月日

川除才許　何ノ誰

何ノ誰

御割場

人足廻迄相渡候月出候切手

覚

何ノ何月何日より同何日迄
一、何十何人　足軽

右、浅野川々除御普請人足廻并御算用為御用、請取申所如件、

年号月日　　河除才許　何ノ誰

御割場　　何ノ誰

定小屋御用并御普請人共へ相渡候月出候切手

覚

何ノ何月何日より同何日迄

一、何十何人　割場附小者・定小屋番人并御道具出入御用

何ノ何月何日より同何日迄

一、何十何人　同　御普請人

右、才川浅野川々除御普請為御用、請取申所如件、

年号月日　　川除才許　何ノ誰

御割場　　何ノ誰

定小屋御用迄ニ相渡り候月ニ出候切手

覚

何ノ何月何日より同何日迄

一、何十何人　割場附小者　又ハ小遣小者

右才川浅野川々除定小屋番人御道具出入并小遣為御用請取申所如件、

年号月日　　川除才許　何ノ誰

何ノ誰

御割場

弐十人石伐之切手

覚

割場掛之面、何ノ何月何日より同何日迄

一、何百何十人　弐十人石伐

内

何十何人　定小屋番人并御道具出入御用

何十何人　御普請人

右、才川々除御普請為御用、請取召仕申所如件、

年号月日　　川除才許　何ノ誰

何ノ誰

御普請御奉行

何ノ誰殿

何ノ誰殿

何ノ誰殿

何ノ誰殿

役人之切手

覚

割場掛之面、何ノ何月何日より同晦日迄

一、何百何十人　何組役人

内

何十何人　定小屋番人并御道具出入御用

何十何人　川廻

何十何人　増川廻

何百何十人　御普請人

内
何十何人　杖突

右、浅野川々除御普請為御用、請取召仕申所如件、

年号月日　　川除才許 何ノ誰
何ノ誰

御普請御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿
何ノ誰殿
何ノ誰殿

㊴

川除為御用、請取人々御普請会所并割場より入切手請取御算用帳ニ記候事

一、川除御普請為御用、請取申人々御普請会所并割場より入切手請取、私共算用帳ニ記申候、右之内御普請会所支配之弐拾人石伐、御家中役人之儀者、月々ニ請取申候足軽并割場附小者・小遣小者ハ、壱ケ年分ヲ集候而一紙ニ仕、割場より請取申候、且又割場支配之儀ハ年中請取高帳面ニ調、河除才許より割場江出シ候へハ、しらへ在之、其上ニて入切手相渡り申、其節河除才許之内、壱人罷出、割場ニ在之帳面ニ致判形候、

但、元禄十六年浅野川洪水ニ而御普請多御座候節、人足廻足軽割場より相渡り不申砌、御弓土蔵足軽并御普請会所石才許雇候儀ハ、御算用帳ニ記不申付、入切手請取不申、且又割場江出シ申指出し之文言、左之通ニ御座候、

覚

一、何百何十人　足軽御普請人足廻并御算用御用
一、何百何十人　同　御普請人

右、何ノ何年正月朔日より同十二月晦日迄、才川々除御普請為御用、請取申人高如此ニ御座候条、入切手被遣可被下候、以上、

何ノ
何月何日　　河除才許 何ノ誰
何ノ誰

御割場

覚

一、何百何十人　足軽

右、何ノ何年正月朔日より同十二月晦日迄、浅野川河除御普請人足并御算用為御用、請取申人高如此ニ候条、入切手被遣可被下候、以上、

何ノ
何月何日　　河除才許 何ノ誰
何ノ誰

御割場

覚

一、何百何十人　割場附小者　定御小屋番人并御道具出入御用
一、何百何十人　同　御普請人

右、何ノ何年正月朔日より同十二月晦日迄、才川浅野川々除御普請為御用、請取申人高如此ニ候条、入切手被遣可被下候、以上、

何ノ
何月何日　川除才許　何ノ誰
何ノ誰

御割場

覚

一、何十何人　小遣小者

右、何ノ何年正月朔日より同十二月晦日迄、才川浅野川々除定小屋番人御道具出入并小遣為御用、請取申人高如此ニ候条、入切手被遣可被下候、以上、

何ノ
何月何日　川除才許　何ノたれ
何ノたれ

御割場

(40)

才川・浅野川々廻為御用、請取申御家中役人之事

一、河廻為御用、御家中役人之内、才川江ハ六人請取、昼四人、夜弐人宛為相勤申候、浅野川江ハ五人請取、昼三人、夜弐人宛為相勤申、両川共ニ壱ケ月切ニ代り申誓詞ハ、於御普請会所仕候、其砌河除才許召連罷出申候、

但、元禄十六年以来相勤申者ハ、最前之誓詞ヲ用、重而不相改候御用多、私共難罷出節ハ紙面相添川廻迄出し、且又三十日切一度ニ為代候而ハ、廻口之様子可申談間、無御座候付、元禄十六年御普請会所迄御断申、只今ハ毎月上旬・中旬両度ニ為代申候、

(41)

才川・浅野川々廻勤方之事

一、才川・浅野川共河廻勤方之儀ハ、河除才許支配仕候、河除之分昼夜無懈怠、為相廻申組、昼之内者壱人宛、夜中ハ両人宛為廻申、夜中廻候節、提灯為灯不申ニ付、御普請会所より焼印札請取置、御留守中為附申、河除才許河除筋廻之砌并御普請会所江罷出候節、川廻之内壱人宛召連申、且又御家中及町方誰々ニよらす、河原より砂利・砂等取候儀、河除際十五間ヲ除、夫石・栗石指除為取可申間、御普請会所より御立置候高札ニ御座候付、十五料(間)よゝり内ニ而取候か、又ハ夫石・栗石取候者在之候へハ、棒・持籠等引取申儀茂御座候、

但、元禄十六年以来ハ、私共勘弁を以、人数一ケ所ニ指置不申、少宛何ケ所ニも御普請申付候ニ付、私共丁場毎ニ始終附罷在候儀も難成御座候、人足廻足軽茂相渡り不申儀も御座候故、御普請之仕様川廻之者ニ前月より申含、私共立替ニ丁場ニ附置、役人・日用・杖突等至迄難心得品も有之砌、早速私共江相断候様ニ申付置、其品承届申候、河除廻之砌、替品御座候へハ、即刻私共へ案内仕候、去とも夜中之儀ハ急切成事ニ而無御座候へハ、翌朝承申候、且又　御発駕・御帰国之砌、或御国大名衆御通候刻、橋上・下川除、河原・川中見苦敷物も在之候へハ、河廻之者ニ為取捨申河ニ廻候付、不足仕候得者、定小屋ニ相詰候小者・役人も指遣、又ハ御普請会所小遣等雇申義も御座候、常ニも橋上・下、其外川除筋、籠伏

張出等之上ニ塵等有之、籠之よわミニ罷成、或栗石・夫石等道筋江放候而往来之障ニ罷成候様成所ハ川廻之者ニ、急度申付置、片付、芥等取捨させ申候、砂利・砂等為取候儀者、十五間ヲ除申筈ニ御座候へ共、河形之様子ニより水先悪敷、危所ハ柵際より十五間之外をも為取不申候、又所より河水引請申度所なとハ、十五間之内をも為取申儀も御座候、此儀私共常々相考、河廻之者ニ申含置候、取所悪敷候へハ、脇ヲ取候様ニと取候者江相断、其上ニも承引不仕、押而取申か、或夫石・栗石等取申者有之候へハ、棒・持籠等之道具引取、当座ニ川江流シ、定小屋へ取寄候儀、先ハ不仕候、河廻之者廻先ニ而支配ニ成兼申儀茂候へハ、私共罷出、又ハ定小屋江呼寄承届、夫々才判仕儀も御座候、且亦河廻人数両川ニ拾壱人之内、昼七人・夜四人と分候而、為相勤候へとも、開敷時分ハ夜中相勤候者、翌日直ニ為相勤申儀御座候、此節ハ雇之段ヲ小札ニ記相渡置、其者川廻御用壱ヶ月切ニ仕廻、重而御普請御用ニ罷出候節、右小札見届御普請用捨申付候、勤方河廻ニ不相応之者、相渡り御用手間申候へハ、御普請会所下奉行中迄断申入、指替申儀も御座候、

(42)

河除御普請人足廻并御算用為御用請取置申足軽朔望・嘉節ニ割場より御雇之事

一、河除御普請人足廻并御算用為御用、請取申足軽朔望・嘉節ハ、割場より御雇ニ而、私共方へ不罷出儀御座候、尤何之御用ニ付御雇候段、割場より前日紙面を以申来候、且又、御雇ニ而河除方へ不参候分ハ、壱ケ月請取人高之内滅不申、切手出シ申被引揚候時分ハ、一日ニ而も切手之内を引候而、切手出シ申候、

但、割場ニ足軽無之由ニ而、壱人相渡り候節、又ハ両人揃候而も河除方御用多足軽無御座候而、難成義御座候砌ハ朔望・嘉節御雇候儀、割場へ相断不指遣儀も御座候、且亦朔望・嘉節ニ不限、割場御用多御座候節ハ、御雇ニ而御座候、

(43)

定小屋近辺火事之砌之事

一、才川・浅野河共ニ定小屋近辺火事之砌、不依昼夜承付次第、河除才許早速罷出、火防様之儀申渡候、尤御普請御奉行中、同所御横目并河除見図人、弐拾人石伐等茂罷出申候付、御奉行中指図之上、夫々申渡候、

但、定小屋番人河廻等之儀、昼勤候者ハ夜中不相勤候へとも、定小屋近辺火事之砌ハ、早速罷出候様ニ兼而申渡置候、当番ニて無之者罷出候へハ、雇之段ヲ小札ニ記相渡置、其者壱ヶ月切、定小屋御用仕廻候而、重而御普請為御用掛り候時分、小札ノ刻限程為休申、且亦宝永弐年閏四月廿五日之夜、才川定小屋近辺火事之砌、弐拾人石伐并御家中役人之内罷出候者御座候、宝永三年二月五日中町より出火之時分、浅野川定小屋危御座候所、此節茂役人之内杖突召連罷出候ニ付、火為防申候、右罷出候人々書記置、重而河江罷出候時分、御普請用捨申付候、則其段御普請御奉行中江御断申置候、杖突之内働候者ハ、御普請御奉行并同所下奉行中へも申達候、才川江ハ弐拾人石伐之儀茂罷出候付、先以御普請用捨仕候、且亦人足廻御算用為御用、請取置申足軽之儀茂、定小屋近辺火事之砌ハ、早速罷出候様ニ、私共より申渡置候得共、御城下

火事之節ハ、割場江相詰可申由、割場より足軽中へ兼而被申渡置旨ニて、不罷出候、併昼之内定小屋近辺、若出火之時分、在合候者も相返し申間敷心得ニ御座候、

(44)

才河・浅野河洪水之節事

一、才川・浅野河洪水之節、不依昼夜川除才許罷出致見分、河除損所在之候得者、早速御普請御奉行中、同所御横目、河除方御用相勤候者共へも致案内、御奉行中受指図候而、為防申損所無御座候而も、河除七八分ニ出申水ニ候へハ案内仕候、尤洪水之節ハ、日用類并定御用相勤候町人共、大工・棟梁等も罷出居申候付、急切成時分ハ、河除才許了簡を以、日用等召仕損所為防、追而其段御奉行中江相達申候、

但、洪水之節ハ、定小屋御用相勤候小者・小遣・川廻等茂、別而夫々役儀在之候付、御奉行中・御横目并下役之面々江不残致案内候而ハ、暫之内なから定小屋人少々罷成候間、御普請御奉行之内御用番迄致案内、残ル面々江ハ御用番より御達候様ニ仕度旨、私共より御断申候所、其通ニ可仕旨御申渡候付、只今ハ御用番迄致御案内候、

一、元禄十六年七月浅野川洪水之時分、召仕候日用之員数、紙面ニ記、翌日御普請会所江出候切手之文言、左ニ記申候、

七月三日浅野川々除損所召仕候日用

新河除
一、五拾壱人　　日用頭より出申候、

此者共之内、十弐人水入仕、強働申ニ付、壱人宛増

〆六拾三人

浅野町後
一、弐拾壱人　　同断

新川除
一、三拾弐人　　定御用相勤候町人共より出申候、

此者共之内、拾六人所々ニ而、強働申候付壱人宛増

〆四拾八人

同
一、四人　　同断

此者共夜中河除番人就申付候、五歩宛増

〆六人

浅野町後
一、弐十人　　日用頭より出申候、

此者共定小屋より損所江根苧籠為持遣申迄ニ候故、三歩ニ相極申候、

〆二十六人

〆百四拾四人

外、八人六歩四厘　　杖突食番

合百五拾弐人六歩四厘

一、拾三人　　役人

一、五拾人　　割場附小者

右之通御座候、以上、

七月四日

川除才許　何ノ誰
何ノ誰

御普請御奉行
何ノ誰殿

何ノ誰殿
何ノ誰殿

右之外、宝永四年五月才川洪水之節、日用召仕候節茂、右之格を以、紙面ニ調出申候、

一、元禄十六年浅野川洪水之時分、河除損候砌、流レ御材木川下ニ而、ひろい上申村々より紙面ニ書立、御郡奉行中迄十村共より出、御郡奉行中より御普請会所へ申来、御普請会所より私共江御申渡ニ付、定小屋為御用請取置申足軽川廻壱人相添遣、為致見分川除御材木之分ハ、印ヲ付置、其村々肝煎ニ預ケ置、追而取寄申候、右ひろい上申村ハ、磯辺村・沖村・浅野村・須崎村・室村ニ而御座候所、磯辺村・沖村・須崎村ニハ川除御材木と相見へ候木無之、室村内潟へ流寄申木ハ橋杭と相見候由、肝煎書付ニ在之候付、見分人不指遣候、浅野村ニハ川除御材木大小八本御座候付取寄申、且又町之内、川除筋ひろい上候木、定小屋迄ひろい候者罷出相断候付取寄、其段御普請会所江紙面を以、御断申候、

覚

一、壱本　柵古桁　堀川たはこや　十兵衛拾イ上ル
一、三本　同断　浅野町後足軽　高桑甚七拾イ上ル
一、三本　古湧木　但、土佐木
　此木小橋拾杭掛り居申候付、取寄申候、
右之通御座候、以上、

未
八月六日

川除才許　何ノ誰
何ノ誰

御普請会所

一、洪水之節損所之分書付候而、追而御普請会所へ出申紙面之文言、左之通御座候、

覚

一、何十　何方籠損申候、
一、何十間　何方張出流申候、
一、何十間　何方より何方迄柵川除崩申候、
一、何十間　何方より柵前置籠流レ申候、
一、何十間　何方石垣崩申候、
一、幅何間、高何尺　何方石垣崩申候、

右、何月何日才川浅野川洪水ニ付、川除損候所々如此御座候、以上、

何ノ　何月何日　川除才許　何ノ誰
何ノ誰

御普請御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿
何ノ誰殿

(45)

洪水之節罷出申大工・棟梁手間料之事

一、洪水之節ハ才川・浅野川々除御用、常ニ被仰付候大工・棟梁罷出申、昼夜共相詰候而も御用不被仰付候へハ、手間料相渡不申、

河除損所御座候而召仕候得者、其刻限程手間料相渡申、

但、大工・棟梁之儀、御作事所等へ就御用罷出、相詰申節ハ仕事不仕候而も、其日之作料ハ被下由ニ候所、河除へ罷出候節、仕事不仕候へハ、作料請取不申段難心得奉存、跡々より河除へ罷出申棟梁大工弥次兵衛ニ相尋候所、御普請会所より兼而被仰渡候而、罷出申ニ而ハ無御座、数年河除方御用左も被仰付候故、若御用も可在御座御心得を以罷出申付、従跡々作料不被下候、去共御用被仰付候へハ、手間料請取来候由申候、元禄十六年七月浅野川洪水之砌、河除損所御座候而、鳥足等入させ申御用ニ召仕節、作料相渡申候、

洪水之節水防為御用、常々定小屋ニ拵置候品々ノ事

一、才川・浅野川洪水之節、水防申為御用縄・蒋等御普請会所御道具御奉行より兼而請取、定小屋ニ指置申鳥足之儀も、松木ニ而拵組申迄ニ仕置、五組程宛、両川共ニ不溢様ニ仕置候、其外御普請御道具之分も急切之時分、手間不申様ニ用意仕置候、

但、水防為御用、定小屋ニ指置申縄・蒋之儀、御普請之ため請取、常ニ為遣申ニ而も無御座候処、請高へ加切手出候へハ、河除御入用増申様ニ相見へ申候、然共急切之時分、御普請会所へ請取ニ遣候而ハ道も遠ク、夜中抔ハ別而手間可申候、御道具御奉行中手前ニ被指置候も、私共方ニ指置候も同事ニ候間、急切之時分手間不申程員数相考、預り分ニ仕、請取置御用無之分ハ、追而相返シ御用ニ相立申分ヲ切手ニ調出シ申度旨、御普請会所迄御断申候処、其通ニ可仕旨御申渡、則其趣御道具御奉行中へも御普請会所より御申談候、

一、洪水之節、河除損候所へ入候蒋・そた之儀、前々之通、壱枚宛縄ニくゝり、流候而ハ不宜相見へ申候付、元禄十六年以来ハ私共勘弁を以、弐枚重ニ仕、弐継ニ拵、都合四枚閉合、極縄を長五間程ニ拵、右閉合候蒋ニ通し置、一方ハ縄ノ長サ五尺計残し、其所ニ袋持籠ニ石を詰、ゆい付重りニいたし川へしつめ、扣縄ヲ河除之上ニ而杭ニ留候而、損候所ヲ包申様ニ仕候、又ハ蒋弐枚ニも仕置候、

一、そたニ入申候蒋之儀、御買上候蒋ニ而御座候付、度々洪水御座候へハ、御入用も掛り申候、近年ハ御屋鋪方ニ茅多在之候間、編候而蒋之代りニそたニ入候ハヽ、宜第一御入用も減可申与私共勘弁仕候付、其段御普請会所へ御断申候処、そたノ仕様等御普請奉行中御見届、茅相渡り候付、元禄十六年以来ハ茅・そた用申候、茅・そた遣切候へハ蒋・そたヲ入申候、水当り之儀ハ、蒋よりハ宜相見へ申候、茅・そた編様之儀ハ、長サ六尺計ニ仕、本ノ方計三所程編、弐枚重候而、極縄を通し、蒋・そた入之通ニ袋持籠ニ石ニ詰重りニ仕候、

一、袋持籠仕様之儀ハ御買上之持籠、御道具御奉行より請取、壱枚ヲ弐つニ折候而、両脇ヲ閉合、口ヲかゝり申、縄ヲ付置、栗石ヲ入候而、口ヲかゝり申候、蒋并茅、そたノ先ニ結付申迄ニも不限、そた扣縄留申杭ノ代りニも用申候、又ハ損所へ根苧籠伏候時分、中詰ニ栗石計入候而ハ、水先強ク御座候而、籠なかれ留り兼候付、石ヲ詰候袋持籠を入、籠下へ落付候以後、栗石迄ヲ入申候、

一、洪水之節、損所之様子ニより根苧籠入申儀御座候付、兼而定小屋ニ不絶様ニ仕候、河除繕申御用ニ段々遣、新敷籠掛り申様ニいたし候付、長短品々為組置申候、水出候節、籠入様之儀ハ、籠ノ

目ニ極縄を通し、籠ノそこへかけ引廻し、口ノ方ニ扣縄を付、杭又ハ土俵ニ結付申候、

一、蒋并茅・そた、又ハ籠ニ結付候より縄大サ之儀ハ、大概六筋合ニ仕候、去共御道具御奉行より請取申候、御買上之縄迄、六筋合候而ハ、よわく御座候付、三筋ハ俵縄をまセ申候、御買上之縄迄ハ九筋程宛合申候、

一、木ノ枝そたニ入候而、水防申ニハ細キより縄付候而ハ、水先強当り候付留り兼申候付、拾五筋ほと合申候、

一、そた扣縄結付申杭兼而定小屋ニ拵置申杭ニ仕候、木之儀ハ柵・鳥足等も御普請御座候節ハ、切木之内其長サニ応シ候ヲ、定小屋ニ罷在候御道具出入之者共、又ハ大工籠組手伝之透々ニ拵させ申候、切木等も無御座候へハ、御普請会所よりおれ棒ヲ請取、或御屋鋪方ニ風折之木ノ枝等御座候へハ、請取候而拵置申、

一、洪水之節、遣申御道具ノ儀ハ山刀・斧・持籠・同棒かけ也、此分定小屋ニ不絶様ニ仕置候、

一、元禄十六年七月浅野川洪水之時分、茶臼山向新河除損候砌、定小屋より水防道具為持候所、道筋悪水通候橋ニ落候而、往来難仕、手間申ニ付、其以後柵御普請被仰付候、松木・さゝら板ノ内、幅広キ板少々残し置、若橋之落候ハヽ、右板ヲ渡し為致往来申心得ニ仕置候、其外柵桁之内、橋木ニ可成木長サ五六間ニ仕拵置申、平生御普請ノ節も手寄、悪敷所ニ仮橋ニ掛申候付、段々損申候故、不足仕候ハヽ、重而松木相願指置可申与奉存候、

一、洪水之節、才川・浅野川之内、水防道具遣切候へハ互ニかり合、追而指引仕候、元禄十六年七月浅野川洪水之砌、定小屋ニ拵置候鳥足籠等遣切候付、才川よりかり候而、遣可申哉と御普請御奉行中へ相断候所、其通ニ可仕旨仕申渡ニ付、取寄遣申候、鳥足之儀ハかり申員数浅野川ニ而拵、追而相返し、籠之儀ハ浅野川へ請取申、根苧才川へ為附、才川定小屋ニ而為組相返し申、

一、宝永四年五月才川洪水之節、油車ノ後河除少々損候付、兼而定小屋ニ拵置申縄・蒋為持候へとも遠方故遅成候付、御用頭并定御用相勤候町人共へ申渡、近辺之町家ニて御買上ニ仕度旨、御普請御奉行へ相断候処、其通ニ仕、可然旨御申渡候付、則右町人共へ申渡候処、追々定小屋より持参仕候故、其節御買上ニハ不仕候、

(47)

洪水之節、そたニ入候木ノ枝、其近辺之人家より為伐取寄事

一、洪水之節、損所へ水先強ク当、蒋・そた籠等ニて留り兼候へハ、木ノ枝ヲそたニ掛申候、右木ノ枝河除ノ内ニ無御座候へハ、近辺之人家ニ在之樹木ヲ為伐取寄候、

但、木ノ枝為伐申候近例ハ元禄十六年七月浅野川洪水ニ而、茶臼山向新河除損候節、津田玄蕃下屋鋪之内ニ在之松木ノ枝為伐申度旨、御普請御奉行中より被相断、日用役人指遣為伐取寄申候、其以後才川・浅野川共度々洪水之砌、河除損所在之、危候得者、近辺之人家より樹木ノ枝為伐取寄申候、去共為伐候砌ハ木ノ上へ相断、相対を以、伐取申木ノ上在合不申候へハ、隣家へ相断申町家ニ候へハ、其所組合頭へ断申義も御座候、水引候而入置候そた木取上、木ノ上へ相返し申候、

(48)

洪水之節河除裁許より案内不仕候而茂罷出候人々之事

一、才川・浅野川洪水之節、御普請御奉行中・同所御横目等茂被罷出程之大水ニ候得者、御普請会所下奉行中・御家中役人・杖突何茂罷出申候、水引寄ニ成候而河除上下相替儀も無之候得者、御普請御奉行中より指図在之被相返申、河除裁許より指引仕儀無御座候、去共御奉行不被罷在候内、定小屋迄罷出候人々をハ、帳面ニ留置候而、追而御奉行中江相達申候、杖突之内御普請会所ニ相詰候定杖之分ハ、河除才許指引不仕候、御普請場江罷出候杖突之分ハ指引仕、夫々水防御用申渡召仕候御家中役人之内、罷出候得者、勿論河除才許見計、夫々仕事申渡候、弐十人石切不残罷出候付、水防道具等為持申、道中才領等之品見計、河除才許より茂申談候、日用頭定御用相勤申町人共并右町人下役之者、且亦遠所河除御用相勤候町人共迄茂罷出申候、

但、右罷出候人々江水出之義、私共より致案内申ニてハ無御座、兼而御普請会所より御申渡置候由ニ而大水之儀、水付次第罷出申、下奉行中之儀ハ洪水之節、私共より申談ハ御用筋茂指而無御座候、其外之人々江ハ御用之品御座候得者、私共より茂申談候、且亦御家中役人之内、夜中洪水之節なと一番ニ罷越候者、水防御用申渡候而も強働候者共、其段小札ニ記相渡、重而其者河除御普請為御用相掛り候節、御普請用捨申付候杖突之内、壱番ニ罷越候者、宜役人召仕候者在之候得者、其段御奉行中迄相達置申候、

(49)

才川・浅野河々除・河原・川中ニ死人川流等御座候節之事

一、才川・浅野川々除御普請会所御支配分之内、河除・川原・川中ニ死人川流御座候節、河除才許見分仕、非人ニ御座候へハ、非人頭江相渡、証文取寄、其段御普請御奉行中江案内仕候、非人躰ニ而無御座者、并自害人等ハ、御普請会所江御断申、公事場検使を請相渡申、且亦捨子・捨犬御座候節ハ、御普請御奉行中指図を以支配仕候、

但、向後私共不及支配旨、元禄十六年三月十日御普請御奉行中より御申渡、只今右之品在之候而も裁許不仕候、

(50)

洪水之節、水防道具渡様之事

一、才川・浅野川洪水之節、水防道具損所江指遣候儀、日用頭(原文空白)御家中役人之杖突、其外河除方御用勤候人々より断次第相渡、御用済候而改請取申候、

但、平生普請所江御道具渡遣候通ニ、人々より切手を取渡シ遣候へハ、急切之時分ハ手間申候ニ付、急与定小屋ニ帳面ヲ指置相渡候品々書留候而、請取人之名之下ニ判形迄ヲ為致置申候、河除方御用相勤候人々、日用頭定御用相勤候町人共江渡候砌ハ、判形取申ニも不及、誰ニ相渡と留置、急切之御用手間不損ニ仕候、改請取申者茂無御座、役人・小者・日用等迄為持遣候節ハ、定小屋御用相勤候、足軽・弐十人石伐・小者・小遣等川廻之内ニ而も、河除方誓詞仕罷在候者ヲ才領ニ附遣申候、洪水之節損所なと在之候へハ、急切之儀故、御道具渡様等之儀、定小屋御用相勤候、足軽并定小屋番人御道具才許仕候者へ、兼而申断置候、そた・蒋・極縄等之品ハ壱人持候而、宜程認候与御土蔵江入置、取出し候へハ棒ヲ指候而、持申迄ニ、掟置申候、山刀・斧等類茂渡様手間申様ニ仕

置候、御道具ノ重日常ニ相考置、為持申時分人掛仕候、

(51)

河除御普請為御用大工・木挽召仕之節之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、大工・木挽召仕候節、御普請会所江御断申人数等相考、入用次第請取申候、河除御用ニ大工・木挽被相掛候様ニ御作事所江申遣候儀者、河除才許よりハ不申遣候、御普請会所より御申遣候、

但、河除方御入用減申様ニ可仕旨、元禄十六年御普請御奉行中御申渡候ニ付、柵・鳥足等損候而茂修理之儀、私共より茂相願不申損候、跡籠又ハ石垣ニ仕修理仕候、去とも洪水ニ而損候所、籠ニ而ハ修理難成候か、或用水等樋・水門抔損候而、御田地江取候水、手間申様成品ニ而、大工召仕不申候而不叶節ハ、於御普請会所御詮議在之召仕候様ニと御申渡候へハ、人数等相考御断申候、且亦請取申大工之内、河除方ノ仕事仕付不申者ニ而不宜候へハ、私共より直ニ御作事所へ相断、別人と取替申、又ハ御普請会所へ其趣相達取替申儀も御座候、

(52)

河除御普請御用として請取召仕申棟梁大工之事

一、才川・浅野川共ニ跡々より棟梁大工壱人宛相極、則於御作事所誓詞をも仕罷在候由ニ而、御普請御座候節ハ此者請取申、尤才川・浅野川共ニ何レ江ニ而も罷出候、

但、棟梁之儀、仕手大工多無御座、棟梁之所札すくなく御座候節ハ、細工申付候、且亦近年河除方御用且而無御座候、只今迄相勤候棟梁も相断候付、若急切之節、手間申儀も可在御座候哉ニ候、其段御普請会所迄御断申置候へとも、外ニ可申付、急役之品茂指当り無御座候付、先其通ニ仕置候、

(53)

河除為御用召仕候大工手間料之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、請取召仕候大工手間料之儀、前々より召仕候義無御座、初而才川・浅野川江罷出候大工ハ、位付相知不申候付、御作事図り所江書付遣し、上中下承届御扶持人御大工指図之通、銀子為請取申候、

但、大工位付之儀、御作事所江承合候儀、前々ハ棟梁・大工指遣し承候由御座候へとも、只今ハ私共より紙面ニ調、御作事図り所へすくに為持遣候、

御作事所へ遣候紙面之文言

覚

越中大工　たれ
金沢大工　たれ
出大工　たれ

右、大工才川・浅野河々除御普請為御用召仕候条、上中下位付御申越可在之候、以上、

何ノ
何月何日

河除才許　何ノ誰
何ノ誰

御作事図り所

(54)

河除御普請為御用請取申大鋸・木挽手間料之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、請取召仕申大鋸手間料之儀ハ、於御作事所定直段之通ニ仕候、木挽壱人一日之仕事図りハ、松木・草槇等其木ニより高下御座候、ケ様之品も御作事図り所江承合申、挽おろし候御材木一口宛間尺幅相改、歩廻ニ仕、口付之日帳ニ記申候、且亦召仕候木挽ノ人高ニ応、木挽肝煎江被下候手間料も御作事所へ承合申候、

但、木挽肝煎江被下候手間料ハ、一ヶ月切之木挽人高ニて割符増御作事所ちかい申候由ニ付、私共より紙面を以、御作事図り所へ尋ニ遣申候、紙面之文言、左之通ニ御座候、

覚

一、何十何人　何月召仕申木挽高

右、才川・浅野川々除御普請為御用、請取申大鋸・木挽人数如此候条、木挽肝煎江被下割符増人高御書付可被指越候、以上、

何ノ
何月何日　河除才許
何ノ誰

何ノ誰

御作事図り所

河除御普請為御用召仕申大工・木挽ニ手間料為請取申切手之事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、請取召仕申候大工・木挽毎日致吟味、河除才許印判押相渡置候日帳之表ヲ〆候而、切手為出奥書仕、小払銀ニ而為請取申切手之文言、左之通御座候、

55

大工棟梁より出シ切手ノ文言

覚

一、何百何十何匁　丁銀

右、才川・浅野川々除御普請為御用、誰殿・誰殿御手合ニ而、何ノ何月何日より同何月何日迄御仕事仕候大工人数、何百何十人手間料銀請取人々江相渡申所如件、

年号月日　棟梁大工　誰
大工肝煎　たれ

小払御奉行
何ノたれ殿
何ノたれ殿

右、才川・浅野川々除御普請為御用、請取召仕候大工人数、何百何十人手間料銀高下之儀ハ、御扶持人御大工遂吟味、書出を以相極、銀高何百何十何匁為請取申所、相違無御座候、以上、

河除才許
何たれ
何たれ

木挽肝煎より出し候切手文言

覚

一、何百何十何匁　丁銀

右、才川・浅野川々除為御普請為御用、誰殿・誰殿御手合ニ而、何ノ何月何日より同何月何日迄、御仕事仕申木挽何百何十人、外ニ肝煎江被下候割符増、何十何人何歩、人数合何百何十人

何歩、手間料銀請取人々江相渡申所如件、

年号月日

木挽肝煎
たれ

小払御奉行
何ノたれ殿
何ノたれ殿

右、才川・浅野川々除御普請為御用、木挽何百何十人請取召仕候、外ニ肝煎江被下、割符増人并手間料銀高下之儀ハ、御扶持人御大工遂吟味、書出を以相極、銀高何百何十何匁為請取申所、相違無御座候、以上、

河除才許
たれ
たれ

但、木挽肝煎江被下候分、前々ハ木挽人高之内ニ書込出候ニ付、仕事茂仕候者之様ニ相見ニ付、私共致詮議、御普請会所江茂其段相断、元禄十六年相改申文言、左之通ニ御座候、

一、大工・木挽作料御作事所江手合并脇々ニ而、御用相勤候者江相渡り、才川・浅野川々除御普請相勤候者共、洩候而不相渡由及断候へハ、其品棟梁手前遂詮議、御普請会所江私共より御断、御算用場へ御普請奉行より御達候儀も御座候、

(56)

河除御普請為御用召仕申大工・木挽手間料為請取候、以後帳面ニ人々判印為致候事

一、才川・浅野川々除為御用召仕候大工・木挽手間料銀相渡候、度々帳面ニ記、判印取置申、大工之儀ハ、棟梁・仕手大工共ニ召仕候人々之名不残、帳面ニ記申候、木挽之儀ハ木挽肝煎ノ名迄調申候、御普請相済候以後、壱ヶ年分ヲ一冊ニ仕、御帳いたし候而、御作事図り所江遣、御扶持人御大工奥書を取、其次ニ河除才許両人奥書仕、又御作事所江遣、御作事御奉行惣縮奥書取置申、惣縮奥書取候刻ハ、河除才許より紙面を添出申候、御作事奥書取候節、棟梁大工ニ為持指遣申、帳面之調様、奥書之文言等、左之通御座候、

帳之上書
年号月
大工木挽判帳

帳面調様
一、何百何十目
此人何百何十人　但、壱人ニ付何匁何分宛

棟梁大工
誰
金沢大工
たれ
越中大工
たれ
出大工
たれ

右、才川・浅野川々除御普請為御用、何ノ何月何日より同何月何日迄御仕事仕申候、大工手間料銀慥請取申所如件、

年号月日

河除才許
何ノ誰殿
何ノ誰殿

木挽肝煎
たれ

一、何十何匁
此人何十何人

内

何十何人　壱人ニ付何匁何分宛

何十何人　壱人ニ付何匁何分　大鋸・木挽肝煎手間料銀

右、才川・浅野川々除御普請為御用、何ノ何月何日より同何月何日迄御仕事仕、木挽手間料銀并肝煎江被下割符増共ニ、請取人々江相渡申所、如件、

年号月日

川除才許　何ノたれ殿

何ノたれ殿

銀〆　何貫何百何十何匁

人数〆　何百何十人何歩何厘

右、大工・木挽手間料銀位付吟味仕、相違無御座候、以上、

御扶持人御大工　何ノたれ

何ノたれ

右、才川・浅野川々除御普請為御用、何ノ何月何日より同何月何日迄、請取召仕申候、大工・木挽人高相違無御座候、以上、

川除才許　何ノたれ

何ノたれ

右、大工・木挽位付、御扶持人御大工遂吟味、相違無之候、以上、

御作事御奉行　何ノ誰

何ノ誰

惣縮奥書取候節紙面ノ文言

何ノ何年何月何日より同何月何日迄、才川・浅野川々除御普請為御用、大工・木挽手間料銀相渡申銀高、何百何十何匁ニ而御座候、此外請取高無御座候条、御奥書被成可被下候、以上、

何ノ何月何日

川除才許　何ノ誰

何ノ誰

御作事奉行

一、右判帳紙面之内、大工・木挽手間料銀壱人ニ付、何匁何分と在之所、并帳面紙数紙数在之候得者、披目々々ニ御扶持人・御大工両人印押申候、帳面口帳ニハ、上ノ方ニ御作事御奉行印、中ニ河除才許印、下ノ方ニ御扶持人御大工押申候、

但、前々ハ十月より翌年九月迄ノ分、御算用相遂候ニ付、九月切ニ惣縮奥書等取申候へ共、元禄十六年以来ハ、正月より十二月迄、壱ヶ年切ニ御算用仕ニ付、翌年正月ニ至、しらへ候而、御作事所惣縮奥書取申候、帳面仕立様ノ儀ハ、前々格之通御座候、

(57)

河除御普請為御用召仕申大工・木挽手間料為請取候以後、小払御奉行より入帳請取置候事

一、才川・浅野川々除御普請為御用召仕申大工・木挽手間料為請取候以後、小払御奉行より入帳請取置申帳、河除才許方ニ而拵銀高文言等茂相調遣候得者、小払御奉行印判押被指越候、銀子相渡候、

度々右之通ニ仕置、御普請相済候以後、右帳面共不残閉合、壱ヶ

年分壱冊ニ仕、会所江出シ、惣縮奥書取申候、会所惣縮奥書仕候節ハ、河除才許紙面相添致持参、奥書相済、請取申時分、会所ニ在之帳面ニ判形仕候、小払御奉行より度々取置申入帳之儀ハ、棟梁大工・木挽肝煎レ為持遣候、入帳調様会所へ出候紙面之文言、左之通ニ御座候、

帳之上書
小払銀相渡入帳

帳面調様
一、何十何匁　丁銀
右、才川・浅野川々除御普請為御用、各御手合何ノ何月何日より同何月何日迄之内、被召仕候大工為手間料銀、会所印在之切手を以、相渡申所如件、

年号月日
小払御奉行
何ノ誰
何ノ誰

河除才許
何ノたれ殿
何ノたれ殿

一、何十何匁　丁銀
右、才川・浅野川々除御普請為御用、何ノ何月何日より同何月何日迄、被召仕候木挽為手間料銀、会所印在之切手を以、相渡申所如件、

年号月日
払御奉行
何ノたれ
何ノたれ

河除才許
何ノたれ殿
何ノたれ殿

右、才川・浅野川々除御普請為御用、何ノ何年正月朔日より同十二月晦日迄之内、大工・木挽手間料銀、何百何十何匁小払銀を以、相渡入此帳面之外無之候、以上、

会所印

会所江出候紙面之文言
覚
一、何百何十何匁　丁銀
右、才川・浅野川々除御普請為御用、何ノ何年正月朔日より同十二月晦日迄之内、大工・木挽手間料銀、会所印を以、相渡申銀高如斯御座候、此帳面之外、小払銀を以、請取方無御座候条、御奥書被成可被下候、以上、

何ノ
何月何日
河除才許
何ノ誰
何ノ誰

御会所

一、右入帳紙数在之候得ハ、披目々々口張共ニ会所御場印押相渡り申候、
但、前々ハ十月より翌年九月迄之分、御算用相遂ニ付、九月切ニ入帳相極候得共、元禄十六年以来ハ、正月より十二月迄壱ヶ年切ニ御算用仕候ニ付、翌年正月ニ至、前年分しらへ候而、会所惣縮奥書等取申候帳面調様等之儀ハ、前々格之通ニ御座候、

河除御普請御用之松木請取申節之事

一、才川・浅野川々除柵・鳥足等之御普請、松木ニ而被仰付候節、御用之員数中勘ニ相考、河除才許より仮切手ニ調、御普請会所迄出シ、奥書ヲ取候而、御郡奉行中迄為持遣候得者、山廻り之者共江紙面被指越候故、足軽・大工・役人等指遣シ、山ニ而為伐、定小屋江取寄申、御用之松木不残請取済候、以後本切手ニ調、御普請会所江出、奥書を取、御用番御年寄衆御裏印相済候以後、御郡奉行中江差遣シ、最前之仮切手と取替、御郡奉行中より入切手請取、御算用相遂申候、御年寄衆御裏印取候節ハ、河除才許越後屋敷江致持参、御断申上候、

但、前々ハ何方之山ニおゐて、為伐申度旨、川除才許より御郡奉行中江紙面指遣、請取申由ニ御座候得共、村々領境等私共不及候付、望候而ハ指問申ニ付、御留山之外ハ、年寄之所ニ而勝手次第請取申度旨、御郡奉行中江御断申、山之儀ハ私共より望不申、且亦跡々ハ足軽・大工定御用相勤候、町人等迄ヲ請取ニ遣候得共、向後ハ私共之内壱人罷越、小伐等仕候節、麁抹ニ無之様ニ仕可申旨、元禄十六年御断申候所、其通ニ可仕旨、御普請御奉行中御申渡ニ付、同年浅野川々除御用之松木請取申時分茂私共之内、壱人罷越、改請取申松木請取申義ニ付、夫々江遣候紙面并仮切手・本切手之調様、左之通御座候、

仮切手之文言

覚

一、何百本　松木　枝葉ヲ除、末木とも　内　何百本　目通何尺より何尺迄
　何百本　目通何尺より何尺迄

右、才川・浅野川々除御用ニ候条、相渡り候様ニ可被迎遣候、追而本切手ニ取替可申候、以上、

何ノ
何月何日　川除才許　何ノ誰
　何ノ誰

御普請御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿
何ノ誰殿

右、仮切手ニ御普請会所奥書

御郡御奉行江私共より遣候紙面

才川・浅野川々除御普請奉行為御用、松木請取申候付、私共仮切手ニ御普請会所奥書ヲ取、為持進上仕候条、前々之通、山廻之者江被仰渡可被下候、御留山之外ハ、手寄之所、私共勝手次第請取申候様ニ仕度奉存候、以上、

何月何日　川除才許　何ノ誰
　何ノ誰

御郡御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

私共より山廻之者江案内之紙面

才川・浅野川々除御普請為御用、何方於山辺ニ松木何百本、為伐候条、来ル何日、右山江罷出可被相渡候、御郡御奉行中より各江被指越紙面其砌可相渡候、拙者共之内罷出請取候条、朝何時何村肝煎誰方ニて可被待合候、以上、

何月何日　　川除才許　何ノたれ

何ノたれ

山廻何村
誰殿
誰殿

一、松木仮切手之表木数不残一日ニ難為伐、相残り申節ハ御郡奉行中より山廻り之者へ被指越、紙面ハ此方ニ留置、私共より仮切手調、山廻ニ渡置、何ケ度ニ而も勝手次第ニ為伐、木数伐仕廻候而、御郡奉行中より之紙面相渡、私共仮切手相返し申候、

私共より山廻江遣候仮切手ノ文言

覚

高何百本之内
一、何拾何本　松木　目通何尺より何尺迄、但、枝葉ヲ除、末木とも
右、才川・浅野川々除御普請為御用、何方於村山ニ為伐請取候、
木数不残伐仕廻次第、御郡奉行中より各江被指越候紙面相渡、此切手と取替可申候、以上、

何月何日

河除才許
何ノ誰

何ノ誰

山廻何村
たれ殿
たれ殿

一、松木御用之員数中勘ニ図り、仮切手出候木高程御用ニ無御座、減少仕度節ハ仮切手調替、御普請会所奥書ヲ取、御郡御奉行江為持遣取替申、其節御普請会所へ出候紙面、左之通御座候、

才川・浅野川々除御普請為御用、松木何百本先頃願上候へとも、何百本何十本ニ而御普請相済申ニ付、仮切手調替申候条、御郡奉行江被仰遣可被下候、以上、

何ノ　何月何日　河除才許　何ノたれ

何ノたれ

御普請御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

何ノ誰殿

一、松木伐ニ山江罷越候時分、其村之肝煎へ致案内、枝葉請取候様ニ申渡、伐建候枝葉三尺縄ニ而為〆、松木伐候於所々、都合何百束在之段改、肝煎江渡シ預り切手取置、追而御郡奉行中江遣し申候、且又枝葉伐建候儀、肝煎致支配、此方より人足渡可申、結集候縄之儀ハ私共為持罷越、見図り候而、入用程相渡申候、

肝煎より取置候松枝預り切手ノ文言

覚

一、何十束　　松枝　　但、三尺縄ニシテ

右、私持山之内ニ而才川・浅野川々除御普請御用之松木、為御伐被成候、枝御渡慥預り置申、何時ニ而茂御用次第、相渡可申所如件、

年号月日　　何村肝煎　たれ

川除才許
何ノ誰殿
何ノ誰殿

本切手之文言

覚

一、何百何十本　　松木　　松葉ヲ除、末木とも

内

何百何十本　　目通何尺より何尺迄
何百何十本　　目通何尺より何尺迄

右、才川・浅野川々除何之為御用、何ノ何月何日より同何月何日迄、度々仮切手を以、何郡何村山何郡何村山ニおゐて請取、只今本切手ニ相極申所如件、

年号月日　　川除才許　何ノ誰
何ノ誰

加州御郡御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

右、本切手ニ御普請会所奥書御用番御年寄衆御裏書

御郡御奉行中へ本切手遣シ節私共より紙面

今年才川・浅野川々除御普請御用之松木伐仕廻候ニ付、本切手相調、御普請会所奥書并御年寄衆御裏書相済申候ニ付、為持進上之仕候間、最前度々進上仕置候、仮切手共不残御返し可被下候、且亦松木枝葉其村々肝煎共江前々之通相渡、預り切手取置、何十何通只今進上仕候条、御請取可被成候、以上、

何月何日　　川除才許　何ノたれ
何ノたれ

御郡奉行
何ノ誰様
何ノ誰様

一、松木枝葉其村之肝煎より預り切手取置、御郡奉行中江指遣候迄ニ而、私共御算用仕儀も無御座候、且亦仮切手御郡奉行より被返候得者、御普請会所江出シ、御場印御消候様ニ申候、

一、松木伐候時分、私共之内壱人罷越候節、大工棟梁壱人、足軽壱人、間棹・料紙・硯箱等為持申者壱人召連申候、山ノ内一ヶ所ニ而、為伐不申ニ付、縮り人不足仕候故、川廻壱人并御普請会所御改申、同所ニ相詰申弐十人石伐之内、壱人召連申、且亦元禄十六年浅野川より松木伐ニ罷越候時分、割場ニ御人無之由ニ而、定小屋御用之足軽相渡り不申ニ付、御普請会所石才許、足軽雇申候、其以後罷越候時分、石才許足軽茂御普請会所御用ニ而、雇申事成不申ニ付、其段割場へ申遣、日掛之足軽請取申、日掛ニ請取、朝掛り候而ハ為致誓紙申間、無御座候付、前々定小屋御用相勤候足

軽之内、仮名申遣請取申候、

一、松木伐候時分、谷合・岸等在之、伐候以後、人力掛り申所之木并め松指除、山廻之者相見を以、寸尺相改、為伐申めまつ之儀ハ、くさりはやく御座候由承及申候、木数多伐候節ハ、私共請取候木ニしるしヲ附置、先江罷越、段々ニ請取、伐候所ニハ、足軽等ヲ残シ置、縮申付候、

一、伐候松木、長木ニ而定小屋江取寄候而ハ、人力掛り候付、召連候大工棟梁ニ為致見分、柵・桁・柱・さゝら板・鳥足等ニ可成程之間尺為図、山ニて小伐為致候、

(59)

河除御普請御用之松木定御用相勤申候町人共ニ為伐候節、伐手間并定小屋迄持人足之事

一、才川・浅野川々除御普請御用之松木為伐候節、役人無御座候得者、定御用相勤申町人共江御普請会所より御申付候、伐手間之儀ハ、人足壱人江松木四本宛根伐仕、枝葉おろし弐本・三本ニ川除才許好之通、小伐仕相渡候、定小屋迄持届申人足図り候儀ハ、本口八寸、末口四寸、長サ四間三尺ノ木、壱本ヲ人足六人ニ而持可申候段、御普請会所ニおゐて、先年より請合罷在候、右之木才廻算用仕、六人ニ割候得者、壱人ノ当り大サ壱尺四方、長サ壱尺三寸弐歩七厘ニ而御座候ニ付、壱人持之証ニ立置、持届申松木、於定小屋壱本宛才廻ニ仕、右壱尺三寸弐歩七厘ノ証ニ而、人足図り立請取申候、且又山之儀、近山之分ハ何方より為持候而も、遠近之差別無御座、才川・浅野川共ニ何レ為持候而茂、人足図り同事ニ御座候、

但、松木本口・末口寸尺取様之儀、常ノ曲尺を以、跡先迄ニ而取候而ハ御損之儀、御座候ニ付、元禄十六年以来ハ私共勘弁を以、校(鉄、以下同)・曲尺ヲ拵置、はゝ・高・ひく(低)ならし申、図りニ校候而請申、右校・曲尺定小屋ニ拵指置申候、且亦定御用相勤申町人共、請取候而、山ニ而為伐候節ハ、猶以私共之内壱人罷越、不縮ニ無之様ニ申付候、

(60)

河除御普請御用之松木御家中役人ニ為伐候節并定小屋迄為持申人図り之事

一、才川・浅野川々除御普請御用之松木役人ニ為伐候節、壱人ニ何本宛ニ御座候哉、定小屋ニ書記候留木茂無御座候付、前々之格不奉存候付、河除御用相勤申候、大工棟梁等相尋候処、壱人ニ弐本・三本、其木之様子次第伐候様ニ覚候由申候、然共役人ニ而為伐候儀、先ハ無御座大形定御用相勤申候、町人共ニ被仰付候由御座候、定小屋へ為持申人足図り之儀ハ、本口八寸、末口四寸、長四間三尺之松木壱本ヲ役人拾人持と極置、右之木ヲ才廻シ仕、拾人割候へ者、壱人ノ当り、大サ壱尺四方、長サ七寸九歩六厘弐毛ニ而御座候ニ付、壱人持ノ証ニ立置持届申松木、於定小屋壱本宛才廻ニ仕、右七寸九歩六厘弐毛ノ証を以、人高図り請取来り候、

但、定御用相勤申町人共、定小屋へ持届候、請合人足図り壱人ニ大サ壱尺四方、長サ壱尺三寸弐歩七厘ニ而御座候処、役人壱人ノ当り、七寸九歩六厘弐毛を極置、町人共、図りより五寸三歩八毛軽ク為持候義、如何之子細ニ御座候哉、難心得奉存候付、元禄拾六年浅野川々除御用之松木為伐候節、私共ノ内壱人山へ罷越ニ付、代由松木三拾弐本ヲ六拾弐本ニ小伐為仕、何茂山ニ而見分仕、何人ニ而持可申候段相考、壱本宛

ニ歩付仕、其通役人差遣、釣寄ニ而、於定小屋ニ右六拾弐本ヲ壱本宛才廻ニ仕候へハ、惣定数大サ壱尺四方、長サ五拾四丈九尺弐寸九歩弐厘弐毛御座候ニ付、指遣シ役人高、四百五拾九人ニ割候へハ、壱人ニ壱尺壱寸九歩六厘七毛ニ相当候ニ付、其段御普請会所江御断申、先格七寸九歩六厘弐毛ノ証ヲ者用不申、壱人当り壱尺弐寸を只今ノ証立置申、其以後為伐申度候茂、右之通、山ニ而人掛之様子見図り申候、去共木数等御座候時分ハ、見積候義も可有御座候哉、左候へハ、持之者難義仕候付、壱本宛合紋ヲ書付置、何合紋ノ木、本口何寸、末口何寸、本木・末木長何間何尺、何人持と扣帳ニ留置、定小屋へ持帰り候而、壱本宛才廻算用仕、私共見図りノ人掛壱尺弐寸ノ証ニ大概ニ合候へハ、左之通、小札ノ調置、大工棟梁ニ申渡、急ニ御用ノ分為相考、其木ノ小札を以、急キ申木より段々ニ取寄申候、

合紋小札ノ調様

合紋い　本木何間何尺　何人持

一、谷合等場所惣所ニ有之木引上候節、小札ノ人数ニ而ハ、持届かたき儀茂御座候付、私共山へ罷越候時分、申出シ仕候場所ヲ見置、其日遣候、惣人数打込、右申出シ場所迄くり出しニ仕、木数しらへ候而、道中ハ小札ノ人数ニ而為持候、

一、松木伐之節ハ、私共之内不罷越伐之節、召連申候足軽并弐拾人石伐川廻等、山之案内存候者、為縮指遣候、

一、役人壱人ニ為伐申木数ノ義、何本と申義、決而ハ難相定御座候、去共大概ノ図りハ、目通弐尺より弐尺五寸迄ノ木、壱人ニ四

(61)

本宛渡し仕事ニ申付、根伐・小伐共ニ為致申候、乍然木ノ有所不宜、根伐仕候而も、引たおし候ニ、人力掛り候か、又木大キ成木為伐候節、短日之時分ハ、私共見分ノ上、用捨遣も申付候、

定御用相勤申候町人共ニ御普請被仰付候節、御普請道具并御材木・釘・鉸等渡様之事

一、才川・浅野川々除御普請定御用相勤申候町人共へ被仰付候時分、御普請御道具并縄・蒋・持籠等迄定小屋より借渡申候、且亦御伐木・釘・鉸・根苧籠等之品、於定小屋改相渡、丁場持運候、人力之儀ハ町人共より出申候、

右、御普請御道具借請候義ハ、町人共より最初願上候節、御道具借請候而、御普請相勤可申候由、書付出置、其砌御普請会所ニおいて御聞届、数年借渡来候付、元禄拾六年浅野川々除御普請被仰付候節も前々通、私共請取置候御道具之内ヲ相渡申候、御普請ノ品ニより可入御道具相考、其日遣申候程ハ、断次第度々ニ相渡不入分ハ、段々ニ定小屋へ為上宿々へハ持参仕間敷旨、申渡置候、乍然御普請場近辺ニ中宿等ヲ拵置無縮ニも無之躰ニ候へハ、渡切ニ仕置、御普請済候而、改請取義も御座候、且亦御材木・釘・鉸等御普請出来之以後、御算用仕候へハ紛敷釘数等ハ、別而難改御座候付、於丁場一日切ニしらへ、翌日へ残り物相改不足可有之品ハ、引足相渡置申候、

(62)

川除御普請御用之砂利請合之町人へ被仰付候節、御普請御道具借渡不申候事、

一、才川・浅野川々除御普請御用之砂利為持候義、役人迄ニ而不足仕候へハ、砂利請合之町人へ御普請会所より御申渡候、直段之義ハ、人足図りニ仕、壱坪ニ付、三人五歩ニ、於御普請会所定直段相極有之、先年茶臼山崩候節、浅野川新川除柵渡詰之砂利も被仰付候、其節御普請御道具之儀、定小屋より借渡不申候、最初御道具借請申願無之ニ付、自分道具を以、相勤申候、

但、砂利人足図り減候而、壱坪ニ付、三人壱歩弐厘ニ持可申旨願申者有之候間、向後才川・浅野川々除御用之砂利、此者ニ可申渡旨、御普請会所より御申渡候付、元禄拾六年十一月浅野村後川除柵裏詰為御用、砂利為持申砌、直段減候者へ申渡候所、御普請御道具借請申度旨、相願申ニ付、其段御普請会所へ御断申所、御詮義有之、前々格之通、御道具借渡不申候ニ決候ニ付、其段砂利請合ノ町人江申渡候処、冬付之御普請御道具拵候内ニ冬下ニ成候へハ、迷惑仕候由、重而相願候ニ付、其趣御普請会所へ相達、

右者手前所持不取手已申分、少々借渡申候へ共、向後ハ相渡不申筈ニ申渡置候、

(63)

川除御普請之品々御用相勤申町人共前銀并中勘銀相渡置、御用済候而本勘為相遂申事

一、才川・浅野川々除御普請之品々、定御用相勤申町人共ニ被仰付候節并被召上候根苧杪代銀、且亦籠組手間未御普請会所より役銀之内を以、為前銀年内・翌年分之内御渡、春ニ至、銀高程御用相勤候へハ、又中勘銀御渡シ、御用不残済候、以後本切手為相極、川除裁許奥書仕申候、中勘・本勘銀共役銀之内ニ而相渡り申候、

但、前銀・中勘銀之義、何程相渡候哉、私共へハ何之御申渡茂無御座、御普請会所より御借渡、本切手為相極候節、町人共切手ノ文言ニ書出し候ニ而、承知仕候ニ付、元禄拾六年御普請会所迄、御断申候へハ、前々ハ川除御普請ノ品、何ヲ被仰付候而も、御普請会所より直ニ町人共へ御申渡、川除才許程義仕義ハ無御座候ニ付、中勘銀何程相渡り候義、不承候而も指問申義無之、只今ハ御普請ノ仕様等私共致勘弁、御入用減申様ニ可仕旨御申渡ニ付、成次第ハ定御用相勤申、町人共へも被仰付候様ニ仕度様ニと、罷有候故、前々通御普請会所よりすくニ町人共へ御用被仰付候而も、役人御用ニ而申付、御徳を相考候へハ、其品御断申上義も可有御座候、左候へハ中勘銀御借渡、若過上ニ相成候義も有之候へハ、如何敷奉存候間、何レノ御用ニ中勘銀何程御貸(カシ)渡被成候段、私共へも御申聞候様ニ仕度旨申上候処、其段御聞届、向後ハ中勘願仮切手ニ私方奥書可仕旨御申渡、元禄十六年以来ハ、仮切手ニも奥書仕候、仮切手・本切手奥書之文言等、左之通御座候、

仮切手ノ文言

覚

一、何貫何百目　　丁銀

右、才川・浅野川々除御普請為御用、売上申何代銀ノ内、中勘仮切手ヲ以、御仮銀之内慥請取申候、追而本切手ニ取替可申候所如件、

年号月日

何屋
誰

何屋
誰

役銀御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

右、才川・浅野川々除御普請為御用、請取申何代銀之内、中勘仮切手を以、何貫何百目仮銀之内、何屋誰ニ、何屋たれニ為請取申所、相違無御座候、追而本切手ニ取替可申候、以上、

何ノたれ
何ノたれ

根苧籠組手間本切手

覚

一、何百何拾目　丁銀

内

何拾何匁　弐間籠何百何拾組上申手間料銀
壱つニ付、何分何厘宛

何拾何匁　九尺籠何百何拾組上申手間料銀
壱つニ付、何分何厘宛

何拾何匁　六尺籠何百何拾組上申手間料銀
壱つニ付、何分何厘宛

右、才川・浅野川々除御普請為御用、誰殿々々御手合、何ノ何月何日より同何月何日迄、組上申根苧籠手間料銀最前中勘仮切手を以、何月何日何百目請取、只今差引仕、不足銀共御仮銀之内を以、慥請取申所如件、

年号月日

籠組棟梁　何屋　誰
何屋　誰

役銀御奉行
何ノたれ殿
何ノたれ殿

右、才川・浅野川々除御普請為御用、根苧籠為組請取申候、手間料銀之義ハ、於御普請会所定直段相極、役銀之内以何百何拾目、何屋たれ、何屋たれニ為請取申所、相違無御座候、以上、

川除才許　何ノたれ
何ノたれ

町人共へ御普請被仰付候本切手

覚

一、何貫何百何拾何匁　丁銀

此人数何千何百何拾何人　但、壱人ニ付何分何厘宛、

内

何拾何人　（松木何百何拾本伐人足、但、壱人ニ付四本宛）

何拾何人　松木何百何拾本、末木共持届人足

何百何拾人　（高サ何程之柵、何拾何間何尺仕立人足、但、壱間ニ付何人何歩宛）

何百何拾人　（橋より上栗石何百何拾坪持届人足、但、壱坪ニ付何人何歩宛）

但、浅野川ハ大橋と相調申候、

何百何拾人　（長何尺之根苧籠何百何拾伏
中詰仕人足、但、壱つニ付、何歩何厘宛

何百何拾人　（右人高何千何百何拾何人之杖突
食番、但、肩下百人ニ付、六人宛

右、才川・浅野川々除繕御普請為御用、松木根伐仕并定小屋迄持届、且亦柵仕立、栗石持、根苧籠伏中詰ためならし迄出来指上申、日用人足銀直段之義ハ、於御普請会所定直段相極、私共御請仕候ニ付、最前中勘仮切手を以、何月何日ニ何百目、何月何日ニ何百何拾目、合何ケ度ニ何貫目請取、只今指引仕、不足銀共ニ御仮銀之内を以、慥受取申所如件、

年号月日

定日用相勤申町人　何屋　誰

何屋　誰

日用頭　誰

役銀御奉行　何ノたれ殿
何ノたれ殿

右、才川・浅野川々除繕御普請為御用、松木根伐仕、定小屋迄持届させ、并柵仕立栗石持・根苧籠伏中詰手間共、惣人数何千何百何十人、外ニ御定之杖突食番何百何十人、二口合何千何百何十何人、此御用銀何貫何百何十何匁、役銀之内を以、定請之者共ニ為請取申所、相違無御座候、以上、

河除才許　何ノ誰
何ノ誰

根苧数本切手　覚

一、何貫何百目　丁銀

此根苧数何千何百何十束　但、壱束百本詰

内

何百何十何匁　上根苧何百何十束　但、壱束ニ付何分宛
何百何十何匁　中根苧何百何十束　但、壱束ニ付何分宛
何百何十何匁　下根苧何百何十束　但、壱束ニ付何分宛

右、才川・浅野川々除御普請為御用、誰殿々々御手合、何ノ何月何日より同何月何日迄、売上申根苧代銀直段之儀ハ、於御普請会所定直段相極、私共御請仕候ニ付、最前中勘仮切手を以、何月何日何百目、何月何日何百目、合何ケ度ニ何貫目請取、只今指引仕、不足銀共御役銀之内を以、慥請取申所如件、

年号月日

何や　誰
何や　たれ

役銀御奉行　何ノ誰殿
何ノたれ殿

右、才川・浅野川々除御普請為御用、根苧数何千何百何十束請取申候、此代銀何貫何百目、役銀之内を以、定請之者共ニ為請取申所、相

違無御座候、以上、

河除才許
何ノたれ
何ノ誰

砂利為持候本切手
覚

一、何百何十何匁　丁銀
　此人足何百何十人　但、壱人ニ付何分宛
　内
何百何十何人　砂利何百何十坪持人足　但、壱坪ニ付、何人何分宛
何十何人　右何百何十人、杖突、食番　但、肩下百人ニ付、六人宛

右、才川・浅野川々除柵後繕砂利為御用、誰殿々々御手合ニ而、何ノ何月何日より同何月何日迄被召仕候人足、歩掛之儀ハ、於御普請会所相極り申候、御用銀御役銀之内を以、慥請取申所如件、

年号月日
砂利請合町人
何や誰
日用頭
たれ

役銀御奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

右、才川・浅野川々除柵後繕為御用、砂利為持候人足何十人、外　御定之杖突・食番何十何人、二口合何百何十何人、此人足銀何百何十何匁、何や誰ニ為請取申所、相違無御座候、以上、

河除才許
何ノ誰
何ノ誰

一、町人共御普請相勤申候節、人足図りを以、願より置候分、銀子為請取候時分、本切手ニ日傭頭之内、壱人宛書加させ申候、

(64)

才川・浅野河々掘之事

一、才川・浅野川々形悪敷罷成、河除江茂水当り強ク御座候得者、前々足軽・小者・役人・日用等を以、毎歳河掘被仰付候由ニ御座候得者、於御普請会所御詮議在之、川掘之儀ハ、当座川形直し申迄ニ而始終川除ノ強ミハ不罷成候由ニて、其以後ハ相止候旨ニ御座候、

但、川掘之儀、定直段相極、請合之町人在之、壱坪ニ付、人足弐人五歩壱厘、外ニ杖突・食番御定之通、被下筈ニ候間、私共可承置旨、元禄十六年御普請会所より御申渡候所、押立、頃日川掘も無御座候付、此者ニ申付候義無之付、御普請所へ水除之ため、当分少々川掘仕候義ハ、役人を以申付候、且亦役人ニ為掘申節、人掛之儀、壱坪ニ付何人と決而、定置候義ハ、難仕御座候、砂地浮砂利等之所、浅ク掘候節ハ人力茂掛り不申候へとも、地面堅ク御座候か、岩等多御座候へハ、掘手間掛り申候付、掘掛不申候而ハ、此義相知兼候付、川掘可申付与存候所江先人数弐三人掛候而、私共附罷在為掘、地面之様子等とくと相考、其図りを以、翌日より人数増候而、渡し仕事ニも申付候、

(65)

河除御用之栗石、定御用相勤申町人共江被仰付候
請合人足図り之事

一、才川・浅野川々除御普請御用之栗石、役人ニ為持候而も、不足仕候へハ、定御用相勤申町人共江御普請会所より御申渡候、直段之儀ハ、人足図りニ仕、才川橋より上ハ壱坪ニ付四人弐歩、橋より下ハ壱坪ニ付五人壱歩、浅野川大橋より上ハ五人弐歩、大橋より下ハ七人三歩、此通定直段、於普請会所相極り居申候、

但、川除御入用減申様ニと御普請会所より御申渡候付、小者役人透々河除筋江急而為持置候ニ付、近年町人共江ハ不申付候、去共元禄十六年浅野川洪水ニ而、河除損所御座候節、役人ニ而不足仕候ニ付、町人共へ茂為持申候、此節ハ御普請会所より私共江御申渡為持候所等、御詮議之上、坪数等相考、私共より申付、御普請会所よりすくニハ御申渡無之候、依之持届申坪掛等之儀茂、私共致吟味請取申候、

(66)

河除御用之栗石、日用人足ニ為持申候事

一、才川・浅野川々除御普請御用之栗石為持候儀、定御用相勤申町人極り不申以前ハ、日用ニも為持申候由承及候へとも、久敷儀故、定小屋留帳も無御座ニ付、人掛等之儀相知不申、

但、定御用相勤申町人共相勤来候、栗石持人足掛、御損法之儀、ためし置可申ため、元禄十六年浅野川洪水之砌、召仕候日用之内を以、少々為持相考候処、定請合人足図りニ被仰付候而茂、過分之利潤茂無之様子ニ御座候、去とも御普請所近辺之河原ニ浮栗石多在之、持候所へ手寄宜御座候へハ、日用ニ申付候へハ、御入用茂減申候付、ケ様之所ハ日用ニ而為持申候、

(67)

定御用相勤申町人共江籠伏御普請被仰付候節、并人足図り之事

一、才川・浅野川々除根苧籠伏候儀、定御用相勤申町人共江前々被仰付候節ハ、御普請会所より直ニ御申渡、籠之儀ハ、町人共断次第、川除才許より相渡申、伏手間之儀ハ、人足図りニ仕、御普請会所ニおゐて、定直段相極り、長サ弐間口ノ持渡し、弐尺之根苧籠拾ヲ伏、栗石中詰ためならし迄出来、弐人壱歩ニ而御座候、中詰栗石之儀ハ、右之籠壱つニ付、弐合宛之図りニ持人足、籠伏手間之外ニ相渡申候、長サ九尺・六尺も此割ニ而御座候、且又才川・浅野川共御普請会所より御支配分ノ河除之内ハ、何方ニ不限、新御普請所又ハ古籠伏替候而も、伏手間高下無御座候、

但、只今ハ小者・役人迄ニ籠伏申付候故、町人共ニハ、不被仰付候、去とも元禄十六年浅野川洪水ニ而御普請所多御座候而、役人ニ而不足仕候ニ付、於御普請会所御詮議之上、町人共へも可申付旨、私共江御申渡候故、何レ之丁場申付、宜在御座候段相考、六尺、九尺、弐間三段之籠ニ不構、其川除之高サニ応シ候籠改相渡為伏申、去とも六尺、九尺、弐間三段之外ハ、前々より請合直段無御座候付、長短之籠為伏候節ハ、右三段之定直段を以割申候、中詰栗石之儀茂其通ニ御座候、且亦中詰栗石之儀、古籠等茂無御座所ニ新ニ為伏候節ハ、定之通、長弐間籠壱つニ弐分宛ノ図りニ持人足相渡申、古籠伏替之所ハ、最前之石新籠江詰替、何程不足可仕段、私共見図り候而、足石持人足相渡シ申、又ハ其所近辺之川除ニ

為持置申、貯用之栗石御座候へハ相渡、為詰申貯用石相渡候節ハ、持人足ハ尤相渡不申候得共、石有所と丁場之間、遠御座候へハ、引手間相考渡申、裏詰ためならし多入候而、弐間籠壱つニ弐合図り之石ニ而、不足仕候儀ハ、其所坪図りニ仕、弐合之外、栗石持人足相渡申候、

(68)

定御用相勤申町人共より川除御普請之儀願上置、定直段相極り在之品々之内先年被仰付、近年不被仰付候品、且亦先年より不被仰付候品之事

一、才川・浅野川々除御普請之儀、定相勤申町人共より書立、御普請会所江上置定直段相極申品々之内、籠伏御普請被仰付候節、最前之古籠ニ在之石有次第中詰仕、不足何程在之候而も、町人ともより引足、裏詰ためならし迄出来、人足図り弐間籠拾ニ付、才川橋より上六人八歩、橋より下七人三歩、浅野河大橋より上九人弐歩、大橋より下九人六歩ニ九尺籠、六尺籠茂、此割ニ而為致出来可申旨、願上置候へとも、先年より不被仰付候由ニ御座候、

但、右之図りニ被仰付、御徳之節とも不奉存、紛敷御座候ニ付、元禄十六年籠伏御普請町人共江被仰上付候節茂不申付候、

一、定御用相勤申町人ニ、よミ石被仰付候ハヽ、役人拾人ニ而為持申、石数ヲ六人五歩ニ而持届可申旨、御普請会所ニおゐて請合罷在候へとも、前々より被仰付候儀無御座候、

但、前々役人ニ為持候よミ石之様子ハ、不奉存候へとも、元録十六年以来私共申付、役人拾人ニ為持申、よミ石ヲ六人五歩ニ而持上候へハ、日用等ニ為持候よりハ、御徳ニ而可在御座と奉存候へとも、指急キ申儀茂無御座候、未申付候、

一、定御用相勤候町人共江夫石為持候様ニ被仰付候ハヽ、役人拾人持と見分仕候、石ヲ六人ニ而持可申段、御普請会所ニおゐて請合罷在、先年被仰付候由御座候、

但、元禄十六年以来ハ、小者役人等透々ニ為持置候、夫石付次第石垣ニ申付、指急キ石垣御普請茂無御座候ニ付、町人共江ハ不申付候、

一、定御用相勤候町人共江土俵詰之儀、被仰付候ハヽ、役人拾人ニ而詰申俵数ヲ七人五歩ニ而詰可申旨、於御普請会所請合罷在、先年茂被仰付候由御座候、

但、元禄十六年以来ハ、小者・役人等へ為詰候ニ付申付候、

(69)

河除石垣定御用相勤申町人共江被仰付候節、并定御用相勤不申者ニ被仰付候節之事

一、才川・浅野川々除石垣、前々定御用相勤候者ニ被仰付候節ハ、御普請会所より見図り之上を以、直段相極り申由御座候、定請合之人足図りハ無御座候、定御用相勤不申者ニ被仰付候節ハ、入札ニ罷成、落札之者相勤候由承及申候、

但、元禄十六年以来、町人共江被仰付候石垣無御座候、

(70)

草槇御材木を以、先年被仰付置候河除之事

一、才川・浅野川々除先年被仰付置候柵・鳥足并用水・悪水廻草槇御材木相見可申、且亦水門之柱等ハ、檜ニ而御座候付、右御材木請取様之儀、定小屋ニ書留候物茂御座候哉と相尋候処、元禄三年浅野川河除才許御徒武部貞右衛門・安藤勝左衛門覚書之内ニ草槇

御材木之儀ハ、御作事所より請取、御算用之時分、入切手ニ御作事奥書取申候、小分之挽木等ハ渡奉行より請取候旨、調置候へとも、近年ハ役銀を以、御普請会所より御買上ニ而相渡り候儀茂在之由ニ御座候、

但、元禄十六年以来ハ、草槇・新御材木を以、修理仕候河除無御座候、宝永弐年浅野川用水之内、笠間又六郎後用水損候節、修理之儀、松木并御普請会所ニ在之古木ニ而繕申、宝永四年才川五枚町後用水・水門、并雨宝院後之水門修理仕候茂、右之通御座候、

(71)

河除松木柵被仰付候節并仕立様之事

一、才川・浅野川々除柵之儀、近年ハ松木ニ而被仰付候、修理被仰付候間数・高サ等之儀ハ、御普請会所より見図り人罷越、見分之上相極、定御用相勤候町人共江被　仰付候節ハ、御普請会所より直ニ御申渡、御材木等之儀、町人共断次第相渡申、役人ニ申付候節茂見図り人指図之通ニ仕候由ニ御座候、

但、川除御入用減申様ニ可仕旨、御普請会所より御申渡置候付、柵被仰付候へハ、御入用茂多入申候付、先年ノ柵損候跡ハ、根苧籠伏置、又ハ石垣等ニ仕置候、其上松木之儀ハ、はやくくさり候而、御徳之様ニも不奉存候ニ付、旁以私共より柵之儀ハ、先相願不申心得ニ御座候、乍然元禄十六年、浅野川洪水之砌、損候河除根苧籠等迄ニ而ハ、修理難仕御座候ニ付、於御普請会所御詮議在之松木柵ニ可仕旨、私共江御申付候故、仕置様之儀、前々之格、棟梁大工等ニ承合、強ミ之儀、私共も詮議仕、申付候様、右之通ニ御座候、

一、柵柱之儀、前角より何丈何尺と申儀、相定置不申成次第、掘為込、其以後土俵等之おもりをのせ、橋杭之ことくニ振(掘)為込申候、柱立ならへ候間之義ハ、中すミより四尺間ニ御座候、

一、扣木入申候ハ、柱壱本宛間置申去、桁ノ継手ノ所ハ柱間抜不申、扣弐本ならへ申候、扣木長サ之儀ハ、壱丈計より弐間壱弐尺迄、其所河除之幅ニ応シ入申候、本木ニても、まかり御座候か、又末木ニ而柱桁さゝら木ニも難成、切木を以申付候、

一、扣木留様之儀ハ、弐本程宛かせ木ヲ通し、長四五尺計之切木ヲ杭ニ挟、かせ木壱本ニ弐本宛、両方ニ為打込申候、尤扣木ニかせ木之通候程之穴ヲよりせんくさひニて為留置申候、去共扣末木ニて細ク御座候へハ穴ヲより不申、切かき候而、釘ニ而為打申儀茂御座候、

一、かせ木ふとさ之儀ハ、長四尺計、厚サ弐寸程、幅五寸計ニ仕候、

一、扣木入候所、土ニ而埋置候而ハ、くさりはやく御座候付、三尺廻り程ハ栗石ニて為詰申候、

一、せんくさひ等之儀ハ、大工手伝之役人等透々ニけつらせ申候、且亦扣留杭之儀、似合敷切木無御座候へハ、御普請会所よりおれ棒をも請取申候、

一、鉸之儀ハ、桁継手々々ニ為打申候、

一、貫之義、幅ハ木ノ大サ次第、厚サ弐寸程ニ為挽、柱ノ内ノ方より折、頭釘ニ而打付申、柵ノ高サニより弐通・三通りも入申候、

一、さゝら板之儀ハ、長サ大概柱ノ通ニ伐候而、厚サ壱寸七八歩より弐寸計迄ニ為挽申候、木ふとく御座候へハ、割申儀茂御座候、釘ハ常ノ釘ニて為打付申候、

一、柵仕立候而裏詰之儀、さゝら際三尺通り、栗石為入、其後ハ砂利ニ而為埋申候、

(72)

松木ニ而鳥足被仰付候儀并仕立様之事

一、才川・浅野川々除之鳥足、近年ハ松木ニ而被仰付候、前々鳥足入候節之人足図り、定小屋留帳等茂無御座、定御用相勤申町人共江被仰付候時分茂、定直段無御座候ニ付、其時々見図り之上を以、御普請会所より被仰付候由ニ御座候、鳥足大サ之儀も御普請所之様子次第ニ仕候由、承及申候、洪水之節、水防用意ニ定小屋ニ拵置申候ハ、才川・浅野川共ニ鳥足鬼木之長サ、大概壱丈より弐間計迄、柵等之御普請在之砌、切木有次第拵置申、貫之儀茂かつかう次第、弐通・三通も入申、其内足本貫ハつよミ入申候付、丸木ニ而仕候、去共木ふとく御座候へハ、挽割申儀茂御座候、上貫ハ割木を以為入申候、

但、元禄十六年浅野川洪水之節、茶臼山向新河除之張出流候所ニ、重而張出出来仕候節、於御普請会所御詮議在之、張出之内江鳥足入候而可然旨、絵図を以私共江御申渡候付、松木ニ而鳥足為拵入申候、其節定御用相勤申町人共江申渡、図り書付為出候所、鳥足御材木於定小屋請取、新河除張出丁場江持届、組立在之鳥足ニさゝら木結付、鳥足敷木之所迄掘入、とら木ヲ入、夫石・栗石詰立并鳥足並之間々栗石を以、続敷木ノ下、すき候所茂、栗石ニ而詰、拾組ニ付、人足百五拾人ニ可仕旨、書付出候へとも、図り高直ニ相見へ候付、町人共へハ不申付、右ノ図りためし申ため、日用を以町人共より出候書付之通ニ為入候所、八十人ニ而致出来、町人共図りニ七十人減ニ付、則其段御普請御奉行中へ御断申、始終町人共へハ不申付、鳥足入分不残、日用・役人を以申付候、且亦前々鳥足拵様之儀、棟梁大工等江承合、つよきを私共致詮議、為仕立申候、其節申付候鳥足入様等之儀、右之通ニ御座候、

一、鳥足於丁場為組立、敷さゝら并惣廻りニ内さゝら共ニ、釘ニ而打付申候、去共釘ニ而難打所ハ、藤ニ而かき付申候、鳥足入候場所ヲ敷木ノ高サニ掘ニ而、何組茂ならへ、敷さゝらノ上ニ長サ五六間計在之、大キ松木ヲ弐本、又ハ三本宛ならへ候而、とら木ニ通し、其上ニ夫石を以一組宛詰立、夫石之間々透候所江者、栗石を入申候、前通ニ当分弐通り・三通り宛折改、釘ニ而打付、其上ニ外さゝら立ならへ、釘ニ而打付申候、外さゝら之内、さゝら之間も栗石ニ而詰立申候、裏之方、鳥足ならひ候間々不残、栗石を以、埋前廻ル根苧籠ニて包申候、

一、内さゝら之儀、似合敷切木無御座候へ者、御普請会所ニ在之、おれ棒請取申、外さゝら之儀者、厚サ弐寸計ニ為挽申、しきさゝらハ、外さゝらよりハ、厚ク為挽申候、

一、外貫之儀、少ニても長キ様ニ仕候、厚サ之儀者弐寸計ニ為挽申候、

(73)

小者・役人等を以、為築申河除石垣之事

一、才川・浅野川々形悪敷罷成、水先強ク当り候所之河除ハ、籠等も度々取替、御入用茂増申候付、足軽・小者・役人ニ為持置申、夫石を以連々ニ石垣ニ仕候、石垣築所之儀ハ、御普請会所へ茂相達、見図り人等詮議之上、申付候由御座候、

但、河除御入用減候様ニ、御普請会所より御申渡置候ニ付、

只今ハ猶以、水当り等相考、石垣ニ仕候而、宜在御座と奉存候所見立置、足軽・小者并冬中為持置候、夫石を以、少宛ニ而も石垣ニ仕、柵等度々修理不被仰付、根苧籠等之御入用連々ニ減申候様ニ仕候、才川之儀ハ、大熊木呂等流申ニ付、洪水之節ハ、別而河除之痛ニも強御座候故、何道際籠なとニて仕置候而ハ、切々損亡御座候へとも、涌等入候而ハ、御入用も増申候故、連々を以、河道之両脇石垣ニ仕心得ニ御座候、

一、河除之内水先ニ而も、河原片下りニ而指当り、水付不申所々柵等損候而も、修理之儀、相願不申籠等も伏替不申、併其通ニ打捨置候而ハ、河除之岸連々ニかけ、道幅挟ク成、往来之障ニ罷成、第一其ひくき候而、脇々河除痛申儀茂御座候付、役人・小者透々ニ大栗石ヲ為持置并為貯用、河除筋江為持置申栗石之内、大キ成ヲより出し、根通へハ、夫々少々交候而石垣ニ築、河除崩口、当分防置申、此小石垣之儀、水当り強キ所ニハ、尤指除申石ちいさく、其上根入等も無御座候ニ付損候砌、度々修理仕置心得ニ御座候、

一、河除之内、先年より有来り候石垣損候砌、水当り強御座候所ハ、尤早速修理仕候、上通之石かけ落、川除ひきく成候へハ、積足置申、先年水当り強御座候節、石垣ニ被仰付置候所ニ而茂、其以後段々河形直り、数十年水付不申、是以後茂指而麁相見へ不申所之石垣ハ、修理不仕石落候へハ、定小屋江取寄置、又ハ石残り居申候而も取掛、只今水先強所之石垣ニ用、最前之石垣、跡ハ人力之透々小石垣、又ハ土俵河除等ニ仕置申心得ニ御座候、且亦古涌等在之所茂、右同事ニ相心得罷在申候、

一、元禄十六年以来、為築申石垣築様之儀者、根通り深サ水底より三四尺計其所之様子ニより成次第為掘申、河除切立候儀ハ、石ノ大サ相考、手木之取あつかい成候程ニ掘崩候石垣、かうばい見合之木ヲ両方ニ立、根石より一扁々々水縄を以、石つらを直シ申候石垣之儀、前通ヲ石一扁ニ而者、丈夫ニ無御座候ニ付、裏方切立候所、不残夫石を以詰立、夫石之透間々々江栗石を入申、裏詰ニ入申、夫石ハ石形悪敷候而、石垣ニ成兼申ヲ仕候、且亦河除之後地下り候而、河除もうすく、洪水之節等、人家江水すとり申様成所ハ、品ニより裏詰候、夫石・栗石之間々、ねは土を以詰申儀茂御座候、石垣つら横石為築不申、石重ニ成不申様ニ申付候、石垣つら悪敷築立置候而ハ以後ニ至、くるい候時分、見分紛敷御座候、前通ニハ大キ成夫石を捨石ニ仕候而、洪水之節、根通抱させ申候、捨石ニ仕候石無御座候得者、根苧籠を伏置申候、

一、石垣築候所、河除一度ニ切崩し候而ハ、出来不仕候内、大水出候へハ、麁御座候ニ付、五、六間、又ハ十間程宛切立申水底掘立候節ハ、土俵等を以水除仕候、尤水為替候而為掘申、大キ成夫石多ハ難集御座候ニ付、河除六分目計より上ハ、ちいさき石ニ而茂築申候、石垣高ク御座候得者、犬走をも付置申候、且亦犬走より上ハ、小石垣ニハ仕置損候得者、度々修理仕候様ニいたし、根通ハ丈夫ニ仕儀茂御座候、犬走ノ幅広仕候節ハ砂利・ねは土等を以かまほこ形ニ土ヲ置、芝を伏候而、柳・茨・藤等を指置申候、

(74) 河除御普請為御用日用人足召仕候事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、日用召仕候節ハ、御普請会所より割場所迄御断り申候、何十人宛被相掛候様ニと御普請会所より割場

江御申遣候、重而人高増申節茂、前日御普請会所江相断、其度々割場江被相達、翌日より人数増申候、去共御普請会所江相断、くり〳〵ニ成候而遅成、指閊申様成儀御座候へハ、品ニより河除才許より直ニ割場江申遣、増申儀茂御座候、洪水之節等召仕候日用ハ、急切之儀ニ而、割場江申遣間茂無御座候故、日用頭江すくニ申渡候、

但、只今ハ御入用減申ため、洪水之節ハ格別御普請御用ニハ成次第ハ、日用召仕不申、去共元禄十六年浅野川洪水之砌、御普請為御用、日用請取申、其節召仕様等之品、左之通御座候、

一、御普請之様子相考、何十人宛召仕候様ニ仕度段、私共より御普請会所江申達、其通割場江御申遣候、

一、割場より日用頭江申渡候以後、日用頭定小屋迄罷出候付、夫々御普請会所江人掛候様子、私共より申付候、

一、割場より日用頭江被申渡候人高之内、減少仕候儀ハ割場掛ニ不構、私共より日用頭江すくに申渡候、

一、日用多入込申御普請之節朝ニ至、御道具相渡候而ハ、遅々仕候付、翌日御用ニ可在之分、前日しらへ候而、日用頭江切手を以相渡置、手間不申様ニ申付候、御普請ニ取付、不足之御道具在之候へハ、勿論追々切手、又ハ通を以渡遣候、其日切切手ニ引合為上之、又翌日之御道具相渡申乍然、丁場近辺ニ御道具置所茂在之候得者、前日不為上之、日用頭江渡切ニ仕置、御普請済候而改、請取申儀茂御座候、去とも宿々江ハ不為致持参候、

一、日用人数一ヶ所江打込召仕候而ハ、御普請はか取不申候付、一丁場之内を半切ニも分候而、為相勤候共、人掛候様子ハ、前日日用頭江申渡候、且亦右分チ、丁場之内を請取切ニ仕度旨、日用之内達者成者なと申合望申義御座候、ケ様之節ハ前々より定御用相勤候町人共江被仰付候、人掛ケ之極在之候歟、又ハ私共見分ニも算用相等ニ而、格式之図り御座候儀ヲ、其図り人数より減少之筋候へハ、品々ニより渡仕事ニも仕儀御座候、

一、場所せはき所之御普請申付候節等、平日用人数多指置候而、はか取不申ニ付、ケ様之節ハ力量之者撰立、指歩相渡候而、人すくなニ仕候、

一、其日人足働之様子見届、不情ニ相見へ申者在之候得者、日用頭又ハ杖突等へ申渡、其日不参ニ申付、或ハ刻割ニ仕候而も、けつり申、強働候者者、其品ニ応、弐歩・三歩壱人ニ而も、増歩相渡申候、

一、毎日召仕候人数、日帳ニ記、私共印判押候而、日用頭江相渡置銀子請取申段改候刻、日帳之表を〆、切手為出、私共奥書仕、銀子為請取申、切手之文言、左之通御座候、

覚

一、何百何十何匁　丁銀

此人数何千何百人　但、壱人ニ付何分宛御割場掛ケ候而

内

何十何人　杖突・食番、但、肩下百人ニ付、杖突五人、食番壱人宛

右、才川・浅野川々除御普請為御用、誰殿・誰殿御手合ニ而、何ノ何月何日より同何月何日迄被召仕候、日用銀御役銀之内を以、慥請取申所如件、

年号月日

日用頭

たれ

役銀御奉行
何ノたれ殿
何ノたれ殿

右、才川・浅野川々除御普請為御用召仕候中、日用銀何百何十何匁役銀之内を以、日用頭誰々為請取申所、相違無御座候、以上、

河除才許
何ノ誰
何ノ誰

一、中勘銀之儀、日用頭より私共江願相渡申儀者、前々より無御座候由ニ而、元禄十六年召仕候節茂相願不申候、

(75)

河除為御用日用召仕候得者、割場より入切手請取候事

一、才川・浅野川々除御普請為御用、年中召仕候日用高書出し、割場江遣し、入切手請取御算用相遂申、

但、前々ハ十月より翌年九月迄之分、御算用相遂候ニ付、十月より九月迄召仕候人高、入切手請取候得共、元禄十六年以来ハ正月より十二月迄壱ヶ年切ニ御算用相遂候ニ付、入切手茂壱ヶ年切ニ請取申候、

割場江出シ指出候
覚

一、何百何十人　日用人足

右、才川・浅野川々除御普請為御用、何ノ何年正月より同十二月晦日迄召仕候人高、如此ニ候条、入切手被遣可被下候、以上、

何ノ
何月何日
河除才許
何ノ誰
何ノ誰

御割場

右、入切手請取候時分、私共之内割場江罷出、帳面ニ致判形請取申候、

(76)

河除御普請御用之品々、役銀を以為請取候分、右御奉行より入切手請取候事

一、才川・浅野川々除御用之品々、役銀を以為請取候ハ、根苧杪代銀、同籠組手間、日用賃銀、人足図りを以、請合罷在候、河除御普請御用之品、ケ様之類何茂役銀ニ而相渡申候、小払銀ニ而相渡候ハ、大工・木挽手間料迄ニ御座候、右御用相勤候町人共、本切手相極銀子請取候時分、役銀御奉行より河除才許宛所ニて入切手被指越候ヲ町人共請取、御普請会所江指上、御場印を以、定小屋江致持参、河除才許江相渡申候ニ付、右切手を以、御算用相遂申候、

但、右之外ニも河除御普請為御用、被召上候物も在之、役銀を以相渡、河除才許奥書仕候品も御座候哉、定小屋留帳等も無御座候付、不奉存候、元禄十六年以来私共奥書仕候ハ、右之通御座候、

(77)

河除御普請御用相勤申町人共ニ本切手を以、銀子為請取候以後、其者共より見合之切手取置候事

一、才川・浅野川々除御普請御用相勤申町人共ニ本切手を以、銀子

為請取候、以後河除才許宛所ニ而切手取置、御算用相遂候時分、右切手を以払方申候、勘定仕候切手之文言、左之通御座候、

覚

一、何百何十目　丁銀

内

何十何匁　何之代銀

何十何匁　何代銀

何十何匁　何代銀

右、才川・浅野川々除御普請為御用、各御手合ニ而、何ノ何月何日より同何月何日迄買上申、何代銀御役銀之内を以、慥請取申所如件、

年号月日

何々屋
たれ
何ヤ
たれ

河除才許
何ノたれ殿
何ノたれ殿

何茂右之格を以為相調申、且亦右切手ニ御普請会所奥書、御場印等ハ無御座候、

但、前々より右之通御座候、払方御算用私共相遂候分ハ、町人共より請取切手取置申候、

(78)

河除方御用相勤申足軽・小者・役人等代候時分并被引揚候儀、割場・普請会所より案内之事

一、才川・浅野川々除方御用相勤申足軽・小者・小遣小者代り候時分、誰代りニ誰被指越候段、并被引揚候時分、御雇之砌茂割場より御場印在之紙面を以、被申越候、役人月々代り候節ハ、御普請会所其組之定杖中より紙面を以申越候、乍然小者・小遣等相勤罷在候ヲ役人ニ被引替、役人勤候ヲ小者ニ被引替候時分ハ、小者何人之代りニ何組役人何人と引替候由、紙面被指越候、諸役人誰申渡候と在之、名付之紙面ハ、定杖中より申越候、

但、才川定小屋番人、御道具出入御用相勤申弐拾人石伐弐人、先年より数年相勤候所、年寄急切之御用等手間申ニ付、指替申度、元禄十六年私共より御普請会所江御断申候所、勝手次第ニ可仕旨御申渡、弐十人石伐之内ニ而、弐人共ニ指替申候、其以後病人在之、代り人之儀、御普請会所江御断申候へハ、向後弐十人石伐浮人之内ニ而、指替之分ハ、御普請会所江不及御断、私共勝手次第指替可申旨御渡候、

(79)

才川・浅野川々除之内切抜候而、御田地江取申用水之事

一、才川々除之内切抜候而、御田地江取申用水、五ケ所御座候内、覚源寺後、五枚町後、雨宝院後、同所下、右四ヶ所ハ損、度々御普請会所より修理被仰付候、蓮花院前用水之儀、先年損候砌、油車町より修理仕候由御座候、

但、五ケ所之内、四ヶ所ハ御普請会所より被仰付、蓮花院前之用水迄ヲ油車より修理仕候儀、如何之品ニ而御座候哉、定小屋留帳等茂無御座候ニ付、相知不申処、宝永弐年閏四月、笠間又六郎後用水修理之時分、才川・浅野川用水之様等、不

残御詮議在之砌、油車町ノ者共ニ私共より相尋候得者、跡々ハ御普請会所より修理被仰付候、然所先年損候砌、修理之儀、定小屋迄町人共より相願候所、早速修理不被仰付、商売之閊ニ罷成候ニ付、油車町より修理仕候由申候、宝永四年・同五年上ノ土橋并水門ノ樋戸等損候節、油車町より修理仕、私方よりハ構不申候、

一、浅野川々除之内、切抜御田地江取申用水三ヶ所御座候、右之内、笠間又六郎後より取申用水ハ、両脇之棚・樋、水門上之土橋とも御普請会所より修理被仰付候、堀川々除町より取申用水之儀、両脇之柵迄、先年御普請会所より被仰付、樋、水門・土橋ハ道橋才許より申付候由御座候、浅野町之下、御郡境之用水ハ、御郡方より仕旨御座候、

但、用水之儀ハ御田地江取申儀ニ候得者、水門等損候而も、河除方より修理仕間敷儀と奉存、宝永弐年閏四月、笠間又六郎後用水損候砌、私共より御普請会所迄御断申候所、段々御詮議御座候而、先修理可仕旨、御普請奉行中御申渡修理仕候、

一、堀川々除町より取申用水両脇之柵、先年御普請会所より被仰付由ニ候所、損候而も修理之儀、水下之百性共より茂相願申儀茂無御座、何方より仕候哉、小石垣等ニ而繕置候ニ付、其通ニ仕置候、

一、才川・浅野川両所之用水八ケ所とも、水門揚下シ之儀、御同地江水取入候節ハ、勿論洪水之時分等も私共よりハ構不申候、

(80)

町中より出候悪水才川・浅野川々除之内、切抜候而通シ候事

一、才川々除之内悪水通無御座候、乍然千日町ニ先年悪水通り候哉、古キ樋相見へ申候、

但、悪水通候儀ハ、御普請会所より御詮議候而、町中ニ水閊不申様ニ被仰付候間、千日町古キ樋相見へ候所、川除之内切抜候而、樋致段、野町中ニ水閊不申様ニ可仕旨、宝永五年六月御普請会所より御申渡候、

一、浅野川々除之内、悪水通シ有之所々、左之通ニ御座候、

小川茂右衛門居屋鋪際
山伏頭天道院屋鋪際
大橋之際、但、川上ノ方
大橋之際、但、川下ノ方
西尾隼人居屋鋪後
永原織部居屋鋪より川ノ下
橋向大橋際、但、川上ノ方
上村伝兵衛居屋鋪際
安井半兵衛居屋鋪際
橋爪作兵衛居屋鋪際

右、拾ケ所之悪水通、橋下之石垣并橋共、道橋裁許より仕、御普請会所之御支配ニ而無御座候、

一、横山求馬下屋鋪と横山故外記(外記)下屋鋪之間ニ御座候、悪水通候儀、橋下之石垣并橋とも何方より仕候哉、相知不申候、

一、津田玄蕃下屋鋪後より河除江出口ニ御座候、悪水通先年御普請会所より被仰付置候橋之儀ハ、道橋才許より仕候、

此悪水通指而用申ニ不及ニ付、私共より御普請会所へ御断申、御奉行中指図を以、宝永四年ニ橋下為埋申候、橋之儀

ハ、道橋才許へ引取申候、
一、溝鉢之少キ悪水通、浅野川ニハ右書記候外所々ニ御座候、
但、前々より川除ニ在之悪水通埋り候而、町中ニ水指閊申躰ニ候ハヽ、為掘候様ニ相心得可申旨、宝永五年六月、御普請会所より御申渡候、
一、道橋才許中より支配仕候悪水通、橋台石垣等崩候而、其ひくきニ而、河除之痛ニ可罷成と奉存候所、右才許中より修理遅成候へハ、私共より致案内、早速修理被申付候様ニ申遣候、

(81)

河除御普請御道具并縄・蒋・持籠・釘・鉸等之品々請取様之事

一、才川・浅野川々除御普請会所御道具請取申儀ハ、御普請会所御道具奉行より仮切手を以、請取為遣申候、損シ申御道具致返上候節ハ、紙面ニ書立遣之、被請取候段、右紙面ニ裏書取置、年中御御普請相済候、以後度々返上仕候、損シ道具ノ分、本切手ニ調相渡申候、縄・蒋・持籠等之儀も御用之度々、仮切手ニ而請取、御普請済候而請取切之切手相渡し申候、
但、元禄十六年以来ハ、御入用減申様(ため)、御道具多請取置不申御用之度々、少宛相考、請取申ニ付、仮切手数通ニ罷成候故、若何天仕候へハ、如何敷候間、向後ハ通を以、請取申度旨、御道具奉行中迄相断、通ヲ弐通りニ仕、請取申御道具之品々書記、私共之内印判押指遣候へハ、御道具奉行中之内、印判弐通ニ被押切、壱通ハ私共方へ被指越、壱通ハ扣ニ被留置候、幾度ニ而も右之格ニ仕取替、御普請済候而、本切手相極候節、通之印判、互ニ消、又新通相改申候、損シ候而、返上仕候御道具ノ分も通ニ極、御道具奉行、奉行中印判取置候、
一、御道具奉行へ指遣候本切手、調様之義、新御道具ノ分并釘・鉸・縄・蒋・持籠等、何レも一品ヲ切手壱通宛ニ調申候、古御道具之分ハ、幾品ニ而も、切手壱通ニ書集申候、且亦請取置候而も、為遣不申、其儘打返候而も、古道具ノ分ハ、其品難見分旨、改ニテ切手御添返上仕候、品々切手ノ文言等、左之通御座候、

新御道具切手

覚

一、何十挺　新何

右、才川・浅野川々除御普請為御用、最前仮切手を以、請取為遣、古ニシテ返上、只今本切手ニ取替申所如件、

年号月日　河除才許　何ノたれ

何ノたれ

御道具奉行　何ノ誰殿

何ノ誰殿

縄・蒋・釘・鉸等請取切ニ仕候切手

覚

一、何十連　何寸釘

右、才川・浅野川々除御普請何為御用、請取申所如件、

年号月日　河除才許　何ノ誰

何ノ誰

御道具奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

右御道具切手
覚
一、何十挺　古何
一、何十挺　古何
〆何十口
右、才川・浅野川々除御普請為御用請取為遣損申ニ付、返上仕所如件、

年号月日
河除才許
何ノ誰
何ノ誰

御道具奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

請取置候古御道具為遣不申、其儘返上仕切手
覚
一、何十挺　古何
一、何十挺　古何
〆何十口
右、才川・浅野川々除御普請為御用、請取置候御道具上之申所、如件、

年号月日
河除才許
何ノ誰
何ノ誰

御道具奉行
何ノたれ殿

何ノたれ殿
一、御道具奉行中へ私共方より算用仕候節、通之表品々頼寄仕、紙面ニ調、通と一所ニ右御奉行中役所へ御持参返上之品、残り物等相改申候、

類寄紙面調様
覚
一、何十挺　新何
内
何十挺　返上
何十挺　残り
一、何十挺　古何
内
何十挺　返上
何十挺　残り
右、才川・浅野川々除御普請為御用、通を以請取申、御道具并度々返上之品相改申、指引如此御座候、以上、

何月何日
河除才許
何ノたれ
何ノたれ

御道具奉行
何ノたれ殿
何ノたれ殿

一、御普請御道具之内、斧・鎌・山刀等之類、為砺候而、為遣候ハヽ、遣高も減可申候条、石砥・浄慶寺砥・鎌砺砥請取申度旨、元禄十六年御普請会所迄、御断申候処、請取可申段、御申渡ニ

付、才川・浅野川共ニ砥請取置、定小屋ニ罷在候者共并籠組手伝等之透々、為砺遣申候、且亦砥之儀遣試候へハ、追而御断申、請取申筈ニ御座候、切手之儀ハ、御道具奉行中へ出申候、

覚

一、壱つ　石砥　重目何貫何百目
一、壱つ　浄慶寺砥　重目何貫何百目
一、拾ヲ　鎌砺砥
〆三口

右、才川・浅野川川除御普請御道具為砺申為御用、請取切ニ仕所如件、

年号月日　河除才許
何ノ誰
何ノ誰

御道具奉行
何ノ誰殿
何ノ誰殿

一、御道具奉行より請取候品々ノ内、縄・蒋・持籠・釘・鉸等之品々請取、返上不仕候分ハ、御道具奉行中より入切手請取置、私共御算用相遂申候、入切手ニハ御普請会所御場印被押候而、相渡り申候、

一、御用ニ不立おれ棒、古ひゝら柄等請取候節、御道具奉行中へ切手ハ出不申候、御普請会所宛所ニて出申候、

(82)

才川・浅野川々除定小屋為御用、請取申品々ノ事

一、才川・浅野川々除定小屋ノ内、河除才許相詰候役所并御道具入置申所、板やね・茅やね損候時分、御普請会所へ御断申、茅ふき板等、御道具奉行中より請取、修理仕候、毎歳茅やね棟包之時分も兼請取申、惣廻り屏ノ修理、雪垣等仕候節、草槇・椀・手竹并定小屋ニ敷申筵等之品々、右御奉行中より請取申候、河除才許相詰候役所畳損候へハ、御普請会所へ御断申、表替仕候、料紙・墨筆之儀ハ、御普請会所ニより請取、御道具奉行中へ切手ハ出不申候、

但、河除御普請御入用減候様ニ、御普請会所より御申渡候ニ付、定小屋修理等之儀ハ、猶以減少仕候、元禄十六年以来、諸色請取様之儀、左之通ニ御座候、

一、板やね損候時分、御普請会所へ御断申、御場より見図り人被遣、見分ノ上、少々ノ儀ニ御座候得者、古板より修理仕候損所多候へハ、御道具奉行中より新葺板請取申候、切手ノ文言、左之通御座候、

覚

一、何百束　葺板　但、壱束何十枚結
内
何十束　棟折板

右、才川・浅野川々除定小屋御道具入置候所、やね繕申為御用請取申所如件、

年号月日　河除才許
何ノ誰
何ノ誰

御道具奉行
何ノ誰殿

何ノ誰殿

一、御道具入置候所并大工籠組小屋茅やね之儀、前々之通茅御買上ニ成候而ハ、御入用も増申、近年御屋鋪方ニ茅御座候間、請取申度旨御断申処、其通ニ可仕旨御申渡、只今ハ御屋鋪方ノ茅請取申、茅為苅候儀ハ、私共構不申、御普請会所より為御苅置候内ヲ以テ、屋鋪方御用相勤候者へ切手相渡請取申候、

一、茅やね葺之儀、役人之内巧者成者無御座候へハ、御普請会所へ御断申、日用雇ニ而為葺申候、

一、毎歳棟包之儀も右茅を以包申候、棟簀之儀ハ、御屋鋪方ニ在之竹ヲ請申候、竹無御座、又ハ茅ノふとき所ヲあつく編候而仕義も御座候、去とも茅・箕ニて仕候へハ、切之取替申候、

一、才川定小屋之内、大工籠組小屋後通り并川縁之方、明地御座候へとも、地形高下在之、御普請御用之諸色指置申儀も難仕御座候、ケ様之所ニ御屋鋪方ニ在之茅竹之根等為植置、雪垣并棟包、且亦水防申候、そた御用ニも用申度旨、御普請会所へ御断申候而、少々植置申候、

向後も在之候ハヽ、請取、河除之内ニても空地御座候所ニハ、植置申度旨、御断申置候、

一、才川定小屋惣廻り之囲ハ間数も在之候ニ付、屏等ニ仕候而ハ、御入用も掛り候故、松木等之切木を以垣ヲ用い、其上ニ茨ヲ苅寄用い付置申候、大茨之儀も毎年修理仕候付、人力も掛り申候、御屋鋪方ニむくける之少キ木在之候ハヽ、請取、為植置れしを以、生垣ニ仕候ハヽ、人足垣木等之御入用も減可申旨、御普請会所迄書付を以、御断申置候付、若相渡り候ハヽ、茨をも根共ニ取寄、植交ニ而連々ニ生垣ニ仕度様ニ御座候、

一、浅野川定小屋惣廻り囲ハ、掛屏ニ而御座候、損候砌ハ御普請会所へ御断申、御屋鋪方ニ古来等在之候へハ請取申、古来無之候へハ、押木・釘等御道具奉行中より請取申候、

一、才川・浅野川共定小屋廻り修理之儀、木竹・釘等請取不申候而も、修理被仕候時分ハ、度々御普請会所へ御断申ニ不及、私共見分之上、修理仕置申候、

一、定小屋廻り雪垣之儀、前々通、蒋ニて仕候へハ、御入用も掛り候付、御屋鋪方ノ茅ニて仕候、押竹之儀も御屋鋪方ニ在之竹、又ハ根苧くす等を以仕置候、

一、御屋鋪方ニ松木、其外何木ノ杖ニ無モ風折之木在之、又ハ才川・浅野川之内、手寄次第請取置、川除繕、且亦定小屋修理之時分遣申候、

一、定小屋之内御道具番人川廻等相詰候所ニ敷申莚之儀も、御普請会所へ御断申、見図り人見分ノ上、其年ノ模様次第員数相極り、御道具奉行中より請取申候、右莚十二月ノ末ニ請取候付、翌年ノ通ニ記置、近日本切手ニ調相渡申候、

覚

一、何枚　　莚

右、才川・浅野川々除定小屋ニ敷申、為御用請取申所如件、

年号月日　　河除才許　何ノ誰

何ノ誰

御道具奉行

何ノ誰殿

何ノ誰殿

一、才川・浅野川共ニ留帳并書付等相調申候、為御用料紙・墨筆年中入用ノ分、前々請取申候ハ、中折様壱束、墨四挺、筆九封宛、毎歳相渡り候へとも、元禄十六年以来ハ、右之員数致減少、壱ヶ月薄墨紙壱帖、中折紙弐帖宛之図りニ仕、春夏両度程ニ請取申候、筆ハ三封之筆、年中ニ三封束、墨ハ五分形壱挺請取申、右之外ニ御算用為御用、中折紙四帖拾五枚、薄墨紙拾枚請取申、乍然御普請等多御座候段、其外入増申品御座候へハ、御断申増請取申筈ニ御座候、料紙・墨筆請取様之義ハ、御普請会所へ御断申通を以請取、別紙切手等ハ出不申候、

(83)

才川・浅野川々除ノ内ニ在之制札ノ事

一、才川・浅野川々除ニ前々より立、夫々制札、八ケ所宛御座候、文字等消候歟、又損候時分ハ、御普請会所へ御断申、立替申、跡々より立在之場所、左之通ニ御座候、

才川制札在之所

川上新町　　河除町　　十三間町後
五枚町用水際　　転馬町後　　法泉寺馬場後
蓮花院前　　千日町

浅野川制札在之所

田井新町　　横山求馬下屋鋪馬場出口
岡嶋内膳下屋鋪後　　大橋ノ際馬場前
有沢九八郎前　　久昌寺前
橋爪治兵衛際　　小橋ノ際恵光寺前

但、右制札文字消、其より損候間、立替申度旨、元禄十六年以来、度々御普請会所迄御断申置候、

(84)

才川・浅野川々原より所々為御用相渡候栗石之事

一、才川・浅野川々除御普請会所御手配分ノ河原より道橋為御用、右才許人中へ栗石為取候節ハ、御普請会所迄被為断、御普請会所より河除才許へ御申渡、河除ニ障不申所ヲ致指図為取申品ニより定小屋迄、すくニ案内在之儀も御座候、

但、道橋御用之外、相渡候儀ハ御作事所為御用、才川々原より栗石為持被申候節、私共江直ニ案内在之儀も御座候、御台所附同心屋鋪之惣廻り大垣繕為御用、才川々原より栗石為持候旨、右御奉行より定小屋迄紙面被指越候付、相渡申、栗石之儀ハ、御用と不申来候へハ、何方へも相渡不申候、

(85)

河除御普請御入用御算用毎歳相遂候節之事

一、才川・浅野川々除諸御普請御入用御算用之儀、於御算用場河除才許相遂申候、前々ハ十月朔日より翌年九月晦日迄ノ分、御算用相遂申候、御算用帳仕立様之儀ハ、役銀入切手、縄・蒋・持籠・釘・鉸・松木等之諸色御普請会所御場印在之、切手不残集、壱枚宛紙之端ニ白紙ヲ少継足(タシ)、其白紙ノ所ヲ如帳囲候而、口張ヲ仕、御普請会所へ出し、惣縮り奥書御場印取申、木籠より請取申御材木有之候へハ、木籠才許よりノ入切手ニ御作事御奉行より惣縮り奥書取申候、銀子払方ノ分ハ、町人共より請取切手取置、役銀入切手之表、請高より引合、勘定相遂申候、小払銀之儀ハ、小払御奉行入帳を以、大工・木挽へ渡方御算用仕候、足軽・小者・小遣小者・日用人足之儀ハ、割場より入切手を以、御算用仕候、弐十

人石伐、御家中役人之儀ハ、御普請会所より月々請取置申、入切手ニ而勘定相遂申候、但、人々之入切手ニハ何方よりも惣縮り奥書ハ無御座候、

但、十月より翌年入用迄之分、御算用相遂候而ハ以後ニ至、一ヶ年切之御入用相考申節、紛敷而ハ難見分御座候条、向後ハ正月朔日より十二月晦日迄之分ヲ、一年切ニ御算用仕候様ニ仕度旨、御算用場并御普請会所へ私共より御断申、元禄十六年以来ハ正月より十二月迄之御算用、翌年相遂申候、

一、河除才許段々代り候節ハ、其人々ノ名帳面奥書ニ調、日ノ下ノ名ハ、御算用相遂候者多人迄記候而、割印仕候、且亦河除才許段々代り候而、相勤候段、御算用会所より御算用場へ之紙面、私共何方御算用相遂候時分、致持参候、

一、御普請会所より請取申候おれ棒・蠟燭・料紙・墨筆、且亦御屋鋪方より請取申茅・竹・古木等之類ハ、御算用帳ニハ書載不申候、乍然御普請会所へ出申候御入用帳ニハ、其品不残書載申候、

一、御算用相済候得者、御算用場より書替請取申候、書替宛所ハ私共ニて御座候へとも、前々より之格ニ而、定小屋ニハ指置不申、御普請会所へ上之置候、

(86)

河除為御用御家中役人を以取寄申藤・茨貫目之事

一、才川・浅野川々除御用之藤役人指遣伐寄申節ハ、壱人ニ五貫目宛渡仕事ニ申付、山ニ取ニ遣申、茨之儀ハ、壱人ニ拾貫目宛請取申候、藤・茨共ニ一日帰りニ申付候、

但、藤之儀、近山ニ無之ニ付、茨よりハ貫目減為伐申候、唯今ハ御普請御用之持籠をも、藤ニ而申付多伐寄候故、猶以近山ニハ払底ニ御座候得共、先前々之通ニ仕置申候、

(87)

河除ニ伏置申候根苧籠并石垣之上ニ役人透々茨為持置候事

一、才川・浅野川々除立籠、根籠張出等之上、殺生人等致往来、損候ニ付、前々より茨為持置候、

但、茨指置迄ニ而ハ洪水之度々流申、其度々指替候而ハ、人力茂掛り候ニ付、元禄十六年以来ハ伐寄候茨ヲ籠之目江通し、壱本宛藤ニ而結付置申候、藤きれ候而、水出候時分抜候所在之候得者、其所迄ヲ繕置申候、茨付候藤之儀、籠伏等仕候節遣残り候、短キ藤、又ハ持籠等申付候時分、くす在之候得者集置、大ク候得者、定小屋ニ罷在候者共之透々、さかせ置候而為遣申候、

一、石垣之上ニハ跡々茨指候躰、相見へ不申候得共、石踏落申、修理仕候ニ、人力掛り、第一流失候哉、不足仕候ニ付、石垣之縁通ニ四尺幅ニ仕、かまほこ形之土ヲ置、芝ヲ伏候而茨扣不申、内ニ短ク切候而、指置めはらせ申候、指木ニ仕候ハ、茨ハ秋末より冬物迄之内、めくろ茨ヲ伐寄指置申候所、大形ハつき申候、

(88)

川除御用之夫石御家中役人ニ為持候事

一、才川・浅野川々除為御用、役人ニ為持候、夫石請取様人足図り儀、前々茂忝与仕候格茂無御座候哉、相知不申候、

但、元禄十六年以来、私共請取様之儀ハ、石垣等ニ為築候而茂宜キ格合之石、歩廻ニ仕、少キ石ハ貫目等ヲ廻、中勘ニ人足図り仕、定小屋ニ見本ニ指置、釣寄候石等大サ見合、人

掛之様子相考候得共、河石之儀ハ、大サ同シ様ニ相見へ候而茂、石ニ依テ軽重在之、歩廻等之算用ニてハ、忝与仕たる格ハ相立兼申候付、釣合申道具拵置申度旨、御普請会所迄絵図を以、願上置候へとも未被仰付候、大概之見図を以、唯今之格ニ先立置候ハ、元禄十六年浅野川洪水之節、役人不足ニ而、日用召仕候時分、日用頭江申渡、常ニ夫石商等仕并（候而）、釣図（達候）日用ヲ為撰出、定小屋ニ集置申、夫石ヲ右日用ニ渡仕事ニ申付御普請場迄、為持運候所、渡仕事之儀故、人々油断不仕、持届候様子見覚置、其以後右人掛之図りニ而役人ニ申渡、御普請場江段々為持申、右格合ニ依、人数増減之様子相考、才川・浅野川共ニ見本之石ヲ拵、是ヲ岡持之格ニ極置申候、遠方より為持候節ハ、人数岡持之一倍ニ仕候、拾六人持候上ノ石ハ、釣候者迄ニてハ、過人等も出来申候付、かぢ取と申者ヲ外ニ相立、石からめ候棒之端ニ綱ヲ付候而、先江為引、道々為致案内候、石大キニ候得者、跡かちをも相立申、かち人数之儀者、石ノ大小ニ依テ、弐人、三人、四人も遣候、此外ニ石廻シ、手木等之道具持候者、相添遣申、此人数図りを以請取申、大キ成石ハ近辺ニ無御座、大形ハ浅野川一ノ瀬より上ニ多御座候ニ付、大雪等之時分ハ、三、四十人より上ノ石ハ、一日ニハ難出候ニ付、中出仕置候而、二日ニ持届申図ニ而、請取申儀も御座候、且亦三人持より六七人迄之石ハ、岡持一統ニハ不仕、五割増請取申、弐人持より下ノ石ハ、遠方江不罷越候而も、近辺ニ在之ニ付、一日掛ニハ為持不申故、夫石之格ニハ不仕候、

一、定小屋并河除筋ニ集置申夫石、御普請所へ為持申砌壱つ宛、綱浜引ニ而くゝり候而、為釣候而ハ浜引茂損シ、手間も手掛り候ニ付、元禄十六年以来ハ、藤ニて持籠ヲ丈夫ニ丸ク拵置、右之持籠ニて為持申候、去とも石大キニ候得者、綱浜引ニて為釣申候、

一、春中より冬雪降候迄之内、役人ニ為持申、夫石之儀、日之長短ニより二帰り為持申儀も御座候、且又石有所、私共見分仕置、其石を為持候節ハ、人掛之様子先々ニ而、私共見図り并掘手間道之遠近相考、未帰りも為持申候、

(89)

河除御用之栗石御家中役人ニ為持申節、坪掛ニ不仕、よミ石ニ申付、数ニ而請取申候事

一、浅野川堀河より下御郡境迄之内、川原ニ浮栗石無之ニ付、川上石在之所より為持候節、前々よミ石ニ申付候由御座候、石数之儀壱人ニ何程宛為持候儀、定小屋留帳等も無御座候付、相知不申候、

但、右よミ栗石之儀、壱人之当り数、中勘ニ相考、役人少々相掛為持候而相考候所、大サ何寸より何寸迄之石、何十と極置候而も、其寸方之通、揃申石無御座候、勿論壱人・弐人ニ為持申砌ハ、見分も相成候へとも、人数多為持候節ハ、紛敷御座候而、石数多ハ難取、改候ニ付、近年ハ坪掛迄申付候、尤堀川辺ニハ浮栗石ハ無御座候へとも、為認候へハ、少々栗石も出申候付、川除地形盛候刻、并張出候裏等、砂利ニ而為埋申砌、栗石之分、為撰（エラミ）出、栗石払底之河溝へ集置、御用時分遣申候様ニ仕候付、猶以よミくり石ハ不申付候、

一、元禄十六年以来ハ、才川・浅野川共ニ小石垣申付候故、弐人持、三人持より上ノ石、よミ石ニ申付候、石数之儀ハ丁場迄之遠

近、日々長短ニ依テ申付候故、壱人ニ何程と申数、決而ハ難相定御座候、乍然大概ニ極、只今ノ格ニ立置候ハ、才川私共支配仕候、河除より上ニ而ひろい、定小屋迄持参仕候ヲ、一日ニ五帰りと定、弐人持之石ニ候へハ拾ヲ、三人持ハ拾五宛、壱人より請取申候、壱人持之石ハ、御郡境辺ニハ多無御座候付、壱帰り致用捨、四つ請取申候、弐人持之石ハ、三帰り之図りニ仕候、浅野川ニハ若松渡り瀬より上ニ而ハひろい、定小屋へ持参仕候ヲ、一日ニ弐帰りと定、壱人掛ニ候へハ弐つ、弐人持ハ四つ、三人持ハ六つ請取申候、若松より下ニハ弐人持、三人持之者も掛底ニ付、石ニ依テ、増減不仕候、両川共右之石数ハ、長日之時分、為持申図りニ候へとも、短日ニても、大気宜候へハ減不申、風向強ク、又ハ引水等増候而、道も悪鋪候へハ、長日之時分ニても、其ハ附候様子次第、石数減申候、且亦御普請場へ為持候節ハ、定小屋へ為持申、道具之格を以、遠近相考、石数増減申付候、

一、洪水之後、川原・河中ニ夫石、并弐つ持、三つ持之石有之候へハ、壱人ニ何程宛と図り候而、ひらわセ、其辺之河除、又ハ定小屋へも為持申候、石数之儀ハ、道近ク候へハ、一時ニ出帰り、遠ク候へハ、一日ニ出帰りとよミ石之格を以、其日切ニ持極申候、

(90)

河除御用之栗石役人ニ為持候節之事

一、才川・浅野川々河除御普請為御用、役人ニ栗石為持候儀、壱坪ニ何人宛掛候哉、前々ノ様子、相知不申候、定小屋ニ少々有之留帳之内をも相考候所、所ニ依テハ増減在之、極り候格ニハ相見へ不申候、

但、元禄十六年以来役人ニ、栗石為持候図り之儀ハ、大躰之力量之者ニふり持籠ニて為持候へハ、壱人仕、七帰り程ニ而、栗石壱合計之指持籠ニて為荷候へハ、両人仕、九帰り程ニ而候旨、無御座候、是ヲ格ニ立置、河原栗石有所より為持候場へ之遠近、并日々長短一時ニ出帰りと図り、五時ニ新掛候而、壱坪ニ付、何人持と相定渡仕事ニ申付候、達者成者共、重荷ヲ持候而、はやく仕廻候へハ、何時ニ而も掲遣申候、年寄不達者成ハ、及暮候迄持候而も、浮人ノ分ハ用捨不仕候、何方より河方何人坪と極為持候而も、所浮栗石不残ひろいニて、掘申程ニ成候へハ、掘手間人掛増申候、

一、川原高ク成候而、川形直シ申度所、川掘申付候而ハ、一度ニ人力も掛り申ニ付、貯用栗石為持申候砌、仮令場所へ之手寄少し悪鋪御座候而も、右高キ河原より為取連申候ニ、川形直り申様ニ仕候、

且亦、手寄宜鋪所ニハ、仮橋を為掛、ふり持籠、荷持籠其所丁場之様子次第、私共見計申渡候、

一、柵後詰等栗石ニて為埋候節ハ、其所之深サ、幅等坪図りニ仕、一坪何人と申格を以、人払仕候、

(91)

川除籠伏之御普請、役人ニ申付候品并人掛図り之事

一、才川・浅野川々除根苧籠伏候儀、前々役人ニ申付候、人掛候様子、定小屋留帳等相考候へ共、相知不申候、

但、役人ニ籠伏申付候節ハ、御普請所之様子日之長短・晴雨等相考、其日〳〵人掛之増減仕候ニ付、忝与仕候格ハ、相立置かたく御座候、乍然元禄十六年以来、私共申付候大概之様

子者、最前伏置候古籠ニ在之石、伏替候新籠ニ詰、少々不足在之候へハ、其近辺河原より持候而、引足ためならしともニ為致出来候節、籠高三四拾伏候丁場ニ候へハ、弐間籠拾ニ付三人より四人迄弐間籠入籠ニ候へハ、弐人五歩より三人五歩迄六七尺之籠ハ、弐人より弐人五歩迄、其所之様子ニ随イ掛申候、古籠之石抜落候而、不足仕候か、又短キ籠立在之跡ニ長キ籠等伏候節、古籠之石ニ而多致不足候歟、或ハ引足之石取候、河原江手寄悪敷候へハ、其所相考人掛増申候、且亦古籠其儘(ママ)指置、新籠伏足、中詰石壱町計内之河原より捨詰ニ仕候へハ、弐間籠拾ニ付、大概五人程相掛申候、八九尺一丈計迄ハ、四人計六七尺之籠ハ、三人計ニても致出来候、右人掛之様子ヲ大概之格ヲ相立置候而、役人掛り高不足之砌、御普請会所江相断候節等之図りニも仕候、乍然御普請指急キ申時分、籠数多、一度ニ伏候得者、三四拾宛、為伏候人掛ニてハ、出来仕兼申候、根籠等為伏候時分ハ仮令石多入候而も、伏手間掛り不申候ニ付、人数減候而も、出来仕儀御座候、

一、籠伏仕候近辺ニ栗石無御座、遠方より為持候得者、人掛之儀ハ、口指渡し弐尺、長弐間、籠壱つニ中詰、栗石弐合之図りを以、何町之所ヲ壱時ニ幾帰りと日之長短ニ依テ相考、人掛仕候、近年ハ籠ほそめ候而も、為組候ニ付、大小ニ依テ、石之詰り申様子、時々ニためし置、其通ニ人掛仕候、

一、於場所人掛之様子、私共相考、籠数何十ノ役人何人ニ渡仕事ニ仕段、杖突中へ申渡、伏替之古籠不残取払、其跡々新籠為伏申候、其丁場出来不仕候へハ、刻限何時ニ成候而も、役人上ケ不申、精ヲ出し、はやく為持、出来候へハ、何時よりも揚遣し申候、前々之通、壱つ宛為詰替候而ハ、申渡候程之籠数ハ、出来兼申候ニ付、古籠朝一度ニ為取払申候、

一、河除并張出等ニ伏置申根苧籠、少々損候所ハ、藤ニ而繕置、大破ニ及候へハ、新籠と取替申候、

一、川除古籠伏替候節、一丁場切仕廻候而、外之丁場へ取付候へハ、急所之御普請遅成候付、一丁場之内損多、籠四つ、五つ宛所々取替、間々ニ古籠十計程宛残し置、急所仕廻候、以後段々ニ右之古籠取替申候儀茂御座候、

一、張出等不残籠ニ而仕立候而ハ、籠数茂多入、御入用茂増申候付、元禄十六年以来、私共勘弁を以、松木・切木等集置、割木ニ仕、并御普請会所ニ在之おれ棒なとを請取、少キ鳥足ニ拵、藤ニ而詰立、用木を以、内さゝら敷さゝら等かき付、内江夫石、栗石を詰、張出中込ニ仕、惣廻り迄籠ニ而包置申儀も御座候、

一、河除際江水先強ク、当淵作り候節、其分ニ仕置候而ハ弥深ク成、柵際等根掘仕候而ハ、洪水之節、別而麁御座候ニ付、根苧籠ニ栗石を詰、川除際埋立申候、右埋籠之儀ハ、少々淵ニ而も籠数多入申候ニ付、元禄十六年以来、私共勘弁を以伏替申、古籠屑之内、くさり無之、長キ分集置、松木・切木を割、四角或ハ八角ニ少キ湧ノことく、大サハ其所之格合次第、上下ニも割木ヲならへ、藤ニ而結、惣廻りニ右根苧屑を藤ニ而かき付、其内へ栗石ヲ詰候而、淵ヲ埋申儀も御座候、又割木ヲ用不申、根苧屑計を(92)王子(玉)形ニ藤ニ而結、内江栗石ヲ入、淵へ落申儀も御座候、

才川・浅野川土居河除之事

一、才川々除所々ニ先年被仰付置候土居川除、今以残り居申ハ、柳

等茂植在之候、右柳之枝、洪水之節、そた支ニも掛申候付、為折取不申候様ニ川廻之者江申付置申候、土居損候得者、水等附申所ハ、籠等を以、早速修理仕、水付不申所ハ、其通ニ仕置候、浅野川ニハ前々被仰付候土居、残り居申所、御普請会所支配分之ニハ無御座候、

但、前々より土居ニ而無之所ニ而も、土居ニ仕、宜所ハ見分仕、ねは土等を以、土居ヲ築立、其上ニ芝を伏、柳・茨等ヲ指置申候、水付候所ハ、根通ニ横籠等を以、あしらい置申候、

(93)

河除才許勤方之事

一、河除才許被仰渡候得者、於御普請会所誓詞仕候而、定小屋江罷出、先役之者より御普請御道具并定小屋ニ有物、帳面・切手等迄しらへ、請取申罷出様之儀、前々格と申儀ハ無之由ニ御座候、

元禄十六年以来、私共相勤様之儀、御普請指急キ申節ハ、両人之内、壱人朝六時罷出、八時前後罷帰、壱人ハ朝五時罷出、御普請仕廻候得者、定小屋江罷越、其日御普請出来之品、籠高等迄、夫々帳面ニ記置申候、丁場数御座候得者、両人共朝六時罷出、仕廻迄罷在申、乍然格ニハ相立置不申渡仕事等申付、始終附罷在候而、見分仕ニも不及節ハ、遅ク罷出候事も御座候、仕事出来兼申砌、御普請之仕様と詮議仕時分ハ、夜中迄も罷在候、且亦役人、小者壱人茂不掛日、并年中十一ケ日之役人御用捨日ハ、御普請も無御座候付、私共之儀茂両人共、不罷出候、去とも翌日之仕事掛、又ハ於定小屋、詮議仕品茂御座候へハ、尤罷出申候、

但、平生之儀ハ、食代り仕、壱人宛不絶様ニ罷出申候、

一、御普請人掛之儀、朝申渡候而ハ、遅々仕候ニ付、前日致詮議、雨天・晴天両様之品ヲ手札ニ記置、人数次第、夫々江指遣申候、乍然天気相等変之節、前日之掛難用候へハ、朝ニ至、掛替申、且亦朝晴天ニ而も昼より雨天ニ成、朝雨降候而茂昼より晴、又ハ川水等増、其所之御普請はか取不申候得者、何時ニ而も、人足引揚候而、外之御普請、私共見計申付候、

一、御普請之仕様、其外勤方儀ニ付、詮議仕品茂御座候へハ、才川・浅野川々除才許四人共寄合候而相談仕、其上ニ而御普請会所江相達申候、勿論御普請透々両川共互ニ相廻、常ニ川形之様子、見分仕置申候、私共支配之内ニ而無御座、所々川除ニても、川形等悪敷成候得者、水当り相考申ため、折々相廻見分仕候、

一、河除御用之柵、鳥足仕候御材木、其外根苧等定小屋迄付寄仕立候而、丁場々々江指遣申候、丁場遠、持運候人力も掛り候所ハ、川引ニ仕、小道具等筏ニ組候而、引付申儀も御座候、依之定小屋前河道修理之時分、材木等取扱候間ニ不罷成候様ニ相考申付候、松木山より為持申節も大形ハ、川引ニ仕、定小屋迄取寄申、且亦丁場ニより船ニ而指遣候へハ、御入用減申筋多御座候付、私拵置申度旨、御普請会所迄御断申達置候、

右之通、格ニ立置、私共相勤申品々、如斯御座候、以上、

壬子
六月

才川河除才許　行山清六郎
同　南　丹右衛門
浅野川々除才許　山本伝大夫

(朱書)「享保十七年也」

津田弥大夫殿
山崎主税殿
生駒万兵衛殿
茨木左大夫殿

同

山田忠三郎

五　文政七年　御普請奉行勤方留

※年号は内容によって示した（解題参照）

（表紙）「慶応元年六月

御普請奉行勤方留

本保　」

（1）

御普請会所例格ニ仕、御普請奉行

取捌申御用并役先之人々勤方

一、偶日四時より八時迄御普請会所江奉行不残罷出、御用取捌仕候、一ヶ月壱人宛御用番極置相勤申候、

但、御用番之儀、十五日替々相勤申義茂御座候、且又三月より八月迄ハ、四時より九半時まて御普請会所江罷出居申候、江戸御在府中者、四時より九時迄罷出居申候、寄日ニ茂御用御座候得者罷出申候、

一、御普請会所御横目偶日罷出申候、御横目役引等仕節者、年寄中御用番江相達、御大小将横目見廻申候、御大小将より茂横目代罷出申義茂御座候、

一、御城中　御巡見之節、御普請奉行罷出申候、御城代年寄中御城中見分之時分も指添相廻り申候、且又毎年春秋両度　御城中相廻申候、去大地震与御石垣損所出来之砌者、不依何時見分仕候、

一、御城御石垣御普請之義、御絵図を以　公辺江御届之砌、穴生江申渡、御絵図、為相調上之申候、

一、御城御石垣御普請御座候節ハ　御城中ニ仮役所相建、奉行壱人充毎日相詰申候、御石垣積直御修覆之節ハ、其所ニ仮小屋建置、穴生等為相詰、奉行ハ相詰不申、毎日交代見廻り申候、

但、文化十二年より同十四年江懸、東　御丸高御石垣積直御普請之節、中古無之大御普請ニ付　御城代江相達、奉行壱人宛并御普請会所御道具奉行壱人充、御医者本道壱人、外料壱人充毎日相詰申候、

一、辰巳上水江筋毎年壱度充、奉行見分仕置申候、右江筋大損等仕候節ハ、尤罷越見分仕候、場附御横目茂罷越申候、

但、文化十年御勝手方年寄中被相達、毎年春江凌御普請之節并損所有之時々奉行、場附御横目同道見分仕、御普請中ニ茂折々見廻、出来之上奉行、場附御横目同道見分仕候、且損所至而小破之節ハ、川除方主附之下役人指遣見分申候、仮防等申付候義も御座候、

一、加越能所々川除、波除御普請所奉行新役被　仰付候得者巡見仕候、且又川除及大破候節ハ、奉行見分ニ罷出申候、

但、寛政五年先御普請奉行より年寄中江相達、毎歳御普請申付候所々出来之上、奉行壱人充罷越見分仕候、

但、右年限以後、重而年寄中被相達、御普請申付候、前見図り為見分奉行罷越、出来之上茂奉行見分仕候之処、文化十年御勝手方年寄中江相達、三州川除等御普請申付候節ハ、手分仕奉行川除方主附之定番御歩等之内両人充、其外下役人共召連仕役仕相詰罷在、御普請申付候、至而小破之節ハ川除方主付之定番御歩等之内指遣、仮防申付候義茂御

座候

一、犀川・浅野川々除御普請所、毎年一度充奉行見分仕候、洪水之節者尤両川江罷出申候、浅野川江者御用番之奉行并場附横目罷出申候、

但、文化十年より御勝手方年寄中江相達、御普請申付候時分、奉行・場附御横目同道見分仕、御普請中ニも奉行折々見廻、出来之上奉行、場附御横目同道見分仕候、

一、江戸　御発駕　御帰国御当日、河北御門外江御普請奉行不残罷出申候、并場附御横目も罷出申候、且又御前日浅野川大橋上下川除等掃除申付候節、奉行見分罷出申候、

一、若火事之節、御普請会所江奉行不残罷出申候、両川定小屋近火之節ハ、定小屋江罷出申候、

一、御普請会所諸役所掛り与力以下之分誓詞、場附御横目見届申候、煩・忌引等書附を以奉行江及断申候、

一、御普請会所場印諸切手、諸紙面ニ押申節、都而御横目見届申候上、奉行之内押申候、消印物者御横目消印仕候、

一、場印者箱ニ入、奉行、御横目相封印仕、鎖前ニ御座候箪笥江入置申候、右箪笥之鍵亦箱ニ入封印仕、棟取役所箪笥ニ入置申候、

一、御算用場等諸場之印、其外諸頭、諸奉行等印鑑取置申候、

但、諸頭、諸奉行新役之人々、同役より印章之添紙面を以印鑑指出申候、同役無之人々者、頭等印章之添紙面ニ而、又ハ御用番年寄中より相渡、或ハ其人々御普請会所へ印鑑持参仕候、

(2)

御普請奉行支配之人々

一、穴生

一、御普請会所下才許

一、同付足軽

一、同居番人　但、役銀之内を以召抱足軽並之者

一、御扶持(持脱)人石切

一、浅・犀両川々廻

一、弐拾人石切　但、役銀之内を以召抱申候

一、無組附才許与力役所小遣小者

同断

右、御普請会所支配仕候人々御宛行等之義、毎歳正月四日帳面ニ記、年寄中江相達申候、

但、穴生与下才許之列、前々御普請会所ニおゐてハ、下才許先列ニ相成来候之処、御横目所ニ而者、穴生先列ニ相成居候ニ付、如何可相心得哉之旨、文化七年御用番へ相達候之所、同年八月御横目所之列次第ニ可申渡旨、横山山城守申渡、已来穴生先列与申渡候、

(3)

御普請奉行より役筋申詮人々

一、御道具調奉行・同渡奉行

但、安永四年閏十二月渡奉行之差止、調奉行より渡方御用兼帯相勤候様、横山河内守(隆達)申渡候、文化十一年四月御道具渡奉行、同調奉行兼帯与申名目ニ而壱人相増、都合三人ニ而両役打込相勤申義ニ年寄中申渡候所、文政元年二月本保茂左衛門転役之以後、両人ニ而相勤申候、

一、犀川・浅野川々除才許与力
　但、寛政六年浅野川々除才許与力被指除、御普請会所棟取役定番御歩等より浅の川々除才許兼帯仕候様、年寄中申渡候、
一、無組附才許与力
一、跡組才許与力
一、御普請会所棟取役定番御徒御算用者
一、屋鋪方御用相勤候下才許御算用者等
一、切手方等相勤候定番御歩等
一、人持組頭、御馬廻頭より指出候下奉行
　但、人持組頭より家来両人宛、御馬廻頭より家来壱人宛御普請会所へ偶日相詰、其組々御普請役方之儀、御用相勤申候、右家来ヲ古来より下奉行与申名目ニ御座候、組外御番頭、定番御馬廻御番頭より茂下奉行壱人宛古来相詰候へとも、元禄年中より相詰申義指止御用御座候節罷出申候、
　右、勤方之儀、御普請奉行指図仕候、

(4)

一、人持組・御馬廻組等都而役知之分、御普請役銀高帳一組切知行高・交名書記、御普請奉行宛所ニ仕、頭名印ニ而毎歳二月中御普請会所江指出申候、且又跡目被　仰付人々等御座候へ者、知行高・交名相記、追役高目録、見合高目六相添、頭名印仕指出申候、右帳面等棟取役之者請取、算用当り等仕候上、写仕置奉行江相達候ニ付、御横目相見右帳面等場印押相渡申候、追而勘定之節、右帳面を以指引相極申候、役高帳等調様前々振合之通ニ仕候、
一、人持七組之内、組頭無御座候分者、其組御普請役高算用等之義ハ、与力両人相勤申候、則跡組才許与力(与申)申候、右跡組之役高帳ハ、与力帳面仕立指出申候ニ付、御普請奉行奥書仕候而、年寄中御用番江出之、御用番見届之奥書請候而、其上ニ而場印押、与力へ相渡置申候、追而勘定相立申義格合之通ニ仕候、
一、人持組頭在江戸之時分ハ、其組之役高帳等、組頭家来名前ニ而指出申候、唯在江戸ニ付、留守居誰与調申候、尤組頭江戸江罷越候節、家来名前判印鑑主人より指出置申候、
一、役義被　仰付候人々等、御普請役之証文ハ、其人々名前ニ而判形仕、頭奥書名印御普請奉行宛所ニ調指出候ニ付、見届年号之所場印押相渡申候、右証文を以、役高帳之面追而指引仕、算用ヲ遂申候、
　但、右証文ニ何月何日何役被　仰付候旨書記申候、其外前々より相定候通り、文言調指出申候、
一、当分御用相勤候人々ハ、其節御普請役引之義、役(ヤク)ニ案内証文指出申候、案内証文ニ者頭奥書不仕、御用ニ懸り申候日限之所ニ頭印章迄仕候、追而御用仕廻候節、重而頭奥書之証文指出候ニ付、場印押指遣申候、案内証文ニ者場印押申義無御座、御普請会所ニ請取申候、且又当分之御用ニ而年ヲ越相勤候時ハ、大晦日切ニ一先本証文ニ仕切、翌年正月朔日より改而案内証文為出申候、
一、何役ニ而も加人与被　仰渡候節者、御普請役引証文都而仮証文ニ而指出申候、大晦日切ニ毎歳□切本証文指出申候、乍然三ケ年加人相勤罷在候得者、三ケ年目ニ者本証文ニ仕、御普請会所奥書を加へ、場印押申候、依而重而より者証文指出不申候、

一、江戸御使等被仰渡候人々役引証文、発足日限調指出申候ニ付、場印押申候、御用仕廻罷帰候節、彼地発足日限、金沢帰着日限調、重而証文指出申候、道中御定之日数之外、逗留等ニ而日数多懸り候へ者、其様子証文ニ相顕シ、川々等指支無之処、逗留之分承届役引ニ相立申候、尤承届候日限、右証文ニ奥書仕相渡申候、

一、御馬廻組頭江戸江相詰候時分ハ、指出置候下奉行引申候ニ付、相頭より増下奉行壱人指出申候、其節ハ　御定之五百石役引証文指出申候、組頭欠人御座候節も同事御座候、

但、御馬廻頭江戸等御使ニ罷越候節ハ、自分之下奉行指出置申候、

一、与力相勤候役義ハ、都而当分役之趣ニ御座候ニ付、役義ニ懸り候節、案内証文寺社奉行目印ニ而指出置、毎歳大晦日仕切ニ本証文指出申候、

但、与力相勤候役義之内、定役も御座候、定役之分寺社奉行より本証文出置、毎歳証文ハ指出不申候、

右、御普請役引役入之証文、本証文、案内証文、其草案、都而下奉行共於手前相認、先々江指遣来候所、文面不行届分等有之ニ付、文化九年年寄中相達、右証文草案并役引方之義、小紙ニ記、下奉行共より奉行江相達、見届指図之上、証文草案先々江相渡遣候義ニ相改申候、

(5)

壱部(歩)人役之品

一、人持組・御馬廻組共壱部人役ハ　御定之通、千石ニ役小者壱人宛毎日指出申候、高知之人々知行高ニ応シ、何人ニ而も出申候、はした知行之分ハ、譬ハ千五百石ニ御座候へ者、壱人五部与ハ難出ニ付、一日ハ弐人、一日ハ壱人指出申候、都而はした知行之分、此図ニ仕候、年中之当り何歩与はした出申時ハ、一人与直し為指出、其はした過上之分、役銀之内ニ而為指次申候、右、毎日役小者出高之義、組々下奉行才許仕候、

一、人役出申人々惣知行高紙面ニ調、毎月割場へ下(朱)奉行より遣申候、役人役引御座候而、知行高増減御座候へ者、其時々紙面調、割場へ下奉行より為承知申候、則割場より何方へ何人ニ与申義通帳ニ記、割場印ヲ押指越申候、其通帳ヲ請、下奉行手前ニ而組々之役小者、割合不順無之様ニ為懸渡申候、

一、役小者所々江懸渡召仕候手先より召仕高切手取請候而、下奉行より差出申候ニ付、場印押相渡申候、右切手を以、追而勘定相立申候、

但、役小者請取召仕候手先ニ而も、勘定相立候ニ付、御普請会所よりも場印入切手、其所々へ指遣申候、

一、役小者於普請場過チ仕候節ハ、其手先より見届之切手為指出、右切手ニ御普請会所場印奥書仕　御定之通申付候、

一、役小者江戸表江御供御用等、割場御雇ニ而罷越候節、人数前廉申越候ニ付、下奉行江申渡、組々順番致詮義指遣申候、役小者名書、主人名前等為書出、役小者宗旨付取立、割場へ指遣申候、右役小者縮方為才許、定杖・々突も役小者高ニ応シ罷越申候、

但、先年ハ割場雇与申趣ニ而無御座、御普請役之趣を以、役小者江戸へ罷越申候、其節役小者扶持方代等、主人主人より小者壱人ニ毎月金三歩宛指遣、其余之分ハ役知惣かふりニ仕

候、享保年中先御普請奉行より年寄中へ相達、聞届之上、右金三歩宛指遣義指止、其後ハ割場雇之趣ニ而、割場附小者並御扶持方代相渡申候、依之主人より可相渡扶持方之分、代銀を以、諸方御土蔵へ上納仕候、定杖・杖突茂割場足軽並ニ御扶持方相渡シ申候、

一、

一、御石垣御用石等　御城中江釣入等之節、役小者共無□ニ而御城入仕候節ハ、御普請奉行名印有之、木札日々杖突共へ相渡、右木札見合ニ而杖突共、於割場テ御門通札請取、御門出入為仕相仕廻候節、御門通札割場へ相返、御普請奉行名印之木札受取、杖突より御普請会所へ指出取揚置申候、

　但、右木札人持組之分八枚、御馬廻之分二枚、都合拾枚拵おき相弁申候、

一、役小者於丁場申事仕出候欤、又ハ手先ニ而及詮義候儀御座候砌ハ、御普請奉行取捌仕候、

　但、公事場並盗賊改方等へ指出申義御座候節ハ、其主人より指出申候、

一、役小者所々へ懸渡申義不順無御座様、前々申渡置候、元来役小者勤方ハ、都而御普請方相勤申義ニ御座候、其外諸役所小遣等ニ茂先年ケ所相極懸渡申候、且又雪下シ等危き場所江懸渡不申様、割場へ申達置候、材木川引等茂役小者為相勤不申候、右之趣、寛延元年先御普請奉行より年寄中へ紙面差出置申候、

一、役銀上納者　御定之通年中両度上ケ申候、上ケ様之次第、頭支配人手前ニ而銀子取立、惣銀高、上納切手、名宛、役銀奉行調名印(頭(朱書))仕、扣切手相添指出申候ニ付、銀高之所扣切手与場印押切本紙相渡、扣御普請会所ニ留置候、銀子役所へ頭より上納仕、役銀奉行請取切手、重而御普請会所ニ而見届、最前場印押切之扣与銀高見合、右、請取切手年号之所場印押相渡申候、追而請取切手を以、勘定相立申候、

一、死去人仕切役銀上納之義、跡目被　仰付候まで延引仕候砌者、前々其頭より年寄中御用番(年寄中へ(朱書))へ紙面を以相願、其紙面御普請会所江相渡、不指支段申達候上、御用番承届御座候、宝暦九年後、右願紙面御普請奉行江直ニ請取、不指支候者、承届候様ニ年寄中申渡候ニ付、御普請奉行手前ニ而承届申候、且又跡目被　仰付候人々立帰、役銀・御蔵返米相渡候迄、上納見合申候、右両様之役銀上納仕候上、役銀奉行請取切手ニ上納延引之義、承届候段、場印奥書仕相渡申候、

一、役人、役引之義証文　御定之日限より延引仕候節、未進銀之義ハ、其時々取立上納仕候、

一、人役・銀役共其組々壱ケ年分算用於御算用場聞届、相違無御座候へ共、算用相済候段、一組切御算用場印之切手、御普請奉行宛所ニ調指越申候、右切手御普請奉行見届候上、組々江相渡置申候、且亦右御算用壱ケ年切、繰々毎歳相立申筈ニ御座候へ共、御算用場御用多ニ而指支候節ハ、追而一時ニ算用相立申義ニ御座候、都而御普請役方之義ハ、御普請会所押紙面を以、御算用場ニ而取捌申候、

一、役銀上納御座候得者、毎月会所へ御普請会所場印之紙面を以入相立申候、役銀之義、会所支配之御金ニ而ハ無御座候得とも、会所之内御土蔵へ納候ニ付、入相立申候　御城御造営方人足賃銀并揚家代銀も会所へ入相立申候、

一、役銀所より役銀請取方并諸品代役銀御払方、都而御普請会所場印押切之切手を以、役銀奉行より請取申候、諸切手調方前々より格之通ニ仕候、勘定方之義ハ、右切手を以、役銀奉行於御算用場遂勘定申候、

一、役銀ニ而可相払品物代ハ、売上人之切手手先奉行奥書仕、御倹約方御副印を以、御普請会所へ指出申候、本勘之切手ニ候得共、惣銀高之所場印扣切手与押切ニ仕、御普請会所奥書場印押申候、中勘分ハ御普請会所引請ニ御座候故、奥書無之、御普請会所へ申場印押、尤銀高ニ扣与場印押切ニ仕候、

一、本勘切手ニ而役銀相渡候分ハ、役銀奉行より右銀高相渡候旨、入切手其手先奉行等宛所ニ調指出候ニ付、右入切手重而御普請会所江指出、最前場印押切手之扣銀高見合、年号之処ニ場印押、先々江相渡申候、

一、右入切手を以、手先々ニ而遂勘定候ニ付、一ケ年分切手継立、此外入切手無之旨、手先奉行印章之紙面を添、追而指出候ニ付、最前場印押切手与見合、相違無御座候へ者、御普請会所場印通枚縮之奥書仕相渡申候、

一、御用之品ニ寄前方中勘銀相渡置申候、本勘極候義、翌年二月限り為相極申候、品ニ寄急ニ難成分ハ、年ヲ重而本勘相トケ申儀も御座候、

一、御用之品ニ寄、御普請会所与申切手ニ而役銀受取、先々へ相渡置、追而主附之本切手ニ取替申義ニ御座候、此義ハ時々僉義仕候上相極申候、御普請会所之切手ニ而役銀請取申節者、御倹約方御副印請申義ニ御座候、

役銀ニ而御払之分

一、御普請会所御道具所ニ而買上申諸品

一、御城中御石垣方御用

一、辰巳上水筋御普請御入用

一、遠所川除方御入用

一、犀川・浅野川々除御入用

一、御作事所手合日用賃銀

一、御城中定掃除割場掃除日用賃銀

一、堂形奉行手合日用賃銀

一、御鉄炮玉薬方日用賃銀并玉銀（鉛（朱ニテ訂正））越中より御取寄之節、駄賃銀・運賃銀

一、所々射場・角場稽古置砂指届申日用賃銀

一、御普請会所居番人并弐十人石切才川、浅の川川廻無組附才許役所（与力（朱書））小遣小者御給銀、御扶持方代

一、御普請会所御用相勤候人々江下限

一、御普請鍛冶御扶持方代

一、遠所川除御普請才許、犀川、浅の川川除図役、御道具所直段聞書算役（用（朱））町人共御給銀之振合ニ而被下候骨折銀

但、当時ハ遠所川除御普請才許与申名目、遠所川除図役与相改申候、且直段聞算役町人ハ相止申候、

右之品役銀ニ而相払申候、此外格別年寄中より御申聞御座候砌者、詮義仕候上役銀相払申義ニ御座候、

但、天明六年より都而役銀相渡申節、御勝手方年寄中等へ相達候様申渡候ニ付、時々相達聞届之上、役銀相渡申候、

一、御作事所手合　御城中・御城外所々損修理、且又寺社方并遠

所御収納蔵、小松　御城内外御修覆之節、召仕候日用賃銀、其外宮腰等より御作事所等迄材木指届申駄賃銀、運賃銀等、前々其手合ニ切手御作事所奥書を以、御普請会所へ指出候ニ付、見届役銀相渡来候処、右日用銀ニ相当り候銀高大概相極、毎歳算用場へ相渡候様、安永元年村井又兵衛(長穹)申渡候、同四年右銀高直ニ御作事所へ相渡候様、重而横山河内守(隆達)申渡、当時御作事所へ直ニ相渡申候、

但、文化十一年より重而御算用場へ相渡候様、長甲斐守(連起)申渡候、

一、役銀之内、御算用場并町会所江当分振替申義、前々より仕来申、其砌者年寄中より指図仕候ニ付、役銀在高之様子次第、詮義仕取替申候、且又役銀指支候節者、年寄中へ相達、御算用場并町会所より借請申義も御座候、右取替申節、借請申頭方場印証文を以、取替仕候、

一、御普請御道具古物等并才川、浅野川、遠所川除波除御用之材木切屑、御用地(且又(朱))ニ有之候風折木等、御用立不申品々、入札御払申付候、入札之義、町会所へ申遣取立、於御普請会所ニ御横目相見ニ而開札仕、代銀役銀所へ致上納候、遠所ニ而御用立不申品、入札御払之砌ハ、於所々川除方主附定番御歩等手前へ入札取立、其所之役人相見を以、相開申候、代銀之義者、右同様御座候、右風折、立枯松木等根切申付候節ハ、御普請会所極印を入、伐為取申候、

一、犀川、浅の川舟場等運上銀之義、文政元年詮義之趣、御勝手方年寄中江相達、同二年より取立役銀入ニ相立申候、

一、揚屋御座候節、御用ニ無御座候得ハ御払申付、代銀上納等之義、右同様役銀之内江上来候所、安永二年先御普請奉行僉義仕、村井又兵衛(長穹)江相達、役銀之内へ入申義指止、別々揚家代銀と申名目ニ而、役銀奉行江相渡置、役銀ニ而難相払品等、右揚家代銀を以、相払申趣ニ仕候、且又御普請会所御修覆之義、毎年御作事所より申付候所、寛政六年都而御省略之義、被仰渡候節、先御普請奉行年寄中江相達、御普請会所惣修覆之義、揚家代銀を以申付候、尤大破之節ハ、御作事所より申付候よふ、其節年寄中へ相達申候、

但、本文御普請会所修覆之義、文化七年重而年寄中相達、如元毎年御作事所より申付候義ニ相成申候、且揚家代銀入払、勘定毎々より毎年御普請奉行承届置申候所、文化九年御勝手方年寄中へ相達、已来右勘定年々奉行承知之上、勘定帳御勝手方年寄中へ相達候義ニ相極申候、

但、御普請会所ニ貯用銀与申銀子御座候、古来より有来候ニ而も無御座候、寛保年中先御普請奉行より年寄中へ相達、揚家代上納可仕分、五貫目当分預り置、御普請会所附之者へ貸付、利足取立申候、右五貫目之分、其後致上納、利足銀之分相増、此分を貯用銀と申ニ仕候、御普請会所附之者借用仕罷在候銀高、弐貫目御座候ニ付、安永三年より役銀奉行江相預ケ、揚家代銀之内へ入之候、元来貯用銀少分ニ付、揚家代銀之内、御普請会所相勤候人々、勝手難渋等無拠指支候節、五朱之利足ニ而貸附、年賦を以取立、右利足銀揚家代之内へ入之、貯用銀ニ仕、不時入用等ニ相払申候、右之趣、安永二年先御普請奉行より村井又兵衛へ相達、聞届相極申候、尤元利共場印切手を以入払仕、毎歳勘定御普請奉行承届申候、

但、本文貯用銀文化九年御勝手方年寄中へ相達、其節在銀高弐拾四貫四百六拾目七分壱厘、役銀所より引取、町会所へ双方場印之証文ニ而預ケ置、七朱宛之利足取請、元銀へ立込、御普請会所附之者、勝手難渋等無拠指支候節、貸附年賦を以取立、且不時入用等ニ相払、右請取候時々、取替通へ奉行印章ニ而請取、町会所よりハ町同心印章ニて相渡越、毎年七月、十二月元利入払、図勘定其時々相改、双方場印之証文取遣仕置、毎歳勘定御普請奉行承届之上、勘定帳御勝手方年寄中へ相達候様義ニ相極申候、

一、御城御造営方人足賃銀、宝暦十二年より於御普請会所取立申候ニ付、頭等より賃金指上候人々之知行高帳取立置、銀子切手指出候節、算用当り等為相遂候上、切手場印扣与押切ニ仕相渡申候、銀子ハ頭等より直ニ役銀所へ上納仕候、役銀奉行受取切手、重而見合申義等格合ニ仕候、

但、右賃銀御普請会所ニ而ハ取立方迄ニ而、役銀所へ上納相済候義承届、毎歳取立申惣銀高年寄中へ相達申候、

御造営方人足賃銀取立方定之趣、左ニ相記申候、

一、御城御造営ニ付、人足指出候割合、類焼無之人々ハ、百石ニ付、年中拾七人宛之図りを以、知行高応シ指出可申事、

一、類焼之人々ハ、百石ニ付年中拾人宛之図りを以、指出可申候、御扶持方御切米被下候人々ハ、百石之割合を以、指出可申候、右之通り之人々より日用等指出候而者、不宜趣も可有之候間、御普請方へ相雇候日用賃銀壱人ニ付、壱匁壱分宛之図りを以来午之年より七月、十月、御扶持方等之人々ハ三月、十一月両度ニ頭支配人へ取立、御普請会所江指出可然与遂僉義候事、

巳
十二月

右之通宝暦十一年年寄中申渡候、天明六年重而右人足賃銀壱人ニ付、八分宛之図りを以、取立候様年寄中申渡候、

付札、本文之趣各より可被申談候、

一、人持組より御歩並迄之分、手合々に根高帳面ニ卯ノ年類焼之人々知行高書分申趣、一統江可申談義ニも御座候哉之事、

付札、

可為本文之通候、且又年中人足賃銀惣銀高、十二月始御用番へ可被指出候、

一、定役銀之趣ニ御座候得共、組々より追而為遂算用候得共、役知之指引無之指出申義ニ御座候間、追而遂算用申ニ及わす尋候、賃銀御用召仕候之上ハ、遣イ方より者遂勘定候義、前々之通ニも御座候事、

付札、御算用場奉行へ申渡、人数割出来指出候ニ付相渡候間、此趣を以可被申談候、

一、御扶持方并御切米被下候人々之割方ハ、御役方無御座候間、御算用場おゐて相極候様仕度御座候事、

付札、父子共類焼人当之通可被取立候、

一、父子同居ニ而卯年類焼之者、親分ハ火災人足賃銀指出、せかれ之分ハ当之通可指出哉之事、

付札、本文通可相心得事、

一、壱ケ年与合有之（の間（朱ニテ訂正））、跡目相続人者立帰、前年之人足賃銀茂取立可申哉之事、

付札、半納ニ而死去之者ハ、跡目被　仰付候上ニ而残り半納当り取立可被申候、但、御蔵返米不被下者ハ不及其沙汰候、

一、半納請取病死人者人足賃銀半減取立、十月以後病死人ハ皆々
人足銀取立可申哉之事、
付札、本文之趣、春御切米被下候以前被召出候者者、当り之通、暮御切米被下候以前ニ被　召出候者ハ、三ノ一取立可被申候、春御扶持方等請取候以後、病死之分ハ三ノ二、暮御扶持方等請取候以後病死人者、当り之通可被取立候、
一、御扶持方御切米被下候者、六月迄之内、被　召抱候者人足銀当り之通取立、七月より十二月迄之内、被　召抱候者者、半減取立可申哉之事、
付札、御家中一統之通可被取立候、
一、与力知之義者侍知百石並ニ取立、九拾七石五斗与調ニ者およひ申間敷之事、
一、人足賃銀上納之義、壱ケ年分一時ニ指上度旨申聞候者、勝手次第ニ上納仕候様可申談与奉存候事、
右ケ条書を以、其節年寄中へ先御普請奉行相達候処、則付札ニ而申渡候、
一、遠慮等被　仰付置候人々者、人足賃銀上納不仕候、御免被仰付候へハ、其年之分ハ指上申候、前年江立帰取立申義無御座候、此義茂追而年寄中へ相達極置申候、
一、御知行被下候人々賃金上納七月、十月与最初定り候得共、役銀所請取方役銀与入交指支候ニ付、八月、十一月両度ニ相極り申候、
但、御城御造営方人足賃銀之数ケ条、本文之通ニ御座候所、文化七年より御造営方人足賃銀不及指上旨被　仰出候段、年寄中申渡候、

御道具調奉行、同渡奉行勤方等

御道具調奉行、同渡奉行兼帯
本保茂左衛門
山岸久太郎
松田八兵衛

一、御普請御道具品々御用ニ而拵申節ハ、前々より調奉行より御普請奉行へ相達候ニ付、遂詮義、指図仕候上、買上等仕候、
一、鉄道具之分ハ、御普請鍛冶七人罷在候ニ付、此者共調奉行より申渡為致出来申候、代銀相渡候節ハ、鍛冶共之切手ニ調奉行奥書仕、御倹約方御副印請候而、指出候ニ付、見届場印押、銀子為請取申候、直段之義、前々ハ町会所へ申遣品□□□直段相極帳面取立置候得共、安永元年御普請会所僉義仕、定直段引下ケさセ、時直段之趣ニ相極申候、
但、文化十一年御勝手方年寄中江被達、野鍛冶之内、細工宜者江も御用申渡候義ニ相極、三四人被相加、双方へ御用申付候、右野鍛冶へ代銀相渡候節ハ、取扱方本文御普請鍛冶同様ニ御座候、
一、鉄物柄木類、料紙、筆墨、苧綱者、外あら物類買上候節、享保年中まて直段聞与申者、両人役銀之内ニて拘置、御道具所江渡置候、直段為聞候所、右直段聞候者退転仕、其後定請負人相立買上申候、然所安永二年先御普請奉行詮義仕、定請負人指止、諸品時直段を以、買上申候、□□□調奉行より御普請奉行へ相達申候、
但、安永二年より右定請負人之内、両人直段聞書、算役与

申名目ニ而、調奉行役所江渡置候、書算等為仕候、依而同年村井又兵衛へ相達、聞届候ニ付、役銀之内を以、御給銀之振ニ而骨折銀毎歳相渡申候、

但、文化十一年より御道具奉行手先江留書足軽相渡候ニ付、御勝手方年寄中へ相達、直段聞出、算役町人両人共指止申候、

一、御普請鍛冶、古来より七人御座候、数代御用余相勤、其上安永二年鉄物之品、直段引上ケ候ニ付、格別之趣を以、壱人江弐人鉄持方代、役銀之内ニて被下候様、村井又兵衛江相達、承届候上、右扶持方毎歳相渡申候、

一、御道具調奉行役所留書足軽、前々請取候処、安永五年より右足軽割場より相達不申候、

但、文化十一年年寄中へ相達、留書両人定役ニて割場より請取相渡、直段聞書算役町人指止候ニ付、最前右町人相勤候所をも相勤候様申渡候、

一、貯用之鍬鍋、山刀等度々多御座候処、延宝年中過半相渡、其後役銀指支、出□不申、急切御用之時分指支候ニ付、宝暦二年、先御普請奉行より年寄中へ相達、少々宛申付置候得共、同九年焼失仕候、其後御石垣御用多役銀余分無御座候故、少々宛出来申付候、

一、畔鍬・金突等茂古来多御座候処、飛州高山廃城之砌、御用ニ相立候由、其後出来無御座候、金突少々相残居申前、宝暦九年焼失仕候、のろせと申物少々残り居申候、

但、本文畔鍬等員数も被　仰出候間、寄々を以役銀之手繰仕義、出来之趣ニ御座候処、当時畔鍬三百九十一挺、金突百本、柄□（物カ）百六挺出来申候、

一、諸手合より相渡申普請道具、末々ニて御用立候後、渡奉行手前江為致返上申候、古物ニて返上難成品ハ、渡切仕候、尤相渡候節、切手ニて其趣書載申候、

一、御普請会所之内、所々へ相渡申料紙・筆墨、其外諸品御道具所より相渡申候、

一、御普請会所囲之内、御道具入所二ケ所御座候、鉄御道具等品々入置御道具奉行封印付置申候、

但、本文御道具入所、火災之防ニ不相成候付、文化十一年御勝手方年寄中江相達、取払方代土蔵一ケ所出来申候、

一、調奉行・渡奉行手合勘定之義ハ、右奉行於御算用場ニ相達申候、尤勘定相済候上、御算用場書替、御普請奉行見届申候、

（8）

遠所川除・波除御普請勤方

御普請御会所棟取役并辰巳上水方遠所川除方定役浅の川々除才許兼帯　南部与一右衛門

同所棟取役并辰巳上水方御算用者　山田与左衛門

同所棟取役加人并辰巳上水定役定番御歩　岸井太右衛門

同断、定番御歩　岸井太助

同所諸切手調理方御用并辰巳上水方、遠所川除方主付、浅の川々除才許兼帯、定番御歩　伊藤左源太

一、加越能所々御旅館抱御収納蔵、御塩蔵抱、往還抱、宿抱、町抱、出船之節、御米積出申波外場并定舟場等御普請会所手合川除・波除御普請之義、先年ハ其所々より及大破候節、相願候上、御普請会所より見分役人罷越、御入用□□書年寄中へ相達、当分奉行侍罷越、御□□御座候、

右及大破、御普請御座候ニ付、御入用過分ニ相成候間、大概定銀を以定修理ケ所極置、川除方役人毎歳春中相廻り、小破之内修理仕、右役人御普請中、其処江罷在、指図仕候者御宜ニ可相成与寛保元年遂詮義、其節御普請奉行より相伺候処、其通りニ可仕旨、被　仰出候、当分奉行相止申候、同二年より定修理之所々、川除方定役、毎春相廻り損所之様子、見分仕候様申渡、御入用中勘銀図り帳指出、御普請奉行遂詮義、御勝手方年寄年中へ相達、聞届候上、御普請申付、不時損所御座候節ハ、其所役人より早速及断候ニ付、時々見分申渡候、

但、本文之通ニ御座候処、文化十年より相改り、御入用定銀高相極置、定修理之ケ所、毎歳小破之内修理申付候、仕法者同様ニて御普請奉行出役、川除方主付之者召連、御普請申付候ニ付、損所等奉行見分及指図、御入用方遂詮義、図り帳申付、御勝手方年寄中相達、聞届之上御普請申付、都而奉行より及指図候て相勤申ハ、至而小破候節ハ主付之者迄指向、仮防方等申付候義茂御座候、

一、御普請中右定役定番御歩等、所々へ罷越、其丁場ニ罷在、諸事指図仕、御普請申付候、御普請出来之上、其所々役人より「十村」(朱ニテ挿入)、何々之品を以、御普請出来仕候段、員数等見届候書付取請、罷帰御普請奉行見届申候、勘定之義ハ主付定番御歩等於御算用場為遂(トケ)申候、且又御入用高等之様子ニより御普請之節、侍組当分奉行罷越候様、年寄中へ相達申義も御座候、

但、寛保二年定修理之ケ所相極置候所、其後新ケ所追々年寄中より申渡、段々御普請所多ニ相成申候、

但、文化十年已来奉行相詰、御普請申付候故、村役人等書附ハ取立不申候、奉行相詰候而も御入用勘定之義ハ、尤如本文、定番御歩取捌申候、(於御算用場ニ(朱))

一、御普請方入用之諸品、人足掛り等之分、都而前々ハ定請負人有之、定直段極置、売上申所、安永二年先御普請奉行詮義仕、定請負人指止、右請負人共、九人御普請才許与申名目ニ而、遠所御普請所ニおゐて御用之諸品、時直段ニ而為買上、御普請申其□□ニ附置、仕様之儀相勤申候、依之同年村井又兵衛へ相達、聞届之上、右九人之者へ役銀之内を以、御給銀之振合ニ而骨折銀毎歳相渡申候、

但、御普請才許与申名目、当時遠所川除方図り役与名目相改、勤方本文之通ニ而奉行出役ニ召従、本文之勤方指図相勤申候、文化七年より人数相減、当時七人ニ御座候、

川除普請仕様之品

一、松木材木等を以、やらい或ハ簀并鳥足、

一、根苧籠・竹か籠・藤籠・石垣土居土俵・石俵・相杭、右之品

を以、夫々御普請申付候、蔑・やらい籠等仕様之義ハ、前々定置候通、申付候、且亦御普請方入用之諸道具、御普請会所より相渡申候、

一、天保七年より御城方取捌穴生方手合相成候事、

⑨

辰巳水口筋御用勤方

一、上水江筋御普請、上辰巳村川口より元作事後辻番所、降水溜外迄、御普請仕候、

但、学校惣囲之内も江筋御普請仕候、当時ハ竹沢御屋敷御囲外迄御普請仕候、

一、辰巳上水方御用定番御歩等、右江筋見分仕候、損所御座候節、尤見分仕候、御普請御入用図方并御普請等仕様之義、遠所川除方同様ニ御座候、但、御普請中も水道才許足軽茂附置候、

但、文化十年より損所有之候得者、奉行見分仕、指図ニおよひ御入用図方御普請中奉行折々相廻り、猶加指図出来之上、奉行見分仕候、至而小破ハ出来之上、主附之者見分申付、仮防等申付候義御座候、

一、辰巳水道才許足軽割場より請取置、毎日江筋為見分御泉水御用等相勤申候、江筋損所御座候へ者、早速及断申候、

一、簀草取之者両人掛置、小立野天徳院際より元作事後辻番所前水溜舛迄、毎日三度宛、為見廻簀草等、為取申候、

但、当時ハ竹沢囲際迄為見廻申候、

一、毎年春中壱度宛、惣江浚申付候、

一、上水余水を以、石川郡三口村・涌波村・上野新村、此三ケ所御田地へ養水ヲ取申候付、春ゑさらい相済候後、弐百十日迄者上野新村領より辰巳村川口迄江筋少々之損所者、百姓共自分修理仕候、若山抜等大破之節ハ御普請申付候、

一、洪水之節、辰巳村川口水門上ケ下ケ不仕而ハ、指支候ニ付、右村之者弐人、水門番申付置候、

但、辰巳村之者壱人、末村之者壱人、水門番申付置候、

但、辰巳上水江筋御普請御入用銀役銀之内を以相弁来候所、近年町会所江振替銀有之ニ付、年分之利足をもつて、右定修覆御入用之方江振向、往々役銀之内請取不申趣、去未年委曲ハ、御勝手方年寄中へ相達、当申年より右仕法通ニ仕候、

⑩

一、才川・浅の川々除毎歳春中才許之与力、定番御歩等見分仕、御普請御入用図帳指出候に付、御普請奉行遂詮義、御勝手方年寄中等へ相達、御普請申付候、

但、文化十二年より毎歳奉行見分及指図、御入用図り方申付、御勝手方年寄中等聞届之上、御勝手普請申付候、

一、両川御普請為御用、前々より役小者相渡申候、寛保二年詮義之上、人高相極、才川へ三十五人、浅の川へ弐拾五人宛、毎日相渡申ニ、御普請「籠の中詰、其外川堀々ニ召仕申候、」（朱ニテ挿入）取懸り不申時ハ夫石・栗石等所々より定小屋迄為持運申候、尤寄石之義、夏冬遠近持運候義、前々より定之趣を以、才許之与力等江申付候、

但、前々右之通ニ候得共、宝暦九年後　御城御石垣方役小者多召仕候ニ付、両川へ相渡不申候、乍然割場ニ而役小者

懸余り御座候節ハ、両川江相渡候ニ付、其節ハ夫石等取寄申候、

一、御普請入用之根苧籠・鳥足等諸品前々定請負人置候而、定直段を以、買上候処、安永二年先御普請奉行詮義之上請負人指止、右受負人川除図り役与申名目ニ仕、両川へ弐人宛相極、才許之与力等指図仕、御入用之品、時直段を以買上、御普請所江附置、為相勤申候、依而同年村井又兵衛へ相達、聞届之上、右図り役之者へ役銀之内を以、御給銀之振合ニ而、骨折銀毎歳相渡申候、

但、本文図り役、文化七年より壱人宛相減、当時両川とも壱人宛ニ御座候、

一、両川々廻り、前々役小者五人宛懸置、昼夜為廻候処、延享三年より三人宛ニ仕置候所、宝暦七年先御普請奉行詮義仕、弐拾人石切並之者両人召抱、川廻為相勤申候、其後安永五年より両川々廻り弐人宛、保銀（ヤク）之内を以召抱、役小者ハ請取不申候、

但、文化十年より年寄中へ相達、夏中ハ両川共役小者両人宛受取、川廻り之者ニ指加、繁ニ相廻申候、盗賊改方より茂茂（行）藤内頭之手下之者、夏中者両川共為御縮方相廻り申候、

朱書

但、両川とも当時役小者加人夏中請取不申、本役川廻之者指支候砌ハ、年寄中へ相達、加人受取申候、且藤内廻り之者も当時指止申候、

一、両川御普請之節、御入用之鎌鍬等、品々御道具所より才許与力等切手を以請取申候、

一、両川定小屋番人并道具出入仕候者、割場附小者四人宛受取置申候、指支候得ハ、役小者相渡申候、

朱　但、文政四年より両川々廻り之者、両定小屋居番人申付候ニ付、右道具出入候、依而割場附小者等受取不申、差支候節ハ、本文之通ニ御座候、

一、御普請御座候節ハ、才許之与力并定番御歩等、壱人宛川除へ罷出居申候、御普請無御座節も式日相極置、御普請会所并定小屋へ罷出申候、

但、文化十年より御普請中才許之与力等、両人宛出役手分仕、相勤申候、御普請無之節ハ、才許之与力ハ文化七年より偶日壱人宛御普請会所へ罷出、定番御歩等ハ前々より偶日御普請会所へ何茂罷出申候、両川とも定小屋式日一ケ月三日相極置、与力等出役仕候、

一、両川々除ニ先年制札八ケ所有之候処、汚損、元禄年中以来無御座候、

犀川制札立所

川上新町　川除町　拾三間町後　五枚町後

伝馬町後　法船寺馬場後　宝久寺前　千日町

浅野川制札立所

田井新村　横山馬場崎　岡嶋屋敷後

関助馬場後　有沢才右衛門上地前

久昌寺前観音下御歩町出口　　小橋際

右制札之義、去ル未年御用番年寄中へ相達、右ケ所へ立置申候、

一、才川々除之内、御田地へ取入申用水口、水門御座候、右水門損候節、御普請之砌、御作事所江申遣、川除才許与力并御大工立会、双方ニ而御入用方為図、御倹約方へ相達極申候、詮義之様子次第、御普請会所ニ而申付候義も御座候、

但、前々右之通御座候所、近年ハ水門之義、御普請会所より貪着不仕候、

一、才川・浅の川御普請方御入用、先年より舟一艘宛拵置、栗石等手寄之所より為取申候、

但、文化十二年より両川共舟数三艘宛拵置申候、

一、弐千弐百五拾九間才川々除両縁御普請所絵図に相記、相渡置申候、

一、弐千百七拾七間　浅の川右同断

一、御参勤　御帰国之節、浅野川橋上下川除掃除申付候、御通之節、川除方才許定番御歩罷出居申候、

一、両川々除御入用方勘定之義、才許之与力等、於御算用場、相遂申候、尤勘定相済候上、御算用場書替、御普請奉行見届申候、

一、川除筋変死人等有之候而も、御普請会所より貪着不仕候、

一、毎春辰巳上水江筋并遠所川除・波除御普請所棟取見分仕候、尤其節御普請奉行指図仕候、所々御普請損所御修理方御入用之品等川除図り役之者へ相渡、直段図帳取立、損所之様子ニより絵図相添、奉行へ相達申候、不時損所御座候砌、時々所々江罷越、見分仕候、

一、御普請奉行遠所川除等巡見之刻、棟取役指添、罷越申候、

但、当時者棟取役ニ不限、川除方重附之者之内、出勤仕候、

一、御普請会所御用之義、都而棟取役之者取次仕候、一ケ月壱人宛、御用先極置相勤申候、隅(偶)日、其外奇日ニも毎度役所江罷出申候、

(11)

切手方御用勤方
切手方并遠所川除方等定番御歩　　伊藤左源太

同御普(請脱)会所下才許御雇　　坂井弥太郎

一、役小者召仕候手先之人々より切手御普請奉行宛所ニ仕、指出候ニ付、下奉行手前江取立、切手方役人江相渡申ニ付、相しらへ、御普請会所より之入切手相調、夫々奉行江相達、場印済之上、下奉行江相渡申候、且又役銀并揚家代銀御払切手、御算用当等仕候、

但、本文役小者召仕候切手宛所、御普請会所与相調候義ニ、文化十四年ハ相改申候、

一、御城御造営方人足賃銀上納、切手類(頭)々より指出書知行銀高帳を以、算用当り等仕、奉行江相達、場印請、先々へ相達申候、右人足賃銀、役銀奉行請取切手、重而頭々より指出候節、最前上納切手扣与見合、奉行へ相達、場印請先々江相渡遣し申候、

但、文化七年より人足賃銀不及上納旨、被　仰出候ニ付、此勤方無御座候、

一、御倹約方御副印請申、切手御倹約所へ持参仕候、其外諸場等御

用御座候得ハ、罷出申候、都而指懸候御用相勤書算等仕候、
一、遠所川除・波除御普請御座候砌、加人相勤、所々へ罷越申候、并浅野川々除御普請之節も加人罷出申候、
但、当時ハ遠所川除、浅野川々除御用相兼置申候、御屋敷方御用勤方（以下、原本空白）

御屋敷方御用勤方
御屋敷方御用并地子銀取立御用

(12)
一、被下屋敷御普請奉行罷出、打渡不申以前、定番御歩等罷出、内しらへ仕候、奉行罷出、相渡候節、尤罷出申候、
一、御貸屋敷并地子地打渡候節ハ、右下才許等罷出、相渡申候、隣地之人々境目等之儀、判形見届、奉行へ相達申候、
一、居屋敷指上申人々御座候節、右下才許等罷出、請取申候、家屋敷共上ケ申砌義、同様ニ御座候、但、家建具附等茂先達而頭等より御普請会所江指出候ニ付、右帳面ニ引合、請取、揚家番人足軽江引渡、打々右揚家へ見廻申候、
一、地子地欠崩申節、或ハ寺社境内門前地願之砌、右下才許等罷出、相改并惣構御堀際居住人、所々橋番人家作等仕候節、見分ニ罷出申候、
一、揚屋御払之節、家買居願人御座候へ共、御大工見図り候ニ付、其節相見罷出申候、
一、百姓地之内、前々被下屋敷ニ相渡候地子米代銀、切手指出候節、算用当り等仕候、且又御屋敷方大絵図之面渡り屋敷間数、引直申砌、夫々指図仕候、
一、御屋敷方御用義、都而取次等仕、偶日役所江罷出、奇日ニも毎度罷出申候、
一、遠所川除・波除御普請之砌、加人相勤、所々江罷越申候、并浅の川々除御普請之節も加人罷出申候、

穴生勤方

(13)
一、御城中御石垣御普請之時分、毎朝六時より罷出、御普請仕廻方迄相詰申候、御石垣積方、山目打込積、切合積、野面積ニ（義）而ハ、且又印通り、夭敷吟吟（味）仕、法り合等相立、御扶持人石伐・弐拾人石切御指図仕候、
一、御普請御道具品々、御道具所より請取、石切江相渡、毎日仕ヒ方吟味仕候、古物等之分、相しらへ、御道具所江相返申候、
一、大風雨、大地震之節、不依何時、御城中江罷出、見分仕候、尤御普請奉行御城中江相廻候節罷出可申候、
一、戸室山中山より御石引出申砌、指添并道作り之時分、見分ニ罷越申候、右且又於山石切申砌、仮小屋ニ穴生交ニ昼夜罷越居申、弐十人石切江指図仕候、
一、御石御用之節ハ遠所江も罷越申候、先年江戸御天守台御石垣御普請之砌罷越、且又飛州高山廃城之節も罷越申候、遠所川除石垣積立之砌、先年罷越候義も御座候、
但、文化十年越中伏木浦波除石垣出来之節、御普請奉行罷越、穴生・御扶持人石切・弐十人石切召連申付候、
一、御城中御石垣損候之砌、絵図相調申候、
一、御石垣方御入用算用之義、穴生御算用場江罷出、御算用相兼申候、都而御城石垣方之義相勤申候、御普請無御座時分ハ、御普請会所江相詰申候、

人持組頭・御馬廻組頭下奉行相勤申品

一、御普請会所之内、下奉行役所江偶日不残相詰、其組之人、役等之才許仕候、毎日弐人宛才許、番極置、奇日ニも罷出出(行)申候、

一、諸事御普請会所より相渡置候、御定書之趣を以、相勤申候、

一、弐十人石切割場懸算用之義、正月より六月迄人持・組頭下奉行、七月より十二月迄ハ、御馬廻頭下奉行、毎年於御算用場為兼、算用申候、

但、弐十人石切、文化十一年より御普請会所切ニ召仕、割場より懸下奉行、於手前懸算用之取扱、当分指止申義、御城中江相達、村井又兵衛承届候段、申渡候ニ付、当分此勤者無御座候、

一、御石垣御普請之節、先年ハ其丁場へ下奉行も罷越、栗石、砂利、土坪等人足図り、并戸室山・宮腰等ハ石歩ニ付、罷越候処、当時ハ罷出申義無御座候、

但、戸室山中山より御石釣出候刻ハ、両下奉行罷越、夫付仕候義者、当時も出役申渡候、

一、若火事之節ハ、御普請会所江不残相詰申候、

一、御普請役方之義ニ付、例格等無御座候義ハ、該事御普請奉行江相達、請指図相勤申候、

御普請会所之内、諸役所之分

奉行所　御道具奉行役所　棟取等役所
穴生役所　御屋敷方役所　無組附役所
与力役所　人持組頭下奉行役所
御馬廻組頭下奉行、御馬廻組役小者着到付所
居番人足軽並之者ニ居所二ケ所

一、御普請会所囲之内ニ人持七組下小屋七軒建置、組々定杖等罷出、役小者、毎日出高着到付申候、右七小屋相建申、入用銀ハ一組切割符仕候、修理之義、五ケ年目ニ仕候、其砌入用方下奉行より御普請奉行江相達申候、

一、右者、小屋ニ居番小者壱人宛、其組ニより召抱指置申候、

一、御普請会所入口門番人割場小者、又ハ役小者之内、昼夜壱人宛掛致置申候、夜中鎖をおろし、鍵者居番人手前へ渡置申候、役小者掛替等之義、下小屋ニ而取捌仕候ニ付、夜中も度々出入仕候、

但、右入口番人宛ニ而、御縮方行届不申ニ付、文化十一年より年寄中江相達、弐人宛請取、昼夜為相詰申候、然処、当時詮義之趣御座候而、御勝手方老中へ相達、壱人ニて昼夜為相詰申候、

右、御普請会所前々例格・奉行取捌仕候趣、其外手先役人勤方等、文化十四年帳面ニ認、指上候分を以、其以後相改申品等、今般夫々調込上之申候、以上、

文政七年九月

横山義六郎
津田木工
村田九郎右衛門
大久保覚兵衛

無組附才許与力勤方、
無組附才許与力
田辺武左衛門
小滝所左衛門

(15)
一、定番頭・金沢町奉行・御留守居物頭・小松御馬廻御番頭等、御定之役引仕候上、余り知行御座候得ハ、役銀取立申候ニ付、役義被仰付候節、御普請証文ニ知行高書記、年寄中御用番裏書ニ而出之候ニ付、場印押則、与(ヨ)力才許江相渡申候、右証文を根高ニ仕置、毎歳役銀相立申候、

但、右役儀(キ)、被　仰付候而も、御定之役引之外、余り知行無御座候へハ、証文取立申義無御座候、

一、役義　御免之頃等、其外小松御馬廻・魚津御馬廻等并本組与力、明組与力、別宮ニ罷在候与力等も無組才許与力役所ニ而、役銀取□　□候ニ付、最前役人之節、証文格合之通、場印押、才許与力江相渡置申候、

右之分無組才許与力役所ニ而指引極、与力□　□直ニ人々江「役方触付銀子取立申候、右取立方」役銀惣高切手調、与力名前ニ而指出候ニ付、見届、場印扣、切手与押切相渡申候、則銀子役銀所江与力より上納仕候、役銀奉行請取切手、見合印義等格合之通ニ候、

(朱ニテ挿入)

一、無組附役算用之義、才許之与力毎歳於御算用場、相極申候、尤勘定相済候上、御算用場書替(カキ)切、御普請奉行見届申候、

(16)
寺社奉行支配御普請役之品

一、寺社奉行支配之人々、千石以上ニ而も、人役指出不申、前々三歩替役銀取立申候、且又右支配之分、役入役引、寺社奉行手前ニ而指引相極、役銀上納仕候、役算用之義、寺社奉行支配方取次与力、於御算用(場脱)、相遂申候、尤勘定相済候上、御算用場書替、御普請奉行見届申候、

但、文化十年より寺社奉行支配之人々、御普請役算用方無組才許与力より兼役ニ而相勤申候、

棟取役定番御歩　岩田弥藤太
同加人　同　南部与一郎
同加人、御普請会所下才許　山田又八
同断　岸井太右衛門

一、無組附ニ而、役銀取立申人々、千石以上之役高ニ而も皆銀役ニ取立申候、

一、御普請役高帳迄、役高目録等、且又役入、役引之証文等、頭支配より指出候節、棟取役□□請取、御■(抹消文字)請取、御定之趣を以吟味仕、御普請奉行江相達申候、場印相済候上、下奉行江相渡申候、

但、当時役証文草案下奉行より指出候ニ付、文段等遂吟味、奉行江相達、指図候上、致加筆、下奉行江相渡申候、

一、役銀上納切手并役銀奉行受取、切手頭支配より指出候節、棟取役請取、御普請奉行江相達、場印請候而、則下奉行江相渡申候、且又揚家代銀之義、御普請会所場印切手を以、役銀所江上納役銀奉行受取切手、御普請奉行江相達申候、

一、御普請会所場印箱ニ入、奉行封印仕候上、箪笥江入置申候、右箱棟取役書入出候、

一、役銀并揚屋代年中上納高惣入用高入払、相調理帳面記、毎歳棟取役より御普請奉行江相達申候、

但、文化九年より貯用銀別立相成、此分も入払調理帳面ニ記、毎歳棟取役より御普請奉行江相達申候、

六　慶応二年九月～三年十二月　金谷御殿御普請諸事留

（表紙）
「慶応二丙寅年九月

金谷　御殿御普請諸事留」

（1）私儀金谷　御殿御普請御用主付被　仰付候旨、成瀬主税申談候、此段為御承知申達候、以上、

九月十日　　中村家外平

御作事所　　神戸直次郎

金谷　御殿御普請御用主付被　仰付候事、

九月

御自分儀、金谷　御殿御普請御用主付被　仰付候段、今日別紙写之通山崎守衛を以、被　仰出候条、被得其意、御承知之験御判形候而可被相返候、以上、

九月十日　　由比覚左衛門判

神戸直次郎殿

金谷　御殿御普請御用主付被　仰付候旨、成瀬主税申談候間、此段御達申上候事、

寅九月十一日　　中村家外平

御用番方　神戸、瓜生幸左衛門を以、及御達、

御城方　同　斉藤良之助を以、及御達、

御勝手方　同　小川甚六郎を以、及御達申候事、

御表
御次　同　金岩幾之助を以達ス、

（朱書）
「御達申候事」

金谷　御殿御普請御用主付被　仰付候旨、山崎守衛を以、被　仰出候段、身当頭由比覚左衛門申談候間、此段御達申上候事、

寅九月十一日　　神戸直次郎

御用番方御席等四ケ所江壱通宛、上ニ同し、

御作事所御横目　斉田与十郎

山原勘右衛門

右、今般金谷　御殿御普請中見廻之義、被仰渡候様致度候事、

九月廿一日　神戸・山崎守衛相達ス、　　御作事所

御大工頭　清水多四郎

御歩横目　小嶋兵蔵

同　鈴木信左衛門
御大工　西田甚右衛門
同　渡部初之進
御壁塗　辻　四郎左衛門

右、今般金谷　御殿御普請御用主付申渡度候間、御談之様致度候、
以上、
九月廿一日　上ニ同し、　中村家外平判
神戸直次郎同
山崎守衛様

(2)九月　日
一、金谷　御殿・同御広式御絵図壱枚相渡、右御絵図面通、御建替
被　仰出候段、御用部屋山崎守衛、中村江申談候事、

(3)金谷御殿御建替ニ付、松原屋敷御囲内見計、大工小屋相建可申
候、就而者同所ニ生立候竹木、於御作事所為伐取可申候間、此段
不指支様、割場并御露地方江急速被仰渡可被下候事、
寅九月廿一日　御作事所
神戸持参　御城方斉藤良之助を以、及御達、

(4)(貼紙)「九月廿一日
一、金谷御門続新物置取畳、右跡江御文庫御土蔵引移候ニ付、右新
物置早速明渡之義、奥御納戸御談之様、御表御用部屋加藤三郎左
衛門江口達ニ而神戸相達置候事、」

(5)金谷　御殿御普請御用之材木等、人足持并馬附ニ而取寄候節、七
拾間御長屋御門并金谷御門入方、且品ニ寄大扉為開相通候義も御
座候間、夫々不指支様、右両御門御番人中江被仰渡可被下候、以
上、
寅九月廿二日　神戸持参、斎藤良之助を以及御達　中村家外平
神戸直次郎
御城代　横山三左衛門(隆平)様

(6)御文庫通御土蔵、今度金谷御門続江御引移ニ付、同所新物置、別
紙絵図面朱引之ケ所江転地相建可申候、依而地元之義不指支様、
急速夫々被仰渡可被下候事、
九月廿二日　御作事所

(7)一、金谷　御殿江呼立ニ付、神戸罷出候処、左之書取、山崎守衛相
渡候ニ付、夫々紙面を以申談候事、
但、御大工、御壁塗者引取直ニ申談候様、右同人申談候事、
清水多四郎
小嶋兵蔵
鈴木信左衛門

右、金谷　御殿御普請御用主付被　仰付候条、可被申渡候事、

九月

(8)

金谷外御庭内御馬見所、取畳候様被　仰出候ニ付、近々より為取懸申候間、此段御達申候事、

寅九月　　御作事所

今度金谷　御殿御普請ニ付、金谷外御庭内ニ大工小屋等懸渡申度、暨同所御馬見所急速取畳候様、被　仰出候ニ付、右外御庭内御普請中御作事所江引受申度御座候間、引請方不指支様、且稲口御門入隅弐枚開御門鎖鍵受取申度候間、断次第相渡候様、急速夫々御申談之様致度候之事、

寅九月　　御作事所

(9)

金谷　御殿御普請御用之板類等、七拾間御長屋外腰懸横空地ニ差置申度御座候間、此段不指支様、急速夫々被仰渡御座候様仕度奉存候事、

寅九月　　御作事所

(10)

覚

一、百筋　　新浜引
一、千筋　　壱筋新浜引
一、百挺　　鶴觜
一、百挺　　常鍬
一、百挺　　小鍬
一、三百挺　　七寸鉸
一、弐拾挺　　木鎌
一、拾挺　　斧
一、拾挺　　大鉄手子
一、拾挺　　釘貫羽手子輪共
一、拾挺　　山刀
一、弐百本　　六尺樫手木
一、五拾本　　八尺樫手木
一、百本　　杉棒
一、四本　　寄棒
一、五百張　　持籠手縄共

但、請取切

〆拾六口

右、金谷　御殿御普請為御用、割場御道具所より請取申度御座候、新浜引之外御用立候分者、古物ニ而も指支不申、尤御用相済次第、返納仕候間、私共断次第渡り方不指支様被仰渡可被下候、以上、

寅九月　　神戸直次郎
横山三左衛門（隆平・年寄）様

(11)

今般金谷　御殿御普請ニ付、同所外御庭内江大工小屋等懸渡、暨御馬見所急速取畳候様被　仰出候ニ付、右外御庭御普請中御作事所江引請度段、同所御用部屋中江相達、則引受申候間、此段御達申候事、

寅九月　　御作事所

覚

(12) 一、百五拾三貫目計　　中勘見込銀高

但、只今新物置建ケ所より者、六尺計後口之方江御土蔵引移候ニ付、御堀側積石高ク相成、右銀高ニ相成申候、三尺計後之方江引移候へ者、積石低ク相成、本文御入用高之内、六貫目計相減申候、

右、御文庫通ニ有之御土蔵四筋腰懸壁取払、金谷御門続江引移候上如元御修覆仕、且南御土蔵壱筋取畳、同所江転地相建可申、見込銀高、如斯ニ御座候事、

寅九月　　御作事所

(朱書)「本文直高之文ニ出来候様、且右御土蔵御修覆等　思召被為　在、右、御入用者御かね元銀之内を以、御渡被成候旨、御用部屋山崎守衛、神戸江申談候事、

九月廿八日也、」

(13) 今般金谷　御殿御普請就被　仰付候、諸職人々多御用ニ候処、棟梁而已ニ而ハ指支候ニ付、町大工等引揚御用為相勤可申筈御座候間、大工肝煎、木挽肝煎、板枇肝煎等より御用触渡次第、無遅滞致出勤候様、予而町肝煎等江申渡有之候様仕度、此段町奉行中江被仰渡可被下候、以上、

九月　　神戸直次郎

横山三左衛門様

(朱書)「右之通及御達候処、追而町大工等出方指支候節、御達可申旨被仰渡、右紙面御返シ、

九月廿七日　承り神戸」

(14) 金谷外御庭御馬見所御取畳之木品等、竹沢御庭内江持運、且同所御庭内ニ有之候積石取出候ニ付、棟梁断次第、竹林御門往来方不指支様、竹沢御庭方江急速被仰渡可被下候之事、

寅九月　　御作事所

金谷外御庭御馬見所取畳候様被　仰出候ニ付、取畳方明廿六日より為取懸申候間、此段御達申候事、

寅九月廿五日　　御作事所

金谷　二御丸両御次

両御広式江者、以紙面申遣ス、

(15) 金谷御文庫通ニ有之御土蔵五筋共、金谷御門続江引移候ニ付、右御土蔵内之御品物移替、急速明渡之儀夫々御申談之様致度候事、

寅九月廿七日　　御作事所

御文庫通りニ有之候御土蔵五筋、金谷御門続、別紙絵図面張懸之通り引移候様被　仰出候付、近々より為取懸可申候、依而右御門続等江絵図面朱引之通、仮囲為致候間、此段御達申候事、

寅九月　　御作事所

(16) 九月廿五日
一、七拾間御長屋内　二御丸御広式渡物置弐囲、今度御作事所江同所より引送候付、右物置之内中仕切いたし、新物置代りニ奥御納戸江可相渡旨、尤仕切方等奥御納戸承合出来候之様、御表御用部屋加藤三郎左衛門、中村江申談候事、

(17)
御文庫通り御土蔵金谷御門続江引移ニ付、金谷外御庭内等立木、右引移方ニ指障候分、御作事所承合植替、枝打等之義御露地方江御申談之様致度候事、

寅九月廿六日　御作事所

(18) 九月廿七日
一、金谷　御殿惣御絵図神戸持参、御用部屋江市川昌蔵を以、相達候事、

(19)
覚

一、八拾四石　川石・切石入交

右、松原屋敷内ニ有之候処、於御普請会所指当御用ニも無之由ニ候間、今度金谷　御殿御普請為御用、請取申度御座候間、此段右御奉行中江被仰渡可被下候、以上、

寅九月廿九日　神戸直次郎
横山三左衛門様

(20)
御文庫通御土蔵金谷御門続江引移に付、御文庫通りニ有之松木等引移方指障候分、且金谷御門続新物置横御堀縁ニ有之立木、右同様指障候之分、御作事所承合根返シ、枝打之義、割場并御露地方江早速被仰渡可被下候事、

寅九月　御作事所

(21)
金谷　御殿御普請ニ付、木品等松原屋敷江為持運候処、七拾間御長屋内熨斗立、右持運方ニ指障候ニ付取除、別紙絵図面朱引之通、仮熨斗立為致可申候間、此段御達申候事、

寅十月　御作事所

(22)
金谷　御殿御普請ニ付、金谷外御庭并御文庫通り江見計、大工小屋等為懸渡可申候間、此段御達申候事、

寅十月　御作事所

(23)
御文庫通り御土蔵金谷御門続江引移候ニ付、金谷外御庭御囲土塀等別紙絵図面朱書之通取払、且朱引之通、仮板囲為致申候間、此段御達申候事、

寅十月　御作事所

(24)
御文庫通り御土蔵五筋共引移ニ付、御品物早々移替、明御土蔵ニ相成候之上者、同所ニ有之候番所弐ケ所共、御土蔵番一向之義ニ御座候者御不用与奉存候、其上右ケ所御普請中御作事所江引受、大工小屋等懸渡可申ニ付、右番所差支候間、取畳申度奉存候、且南御土蔵之義者、取畳候上、転地之義ニ付、来春取畳可申手配ニ候間、当分之処黒御門辺之番所者、指当難取畳義ニ御座候者、別紙絵図面朱引之通、仮囲為致可申候間、猶更取畳方御差図御座候様仕度奉存候

事、

寅十月　　御作事所

「右番所取畳之義、御聞届ニ付、明御土蔵ニ相成候者、右番所御附（朱書）
物頭中示合取畳候様、且黒御門辺番所残置、仮囲出来方御達通り御
聞届候段、佐藤義左衛門を以、神戸江被仰渡候事、

十月七日也、　」

㉕七拾間御長屋熨斗立内物置壱囲、二階御細工所渡下タ、金谷御広式
渡之ケ処、右御広式渡之ケ所、今度金谷　御殿御普請ニ付、同所御
用部屋中より引揚、御作事所江相渡候旨申談候付、則引請申候間、
此段御達申候事、

寅十月　　御作事所

㉖覚

一、八百本計　目廻四尺五寸計より八尺五寸計迄

右、金谷　御殿御普請御用之松木、石川郡山科村領・有松村領・泉
野村領・西泉村領・野々市村領・円光寺村領・窪村領・大額村領・
末村領於御林山根伐之上、追々請取申度候間、不指支様夫々御申渡
之様致度候、以上、

寅十月二日　　神戸直次郎印

御算用場

㉗御普請方吉凶

上元丙寅之年九月節吉方南未申西戌亥辰巳、
御取掛吉日九月廿日、廿三日、廿五日、廿六日、廿八日等、卯之半
刻、午之刻吉、
北丑寅東之方都而凶、
同十月節吉方中央東南西戌亥、
御取掛吉日十月五日、六日、九日、十日、十五日等、卯之半刻、午
之刻吉、
又十七日、十八日、廿二日、廿四日、廿九日、三十日等巳之刻吉、
北未申辰巳大凶、
同十一月節中央西戌亥丑寅辰巳、
御取掛吉日十一月七日、十日、十一日、十三日等、巳之刻吉、
又十九日、廿二日、廿三日、廿五日等、辰之半刻吉、
北東未申凶、
同十二月節吉方中央東西戌亥、
御取懸吉日十二月五日、八日、十一日、十二日等、辰之半刻吉、
又十七日、廿日、廿三日、廿五日、廿九日等、卯之半刻、午之刻
吉、
右当年中月々吉凶如斯奉考候、
且北之方、
御五十六歳、
御本命并三年塞ニ相当申候事、
丁卯之年月々吉方、正月中央東西大吉、二月未申戌亥東大吉、
三月中央子丑寅西大吉、四月未申西戌亥東大吉、五月中央未申西北
大吉、
六月未申丑寅大吉、七月大吉方無之、八月辰巳未申大吉、九月中央
未申戌亥大吉、十月中央東辰巳未申西戌亥大吉、十一月中央戌亥丑

寅辰巳大吉、
十二月中央西東大吉、
右、来卯之年月々大吉方如斯御座候、猶子細之日選等ハ重而可奉選候、
南之方、
御五十七歳、
御本命ニ而卯之年凶方ニ御座候事、

司天家御直御門人
方広選印

(28) 鼠田(多)御門より金谷外御庭江懸御縮等之節、御縮垣在来之ケ所、今度金谷　御殿御普請、暨御文庫通御土蔵引移方ニ付、指支申候間、右御普請中別紙絵図面朱引之ケ所江御縮垣為致出来申度候間、此段御伺之上、御談之様致度候事、

寅十月　御作事所

右、御表御次江者神戸持参、加藤三郎左衛門江相達候所、伺通被仰出候段同人申談、金谷御次同人持参、篠嶋平左衛門へ相達置候処、伺通被　仰出候段、翌四日同人申談、両所とも絵図御返之事、

鼠田(多)御門より金谷外御庭江懸御縮等之節、御縮垣在来之ケ所、今度金谷　御殿御普請、暨御文庫通御土蔵引移方ニ付指支、依而右御普請中別紙絵図面朱引之通之ケ所江御縮垣為致出来申度段相伺候処、伺通被　仰出候に付、右之通為致出来申候間、此段御達申候事、

寅十月　御作事所

(29)　覚

一、拾弐人　割場附足軽
　内六人　仮御横目兼帯
　但、御普請所入口弐ケ所番人
一、四人　同小者
　但、御普請所仮役所小遣
一、四人　割場附小者
　役小者之内
　但、御普請所日懸毎日通帳ニ記、請取申度御座候、

右、金谷　御殿御普請所入口番人等、但書之通請取申度御座候間、断次第懸渡候様、割場江被仰渡可被下候、以上、

寅十月　神戸直次郎
横山三左衛門様

(30) 九月十八日
一、左之紙面　御城方より為御詮義早川浅之丞を以中村江御渡、

高石垣下御武具所渡御土蔵、当時御武器夥敷相納居候処、若非常等之節、水之手悪敷行当申候、然処坂下御門外江出候水、別紙絵図面之通、高石垣下御土蔵前江相通候ハヽ、至極水之手宜、其上高石垣下より之水気も右埋樋江落合、御土蔵之為可宜与奉存候ニ付、御作事奉行中示合候処、右様相成候而も差支不申段申聞候、猶更御詮義御聞届之上、出来方之義、右御奉行中江被仰渡可被下候事、

九月　御武具奉行

絵図壱枚相添

「（朱書）
覚

一、八貫五百九拾五匁計　御渡之絵図面通り長百七拾間計、幅五尺計之溝堀立所々懸樋四方板入出来、中勘図銀高、

右高石垣下御武具土蔵非常等之節、水之手悪敷候ニ付坂下御門外江出候水、絵図面之通相通度旨、御武具奉行中紙面等為御詮義御渡ニ付、見分遂詮義候之処、紙面之通高石垣下湿気甚敷ケ所ニ付、水通候へ者、湿気之為可宜、暨非常之手当ニも相成、可然与奉存候ニ付、御入用為取図候処、中勘前条之通相懸申候、且御聞届御座候者、本別紙絵図面之通、懸樋等を以稲荷屋敷、玉泉院様丸通り、金谷　御殿江相通候者、今度御文庫通り御土蔵転地就被仰付候、非常用水心、暨部屋方用心水ニも相成、万事御用弁甚宜御座候ニ付、本今度之折被　仰付候者可然奉存候付、此段御達申候、御聞届御座候者、金谷　御殿御普請御入用之内を以相弁可申与奉存候、依而麁絵図相認御達申候間、御差図御座候様仕度奉存候、已上、

寅十月　御作事所

」

(31)
覚

一、六人　割場附足軽
　但、御普請所釜小屋番人
一、弐人　同小者役小者之内
　但、御普請所釜小屋火焚、
右、金谷　御殿御普請為御用請取申度御座候間、断次第懸渡候様、割場へ被仰渡可被下候、以上、

寅十月　神戸直次郎
横山三左衛門様

(32)
御文庫通ニ有之候御土蔵五筋、金谷御門続江引移之義被　仰出候付、先日絵図面を以御達申置候処、右御土蔵五筋之内弐筋、金谷御門続新物置跡江別紙絵図面朱引之所江引移、弐筋者七拾間御長屋内絵図面張懸之所江引移候様重而被　仰出候、依而同所ニ有之金谷御広式渡物置手配次第為取畳、井戸埋込可申候、且南御土蔵之義者、追而転地之ケ所被　仰出候筈御座候之間、此段御達申候事、

寅十月　御作事所

(33)
金谷外御庭今度御普請中御作事所江引請候ニ付、稲口御門并入隅弐枚開御門鎖鍵、是又引受置候処、入隅弐枚開御門者、金谷御広式ニおゐて毎度御用有之ニ付、鎖鍵請取度旨、重而右頭中申聞候付、相渡申候間、此段御達申候事、

寅十月六日　御作事所

(34) 十月七日
一、御文庫御土蔵弐筋、御書物奉行より引受候段、神戸口達ニ而
御城方へ佐藤義左衛門を以及御達候事、

(35) 今般金谷　御殿御建替ニ付、御普請所、金谷御門より七拾間御長屋御門之間、御普請懸之御横目足軽、諸職人雨天之節板打草履為相用申度御座候間、此段御聞届、右両御門御番人中江被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

寅十月　　神戸直次郎
横山三左衛門様

(36) 今般金谷　御殿御普請主附人之内、金谷御門往来之人々、家来相返候節并焼飯等取寄、暨迎ニ罷越候時分、七拾間御長屋御門より為致往来候而者人少ニ召仕候者甚不弁利、時寄遅参ニ相成、迷惑仕候義も御座候間、自由ケ間敷義ニ御座候へ共、別紙主付之人々家来、若党并小者共、御普請中金谷御門往来為仕度御座候間、此段御聞届之上、右御門御番人中江被仰渡被下候様仕度奉願候、以上、

寅十月　　神戸直次郎
横山三左衛門様

(37)
御作事奉行　神戸直次郎
御作事所御横目　斉田与十郎
同　山原勘右衛門
御大工頭　清水多四郎
御歩横目　水嶋兵蔵
同　鈴木信左衛門
御大工　西田甚右衛門
同　渡部初之進
御壁塗　辻　四郎左衛門

右之人々、家来金谷御門往来為仕度御座候事、

寅十月

(38) 御作事所留書足軽弐人、今般金谷　御殿御普請主付申渡、振退為相勤候ニ付、定場向指支候間、右代り加人番人受取申度御座候間、此段御聞届懸渡候様、割場江被仰渡可被下候、以上、

寅十月　　神戸直次郎
長大隅守(連恭・年寄)様

「(朱書)右之通及御達候処、当　御上京中割場向必至与御人支ニ付、難懸渡候間、仕埋可申渡旨被仰渡候事、
十一月廿一日」

(39) 一、三人　　覚
御横目足軽

右、金谷　御殿御普請中為御縮方為相詰候付、請取申度御座候間、当十四日より懸渡候様、御横目中江被仰渡可被下候、以上、

寅十月　　神戸直次郎

御用番也

村井又兵衛（長在・年寄）様

(40) 金谷　御殿御普請仮役所、松原屋敷内ニ相建可申ニ付、右仮役所ニ釜小屋番人足軽弐人、入口番足軽弐人、火焚小者壱人夜中為泊、且御文庫内御普請所江も、手配次第入口番人足軽弐人夜中為泊可申候之間、若病人等御座候節、右番人とも之内、七拾間長屋御門御番所江右之趣及断候者、夜中御門出入方等不指支様、予而右御門御番人中江被仰渡置候様仕度奉存候、以上、

寅十月　　神谷直次郎

横山三左衛門様

一、金谷　御殿御普請ニ付、当十四日より七拾間御長屋内、松原屋敷ニ仮役所相建可申候、

一、御普請中諸職人食休等之節、拍子木為打可申候、

一、松原屋敷内ニ諸職人湯呑所釜小屋相建、当十四日より火為焚可申候間、御横目中江被仰渡候様仕度、

一、御普請所仮役所ニ釜小屋番人足軽弐人、火焚小者壱人、入口番足軽弐人夜中為泊可申候、

一、御普請所夜中拍子木為打為相廻可申候、

一、非常之節、御普請所入口江高提灯為灯可申候、

右、夫々御達申候事、

寅十月　　御作事所

御城方

金谷御用部屋

二御丸御次

(41) 金谷　御殿御普請ニ付、金谷御門諸品出入方多ク御座候所、時々切手を以、指出候而者御用弁悪敷候付、御普請中通帳ニ記、私共印章仕指出申度御座候之間、此段不指支様、右御門番人中江被仰渡可被下候、以上、

寅十月　　神戸直次郎

横山三左衛門様

覚

(42) 一、百挺　　木鋤板

右、金谷　御殿御普請為御用、割場御道具所より請取申度、尤御用相済次第返納仕候間、私共断次第、渡方不指支様被仰渡可被下候、以上、

寅十月　　神戸直次郎

横山三左衛門様

(43) 金谷　御殿御普請ニ付、地形等為御用、松原屋敷之内土為堀取候間、不指支之様割場江被仰渡可被下候事、

寅十月　　御作事所

(44) 十月十四日

一、御文庫内御書物所渡御土蔵四筋、今日引請候旨　御城方江神戸

(45)

罷出、口達ニ而香村金左衛門を以及御達候事、

寅十月　　中村家外平
　　神戸直次郎

御横目足軽　清水鉄三郎
　　松田元三郎
　　森村定吉
御作事所留書并鋸才許札才許兼帯足軽　横地孫太郎
　　塚本藤之丞
御扶持方大工並　長谷川平吉
　　千田吉右衛門
　　匹(疋)田源六
同屋根葺　松本善蔵
同壁塗並　千田次吉郎
大工肝煎　勘四郎
木挽肝煎　善助
屋根葺肝煎　清蔵
畳肝煎　弥一郎
　　太右衛門
左官棟梁　喜八

右、今般金谷　御殿御普請ニ付、右御用主附申渡候事、

(46)

覚

一、千七百本計　戸室石　長三尺、大サ七寸ニ壱尺、
一、百七十本計　同　長三石、大サ七寸四方、
一、百七十計　同
一、四百計　同
一、弐百八拾間計　同
一、五百六拾間計　同
一、千弐百計　同
一、八ツ　同
一、八ツ　同
一、六拾間計　同
一、壱ケ所　同
一、拾壱間計　同
一、百間計　同
一、弐拾計　同
一、壱ケ所　同
一、三ケ所　同

右、今般金谷　御殿御普請被　仰付候ニ付、右御用之戸室石大凡如斯御座候、数多之義ニ付、出来方御普請会所江被　仰付候之様致度、出来方之義ハ直ニ示合申度候間、御普請所承合候之様、早速御普請奉行中江御申談之様いたし度候事、

寅十月　　御作事所

但、二十間もの、

一、三百張　　持籠手縄共

但、請取切

〆

九口

右、金谷　御殿御普請為御用、割場御道具所より追受取申度御座候、新浜引之外御用立候分ハ、古物ニ而も指支不申、尤御用相済次第返納仕候間、私とも断次第渡方不指支様、急速被仰渡可被下候、以上、

寅十月　　神戸直次郎

横山三左衛門様

(47)

金谷　御殿御普請ニ付、材木等多買候ニ付、品ニ寄車積ニて取寄候義も御座候間、金谷御門并七拾間御長屋御門大扉為開、車積之侭相通申度御座候間、此段不指支様、右両御門御番人中江被仰渡可被下候、以上、

寅十月　　中村家外平

神戸直次郎

横山三左衛門様

(48)

金谷　御殿御普請ニ付、木遣、地搗、胴突為取懸候ニ付、歌喚懸声為致申候間、此段御達申上候事、

寅十月十九日　　神戸直次郎

御城方

金谷御次

二　御丸御次

(49)

覚

一、百筋　　新浜引

一、五百筋　　壱筋新浜引

一、百挺　　鶴觜

一、百挺　　小鍬

一、三百挺　　七寸鉸

一、百本　　六尺樫手木

一、五拾本　　杉棒

一、四筋　　太浜引

(50)

小竹屋　善兵衛

崎浦屋　藤兵衛

銭屋　与三八

神馬茶屋　与三右衛門

岡持才許　孫左衛門

妙林屋　清兵衛

四十物屋　久之助

山屋　伝右衛門

表具師　五郎兵衛
同　安兵衛
堀　五兵衛

右、今般金谷　御殿御普請に付、材木等諸品買揚、暨直段詮義方等、右御用聞町人とも御普請所江呼寄候付、七拾間御長屋御門、右之者共名前断次第、無礼ニ而不指支様、右御門御番人中江被仰渡可被下候、以上、

寅十月　神戸直次郎
横山三左衛門様

覚

(51)一、弐人　割場附小者
但、御普請所小遣
一、弐人　同
但、釜小屋火焚

右、金谷　御殿御普請所小遣四人、釜小屋火焚弐人、先達而より請取置候所、追々御用多、諸職人も多相成、指支申候間、右之通為増人明廿一日より懸渡候様、割場江被仰渡可被下候、以上、

寅十月廿日　神戸直次郎
横山三左衛門様

(52)金谷　御殿御普請所松原屋敷内仮役所、夜中為御縮方、御横目足軽壱人、小遣壱人今晩より為泊申候間、此段御達申上候事、

寅十月廿日　中村家外平
神戸直次郎

御城方
両御次

(53)金谷　御殿御普請木拵等為取懸候付、自然怪我候者有之候節、療治相願度候之間、御医師御外科之内、壱人充此節より在宅有之、本道者御広式当番之内より断次第、右御普請所へ罷出候様、夫々御申談之様致度、且御普請建揚之場合取置候得者、御普請所へ請切之義、御達可申候間、其節是又御談之様いたし度候事、

寅十月廿二日　中村家外平
神戸直次郎
水野平八郎

(54)金谷　御殿御普請御用主付被　仰付候事、
十月

金谷　御殿御普請御用主付被　仰付候旨、山崎守衛を以被　仰出候段、身番頭井口一介申談候間、此段御達申上候事、

寅十月廿四日　水野平八郎
御用番方
御城方
御勝手方
金谷　御次
御表　御次

(55)金谷　御殿等御普請ニ付、御文庫入口弐枚開より御広式切手御門辺

迄御囲廻、手配次第、為取払可申に付、別紙絵図面朱引之通、追々仮囲等為致申度候之間、此段御伺之上御談之様致度候事、

寅十月廿四日　　中村家外平
　　神戸直次郎

金谷　御殿御等普請ニ付、御文庫入口弐枚開より御広式切手御門辺迄御囲廻、手配次第、為取払可申付、別紙絵図面朱引之通、追々仮囲等為致度段、御次江相伺候処、伺通被仰出候付、追々仮囲等為取懸申候間、此段御達申候事、

寅十月　　御作事所

(56) 御文庫御土蔵、七拾間御長屋御門内江転地被　仰付候に付、引移シ中金谷御門并玉泉院様丸御門往来差支候ニ付、右御門往来指留、尤非常之節ハ、不指支義ニ篠嶋平左衛門を以相伺候処、伺之通被　仰出候、依而来月三日より御門往来指留申度御座候間、此段夫々被仰渡可被下候、日数之義者追而御達可申上奉存候、且当御普請懸り之人々者、右両御門往来不指支様、被仰渡可被下候、以上、

寅十月　　中村家外平
　　神戸直次郎
　　水野平八郎

御文庫御土蔵、七拾間御長屋御門内江転地被　仰付候付、引移中金谷御門并玉泉院様丸御門往来差支候ニ付、右御門往来指留、尤非常之節者不指支義ニ伺被　仰出候間、来月三日より　方々(平出)様御往来御指支申候日数之義ハ、追而可申進候之間、此段為御承知申進候、以上、

十月廿五日

二　御丸御広式　頭中様　　中村家外平
　　神戸直次郎
金谷御広式　頭中様　　同
巽　御殿　頭中様　　同
多慶若様御附　頭中様　　同
〆
壱通宛

(57) 金谷　御殿御普請ニ付、金谷御門内通り、別紙絵図面朱引之通往来付替り候付、ケ所之義御普請承合、早速道作之義被仰渡可被下候事、

寅十月廿一日　　御作事所

(58) 十月廿七日
一、当御普請御入用大凡見込銀高、於御勝手方御用之旨御演述ニ付、早速差図及御達候様、且差図方急ニ難出来義ニ候ハヽ、当年中出来御入用丈ケニ而も早々差図、相達候之様御用部屋執筆神戸へ申聞候事、

覚

(59) 一、三人　　割場附小者
　　役小者之内

右、金谷　御殿御普請為御用、日懸小者四人、毎日通帳ニ記、受

取候之処、追々御用多指支申候間、右之通為増日懸明廿九日より懸渡候様、割場へ被仰渡可被下候、以上、

寅十月廿八日　　中村家外平
　　神戸直次郎
　　水野平八郎

横山三左衛門様

覚

(60) 一、五本　松木
一、壱本　栂木

右、金谷御広式　御居間先ニ有之候処、今度御普請方ニ指障候付、根返之義相伺候処、伺之通被　仰出候間、当十三日頃迄ニ根返シ之義、御露地方江被仰渡候様仕度、且御用立候之分、右御普請方御用ニ請取申度御座候間、此段被仰渡可被下候事、

寅十一月　　御作事所

(61) 覚

一、弐百挺　八寸鋏
一、三百挺　七寸鋏
一、五挺　大鉄かね
一、五挺　釘貫羽子輪共
一、三拾本　八尺樫手木
〆五口

右、金谷　御殿御普請為御用、割場御道具所より追請取申度御座候、尤御用相済次第返納仕候間、私共断次第渡り方不差支様、被仰渡可被下候、以上、

寅十一月　　中村家外平
　　横山三左衛門様

(62) 私儀金谷　御殿御普請御用之材木御買揚等為御用、前月廿八日差懸り、金石江罷越、御用相済、昨夕罷帰申候之間、此段御達申上候事、

十一月三日　　神戸直次郎
御用番方
御勝手方

(63) 覚

一、五本　松木
一、壱本　栂木

右、金谷御広式　御居間先ニ有之候処、今度御普請方ニ指障候間、根返為致申度候之間、此段御伺被下候様いたし度候事、

寅十一月三日　　中村家外平
　　神戸直次郎

(64) 七拾間御長屋続物置金谷御次御用ニ付、篠嶋平左衛門立会、引渡申候間、此段御達申候事、

寅十一月四日　　御作事所

(65) 金谷　御殿御普請ニ付、先達絵図面を以御達申置候ケ所、追々仮囲為取懸可申之処、玉泉院様丸御門前橋辺より七拾間御長屋御門辺迄

往来道幅狭候間、同所御堀縁芝生之処、御普請所承合、右芝削玉縁出来候様、急速割場へ被仰渡候様仕度奉存候事、

寅十一月　　御作事所

(66) 金谷　御殿御普請ニ付　御住居替御補理方御用相勤候御横目足軽已下、諸職人々数三百五拾人計、当八日御酒被下候様いたし度、御入用為差図候処、七百五拾目計相懸申候間、此段御聞届之上ハ、惣御入用之内江立込可申候之事、

寅十一月　　中村家外平
神戸直次郎

覚

(67) 一、七千六百八拾　貫目計　御絵図面通、金谷　御殿、同御広式并御長屋共、両様御建物、在来御建物御取畳之古木入交、建替土塀、懸塀等大凡見込御入用、

右、金谷　御殿等、御建替就被　仰付候、御渡之御絵図面通り大凡見込御入用如斯御座候事、

寅十一月　　中村家外平
神戸直次郎
水野平八郎

(68) 金谷　御殿御普請御用之材木等、追々牛馬等ニ而持届、七拾間御長屋御門前ニ指置候分も有之、追々御門内江為持運候筈之処、多ク之材木之義ニ付一時ニ難取入、依而縮方番人指置申度、就而者御普請所入口番足軽之内、壱人宛日之内丈ケ、右御門外腰懸内ニ差置申度御座候間、不指支様割場等江夫々被仰渡可被下候、以上、

寅十一月　　中村家外平
神戸直次郎
水野平八郎

横山三左衛門様

(69) 覚

一、壱人　　御横目足軽

右、金谷　御殿御普請御用為御縮方、御横目足軽三人請取置、右御用之松木為見分方内弐人出役申渡候間、出役中代り右之通、当十日より懸渡候様、御横目中江被仰渡可被下候、以上、

寅十一月七日　　中村家外平
等三人

前田土佐守(直信・年寄)様

(70) 十一月十日
一、明十一日金谷御広式より御酒被下候之旨ニ付、御横目足軽以下三百四拾七人与書取を以中村持参、御広式頭へ相達候事、

(71) 金谷御広式御奥廻等、今日より御取毀為取懸候間、此段御達申候事、

寅十一月十一日　　中村家外平
等三人

金谷御次
二　御丸御次

〆

(72)

覚

一、弐百本計　戸室石長三尺、大サ七寸ニ壱尺
一、九拾本計　同長三尺、大サ七寸四方
一、百計　同高サ弐尺五寸計、天壱尺四方下壱尺五寸四方
一、百五拾計　同大サ壱尺五寸六方
一、百八拾間計　同大サ七寸四方
一、百枚計　同長六尺弐寸、幅壱尺八寸、厚四寸
一、三拾枚計　同長三尺、幅、厚同断
一、三拾間計　御長屋腰石高サ平均三尺計
一、壱ケ所　御門内段石幅三間計、高サ五尺六寸計、一段大サ八寸ニ壱尺弐寸計
一、弐ツ　礎石大サ天壱尺九寸、高サ壱尺四寸、
一、弐ツ　同大サ壱尺四寸六方
一、壱ケ所　御土蔵玄関入口段石幅壱丈計、高サ五尺六寸計、一段大サ八寸ニ壱尺弐寸計
一、壱ケ所　御湯殿下唐戸弐間四方、高サ弐尺五寸計、同敷石、同樋石とも、
一、五拾間計　樋石
一、拾ヲ計　同砂溜、大サ外法壱尺六方

〆

右、金谷　御殿御用之戸室石、惣石数大凡見込、先達而御達申置候処、数多之石ニ而御入用も過分ニ相成候旨ニ付、古石引足候而成共減方も無之哉之旨御談ニ付、尚更取調理、追而御達可申候、然処先達而御達申候大凡惣石数之内右員数高、来春雪消次第、御建揚ケ所御用之分ニ候間、来二月中出来伏渡候様、御普請会所江御談之様致度、其余惣員数高之分取調理、追而御達可申候間、夫迄出来方見合候様、同所江御談御座候様致度候事、

寅十一月十二日　御作事所

御文庫御土蔵転地就被　仰付候、頃日七拾間御長屋御門前御堀端通り、追々引出候処、大勢込合引出候ニ付、雨雪降り候節も笠着用難相成ニ付、無拠笠代りニ手拭ヒかふり居候処、七十間御長屋御門御番人中より見咎候ニ付、かふり物為取候之様、日用頭等を以為制候へ共、前条之次第ニ而仕事も自由ニ致兼、果敢行不申ニ付、右御土蔵引寄候之内、かふり物笠代りニ相用候義不差支様仕度、此段御聞届、右御門番人中江被仰渡可被下候、以上、

寅十一月十二日　中村家外平
神戸直次郎
水野平八郎

横山三左衛門様

(73)

金谷　御殿御普請ニ付、丹後屋敷内江大工小屋懸渡方之義、且同所江御縮ニ而　御出之節　御出口付替之義、別紙絵図面朱引之通、伺被　仰出候間、此段御達申候事、

寅十一月　御作事所

右、伺方之義者、初発絵図面を以、金谷　御殿相伺之通被　仰出候ニ付、右之通及御達候事、

(74)

金谷　御殿御普請ニ付、同外御庭内御水樋堀揚候様被　仰出候ニ付、堀揚方之義、岩黒村常三江被仰渡可被下候事、

寅十一月　　御作事所

(75) 金谷御文庫御土蔵引移ニ付、金谷御門并玉泉院様丸御門往来留之義、先達而御達申置候処、当廿六日より往来指支不申候間、此段御達申上候、以上

寅十一月廿日　　中村家外平等
横山三左衛門様　　三人
同文段御達申候事、
金谷御次
同断、為御承知申進候、以上、
二(丸脱)御広式
巽　御殿
金谷御広式
多慶若様御附頭様

御文庫御土蔵引移方ニ付、金谷御門并玉泉院様丸御門往来当廿六日より指支不申段、昨日御達および置候得共、玉泉院様丸御門者当廿五日より往来差支不申、金谷御門者同廿六日より往来指支不申候間、重而此段御達申上候、以上、

寅十一月廿一日　　中村家外平等
横山三左衛門様　　三人
金谷御次并御広式等江案内方前記同断、

(76) 金谷　御殿御普請御用之材木、松原屋鋪御囲石垣下辺より甚右衛門坂下通り、不明御門迄之間往来ニ不指支様、見計差置申候之間、此段御達申候事、

寅十一月　　御作事所

(77) 金谷外御庭境并御縮　御出之節御縮垣等、別紙絵図面朱引之通、仮囲等出来之義伺被　仰出候間、此段御達申候事、

寅十一月　　御作事所

(78) 一、左之紙面　御城方より御入、
金谷御文庫今度転地就被　仰付候、御土蔵番人壱ケ所御指止ニ相成候得共、右外御庭等御縮方御手薄に付、只今迄之通番所相建、私共組足軽勤番方被仰渡候、然処在来之番所大破ニ相成候ニ付、御修覆出来之上、請取申度御座候間、此段御作事奉行中江被仰渡可被下候、以上、

寅十一月

(79) 金谷　御殿御普請御用相勤候御横目足軽以下、諸職人々数三百五拾人計、当廿六日御酒被下候様いたし度候、中勘御入用七百五拾目計ニ相成候間、御聞届之様致度、御聞届之上者惣御入用之内江立込可申候事、

寅十一月　　御作事所

(80) 金谷　御殿御普請御用之材木、松原屋鋪御囲石垣下辺より甚右衛門坂下迄ニ指置候ニ付、別紙絵図面朱引之通、仮簀垣為致候間、此段御達申候事、

寅十一月　　御作事所

(81) 御普請御建物、御地面ニ指障候御庭内立木植替并御泉水縁臥木、臥石取除方御普請所承合、早速取懸候様御露地方江御申談之様いたし度候事、

(82) 十二月廿一日
一、今日御広式より諸役人、諸職人等江御酒頂戴被　仰付候之事、

金谷　御殿御普請御用之相勤候御横目足軽已下諸職人々数弐百七拾人計、当廿七日御酒被下候様いたし度候、中勘御入用六百目計ニ相成候間、御聞届之様いたし度、御聞届之上者惣御入用之内江立込可申候事、

寅十二月　　中村家外平
等

(83) 金谷　御殿御普請御用之大工小屋、堂形、御馬場、帯佩場之内ニ出来為致申候間、此段御達申候事、

寅十二月　　御作事所

(84) 金谷　御殿御普請、今廿八日に而丁場相仕舞、来正月八日より丁場相始候間、此段御達申候事、

寅十二月　　中村家外平
等

(85) 一、金谷御次江御呼立罷出候処、今般御普請烈敷相勤候付、左之通拝領被　仰付候旨、御目録成瀬主税相渡候付、即座御談申上候事、

十二月廿八日

一、小判壱両　　中村家外平
一、同壱両　　神戸直次郎
一、金弐百疋　　水野平八郎
一、同弐百疋　　斉田与十郎
　　右、御目録　　山原勘右衛門

(86) 十二月廿九日
一、金谷御次より左之通被下之候之段、篠嶋平左衛門申談、御目録相渡候ニ付、夫々申渡引受御請、相達候事、

竪目録也、　付札　清水多四郎
小判弐両
以上

已下　同　小嶋兵蔵
切目録也、
三百疋
以上

三百疋　同　鈴木信左衛門
同

小判弐両　同
同　弐両　同
五百疋　同
弐百疋宛
以上
百五拾疋宛　同
弐両宛　同
弐両　同
三百疋　同
三百疋　同
三百疋　同
三百疋　同

同　西田甚右衛門
同　渡部初之進
同　辻　四郎左衛門
御横目足軽　四人
留書足軽　弐人
御扶持方大工並　弐人
御扶持方大工並　壱人
御扶持方屋根葺　壱人
大工肝煎　壱人
木挽肝煎　壱人
屋根葺肝煎　壱人

百五十疋　同
百疋　同
銀三両　同
銀三両宛　同
銀壱両宛　同
鳥目弐百文宛　同
鳥目八百文　同
〆
小判弐両

已下前記人々不残順調、

棟梁　壱人
棟梁　壱人
左官棟梁　壱人
入口番足軽并
火之番足軽　拾弐人
小遣小者　六人
釜小屋火焚小者　六人
道具番　壱人
御大工頭　清水多四郎

右、今般金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候ニ付被下之、則申渡候処、難有仕合奉存候之段、私共迄申聞候、依而引受御請上之申候、以上、

寅十二月

水野平八郎

篠嶋平左衛門殿

覚

一、金弐両　　御大工頭　清水多四郎

一、同三歩　　御歩横目　小嶋兵蔵

已下前記同断、

〆

拾八両弐朱　通用金

〆

七拾四匁七歩　通用銀

〆

弐貫文　新銭

右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候ニ付、被下方、右之通請取相渡申所如件、

慶応二年十二月　　神戸直次郎

篠嶋平左衛門殿

慶応三年

(87)

猶以他国并遠所出役等之人々者、便ニ以紙面相伺御機嫌候様、代判人より可被申遣候、以上、

主上(孝明天皇)旧臘廿九日　崩御(平出)ニ付、普請・鳴物等諸稽古遠慮之筈ニ候、日数之儀ハ追而可申渡候条被得其意、組支配不相洩様可被申渡候、

一、右ニ付、頭分已上之面々、明四日四時過登　城、可被伺　御機(平出)嫌候、且又病気等ニ而難罷出人々者、其段名之下ニ書記、尤御用番宅江以使者可被相伺候、

一、右ニ付年頭御規式、先ツ被差止候、

右之趣可被得其意候、以上、

正月三日　　横山三左衛門(隆平・年寄)

御作事奉行中

(88)

御当地并遠所川除、川堀等、御普請方、御作事方之儀者、当三日より同九日迄七日過候ハヽ、初可申候事、

附、右伐木抔、釣虹梁上地形石搗等、大勢懸り、目立様成義ハ、追而申渡候迄可有遠慮、其外御城御普請方并所々御旅家修覆軽き義、右日限之通り人少懸り候与初候様可被申渡候事、

一、当三日より七日過候者、浦方猟仕候之様可被申渡候、其外諸殺生猟業之者ハ、尤可為同事候事、

一、諸稽古方之儀、当三日より五日迄相扣可申事、

一、鷹拉候義并自分諸殺生者、追而申渡候迄無用可仕候事、

一、鳥魚之義、当三日より七日過候而商売可為仕候事、

正月

別紙之通り可被得其意候、以上、

正月八日　　横山三左衛門

御作事奉行中

金谷　御殿御普請方、当月八日より相始候之趣、旧臘御達申置候処、遠慮中ニ付、相止居候得共、明十日より相始候間、此段御達申候事、

卯正月　　中村家外平
　　等

金谷御次也、

右、本文之趣、前を以御普請方於小屋所ニ木作并土持運等、積（カ）職人少ニ而為取懸候而御指支無之哉之旨、中村御用番方御席江罷出、執筆を以及御達候処、御指支無之旨被仰渡候ニ付、当十日より相始候旨、其座ニ而及御達候之事、

(89)金谷　御殿御普請御用之材木、去年産物方暨金石等ニ而買揚候処、当春御建揚之御ケ所ニ相用候材木之内、不足仕候ニ付、種々詮儀仕候得共、所持罷在候者無御座、依而此頃錫懐丸御船、所口江着船仕候由承り候ニ付、右御船ニ而南部等ニ買揚有之候産物方之材木品々積越、受取申度御座候間、不指支様被仰渡、尤別紙材木員数之通り、一時ニ不積越与も両度中ニ積越候而も宜御座候間、猶更御詮義之上、急速御軍鑑奉行中并産物方江被仰渡可被下候事、

卯正月九日　　中村家外平
　　等

海防方也、

右本文及御達置候趣ニ付、御軍鑑方承合候処、一時ニ積越難相成候ニ付、石高四百石計、指当り御用之品々抜出申越候様申聞に付、左之通指急御用之分者、神戸より御軍鑑奉行江申遣候之事、

卯正月十三日

覚

一、五拾本　草槙壱丈七寸角
一、五拾本　草槙壱丈八寸角
一、弐百本　同弐間七寸角
一、百本　同弐間八寸角
一、三拾本　同三間壱尺弐寸角
一、百挺　柾播

〆此石高四百石計

覚

一、百本　草槙壱丈六寸角
一、百本　同壱丈七寸角
一、百本　同壱丈八寸角
一、百本　同壱丈尺角
一、百本　同壱丈尺壱寸角
一、五拾本　同壱丈尺弐寸角
一、五百本　同弐間六寸角
一、四百本　同弐間七寸角
一、弐百本　同弐間八寸角
一、五拾本　同弐間九寸角
一、五拾本　同弐間尺角
一、五拾本　同弐間尺壱寸角
一、五拾本　同弐間尺弐寸角
一、五拾本　同弐間半尺弐寸角
一、百本　同弐間半七寸角

一、五拾本　　同三間七寸角
一、弐拾本　　同三間尺角
一、五本　　同三間尺弐寸角
一、弐百本　　杉長弐丈壱尺之尺弐寸角
一、千挺　　柾播
〆弐拾口
此石高弐千六百石計

(90) 御文庫南御土蔵転地之義被　仰出候ニ付、其節絵図面を以、及御達置候処、御詮義之趣有之、重而御ケ所御談御座候旨に付、先其侭指置候処、追々手配方も御座候間、御ケ所早々御治定御談之様いたし度候事、

卯正月十日　　中村家外平等

御文庫南御土蔵転地之義、重而被　仰出候付、手配次第為取懸可申候間、御品物早速取除、明渡候様、右御土蔵奉行中江被仰渡可被下候事、

卯正月十日　　中村家外平等

(91) 金谷　御殿御普請壁土拵方為御用、玉泉院様丸御門前御堀より為水汲候間、此段御達申候事、

卯
正月　　御作事所

御城方也、

(92) 主上崩御ニ付、普請・鳴物等遠慮之義、先達而相触候通ニ候処、普請ハ当十九日、鳴物者同廿九日より不及遠慮ニ候、尤諸殺生之儀者来月十九日迄遠慮之筈ニ候、
右之趣被得其意、組支配不相洩様可被申渡候、以上、

正月十八日　　横山三左衛門

御作事奉行中

(93) 金谷　御殿御普請御用之大工小屋、堂形帯佩場内ニ懸渡可申処、同所ニ有之立木、右小屋ニ指障候分有之候間、御普請所承合、早速枝下候様御露地方へ被仰渡可被下候之事、

卯正月　　御作事所

御城方也

(94) 金谷　御殿御普請御用之土砂、栗石等両川より為持運候処、賃銭過分ニ相成候ニ付、種々遂詮義候得者、何方も同様ニ而減方も無之、依而小前之者之内、妻子入交為持候得者下直ニ相成、可然与奉存候、尤御門入方之義ハ、日用同様御門焼印札為持、往来為致候へハ、御縮方ニも指障り不申義与奉存候間、御聞届之上、七拾間御長屋御門并金谷御門御番人中江被仰渡可被下候、以上、

(95)

頭並・御作事方御用兼帯　神戸直次郎
外作事奉行
当分内作事奉行兼帯　水野平八郎

本組与力、外作事奉行へ加り并内作事部長江加り御用
清水多四郎
定番御歩並次列
御作事所御用
渡部初之進
御切米大工
長谷川平吉
同
千田吉右衛門
御扶持方大工
疋田源六

右、今般御作事所御仕法方に付、前段之通転役等被　仰付候、依而金谷　御殿御普請主附之義、是迄之通り為相勤可申候間、此段御達申候事、

卯二月　　中村家外平

御用部屋

御次

定番御歩並次列
御作事所御用棟取
西田甚右衛門
定番御歩並次列
御作事所御用
辻　四郎左衛門

右、甚右衛門等義、御作事所御仕法ニ付組替被　仰付候、

御扶持方壁塗並
千田次吉郎

左官棟梁
喜八

右、次吉郎等義、同断御仕法に付、壁方御指止、依而御作事所御用指省申候、

右之通ニ付、金谷　御殿御普請主附相省申候間、此段御達申候事、

卯二月　　中村家外平

御用部屋

御次

(96) 金谷御文庫御土蔵不残転地被　仰付、同所入口御門も模様替就被仰付候、右入口番所も御門ニ応シ転地被　仰付候哉、以後　御出口而已之御門ニ相成候間、金谷御門下番足軽江明建之義、兼帯被　仰付候哉、追々手配次第、同所御土塀等取畳、重而模様替之義、相伺度候間、御指図有之候様致度候事、

卯二月　　中村家外平

(97) 金谷　御殿御普請御用相勤候御横目足軽以下諸職人々数四百弐拾人計、当十一日御酒被下候様いたし度、中勘御入用八百五拾目計ニ相成候之間、御聞届之様いたし度、御聞届之上ハ、惣御入用之内江立込可申候事、

卯二月　　中村家外平

覚

(98) 一、百間計　　胎内積石、高サ四尺計

右、金谷　御殿御普請御入用之戸室石、先達而御達申候外、右之通

御用ニ候間、積立方不指支様、且出来方并積ケ所之義ハ、御普請所承合候様、御普請奉行中江御申談之様いたし度候事、

卯二月　　水野平八郎

(99) 御文庫御土蔵転地之義被　仰出候ニ付、其節絵図面を以、及御達候処、御詮儀之趣有之、重而御ケ所御談御座候旨付、先其侭指置候処、追々手配方も御座候間、早々御ケ所御治定御談之様いたし、依而在来御土蔵間数絵図面御達申候事、

卯二月　　中村家外平

覚

(100) 一、六拾間計　御長屋腰石
高平均三尺計

右、金谷　御殿御普請御用之戸室石、当春御建揚之御ケ所迄、当二月中出来臥渡方御達申置候石数之外、右之通間数相増候間、出来方不指支様、御普請奉行中江御用談之様致度候事、

卯二月　　中村家外平等

(101) 金谷外御庭境御土塀取払、別紙絵図面張懸之通、築直　御出口御門等相建可申ニ付、御文庫入口御門并番所取払、朱引之通仮囲絵図、仮御門、仮番所出来為致可申候之間、猶更御伺之通いたし度候事、

卯二月　　中村家外平
等

右、同文段為致出来可申義、伺被　仰出候間、此段御達申上候、且仮番所出来之上、番人引移方不指支様被仰渡可被下候事、

卯二月　　中村家外平
等

御城方也、

金谷御広式御土蔵転地就被　仰付候、引移中金谷御門并玉泉院様丸御門往来指支候付、右御門往来指留、尤非常之節ハ、不指支義ニ篠嶋平左衛門を以相伺候処、伺之通被　仰出候、依而当十六日より同廿日迄、御門往来指留申度御座候間、此段夫々被仰渡可被下候、且当御普請懸之人々者、右両御門共往来不指支様被仰渡可被下候、以上、

卯二月　　中村家外平等
御城代
本多播磨守(政均・年寄)様

(102) 金谷御広式御土蔵転地就被　仰付候、引移中金谷御門并玉泉院様丸御門往来指支候付、右御門往来指留、尤非常之節ハ、不指支義ニ伺被　仰出候間、当十六日より同廿日迄、右御門御往来御指支ニ候間、御承知として申進候、以上、

二月十一日　　中村家外平
二　御丸御広式　　等
頭中様

金谷御広式　同
頭中様

巽　御殿　同
頭中様

多慶若様御附　同
頭中様

右、同文段ニ而此段御達申候之事、

御表御次

卯二月

(103)二　御丸・金谷　御殿向雪留・仮雪垣等、是迄金谷新物置ニ仕抹いたし置候所、今度新物置等転地被　仰付、当時御普請仮役所ニ相用居候之処、右物置代り無之而者、仕抹方指支申候間、古木等を以別紙絵図面朱引之通縄結ニいたし、相建可申与奉存候、前条新物置仮役所ニ請取候ニ付、右物置代り之義ニ付、御入用之義ハ金谷御普請ニ而相弁可申候、此段御達申候事、

卯二月

御作事所

(104)金谷御広式御土蔵転地に付、引移中金谷御門并玉泉院様丸御門往来、当十六日より同廿日迄指留方之義、御達申上置候所、右引移方相済、明廿一日より往来指支不申候間、此段御達申上候、以上、

卯二月

神戸直次郎

本多播磨守様

右、同文段御達申候事、

卯二月

神戸直次郎

両御次

金谷御広式御土蔵転地付、当十六日より同廿日迄、金谷御御(衍)門并玉泉院様丸御門　御往来御指支之旨、申進置候処、右御土蔵引移方相済候付、明廿一日より御往来御指支無之候間、此段為御承知申進候、以上、

卯二月

二御丸御広式頭中様等四ケ所

神戸

但、前記之通壱通宛

(105)金谷御門続懸塀、今度土塀ニ就被　仰付候、右土塀下石垣ニ指障候立木、御普請所承合、根伐、且根株も悉ク堀取候様、右立木之内、栂木壱本御用立可申ニ付、御普請為御用請取申度御座候、此段早速夫々被仰渡可被下候事、

卯二月

御作事所

(106)金谷　御殿御普請為御用、竹沢御庭内ニ有之候積石等取出候ニ付、明廿二日より日数十日計、竹林御門往来棟梁断次第不指支様、同所御庭方へ被仰渡可被下候事、

卯二月

御作事所

右之趣、御庭方江も以紙面申遣ス、

(107)金谷御門続懸塀之所、今度土塀ニ模様替儀(衍カ)之義、別紙絵図面朱引之通伺被　仰出候間、此段御達申候事、

卯二月

御作事所

(108)

中村家外平

神戸直次郎

斉田与十郎

山原勘右衛門
水野平八郎
本組与力
清水多四郎
御歩横目
鈴木信左衛門
同
小嶋兵蔵
定番御歩並次列
渡部初之進
御切米大工
長谷川平吉
同
千田吉右衛門
御横目足軽以下諸職人等
五百四拾人

右、当廿三日胴突初ニ付、御酒被下候様いたし度候事、

金谷　御殿
御普請所

二月

一、壱人　御普請奉行
一、壱人　御道具奉行
一、三人　穴生
一、五拾三人　入口番足軽并御扶持人石切等

右、御普請会所手合江も、当廿三日御酒御作事所手合同様被下候様いたし度候事、

金谷　御殿
御普請所

二月

〔109〕来月二日より追々御建揚ニ相成候ニ付、同日より之御吉辰日原桂二江為相撰候処、別紙之通申越候間、為御承知別紙指懸申候、御披見後御返之様ニ与存候、以上、

二月廿三日
太田勘右衛門
中村家外平様

三月
三日、十日、十二日、十三日等、辰之半刻御取懸吉、
同
十九日、廿二日、廿三日、廿四日、廿八日、
四月
二日等、卯之半刻、午之刻御取懸吉、

右、堅柱上梁之吉日ニ御座候之間、御取懸大吉辰ニ御座候之事、

三月節中央吉方
中央、北、丑寅、
又穀雨後ニ至り西大吉、

右、大吉方ニ相当り申候間、夫々御取懸りニ御用之事、

方広謹考　印

御柱立　御取掛御吉辰御吉刻、
三月四日卯之刻、未之刻御取掛大吉、

右刻限天貴人移、星貴人巡候間、大吉刻ニ御座候、依而御取掛御吉辰選捧、如斯奉考候事、

方広謹選印

(110) 来月四日御対面所御建揚、引続夫々御建揚ニ為取懸可申候間、御指支も無御座哉、御伺之上御談之様いたし度候事、

卯二月晦日　　中村家外平

当四日御対面所御建揚、引続夫々御建揚為取懸候間、御達申候、依而同日より御外料壱人宛御普請所へ相詰候様、御申談之様致度候事、

卯三月朔日　　中村家外平
　　水野平八郎

前記ニ有之通、二月廿三日御酒被下候人々、

中村家外平
関　伴良　等

御医者
今井元昌

御横目足軽以下諸職人等
八百拾九人

右、明四日御建前ニ付、御酒被下候人数、如斯御座候事、

卯三月三日　　御普請所

右ニ付、御普請会所手合人数書取立、尤名前役名為相記、添紙面を以、市河三治郎へ為指遣候事、

金谷御広式御対面所、今四日御建揚為取懸、引続夫々御建揚為取懸候義伺被　仰出候ニ付、則今日為取懸申候間、此段御達申上候事、

卯三月四日　　中村家外平
　　等三人

御城方
二　御丸御次　御届申候事、
金谷　御次　右同断、

(111) 金谷御文庫ニ有之候南御土蔵転地被　仰付候、地元之義為御詮儀絵図面御渡、則遂見分詮義仕候処、別紙絵図面張懸之通、御本丸内江転地被　仰付候ハヽ、番人兼合ニも相成可然哉ニ御座候、弥彼地江御治定ニ候ハヽ、御建物ニ指障り候杉大小七本計、根伐不致而者難相成御座候、猶御詮儀之上、御治定可被仰渡候、依而御渡之絵図面取添、此段御達申候事、

卯二月　　御作事所

(112)

右之者、今度金谷　御殿御普請為御用召仕候処、前月廿九日七時、後松之落シ板携、堂形御馬場通、坂下御門脇御馬場入口御門江相向候付、右御門番人見咎、名前承糺、落シ板ハ其侭相通候段、翌晦日木挽棟取七右衛門与申者まて案内および候旨、及届候付、為遂詮義候処、何共無申訳、迷惑至極奉存候段申聞、右落し板指出候ニ付、先出方指留置申候外、疑敷義も無御座候へ共、右様之義有之候而ハ、御縮方も相立申候間、厳重詮儀有之様、町御奉行中江申遣候之間、此段御達申上候、以上、

木挽　　犀川上枝町
　　山屋
　　伊三郎

卯三月五日　　神戸直次郎

横山三左衛門様

覚

(113) 一、七拾五計　戸室石　高サ三尺、大サ壱尺五寸四方
　但、高サ積重り候而も指支不申候、
右、金谷　御殿御普請御建物胎内御柱下惣盤下石ニ臥渡申度候間、仕様之義御普請所承合、臥渡候様御申談、
一、拾ヲ計　砂溜　大サ三尺六方、
右同断、為御用請取申度旨及御達置候へとも、今度万年樋御不用ニ相成候ニ付、砂溜も御用無之候、
右、両条之趣、御普請奉行中江御申談之様いたし度候事、

卯三月　　神戸直次郎等

(114) 金谷　御殿御普請為御用、松木等堂形於帯佩場為致木拵候処、大工道具等日々持運候而者手後ニ相成、其上縮方も相立兼候儀も有之候ニ付、別紙絵図面朱引之通、入口壱ケ所并番所等出来、番人指置申度御座候間、此段御達申候事、

卯三月　　御作事所

(115) 金谷　御殿御普請為御用、竹沢御庭内より川石等為持運候ニ付、堂形御馬場通往来為致候間、此段御達申候事、

卯三月　　御作事所

(116) 三月十九日

一、左之覚書御用部屋赤井伝右衛門、神戸江相渡候ニ付申渡、

百疋宛　御作事所御横目足軽　四人
　以上、

銀七十目充　右同断　四人
　以上、

御普請御用松木伐出御用、烈敷相勤候処、為交代江戸表へ罷越候ニ付、

〆

銀七十五匁　御作事所留書足軽札才許兼帯　壱人
　以上、

御普請御用烈敷相勤候処、為交代江戸表へ罷越候ニ付、

〆

銀七十目宛　御作事所御横目足軽　四人

金百疋充　右同断　四人

銀七十五匁　同所留書足軽札才許兼帯　壱人

右、金谷　御殿御普請御用并松木伐出御用烈敷相勤候之処、為交代江戸表江罷越候ニ付被下之、則申渡候之処、難有仕合奉存候段、私共迄申聞候、依而引受御請上之申候、以上、

卯三月十九日　　神戸直次郎

赤井伝右衛門殿

覚

一、弐百八拾目　御作事所御横目足軽　四人
一、六拾八匁　同　四人
一、七十五匁　同所留書足軽、札才許兼帯　壱人
〆四百弐拾三匁　通用銀

右、金谷　御殿――罷越候付、被下方右之通受取相渡申所如件、

慶応三年三月　神戸直次郎
赤井伝右衛門殿

覚

(117)一、壱本　松木　目廻八尺八寸

右、玉泉院様丸ニ有之候松木、今度金谷　御殿御普請為御用請取申度旨、篠嶋平左衛門を以相伺候処、伺通り被　仰出候間、御普請所承合、急速伐渡候様、御露地方江被仰渡可被下候事、

卯三月　中村家外平　等

(118)金谷　御殿御普請中、私とも初下役人暨諸職人等日照笠相用申度御座候間、此段御聞届、御横目中并七十間御長屋御門、金谷御門御番人中江被仰渡可被下候、以上、

卯三月廿四日　神戸直次郎　等
横山三左衛門様

但、御聞届ニ付、金谷　御殿御附御横目中并御表御近習御横目中へ神戸直ニ演述ニおよひ置候事、

(119)金谷　御殿御普請ニ付、同所外御庭境御土塀御模様替に付、別紙絵図面朱引之通、追々仮囲出来之上、御土塀取毀可申候間、此段御達申候之事、

卯三月　御作事所

(120)金谷　御殿御普請御用相勤候御横目足軽以下、諸職人々数七百拾七人計、当廿八日御酒被下候様致度、中勘御入用壱貫四百七拾目計相成候間、御聞届之様いたし度、御聞届之上者、惣御入用之内江立込可申候事、

卯三月　中村家外平　等

(121)金谷　御殿御普請五、六年も相懸出来可被　仰付旨、去秋被　仰出、大凡御入用見込銀高、御達可申旨御談ニ付、御渡之絵図面を以、見図り銀高去十一月御達申候、然処、去暮より当春へ懸、諸色追々高直ニ相成候ニ応し、作料等も増方ニ相成、去年御達申候節与者余程之増銀ニ相成可申、且初発御渡之御渡(行)之御絵図面与者模様替、坪増之御ケ所も御座候ニ付、増銀等之儀ハ追而取調理御達可申候得共、前条之通年限相懸候而者、日々月々諸色高直ニ相成候形勢柄ニ而、莫太之御入用増銀ニ可相成与奉存候ニ付、打返シ遂詮義候所、

別紙御絵図面張懸之通り仕、来年中ニ全ク出来被　仰付候ハヽ、都而御益之筋与奉存候、其上年限相懸候而者六、七度程之　御住居替ニ不仕候ハ相成不申、其時々不時成御入用も相懸、去年　御住居替御入用四拾貫目計相懸申候、前条物価高直之折柄ニ付、此末見極も相立不申候得者六、七度　御住居替御入用、大凡弐百八、九拾貫目計相懸申候、依而張替通り此後今来年ニ三度之　御住居替ニ而被仰付候ハヽ可然与奉存候、右様被　仰付候義ニ候ハヽ、御入用ハ一時ニ相成候得共、去年御達高七千貫六百八拾貫（目カ）之内千貫目計請取候、残当年中五千貫目計請取申度、左候へ者諸色手広ニ詮儀仕、可成丈早クニ御買入仕候ハヽ、急度御益之筋も可有御座奉存候、残銀并模様替、坪増等之増銀取調理、来年請取可申与奉存候、猶更御詮儀之上、御治定御談御座候之様いたし度候、以上、

卯四月　　中村家外平
　　神戸直次郎

赤井伝右衛門様

(122) 金谷　御殿御普請為御用、竹沢御庭内ニ有之候石等取寄候ニ付、当四日より日数五日竹林御門往来并同日より日数十日蓮池御門往来、右両様棟梁断次第不指支様御庭方江可被仰渡候事、

卯四月　　御作事所

(123) 金谷　御殿御普請為御用、杉板等多御用ニ候処、先達而以来撫育方小山良左衛門手合より買揚、其外市中等遂詮義候得共、無節箱挽御天井板等不足仕候ニ付、種々詮儀も仕候得共、時節柄高料至極、其上御用立可申木柄払底に付、尚更良左衛門手前承り候之処、越中新川郡蓑輪村領等、別紙六ケ村惣場入合山諸材木之内、七木等入交伐木御用被仰渡候得者、御用之員数早速伐出、川下シ等ニ而金石迄相届可申、右雑用運賃ハ、右材木ノ末木并雑木等売捌、右代銀ニ而相弁候得者、無雑用ニ而金石まて持届可申旨、良左衛門申聞候、左候得ハ金石より之駄賃而已に而御用立可申、至極御益之儀与奉存候間、伐出方之義、御算用場江被仰渡、御普請御用杉板等無滞持届候之様、被仰渡候様いたし度候之事、

卯四月　　中村家外平
　　等

越中新川郡
蓑輪村　　折戸村
鉢村　　芹沢村
中村　　伊折村

〆

(124) 金谷　御殿御普請所胎内間数相増申候、依而右御柱惣盤下石、御在合之古石を以伏渡、且古石之義者御普請所示合候得者相渡可申候間、此段御普請奉行中へ御申談之様存度候、以上、

卯四月　　中村家外平
　　神戸直次郎

(125)

覚

一、五百者　　戸室石、大サ六寸四方、高サ七寸五部、擬石
一、百本　　同石、長壱尺五寸、大サ七寸ニ八寸、惣盤石
一、弐百弐拾本　　越前石、長三尺、大サ六寸ニ七寸、葛石

一、弐百弐拾枚　同石、長三尺、巾壱尺、厚弐寸五部、葛石ノ内江鋪石

一、弐百四拾壱本　何石ニ而も長三尺、大サ七寸ニ八寸、土台石等

一、四本　同断、長七尺三寸計、天六寸四方、下タ壱尺四方、石柱

一、三十枚　同断、長三尺、大サ天弐寸ニ八寸、木呂石

一、百三拾壱本　同断、長三尺、大サ六寸ニ七寸、石柱

一、百九拾弐枚　同断、長三尺、巾五寸、厚三寸五部、揚土台下ノ腰石等

右、金谷　御殿御普請御用之擬石等、弐口ハ戸室石ニ而葛石等、弐口ハ越前石、其外之分何方之石ニ而も丈夫成石ニ而、右之通出来伏渡方之儀、御普請所示合、早速出来候様、御普請会所へ御談御座候様いたし度候事、

卯四月　中村家外平　等

(126) 金谷　御殿御普請ニ付、御文庫入口番所先達而取払、仮番所々替之儀御達申置候処、重而別紙絵図面朱引之ケ所へ出来為仕度御座候間、此段御達申候事、

卯四月　御作事所

(127) 金谷　御殿御庭入口御門続御長屋腰石出来方、先達而御達申置候処、同所入口御模様替ニ相成候ニ付、腰石臥渡方被相達候間、猶更御普請所承合、出来之義、御普請奉行中へ御申談御座候様いたし度候事、

卯四月　神戸直次郎

(128) 覚

一、百三拾間計　古土台石等を以同臥渡方

一、百五拾計　同擬下タ礎盤石臥渡方

一、三拾計　同礎盤石を以同臥渡方

一、六ケ所　御閑所御手洗流石等新出来

但、越前石等ニ而、

右、金谷　御殿御普請為御用、古土台石等を以、臥渡方并御手洗流石等出来方之儀、且古石之儀者御普請所より相渡可申候間、猶更御ケ所等御普請所示合致出来候様、御普請奉行中江御申談之様いたし度候事、

卯四月　神戸直次郎

(129) 竹沢御屋鋪内より御花畑并稲荷屋敷通取水掛樋等出来方、明十六日より追々為取懸申候間、此段御達申候事、

卯四月　御作事所

(130) 金谷　御殿御普請御用相勤候御横目足軽以下、諸職人々数五百四拾壱人計、明後十八日御酒被下候様致度候、中勘御入用壱貫弐百四拾五匁計相成申候間、御聞届之様いたし度、御聞届之上者、惣御入用之内江立込可申事、

卯四月　中村家外平　神戸直次郎

(131)

覚

一、六拾計　御土蔵置屋根釣石、戸室石ニ而大サ壱尺六寸計

右、金谷　御殿御普請為御用出来、御普請会所へ被仰渡候様仕度、且古石も御座候間、臥渡方御普請所承合候様可被仰渡候事、

卯四月　御作事所

(132)

金谷　御殿御普請ニ付、当時御広式　御住居先内御庭内江追々手懸候ケ所も有之候ニ付、当分金谷惣御囲内暨右内御庭内とも、御普請所へ請取置申度、就而者松木等御建物ニ指障り候分、是亦於手合為致伐木、御用立候木柄者御普請ニ相用申度候間、此段　御伺之上、夫々不指支様御申渡之様いたし度候、以上、

卯四月　中村家外平

神戸直次郎

篠嶋平左衛門様

(133)

御留守居物頭、御作事所御用　中村家外平

頭並御作事所御用　神戸直次郎　等より

御切米大工　千田吉右衛門　迄

拾三人

御横目足軽以下諸職人　六百三拾三人計

右、明後廿八日御酒被下候人数如斯御座候、以上、

卯四月　金谷　御殿　御普請所

金谷御広式也、

但、外ニ御普請会所手合人数、都合百八人与申越候付、同所頭江相達ス、

(134)

金谷　御殿御普請之所追々御建揚之御都合ニ付、其時々御建物等江指障り候松木等取払可申手筈之処、時々　御城(平出)方等江被仰渡、伐木等為致候而者指懸候節抔者手数ニ相成、御用弁悪敷、其上御不益之義も御座候之間、於手合伐木等為致申度、尤松木等致伐木候節ハ相伺為取懸可申候、此段御伺之上、夫々不指支様　御城(平出)方暨御広式頭、御露地方江御建置等之様致度御座候、以上、

中村家外平

神戸直次郎

水野平八郎

篠嶋平左衛門様

(135)

覚

一、三拾間計桶石　戸室　内法　幅壱尺五寸計、水上ニ而深サ七寸計、厚三寸計、

一、百五拾間計同　同　幅壱尺より八寸計、深サ七寸より壱尺三寸計、厚サ三寸計、

一、五枚　同　橋石　長四尺五寸計、幅三尺計、厚七寸計、

一、三枚　同　同　長三尺計、幅三尺計、厚七寸計、
一、拾間四尺計　同　同　懸塀下積石、高サ三尺計、但、片面磨ニシテ
一、弐ツ　双盤石、太サ八寸六方
一、八尺計　土台石、太サ五寸ニ六寸
　但、右七口之分ハ、今度御建揚之御ケ所ニ御用
一、百弐拾　何石ニ而も丈夫之分　双盤石　高サ弐尺壱寸、天七寸四方、下尺四方
一、百弐拾　同　同　高サ壱尺五寸、天七寸四方、下尺四方
一、八ツ　同　同　高サ壱尺、天七寸四方、下尺四方
一、拾ヲ　同　同　胎内同断下石、高サ三尺四寸計、重ね候而も宜、
一、百七拾間計　同　同　土台石、太サ六寸四方
一、六本　同　同　湯殿石柱、長五尺、太サ六寸四方
一、九拾五間　同　同　板石、幅壱尺五寸、厚三寸、長三尺計より六尺計迄
一、三拾四枚　湯殿底石、腰石、長三尺、幅壱尺五寸、厚三寸
一、弐間計　右同断樋石、内法八寸、深サ五寸、厚弐寸計

　但、右九口ハ御広式御口廻り、盆後御建揚ニ付、其節迄ニ出来、

右、金谷　御殿御普請為御用、新出来并伏渡共、御普請所承合出来之儀、御普請会所へ御申談之様いたし度候事、

卯四月　中村家外平
　神戸直次郎

(136)

覚

一、三百九拾目　鵜川村出来石筒、底付六ツ、代銀
一、九百九拾目　右同断、底無之分十八、代銀
〆壱貫三百八拾目
　外ニ　百四拾四匁　右石筒弐拾四、鵜川村より安宅浦迄川下運賃銀壱ツニ付六匁宛
　合　壱貫五百弐拾四匁
　内　壱貫目　御中勘銀御渡、奉請取候
　残而　五百弐拾四匁　御本勘銀御渡奉願上候

右、金谷　御殿御普請御用、鵜川村出来石筒代銀并鵜川村より安宅迄川下ケ賃金、前段之通り御座候、依而御本勘銀御渡被下候様願聞申候間、何卒早速御渡被下候様、小紙を以奉願上候、以上、

卯四月　石黒源三郎判（能美郡苗代組才許十村）
　埴田村清作判（能美郡徳橋組才許十村）

御郡所

覚

一、弐貫七百六拾目　御用石筒数弐十四、安宅浦より金石浦迄船積運賃銀
　但、石筒壱ツニ付百拾五匁宛

右、金谷　御殿御普請為御用、鵜川村出来石筒、安宅浦より金石浦江持届方、安宅浦船手詮義仕候之処、前段之通運賃銀相渡呉候様、同所町肝煎書付之通申聞候ニ付、別紙御達申上候間、前段御銀高早速御渡被下候様小紙を以奉願上候、以上、

卯四月廿七日　　石黒源三郎
　　埴田村
　　清作

御郡所

一、壱ツ　鵜川石筒　内法弐尺七寸、横内法弐尺五寸、高弐尺、厚三寸之底付之分
　此運賃百拾五匁

一、壱ツ　同　方法同断、底無之分
　〆　此運賃同断

安宅町肝煎
宗左衛門等

金谷　御殿御普請御用之鵜川村出来石筒代并船積運賃等御渡方之義、別紙之通願出候ニ付、都合三品指進申候、早速御渡シ御座候様致度候、以上、

卯四月廿八日　　小幡主税印

御作事所

(137) 玉泉院様丸御堀より金谷御庭内江取水就被　仰付候、御鳥部屋下堀抜方ニ付、土中暗り灯火為相用申候、尤御横目足軽為指添申候間、此段御達申候事、

卯五月朔日　　御作事所

御城方
御横目所

覚

(138) 一、三千七百枚　金箔
　但、壱枚正四寸四方

右、金谷　御殿御普請為御用御渡之様仕度候事、

卯五月五日　　御作事所

御用部屋

(139) 金谷　御殿御普請為御用、竹沢御庭内ニ有之候積石等、為取寄候ニ付、当八日より日数三日計竹林御門往来方、棟梁断次第不指支様、同所御庭方江可被仰渡候事、

卯五月六日　　御作事所

(140) 今般御作事所御仕法ニ付、大工作料等之儀、詮義之趣御達申候処、御聞届ニ付、以来御作事所ニおゐて大工作料拾五匁、拾三匁五分、拾弐匁与三等ニ相立、職柄手元ニ寄、都而歩遣を以遂詮儀、作料可相渡筈ニ御座候、勿論老若壱人前手元無之者ハ、惣而右拾弐匁之内相減、歩遣を以、是又遂詮儀可申候間、御家中初、町方等都而右之通相心得、三等作料高より増作料相渡候義無之様仕度、万一心得違ニ而増作料請取候之者有之候ハヽ、於町会所職柄指留候様仕度、此段町奉行中江被仰渡、御家中等一統江為心得御触渡置候之様仕度奉存候事、

卯五月　　御作事所

別紙之通遂詮儀、御用番大隅守殿（長連恭・年寄）江相達置候条、御作事所ニおゐても当朔日より可被相改候、

一、大工作料相改候上者、余職も可相改筈ニ候得共、詮義之趣有之候間、追而取極候迄、先是迄之通可被相渡置候、勿論詮儀治定之上ハ、当朔日より之増高引足相渡可申候、此段可被申渡置候、

一、定場并所々定修理等、町方大工入交セ御用可被申付候、尤町会所よりも大工棟梁罷出候筈ニ付、右棟取之者江大工出人高申付候得ハ、可差出筈ニ候間、日張所并図り所江罷出候ハヽ、御切米大工より及指図、為相勤候様可被申渡候、

一、是迄大工等出刻限朝六半時まてニ相揃、夕七時仕廻之定ニ候得共、以来ハ朝五時迄ニ相揃、夕七半時打候ハヽ、為仕舞可被申候、

右之趣可被得其意候事、

卯五月　　御作事所

内作事奉行衆中
外作事奉行衆中

別紙写之通当月二日申談、一編承知之通りニ付、当御普請所ニおゐても同様相改候条、夫々可被申渡候、尤諸役人并棟取之者、万端勢子方等相励、且作料渡方之儀、正路之詮儀を以、大工手位得与遂吟味可被相渡候事、

卯五月五日申渡　　金谷御普請所

(141) 内作事奉行水野平八郎儀、父実方実おち町医師水野和大夫義、当六日致病死、忌中ニ罷在候得共、頃日金谷　御殿御普請御用多ニ付、忌御免被　仰付候様仕度、此段早速被仰渡可被下候、以上、

卯五月　　中村家外平
　　神戸直次郎

御用番
長大隅守様

(142) 今般御作事所大工等諸職人作料渡方暨出刻限詮儀之趣、御達通被仰渡候ニ付、於当御普請所も同様之義、此間申談候通ニ候、然処於御普請所詮儀之趣も有之候間、当分是迄之通朝六時過出揃、六半時仕事ニ取掛、夕七時限りニ相仕舞可申義ニ取極候条、明日より可相改候、此段夫々可被申談候事、

卯五月八日　　金谷御普請所

(143) 金谷　御殿御普請御用相勤候御横目足軽以下諸職人江、明後十六日御酒被下候様いたし度、人数五百七拾五人計中勘御入用、壱貫三百弐拾五匁計相懸申候之間、御聞届之様致度、御聞届之上ハ惣御入用之内へ立込可申候事、

卯五月十四日　　中村家外平
　　神戸直次郎
　　等

御用部屋

(144) 金谷御広式内御庭内ニ有之候松木、御建物等ニ指障り候分拾七本、根返シ為致、御用立候分御普請方ニ相用申度候間、此段御伺之上、

否御談之様いたし度候、以上、

卯五月十八日　　中村家外平
　　神戸直次郎

篠嶋平左衛門様

(145) 諸組足軽弓術御指止ニ相成候ニ付、右御渡之索矢暨御貯用物等之内、矢并関絃・篦竹等不用之分も御座候ハヽ、今度金谷　御殿御普請御用ニ相用度御ケ所も御座候ニ付、請取申度御座候之間、急速御詮儀之上、御渡ニ相成候分も御座候ハヽ、夫々請取方不指支様被仰渡候之様仕度奉存候、以上、

卯五月十九日　　中村家外平
　　神戸直次郎
　　水野平八郎

不破彦三様

(146)　覚

一、千本　　異風筒并
　　修羅筒
　　込ミカルカ

右、先般古流筒被廃候ニ付、御不用之分、今度金谷　御殿御普請御用ニ相用度御座候間、請取申度、御聞届之上渡り方不指支之様、夫々被仰渡可被下候、以上、

卯五月　　中村家外平
　　神戸直次郎

水野平八郎

海防方
横山三左衛門様

右、模様相替、不用ニ相成候事、

(147) 金谷　御殿御普請ニ付、同所外御庭御囲廻りも追々御模様替ニ付、別紙絵図面朱引之通、仮囲等出来致させ可申之処、同所ニ有之候御縮方足軽番所往来等ニ指支候付、今度南御土蔵足軽番所御不用ニ相成候ニ付、此所江当分移替相成候様致度候之間、此段御伺之上、御談之様いたし度候事、

卯五月　　中村家外平
　　等三人

(148)　覚

此ケ条不用、

一、五貫目計　　(朱書)「腰懸」
　　御物置弐間ニ三間半、御二階付、御屋根瓦葺ニシテ、
　　惣様木品御在物ニ而出来中勘銀高、

朱書之通調替相達ス、

右、御物置、巽　御殿脇山崎山辺ニ就被　(朱書)「腰懸」仰付候、(朱書)「出来候様」別紙絵図面朱引(朱書)「出」之ケ所江相建申図銀高、大凡如此御座候、猶出来方御談御座候様いたし度候事、(朱書)「段御談付」

此段(朱書)「御達申候事」

卯五月　　中村家外平
　　等三人

(149) 竹沢御庭内より高石垣下通、金谷　御殿御庭内江取水就被仰付候、別紙絵図面朱引之通樋斗立、且稲荷屋敷入口門戸前付替出来為致可申候間、此段御達申候之事、

卯五月　御作事所

御城方

(150) 巽　御殿続山崎山辺ニ御腰掛壱ケ所相建候様被　仰出候段、赤井伝右衛門申談候ニ付、別紙絵図面朱引之通相建可申候間、此段御達申候、且御庭方江茂不指支様可被仰渡候事、

卯五月　御作事所

御城方

(151)

御留守居物頭・御作事所御用　中村家外平

頭並・御作事所御用　神戸直次郎　より

御切米大工　千田吉右衛門　迄

御横目足軽以下諸職人　拾三人

七百五拾三人

右、明後廿七日御酒被下候人数如斯御座候事、

金谷　御殿

卯五月廿五日　御普請所

金谷御広式也、

但、外ニ御普請会所手合、都合九拾五人与申来候ニ付、一集ニ御広式頭へ相願候之事、

覚

(152) 一、拾三本、松木、　目廻り六尺五寸計より七、八寸計まで

右、金谷御文庫南御土蔵、今般御本丸江転地ニ付、指障候松木根返シ并栂枝下シ、且御用立候分金谷御普請為御用請取申度御座候間、取懸り候節同所承合候様、割場へ可被仰渡候事、

卯五月　御作事所

御城方也、

(153)

御留守居物頭・御作事所御用　中村家外平

頭並御作事所御用　神戸直次郎

外作事奉行・内作事兼帯　水野平八郎

御作事所御横目　斉田与十郎

同　山原勘左衛門

本組与力内作事奉行江加り　清水多四郎

御歩横目　小嶋兵蔵

同　鈴木信左衛門

定番御歩並次列・御作事所御用　渡部初之進

御切米大工

御横目足軽
御扶持方大工
御扶持方屋根葺
日用頭
棟梁大工
諸職人暨日用
釜小屋火焚小者

右、金谷御文庫南御土蔵、今度御本丸内江転地就被　仰付候、御普請中別紙絵図面朱引之通釜小屋壱ケ所相建、日之内切火焚小者等為相詰申度、且又私共初諸職人等、右御番所へ相断、出入いたし候而者彼是手後ニ相成、其上品ニ寄御用支ニ可相成義も有之、御不益之筋ニ付、右御普請中無断出入不指支様、右御番人中江被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯五月　　中村家外平
　　神戸直次郎
　　等

横山三左衛門様

(154)

覚

一、弐千枚　　正四寸金箔

右、先達而御達申置候外ニ、右之通御神棚為御用請取申度候間、一集ニ御渡御座候様致度候事、

卯五月　　中村家外平
　　神戸直次郎

御用部屋也、

(155)

御厩御囲内ニ有之候榎木之枝壱本、金谷　御殿御普請為御用請取申度御座候間、御普請所承合伐渡候様、御露地方江可被仰渡候事、

卯六月　　御作事所

御城方也、

(156)

暑中為凌諸職人等江日数三十日計枇杷葉湯為吹申度、尤増減も可有之候得共、大凡御入用為取頭候処、壱貫五百目計相懸申候間、御聞届之様いたし度、尤詰之御医者江可申談与存候事、

卯六月　　中村家外平
　　神戸直次郎

御次也、

(157)

金谷　御殿御普請御用之御閑所下タ流シ、別紙絵図面之通、樋石長三間半計、幅壱尺計、戸室石等ニ而新出来、伏渡共御普請所承合、早速出来方之義、御普請会所江御申談之様いたし度候事、

卯六月　　中村家外平
　　神戸直次郎
　　等

(158)

覚

一、三本、松木　　目廻り五尺三寸より七尺五寸迄

右、七拾間御長屋御門横松原屋鋪内ニ有之候松木、右之通金谷御普請為御用、受取申度御座候間、御普請所承合、早速伐渡候様、御露地方江可被仰渡候事、

卯六月十一日　　御作事所

(159) 金谷　御殿御普請御用相勤候御横目足軽以下諸職人々数千四拾弐人、当十四日御酒被下候様致度候、中勘御入用弐貫四百五拾目計相成候間、御聞届之様いたし度、御聞届之上者、惣御入用之内江立込可申候事、

卯六月十二日　　御作事所
御次也

(160) 六月十三日
一、御細工者之内、御画絵御用之者江御普請何御用ニ而も被　仰付、右様旨赤井伝右衛門を以、被　仰出候事、
但、承り人神戸、

覚

(161) 一、五斗　　晒漉麩
右、金谷　御殿御普請為御用、請取申度御座候間、渡り方不指支様、町会所江被仰渡可被下候、以上、

卯六月十六日　　中村家外平
等三人
御勝手方也、
長大隅守様

(162)
一、金弐百疋宛　　御扶持方屋根葺
松本善蔵等
四人

一、同百五拾疋宛　　仕手方大工等棟取
幸七等弐拾三人

一、鳥目七百文　　道具番
次郎助

右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候ニ付被下之、則申渡候之処、難有仕合奉存候段、私共まて申聞候、依而引受御請上之申候、以上、

卯六月十四日　　渡部初之進
神戸直次郎殿

右、今度御奥廻御建揚全御出来、何茂出情いたし候ニ付、被下方相願置候処、右之通御普請御入用銀之内を以被下之、依而目録御普請所ニおゐて為相調、夫々申渡引請、御受者相達不申候之事、

(163)
御留守居物頭・御作事所御用　　中村家外平
頭並・御作事所御用　　神戸直次郎
等ヨリ
御切米大工　　千田吉右衛門
迄
拾三人
御横目足軽以下諸職人　　千三拾八人

〆

（貼り紙）「拾壱人増」

右、七月朔日御酒被下候人数如斯御座候事、

卯
六月廿八日　　金谷御殿　御普請所

但、金谷御広式江御酒被下候之様、同所頭江相願候事、
附り、御普請会所手合都合百拾三人与別紙ニ申来、一集ニ持参相願候事、

(164) 金谷　御殿御普請ニ付、御広式御奥廻り御踏檀、別紙絵図面之通、都合八ケ所御用に付、坪野石ニ而新出来、伏渡方等之義者御普請所承合候様、御普請会所江御談御座候様いたし度候事、

卯六月廿九日　　中村家外平等三人

(165) 金谷御文庫南御土蔵、今度御本丸内江転地就被　仰付候、頃日追々木品等為持運候処、松坂御門ニ而押無之故、木品難相通之旨申聞、指支申候ニ付、是迄右御門木品出入為致候節、無断相通候旨申入候処、是迄者兎も角も今日之当番ニ而者難相通旨申聞候ニ付、棟梁を以当番人名前等為承候処、河合斎宮・中村家外平組与申聞、番人名前ハ申出ニ不及段申聞、指支申候間、右木品出入之節、棟梁断次第相通候様可被仰渡候事、

卯六月廿九日　　御作事所

御城方也、

(166)　覚

一、五斗者晒漉麩

右、金谷　御殿御普請為御用、請取申所如件、

慶応三年七月　　水野平八郎
町会所

(167) 金谷御文庫南御土蔵、今度御本丸内江転地就被　仰付候、右御土蔵出来迄木品等松坂御門通為持運候之間、棟梁断次第出入無滞相通候様、急速可被仰渡候事、

卯七月　　御作事所

(168)　覚

一、五拾間計　越前腰石
　但、天六寸、末九寸、長壱尺八寸

右、金谷御広式御居間先等内御庭境懸塀腰石、右之通出来方御普請所示合、伐渡候様、御普請会所へ早速御談之様いたし度候事、

卯七月　　中村家外平等

(169) 一、御文庫南御土蔵前ニ有之明番所転地ニ付、何時ニ而も取毀候様、赤井伝右衛門、神戸へ申談候事、

(170) 金谷御文庫南御土蔵番所脇ニ有之松木壱本、今度右番所転地指障候ニ付、根返シ為致、御用立候分御普請方ニ相用申度候間、此段急速御伺之上御談之様いたし度候事、

卯七月七日　　中村家外平
　　神戸直次郎

御次也、

覚

一、壱本　松木　目廻り七尺計

右、御文庫通南御土蔵番所脇ニ有之松木、今度右番所転地指障候ニ付、伐木方之義　中納言(前田斉泰)様江相伺候処、伺之通被　仰出候ニ付、御用立木柄ニ付、金谷御普請為御用請取申度御座候間、御普請所承合急速伐渡、根木呂堀揚方之儀、御露地方江可被仰渡候事、

卯七月七日　御作事所

御城方也、

日用
礒右衛門

(17)

右之者、当六月三日御二階方木舞垣相勤罷在申候処、板踏はつし、根を下江落、双盤江頭ヲ打、諸怪我仕半死半生ニ相成申候処、早速御医師御療養、御薬等被下、追日全快仕難有奉存候、右礒右衛門義、若年より数年御作事所御用相勤申者ニ御座候而、当時及老年候事故、外御用ニハ相雇不申候得者、木舞垣手馴申候故、右御用為相勤候次第ニ御座候、然処数日相掛、外稼等も罷出不申、難渋罷在申候間、何卒御慈悲を以宜被下方被為仰付被下候様、此段奉願上候、以上、

卯七月　日用頭
中村宇吉郎

等

等三人

御普請所
御役所

右、日用頭中村宇吉郎等より指出候間、御達申上候、詮儀仕候処、紙面之通相違無御座、及老年ニ難義之由ニ御座候間、御取扱方御座候様仕度奉願候、此段格別之御慈悲を以、宜御達被下候様奉願候、以上、

渡部初之進
長谷川平吉
千田吉右衛門

(ココニ異筆書キ込ミアリ便宜的ニ左ニ記ス)

金谷
御普請所

(異筆書き込み)「本文願之趣承届、格別之趣を以銀五拾目被下之候之条、此段可申渡候事、

卯　御切米大工江渡、」

八月廿八日

右、御歩並次列御作事所御用渡部初之進等奥継紙面指出候ニ付、御横目足軽指遣、為致見分候処、相違も無之旨申聞候、軽者其上難渋罷在候由ニ而、不便之義ニ御座候間、為療治代銀五拾目被下候様奉願候、左候得者、御普請御入用之内ニ而可相渡候間、願之通御聞届様いたし度候、将又此末右様怪我人等有之候節、為遂見分、詮儀見計取扱致度、此段豫而御聞届置之様いたし度、尤其時々御達可申与存候、以上、

中村家外平
等三人

赤井伝右衛門様

(172) 金谷　御殿御普請御用相勤候御横目足軽以下諸職人々人数千四拾六人、当十五日御酒被下由之様いたし度、中勘御入用弐貫三百目計相成候間、御聞届之様致度候、御聞届之上ハ、惣御入用之内江立込可申候之事、

卯七月　　御作事所

(173) 覚

一、五斗　晒裂麩

右、金谷　御殿御普請為御用、追請取申度御座候間、渡り方不指支様、急速町会所へ被仰渡可被下候、以上、

卯七月　　中村家外平
等

横山外記様

(174) 七月十六日

一、左之趣伺被　仰出候付、夫々申渡候事、

当御普請皆御成就御日間無之ニ付、明十七日より夕七半時仕舞之義ニ可被申渡候事、

卯七月十六日　　御普請所
申渡

(175)

奥村伊豫守殿給人　上田晋平
本多播磨守殿給人　岩村作右衛門
横山三左衛門殿手医者格　中村昌玄
前田弾番殿給人　田中周助
右同人せかれ　田中昌太郎
神谷治部給人　吉野誠兵衛
紺屋　伊左衛門
沢屋　和兵衛

(176)

右、今度金谷　御殿御造営御用之御絵佐々木泉玄江被　仰付候処、其内右宅ニ而出来之分有之候処、御引移御日間も無御座、泉玄壱人ニ而ハ、行届不申ニ付、門弟之内右之人々御普請所へ罷出、手伝為致度之段申聞候間、七拾間御長屋御門往来不指支様、右御門御番人中江被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯七月　　中村家外平
神戸直次郎
水野平八郎

本多播磨守（政均）様

御留守居物頭・御作事所御用　中村家外平
頭並・御作事所御用　神戸直次郎
等ヨリ
御切米大工　千田吉右衛門
まて

拾四人

御横目足軽以下諸職人　千八拾人

〃

右、明後廿五日御酒被下候人数、如斯御座候事、

卯七月廿三日　金谷御殿　御普請所

但、本文之趣、金谷御広式より御酒被下候様、同所頭江相願置候事、

附、御普請会所惣人数承合候之所、弐百四拾四人与申越、一集ニ相願候事、

覚

(177) 一、壱石　晒撚麩

右、金谷　御殿御普請為御用、追請取申度御座候間、急渡り方不指支様、町会所江被仰渡可被下候、以上、

卯七月廿四日　中村家外平

等

横山外記様

覚

(178) 一、弐千三百四貫目計

但、去十一月御達申候見込銀、七千六百八拾貫目之所、大工等諸職人手間料并諸品高直ニ相成候ニ付増銀

一、弐千百六拾貫目計

但、今度御建揚之御ケ所、御渡之御絵図面与ハ御二階共、三百三十六坪計坪増、其外御模様替等御入用見込銀高

〃四千四百六拾四貫目計

一、七千六百八拾貫目計　去十一月御達申候中勘見込銀高

〃

壱万弐千百四拾貫目計

内

三千九百八拾七貫目　当七月迄請取候銀高

計

残而

八千百五拾七貫目計

此内

四千六百貫目　当八月より同十二月迄ニ受取申度、

計

又残

三千五百五拾　来辰ノ年請取申度、

七貫目計

右、金谷　御殿御普請御入用大凡見込銀高、去十一月御達申候、然所当春江懸諸色追々高直ニ相成、去年御達申候節与ハ余程之増銀ニ可相成ニ付、追而取調理御達可申旨御達申置候之所、此節江至り大凡取調理候之処、前条之通相懸申候、依而打返詮儀仕候処、諸品直段時々相狂ヒ候時節柄ニ付、何レ今来年中全出来被仰付候ハヽ、御益之筋与存候、委細之義者先達而も御達申置候通ニ御座候間、取頻御詮義之上、御治定御座候様いたし度候、以上、

卯七月　中村家外平

(179) 今度御建揚之御ケ所御成就ニ付、当六日御引渡申度候間、五日昼後御見分被成候様いたし度、且御普請会所手合部屋方空地樋石臥渡方相渡シ、当十日迄ニ全ク出来之筈ニ付、部屋方之儀ハ、当十一日ニ御引渡可申候間、此段御達申候事、

卯八月二日　　中村家外平
　　神戸直次郎

(180) 八月六日
一、御広式御奥廻り御就成ニ付、今昼九半時頃中村家外平等立会、赤井伝右衛門等江引渡申候事、

金谷御広式御奥廻り御普請方御成就ニ付、昨六日私共等立会、赤井伝右衛門より太田勘左衛門等江引渡申候間、此段御達申上候事、

卯八月七日　　中村家外平
　　神戸直次郎

御用番方
御城方
二　御丸御次

(181) 金谷御広式今度出来之御長屋御門等、チヤン塗ニ就被　仰付候、右塗方壮猶館製密方御用浅野米次郎等江直ニ申談度義候間、不指支様早速同館江御申談之様いたし度候、以上、

卯八月　　中村・神戸
　　赤井伝右衛門様

(182) 八月十一日
一、金谷御広式部屋方一ノ側、弐ノ側、三ノ側出来ニ付、赤井伝右衛門等・御横目野村覚之丞、御広式頭立会引渡候事、
但、御作事所より中村家外平・神戸直次郎・御横目斉田与十郎・山原勘右衛門・御歩横目・御切米大工等罷出候事、

(183) 覚

一、八百本計　　目廻り四尺五寸計より八尺五寸計迄
但、大額村領・四十万村領・山科村領・窪村領・円光寺村領・有松村領・高尾村領・西泉村領・野々市村領・大桑村領、〆
一、弐百本計　　目廻り右同断、
但、梅田村領ニ而

右、金谷　御殿御普請御用之松木、石川郡大額村領等但書之通、於御林山根伐之上、追々請取申度候之間、不指支様夫々御申渡之様いたし度候、以上、

卯八月十二日　　神戸直次郎
　　御算用場

(184) 覚

一、八拾石計　　礎盤石
高サ弐尺壱寸、天七寸四方、下モ壱尺四方

一、百石計　同
高サ壱尺五寸、天七寸四方、下モ壱尺四方
一、壱ケ所　御末流側腰石
長三間計、高サ七尺計、流水舟台之所幅三尺計、絵図面之通ニシテ
一、壱ツ　水舟石
内法長五尺三寸計、同幅弐尺五寸計、同深サ三尺計、水抜樋石とも、
一、壱枚　流石外法
長六尺計、巾三尺計、
但、口付ニシテ
一、壱ケ所　囲炉裏石
長九尺計、幅三尺計、高サ台とも三尺計、
一、壱枚　流石
長四尺五寸計、幅弐尺八寸計、但、口付ニシテ
一、壱ツ　水舟石
内法弐尺五寸四方、深同断、
一、壱ケ所　右同所腰石
流台とも
高サ四尺計、長九尺計、幅三尺計、
一、壱ケ所　湯殿台石
川石ニ而も
高サ三尺計、長弐間計、幅八尺計、
一、同断　底石、樋石とも、
板石、縁石とも、
八尺四方計、
一、同断　石柱五本
長三尺、太サ六寸四方
一、同断　腰石
高サ三尺、長延六間計、
一、弐拾本　石柱
長三尺、太サ六寸四方
一、七拾間　土台石
太サ六寸四方計、
一、五拾間　板石、幅壱尺五寸、厚三寸計、
一、五拾間計　かつら石
太サ六寸ニ七寸計、
一、六百石計　擬石、高サ七寸計、太サ六寸四方
右、金谷　御殿御普請御用候之条、石姓之義者何石ニ而も丈夫之分早速出来、伏渡方之義御普請所承合候様、御普請会所江御申談之様いたし度候、以上、
卯八月　神戸直次郎
赤井伝右衛門様
覚
一、三百五拾間計　樋石
内法幅壱尺計
一、弐百間計　同断蓋石
一、壱ケ所　御膳所いろり石
長九尺計、巾四尺計、高サ台共三尺五寸計
一、壱ケ所　同所流台
石垣惣廻り、長延七間半計、高サ三尺計
川石入交積立
一、壱枚　御飯所流
三尺ニ弐尺計
石柱四本とも
一、壱ケ所　御膳所流

太サ九尺ニ弐間計
板石縁石とも

右、金谷　御殿御普請御用候条、寸法并伏渡方等御普請所承合、早速出来方之儀御申談之様いたし度候事、

卯八月十五日　　中村家外平
　　神戸直次郎

(185) 八月十六日
一、金谷　御殿御奥廻り御普請方一先相済候ニ付、御用無之旨、身当頭井口一介申談候段、水野平八郎御普請所江罷出及届候之事、

(186)
金谷　御殿御普請御用主附被　仰付候旨、成瀬主税を以被　仰出候段、身当頭中村源左衛門申談候、此段御達申上候事、

卯八月十六日　　毛利丈左衛門

御用番方
御城方
御勝手方
御表御次　御達申候事、

(187)
覚

一、八千五百三拾　　先達而御達申候通、当八月より追々請取可
　七貫目計　　申銀高

内
四百五拾貫目　　今度御建揚之御ケ所諸職人手間料等、本勘
　計　　可相渡銀高

残
八千八拾七貫目　　御表廻御次内共并御広式御奥御廻り、追々御
　計　　建替之見込銀高

内
三千弐百五拾貫　　御表廻り御次内等御建替御入用
　目計　　御広式御奥御口廻とも御建替御入用
四千八百三拾七貫目計　　御書斎并外御庭江御亭相建可申旨、重而被
　　仰付候付見込銀高

内
弐千六百四拾　　当年御建揚之御口廻等御入用
　五貫目計
弐千百九拾　　来年御建揚之御奥廻り御入用
　弐貫目計

〆
右、金谷　御殿御建替御入用増銀等、取調理御達申候処、御表廻り、御広式廻り与御入用書分ケ、御達可申旨御談ニ付、大凡銀高如斯御座候事、

卯八月　　中村家外平
　　神戸直次郎

(188)
覚

一、弐本　　松木、目廻り壱丈計、
右、御文庫通りニ有之松木、金谷　御殿御普請方ニ指障候付、伐取方直ニ右御用相用ヒ申度段　中納言(平出)様江相伺候処、伺之通被仰出候ニ付、根伐方并根株堀揚等之義、御普請所承合、急速取懸候之様、御露地方江可被仰渡候事、

卯八月　　御作事所

(189) 右、金谷御文庫南御土蔵、今度御本丸内江転地就被　仰付候、御普請中往来方之儀、委曲当五月御達申上置候通、右丈左衛門義も、私共同様右御普請中無断出入不指支様、右御番人中江被仰渡候之様仕度奉存候、以上、

内作事奉行
毛利丈左衛門

卯八月廿日

中村・神戸

本多播磨守様

(190) 金谷御広式御口廻り御建替ニ取懸り候付、別紙絵図面朱引之通、仮囲追々為致可申候、就而者　方々(平出)様御往来御指支ニ相成候之間、玉泉院様丸御門向、御庭口御門より御往来之義ニ相成候ハヽ、可然与奉存候、且諸役所廻役所替ニ付、在来之通用御門より諸役人往来差支候候(行)ニ付、御土蔵際ニ仮御門相建、同所より諸役人往来いたし、部屋方向下女迄ハ、右在来御門より往来之義ニ相成可申候間、番人建方等之儀者、早速御広式頭中江可被仰渡候事、

卯八月廿一日　　御作事所

御城方也、

(191) 金谷御広式御口廻り御建替ニ取懸り候ニ付、別紙絵図面懸紙之板塀材木持運等ニ指障り、差支候ニ付取払、朱引之所へ仮縮為致申候間、此段御達申上候事、

卯八月廿二日　　中村

神戸
毛利

御城方

(192) 金谷御広式御口廻り御建替ニ追々取懸候ニ付、諸役人往来方等差支候ニ付、昨廿一日絵図面を以御達申候通ニ御座候処、在来通用御門も御普請所内へ取込不申而者指支候ニ付、別紙絵図面朱引之所江当分切手御門出来可仕候間、此段御達申候事、

卯八月廿二日　　御作事所

御城方

(193) 御近火之節、駈付可申様兼而被仰渡、奉得其意、当七月六日夜、横転馬町出火、昨夜高岡町出火、両度私共早速組付申候、然処昨夜組付申候処、御奉行所雲龍水等持出候様被仰渡候へとも、日用罷出不申、火之手御普請所風下タニ相成候模様ニ而、驚入無拠私共雲龍水車桶等御堀渕江持参仕、水張入、御指図之通手当仕、同役之内御門外仕、日用召連来居候内、鎮火ニ相成候処、右御道具取片付候様被仰渡、夫々為取片付申次第ニ御座候、就而ハ非常之儀ニ御座候間、右様御近火之節、私共杖突之義ハ被仰渡之通、駈付可申候へとも、日用共之義者兼而手配申渡置不申而者、火消御屋鋪様等江駈付可申候間、即刻雇立方被仰渡候節、甚心配仕候間、何与就被為仰渡被下候之様仕度、此段奉願上候、以上、

卯八月廿四日

日用頭
河崎伝助

御普請所
御役所

付札
本文組付日用賃金、
壱人ニ弐匁宛可相
渡、人数五拾人与相
極、見合札相渡候
之条、定面日用共江
可申渡候事、
卯
八月廿四日申渡

覚

一、八歩宛　日用出面壱人ニ付、
右御近火之節、為組付申日用江如斯御渡可被
下候様奉願上候、左候得ハ大凡人数御取極候
之上ハ、定面日用共等之内厳重申渡、人別受
書取立、手配仕度奉存候、以上、
卯
八月　日用頭

(194)八月廿六日
一、左之通金谷御次江直ニ水野平八郎呼立ニ而赤井伝右衛門申談候
旨、番人御普請所江参出及届候事、

竪目録
一、白銀七枚　水野平八郎
麻上下壱具
以上

八月
一、今廿六日金谷御次江呼立ニ付神戸罷出候処、左之半目録等赤井
伝右衛門相渡候ニ付呼立申渡、
半目録

同
柚木治三郎

一、七百疋
麻上下壱具
別段
弐千五百疋
以上、

同
一、三百疋
以上、

一、七百疋
麻上下壱具
別段
弐千五百疋

一、三百疋
右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候ニ付被下之、則申渡候之
処、難有仕合奉存候段、私共迄申聞候、依而引受御請上之申
候、以上、
卯八月廿六日
赤井伝右衛門殿

覚

一、壱両三歩
一、六両壱歩
一、三歩

畳肝煎
壱人　渡部初之進

畳肝煎
壱人　渡部初之進

畳肝煎
壱人　中村家外平
神戸直次郎

渡部初之進
右同人
畳肝煎
壱人

〆
八両三歩　通用金
右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候ニ付、被下金請取相渡申所如件、
慶応三年八月　神戸直次郎
赤井伝右衛門殿

(195) 八月廿七日
一、金谷　御殿御表廻り御建替之義、思召被為在、当分御指止、御広式御口廻り当年中御建替、御奥廻り来六月中皆御成就之義ニ被　仰出候段、赤井伝右衛門神戸江申談候事、

覚

(196) 一、麻上下壱具　渡部初之進
右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候付、被下之候条、請取相渡申所如件、
慶応三年八月　神戸直次郎
赤井伝右衛門殿

(197) 金谷御文庫御土蔵転地被　仰付候分、先達而弐戸前御修覆出来、残り弐戸前御修覆出来ニ付、何方江引渡可申哉、御指図御座候様いたし度候事、
卯八月廿八日　中村・神戸

(198) 金谷　御殿御普請中、若御近火等ニ而急切非常之節、駈付日用兼而手配方申渡置候処、其時々夜行札相渡、御門入いたし候而者手後ニ相成指支申候間、右御普請中別紙絵形之通、焼印札相渡置、右札を以七拾間御長屋御門并金谷御門往来不指支様仕度奉存候、御聞届之上者両御門江壱枚宛見合札御達可申与奉存候、猶更御詮儀之上、御指図御座候様仕度奉存候之事、
卯八月廿八日　中村・神戸
御城方也、

前日廿八日委曲御達申上置候通、金谷御普請中、若御近火等ニ而急切非常之節、駈付日用江相渡置候焼印札為見合弐枚御達申上候間、七拾間御長屋御門并金谷御門御番所へ壱枚宛御渡置之様仕度奉存候事、
九月二日　中村・神戸
右ニ付　御城方江も壱枚為見合、佐藤儀左衛門を以神戸持参、及御達置候事、

(199) 九月二日
一、土橋御門横ニ有之捨井戸胴、近々より為堀揚候段、御城方江神戸罷出、佐藤儀左衛門を以口達ニ而及御達置候事、

(200)
中村家外平　より
鈴木信左衛門　まて
拾人
御切米大工
長谷川平吉

同　　より

荒木八郎兵衛
迄
四人

御横目足軽以下諸職人
五百八拾五人

〆

右、明三日御酒被下候人数如此御座候事、

卯九月二日　　金谷御殿　御普請所

但、金谷御広式頭江相願候之事、

(201)金谷　御殿御普請中、同所外御庭内暨入隅御門等私共手合江引受置申候処、今度御奥廻り御成就ニ而、御囲廻御門々々も出来ニ付、右外御庭内等御用無御座候間、此段御広式頭中等江為申談之様いたし度、且御門々々鎖鍵ハ御広式頭中江直ニ相渡置申候事、

卯九月六日　　中村家外平
神戸直次郎

但、神戸持参、赤井伝右衛門達、

(202)金谷　御殿御普請ニ付、去九月同所外御庭内江大工小屋等懸渡候ニ付、右外御庭御普請中私共手合江引受置申候処、御用無御座候ニ付、同所御用部屋中江引渡申候間、此段御達申上候事、

卯九月　　中村・神戸

御城方也、

(203)覚

一、九拾　戸室双盤、太サ天五寸、高サ七寸、
一、弐拾壱間半　同メト石
太サ五寸ニ四寸
一、弐間　同土台石
五寸四方
一、九間半　同カツラ石
五寸ニ六寸
一、拾三間半　越前カツラ石
四寸ニ五寸
一、拾壱間半　同メト石
三寸ニ四寸
一、壱口　鵜川イロリ石
一、壱枚　内法三尺ニ弐尺五寸、深サ尺三寸
同流石、大サ内法三尺ニ弐尺五寸タルクチ
一、壱枚　同流石、大サ内法四尺六寸ニ壱尺七寸タルクチ
一、四間半　同五六樋石
トメ弐ケ所
一、拾弐　双盤ツボノ石
天四寸弐部、高六寸計
一、六ツ　戸室双盤、大サ天壱尺弐寸、高六寸計
一、五間　同土台石、大サ五寸ニ六寸
土塀下
一、四拾九間　同抜石ニ而敷幅弐尺五寸、高サ弐尺五寸、鑿合場ニシテ、隅石三ケ所
一、弐拾石　御榡先御柱タ岸石台石臥渡
但、古石相渡可申、

右、金谷外御庭ニ御腰懸出来ニ付、右御用之双盤石等猶更御普請所承合、早速出来伏渡候之様、御普請会所へ御申談之様いたし度候事、

卯九月　　中村家外平
　　神戸直次郎

(204)金谷　御殿御普請方御用之松木、先達而於梅田村領、高弐百本之内百拾八本請取、残り八拾弐本追々可受取分有之候得共、御普請方都合ニ寄松木増方ニ相成候ニ付、為致内見分候処、右八十弐本之外ニ別紙村々領ニ有之分請取申度、依而先硎屋町村領并太田村領両所之内ニ而弐十三本近々受取申度、残り追々請取申度候条、夫々不指支様御申渡之様いたし度候、以上、

卯九月八日　　神戸直次郎
御算用場

右、外ニ弐拾三本請取度之分有之ニ付、村々領松木目廻り付相添相達候得共、爰ニ留略ス、

(205)覚

一、弐拾五　戸室石ニ而　礎盤、高サ弐尺、天壱尺四方、下モ壱尺五寸四方
一、三拾五　同　礎盤、高サ壱尺五寸、天壱尺四方、下モ壱(尺脱)五寸四方
一、五拾五本　同　石柱、高サ弐尺五寸、太サ七寸四方
一、九拾五間　同　免戸石、太サ七寸四方
一、三拾三枚　同　腰板石、幅壱尺八寸、長サ五尺九寸、厚四寸
一、弐枚　同　同、長サ七尺壱寸、幅・厚右同断、
一、六枚　同　同、長サ九尺弐寸、幅・厚右同断、
但、継合ニ而宜敷、
一、八枚　同　同、長サ弐尺七寸、幅・厚右同断、
一、壱枚　同　同、長サ三尺、幅・厚右同断、
一、拾六本　同　御榡擬石柱、長サ・太サとも先達而御榡同断、
一、百六拾　同　御床下擬石、六寸四方計、高サ七寸計
一、四拾五間計　同　樋石、内法幅壱尺五寸計、石深サ先達而之通り、但、底ニ水垂付留弐拾壱ケ所計
一、三拾五間計　同　樋石、内法幅壱尺計、深サ先達而之通り、但、底ニ水垂付留六ケ所計
一、弐間計　同　樋石、内法幅弐尺計、深サ右ニ集し留壱ツ
一、四間計　同　樋内法壱尺ノ分ノ蓋石、太サ樋ニ集し、
一、壱ケ所　同　御湯殿唐戸積流樋等、先達而出来之通り
一、壱ケ所　同　穴蔵古石を以積替
一、壱ケ所　同　御閑所御手洗所板石、流石樋とも先達而出来之通り

一、壱ケ所　坪野石ニ而
御筆澄流、寸法之義ハ追而直ニ可申遣、右石柱四本
立樋石、臥樋石共
但、柱等ハ戸室石ニ而出来、

一、六枚　戸室石
御居間先橋板石、長サ四尺弐寸計、幅、厚サ共先達而之通り

一、三間半計　同
胎内戸室抜石ニ而も、
但、川石ニ而も両側共出来、

一、拾弐檀　同
胎内檀石、長四尺五寸計、太サ八寸ニ九寸計

一、九間計　同
胎内縁石
太サ壱尺ニ七寸計

一、九拾弐間計　〆
右、何茂戸室石ニ而出来、

一、九拾間計
樋内縁蓋板石、先達而出来之通り、

一、三拾間計　〆
右、越前石ニ而出来
戸室石ニ而
唐戸積石　高サ平均三尺七寸計、石厚サ天幅壱尺計、
但、出角五ケ所
入隅壱ケ所
同

一、八ツ　御門礎盤石
天壱尺八寸ニ壱尺五寸、高サ壱尺

一、五拾間計　同
御長屋内側腰石、高サ弐尺計、石厚サ天ニ而七寸計
但、出角四ツ
入隅ナマガネニシテ壱ツ

一、四拾間計　同
御長屋内側かづら石、太サ六寸ニ七寸計、

一、四拾間計　同
右同断樋石
幅内法壱尺計、底ニ水垂レ付、

一、弐ケ所　同
御門内橋板石
長三間計、幅弐尺五寸計、厚サ五寸計

一、三枚　同
橋板石、長四尺計、幅、厚サ右同断

一、三間計　同
御長屋入口三ケ所下込石

一、弐ケ所　同
御門前檀石
長三間計、幅壱尺弐寸計、高サ七寸計ニシテ、
但、壱ケ所ニ三檀宛、

一、五ケ所
胎内長延拾五間計、深サ四尺計、川石積、

一、拾三ケ所
上り口檀石、幅四尺五寸計、縁チ石共
但、在来之胎内左石相用ヒ、不足之分新石仕、足積揚伏渡とも
右、金谷　御殿御普請御用之礎盤石等三拾三口ハ戸室石ニ而出

来、坪野石ニ而壱ケ所并越前石ニ而間数之通、其外胎内古石相用ヒ、夫々出来伏渡方等之義ハ、御普請所示合候之様、御普請会所へ御談御座候之様いたし度候事、

卯九月九日　　中村家外平
　　神戸直次郎

(206)
九月十一日
一、左之紙面御用部屋より猪山彦蔵を以相渡、
南御土蔵御本丸内江御移替に而、惣而在来通ニ相成候由ニ御座候之処、是迄之御棚都合不宜に付、寸尺之模様上へ下タニ相成、且戸前之上ニ棚出来之様致度御座候、御入用ニ相響申候間、御入之義被仰遣可被下候、委曲之義ハ直ニ申談候事、

九月十日　　南御土蔵奉行

(207)
覚

一、壱本　落葉松　目廻七尺五寸
　但、丹後屋鋪内ニ有之分、真枯
一、壱本　松木　目廻り壱丈
　但、右同所車橋脇ニ有之分、御長屋ニ指障り候、
一、壱本　同　目廻八尺
　但、右同所御畑方小屋脇ニ有之分、真枯
一、壱本　松木　目廻七尺
一、壱本　栂　目廻壱丈弐尺
　但、堂形御馬場弐枚開外御堀縁ニ有之分、真枯
一、壱本　松木　目廻七尺
　但、甚右衛門坂ニ有之分、根朽入
一、壱本　同　目廻壱丈四尺
　但、松原屋鋪ニ有之分、真枯
一、壱本　榎　目廻壱丈
　但、玉泉院様丸御門外橋脇御堀縁ニ有之分、横木、
一、壱本　松木　目廻八尺
　但、御文庫通り御膳所脇ニ有之分、御建物ニ指障り候、
一、壱本　同　目廻り四尺
一、壱本　同　目廻り弐尺八寸
一、壱本　同　目廻り三尺五寸
　但、右同所御風呂屋続御土蔵脇ニ有之分、御建物ニ指障り候、

右、金谷御広式御建替ニ付、松木多御用ニ付而ハ　御城中ニ有之松木等之内横木、又ハ不遠内横木ニ可相成様之真枯等之分、或ハ御建物等江覆懸り、大風之節怪敷分有之候ハヽ、伐木之上御用立木柄、右御普請ニ相用候ハヽ、御益ニ相成、両全之義奉存候、依而御指支之義も御座有間敷哉、追々取調理御達可申候得者、先前条之通、伐木為致度○奉存候、此段御伺之上、御談御座候様いたし度候事、

卯九月　　中村・神戸

是迄上ニ同――○印ヨリ之段、赤井伝右衛門を以　御両殿様へ相伺候処、伺之通被　仰出候間、御普請所承合、早速伐渡候之様其筋へ被仰渡可被下候、以上、

卯九月　御城方　　中村家外平
　　神戸直次郎

横山三左衛門様

208

覚

一、六貫三百目ハ通用銀

右巽　御殿脇山崎山辺ニ先達御腰懸并御閑所出来ニ付、本勘御入用銀右銀高明十三日請取申度御座候事、

卯九月御次　　中村
　　神戸

覚

一、六貫三百目者通用銀

右巽　御殿脇山崎山辺ニ御腰懸并御閑所出来、御入用本勘銀請取申所如件、

慶応三年九月　　神戸直次郎

赤井伝右衛門殿

209

覚

一、三貫六百目　通用銀

右、竹沢役人往来御用水口より巽　御殿迄取水樋出来御入用、右之通請取申度候間、御渡之様致度候、以上、

卯九月十三日　　神戸直次郎

藤田求馬様等四人

覚

一、三貫六百目者　通用銀

右竹沢――右銀高請取申所如件、

慶応三年九月　　神戸直次郎

藤田求馬殿等四人

210

金谷　御殿御普請御用相勤候御横目足軽以下、諸職人之数六百弐拾人計、当十五日御酒被下候之様いたし度、御入用壱貫六百五拾目計相成候間、御聞届之様致度、御聞届之上者、惣御入用之内江立込可申事、

卯九月十三日　　中村家外平
　　神戸直次郎

211

九月十五日

一、金谷御次御呼立ニ付罷出候処、御普請方烈敷相勤候旨ニ而、左之通拝領被　仰付候段、御目録赤井伝右衛門相渡候ニ付、於其座御礼申上候事、

白銀拾枚宛　　中村家外平
曝布一疋宛　　神戸直次郎

白銀三枚宛　　斉田与十郎
　　山原勘右衛門

小判壱両宛　　関　伴良
　　今井元昌

金千七百疋　　清水多四郎
曝布一疋

各御目録

九月十五日

一、金谷御次より被下之候旨赤井申談、御目録相渡候ニ付、夫々申渡、引受御請相達候事、

切目録也
金七百疋宛　小島兵蔵
小判三両宛　鈴木信左衛門

八構布一疋宛　西田甚右衛門
以上、
金五百疋　辻　四郎左衛門
以上、
金三百疋
以上、

金千疋宛　御切米大工　弐人
同二千五百疋宛

以上、
金四千八百五十疋　御横目足軽
留書足軽共　八人
以上、
金二百疋　御扶持方大工　壱人
同三百疋
以上、

金五千疋　木割方人割方
同三千五百疋　定建之者　五人

以上、
金三千疋　棟取大工　拾人
同五千五百疋

同
金三千六百疋　棟取大工　十二人
同三千六百疋

同
金三百疋　畳肝煎　壱人
同

金二千百疋　釜小屋火之番并
入口番足軽　五十一人
同

金六百疋　材木小屋等入口
番足軽　二十人
同

銀三百三十目　小遣并釜小屋
火焚小者　四十六人
同

金六百疋　日用頭　三人　一、壱本　槻目廻り六尺五寸
同　一、壱本　同目廻五尺五寸
金二百疋　木挽棟取加人　壱人　一、壱本　同目廻右同断、
同　一、壱本　同目廻右同断、
銀二十目　日用杖突　弐人　一、壱本　同目廻六尺五寸
同　一、壱本　同目廻六尺
銀二十五匁　道具番日用　壱人　一、壱本　同目廻右同断、
同三十目　一、壱本　同目廻六尺五寸
同　一、壱本　同目廻六尺
銀百五十目　日用棟取　十五人　一、壱本　同目廻右同断、
同　一、壱本　同目廻五尺五寸
〆　一、壱本　同目廻五尺
一、壱本　同目廻右同断、
金七百疋宛　小嶋兵蔵　一、壱本　同目廻五尺五寸
小判三両宛　鈴木信左衛門　一、壱本　同目廻り右同断、
八構布一疋宛　一、壱本　同目廻四尺九寸
以下、前記之通人々不残調、　一、壱本　同目廻五尺
右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候付被下之、則申渡候之処、難　一、壱本　同目廻四尺五寸
有仕合奉存候段、私共迄申聞候、依而引受御請上之申候、以上、　一、壱本　同目廻六尺
卯九月十五日　中村家外平　一、壱本　同目廻七尺五寸
神戸直次郎　一、壱本　同目廻六尺五寸
赤井伝右衛門殿　一、壱本　同目廻六尺三寸
〆二十三本

但、畳屋橋辺より香林坊辺迄之惣構ニ有之分

覚

一、壱本　槻目廻り壱丈五寸
一、壱本　同　壱丈弐寸
一、壱本　同　六尺八寸
一、壱本　同　九尺
一、壱本　同　六尺壱寸
一、壱本　同　壱丈弐寸
一、壱本　同　七尺弐寸
一、壱本　同　七尺四寸
一、壱本　同　七尺
一、壱本　同　六尺弐寸
一、壱本　同　九尺三寸
一、壱本　同　八尺
一、壱本　松木目廻壱丈四尺
一、壱本　同　八尺
〆十四本
但、図書橋辺より右衛門橋辺迄之惣構ニ有之分

右、金谷御広式御建替ニ付、右御用之槻等多御用ニ就而ハ手広詮義方も仕候得共、可然木品も無御座、其上直段も至極高直付、前条但書之ケ所ニ有之分受取申度御座候間、猶更御普請所示合、早速伐渡候様、町会所江被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯九月十七日　中村・神戸

御用番也、
前田弾（孝敬・年寄）番様

覚

一、弐拾三本　槻
但、畳屋橋辺より香林坊辺迄之惣構ニ有之分
一、拾四本　槻等
但、図書橋辺より右衛門橋辺迄之惣構ニ有之分

右、金谷御広式御建替ニ付、右御用之槻等多御用ニ付而者惣構ニ有之分請取度旨等、委曲当十七日御達申上候通ニ候、然処詮儀之趣御座候ニ付、前条但書之ケ所ニ有之分、不残立木之侭請取申度御座候間、此段町会所江被仰渡候之様仕度奉存候、以上、

卯九月廿日　中村家外平
神戸直次郎

前田弾番様

(213)

覚

一、金七百疋宛　小嶋兵蔵
小判三百両宛　鈴木信左衛門
八構布一疋宛
一、金五百疋　西田甚右衛門
以下前記同断、
〆四万四千九百五十疋　通用金
〆四百五拾五匁　通用銀
〆弐疋　八構布

右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候ニ付、被下方右之通請取相渡申所如件、

慶応三年九月廿一日　　神戸直次郎

赤井伝右衛門殿

(214)

覚

一、百筋　石弦

右、金谷御広式御建替為御用御弓弦之内、虫入等ニ而御用立不申分御座候ハヽ、右之通請取申度御座候間、私共断次第相渡候之様、御武具所江被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯九月廿二日　　中村・神戸

御家老
品川左門様

覚

一、七百本　篦竹

右、金谷御広式御建替ニ付、矢竹多御用ニ付、篦竹之内若御用立不申分有之候ハヽ、右之通請取申度御座候間、私共断次第相渡候様、御細工所江被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯九月廿二日　　中村家外平

神戸直次郎

品川左門様

(215)

金谷御広式御口廻り等、追々仮囲等為致候処、在来腰懸之間往来挟ミ指支候ニ付、別紙絵図面朱書之所江仮腰懸出来方之儀　中納言(前田斉泰)様

江相伺候処、伺之通り被　仰出候間、此段御達申上候事、

卯九月廿五日　　中村

神戸

御城方

(216)

中村家外平　より

鈴木信左衛門　迄　九人

下条山原勘右衛門役引中ニ付相省、依而人高如此、

御切米大工

長谷川平吉　より

荒木八郎兵衛　迄　四人

御横目足軽以下諸職人

七百五十人　八十九

下条三十九人相増候ニ付、其段市河迄申遣、

メ

右、明後廿九日御酒被下候人数高如斯御座候事、

卯九月廿七日　　金谷　御殿

御普請所

但、金谷御広式頭江相願并御普請会所手合、都合百四十二人与小紙ニ申越ニ付、一集ニ相願、

(217)

覚

一、七百本　篦竹

右、金谷御広式御建替に付、右為御用請取申所如件、

慶応三年十月　　神戸直次郎

御細工所

(218) 十月四日
一、金谷　御殿御普請御模様ニ寄、御門壱ケ所御不用之分有之候ニ付、病者養生所江可被遣旨被　仰出候段、赤井伝右衛門神戸江申談候事、

(219)
覚
一、壱丸　市原村役中折紙
右、金谷　御殿御普請為御用請取申度御座候間、渡り方不指支様、会所江被仰渡可被下候、以上、
卯十月五日　中村家外平 等
御勝手方也、
本多播磨守様

(220)
覚
一、百筋　石弦
右、金谷御広式御建替に付、右為御用請取申所如件、
慶応三年十月　神戸直次郎
御武具所

(221)
金谷御広式御普請御用相勤候御横目足軽已下諸職人々数七百六拾弐人計江当十一日御酒被下候様致度、中勘御入用壱貫七百七拾目計相懸申候間、御聞届之様致度候、御聞届之上者惣御入用之内江立込可申候事、
卯十月九日　御作事所

(222)
車橋御門辺より御花畑辺迄取水埋樋御修覆近々より為取懸候ニ付、別紙絵図面朱引之ケ所江仮小屋為致出来候間、此段御達申上候事、
卯十月　中村・神戸
御城方也、

(223) 十月十五日
一、左之紙面為入御用部屋、赤井伝右衛門より到来、及応答、
金谷御文庫ニ有之候井戸、今度金谷御広式御庭内江御取込ニ相成候ニ付、入之義、御作事所江御申談御座候之様いたし度候事、
十月十一日　金谷 御広式頭

(224)
金谷御広式御膳所出来仕候ニ付、今十九日市河三治郎江引渡申候間、此段御達申上候事、
卯十月十九日　中村・神戸
御用番方
御城方　壱通宛
二　御丸御次

(225)
覚
一、七間計　土間唐戸積高サ六尺五寸計　川石積三角計
一、九間計　同高サ四尺計　川石積三角

一、弐拾九間計　同高サ弐尺五寸計、川石積三角
一、八間計　同高サ壱尺五寸計、川石積
一、八拾八間　同高サ壱尺五寸計、川石積上壱編
一、弐間　同高サ六尺計、川石積
一、六間　同弐尺五寸計、川石積
一、百　礎盤高サ壱尺五寸、天七寸四方、下モ尺四方
一、弐拾　高礎盤高サ弐尺壱寸、天七寸四方、下尺四方
一、六拾本　石柱、長弐尺七寸、大サ六寸四方
一、三拾三間　腰板石幅尺五寸計、厚三寸計
一、百三拾　擬石高サ七寸、六寸四方
一、弐拾間　腰石下タ土台石、大サ六寸　七寸
一、八本　湯殿石柱、長三尺、大サ六寸四方
一、八間　湯殿榛石、大サ五寸、六寸
一、六拾枚　湯殿敷石腰石、長三尺、幅壱尺五寸、厚三寸
一、壱本　湯殿樋石
一、壱ケ所　部屋方上之流、長五間、幅三尺五寸
但、三方ニ縁付何枚畳ニ而も、
一、壱ケ所　同新流
但、三方縁付何枚畳に而茂、
一、壱ケ所　部屋方下タ流、長五間、幅五尺計、
但、幅ニ広狭有之事、
一、拾弐間　同断縁石、天幅五寸、タケ水上之五寸、水下モ七寸計
一、壱ケ所　同断下流、大サ九尺ニ弐間半計
一、七間　同断縁石、大サ水垂等右同断、
一、六拾八枚　土間腰石、高サ三尺、幅壱尺五寸、厚弐寸五部
一、三拾間　流尻樋石、内法幅尺五寸、深サ壱尺計
一、壱枚　流外法弐尺、幅尺五寸計
〆弐拾六口

右、金谷御広式部屋方唐戸積石等、右之通御普請所承合、早速出来方之儀御普請会所江御申談之様致度御座候事、

卯十月廿五日　中村家外平等

(226)

中村家外平より
下条山原勘右衛門
役引ニ付相省、
鈴木信左衛門迄
九人
長谷川平吉
より
荒木八郎兵衛
迄
四人

御横目足軽已下諸職人
八百六拾人
〃〃〃〃〃
重而
七百七拾七人

右、来月朔日御酒被下候人数如斯御座候事、

卯十月廿九日　金谷　御殿
御普請所

右之通金谷御広式頭江相願候ニ付、御普請奉行等百弐拾八人一集ニ相願候事、

(227)

覚

一、壱本　槻目廻弐丈壱尺計
一、壱本　同目廻壱丈壱尺計
一、壱本　同目廻壱丈五寸計
一、壱本　同目廻七尺計
一、壱本　同目廻九尺計
〆五本

但、右衛門橋辺より図書橋辺迄之惣構ニ有之分

右、金谷御広式御建替ニ付、右御用之槻多御用ニ付、手広詮義方も仕候得共、可然木品も無御座、其上直段至極高直ニ付、先達而も御達申上、惣構ニ有之分受取申候得共、不足仕候付、前条但書之ケ所ニ残り有之分、不残立木之侭請取申度御座候間、此段町会所へ被仰渡候之様仕度奉存候、以上、

卯十一月十一日　　中村家外平
等

御用番
村井又兵衛(長在ニ年寄)様

(228)

覚

一、壱本　杉木　長サ七間半計
目廻五尺七寸計

但、御花畑ニ有之分

右、金谷御広式御建替ニ付、杉等多御用ニ付、手広ク詮儀方も仕候得者、右目廻ニ相当り候木品無御座候ニ付、但書之ケ所ニ有之分請取申度御座候間、此段御聞届、伐木方御普請所承合候之様、御露地方江被仰渡可被下候、以上、

卯十一月十一日　　中村家外平
等

御城方也、
横山三左衛門様

(229)

覚

一、壱貫四百九拾九匁四分ハ通用銀

右、蓮池御堀より同所御物見脇掛塀下タ迄、長延四拾間計水仕、堀立橋等出来御入用銀、右之通請取申度候間、御渡之様いたし度候、以上、

卯十一月十二日　　神戸直次郎
「笠間(朱書)小源太(朱線)様」
藤田求馬様
等四人様

覚

一、壱貫四百九拾九匁四分者通用銀

右、蓮池御堀より同所物見脇掛塀下タ迄、長延四拾間計水仕、堀立橋等出来御入用、右銀高請取申所如件、

慶応三年十一月　　神戸直次郎
「笠間(朱書)小源太殿」
藤田(朱線)求馬様
等四人殿

(230)

金谷御広式御末井戸覆下タ川石積、前後七尺七寸計、奥行片側ニ而八尺六寸計、高サ三尺計、前後上り口檀弐檀計宛積渡シ、井戸

廻敷石御在物鵜川板敷作り立臥渡、三方之葛石古物戸室石等ニ而臥渡申事、

右之通、急速出来候様、猶更御普請所承合、臥渡方等之儀、御普請会所江御申談之様いたし度候事、

卯十一月十六日　　中村家外平
　　神戸直次郎

(231)
金谷御広式御末井戸覆下タ川石積、前後七尺七寸計、奥行片側ニ而八尺六寸計、高サ三尺計、前後上り口檀弐檀計宛積渡シ、井戸廻敷石御在物鵜川板敷作り立臥渡、三方之葛石古物戸室石等ニ而臥渡申事、

右之通急速出来候様、猶更御普請所承合、伏渡方等之義、御普請所江御申談之様いたし度候事、

卯十一月十六日　　中村家外平
　　等

(232)
金谷御広式御普請御用相勤候御横目足軽已下諸職人々数六百七拾壱人計江当十八日御酒被下候之様いたし度、中勘御入用壱貫四百目計相懸申候間、御聞届之様致度候、御聞届之上ハ、惣御入用之内江立込可申事、

卯十一月十六日　　中村家外平
　　等

棟梁　　長右衛門

右之者金谷　御殿御普請御用之槻伐出御用中致怪我難渋に付、療治代取扱方之儀、大工肝煎等紙面御切米大工奥継を以相願候ニ付、遂詮儀候処相違無御座、軽者不便之至ニ付、銀五拾目被下之候段申渡候、依而御普請御入用之内を以可相渡候間、此段御達申候之事、

卯十一月十九日　　神戸直次郎

(233)
十一月廿七日
一、金谷　御殿江呼立ニ付、神戸罷出候処、金谷御普請来春ニ至り御広式御居間廻り并部屋方等御普請取懸り之筈ニ候処、当節格別御物入之折柄ニ候間、来春右御ケ所取懸方御見合被成候、当時取懸有之御ケ所ハ、其侭難被御指置候間、当年中ニ夫々出来可致旨、御用部屋赤井伝右衛門申談候事、

(234)
十二月朔日
一、左之御書取御用番弾番（前田孝敬・年寄）殿於御座安井江御渡ニ付、定場より送越候事、

(235)
御作事方頭江

今般御普請会所被指止候付、御用申送方等相済候ハヽ、御建物等御作事所江引渡可申旨、御普請奉行江申渡候間、被得其意引受可被申候事、

卯十二月　　御作事方頭へ

今般御普請会所被指止候ニ付、御城中御石垣方并辰巳上水方御用御作事所江打込被　仰付候条、被得其意引受可被申候事、

卯十二月

(236)

穴生
奥　源介
後藤平左衛門

右、定番御歩並次列被　仰付、御作事所御用被　仰付候事、

(237)

御扶持人石切棟取
広瀬猪之助
同
堀部丈五郎
同
田川忠兵衛
御扶持人石切
中上理助
同
釣川与四郎
同
村井吉兵衛
二十人石切
久右衛門　等より
次吉
迄
〆
弐拾人
二十人石切並
和兵衛

右、猪之助等三人、棟取之名目指除、何茂町奉行支配ニ申付、御作事所御用申付候、

(238)

辰巳上水江筋
水門番辰巳村
小助
同末村
吉兵衛

右、両人御作事所御用申付候、

前記之通就被　仰付候、奥源介等已下金谷御普請所江打込、御用為相勤候事、

(239)

金谷御広式御建替過半御建物、当時取懸居候御ケ所御三之間より御口廻り八、九歩計出来仕、先当月十五日頃ニ全ク出来可申手配罷在、暨御奥御居間廻り部屋方三囲御長屋御門等、来早春より御建揚ニ相成候手配ニ而、右木拵も七歩計も出来罷在候処　思召被為在候間、右御居間等来春御建揚ニ可相成御ケ所之木拵、暫御見合可被遊段　中納言様（平出）より被　仰出候旨、赤井伝右衛門申談候ニ付夫々相止、当時前条御口廻り迄為取懸置申候、然処当　御上京中御作事所定修理たり共、無拠御ケ所之外一切御差止之義御席より被仰渡、夫々差止申候ニ付、当御普請之義も如何相心得可申哉之旨、右伝右衛門へ相尋候処、当年中ニ御引渡不申而ハ御広式向ニおゐて御指支之儀共有之候ニ付、先是迄之通り御口廻り丈為取懸可申旨申談候、依而者来春御建揚之木拵、前文之通り七歩計も出来居候ニ付、夫々取仕抹為致置可申候得共、今度御出来之御ケ所与、御表江御通ヒ之所并右部屋方等江之取附之所、仮御補理

ニも余程之御入用も相懸、其上木拵仕候品々も仕口等木狂ヒニ相成、重而御取懸之節、其侭相用ヒ候与申訳ニハ迚も六ケ敷、既ニ安政度野田塩硝蔵新建被　仰付候砌、江戸大地震ニ而御物入之折柄に付、暫見合候様被仰渡、八歩計も木拵等出来仕候侭指止、翌年取懸り候様被仰渡、則取懸り候之処、拵置候木品過半木狂ヒニ相成、過分之御不益出来申候、於今度も半年余も相延候而ハ、決而前条之次第ニ相成、御不益不少与奉存候、当時丹後屋鋪御馬場続帯佩場神護寺向等仮囲、大工小屋等取仕抹等も仕、又重而被仰付候之節ハ、只今之姿ニ出来不申而ハ難相成、是又弐重ニ御入用相懸り可申品多有之哉ニ奉存候、且者於御林山根伐之松木持届方等誠精遂詮義、請負ニ申付置候分も指留置申候、是等も冬向之事故、成丈ケ下直ニ仕候義ニ而、後々ニ至り候而者所詮極置候賃銭ニ而者難持届与申聞候儀者心定之義、是等之処ニ而も過分之増方ニ相成可申与奉存候、暨切出シ之松木ケ所々々ニおゐて取仕抹いたし、管懸等不致置而ハ朽腐可申、彼是不時成御費相懸可申、依而木拵出来居候丈引続被　仰付候者、前条弐重之御物入ニも不相成、御益之義与心付申候間、此段御達申上候、木品等仕抹方之義も御座候間、御詮義之上、御指図御座候様仕度奉存候、以上、

卯十二月六日　　中村家外平
　　神戸直次郎

御勝手方
村井又兵衛様

(240)

覚

一、七拾筋　石弦

右、金谷御広式御普請為御用、御用立不申御弓弦之内、先達而百筋請取申候処、不足仕候ニ付、重而右之通受取申度御座候間、私共断次第相渡候様、御武具所へ被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯十二月十日　　神戸直次郎
　　横山蔵人様

(241)

中村家外平
神戸直次郎
等より

御切米大工
荒木八郎兵衛
まて

拾六人

御横目足軽已下諸職人
四百六拾三人
〆

右、明十三日御酒被下候人数如此御座候事、

卯十二月十二日　　金谷　御殿
　　御普請所

右之通金谷御広式頭江相願候事、

(242)十二月十六日

一、当御普請今度出来之御ケ所引渡候後、暫来春ニ至り御取懸之御奥向等、御普請御見合被成候之段、先達而御用部屋より申談有之

候ニ付、今度引渡候後夫々跡仕抹いたし置候筈ニ候得共、当形勢柄ニ付、木品等往来ニ指障り候分迄取片付置、其余先其侭ニ差置候様赤井伝右衛門、中村江申談候事、

(243)

御医者
下田玄丹
南部順元

右、金谷　御殿御普請ニ付、自然怪我人有之候節、療養方右玄丹等江申渡有之候処、御普請暫御見合ニ付御用無之ニ付、此段御申談之様いたし度候事、

卯十二月十七日　　中村・神戸

(244)

十二月十七日

一、御広式御三之間等御普請出来に付、今日左之通立会出来見分いたし、直ニ御広式頭中江引渡候事、

附、表向引渡方ハ明日引渡之義ニ遂示談置候事、

横山外記殿　　中村家外平
赤井伝右衛門　　神戸直次郎
篠嶋平左衛門　　毛利丈左衛門
市河三治郎　　斉田与十郎
〆
小嶋兵蔵
長谷川平吉
御横目足軽
壱人
〆

金谷御広式御三之間等、御口廻り御普請出来ニ付、私共等立会市河三治郎江引渡申候間、此段御達申上候事、

卯十二月十八日　　中村家外平
神戸直次郎

御用番方
御城方

二　御丸御次　此段御達申候事、

(245)

一、御普請ニ付、堂形帯佩場入口番人請取置候得共、御普請暫御見合ニ付、御用無之ニ付、十二月廿一日より相返申候間、割場江被仰渡可被下候之旨、御城代又兵衛殿へ及御達候之事、神戸也、

(246)

十二月廿日

一、金谷　御殿御普請為御用、去寅九月より追々割場御道具所より請取置候処、相損候ニ付、返納仕度御座候間、請取方不指支様、同所へ被仰渡可被下候旨、御城代――又兵衛殿江及御達候事、神戸也、

御道具〆拾三口之分也、

(247)

御文庫御土蔵御本丸内江転地相建、今度出来仕候付、明四時引渡申候間、請取方不指支様被仰渡可被下候事、

卯十二月廿六日　　神戸直次郎

御城方也、

(248)

日用　初左衛門

右之者金谷　御殿御普請御用中、指物落、怪我いたし難渋ニ付、療治代取扱方御切米大工相願候ニ付、遂詮義候処、相違無御座、軽者不便ニ付、銀五拾目被下之候段申渡候、依而御普請御入用銀之内を以可相渡候之間、此段御達申候事、

卯十二月廿八日　中村・神戸

御次也、

(249)

金谷　御殿御普請御用之御普請会所仮役所、今日本保孫八郎より引受、右仮小屋入口縮付置申候間、此段御達申候事、

卯十二月廿八日　中村・神戸

御城方
御用番方
御横目所

(250)

十二月廿九日

一、金谷御次江中村・神戸・毛利・斉田・山原・清水呼立ニ付、罷出候処、御普請方列敷相勤候付、左之通拝領被　仰付候旨、成瀬主税申談、御歩横目已下目録右同断相渡候ニ付、則夫々申渡引受、御請等左之通取捌候事、

覚

一、白銀七枚宛　中村家外平
一、御上下一具宛　神戸直次郎

一、白銀五枚宛　毛利丈左衛門
一、染物弐反宛　清水多四郎
一、白銀弐枚宛　斉田与十郎
一、金子三百疋宛　山原勘右衛門
一、染物弐反宛　小嶋兵蔵
一、小判六両宛　鈴木信左衛門

一、金七千疋　御切米大工　四人
一、同千弐百疋　御横目足軽留書　九人
一、同三千三百疋　御扶持方屋根葺　壱人
一、同千疋　大工肝煎肝等定建　三人
一、同弐千五百疋　畳肝煎　壱人

一、同三千疋　棟取大工　五人
一、同百五拾疋　棟取大工屋根葺棟取等　拾人
一、銀三百目　木挽棟取加人　壱人
一、金壱両　御普請所入口番人并釜小屋番人帯佩場番人足軽　拾八人
日用頭　四人
御普請所小遣小者等

一、鳥目十五貫文　　拾弐人
一、同壱貫四百文　日用杖突　弐人
一、同三貫五百文　道具番　壱人
已上

定番御歩並次列
一、小判弐両宛　奥　源介
御上下壱具宛
一、銀拾五枚　後藤平左衛門
一、同十弐枚　御扶持人石切　三人
一、同三枚　同　三人
一、金壱両宛　二十人石切主付　壱人
一、同弐歩宛　二十人石切　弐人
一、同百疋宛　日用頭　三人
以上、
一、同百五拾疋宛　山石切　六人
一、同百疋宛　町石切丁場棟取　八人

覚
一、白銀七枚宛　中村家外平
一、御上下一具宛　神戸直次郎
以下前記弐十五口順ニ調、
右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候ニ付、拝領被　仰付請取申所如件、
慶応三年十二月　神戸直次郎印
成瀬主税殿

金子三百疋宛　小島兵蔵
染物弐反宛　鈴木信左衛門
已下前記弐拾壱口順ニ調、
右、金谷　御殿御普請御用烈敷相勤候ニ付被下之、則申渡候之処、難有仕合奉存候段、私共迄申聞候、依而引受御請上之申候、以上、
卯十二月廿九日　神戸直次郎判
成瀬主税殿

右之内入口番人等被下銀之義ハ、目録相添割場奉行江引送、配当為致候事、

(251)
覚
一、三百貫四百目　御口廻等去卯年出来御ケ所本勘銀、当春可受取銀高
一、弐千百九拾　当年御建揚ニ可相成御奥廻り并部屋方御長屋御門等御入用、去卯年御達申候銀高
弐貫目計
但、御奥廻り縁石擬石等見込之外ニ付、追而銀高御達申候

事

五百五拾貫目計　御長屋御門等

内　八百五拾貫目計　部屋方二階共

七百九拾弐貫目計　御奥御居間

御二階共

〆

弐千四百九拾弐貫四百目計

外ニ

部屋方御治定之御絵図面与ハ坪増ニ相成并御湯殿

五百八貫目　出来、御居間御補理替、暨御長屋等伐石作料等、

計　御入用見込銀高

内

百三拾貫目　部屋方坪増ニ相成候付、見込銀高、

計　御奥御稽古所御補

〔参考〕1　天保四年　御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳

（表紙）「御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳」
（中表紙）「天保四年
御普請会所支配人々知行高切米高并役附歳附帳
前田源五左衛門
横山義六郎
青木多門
岡嶋右近　」

（＊下ゲ札略す）

知行高
一、百石　穴生　歳四十四　後藤久兵衛

同
一、七拾石　同　歳五十四　奥源兵衛

御切米高
一、三拾俵　同　歳三十四　奥又五郎

同
一、三拾俵　同　歳二十九　後藤永五郎

同
一、四拾弐俵　御屋鋪方并地子銀取　立方御用　御普請会所下裁許　歳七十　坂井佐兵衛

御切米高
一、三拾五俵　諸切手しらへ方御用　御普請会所下裁許　歳七十一　瀧　孫右衛門

同
一、三拾五俵　御屋鋪方并地子銀取　立方御用　同　歳三十　河合　平作

同
一、三拾五俵　諸切手しらへ方辰巳上水方遠所川除方主付浅野川々除才許加人

同
一、三拾五俵　御屋鋪方并地子銀取　立方御用　同　歳五十　徳田安太夫

同
一、三拾五俵　諸切手しらへ方辰巳上水方遠所川除方主付浅野川々除才許加人　同　歳三十八　瀧弥兵衛

同
一、弐拾三俵　御普請会所附足軽　歳五十　直山森右衛門

同
一、弐拾俵　同　歳四十七　中村喜兵衛

同
一、弐拾俵　同　歳六十一　末岡伝兵衛

同
一、弐拾俵　同　歳三十二　出口和三郎

同
一、弐拾俵　同　歳四十一　直山宗四郎

御切米高
一、弐拾俵　御普請会所附足軽　歳五十一　三宅太兵衛

同
一、弐拾俵　同　歳四十五　石井吉左衛門

同
一、弐拾俵

同
一、拾八俵

同
一、拾八俵

御給銀高
一、弐百目
外三人扶持

同
一、弐百目
外三人扶持

同
一、弐百目
外三人扶持

同
一、弐百目
外三人扶持

同
一、弐百目
外三人扶持

御給銀高
一、弐百目
外弐人扶持

人数〆弐拾六人
知行高〆百七拾石
御切米高〆四百七拾六俵

同
歳二十六
中村清左衛門

無組附才許与力役所留書足軽
歳三十八
嶋村清太夫

同
歳二十九
水登清丞

御扶持人石切
歳七十
青木市左衛門

同
歳五十五
水登清兵衛

同
歳六十二
浅野権丞

同
歳四十五
原　弥右衛門

同
歳六十四
中村喜助

御扶持人石切
歳六十九
松本長蔵

御扶持高〆拾七人扶持
御給銀高〆壱貫弐百目

右、御普請会所附支配之人々知行高・御切米高等并役附歳附如此御座候、
以上、

天保四年正月四日

前田源五右衛門（直二）（印）（花押）
横山　義六郎（元徳）（花押）
青木多門（正徳）（花押）
岡嶋右近（一意）（花押）

横山山城守殿（隆章・年寄）
本多播磨守殿（政和・年寄）
前田美作守殿（孝本・年寄）
長　又三郎殿（連弘・年寄）
奥村内膳殿（惇叙・年寄）
横山蔵人殿（政孝・家老）
前田図書殿（貞事・家老）
成瀬掃部殿（当職・家老）
青山将監殿（知次・家老）
山崎庄兵衛殿
玉井勘解由殿
中川八郎右衛門殿

2　天保四年　御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳

（表紙）「御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳」
（中表紙）「天保四年
御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳
前田源五左衛門
横山義六郎
青木多門
岡嶋右近
」

御給銀
一、百七拾目
外三人扶持
御普請会所居番人
田辺専右衛門

同
一、百七拾目
外弐人扶持
同
柿沢嘉右衛門

同
一、弐百目
外三人扶持
二十人石切
長右衛門

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
甚左衛門

同
一、弐百目
外三人扶持
同
伊左衛門

御給銀高
一、弐百目
外弐人扶持
二十人石切
次平

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
長五郎

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
喜右衛門

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
市右衛門

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
忠兵衛

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
文右衛門

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
与三兵衛

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
弥三之丞

御給銀高
一、弐百目
外弐人扶持
二十人石切
利右衛門

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
長左衛門

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
権三郎

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
仁右衛門

同
一、弐百目
外弐人扶持
同
太助

同
一、弐百目　外弐人扶持　甚右衛門

同
一、弐百目　外弐人扶持　甚九郎

同
一、弐百目　外弐人扶持　弥助

同
一、弐百目　外弐人扶持　甚蔵

同御扶持方共
一、三百目　同見習　善右衛門

御給銀高
一、弐百目　外壱人扶持　犀川々廻　理兵衛

御給銀高
一、弐百目　外壱人扶持　同　徳右衛門

御給銀高
一、弐百目　外壱人扶持　浅野川々廻　平左衛門

同
一、弐百目　外壱人扶持　同　喜左衛門

同
一、百目　外壱人半扶持　御普請会所附小遣小者　与兵衛

同
一、百目　外壱人半扶持　同　佐助

御扶持方共
一、弐百目　無組附才許与力役所小遣小者　小右衛門

同
一、弐百目　長兵衛

人数〆　三拾壱人

御扶持方高〆　五拾四人扶持

御給銀高〆　六貫四拾目

右、御普請会所支配之者如斯御座候、以上、

天保四年正月四日

前田源五左衛門（印）（花押）

横山義六郎（花押）

青木多門（花押）

岡嶋右近（花押）

横山山城守殿（隆章、年寄）

本多播磨守殿（政和、年寄）

前田美作守殿（孝本、年寄）

長　又三郎殿（連弘、年寄）

奥村内膳殿（惇叙、年寄）

横山蔵人殿（政孝、家老）

前田図書殿（貞事、家老）

成瀬掃部殿（当職、家老）

青山将監殿（知次、家老）

山崎庄兵衛殿（範古、家老）

玉井勘解由殿（貞官、家老）

中川八郎右衛門殿（典義、家老）

［解題］一　普請会所割場御定書之写

1　『加賀藩御定書』をめぐる課題

加賀藩の御定書といえば、私たちは、すでに刊本の『加賀藩御定書』（金沢市文化協会）を手にすることができ、史料集の一つとしてそこに収載される史料を座右において容易に参照・活用してきた。その書では、多岐にわたる藩法を「御城中御定書」「御作事所御定書」「御普請会所御定書」など一七項目に分類し、前後編で合計六七一の法令からなりたっていることも確認することができる。

そのなかには上記のように普請会所に関するものも含まれているが、本書では、藩法のなかにどのように規定・記載されたかを確認するため、底本をさだめて原本に立ち返り、翻刻した。底本としたのは、加越能文庫「六冊之御定書」のうち「御普請会所割場御定書之写」である。あえて刊本からの転載ではなく、原本に立ち返らなければならないのは、刊本の編纂意図が「余輩は次の計画による一書を新たに編することにした」と編纂に携わった日置謙の言葉にあるように、新規に御定書の編纂を意図していることによっている。

文中にみられる「次の計画」とは、具体的に「金城古定書」と「十二冊御定書」を翻刻することにあった。しかし、全くそのまま翻刻するのではなく、これらを基本としながらも「金城古定書」のなかの「法令にあらざるもの若干」を省略し、「十二冊之御定書」の重複したもの一ケ所を除外したこと、各項目ごとの見出しのないところを補ったことなど作為が見受けられるのである。また、翻刻にあたり底本とした「金城古定書」や「十二冊之御定書」がどの写本によるものなのかはっきりしておらず、「一書を新たに編する」ことに主眼がおかれているのは、やはり、史料集としてみた場合には課題が残るといわざるをえない。そこで、今回の翻刻では、底本を定めて、加工することなく掲載することにした。

まずはこのことに関連し加賀藩の御定書とはどのようなものであったのか書誌的な検討を少々加えることで解題としての責をふせぎたい。

2　書誌的な検討

⑴　法整備の流れ

刊本『加賀藩御定書』末尾に付された日置謙の解説によれば、加賀藩の法整備は、藩祖利家のころには未だなされていなかったとされ、二代藩主利長のころからはじめられ、五代綱紀の代にほぼ完成されたと指摘されている。すなわち加賀藩の法整備は、十七世紀後半ごろまでに一つの到達点にいたったとの理解が示されているのである。

その後の法整備に関して、服藤弘司氏は、

> 近世中期頃迄は可成り法令の整理行き届いていたらしいが、宝暦の大火が災いしてか、後期には殆どそれは行われていない。金沢藩の基本法を編纂した御定書中最大のものと云われる『十二冊之御定書』も明和初年迄の法令しか収められていない。
>
> （藩法研究会編『藩法集4　金沢藩』服藤弘司氏による解説）

と指摘、加賀藩の法整備は、金沢城や金沢城下町に大きな災いを与

えた宝暦の大火（宝暦九年）を契機として鈍化したとの見方がなされている。宝暦の大火は、金沢城はじめ、金沢城下町の多くを焼き尽くした火災であり、武家屋敷や町屋が被害を被った。そのため藩や藩士家に伝来の古文書・記録類が灰燼に帰したことは言うまでもなく、大火後、インフラなどの整備に加え、こうした藩に残すべき法令の復元も課題になったものと考えられ、新たに藩法を編纂するというよりは、まず藩初からの法の復元作業に時間を費やしたということであろう。

(2) 御定書の伝本

そもそも、加賀藩の御定書には、四冊本、六冊本、十二冊などいくつかの伝本があったとされる。現在、加賀藩の御定書の類は、金沢市立玉川図書館所蔵の加越能文庫はじめ津田文庫や氏家文庫、藤本文庫のものがあり、石川県立図書館の森田文庫や前田土佐守家資料館、横山隆昭家など藩士家に伝来したものが知られ、断片的なものも含めると多くの件数になるものと考えられる。そして、国立公文書館にも前田利嗣所蔵本の写本（明治十六年成立）である十一冊本が確認できたことから、全国に写本類が残されていることも想定しなければならない。

それらの全容を総体的に述べることは、現時点ではできないので、その一歩として、わかった範囲で述べていくことにしたい。

『加賀藩御定書』の解説では、加賀藩の御定書は、（1）金城古定書（慶長六年～寛永二十一年の規定を収録）、（2）四冊の御定書（承応・明暦・万治・寛文の法令集）、（3）六冊の御定書（四冊の御定書の類別）、（4）十二冊の御定書（四冊御定書を書き継いだもの）の四種類が存していたとしている。

これに従うならば、加賀藩の定書は大きく①古定書の類と②四冊の系統の二つの種類があり、後者は次第に増補して冊数を増やしていったことがわかる。御定書のうち、もっとも古い年代の文書を所収しているのが、（1）「金城古定書」である。金沢市立玉川図書館（加越能文庫）に残される「万治以前御定書」（二冊）がこれに相当するものとみられ、天正から寛永など江戸初期の諸法令を所収している。加越能文庫の伝本「万治以前御定書」は、幕末期、藩の家老であった横山政和が万延二年（一八六一）に富山で写したものであり、政和が前田家に献上したものである。いわば幕末期の写本で原型がどのようなものであったかは不明である。

次の（2）「四冊の御定書」についてであるが、これに関して加越能文庫「古今御定書」（請求番号一六・二三－二〇）をみてみると、その表紙には、貼紙として次の文言が記されてる。

四冊帳之　御定書、最前御前ニ在之処、何之内江御入置被成候哉見へ不申ニ付、重而為写候而江戸迄可上之旨、延宝五年三月金沢御発駕前藤田平兵衛を以被　仰出、則月番奥村因幡江相達、出来、同十月上之、

これによれば、「四冊帳之　御定書」なるものがすでに、五代藩主綱紀の手もとにあったことがわかる。しかし、それが行方しれずになっていて、綱紀があらためてその写本を作成し提出するよう求め、延宝五年十月に在府中の綱紀のもとへさし上げたのだという。「四冊帳之　御定書」なる御定書が延宝以前に綱紀のもとにすでに存していたことを意味しており、すなわち四冊本の体裁で綱紀が保持していたのである。もし、この「四冊帳之　御定書」なる書が寛文の史料を盛り込んでいるものとすれば、成立間なく藩主の手に帰

したということになろう。

ただ「古今御定書」自体の成立は一〇〇年近く経ったものであったらしい。「年中両度宛触申候四冊之外、跡々より御家中触状」と題された五冊めは「此一冊者村井靱負所持之内無之、宝暦十年庚辰十月改之」とある。「年中両度宛触申」というのがどのようなことをさしているのか具体的にわからないが、この冊子が加賀八家の村井長穹家所持分にないとのことである。宝暦十年という年号に注目したい。前年に宝暦大火がおこっており、この火災で城下の西方に位置した村井家は焼失をまのがれたことを勘案すれば、「古今御定書」は、宝暦大火後の御定書復元を意図して作成されたものではないのかという見方もできよう。後考を俟ちたい。

三つめは、「六冊の御定書」である。加越能文庫の「六冊之御定書」がこれに当たる。藩士の定に関するものとしてひとくくりできる①「御定書之写」②「従先年於江戸御定書品々之写」のほか、③「公事場幷寺社方暨与力御定書之写」④「御算用場・改作奉行・御郡奉行御定書之写」⑤「普請会所割場御定書之写」⑥「町会所・御作事所・七尾・宮腰御定書之写」⑦正徳年中年寄衆が改めたものの写（享保三年書写、本帳より除いたもの・その後加えたもの・馬廻組頭留帳によりの附録）の七冊からなる。役所ごとに分類している点に特徴がある。六冊とカウントしているのは、①②を同様の性格をもつものとすることに拠ろう。

本報告書に掲載しているのは、そのなかで、「六冊之御定書」（請求番号一六・二三－二三）のうち、⑤「普請会所割場御定書之写」である。

最後に十二冊の御定書の例としては、石川県立図書館「加藩十二冊定書」（請求番号k320／10／12）があげられる。「加藩十二冊之定書」は、森田文庫のなかの一冊で①御城中・御作事場・御普請会所・割場　②公事場・町会所・所口・宮腰・寺社　③御算用場・御郡方　④会所　上　⑤会所　下　⑥改作所　上　⑦改作所　下　⑧組頭部　上　⑨組頭部　下　⑩行状倹約之部　⑪雑事　上　⑫雑事　下　で構成される。

この史料は八家村井長世の編になるもので、恒川七兵衛による写である。

(3)「六冊之御定書」にみる普請会所の規定

さて今回、本書に収載した「六冊之御定書」のうち「普請会所割場御定書写」をみていきたい。普請会所と割場に関する御定書で構成されている。あえて割場関係のものも入れ込んでいるのは普請会所と割場が密接な関係を有していたからであろう。

この巻に所収されている文書点数は、普請会所に関するもの二〇点、割場に関するもの一〇点の計三〇点である。年代幅は、年不詳のものもあるが、年代が判明できるもので承応四年から元禄六年に至っているが、万治二年から翌三年に発給された文書が多く、寛文の年号を付されたものを入れると普請会所関連では少なくとも一六点は確認できる。万治二年から三年といえば、五代綱紀の治世である。万治元年後見として加賀藩政を差配してきた三代利常が急逝し、会津藩主保科正之（綱紀の岳父）や幕府より遣わされた上使によって、いわば幕府の主導によって藩政が進められた時期であった。このような環境下で多くの法令が定められている。その状況は『加賀藩史料』でも伺い知ることが出来る。

具体的に「普請会所割場之御定書写」の内容をみていくと、藩から下された歩数の規定、知行を兄弟で分割した際の規定、家屋敷の引料にかかわるもの、寺屋敷に関わるもの、死去人の屋敷没収に関するもの、家中への普請役の賦課と役引きに関するもの、普請道具に関する規定など多岐にわたっていることがわかる。

そのなかでも、とくに、屋敷の下賜、収公や普請役に関して多くの頁を割いている感があり、江戸後期成立の御定書と見比べてみると、普請役の賦課、屋敷の下賜や没収が共通しており、これらの箇条が欠くべからざる条項であったことを伺わせる。

普請会所の役割について、指針をあたえてくれる内容となっている。

（石野友康）

［解題］二　御普請会所役付等覚書

1　河内山家について

「御普請会所役付等覚書」は河内山家（加賀市在住）に所蔵される一三六点の古文書のなかに含まれる小型の手帳（小帳一八・五×九・五㎝、八一丁）である。寛文～元禄初期の普請会所の職務内容を知る上で貴重な情報が多く、藩穴生、石垣普請に関する記録も含まれ、これまで折りにふれ紹介してきた。その都度、所蔵者である河内山勲氏のご高配を得た。今回の翻刻紹介にあたっても快諾いただき感謝している。新聞記事（北國新聞平成十九年一月）に取り上げられたこともあり、もっと早く全文を翻刻・紹介できればよかったが、今回ようやく機会を得られた。

河内山家所蔵文書のうち「金沢城図」一鋪は、十八世紀初頭の金沢城内景観を描くもので、城内建物を御家廻・御長屋・櫓・土蔵・足軽番所・塀などに色分け分類して描き、金沢城絵図分類では近世前期の全域図「金沢城建物等色分図」A類に分類し紹介したことがある（木越隆三「金沢城全域絵図の分類と編年」『金沢城研究』2号、二〇〇四年）。このほか主に江戸後期のものだが、二ノ丸御殿での儀礼に関する解説図が三八点あった（木越隆三「金沢城の地割図と二の丸御殿絵図」『金沢城研究』3号、二〇〇五年）。金沢城関係以外では、由緒帳・系譜、知行宛行状、武芸免状・軍役関係など武家文書として基本的なものが所蔵されていたが、そのなかに金沢城関係の留帳が二点あった。本書と「七拾間御長屋御門御番方手帳」であるが、いずれも金沢城の普請体制や建物管理の実態を知る上で重要なものであり翻刻する予定である。このように河内山家文書のなかに、金沢城絵図など貴重なものが含まれていたので、金沢城調査研究所では早くから注目し、利用させていただいたのであった。

さて「御普請会所役付等覚書」は次項で述べるように、万治三年から元禄五年頃までの普請奉行の勤務内容手帳であり、私的に編纂されたものと推測された。したがって、本書はもともと元禄年間に普請奉行を勤めたことのある武家に伝来すべき「勤方留」である。そこで河内山家の家譜を調べたが、歴代のなかに普請奉行をつとめた者はいなかった。ちなみに安政五年まで八代にわたる河内山家歴代の事績を次頁に掲げたが、五代仲大夫が享保九年に外作事奉行となり、間もなくその年のうちに内作事奉行に転任し、内作事奉行としてその後約三〇年在職したので、本書の伝来に深く関わった人物と推定される。彼が内作事奉行として宝暦四年まで勤務した間に、この留帳を入手したのではないか。前掲の「金沢城図」を伝来したのは、内作事奉行（城内建物の修繕・管理）の職掌に関連するので、その伝来理由は理解しやすい。しかし、作事所ではなく普請奉行にとって必携と思われる勤務手帳（勤方留）を所持していたのは不可解である。仕事がら普請会所との付き合いが深かったから、知り合いの普請奉行経験者から譲られたものと推定しているが、その確かな根拠はなく、全くの推測である。

八代目秤斎は学問に精通した人物で、藩校明倫堂の読師や横目をつとめ、書物奉行や書写奉行を歴任するので、その在職中に入手したことも想定され、今後とも注意し検証すべき課題である。

河内山家の家譜

	氏　名	知行高・身分	主な経歴
1	半左衛門（天正～寛永４没）	２００石	前田右近のあと利家・利長・利常に仕える
2	忠左衛門（寛永５～延宝元年没）	２００石	大坂陣に出役、父跡目相続
3	半助（長次）延宝２年没	２００石	寛永８年出仕、延宝元年相続
4	岡右衛門（昭長）享保４没	２００石定番馬廻組	寛文５年養子、延宝３年相続。堂形蔵奉行・弓矢奉行
5	仲大夫（安寿）明和６没	２００石馬廻組	享保５年相続。外作事奉行・内作事奉行・金銀入立奉行
6	勘左衛門（寿承）文化４没	２００石馬廻組	明和７年相続
7	岡右衛門（寿質）文政５没	２００石馬廻組	文化４年相続、御広式番、二の丸御広式御用達
8	秤斎（寿善）安政５年隠居	２００石馬廻組	文政３年学校読師加人、文政５年父跡目相続。学校読師・学校横目・書物奉行・書写奉行・南土蔵奉行・能美郡代官
9	秀松（寿富）	２００石馬廻組	安政５年跡目相続。慶応３年公事場横目

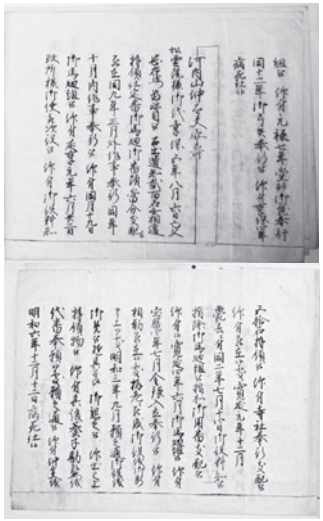

明和８年「系図帳」

「金沢城図」河内山家蔵

2　「御普請会所役付等覚書」の概要

「御普請会所役付等覚書」の記載内容を詳細にみていくと、一二〇の記事に分けるのが妥当と考え、細目次ではそのように区切って掲げた。しかし本書冒頭に①御普請会所役付、②御家中引役御定、③役人諸事御定、附御役方勤様品々、④御領国中御普請之所々、附御普請為致様之品々調物直段、⑤御城中石垣御普請之所々、⑥御家中被下屋鋪之御定、⑦地子裁許之品々、⑧御普請道具調様品々、⑨御納戸銀、⑩年々御役銀高、⑪自分覚之品々というように一一項目（付けたりも加えると一三項目）の内容目録を掲げる。しかし本文と対照するとやや粗すぎて、細目次に転用するには齟齬が大きく採用していない。この一一項目が細目次の一二〇項目とどう対応するのか、わかるように細目次の表記に工夫はしてみた。

とはいえ、この留帳を編集した人物にとってこの一一項目は、意味のある区分・表題であったのであろう。本書を利用するにあたり、本来の一一の目次項目と、われわれの視点から細分した一二〇項目との相互関係に注意していただければ幸いである。

一二〇項にわたる記述内容の全体的特徴は、普請役銀・屋敷方・石垣普請・川除普請など普請会所の職務の全体をほぼ網羅している。普請会所の管轄業務全般にわたり関係法令や人員名簿・職務細則などが摘記されており、普請奉行が手元に置けば相当便利な手帳であったと思われる。時間幅は万治三年から元禄五年までにほぼ納まっているので、元禄初期以後に普請奉行になった人物が編纂したのではないか。編纂した時期の下限も享保以後に下ることはなく、

奉行退職後の編纂ではなく奉行就任間もなく作成した手帳のように推定される。

本書の表紙にも内表紙にも表題がないので、冒頭の内容目録の最初にみえる「御普請会所役付」を利用し仮題としており、本書でもこれを踏襲したが、内容的にいえば万治～元禄間の「普請奉行職務手帳」あるいは「普請会所の業務概要」とでも呼ぶべき便利な留帳であった。

一二〇項目のうち（Ⅰ）表題の「御普請会所役付」つまり普請会所の所属職員および出入町人等の名簿、（Ⅱ）普請役銀の取立細則と役免除に関する諸規定・達書等、（Ⅲ）万治三年～元禄二年までの屋敷方関連法令の三つで相当の紙数を費やしているが、このほか藩穴生や城内普請箇所に関する雑記、普請道具管理奉行等の勤務規定などがその間に挟み込まれる。万治～元禄前期の普請会所の職務の概要を知る上で貴重な情報が多いが、記述内容の幅広さ、記述態度、書式からみて公式記録ではない。普請奉行が自己の職務遂行の手控えとして私的に編集し書き留めたものと考えられる。したがって、本書はこうした書き抜きと編集を行った普請奉行の家に伝来されるべきものであるが、何かの事情で、享保～宝暦年間に内作事奉行を勤めていた河内山仲大夫の所蔵に帰したのであろう。仲大夫が原書を借覧し書写したものとは思われないからである。本書の現況を見た印象をいえば、この手帳は最初に執筆・作成した姿のまま、つまり原本だという印象をうける。

以下、一二〇項目の内容をほぼ記載順に紹介してゆくが、上記三テーマのうちⅢ屋敷方法令群の前と後に雑記録群が二つあるので、これらを「諸事記録」Ⅰ・Ⅱと仮称し五つのグループに分けて解説したい。

まず冒頭に掲げる（Ⅰ）「御普請会所役付」は普請奉行三人の名前を筆頭に普請奉行配下にあるものの氏名・職名を列記するが、それだけでなく普請会所に出入りする御用町人を数多く記載する点が注目される。金沢日用頭一二名、遠所日用頭七名、算用場附日用頭一〇名を筆頭に苧売上人・砂土御用・切石売上人などさまざまな土木資材納入を請け負う商人一三名、普請鍛冶の職人一〇名、地子肝煎（金沢町）一五名の名前が記載されており貴重である。地子銀徴収は武家地・寺社地・町人地に限らず、すべて「地子地」として一括し普請会所屋敷方が徴収した時期があったので、地子町の地子銀徴収を担う地子肝煎は普請会所の職務遂行にとって関係の深い町人衆であったことに注目しておきたい。地子銀の問題は町会所の史料だけでなく、普請会所の屋敷方法令も参照しないと片手落ちとなる可能性がある。

こうした出入りの町人に加え、さらに役筋（指揮系統）に属する関係諸奉行についても役職名を列記するが、氏名までは書かれていない。記入の予定であり記載スペースは設けてあるが記述に至っていないのである。

なお冒頭に記載する普請奉行三人（高畠久兵衛・高木庄兵衛・浅加十郎右衛門）が同時に在職した期間は元禄九～十五年の間なので（口絵の「普請奉行の在職期間一覧」参照）、「御普請会所役付」は元禄九～十五年の職員録である。また本書に掲載された諸記録や法令等の時期は万治三年から元禄四年頃までに限られるので、元禄九・十年頃に上記三人の普請奉行のうちいずれかが編集したのではないかと推定される。

（3）項から（42）項までは（Ⅱ）普請役銀の取立関係記録である。とくに（3）・（4）項では普請役の銀役の負担基準や一歩役の銀高の算定根拠を記述するので重要である。

周知の万治三年十一月二十五日附の普請役法令によれば、千石取以上の藩士は千石あたり三人の役小者を負担すべきところ、二人分は銀納（二歩銀役）、一人は役小者（一歩人役）で納めると定める（『加賀藩御定書』前編）。これが三歩役であり、知行千石以上の人持組士と馬廻組士が三歩役負担の主たる負担者であり、彼らはその知行高に応じて役小者を数名常時召抱え、藩に差し出さねばならなかった。この負担はおおむね幕末まで堅持された。千石以下の藩士の三歩役つまり普請役はすべて銀納で一〇〇石当たり銀七四匁三分四厘、千石取以上の二歩銀役は一〇〇石当たり四九匁五分六厘であることもわかり、一〇〇石単位で詳細な負担額を列記する。知行千石以上になると二歩銀役四九五匁六分（百石当たり四九・五六匁）を負担したのでその負担額も明示する。

ところで三歩銀役がなぜ一〇〇石当たり銀七四匁三分四厘一歩（千石で七四三匁四分）なのかは（4）項で説明がある。原則は一歩人役の役小者の年間労賃である。役小者一人の年間賃金は、労働日数を一年三六五日から休日一一日（正月三日・盆三日・五節句五日）を差し引いた三五四日と算定し、これに日当の銀七分をかけて出す。その結果、年間労賃は銀二四七匁八分となるので、二歩銀役はその二倍、三歩銀役その三倍で七四三匁四分となる。

普請会所が支配する石垣や川除の普請場に、役小者が割場から配当されたが、それを負担したのは知行千石以上の人持組士と馬廻組士であった。三歩役の三分一が人役で、残りの銀納役銀は日用銀などに支出され町方の日用を雇うときの財源になった。しかし、日用の日当は七分でなく五分四厘余とされ、七分との差額一分五厘余は小入用銀とし普請会所等の雇用経費（日用頭の請負）とされた。

（5）項目以後は「役引」に関する達書などが続く。普請役負担にあたり、人持組頭・町奉行・寺社奉行・公事場奉行などの役職に就けば、例えば、知行高から千石差し引いた高で普請役が課されるという特典があった。これを「役引」という。千石引・五〇〇石引・三〇〇石引などの種類があり、万治期に藩年寄衆として国政に奔走した前田対馬・奥村因幡・津田玄蕃の三人は五千石引という特典を得ていた。篠島豊前のように半役引つまり知行高の半分にたいし課税されるものもいたが、一番の恩典は「無役」すなわち普請役の全部免除である。役職では小姓頭や射手頭、普請奉行・作事奉行・郡奉行などが該当し、身分では小姓・射手、また組外の御医師・御茶堂・料理人・御鷹匠・穴生・算用者なども無役であった。つまり知行取ではない御歩並以下の者については、ふつう普請役は課せられないが、仮にその身分の者が知行取に昇任しても普請役は課されなかったのである。

この普請役の役引と無役については寛文以後、藩士にとって重大関心事であったらしく、（7）項目から（42）項目をみると、じつに多くの規定・細則があったことがわかり、藩主の判断を仰ぎその結果を鶴首している様子が窺える。藩の御用に励むことと普請役の免除を得ることは、藩士にとって深く関連していたようにみえる。今後検討されるべき課題であろう。

3　城内の石垣普請に関する記録

（43）項から（55）項までは、（Ⅲ）屋敷方法令群の前に置かれた「諸事記録」Ⅰであるが、まず（43）・（44）項に「役人諸事御定」を掲げる。普請現場で働く人足たちを「役人」と呼び、彼らの日当、病気等で欠勤したときの不参銀（一日一匁）などを定めるほか、杖突・食番などの配置、休日規定、出欠管理と未進・過上の集計など役人（役小者・日用）の労務管理細則が網羅的に記載される。

（46）項の「御役方勤様品々」は寛文九年から天和元年の一〇年余、普請奉行として相役であった山本・武部・高山氏の覚書とみられ、普請役銀取立、役小者の配分、日用銀の遣り繰り、普請資材の調達、才川・浅野川川除管理に関する職務上の要諦を列記する。（47）～（52）項は普請会所に詰める「人持組・馬廻組下奉行」・「役銀裁許」・「川除普請裁許」の勤方を記した条書、寛文・延宝期の領内普請箇所のリストなどが配置され、普請会所に詰める奉行・裁許人などの勤務マニュアルというべきものであった。

このような「諸事記録」Ⅰの最後に載せる（53）～（55）項は金沢城内の普請箇所に関する雑録であったが、穴生方後藤文庫の記録に関連したものもあるので、少し詳しくみておきたい。

（53）項は寛文二年から寛文十二年までに修築なった城内普請箇所八地点の場所と修築年を下表のごとく列記するが、この八ヵ所は、宝永三年十一月付「後藤権兵衛勤方帳」（後藤文庫、『金沢城郭史料』）に掲載された石垣とほとんどが重なるものであった。後藤文庫以外の普請会所留帳でも裏付けが取れ、寛文期にこの八ヵ所で石垣修築があったことはより確実となった。

1	寛文2年	玉泉院丸北の方石垣
2	寛文3年	松原屋敷の角石垣
3	寛文4年	辰巳櫓崩丁場石垣
4	寛文5年	土橋門左右石垣
5	寛文6年	薪丸石垣
6	寛文8年	二ノ丸舞台下石垣
7	寛文12年	蓮池繕石垣（水の手門付近）
8	寛文12年	鐘撞所下石垣（甚右衛門坂上門の脇）

この八ヵ所のほか「薪丸大松下」「本丸（南面）大石垣鏑角」の二ヵ所も修築する予定になっていたが、本書編集時点（元禄初期）までに修築されていないので「出来不仕」と注記されていた。享保以後の修築箇所にそれと推定できる所があるので、おそらく五〇年近く修築が延期されたように思う。とくに「本丸（南面）大石垣鏑角」は、寛文二年五月地震で損傷した石垣と思われ、何らかの応急措置はなされていたが、本格的な修築は元文年間まで下がるのではないか。また「薪丸大松下」は寛文元・二年の城郭修補願絵図などで修理を願い出た「本丸西の石垣」（承応二年八月の暴風雨で崩落）のことと推定される。大松二本が倒れたときに石垣が崩落した所である（木越隆三「元和～寛文期の金沢城修築について」『金沢城研究』1号、二〇〇三年）。このように寛文二年に幕府から修築許可が出た石垣なのに、延宝～元禄の間は本格的な積み直し（御修覆）に至らなかったのである。

（55）項は、元禄五年十一月四日夜に蓮池堀付近の水敲石垣が幅約七間、高さ二間にわたり崩れた事を書き留めた簡単な記録である。十一月五日に土留施工を行い被害状況を絵図に記し、金沢城代（月番）前田孝貞に提出したことなど緊急措置の様子も注記する。

また（54）項は、最近崩れた石垣四ヵ所を普請奉行から藩大年寄に報告した天和二年九月二十四日付の公文書写を掲げる。この四ヵ所は①石川門外左柵下崩石垣、②石川門内与力番所の下崩石垣、③蓮池堀水敲崩れ石垣、④薪丸・玉泉院丸の間空堀の高崩れ石垣、であるが、単なる被害報告なので、実際に修理された年月等はわからない。

4　屋敷方の寛文～元禄期法令

（Ⅲ）屋敷方法令群は（56）項から（99）項まで四四項にわたり、武家屋敷および拝領地に関する重要法令等が連続する。寛文～元禄期の武家屋敷地の動向を検討するとき必須の史料群といえよう。最初の一一点（（56）～（66）項）は、周知の「御普請会所御定書」（『加賀藩御定書』前編）に掲載された法令と重複する所が多いが、その改定令も含まれ、差出人・宛名記載が詳しく有益なものもあった。周知の活字史料では差出人・宛名記載が略されたものがあるが、こうした未刊史料のなかに当時発布された姿により近い法文写を間々確認できるので、参照が望まれる史料群といえる。

紙数が限られているので、四四項にわたる総括的な検証は別途行うこととし、注目すべき武家屋敷法令についてのみ二三ふれたい。

武家屋敷法令を読むときの注意点として、史料文に出てくる「屋敷」「屋鋪」という用語は、敷地そのものをさし、建物・家作を含まないことが多いことを指摘しておく。藩主から家臣・御用町人等に下賜された「屋敷」は第一義的に、家臣の宅地であった。そこに家作がなされ建物・庭ができれば、それは個人財産とみなされ、拝領地を藩主に返すときは本来移動・撤去されるべきものであった。なお宅地上に建造された建物は「屋敷」ではなく、「家」「家作」と記されることがあるが、屋敷とするものもあり注意を要する。

冒頭に掲げた延宝七年二月の「屋敷方御定」は、従来の刊本にない法令である。しかし、内容的には万治二年十一月二十五日付の「被下屋敷御定」と多くの箇条が重なるので、その再発令と誤解する恐れがある。しかし逐条的に比べると変更や入替えがあるので、同一令の再発令ではない。万治二年の「被下屋敷御定」は一七ヵ条の基本令に「被下屋敷歩数」という細則が追加されたもので、当時藩政を託された今枝民部・奥村因幡・津田玄蕃・前田対馬の四年寄から普請奉行に下達した著名な法である。「右被仰出之通」という文言があるので、在府の藩主（綱紀）の御意をうけた年寄連署奉書の典型である。細則は知行一万石から知行五〇石・切米五〇俵取までを一五階級に分けて、最高一六〇〇歩から七〇歩までの屋敷歩数を階級ごとに定める。さらに鉄砲足軽・御小人・御医者・与力の拝領歩数や人持三千石以上に下賜される下屋敷の下賜基準も定める。多くの藩士は、この万治二年令をもとに所定の屋敷地を受領できたが、綱紀が江戸で招致し召抱えた文人藩士のほか、万治二年令に規定のない職能者については、寛文以後の追加令や法度で個別に拝領歩数が定められ前例とされていった。（67）～（69）項などがそれに該当するが、御徒以下の技能者や藩主の肝煎りで召し抱えられた学者・医者が多い。寛文～貞享年間は武家地法制が一層整備された時期であるといってよい。万治二年の原則は若干の修正をうけ、追加法令や細則でより詳細に武家屋敷法制が整った時代であった。

延宝七年の「屋敷方御定」はそのような法制整備の流れのなかで

発令されたものである。寛文～延宝七年までに修正された点を加味し再度出された新一七ヵ条法度である。やはり年寄衆四人から普請奉行にあてたが、年寄衆に異同があり、万治の今枝民部・津田玄蕃は横山左衛門（忠次）・本多安房（政長）に入れ替わっていた。

延宝七年令の九条目に付則が二ヵ条付くが、一～六条、八～一一・一五・一六条の一二の箇条は万治二年令と同一であった。しかし、七・一二・一三・一四・一七の五ヵ条と九条目の付則二ヵ条は万治二年令にない規定である。

このような変化を、万治二年令を基準にみると万治二年令の一～一一条と一七条目が延宝七年令にそのまま継承され、一二～一六条の五ヵ条は削除された。削除されたのはどのような内容かというと、地子銀取立の事（12条）、金沢町中道橋の見廻と修理（13条）、惣構の管理（15・16条）、道悪所は屋敷主が修理（14条）であった。いずれも万治三年・寛文元年から町会所管轄（町奉行裁許）に切り替わった（本史料（100）項参照）ため、普請奉行の立場からは不要な条項となったのである。

これにたいし延宝七年に追加された箇条は、万治二年十一月以後に新たに出された屋敷地相続に関する法令（（57）項・（65）項など）の趣旨を盛り込んだものが主たる変化であった。なお延宝七年令の七条目と一七条は矛盾した規定である。七条目の「拝領地において三年間作事をせず明地にしておけば収公」という規定は、万治二年十一月に単独で出された法令だが、延宝五年三月に撤回され、三年の間に作事をなさずとも収公しないと改訂され、その延宝五年令を一七条目に再掲する。撤回された旧令までもわざわざ掲載した理由はわからない。

このように延宝七年令は万治二年の基本令の一部に改訂すべき事柄が発生したので、改めて普請奉行に周知し、合わせて家中全体に組頭などを通し周知徹底したものと思われる。万治二年令にあった一五階級にわたる拝領地歩数の細則は略されていたが、こちらは、おおむね変更がなかった。ただし与力の拝領地歩数については、万治二年令では千石につき一一五〇歩（一〇〇石当たり一一五歩）と規定されていたが、寛文五年三月令（（64）項）で直臣拝領歩数基準の知行高ランクに示された歩数からそれぞれ一〇歩減らした歩数という規定に変更された。つまり万治二年令では一〇〇石取与力は一一五歩であったが、寛文五年令以後は、一六〇歩（直臣一〇〇石は一七〇歩）となった。なお本史料のなかで直臣のことは「御昵近」と称している。

万治二年十一月令は武家屋敷地法令の基本令であったが、寛文～元禄期に多数の追加令や細則が発布され、武家屋敷の管理体制はより充実した。こうした点を解明するうえで、本書に掲げた四四項にわたる法令覚は重要な史料となるにちがいない。

とくに（99）項に掲げた三八ヵ条は、寛文三年から延宝二年まで普請奉行を勤めた担当者が、武家地管理の実務処理の経験をもとに裁許の要点を列記し、さらに延宝二年以後の追加令、元禄二年の普請奉行による裁許仕様も加えた武家屋敷に関する総括的な留帳である。寛文～貞享年間の普請会所屋敷方役所の仕事ぶりの概要は、この三八ヵ条にほぼ尽くされている。

5　穴生の動向に関する記録など

（100）項以後は「諸事記録」Ⅱである。（100）項目は寛文元年に普請会所から町会所（金沢町奉行）に所轄替になった業務を列記した覚書で、（101）～（103）項は万治三年に町会所裁許となった地子銀取立に関する覚書や細則である。（105）～（108）項は拝領地での家作建設を促進するために出されたもので、引料（家作建設を促す引越者への助成金）の規定や寺社地・相対請地での下屋敷設定に関する規定などが多い。（108）項は「改作所旧記」にも掲載されるもので、これまで寛文六年八月八日の「相対請地禁止令」と呼ばれてきた著名な法である。しかし、内容を正しく読み取れば、武家に対する相対請地制限令というべきものであった。（111）・（112）項は普請会所が深く関わる普請役銀の徴収銀高（年間総額）とその不足高（借用高）を寛文～元禄二年頃までを対象に記録するので貴重なデータといえる。

このほかは普請会所に詰める道具掛奉行・道具調奉行などの勤方書上や普請奉行の「自分覚」などが並ぶが、（115）・（117）項に藩穴生について興味深い記述があったので紹介しておきたい。

（115）項は天和三年に普請会所に所属していた穴生や扶持人石切らの名前を列記し、彼らに今後帯刀を禁じた奉書写である。なぜこのとき、わざわざ帯刀を禁止したのか、焼失した江戸藩邸再建に動員された者もおり、それと関係があるのかもしれないが、詳細は不明である。なお、ここに書かれた穴生は奥源三郎・後藤権兵衛・後藤勘左衛門・杉野伝右衛門・林市左衛門の五人であるが、冒頭の「御普請会所役付等」に掲載された六人のうち戸波駿河以外の五人にあたる。また扶持人石伐は四人載せるが、このうち甚左衛門・市左衛門は「御普請会所役付等」に載る正木甚左衛門と下沢市左衛門にあたり、新兵衛と半兵衛の姓は不明である。

（117）項は元禄四年正月に普請奉行三人から年寄衆に宛てた、普請会所職員の勤務ぶりを回顧した雑記的な報告であるが、最後の箇条に穴生の健康状態などを記し、見習穴生を本役として御用に従事させるよう上申する。それによれば、普請奉行支配の穴生奥源三郎は今年七十一才になるが、四、五年前に発病してから御用に立ちがたいこと、後藤権兵衛は近年中風を煩い、林市左衛門も病気に伏せるので御用を果たせない。御普請の御用のあるときは後藤勘左衛門と杉野伝右衛門の二人のみで対応しているので手間となっている。そこで奥源三郎の倅源八郎が三十一才になるので、今後の御普請にあたり源八郎を使うべきである。およそ以上のような内容を上申しており、元禄初年の穴生の状況がわかる。

以上雑駁ではあるが、一二〇項の内容紹介と本書の解説としたい。

（木越隆三）

［解題］三　御普請奉行諸事留

金沢市立玉川図書館の加越能文庫に「御普請奉行諸事留」という冊子がある。普請奉行に関わる様々な内容を収載した覚書で、罫紙に記されている。中扉には朱書で「片岡孫作写」とあり、片岡孫作による写本であるという。片岡は、金沢城下町の町名はじめ、城下町に関する覚書を収録する「片岡孫作筆録」（加越能文庫）などを残したことでも知られている人物である。本書は、体裁等より察すると、片岡の手による写本というより、あるいは片岡が写したものを、前田家編輯方がさらに写した写本なのかもしれない。

内容を一覧すれば、本書は、江戸初期から幕末期の文書や覚書で構成され、大きく三四の項目から成り立っており、多岐にわたった内容をもった記録であることがわかる。これらは年代が判明できないものもあるが、とくに、文化・文政期から天保期にかけての内容のものが多く、史料の成立事情を解く一つの鍵となりえよう。

本史料は、前田利常・犬千代連署の判物から始まっている。これは、普請奉行を勤めた宮崎太右衛門宛に年不詳十一月十一日付で普請奉行料を宛行った内容である（1）。一方、記述年代の下限は、安政五年（一八五八）二月である。金沢で安政二年二月朔日、強い地震がおこったことから、あらためて地震に対する心得を述べている（34）。すなわち、史料原本の成立年代は、安政五年以降ということになる。（1）は、在府する幼少の犬千代（のちの五代藩主綱紀）にかわって祖父で後見の利常が発給したもので、この文書の年代は記されていないが、綱紀が元服して正四位下左近衛権少将兼加賀守となり前名綱利を称するのが承応三年（一六五三）正月のことであるから、承応二年以前のこととしなければならないし、また、綱紀が家督を相続するのが正保二年（一六四五）六月であるので、正保二年が上限となることから、文書の発給が正保二年から承応二年の八年の間ということになる。（3）文書と密接なかかわりがあり、（3）には、「犬千代（様脱か）追日御成長、万菊様御同前之御事候、将又石川郡検地御座候ニ付」などとの文言から犬千代弟万菊丸が没する慶安二年以前であること、慶安元年に石川郡の検地が行われたことをみると、慶安元年のこととしてよかろう。この利常・犬千代連署の知行宛行状は、他の例では本来折紙で発給されており、この史料の原本もおそらくは折紙であったと思われる。しかし、本書に記されたところでは、原本の体裁に必ずしも則っていないことから、史料集としては、少し心もとなさを感じる。この点については、留意する必要があろう。利常・犬千代連署判物に続けて、年未詳正月三日付犬千代判物写（宮崎太左衛門・熊谷久左衛門宛）（2）、（慶安元年）十二月五日中村惣右衛門判物（宮崎太右衛門宛）（3）が配列されている。「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館蔵）によれば、宮崎太左衛門は慶安元年十二月に普請奉行に就任しているが、「御普請奉行」項の冒頭に記され、熊谷久右衛門も同じ慶安元年に普請奉行となったとしている。すなわち、この「御普請奉行諸事留」を書き記すにあたり、最初の普請奉行と考証される宮崎関連の史料を取り上げて、そのあと実際の普請奉行の勤務のあり方や慣習等について叙述していこうとするねらいがあったのではないだろうか。

また、（4）で普請奉行を勤めたという人物として篠原出羽・青山織部・神尾数馬・冨田治部左衛門・永井織部の六名をあげている

のは、これも含め普請奉行の濫觴を考証しようと努めた結果と受け止められよう。

これに続く内容をあげていくと、普請奉行以下、普請会所横目・道具奉行・犀川・浅野川々除裁許・穴生など普請会所に詰めた職の書き上げ（31）をはじめ、御扶持人石切や割場足軽の服忌に関する定書（5）、城中の見分の際には常の羽織に細袴着用とすべきなど、城中・戸室山や犀川・浅野川を見分する際の服装について記した条（6）、音地太郎兵衛や森辰之助のケースを取り上げた、屋敷地拝領の具体例（13）、役銀や普請入用銀に関する例規（14）、御親翰御請書類の調え方（25）など多岐にわたっている。（25）の御親翰御請については、書式について図をいれこんだ具体的な説明となっており、当時の書式がよく理解できる。また、「御用番之時分心得」（11）の記述では、砂利の取り方に関すること、場付横目の役引に関すること、御次御用に関して近習頭衆より紙面が到来したときの心構え、書類の調え方などを案文を提示しながら記されている。「御用番」といえば、加賀藩では、年寄衆八家のなかで、いわゆる月番の年寄に相当する職をさすことが多いが、ここで言う「御用番」とは、文脈からみて年寄衆八家をさすものではなく、普請奉行のことをさすものとみるべきである。また、「浅野川々除才許、当時棟取所より兼帯」との記述（11）は、当時の普請方の職務の実態を示す重要な指摘であろう。

最後の項目は、安政五年二月に起こった地震により、城内や戸室石引道の被害を普請奉行森田虎左衛門から、八家の横山隆章（遠江守）・奥村栄通（河内守）にあてて報告する内容の達書で締めくくられている。横山・奥村の二人は金沢城代である。

本史料は、普請奉行もしくは、普請会所に勤めた人々の、きわめて多岐にわたる職務内容をアトランダムに盛り込んだものである。これらは、普請奉行が日頃より心得ておくべき内容とみて大過ないであろう。いわば、表題どおり「諸事留」なのである。金沢町人かと思しき片岡孫作が何故この書を必要としたのかについては、今後の課題としたい。

（石野友康）

［解題］四　才川・浅野川々除御普請之様子并私共勤方之帳

「才川・浅野川々除御普請之様子并私共勤方之帳」は、加越能文庫のなかの政務記録の一つである。普請会所に所属する才（犀）川川除裁許の行山清八郎・南丹右衛門、浅野川川除裁許の山本伝大夫・山田忠三郎の四人が編集したものと推定され、川除裁許の担当業務の現況を九三項目にわたり列記した勤務報告である。最後の（93）項目に享保十七年六月付で前掲の四人（川除奉行）から当時の普請奉行四人に提出された上申書を載せるので、本書の成立も享保十七年頃と推定される。

川除裁許は普請会所の要職の一つであり、普請道具拵奉行・同調奉行に次ぐ地位にあって一〇〇石前後の平士などが就任したようである。才川・浅野川の両川川除裁許の初見は寛文八年であるが（石川県災異誌）、寛文二年からみえる川除普請奉行がその前身であろう（金沢古蹟志）。彼らは江戸後期にかけて、城下町を流れる二つの大河の堤防の保全にあたったが、才川・浅野川の流路は城下町域にとどまらないので、城下町の外側に位置する川除管理は算用場奉行のもとで郡奉行・改作奉行が管轄し十村なども動員された。したがって、両川の川除管理は、城下町部分については普請会所の川除裁許、郡方の範囲は算用場奉行・十村が対処するという分割管理のもとに置かれていた。

以前この史料を縦横に利用し、才川・浅野川両川の川除普請の労働編成や川除裁許の勤務内容等について考察したことがあるので（木越一九八三「才川治水および下流域用水管理と辰巳用水」『加賀辰巳用水』第三部4章）、それをベースに、本書に掲載された九〇項におよぶ内容の一端を瞥見しておきたい。

まず川除裁許の職務内容を大まかに整理すると、以下の七点にまとめられる。

（一）川除普請に動員された各種労働力を請け取り、人足数を確認し、記録や帳付け等の実務を担当した。工事の都合により必要人数を前もって普請会所に要請することもあった。なお両川の川除普請場に動員されたのは、武家方所属のA足軽・B割場附小者・C家中役人（役小者）・D二十人石伐、および町方所属のE日用・F定御用町人・G大工・木挽、以上七種類にまたがり、A～Dの武家方労働力は割場から配当され、E～Gの町方労働力は、川除才許から普請会所に必要人数を届け出たのち普請会所が直接雇用した。その際、定御用町人や日用頭・大工棟梁等に工事請負を命じたのち、彼らは現場に出役してきた。すると川除才許はその人数を確認し、前銀・中勘銀支払切手に関する事務などを処理した。

（二）川除裁許は、請け取った各種労働力を各丁場に振り分け、その日の作業を命じたが、その際、武家方労働力は割場等のその日その日の都合により増減する不定数であり、作業現場のほうも天候・川水の状態によって工事不可能の場合が少なくなかったので、前日のうちから周到な人足配置計画をつくり対応していた。工事現場の実質的な監督員とみてよい。

（三）川除才許は川廻・人足廻という補佐役を駆使し、工事人足A～Gの作業ぶりを監督し彼らの勤務評定をした。精勤者には手

透時分に休暇や軽労働を与えるなどの優遇を与え、工事巧者の人足が常時使えるよう配慮し、怠堕な人足には欠勤扱いとするなど厳しい態度を示した。出欠管理、遅刻者の勤務評定、病人・怪我人・急死人の処置など労務管理の責任も負っていた。

（四）川除才許は一年間の決算事務を毎年算用場において行った。具体的にいえばA～Dの年間使用人足数の集計整理と報告、E～Gの町方労働者に対する人足賃銀・工事資材借上代銀の支払い書類の整理などである。

（五）定御小屋の建物と、そこに備え付けられた工事道具や保管された工事資材（根苧籠・鳥足・抄木・藤・茨等）の管理を行うことも川除裁許の重要な職務であった。両川に設けられた現場事務所が定御小屋であるが、その修理材料や工事道具（縄薦・持籠・釘・鋏等）を御道具奉行より請け取り、工事道具は工事人足に貸し渡した。この工事道具の貸し渡し業務を専門に行う者として、定小屋番人・御道具出入御用が置かれたが、それはB割場附小者・C役小者・D二十人石伐という武家方労働力の中から選ばれ、両川に各々四人ほど配置された。

（六）両川の見分を常に行い、川形の善悪を調べ、川除損所があったら直ちに普請会所に報告し、修理を要請すること、これが川除裁許にとって最も責任ある職務であった。その意味で治水土木の専門家として研鑽を積み技量をもっていないと勤まらない仕事であったと想定される。

（七）したがって川除裁許は、両川の増水・洪水時には自ら出役し、割場附小者・家中役人・日用頭・定御用町人・大工棟梁等々を集め、川筋の警戒に当たる。万一川除損所が出来した時または川除の七、八分まで増水した時は、普請奉行中・同横目等に連絡し出役を求めるとともに、すぐに損壊所の修理と川除防御工事を指揮した。

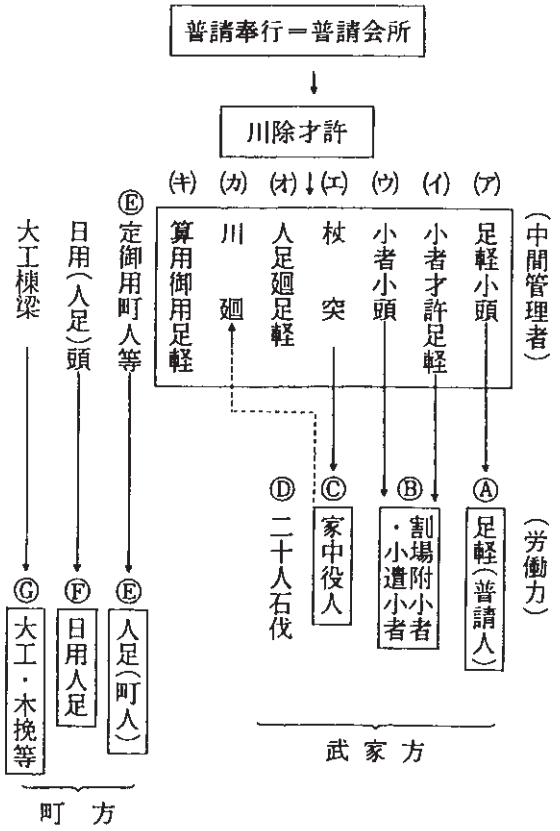

以上の川除裁許の職務と責任は、みたように現場実務に特化しており、その意味で川除管理のプロとして相当に高い専門知識が必要とされる役職であったことが想定された。では川除裁許の下に配置された七種類の川除普請労働力について、個別にその性格を簡単に紹介しておきたい。なお川除裁許の配下で働く七種類の労働力の支配関係を、その中間にいる管理者の位置も含めて右に図示したので参照されたい。

（A）足軽は、本来「御普請方所作」すなわち人足仕事のような土木工事の現場労働を行わない身分であり、「人足廻し其外勤番

等」にもっぱら従事した。元禄期には才川川除のみに出役し、力役労務としては「夫石」運搬の仕事に従事した。以前は川掘（川形の悪い所を掘削し改修する）工事にも使ったというが、足軽は力役的労働をしないものという原則を主張されたので、「夫石持」のみに限るようにし、その仕事量も、小者なら一〇人懸りの仕事を、足軽では一七～一八人で行うというように軽くされていた。このように足軽の身分・格式は尊重されており、（オ）人足廻や（キ）算用御用のような管理労働あるいはその補助的実務が命ぜられた。このように足軽はその格式ゆえに川除普請の現場においては使いにくい労働力であった。

（B）割場附小者等（小遣小者も含む）は、夫石持・栗石持・川掘といった川除工事に不可欠の重労働に従事した。元禄十六年（一七〇三）、工事費削減のため日用や定御用町人の使用が大幅に減らされたあと、家中役人（役小者）と打ち混じり、どういう作業にでも従事した。たとえば川除石垣工事、土俵詰等に使用された。小遣小者は割場附小者と共に定小屋番人・御道具出入御用あるいは小遣として使用された。なお割場附小者等は、急用のため割場に引き揚げられることがあったので、遠方に行って行う作業（藤伐・茨伐・松木伐など）は免ぜられていた。このような制約はあったが、足軽と異なり川除普請の中核労働力として、元禄十六年以後とくに重要な役割を果たした。

（C）家中役人は「役小者」とも呼ばれた。（A）足軽、（B）割場附小者等、（D）二十人石伐が藩直属奉公人であったのにたいし、役小者は藩家臣の家来すなわち家中武家奉公人（陪臣、又者）であった。加賀藩士の義務として普請役という負担があったが、これは知行高一〇〇石以上の武家に対して賦課された。とくに千石取以上の家臣は知行千石につき役小者三人を藩の普請場に提供する義務が初期からあった。一万石の家臣なら三〇人の役小者を提供する義務があったが、万治年間までに、役小者三人のうち二人分は銀納とされ一人だけ奉公人を出すことになった。また千石以下の者はすべて銀納とされたので知行一〇〇石当たり〇・三人分の役小者賃金分を負担した（『加賀藩御定書』巻四、解題二でも詳細に解説した）。したがって万治以後は、知行千石以上の直臣が千石当たり役小者一人提供した。その総数は寛文期で約五〇〇人であったが、様々な役免除の特典が制度化されていたので、実際に提供された数は二〇〇～三〇〇人だったと推定される。

家中から提供された「役人」なので家中役人とされたが、単に「役人」と称することもあった。役小者と普請役銀の取立や減免は普請会所の所轄であったが、役小者は割場を通じ普請奉行支配の御普請所に配当された。しかし普請役銀は普請会所で管理し石垣御普請や川除普請など領内の普請経費にあてられた。両川の川除普請場にも、この役小者が割場を通じて配当されたが、その請取切手・誓詞、必要人数の見図り、決算などを普請会所が管轄し両川では川除裁許が実務を遂行した。また、川除工事費の多くは普請役銀の内から支出していた。

この家中役人すなわち役小者が、元禄十六年の工事費削減令以降、最も重要な川除普請労働力として活躍した。彼らは、藤伐・茨伐・夫石釣（夫石運搬）、栗石籠詰・栗石持のほか、従来は主に日用人足や定御用町人請負の人足が行っていた根苧籠伏

作業、河除石垣や柵工事、鳥足・枠仕立、山の松木伐とその運搬等々に従事した。そして洪水時には、昼夜にわたる超過勤務を行い川除裁許を助け大いに活躍した。

なお（A）～（D）の武家方労働力はどれも、出役人数は川除才許の都合で決められず、割場の都合で決まったので、その数は常に不定で日により増減があった。

（D）二十人石伐は、近世初期からの石垣普請を専門とする石工であり、初期金沢城の建設期に二〇人を定員とし穴生の下で石垣普請や城下町の石工事などにもっぱら従事していた。本来は相続されない身分であったが、その職務の専門性に鑑みて藩直属の武家奉公人として子供への継職が許された。一代抱を重ねるものであったが、それでも元禄期になると老齢化が著しくなっていた。本来の業務である石垣普請や各種の石工事（石工仕事）が元禄以後大幅に減少していたため、城内で仕事がないときは、両川の川除普請に従事するようになった。老人が多いためか、彼らの従事する作業は従来の夫石持が減り、大工による籠組立の手伝い、持籠・蒋縄を編むといった軽労働が増えていた。二十人石伐の宅地は寺町寺院群の裏手の才川崖上（桜橋のW坂上）に組地として設定され、「二十人石伐町」と呼ばれた。そこから犀川に下る坂道は「石切坂」（今はW坂と通称）と呼ばれ、彼らはこの坂を下り犀川の川除普請場に通勤したものであろう。

以上の武家方労働力に対して、E～Gの町方労働力は元禄十六年の工事費削減令以降、その使用が著しく限定されたが、その概要を次にみていきたい。

（E）定御用町人は普請会所に出入りする御用商人であり、これも「普請会所役附等覚書」に一三名掲載されていた。とくに川除に関する御用を定例的に請負い依頼の品を納品したり、委託業務を遂行する商人や職人たちであった。この定御用町人も元禄十六年の経費削減令のため、日用同様、委託量が大きく削減された。また請負作業の人足数見図りにおいても厳しい減額を命じられ、さらに柵工事・根苧調達・松木伐り・松木運搬、根苧籠伏工事、鳥足仕立などが命じられたこともあった。しかし土俵詰、川除石垣工事のような業務は、元禄十六年以降全く命ぜられなくなったので打撃は大きかった。また定御用町人に委託された仕事や買取資材に対する規格査定は、元禄以降ますます厳格となり、査定基準も詳細を極めていった。

（F）日用は「普請会所役附等覚書」にみえる城下町在住の日用頭三九名などが藩から委託され雇用した日雇労働者である。城下町の下層民が大半を占めていたが、村の頭振層にも日用稼ぎに出る者は多かった。藩直属の武家奉公人（割場附小者等、役小者など）と日用、これが普請場における作業員の中心を占める存在であった。とくに寛文・延宝期の川除普請の現場では、役小者・割場附小者等・日用が中核労働力であったが、元禄以降、役小者・割場附小者だけで賄おうとし、それで不足するような急工事や洪水時のような非常時にだけ、日用を例外的に用いるという方針転換が行われた。

（G）大工・木挽も町方の職人であり、根苧籠組立・鳥足組立・製材などの仕事に従事したが、これも元禄十六年以降御用委託が激減した。元禄十六年の普請経費削減令の背景として、破損し

やすい柵・根苧籠・鳥足の代りに石垣川除を作り、堤防の強度を高めるという川除工事の方針転換があった。なお元禄の頃に根苧籠組の大工棟梁として、箕屋長兵衛・田中屋次郎兵衛・米屋紋左衛門の名がみえる。

以上、川除裁許の職務と川除普請に動員された七種類の労働力の特色について概観したが、その結果、おそらく財政窮乏が原因で元禄期に川除管理が町方労働力に依存した体制から、武家方労働力中心の体制へ転換したことがわかってきた。これに伴ない川除工事の施工法も、柵・根苧籠中心から石垣による川除を積極的に造成する段階へと転換されたことも本書から窺えた。

こうして川除裁許の職務をみてくると、才川・浅野川の洪水から城下住民の生活を守る上で、きわめて重要なキィマンであったことがわかる。名ばかりの管理職ではなく、治水や土木に通暁した人材が就役すべき役職であったが、どのような人材が実際に就任したかは、今後の課題である。その方面の研究が進展することを期待したい。

なお本史料は金沢城の普請に直接関係しない記事が多いが、もともと城郭の石垣普請に専門的に従事していた二十人石伐や役小者が、石垣普請や城中御用が大幅に少なくなった段階で、どのような業務に使われ、どういう労働編成をうけたか確認しておくことは、城中での石垣普請の労働編成を理解する上で多くの示唆を与えてくれるので取り上げたものである。

（木越隆三）

〔解題〕五　御普請奉行勤方留

「御普請奉行勤方留」は、加越能文庫のなかの政務記録の一つであり、すでに『金沢市史資料編４（近世二）』のなかで紹介されているが、前半部のみ翻刻され、後半は略されたので、あらためて全文を翻刻掲載した。

表紙に「慶応元年六月　御普請奉行勤方留　本保」とあるので、慶応元年六月に作成された普請奉行の勤務内容報告のようにみえる。しかし内容を読み進むと、本文の最後のほうに文政七年九月付で、ときの普請奉行四人が連署し「右、御普請会所前々例格・奉行取捌仕候趣、其外手先役人勤方等、文化十四年帳面ニ認指上候分を以、其以後相改申品等、今般夫々調込上之申候、以上」という上申文言を付けるので、文政七年の代替わりの際に、年寄衆に提出されたものの写がその大半を占めることがわかる。

文政五年十一月に隠居した十二代藩主前田斉広が文政七年七月に死去し、藩政の実権は完全に十三代斉泰の下に帰したが、おそらく上記の文政七年九月付の勤方報告は、この十二代から十三代斉泰への代替わりを期して諸役所で作成された「勤方帳」の一つと理解される。普請会所で作成されたこの勤方報告に、若干の補助資料を追加し慶応元年に編集されたというのが、本書の成立経緯であった。本保とあるのは、慶応元年に普請奉行職にあった本保孫八郎であり、彼が十三代斉泰から十四代慶寧への代替わりが近いことを予見し、普請会所の勤方に関する基本資料としてまとめたものであろう。

しかし十四代への代替わりは慶応二年四月であったから、本書はそれ以前に作成された勤方留にすぎない。いわゆる代替わり時の「勤方帳」の体裁となっていないのである。こうした前例の書き写し書類などをもとに、代替わりがあったとき正式な勤方報告が仕上げられてゆくのである。

そこで本書の年号をどの時点で押さえるかだが、慶応元年に編纂された留帳とみれば慶応元年にしなければならないが、大半が文政七年の提出書類を丸写ししているので、慶応元年の書類とみるより文政七年のものとみるほうがよいと判断した。つまり文政七年「勤方報告」の慶応元年写本という理解である。慶応元年に追記したと思われる部分が最後に若干添付されるが、それも文政七年「勤方報告」の添付文書、もしくは関連書類である可能性もあるので、そのように判断した。なお前掲『金沢市史資料編４』も同じ判断をし、内容の年代である文政七年を採用している。

さて本書の内容を細かく区分すると、細目次に掲げたように一五ほどに内容を分けることができる。それらを要約すると文政七年の上申文言にあったように「御普請会所前々例格」と「奉行取捌仕候趣」「手先役人勤方等」および「文化十四年帳面ニ認指上候分を以其以後相改申品等」を編集したものといえる。とくに本書の随所に「文化十四年帳面ニ認指上候分」に該当する注記がみえる。

冒頭の一四ヵ条は内題にある「御普請会所例格ニ仕、御普請奉行取捌申御用」に該当するものと思われ、普請奉行の基本的な職務を列記する。勤務日・勤務時間の慣例を記述したあと、①藩主の城中見分、金沢城代の城中見分への同行、②石垣普請の修補願図の作成（実務は穴生）、③城中石垣普請現場の仮小屋詰め、④辰巳用水の年

一度の見分、⑤加越能三カ国の川除・波除普請所の見分（新役就任時）、⑥犀川・浅野川の川除普請所への年一度の奉行見分など、普請奉行の基本的な用務のほか、書類点検・印鑑管理など管理者として必須の義務的職務を記載する。

そのあと「御普請奉行支配の人々」「御普請奉行より役筋申し詮ずる人々」に分けて普請会所に属する職員・役職者を列記する。そのあと見出や標題はないが、普請役の役引・役入を証明する証文を人持組・馬廻組等下奉行が認証することになったので、その認証に関する細則を掲げる。「壱歩人役の品」は知行千石当たり役小者一人負担する普請役に関する規則を列記し、役小者の算用（出役管理・出勤人数掌握など）に関することも詳しく規定する。「役銀にて御払の分」は、家臣から取り立てた普請役銀がどういう費目に出費されたか列記したもので、城中石垣普請ほか普請道具の調達経費などに出費されたことが具体的にわかり面白い。役銀の徴収方法の詳細な実態まで窺える部分もあり、普請役銀の収支を考えるうえで必須の史料といえる。

そのあと道具調奉行・道具渡奉行や遠所川除・波除御普請、辰巳水口筋御用の勤務規定を掲げ、才川・浅野川の川除裁許および切手方御用の者の勤方なども記す。さらに「御屋敷方御用勤方」「穴生勤方」「人持組頭・馬廻組頭下奉行相勤申品」を載せるが、これらが「手先役人勤方等」に相当するもので、ここまでが文政七年の勤方報告に書かれたものである。そのあと「寺社奉行支配御普請役之品」などの雑記が添付される。

ほんの概要だけ紹介したが、「御屋敷方御用勤方」では、普請会所のなかの一部局「御屋敷方役所」の勤務原則が八ヵ条に要約されている。屋敷方の用務はすべて普請奉行に取り次ぐこととされ、拝領地の宅地打渡などの下調べは定番御歩が行い、その他の隣接地との境目見分、収公宅地に残る家・建具等の処理などは下裁許（与力か）が実務を処理すると定める。また相対請地からの地子銀徴収や屋敷方大絵図の屋敷間数の書き直しなどの実務も屋敷方が担当した。

また「人持組頭・御馬廻組頭下奉行相勤申品」は、普請会所に派遣されていた下奉行なるものが、どういう人々でその勤務実態がどういうものか、概要を知ることができ有益な史料といえる。下奉行は人持組については七手頭に就任した万石以上の人持組頭の家の家臣および馬廻頭の家の家臣から選ばれ、普請会所の下奉行詰所に詰めたが、偶数日は全員出勤し、奇数日の出勤は番を組み二人ずつ交替勤務した。彼らの詰所は普請会所囲の内側に人持七組の小屋を建て、各組の定杖という小頭が出仕し、役小者の毎日の出欠点検を行った。また、石垣普請があるときは、かつては作業現場に下奉行も出仕し栗石・砂利・土坪等の作業人足の配当人数を積算し、戸室山や宮腰湊に石材等を搬送する人足数の査定や掌握を行ったが、今はそのようなことはなくなったと記す。しかし中山から城中へ石釣搬送を行うときは、両方の下奉行がともに出役し夫付を行っていた。文政年間まで下奉行は石釣夫付において普通りの勤務を続けていたことがわかり重要である。文化年間の注記と合わせ本書を利用すれば、普請会所の勤務概要はより深く把握できるであろう。

（木越隆三）

［解題］六　金谷御殿御普請諸事留

金沢城の西側、現在の尾山神社が存するあたりは、藩政期には金谷出丸と称して、隠居した藩主や世子、その他の子女の住まいとした曲輪として知られている「金谷御殿普請諸事留」（金沢市立玉川図書館清水文庫）は、幕末期の慶応二年（一八六六）から翌三年にかけて行われた、金谷御殿の普請について詳細な内容をもっている。

普請会所は、翌三年に廃止されているので、いわば普請会所最後の仕事として行われたことになる。そのため、ここに全面的に翻刻し、紹介した。

本史料が伝来した清水文庫は、加賀藩御大工であった清水家旧蔵の史料群である。

1　金谷出丸の変遷

まずは、金谷出丸の来歴について略記することから始めたい。金谷出丸の歴史については、木越隆三氏の考証もあるのでこれを参照しながら述べていきたい。（「金沢城全域絵図の分類と編年」『金沢城研究』第2号）

(1)　金谷御殿と藩主家

金谷出丸に存した御殿のはじまりについては、判然としない。『改訂増補　加能郷土辞彙』では、このあたりは初め金屋町と称して民家の在るところであったが、その後綱紀の代の寛文頃に金谷文庫設置、延宝九年三月には書院・亭榭・馬場ができたと説明する。また、郷土史の泰斗森田平次は、冨田景周の『越登賀三州志』を検討し、寛永十二年五月九日の金沢火災があったので、金谷の地にあった邸地を悉く移転させ、跡地を出丸としてとりこみ、金屋屋敷と称したのではないかと推察し、寛永後半に藩主家の敷地となったとする。

金谷出丸の嚆矢については、慶長期に行われた惣構の築造により城地と城下が区分されており、金谷の役割に大きな変化があったことが想定できる。その後手元の史料をみると、三代藩主利常が没した万治元年以降、藩主家の屋敷として本格的に整備されていった様子がうかがえる。

万治二年から延宝四年ごろの景観を描いたとされる「金沢城内絵図」（安土城考古博物館蔵）では「金谷屋敷」とあるほか、万治三年十二月には金谷・堂形の馬場が出来したとされ（「年代摘要」石川県図書館協会『改作所旧記』下巻　所収）、寛文元年に「玉様丸・金屋々敷」の両池を掘らせたという記載がある（石川県立図書館蔵「日帳」）。この場合の「池」とは、井戸のこととみるのが良いという説もあるが、「金谷（屋）屋敷」とよばれるだけの建物があったことが想像される。

延宝五年正月には、綱紀は、金谷屋敷の馬場で乗初を行い（「葛巻昌興日記」延宝五年正月十三日条）、同八年十月十九日には綱紀は金谷屋敷へ赴き、御居間前土蔵にあった長持ちを収納したとか、十一月四日にも金谷屋敷御文庫へ赴いている。馬場については、狭かったからか、延宝八年ごろから始められた金谷文庫前の「追廻之馬場」・「書院」「御亭」の普請が翌九年には大筋で完成し、近接したであろ

う書院を「馬場御書院」、御亭を「馬場先ノ御亭」と称したという（「葛巻昌興日記」延宝九年三月十六日条）。また、天和四年には文庫一棟を造営した記述もみえる。（「葛巻昌興日記」天和四年六月二十七日条）

つづいて、元禄初年以降には、藩主の子女が住まいしたことがみえる。元禄元年（一六八八）で、五代藩主綱紀の娘豊姫が金谷に住居し、豊姫の同母の兄弟姉妹であった敬姫・直姫・利章（のちの大聖寺藩主）が金谷で誕生している。以降、藩主の子女の住まいとして活用されることになった。彼らの生母は、側室の藩士津田康政娘（保寿院）であった。

なお、金谷の御殿は、厳密には住居する人によって、金谷御殿、金谷御住居、金谷御屋敷などと呼称が変わっている。

(2) 世子の住居金谷御殿

六代吉徳の代になると、世子宗辰（のちの七代藩主）との関わりが指摘できる。宗辰は、享保十年四月二十五日酉刻、金谷のなかでも女性等の生活の場である御広式で誕生した（「大野木克寛日記」）。享保十九年六月十六日には、生母浄珠院（上坂氏）とともに普請なった金谷広式にはいったという。

宗辰は、元文二年六月、元服し、九月に帰藩、金谷御殿に入った。翌三年三月には江戸にむかい、延享元年六月に金谷に到っている。そして延享二年三月には江戸へ再び発途した。

のちに述べるように、とくに延享期は、吉徳の寵臣大槻朝元が台頭し、国許においても藩政に携わるようになり、藩政の改革を行いつつある時期でもあった。藩士青地礼幹や藩老前田直躬が、吉徳－大槻政治への批判をぶつけたのも金谷出丸の世子宗辰に対してであった。いわば、藩主が二ノ丸御殿の主であるのに対し、金谷出丸に世子が住居するようになるのは、宗辰が最初であった。その後藩主となった重熙・重靖・重教と金谷出丸の関係はどのようになっていったのであろうか。

江戸生まれの八代重熙は、延享二年五月、父吉徳にともない、帰国し、金谷御殿に入った。このとき、異母兄宗辰は、在府しており不在であった。しかし、重熙の滞在は長くはなく、この直後、吉徳が金沢で急逝した一ヶ月後の七月に江戸へ向かった。その後藩主は、宗辰が家督を相続したが、在府のままほどなくして没し、重熙が八代藩主となった。

次の九代重靖は、享保二十年に金谷広式で誕生したが、寛延二年に江戸へ発途し、重熙の死に臨んで世子となってそのまま江戸で家督を相続しているから、宝暦三年九月に帰国した際には藩主としての立場であり居を構えていない。

以降、世子のなかで金谷出丸に住居するのは、治脩、重教の子で世子の立場のまま十八歳で没した斉敬、金谷広式で誕生した十二代斉広、そして弘化二年に金谷御殿の住人となった、のちの十四代慶寧であった。

(3) 隠居した前藩主の住まい

金谷出丸は、世子の住まいばかりでなく、隠居した藩主の住まいとしても知られている。隠居所としては、利常の小松城が著名であるが、五代綱紀は祖父利常にならって小松での隠居を理想としていたというが、結局江戸で隠居まもなく没し、続く吉徳・宗辰・重熙・重靖と現役の藩主で没している。隠居藩主の住まいとして機能

するのは、十代重教の時からである。

重教は、病気がちであることを理由として異母弟治脩に家督を相続し、安永四年九月に金谷御殿に移った。天明五年に勝手方を自ら取り仕切るとして進めた、いわゆる天明の御改法の舞台ともなった。

つづいて、「大梁公の御代」という穏やかな世相を創出した治脩も病気がちとの理由で、享和二年に家督を甥の斉広に譲り、隠居した。この年の十月、隠居所を金谷御殿に定めて入った。治脩は、文化七年正月、金谷で没した。

金谷御殿での治脩のエピソードとしては、文化五年の二ノ丸御殿の焼失時があげられよう。治脩は、このとき金谷にあって京都の医師畑柳泰の診察を受けていたが、「火の子はらはらと雪の降ごと」く、「音は雷の落ちかかる如」く、「はやも御殿に火の懸るべき」躰であった。治脩は所望の饂飩を平静のおももちで三椀食し、饂飩を用意させたからと柳泰にも進めたが、二ノ丸よりやがて雛土蔵に火がかかろうという状態で、柳泰は気が気でなく、「御いとまも不申上帰らん」とするありさまであった。治脩は大いに笑い「京師の人は左も有べし。江戸にてはかかる事たびたびなり、先々しづまれよ」と述べたという。『加賀藩史料』に掲載された「寝覚之蛍」の一節である。どこまで事実を伝えているかは定かではないが、治脩の剛毅さとともに、金谷御殿での隠居藩主の生活の一コマを映し出す興味深い内容と言える。

次の、斉広は、隠居所を金谷ではなく、竹沢御殿を築造し、住居としたため、金谷で生活を送っていない。最後に金谷御殿を隠居所とするのが斉泰であった。

(4) 女性たちや子女の住まい

元禄初年に藩主の子女が住まいしたことについては触れた。とくに江戸後期から幕末期にかけては、藩主の側室や子女が金谷に居を設けるケースが目立ってくる。

側室と金谷の関係は、子女の誕生記事をみても伺い知ることができるが、宝暦大火により子女などの出入りが知られ、その後享和二年に治脩の側室智光院がはいったことがみえる。文政五年には斉広の子他亀次郎が入り（～文政八年）、つづいて同延之助が天保四年から天保五年にかけて、安政元年には、斉泰の子豊之丞（のちの大聖寺藩主前田利行）がはいったことが知られている。このうち、延之助の住まいは金谷御居宅といい、広式内に設けられた豊之丞の住居は南之御住居と称した。金谷ゆかりの女性のなかには、前藩主夫人が存する。真龍院と景徳院（溶姫）である。真龍院は、斉広正室で、五摂家の一つ鷹司政熙の娘である（名は、夙、隆子）。彼女は、天保九年金沢に到着し、金谷御殿にはいった。弘化二年、世子慶寧がここにはいると相殿とし、彼女の住まいを松之御殿と称するようになった。

安政元年、真龍院は、二ノ丸広式に入るが、文久三年、参勤交代の緩和にともない、斉泰正室溶姫が国許に訪れると、御座所を現在の兼六園の地に求め、完成するまで金谷広式に仮住まいするものの、完成するや巽御殿に移っている。

溶姫は、徳川家斉の娘として知られ、文久三年に金沢城二ノ丸御殿の「御守殿」にはいるが、翌年には江戸に戻った。幕末の混沌とした政治のなかで、慶応四年三月、再び金沢へ到着し、今度は、斉泰が隠居する金谷御殿にはいった。しかし、心労がたたってか、

二ヶ月半後の五月一日に没した。

(5) そのほかの記録にみえる金谷

以上は藩主一族の住まいとしての使われ方であったが、記録にみえる金谷出丸の状況について江戸中期の例ではあるが、一、二略記しておこう。

加賀藩五代藩主綱紀の子富五郎は、のちに大聖寺藩主前田利直の養子となり、正徳元年家督を相続した（前田利章）。その生母保寿院は、享保九年に大聖寺に移っているが、その保寿院が元文五年五月二十四日金沢をおとづれ、三日後の二十七日に金谷御屋敷で饗応されている（「大野木克寛日記」）。保寿院は、先にふれたように、豊姫・敬姫・直姫の母でもあり、金谷と深い関わりを持っていた人物でもあった。

また、金谷といえば、六代吉徳の側室真如院をめぐって登場する。十八世紀半ばにおこった、いわゆる加賀騒動は、江戸後期を代表する御家騒動として有名である。この事件は、六代藩主吉徳のもとで、破格の出世をはたした大槻伝蔵（朝元、内蔵允）が、真如院と結び、真如院の所生勢之佐を、次期藩主の座にすえるため画策したとされるものである。

寛延元年（一七四八）七月に金沢に下向、到着した真如院は、八代藩主重熙のお茶に毒を盛ったとして直ちに金谷御殿に縮所を設えられ、幽閉された。彼女は翌年非業の死をとげ、騒動の一応の決着が図られた。もちろん無実の罪に問われたものとみられる。

このように金谷御殿は、藩主一族の女性をめぐって饗応の場であり、また悲劇の事件の目撃者となったのである。

また、興味深いところでは、江戸後期の文政八年（一八二五）に金谷に綿羊小屋が設置された。

2 慶応の金谷普請と「金谷御殿御普請諸事留」

慶応二年（一八六六）、斉泰は、隠居を決意し、嫡男である慶寧に家督を譲った。この年四月二十七日、斉泰は金谷御殿へ移徙し、同時に、初姫、治姫が金谷広式に移り、多慶若・灌姫・慰姫が二ノ丸の広式へと移った。

金沢における斉泰の居所については、慶応二年八月十一日に金谷御殿を改築してここを住まいとしたい旨を表明した。本史料は斉泰隠居所とするための改築記録ということになる。

「金谷御殿御普請諸事留」は、加賀藩の御大工清水家に伝来したものであるが、御大工からの視点ではなく、中村家外平・神田直次郎という普請御用を勤めた人物の役儀を通して金谷御殿普請の実態をうかがわせる内容となっている。

ところで、この慶応期の金谷御殿普請は、家老横山政和の日記「諸事留帳」によれば、改築にあたって、質素で庭を広いものにしたいという斉泰の意向があったという（『加賀藩史料』幕末編下篇）。

以前の金谷御殿は、「柱も杉丸太」で細く、「天井も床もひく」いもので、それにともない張り付け等も唐紙を貼り、壁も多く、屋根もさらしで瓦もないものであったという。しかし、竹沢御殿の建物の一部をもってきたため豪華な印象をぬぐえないという。竹沢御殿は、御殿造で柱も大造りで太く、天井も高いものであったとする。竹沢御殿の建物を金谷に移したのは、世子時代の慶寧が金谷には

いることになった弘化二年のことであった。このときは、庭石のため玉泉院丸から十ほどの岩石を運びいれたとの記録もある（「世子御座所一件」、なお、「世子御座所一件」を分析したものに田畑勉「弘化期における金谷御殿の増改築工事について」『金沢城研究』2号がある）。

慶応の普請について、『加賀藩史料』をひもとくと、

慶応二年八月十一日　斉泰の意向により金谷御殿の改築を公表する（「諸事留牒」、「御親翰帳書抜」「見聞袋群斗記」）

慶応三年正月十六日　金谷御殿の表も建て替えるにつき、普請御用を赤井伝右衛門とする。（「見聞袋群斗記」）

八月三日　金谷御殿の三規式（木作始、柱建、上棟）を行う（「見聞袋群斗記」）

八月六日　金谷御殿広式・奥向の普請出来（「見聞袋群斗記」）

の四件確認できるものの、断片的でしかないことから、普請の全容についてはわからない。金谷御殿の普請に関する最も詳細な内容をもつものが、ここで翻刻した「金谷御殿御普請留」である。この史料や関連の史料をもとにしながら、慶応二〜三年に行われた金谷御殿の普請の経過について探ってみたい。

(1) 普請の着手

「金谷御殿御普請留」は、慶応二年（一八六六）九月から起筆し、翌慶応三年十二月にいたる記録である。日を追って普請の進捗や実態がわかる貴重な内容を持っている。

石垣職人たる穴生等を統括し、城内の普請の中核となってきた普請会所は、慶応三年十二月一日をもって差し止めとなっており、いわば、この時の金谷御殿の普請は、普請会所が関わる最後の事業であったということになる。普請会所の廃止によって城中の石垣方や辰巳上水の御用は、作事所打ち込みとなり、穴生たちも定番御歩並次列となるなど幕末維新期の大きな変革の渦中にあった。

あわせていえば、当の作事所も慶応三年正月二十三日の仕法で、まず作事奉行が廃止され、内作事奉行と外作事奉行が復活、明治元年には、作事方が廃止となっている。

さて、本史料の記述は、九月十一日に中村家外平・神戸直次郎が普請主付に任命されるところから始まっており、二五〇以上の項目に及ぶ内容から成り立っている。時間の経緯に従い、普請の進捗について確認しておこう。なお（　）内は、細目次の史料番号に対応している。

中村・神田が普請御用主付となり（1）、そのほかにも作事所横目が普請中の見廻りを命ぜられるなど、諸役に任ぜられた。実際普請の動きを見せるのは、その一〇日後の九月二十一日で、松原屋敷の囲内に大工小屋を建てるための竹木伐採を行いたいとし（3）、普請へと始動した。この松原屋敷には普請のための仮役所もおかれ、釜小屋番人として足軽二人、入口番足軽が二人、火焚小者一人が夜中宿泊して番にあたった（40）。

金谷出丸の南側に位置する、金谷御門側の物置を取りたたんで、その跡地に文庫の土蔵を移すことにしたとの記事がみえる（4）。これは、六棟の土蔵のうち五棟移すことになってようで（15）、十月という早い段階で、土蔵内に納められていた物はすでにほかに移されていて移転の準備がなされ、土蔵のあたりにあった番所についても不要論が出ていた（24）。

しかし、ほどなく五棟すべてを金谷御門近くに移すことに不都合

が生じたのか、五棟のうち二棟については、取り畳んだ物置跡に移すことにしたものの、二棟は金谷出丸の北側に位置する七十間長屋内に移すことが命ぜられた。これら移動の準備ができ次第、金谷広式渡物置を取り壊す段取りであった（32）。そして、土蔵を移すにあたっては、立木の伐採等はさけられなかった。こうした記述は多くみられる。たとえば、御文庫土蔵を金谷御門辺に移すにあたって、物置きがあった横の堀縁の立木を除くように求めたのは一つの例である（20）。また、金谷外庭に存した馬見所も取り払うよう命ぜられ、大工小屋を設置することとした（8）。取り壊された馬見所の「木品」（部材の意か）は、竹沢御庭へ運ぶことにし、代わりに竹沢庭内の石材を取り出すため、竹林御門の往来に差し支えがないよう求めた（14）。竹林御門とは、現在の兼六園の南側に位置した門である。

土蔵の移動、それに付随する樹木の伐採という記事が目立つなかで、南土蔵の扱いが問題となった。南土蔵は、前掲の土蔵と比べて大きいものであり、森田平次によれば「今尾山神社の後口地なる堀端」にあり、「古今の珍書を納められ」た土蔵であった（『金沢古蹟志』上巻三七一頁　南土蔵項）。平次は、五代綱紀の造営と推測し、金谷の南にあったことから名付けたものとしている。そして、明治二年納められていた書籍などを城内本丸付段の土蔵へ仮に移し、その後この土蔵を取り壊したとも指摘している。しかし、本史料によれば、南土蔵を取りたたんだ上でどこかへ移すことが検討され、どうも移されたとみるべき記述となっている。時系列がやや前後するが、これについて確認してみることにしよう。

南土蔵については、当初は金谷門続へ転地する意向で、すでに慶応二年九月段階で話題にあがっており（12）、翌十月には、移す場所について明記されていないものの、取り畳んで翌三年春に転地することとしていた（24）。その通り、正月十日の日付で転地することがあらためて命ぜられ、二月になって転地先を本丸内とすることがみえる（111）。五月には本丸内への転地により、差しさわりとなる松木の根返し・栂の枝伐採にも着手しており（152）、六月には「木品等」の運搬が松坂門経由ではじめられた（165）。九月には戸前上の棚を作り直し（206）、十二月二十六日、本丸内に転地し築造された「御文庫御土蔵」が竣工し引き渡したという記事（247）があるが、この「御文庫御土蔵」とは南土蔵を指すものとみられ、とするならば、森田が指摘する、明治二年ではなく、慶応二～三年の金谷普請の際に移築されたとみるのが自然であろう。

さて、本史料には、次のような注目すべき記述もある。非常の際に備え、高石垣下の武具土蔵前に水路を通すことにし、懸樋等で稲荷屋敷・玉泉院丸を通し、金谷御殿へとつなげることで非常用水となり、広式にも非常用水になるという。そのため土蔵の転地となったともされる（30）。

十月十九日、木遣・地搗・胴搗に取りかかり、歌や掛け声がとびかうにぎやかに普請が進められた（48）。こうして十一月初旬には、金谷御殿のうち「御住居替御補理」が行われていたようである（66）。また、同じころ、普請で地面で差し合わりのある御庭内立木・泉水縁りの臥木・臥石の除去もされている（81）。

慶応二年の普請は、十二月二十八日で仕舞、新年は正月八日に仕事初めと決められた。

(2) 慶応三年の記事

年があけた慶応三年は、孝明天皇の崩御の記事からはじまっている（87）。孝明天皇の崩御は前年十二月二十九日のことであり、金沢にその報がもたらされて藩内に周知されたのは、年の明けた正月三日のことであった（「御用方手留」『加賀藩史料』慶応三年正月三日条）。その報を受けて普請延期が余儀なくされ、正月十日に開始することになった（88）。九日の日付で普請御用の材木について所口に着船している錫懐丸に南部等より買い上げた材木を積み廻すことも議論されている（89）。

南部の材木は、宝暦大火後の再建事業の際にも廻送された経緯があるが、ここでも東北産の草槙が活用されたようである。普請で必要な松木は、石川郡山科村領・有松村領・泉野村領・野々市村領など金沢近在の村領からも調達されているが（26、183）、金谷御殿では、杉材が多く用いられており、撫育方より買い上げているが、天井板等が不足で、新川郡蓑輪村領等から伐り出すことにしたとの記事がある（123）。慶応三年九月には、金谷広式の建替えで松木を多用する場合には城内の松木のうち横木か近いうち横木になるべき真枯分等を、槻木を用いる場合には惣構の槻木を使用する方針であったことが記されている（207、212）。取り寄せられた材木は金谷門・七十間長屋の扉を開けさせて車にのせて運んだようである（47）。ついでながら、普請で必要な資材は材木だけでなく石材や金箔などに関する記述もみられる。石材では、ここでも戸室石が樋石や双盤石、胎内、湯殿底石などで用いられ、そのほか坪野石、越前石が使用されている（46、135、203）。また能登鵜川村の石も廻送されて「石筒」として使われたことが記されている（136）。金箔の記述では、四寸四方の金箔三七〇〇枚が使用され（138）、正四寸金箔二〇〇〇枚が神棚のために用いられた（154）。質素を謳いながらも多くの金箔が使用される点は注目に値しよう。

さて、すでに、慶応二年十一月十一日に金谷広式奥廻等の取り壊しにかかっていたが（71）、これは、建て直しを意味していたのであろうか、翌三年の六月には、奥廻の建揚げが一応出来した（162）。広式奥廻の踏段は坪野石で完成したという記事もみえる（164）。

七月となると、金谷御殿造営の御用として絵師佐々木泉玄が手腕をふるったという（174）。おそらく杉戸絵を手がけたものとみられるが、作業が手張り気味で、何人か陪臣等の門人に手伝わすようにしたようである。

八月末となって、金谷御殿の表廻の建替えは当分中止し、「広式御口廻り」を当年中に、奥廻りを来年六月中竣工するとの仰せがあった。これは、多くの費用を要したことが背景があるらしい。

もともと、この金谷御殿の普請は当初五、六年かけて完成させるつもりであったが、次第に物価が高騰し、職人たちの作料なども増えてきたことから、「莫大之御入用増銀」となる可能性をはらんでいた。中村・神戸の両普請御用主付は、慶応三年の三月段階で、普請を年内竣工をめざしたいという意向を持っていた（121）。しかし、実際には厳しかったようである。慶応三年の十二月六日現在で、金谷広式建替は、三の間から「御口廻り」は八、九割は完成しており、十五日頃には竣工の運びであった。続けて奥居間廻り・部屋方・三囲長屋門等は早春より建て揚げとする予定で木拵えも七割かたできていたが、突如斉泰から休止の命が出た。「御広式向」に差しさわりがでることから、「御口廻り」はとにかく進め、そのほ

かはそのままにということであった。この背景には、安政期における江戸大地震や野田塩硝蔵新設など物入りがかさんだということであったらしい。しかし、材木をそのままにしておき、大工小屋をいったん畳むなどすれば二重の出費にもつながり、中村・神戸は勝手方年寄の八家村井長在（又兵衛）に指示を仰いでいる（239）。その後の状況は記されておらず、不明のまま史料自体の記述は終わっている。

このように、赤字財政を危惧するなかでの金谷御殿の普請であったが、普請に携わった横目足軽以下職人たちに対しては、月に一度程度のペースで酒を振る舞うとともに、普請が進むうえで職人たちが怪我や病気となる者に対する手当も充実していたようであり（53）、その辺は、文化五年の二ノ丸御殿再建事業を彷彿とさせるものであった。酒を振る舞われた人々は、三〇〇人から多い時で一〇〇〇人以上がおり、これ以上の人々が直接携わっていたであろうことがわかる。

以上、かいつまんで慶応の金谷御殿の様子をこの史料の記述にもとづき概略をしるしてきた。絵図面を用いて、伺いをたてながら普請を進めていった状況がわかるが、文化五年の「御造営方日並記」に比べ、普請が進められた細部の状況はみられず、残念としなければならない。しかし、奉行の目を通した記述は貴重な内容というべきであろう。慶応二、三年の金谷御殿普請に関する史料はこのほかにも存しており、普請事業については別途評価していく必要が残されている。

（石野友康）

[解題] 御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳・御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳

1　時代背景

普請会所の組織について考える場合、この二点の史料は大いに参考になるであろう。二点とも天保四年（一八三三）正月四日の日付を持ち、前田直一（源五左衛門、一〇二〇石）・横山元儔（義六郎、一〇〇〇石）・青木正徳（多門、八〇〇石）・岡嶋一寛（右近、一五〇〇石）の四人の普請奉行（岡嶋は加人）から、横山隆章（山城守）以下、藩の年寄役や家老役十二人に対し、普請会所が「支配」している人々の知行高・切米高、そして普請会所附の役銀で雇用している人々五七名のきわめて簡潔な書上で、穴生や普請会所下奉行、犀川・浅野川川廻などの名がみえる。従来注目されてこなかったものであるが、天保四年正月段階で普請会所に詰めた人々の概要が具体的にわかる貴重な内容となっていることから、参考史料として取り上げ、紹介することにした。

両史料とも金沢市立玉川図書館郷土資料のなかの史料であり、両者は、連続した請求番号が付され、別々の史料として目録に採られているが、一連の史料であるものとみるのが自然であろう。

天保四年といえば、十三代藩主斉泰の治世である。斉泰は、文政五年（一八二二）父斉広の隠居により十二歳で家督を相続した。斉広によるいわゆる教諭方政治は斉広の死によって二年ほどで終え、名実ともに斉泰による政治が行なわれるようになった。

天保期においても、相も変わらず財政逼迫の状態であり、藩ではその対応が課題となっていた。また、綱紀粛正の必要もあって、天保二年金沢茶屋町の廃止を打ち出した。

他方、この時期に起こった全国的な飢饉は、加賀も襲うことになり、斉泰の渇望により奥村栄実が政務を担当することになり、やがて天保の改革を推進していくようになったのはよく知られたところである。

そうした切羽詰まった藩政とは裏腹に、天保元年、正室溶姫（徳川家斉娘）との間に嫡男犬千代（のちの慶寧）が誕生し、翌二年には、斉泰自身参議に昇進するなど、藩主家にとって天保初年には、うれしい便りも多く聞かれた時期でもあった。

天保三年九月一日、藩は、斉広の子で斉泰の同母弟延之助の住居を現在の尾山神社に存した金谷屋敷とすることに決し、そのための普請を行うことにした。「御逼迫之時節に候間、御手軽に被仰付候条、其心得を以可有僉議候」とあるように、財政逼迫の時節でもあり、贅をおさえる普請とすることを謳っている。工期から推して、確かにそれほど大規模なものとはなってはいないようであるが、翌四年二月十七日、斉泰は、ほぼ竣工したとして金谷に赴き、その状況を見分し、続いて二月二十六日、延之助が金谷に居を移した。いわば、天保四年正月四日とは、延之助の金谷屋敷の普請が進められている途中の段階であり、その日付けをもって年寄・家老宛に名書が藩の重臣あてに書き上げられているのは、普請会所における人々を把握しなければならない理由があったわけで、延之助の金谷御屋敷住居普請を一つの背景にしながらこの史料が作成された経緯があった。

職務		人数	備考
穴生	切米30俵～知行100石	4	
普請会所下裁許	切米30俵	6	御屋敷方并地子銀取立方御用
			諸切手しらへ方御用
			諸切手しらへ方・辰巳上水方・遠所川除方主附・浅野川々除方才許加人
普請会所附足軽	切米20俵～ 23俵	8	
無組附才許与力役所留書足軽	切米18俵	2	
御扶持人石切	給銀200目、ほかに２人扶持～３人扶持	6	
普請会所居番人	給銀170目、ほか２人扶持～３人扶持	2	
二十人石切 （二十人石切並・同　見習を含む）	給銀200目、ほかに２人扶持 （見習は、扶持方とも300目）	21	
犀川川廻	給銀200目、ほかに１人扶持	2	
浅野川川廻	給銀200目、ほかに１人扶持	2	
普請会所小遣小者	給銀100目、ほかに１人半扶持	2	
無組附才許与力役所小遣小者	扶持方共200目	2	
合計		57	

「御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳」・「御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳」に記載の役職

本史料には、二点あわせて五七名の名前が載せられている（上記の表参照）。役職・氏名・知行高や切米、給銀などの記述があり、普請会所支配の人々や普請会所銀で雇用されている人々が具体的に判明する。記載される人々には石垣職人としての穴生が四名、御扶持人石切六名、二十人石切二一名（二十人石切並・見習を含む）で半数をこえる。そのほかには下裁許・会所附足軽、留書足軽、犀川・浅野川河廻、小遣小者が記載されている。

2　元禄の普請会所役附等との比較

本書で翻刻した河内山勲家「御普請会所役付等覚書」のなかには、元禄頃の普請会所の役付が記されているので、比較してみたい。「御普請会所役付等覚書」には、三人の普請奉行を筆頭に、普請拵奉行・道具渡奉行、穴生、御屋敷方幷地子出来退転算用、川除破損修理見積役、御領国中川廻川除破損修理見積役、石垣御普請之時分手木遣役、物書役幷御家中定杖突など二八の役職が記されており、あわせて金沢城下で御用を務めた町人六七人もみえるので、これを加えるならば九三名の名前が確認できる。

このうち「御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳」や「御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳」と役職のうえで共通するのは、穴生や御扶持人石切で、「御普請会所役付」で単に「石切」とあるのは、二十人石切のこととするならば共通の数にいれなくてはならない。

あと、「御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳」にみえる普請下裁許であるが、兼帯する職務から察すると、「御普請会

所役付等覚書」でいう御屋敷方并地子銀取立方御用は、「御普請会所役付等覚書」にみえる御屋敷方幷地子出来退転算用に、辰巳上水方が同様に辰巳水道裁許に相当できそうである。また浅野川々除方才許加人が浅野川河除普請奉行と同様の職務を行っているようである。「御普請会所役付等覚書」と「御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳」には一五〇年近くの時間的な相違があることから、その辺も慎重に考慮しつつ詳細な検討が必要になってこよう。

また、文化八年頃の「北藩秘鑑」（藩法史料叢書刊行会編『藩法史料叢書2　金沢藩』創文社）をみると、普請奉行支配の役職として「穴生」「下裁許」「川除見積人」「御扶持人石切」「二十人石切」「御普請会所番人」「同所留書」「同小遣小者」の七つがみえる。「御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳」・「御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳」と見比べてみると、名称から普請会所附足軽、犀川・浅野川川廻以外はほぼ一致しそうである。このことから、「御普請会所支配人々知行高御切米高並役附歳附帳」と「御普請会所附役銀ニ而召置候人々帳」の二点の史料は、普請会所に勤務する人々を考えるうえで、非常に参考にすべき内容を持ち合わせているといえよう。

（石野友康）

金沢城史料叢書17

金沢城普請作事史料１

平成25年３月　発行

編集・発行　　石川県金沢城調査研究所

〒920-0918
金沢市尾山町10－５
電　話　(076) 223-9696　　ＦＡＸ　(076) 223-9697
E-mail : kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

印　刷　能登印刷株式会社